

博士論文

論文題目 農村女性の土地に関わる諸権利の研究
—タンザニア国キリマンジャロ州を事例にして—

氏 名 田中 由美子

要 旨

第 1 章 序論

本研究では、国際協力におけるジェンダー平等論の実証的検証として、タンザニア国キリマンジャロ州の農村女性の土地に関わる諸権利（土地権）の分析をおこない、農村女性が土地権に関連した「価値あると思う」ことを選択する過程およびメカニズムを明らかにすることを通じ、開発政策へのインプリケーションを検討することを目的とした。

タンザニアの土地法（1999）および村土地法（1999）では、土地は国家に帰属し、人々および村落には占有権（rights of occupancy）のみが付与される。都市部、投資促進地および保護区などには近代的な制定法が適用される一方で、村落の土地所有に対しては慣習法が適用されるという多重構造がある。しかし村落では慣習法のもとでの土地相続・譲渡・売買がおこなわれている。

タンザニアでは、農村における土地所有は、食料および生計を営むために必要な現金所得の創出、および生存に不可欠な自家用食料を調達する主要な手段であるが、全農家の約 6 割は、2ha 以下の耕地しか所有しない小農であり、そのうち 1ha 以下しか所有しない零細農家は全体の 31% を占める（URT 2010）。さらに、農村地域における農林業の女性労働力率は約 92% と高いが（URT 2012:50）、女性の農地所有者率は 19%、所有面積は 13% に過ぎない。しかもこれは慣習的所有権（customary rights）を含めた数値である。女性の土地所有率の低さは、生計のみならず、農業・灌漑組織への参加や融資機関の利用機会を阻んでいる。

農村女性が土地に関わる諸権利を取得することに対する障害要因には、慣習的な男性中心の所有・相続制度がある。農家の世帯主は通常男性であり、女性は婚姻制度に関わる慣習的な差別規範により死別・離婚などの場合に財産権や相続権を剥奪される（Daley 2008）。土地権の剥奪は、それに付随する収益権や営農権、さらに水利権の喪失であり、女性のみならず、女性に依存する子どもや家族の暮らしに影響を及ぼす（URT 1994）。

本論では、既往研究における論証を検証し、農村女性が土地権に関して「価値あると思う」選択をおこない実現可能性を高めていくことがどのように可能なかを分析するために、以下のような 4 つの仮説に対する考察をおこなった。「仮説 1：政府の開発事業による土地再配分がおこなわれると、農村女性は土地（耕作地）の慣習的耕作権および所有権を剥奪される」、「仮説 2：土地権の近代化を進めると、農村女性の土地（耕作地）の所有権は経時的に失われる」、「仮説 3：農村女性が、土地（耕作地）の自己名義登録をすれば、土地の管理権（営農権、収益権、処分権）を有することができる」、「仮説 4：地域コミュニティは、慣習法にもとづき、女性の土地（耕作地）の所有権を認めない」。

サブサハラ・アフリカ地域では、土地権の近代化を進めるにあたり「土地権の進化論」（evolutionary theory of land rights）が提唱されてきた。土地権の進化論とは、人口圧力の増加と土地の希少化、および市場統合に伴い、土地権の固有化が起こり財産権の私有化の確立に導かれるとする理論である。土地の私有化による土地登記が進み、市場化を通じた土地の集約化が生じ、

慣習法のもとでの不確実な所有制度が廃止され農業生産および投資が高まるとする。新古典派経済学にもとづくこのような考え方は、世界銀行 (WB) を始めとする国際援助機関がサブサハラ・アフリカ地域の開発援助事業において採用してきたものである (Platteau 1996)。

第2章 研究の方法

本研究の対象地としてタンザニア国キリマンジャロ州ローアモシ灌漑地区 (Lower Moshi Irrigation Scheme: LMIS) を選定した (図1)。LMIS は、キリマンジャロ山の南側の麓、州都モシ市から南東へ約 20km 離れたモシ農村部に位置する。標高は約 720~760m で、大雨季 (3~5月) と小雨季 (10~1月) があり、年間雨量は約 500~700mm と少ない。研究対象としたのは、灌漑稲作圃場 (約 1,100ha) である。日本政府の支援で 1987 年に竣工し土地 (圃場) が再配分された。圃場は 5 地区から構成され、20~30ha のブロックに分かれる。灌漑組合が、2007 年に設置され、用水配分、施設管理、水利費徴収などをおこなう。なお、本論で LMIS の「土地」というのは、灌漑稲作耕作地・圃場 (irrigated paddy land/plots) を意味する。

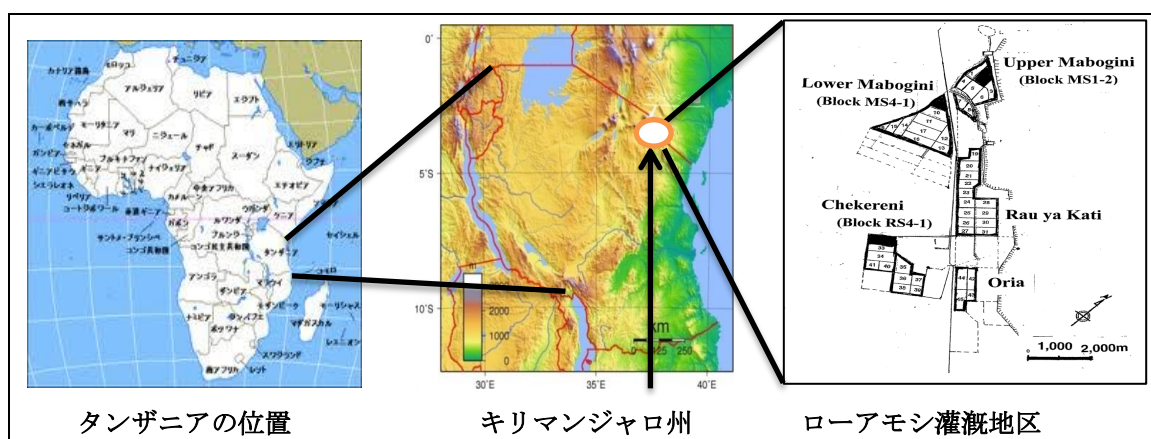


図1 対象地

出典：Google アフリカ地図 および <http://blogs.yahoo.co.jp/hotcreationjp/59100930.html> (参照日 2013 年 11 月 15 日)、他から筆者作成

本研究で使用した 1987 年土地所有対象者リストは、1986~87 年に LMIS 灌漑事務所から各灌漑地区に送出された通達文書と土地再配分者リストをもとに、筆者が集計し直したものである。モシ市の灌漑事務所の倉庫に 26 年間保管されていた書類を採出した。さらに、各灌漑地区の灌漑事務所から入手した 2004~2013 年の水利費徴収表から、全土地所有者リストもあわせてコンピューター入力し、性別、名寄せなどの分類作業をおこなった。1987 年の土地登録簿およびブロックごとの灌漑圃場図については、当時関与していた日本のコンサルタント会社および国際協力機構 (JICA) にはすでに保管されていない。

現地調査は、2011~2014 年に計 4 回おこなった。土地所有および非所有の農村男女 (64 名：女性 41 名、男性 23 名) とキー・インフォーマントに対して半構造的面接調査を実施した。使用言語は通訳を備上し、スワヒリ語と英語でおこなった。さらに灌漑事務所スタッフ 6 名 (男性 5

名、女性1名)に対して調査手法の研修を5回おこなったのち、質問票による生活状況調査(360名)、土地権に関する調査(3ブロック全数調査、211名)を実施した。

第3章 農村女性と土地権に関する既往研究

サブサハラ・アフリカでは、1960年代の植民地政府からの独立後、白人居住地からの農地の回復および再定住化や農業生産性の向上を図るために、土地法の修正が進められた。しかし、土地改革が政策の重要課題として注目されるようになったのは1980年代であり、土地の固有化・私有化を促進する近代的土地法の導入が検討された。1980～2000年代を通じておこなわれた土地制度に関する研究は、土地権の進化論を検証したものが多い(Platteau 1996)。この理論は世界銀行(WB)や国際通貨基金(IMF)により支持され、1950年代から私的所有権の取得による土地登記制度を促進する援助施策がアフリカに導入された(Platteau 1996, 吉田 1999:4-5)。しかし、タンザニアでは大統領土地問題調査委員会が周辺国で採用されていた土地権の進化論の是非を検討した結果、タンザニアにおいては同論を採用するべきではないという結論に至った(URT 1994:255)。

タンザニアにおける女性の土地権についての既往研究は、以下のように3類型化できる。1) 実践的研究者による土地制度改革の政策論研究、2) B.アガルワルの議論に基づく社会変容と土地制度についての人類学的研究、3) 土地権の進化論に関するジェンダー視座からの研究、である。タンザニア政府の土地政策は、制定法と慣習法の二重構造を容認しているが、ジェンダー実践的研究者は、慣習法が進歩していくには長いプロセスがかかり、効果的な選択肢を提示することができないと批判する。人類学的研究では、多様な社会が多様な方向に変容している現象が発見されているが、土地の管理・所有の相互作用および包括的分析は少なく、土地権に関する選択肢を広げていくような方法やメカニズムが明示的に分析されているわけではない。土地権の進化論の批判者は、近代的制定法の導入には実際には困難が大きく、逆に女性にマイナスの影響があると批判してきた。どの立場を採っても有効な政策論には結びつきにくいというジレンマがある(Tsikata 2001:9)。

第4章 灌漑開発事業による土地再配分に見る農村女性の土地権(仮説1)

「仮説1 政府の開発事業による土地再配分がおこなわれると、農村女性は土地(耕作地)の慣習的耕作権および所有権を剥奪される」については、LMIS 灌漑施設建設後の1987年に実施された土地再配分の分析(質的調査)をおこなった。対象は、第1次、第2次調査において半構造的面接調査を行った農民男女(52名)およびキーパーソン(19名)から収集した回答の分析である。

調査の結果、農村女性が、土地権を取得する方法には、開墾による割譲、政府による土地再配分、相続、贈与、購入などがあり、LMISにおける1987年の土地再配分にあたり、灌漑開発事業により土地再配分が行われる場合には、従前地において慣習的耕作権・所有権を有していた女性はその権利を剥奪され、経済的にも社会的にも地位が低下するわけではなく、女性も自己名義

で土地登録をおこない、土地権の回復にも参加するという選択をしたことがわかった。したがって、仮説1は立証できなかった。さらに、女性が土地権を取得できた要因として、夫婦が別々に登録、従前地での土地証明書（領収書）の保有、土地配分委員会や苦情処理のための委員会への女性の参加、地域の女性リーダーの役割、離婚した女性やシングル・マザーなどが土地取得を「価値あると思うこと」として選択し土地登録をしたことなどがあることがわかった。

第5章 灌漑開発地区における農村女性の土地権の変遷（仮説2）

「仮説2：土地権の近代化を進めると、農村女性の土地（耕作地）の所有権は経時的に失われる」については、土地権の近代化にともない土地収益が増加すると女性の土地権が剥奪される（Daley 2008, Kissawike 2008）、さらに、農地登記によるメリットが認識されると男性が土地権を独占し女性は慣習的土地権を失うことが論証されてきた（Platteau 1996）。

調査方法として、ブロックごとの水利組合が所有していた土地登録者リスト（2004～2010年）を全て収集し分析した。調査結果として、LMISの土地所有者は合計1,845名であり、女性は21%（390名）、女性が所有する面積は17%を占めることがわかった。女性の90%は、3プロット（0.9ha）以下の小規模所有者であることもわかった。

さらに、上流、中流、下流から、それぞれ1ブロックを選定し、1987年～2013年間の女性の土地所有の経時変化を分析した。そのためには、1987年の土地再配分リストを分析し（上流と下流のみ）、さらに2013年時点での最新の土地所有者リストをブロックリーダーに依頼して更新した。その結果、女性の土地所有者数は、対象3ブロックすべてにおいて増加したことがわかった（図1、図2）。特に中流では、2013年には男性より女性の土地所有者数のほうが上回った（図2）。3ブロック全体で女性の土地所有面積の割合も増加した（図3）。特に、二期作で収益が高い上流においても増加した（図4）。したがって、仮説2は論証できなかった。

さらに、同3ブロックにおいて女性の土地の取得方法について分析した。調査方法としては、土地所有による質問票調査（全数調査）のデータを使用した。調査結果としては、女性が土地を取得する方法には、1987年時点での土地の再配分の他には、夫の土地を妻が相続する割合が、人数・面積ともに最多だった。これは、父系制・夫方居住社会での相続の通念に反した現象である。さらに、面積としては、父から息子への相続のほうが、父から娘への相続より多いが、その差は僅かであり、人数もほぼ同じである。反対に、母から息子への相続は、母から娘への相続より、人数・面積ともに多かった。つまり、男性から女性への土地権の移譲が生じている一方で、女性が土地を取得しても、必ずしも女性に相続するわけではなく、次の世代でまた男性（息子）が相続するという逆転現象が起きることもあることがわかった。（図5）。

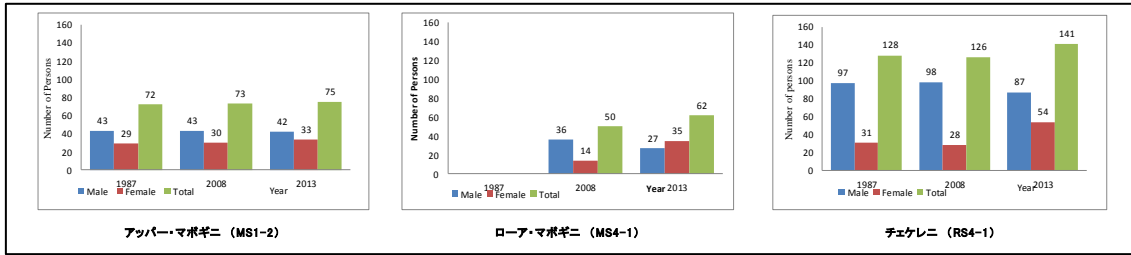


図1 土地所有者数の変化 (1987～2013年) (出典：筆者作成)

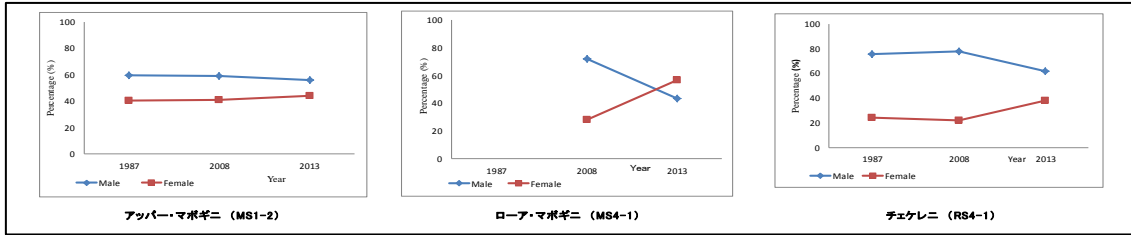


図2 土地所有者の男女比の変化 (1987～2013年) (出典：筆者作成)

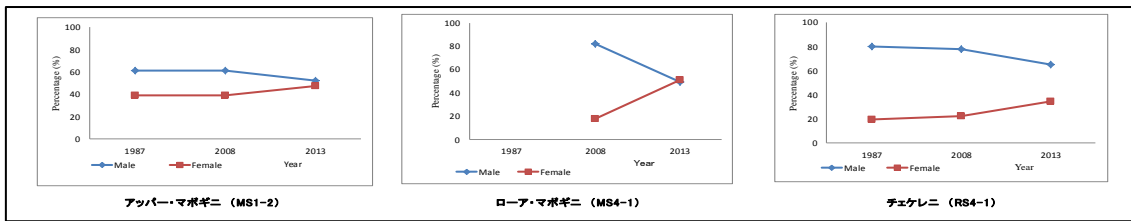


図3 土地所有面積の男女比の変化 (1987～2013年) (出典：筆者作成)

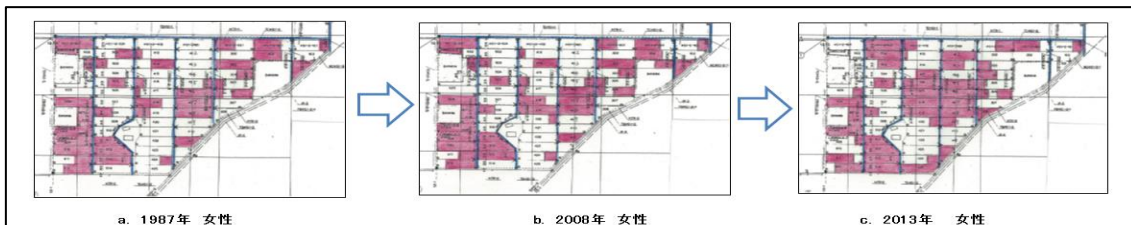


図4 上流における女性の所有地の変化 (1987～2013年) (出典：筆者作成)

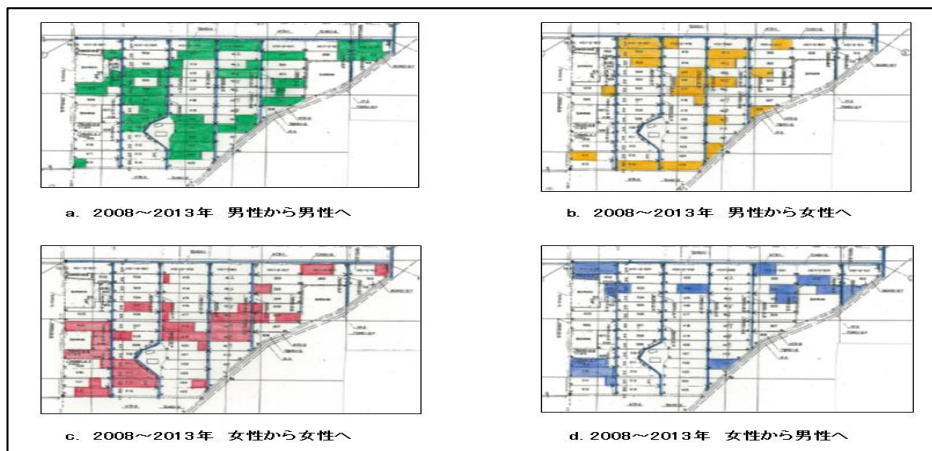


図5 上流における男女間の所有地の変化 (2008～2013年) (出典：筆者作成)

第6章 農村女性にとっての土地所有の価値

女性の土地所有者および面積の増加の背景として、女性の土地所有の価値観についての分析を試みた。調査方法は、土地権に関する質問票調査（211名：女性111名、男性100名）、および第2次、第4次現地調査での面接調査（女性31名、男性14名）の回答についての質的分析である。

土地権に関する質問票調査の結果から、男女ともに土地所有が現金収入、食料の調達、資産・財産、良い収穫の確保、生活の維持、家族のニーズの充足などにとって価値あることと考えていることがわかった。さらに、約8割の男女が、土地所有をすることにより以前より収入が向上したと考えていることがわかった。

面接調査の結果からは、女性にとっての土地所有は、現金収入、生活の質の向上、生活の持続性、子どもの養育・学費のために必要であり、組合や会合への社会参加にとって「価値あると思う」ことであることがわかった。さらに土地所有の価値は、土地を所有しない借地人や賃金労働者にも認識されており、将来は土地所有者になりたいと考えている。さらに、女性は、土地を所有することは婚姻制度に規定される社会関係や財産権の不平等や不確実さを軽減し、リスク回避のために「価値あると思う」こととして捉えている。他方で、男性にとっての土地所有は、地域や政治的リーダーとしての要件、金融機関からの融資にとって「価値あると思う」こととなっている。また、ローアモン灌漑地区では土地所有に対する継承的な家産意識や文化的・精神的価値の付与はあまり見られない。さらに男性は、自分の妻が土地を所有する場合、土地の管理（収益、処分）については自分が決定すると考えており、女性が自己決定に価値あると考えているということとの間に差異が見られた。

第7章 農村女性にとっての土地権の価値—土地の所有・管理・相続の諸相 (仮説3、仮説4)

「仮説3：農村女性が、土地（耕作地）の自己名義登録をすれば、土地の管理権（営農権、収益権、処分権）を有することができる」に関しては、サブサハラ・アフリカにおいて国際援助機関が実施してきた女性の土地権を促進するための事業で採用されてきた論証の検証をおこなった。

調査方法としては、第2次現地調査対象者41名（女性27名、男性14名）の面談調査の回答を質的に分析した。分析手法としては、自己名義で登録し土地所有している女性、土地所有者であるが自己名義登録していない女性について、所有権（営農権、収益権、処分権）との関連性を分析した。調査結果として、女性が自己名義の土地を所有している場合は、管理権（営農権、収益権、処分権）が伴う傾向があるが、自己名義のみでは必ずしも管理権が保障されるわけではないことがわかった。他方で、処分権がなくても、継続的な営農権と収益権を有することが「価値あると思う」こととする女性もいた。それは、息子が成長して相続するまでの「仮の相続」という形態の所有が多いが、そのような場合、女性は営農権・収益権と処分権のあいだで自己判断に基づく選択をしている。したがって、仮説3は立証できなかった。

「仮説4：地域コミュニティは、慣習法にもとづき、女性の土地（耕作地）の所有権を認めない」について検証した。地域社会の慣習が女性の土地権の拡大を阻む要因であるという、タンザニアのジェンダー土地作業委員会の論証を検討した。調査方法としては、上記の仮説3と同様の手法を用い、自己名義登録し土地所有をしている者、自己名義登録していないが土地所有している者、および土地の非所有者に対して、誰に土地を相続させるか、遺言を作成・残すかという質問を通じて、分析をおこなった。調査結果として、男女ともに娘より息子に相続させるという回答が約2倍あり、依然として男子相続が優先されていることがわかった。しかし、娘にも相続させる、娘と息子の両方に平等に、あるいは面積に差異をつけつつも、両方に相続させるという新しい選択が発現していることもわかった。したがって、仮説4は立証できなかった。

多様な地域社会（村落評議会やブロック会合など）が、クラン（氏族）や親族の意向に反し、女性が土地を相続することを公認するという社会変化が見られた。また相続を確実にするために、書面の遺言書を作成するという選択が男女ともに普及しつつある。このような選択の背景には、拡大家族から核家族への社会変容があると考えられる。遺言書は、親族ではなく、直系の家族が相続することを可能にし、さらに息子だけではなく、妻や娘も相続することを可能にする。遺言書は、生前贈与にも使用されることから、離婚や別居により困窮している女性にとって生活のニーズを充足させる選択肢の幅の拡大装置として機能しつつあることがわかった。

第8章 結論

LMISにおける実証調査から4つの仮説は立証できなかった。第一に、LMISでは、政府による土地再配分に際し、農村女性は必ずしも慣習的耕作権・所有権を全面的に剥奪されたわけではなく、女性は慣習的耕作権・土地権を選択することも可能であることがわかった（仮説1）。女性が慣習的耕作権・所有権を自己名義登録した場合には、慣習権が公的に認知され、女性は自己名義登録した土地の管理権を行使できる傾向が強くなる。第二に、LMISにおいては過去26年間に女性の土地権が経時的に拡大してきたことがわかった。その背後には、農村女性が、土地権の取得を「価値あると思う」こととして捉え、選択し、表出・行動することがある可能性がある。第三に、女性の土地所有の形態として、土地の名義登録をするだけではなく、土地の管理権（営農権、収益権、処分権）を有することが、女性にとっての「価値あると思う」ことを選択につながることをわかった。自己名義を有するのみでは、必ずしも全ての管理権が保証されるわけではない。しかし逆に、管理権のうち収益権と営農権が継続的に保障されるのであれば、自己名義登録をあえて選択しないことが、女性にとって「価値あると思う」選択になっていることがあることもわかった。第四に、地域社会は慣習法に基づき、男性のみの土地権を擁護するわけではないことがわかった。地域コミュニティは、社会的認知や公的行為を通じ、女性の土地権の拡大に貢献する選択をおこなうことが可能である。書面による遺言書により、家族構成員（息子、娘や妻）に土地を相続させることのほうが、クランや親族などの拡大家族の構成員に土地を相続させるより、「価値あると思う」選択に変化している。

農村女性は、土地に関わる諸権利（土地権）について、家族・婚姻関係、固有の状況、ジェン

デー関係、事柄の多義性との関連において、「価値あると思う」ことの組み合わせと選択を通じて、「価値あると思う」ことの行為に結び付けている。しかし、その実現可能性を高めるうえでは、地域コミュニティが農村女性の土地権を「価値あると思う」こととして選択することが助勢となる。女性と地域コミュニティの間の相互作用およびすでに表出している協同の契機を増幅していくことにより経時的な実現可能性が高まると考える。本研究から得られた新たな知見を国際協力の政策策定および事業実施に適用することは、農村女性が「価値あると思う」ことを選択し、その選択の幅を広げ、広義のより良い暮らしの実現性を高めることに繋がると考える。

最後に、残された研究課題は以下の通りである。第一に、農村女性の生計の多様化に関する研究である。土地所有者の約9割が零細・小規模農民であり、稲作の生産性を高めることが一義的には生計向上を図り貧困削減につながるが、リスクを回避するために、女性は生計の多様化戦略を採用しようとしている。第二に、包摂的社会の構築に関する研究である。LMISには非土地所有者として、借地人、賃金労働者、請負監督者、家族労働者などが暮らしている。非土地所有者の女性は多様なニーズが充足されない状況にある。そのような女性も含めた非権利の構造の研究をすることにより、包摂的かつ不偏的 (impartial) なジェンダー平等社会を目指す国際協力への道筋が明らかにされると考える。第三に、質的データの計量分析など、データのさらなる活用による研究がある。未使用のデータの活用を通じてさらなる学術的および実務的貢献につながると考える。

引用文献

- Daley, Elizabeth. 2008. Gender, Uenyaji, Wealth, Confidence and Land in Kinyanambo, *Women's Land Rights and Privatization in Eastern Africa*, Birgit Englert and Elizabeth Daley, ed., James Currey, Suffolk, UK, 61-82.
- Kissawike, Kalunde (2008). *Irrigation-based livelihood challenges and opportunities; A gendered technography of irrigation development intervention in the Lower Moshi irrigation scheme in Tanzania*, Ph.D. dissertation, Wageningen Universiteit, The Netherlands.
- Platteau, Jean-Philippe (1996) The evolutionary theory of land rights as applied to sub-Saharan Africa: A critical assessment, *Development and Change*, 27 (1) : 29-86.
- Tsikata, Dzodzi (2001). *Land tenure reform and women's land rights: Recent debates in Tanzania*, A paper prepared for the United Nations Research Institute for Social Development (UNRISD) Project on Agrarian Change, Gender and Land Rights, Geneva, Switzerland (draft paper).
- United Republic of Tanzania (URT) (1994) *Report of the presidential commission of inquiry into land matters, Vol. I: Land policy and land tenure structure*, The Ministry of Lands, Housing and Urban Development, in co-operation with the Scandinavian Institute of African Studies.
- ____ (2010) *National sample census of agriculture 2007/2008: Preliminary report*, National Bureau of Statistics, Ministry of Finance, Dar es Salaam, Tanzania.
- ____ (2012) *Tanzania Gender Indicators Booklet 2010*, Ministry of Finance and Economic Affairs, Dar es Salaam.
- 吉田昌夫 (1999) 「東アフリカの農村変容と土地制度変革のアクター—タンザニアを中心に」, 池野洵 (編) 『アフリカ農村像の再検討』日本貿易振興会アジア経済研究所:千葉, 3-58.

目次

	頁
表目次	xii
図目次	xiv
略語・単位・用語	xvii
はじめに	1
第1章 序論	3
1.1 本研究の背景	3
1.1.1 タンザニアの土地権における不平等の問題	3
1.1.2 国際協力におけるジェンダー平等論の展開.....	13
1.2 本研究の目的と意義	24
1.2.1 本研究の目的.....	24
1.2.2 本研究の意義.....	27
1.3 仮説の提示	27
1.4 分析枠組みと本論の構成	28
第2章 研究の方法	31
2.1 調査対象地の選定と位置付け	31
2.1.1 調査対象地の選定理由.....	31
2.1.2 ローアモシ灌漑地区の位置づけ.....	33
2.1.3 調査対象ブロックと農家世帯.....	50
2.2 調査方法	56
2.2.1 面接調査	57
2.2.2 質問票による調査.....	60
2.3 調査の限界と信憑性	63
第3章 農村女性と土地権に関する既往研究	67
3.1 サブサハラ・アフリカおよびタンザニアにおける土地権の既往研究	67
3.1.1 サブサハラ・アフリカにおける土地権の既往研究.....	67
3.1.2 土地権の進化論とその批判.....	68

3.1.3	タンザニアにおける土地権の進化論の展開.....	70
3.2	開発途上国における農村女性と土地権に関する研究の動向.....	72
3.2.1	農村女性と土地権に関する研究の動向.....	72
3.2.2	タンザニアにおける農村女性の土地権に関する研究の動向.....	73
3.3	既往研究と仮説の関係.....	80
第4章	灌漑開発事業による土地再配分に見る農村女性の土地権.....	81
4.1	灌漑開発事業による土地再配分の農村女性への影響.....	81
4.2	調査結果.....	84
4.2.1	土地再配分による女性の土地権への影響.....	84
4.2.2	土地再配分による女性の機会と選択に関する分析.....	96
4.3	調査結果のまとめと検証.....	99
第5章	灌漑開発地区における農村女性の土地権の変遷.....	103
5.1	土地権の所有・相続・取得に関する農村女性の土地権への影響.....	103
5.2	調査結果.....	105
5.2.1	土地所有形態の現状.....	105
5.2.2	土地所有の経時的変化.....	110
5.2.3	土地の相続および取得に関する分析.....	124
5.3	調査結果のまとめと検証.....	137
第6章	農村女性にとっての土地権に関わる価値.....	139
6.1	農村女性にとっての土地へのアクセスとコントロール.....	140
6.2	面接調査対象者の概要とプロフィール.....	144
6.2.1	対象3ブロックの土地所有者の基本的特徴.....	144
6.2.2	対象3ブロックの面接調査対象者のプロフィール.....	148
6.3	農村女性にとって土地所有に関わる「価値あると思う」こと.....	155
6.3.1	土地所有者であることの多様な価値.....	155
6.3.2	土地所有者であることの価値についての言説.....	170
6.4	調査結果のまとめと検証.....	189
第7章	農村女性による土地の所有・管理・相続の諸相.....	193
7.1	土地の所有・管理・相続の選択と社会的受容.....	193
7.2	土地の所有・管理・相続に関する選択.....	194
7.2.1	女性の土地所有と管理権との関係.....	196
7.2.2	土地相続に関する選択の分析.....	200

7.2.3	遺言を作成するという選択に関する分析.....	206
7.2.4	土地の所有・管理・相続に関する選択の関係性のまとめ.....	207
7.3	土地の所有・管理・相続に関する選択の言説.....	216
7.3.1	女性が自己名義の土地を所有している場合.....	217
7.3.2	女性が男性から土地を相続して所有している場合.....	221
7.3.3	婚姻関係における土地所有に関わるリスクがある場合.....	226
7.3.4	男性が自己名義の土地を所有している場合.....	228
7.3.5	新たな選択と行動—遺言を作成するという行為の出現.....	230
7.4	調査結果のまとめと検証.....	237
第8章	結論.....	241
8.1	本研究の成果.....	241
8.1.1	仮説の検証.....	241
8.1.2	研究の結論.....	250
8.2	本論の貢献.....	251
8.2.1	学術的貢献.....	251
8.2.2	実務的貢献.....	252
8.3	残された研究課題.....	262
	引用・参考文献.....	265
	おわりに.....	285
	謝辞.....	287
	資料集.....	289
	資料A タンザニアおよびローアモシ灌漑地区の概況.....	289
A.1	タンザニアの概況.....	289
A.2	タンザニアにおける農業.....	290
A.3	タンザニアのジェンダーと開発.....	297
A.4	ローアモシ灌漑地区の概況.....	302
	資料B タンザニアの主なできごとに関する年表.....	313
	資料C 質問票.....	321
C.1	土地所有および生活状況に関する面接調査質問票.....	321
C.2	生活状況に関する質問票.....	330
C.3	土地権に関する質問票.....	334

表目次

表1.1	タンザニアの男女別労働力率と農地所有比率.....	5
表 1.2	タンザニアの世帯別土地（農地）所有者.....	6
表 1.3	タンザニアの女性の財産権に関連した法律・条令.....	12
表 2.1	LOMIA の 7 地区の灌漑稲作地の面積.....	42
表 2.2	LOMIA 組合費の配布先と用途.....	44
表 2.3	ローアモシ灌漑地区（LMIS）の 5 地区におけるブロック数とプロット数.....	47
表 2.4	土地（農地）の男女別所有者および面積の割合.....	50
表 2.5	調査対象 3 地区の概要.....	52
表 2.6	現地調査の概要—半構造的な面接調査.....	61
表 2.7	現地調査の概要—質問票による調査.....	62
表 3.1	タンザニアの農村における土地制度に関する立場.....	75
表 5.1	ローアモシ灌漑地区（LMIS）における土地所有規模の分布（2004~2010 年）	107
表 5.2	ローアモシ灌漑地区（LMIS）の地区およびブロックの土地所有者と土地所有面積 （2004-2010 年集計）	109
表 5.3	アッパー・マボギニ（MS1-2）における土地所有者と面積の変化.....	111
表 5.4	ローア・マボギニ（MS4-1）における土地所有者と面積の変化.....	111
表 5.5	チェケレニ（RS4-1）における土地所有者と面積の変化.....	111
表 5.6	3 ブロックの土地所有者数と全数調査対象者（2013 年）	125
表 5.7	土地の相続・移譲・購入（3 ブロック全体：2008~2013 年）	127
表 5.8	3 ブロックの土地所有者と面積の変化（2008 年~2013 年）	128
表 5.9	アッパー・マボギニにおける土地所有者（男女）と面積の変化（2008~2013 年）	131
表 5.10	ローア・マボギニにおける土地所有者（男女）と面積の変化（2008~2013 年）	133
表 5.11	チェケレニにおける土地所有者（男女）と面積の変化（2008~2013 年）	135
表 6.1	ローアモシ灌漑地区（LMIS）において土地にアクセスがある者	142
表 6.2	ローアモシ灌漑地区（LMIS）の対象 3 ブロックの土地所有者の基本的特徴.....	145
表 6.3	第 1 次調査対象者プロフィール（女性・男性）	150
表 6.4a	第 2 次調査対象者プロフィール（アッパー・マボギニ地区の女性）	151

表 6.4b	第2次調査対象者プロフィール（アッパー・マボギニ地区の男性）	152
表 6.5	第2次調査対象者プロフィール（ローア・マボギニ地区の女性・男性）	152
表 6.6	第2次調査対象者プロフィール（チェケレニ地区の女性・男性）	153
表 6.7	第4次調査対象者プロフィール（女性・男性）	154
表 6.8	土地所有後の収入の変化	156
表 6.9	対象3ブロックにおけるコメとメイズの単収	157
表 6.10	土地所有に関する価値あると思うことから	159
表 6.11	土地所有の価値（女性）	165
表 6.12	土地所有の価値（男性）	166
表 6.13	女性が土地所有に対して価値あると思うこと	167
表 6.14	男性が土地所有に対して価値あると思うこと	169
表 7.1	女性の土地所有形態と管理権の関係	199
表 7.2	土地所有と相続についての考え方（女性）（対象3ブロック）	201
表 7.3	土地所有と相続についての考え方（男性）（対象3ブロック）	202
表 7.4	土地の相続人（男女の回答：対象3ブロック合計）	203
表 7.5	土地の相続人（女性の回答：対象3ブロック合計）	204
表 7.6	土地の相続人（女性の回答：対象2ブロック）	206
表 7.7	土地の所有・管理・相続についての考え方（アッパー・マボギニの男女）	211
表 7.8	土地の所有・管理・相続についての考え方（ローア・マボギニの男女）	213
表 7.9	土地の所有・管理・相続についての考え方（チェケレニの男女）	214
表 7.10	土地の所有・管理・相続に関する選択	216

図目次

図 1.1	国際協力におけるジェンダー平等論研究およびアプローチ	23
図 1.2	本研究における分析枠組み	29
図 1.3	本論の構成	30
図 2.1	研究対象地の位置	34
図 2.2	研究対象地ローアモシ灌漑地区 (LMIS) の航空写真	34
図 2.3	ローアモシ灌漑地区 (LMIS) の圃場図	35
図 2.4	ウサンバラ鉄道	36
図 2.5	マボギニ村の行政組織図	39
図 2.6	マボギニ村の裁判所	39
図 2.7	マボギニ村役場の掲示板 (土地係争・売買に関する掲示)	40
図 2.8	投票用身分証明書 (National Voting ID)	41
図 2.9	LOMIA 組織図	42
図 2.10	LOMIA 会合の掲示板	43
図 2.11	ローアモシ灌漑地区 (LMIS) 内外の水利に関わる係争関係	45
図 2.12	プロット図	46
図 2.13	畔区の境界の植林	46
図 2.14	ローアモシ灌漑地区 (LMIS) における作付期と作目	48
図 2.15	モシ市の月平均降雨量と 2010 年の降雨量	49
図 2.16	チェケレニ (下流) の月平均降雨量と 2010 年の降雨量	49
図 2.17	調査対象の 3 ブロックの位置	51
図 2.18a	ローアモシ灌漑地区 (LMIS) の調査対象地の様子	53
図 2.18b	ローアモシ灌漑地区 (LMIS) の調査対象地の様子	54
図 2.18c	ローアモシ灌漑地区 (LMIS) の調査対象地の様子	55
図 3.1	サブサハラ・アフリカおよびタンザニアにおける土地権アプローチ	71
図 3.2	既往研究と仮説の関係	80
図 4.1	土地購入証明書	85
図 4.2a	1986 年の土地再配分に関する通達文 (1 頁目)	88
図 4.2b	1986 年の土地再配分に関する通達文 (日本語訳) (1 頁目)	88
図 4.2c	1986 年の土地再配分に関する通達文 (2 頁目)	89
図 4.2d	1986 年の土地再配分に関する通達文 (日本語訳) (2 頁目)	89

図 4.2e	1986 年の土地再配分に関する通達文（土地再配分の一覧表）	90
図 4.3	プロットの取水口	91
図 4.4	アッパー・マボギニ（MS1-2）土地所有者リスト	92
図 4.5	LOMIA の水利費支払い領収書	93
図 4.6	係争対象のマンゴの木	94
図 4.7	ウジャマー村の土地登録簿	95
図 4.8	チェケレニ村の共同農場	97
図 5.1	ローアモシ灌漑地区（LMIS）の土地所有面積の度数分布	106
図 5.2	土地所有者数の変化（1987～2013 年）	112
図 5.3	土地所有者の男女比の変化（1987～2013 年）	112
図 5.4	土地所有面積の男女比の変化（1987～2013 年）	113
図 5.5	一人当たり平均土地所有面積の変化（1987～2013 年）	113
図 5.6	アッパー・マボギニ（MS1-2）における女性の所有地の変化（1987～2013 年）	114
図 5.7	アッパー・マボギニ（MS1-2）における男女間の所有地の変化（2008～2013 年）	114
図 5.8	アッパー・マボギニ（MS1-2）における男女間の所有地の変化（1987 年～2008 年～2013 年）	116
図 5.9	アッパー・マボギニ（MS1-2）における所有地の状況（2013 年）	117
図 5.10	ローア・マボギニ（MS4-1）における女性の所有地の変化（1987～2013 年）	117
図 5.11	ローア・マボギニ（MS4-1）における男女間の所有地の変化（2008～2013 年）	118
図 5.12	ローア・マボギニ（MS4-1）における男女間の所有地の変化（1987 年～2008 年～2013 年）	119
図 5.13	ローア・マボギニ（MS4-1）における所有地の状況（2013 年）	120
図 5.14	チェケレニ（RS4-1）における女性の所有地の変化（1987～2013 年）	120
図 5.15	チェケレニ（RS4-1）における男女間の所有地の変化（2008～2013 年）	121
図 5.16	チェケレニ（RS4-1）における男女間の所有地の変化（1987 年～2008 年～2013 年）	122
図 5.17	チェケレニ（MS4-1）における所有地の状況（2013 年）	123
図 5.18	3 ブロック全体の土地所有者（男女合計）と面積の変化（2008～2013 年）	129
図 5.19	3 ブロック全体の男性土地所有者と面積の変化（2008～2013 年）	129
図 5.20	3 ブロック全体の女性土地所有者と面積の変化（2008～2013 年）	129
図 5.21	アッパー・マボギニ（MS1-2）における男性の土地所有形態変化（2008～2013 年）	132
図 5.22	アッパー・マボギニ（MS1-2）における女性の土地所有形態変化（2008～2013 年）	

.....	132
図 5.23 ローア・マボギニ (MS4-1) における男性の土地所有形態変化 (2008～2013 年)	134
.....	134
図 5.24 ローア・マボギニ (MS4-1) における女性の土地所有形態変化 (2008～2013 年)	134
.....	134
図 5.25 チェケレニ (RS4-1) における男性の土地所有形態変化 (2008～2013 年)	136
図 5.26 チェケレニ (RS4-1) における女性の土地所有形態変化 (2008～2013 年)	136
.....	
図 6.1 ローアモシ灌漑地区 (LMIS) における土地へのアクセスとコントロール	141
図 6.2 土地を所有することの意味 (3 ブロック)	155
図 6.3 土地所有後の収入の変化	157
図 6.4 Cb さんと第 1 夫人の家	174
図 6.5 Cf さんの宅地と住宅	175
図 6.6 Cc さんの自宅と収穫されたメイズ	176
図 6.7 Ae さんのプロットとその周辺	178
図 6.8 Ce さんの自宅と周辺の家畜	180
図 6.9 Cg さんが編んでいるゴザ	181
図 6.10 Cg さんの古い家と新しい家	181
.....	
図 7.1 ローアモシ灌漑地区 (LMIS) における土地の管理権	196
図 7.2a マボギニ村の女性が作成した遺言書 (2002 年、スワヒリ語)	232
図 7.2b マボギニ村の女性が作成した遺言書 (日本語訳)	233
図 7.3a チェケレニ村の女性が作成した遺言書 (2009年、スワヒリ語)	234
図 7.3b チェケレニ村の女性が作成した遺言書 (日本語訳)	235
.....	
図 8.1 土地所有証明書の発行申請書	257
図 8.2 モシ県土地事務所で土地証明書を発行する役人	257
図 8.3 モシ県土地事務所が発行した土地証明書	257
図 8.4 モシ県土地事務所が実施した土地権確定のパイロット事業	257
図 8.5 遺言書を書くことを奨励しているポスター	261

略 語

略語表記	英語表記	日本語表記
AJISO	Action for Justice in Society (Akina mama Jiendezeze Sote)	社会正義のための行動 (NGO) : モシ市
ASDP	Agricultural Sector Development Programme	農業セクター開発プログラム
ASDS	Agricultural Sector Development Strategy	農業セクター開発戦略
ASP	Agriculture Strategy Paper	農業戦略ペーパー
AU	African Union	アフリカ連合
CARD	Coalition for African Rice Development	アフリカ稲作振興のための共同体
CCM	Chama Cha Mapinduzi	タンザニア革命党
CEDAW	Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination Against Women	(国連) 女子差別撤廃条約
CHAWAMPU	Rice Farmers' Cooperative Society (Chama cha Wakulima was Mpunga)	コメ生産者協同組合 (チャワンブ)
COSTECH	Tanzania Commission for Science and Technology	タンザニア科学技術委員会
DALDO	District Agriculture and Livestock Development Officer	県農業畜産開発官
DSM	Dar es Salaam	ダルエスサラーム
DEO	District Executive Officer	県事務官
DLO	District Land Office	県土地局
FAO	Food and Agriculture Organization	国連食糧農業機構
FAWETA	Federation of Associations of Women Entrepreneurs Tanzania	タンザニア女性起業家協会
FINCA	Foundation for International Community Assistance (FINCA International)	国際コミュニティ支援協会 (フィンカ)
GAD	Gender and Development	ジェンダーと開発
GMWG-MP	Gender Mainstreaming Working Group for Macro Policies	マクロ政策のためのジェンダー作業グループ
IFAD	International Fund for Agricultural Development	国際農業開発基金
JICA	Japan International Cooperation Agency	独立行政法人国際協力機構
KADC	Kilimanjaro Agricultural Development Center	キリマンジャロ農業開発センター
KADP	Kilimanjaro Agricultural Development Project	キリマンジャロ農業開発プロジェクト
KATC	Kilimanjaro Agricultural Training Centre	キリマンジャロ農業研修所
KOICA	Korean International Cooperation Agency	韓国国際協力団
KWIECO	Kilimanjaro Women Information Exchange and Consulting Organization	キリマンジャロ女性情報交換・相談組織 (NGO)
LMIO	Lower Moshi Irrigation Office	ローアモシ灌漑事務所
LMIS	Lower Moshi Irrigation Scheme	ローアモシ灌漑地区
LOMIA	Lower Moshi Irrigation Association	ローアモシ灌漑組合 (ロミア)
MAFC	Ministry of Agriculture Food Security and Cooperatives	農業・食料安全保障・協同組合省
MATI	Ministry of Agriculture Training Institute	農業研修所
MCDGAC	Ministry of Community Development, Gender and Children	地域開発・ジェンダー・子ども省

MDGs	Millennium Development Goals	ミレニアム開発目標
MFC	Multi - Functional Platform	多機能プラットフォーム
MVTCDC	Mkombozi Vocational Training and Community Development Center	ムコムボジ職業訓練・コミュニティ開発センター (NGO) (<i>Mkombozi</i> =liberator, savior)
NAFCO	National Agriculture and Food Corporation	国家農業食料公社
NGO	Non-governmental Organization	非政府組織
NRDS	National Rice Development Strategy	国別コメ開発戦略
PBWO	Pangani Basin Water Office	パンガニ流域事務所
RYMV	Rice Yellow Mottle Virus	イネ黄斑病ウイルス
SACCOS	Savings and Credit Cooperative Societies	貯蓄信用組合 (サコス)
SAP	Structural Adjustment Program	構造調整政策
SIDO	Small Industry Development Organization	小規模工業開発機構
TAMWA	Tanzania Media Women's Association	タンザニアメディア女性組織
TANRICE	Technical Cooperation in Supporting Service Delivery Systems of Irrigated Agriculture	タンザニア国灌漑農業技術普及支援体制強化計画 (タンライス)
TANU	Tanganyika African National Union	タンガニーカ・アフリカ人・民族同盟
TAWLA	Tanzania Women Lawyers Association	タンザニア女性法律家協会
TGNP	Tanzania Gender Networking Programme	タンザニア・ジェンダー・ネットワークワーキング・プログラム (NGO)
TICAD	Tokyo International Conference on Africa's Development	アフリカ開発会議
TPC	Tanganyika Planting Company	タンガニーカ・プランティング会社
UDSM	University of Dar es Salaam	ダルエスサラーム大学
UNDP	United Nations Development Program	国連開発計画
URT	United Republic of Tanzania	タンザニア連合共和国
VCD	Value Chain Development	バリューチェーン開発
VICOBA	Village Community Bank	村落コミュニティ銀行 (ビコバ)
WC	Water Course	取水口 (タンザニアの場合、三次水路からの取水口の意味)
WIA	Women in Action (NGO in Arusha)	女性と行動組織 (NGO)
WID	Women in Development	開発と女性

単 位

単 位	日本語	換算値
acre	エーカー	1 エーカー=0.4 ヘクタール
Tsh. (or TZS)	タンザニア・シリング	1 円=16 シリング 1UD\$=1640 シリング (2013年5月現在)

用語

本文中の用語	英語・スワヒリ語	説明
ウジャマー	<i>Ujamaa</i>	1960年後半からタンザニア政府により進められた「家族共同体的社会主義」 ¹ を意味する。伝統的相互扶助の精神を全国的に当てはめようとする政策で、自己農場の他に共同農場を導入した。ウジャマーはスワヒリ語で家族的連帯の意味。「ウジャマー社会主義」、「ウジャマー政策」、「ウジャマー村」のように使用される。
フリーホールド	Freehold	自由保有権（土地を個人あるいは組織・団体が自由に所有、処分、売買できる権利）
リースホールド	Leasehold	賃借権（一定の期間を定めた土地の利用権）（現在、タンザニアの全土地は国家に帰属するので、原則的には、個人には土地のリースホールドのみが付与されている）
クラン	Clan <i>Ukoo</i>	氏族。共通の祖先をもつと信じられている人たちから成る単系的な親族集団。その集団構成員相互の系譜関係は明瞭ではなく、単なる信念にもとづいているもので、系譜関係が明瞭に相互認識されているリネージと区別される ² 。
リネージ	Lineage	共通の先祖から単系（父系または母系）をたどった子孫であると自他ともに認知している人々によってつくられる、構造的境界の明確な集団で、しばしば外婚の単位を構成する ³ 。単系出自集団。同祖集団。血縁的正統化の論理では、家族 → リネージ（同祖集団） → クラン（氏族） → クラン連合（部族） → 部族連合（民族）へと拡大していく。家族は3世代程度の深度、リネージはそれ以上の深度の血縁集団と言える ⁴ 。
プロット	plot	ローアモシ灌漑地区の圃場単位 (100mx30m=3000 m ² =30 アール)
ブロック	block	ローアモシ灌漑地区の圃場区画 (1ブロックは約20~30ヘクタール)
ローアモシ灌漑地区 (LMIS) の土地		本論文中で「ローアモシ灌漑地区 (LMIS) の土地」という場合は、1987年に3次水路まで整備された灌漑耕作地、つまり灌漑稲作耕作地 (irrigated paddy land, irrigated paddy plots) のことを示しており、畑地 (upland) および宅地は含めない。
ローアモシ灌漑組合 (LOMIA) 土地所有者リスト		ローアモシ灌漑組合 (LOMIA) の土地所有者リストは、灌漑稲作耕作地の土地所有者リストであり、畑地や宅地の所有者は含めない。

¹ 吉田 1997: 38, および 2010: 43。

² 濱嶋、他編 2003:135。

³ 濱嶋、他編 2003:620。

⁴ ルワンダの場合（竹内 2001:54）。タンザニアでもほぼ同様。

はじめに

農村の人々がより良い暮らしを実現することは可能か。本研究が掲げるこの命題は、農村の人々が、価値あると思うことを自由に選択できるようになること、選択したことをおこなうことができるようになること、およびその過程とはどのようなものかを問うものである。人々は、農業生産や所得を高めたいというだけではなく、継続的に利用できる土地や資源を所有したい、生命を脅かされない生活を送りたい、家族や友人から尊敬されたいなど、広義のより良い暮らしをしたいと考えている。しかし、より良い暮らしをするための機会は、必ずしも全ての人に平等に与えられているわけではなく、選択の機会の不平等が生じている。

筆者は、開発途上国の農村で人々のより良い暮らしを目指したはずの開発事業のもとで、逆に人々が貧困に陥り、格差や社会的不平等の影響を受けてきたことに違和感を覚えてきた。全ての人に平等と言われるアプローチは、必ずしも全ての人に同じような便益をもたらしては来なかったし、価値に「中立的」と言われた先進技術は人々の暮らしの選択肢を広げたとも言えなかった。しかし、このような開発事業の帰結や過程をすべて分析し評価することはあまりにも膨大であり、ただちに解決できる問題でもない。

そこで本研究においては、サブサハラ・アフリカのなかで最貧国のひとつと言われるタンザニアを選定し、その農村社会において人々がより良い暮らしを実現させることは可能なのか、その過程およびメカニズムを明らかにしたい。さらに農村の人々のなかでも、社会的に不平等な立場に置かれてきたとされる農村女性が、どのようにより良い暮らしを実現することができるのかを考察したい。

具体的には、日本が開発事業を実施してきたキリマンジャロ州ローアモン灌漑地区において、主に土地（灌漑耕作地）の所有制度に注目し、土地に関わる諸権利（土地権）がどのようにより良い暮らしにつながるのかに着目する。特に農村女性にとっての土地の使用・所有・管理の機会や選択を高める過程やメカニズムの分析を通じて、女性は土地のどのような価値に関心があるのか、どのように女性が土地をめぐり価値あると思うことを選択する機会を得、より良い暮らしを送れるよう行動しようとしているのかについて考察したい。土地は農村の女性および男性の双方にとって、基本的な生産のための資源および手段であるが、女性がどのように土地の使用・所有・管理にかかわる多様な選択の機会を選択し、暮らしの質の向上に結び付けようとしているのかに着目することは、より平等かつ不偏的な (impartial) 開発事業をどのように形成・実施していくのかという国際協力の実践的な問いに答える一助になると考える。

第1章 序論

1.1 本研究の背景

1.1.1 タンザニアの土地権における不平等の問題

タンザニアの農村における土地制度における不平等の問題の背景を考察したい。まず、「所有」という用語についてであるが、タンザニアの土地法（Land Act 1999）では、タンザニアの全ての土地は国家に帰属し、国家が土地の「所有権（ownership）」を有し、人々が有するのは「占有権（rights of occupancy）」である（United Republic of Tanzania 1999:36,41、以下URT）。しかし、一定の制限つきではあるものの、都市でも農村でも土地（耕作地）の売買はおこなわれている。さらに、村の土地は、村土地法（Village Land Act 1999）により、農村評議会に登録していれば慣習法のもとで所有しているとみなされるため、農民にとっては土地所有権と占有権の間には、実質的な差はほとんどない⁵。したがって、土地制度における占有権と所有権の詳細な議論については後述するが、本論では農地の占有権については一般的に使用されている「所有権」という表現を使用することとする⁶。

(1) 農村女性の労働貢献と土地所有率

タンザニアの農業部門における女性の土地所有率は、その高い労働力率に比べて相対的に低い。まず、15歳～49歳の労働力率⁷は、男性は85%、女性は80%で（2010年）、サブサハラ・アフリカ諸国の中で2番目に高い（URT 2010b:41、URT 2007a）。農業部門の労働力率は、徐々に減少傾向にあるが、最も高い比率を維持している。ちなみに、農業部門の労働力率は、2006年には、男性71%、女性80%だったが、2010年には62%、69%に減少した（URT 2011b:44）。農村地域においては、15歳以上の女性労働力率の約9割が農業に従事している（2006年）（表1.1）。農業生産において女性が果たす役割は大きく、たとえば灌漑稲作地

⁵ 農民にとって土地保有権（possession, tenure）と占有（occupancy）の間にはほとんど実質的な差がないということは、アジアでも類似の状況が存在した。植民地時代のビルマでは、表向き違法であったが、占有権を担保にすることも可能であった。（水野・重富編 1997:89-91、103）

⁶ 吉田は、アフリカにおいて土地に関しては多様な権利が重層的に存在するので、近代的所有権を連想させる「所有」という言葉ではなく、「保有」という言葉を使用すべきであるとする。確かに近代的私的排他的な所有や絶対的所有権（absolute ownership）とは、必ずしも一致しないが、タンザニア政府は慣習法のもとの農村の土地所有（占有）を法的に承認していることから、本論では「所有」という語を使用することとする。（吉田 1975、竹内 2001:51）

⁷ タンザニアの人口・健康センサスにおける労働力率の定義は、15～49歳の人口が対象となっており、以下のようになっている： A person is classified as employed if she or he is currently working or has worked at any time during the 12-month period preceding the survey.（URT 2011b: 41-43）

における労働役割分担では、女性は一見「女性向きの軽い仕事」と考えられているが、実態は重労働で継続的に時間がかかる、苗作り、田植え、除草、水管理、収穫、収穫後の処理などに従事する一方、男性は、体力が必要であるが短時間で作業が済むような「男性向きの仕事」と考えられている耕作地の耕起や均平、収穫、運搬などの作業に従事している（池田 2003、Harada 2011、JICA2010）⁸。また、農作業のみならず、水汲み、薪集め、家畜の世話、育児や家事などの「再生産労働」をあわせた一日の労働時間についても、女性の労働時間のほうが男性より長い（田中 2012:56）。タンザニアにおける農業は、家族・親族・クラン（氏族）⁹などによる個別および協働経営でおこなわれ、家族・親族・クランの分業を含む協働作業で成立してきた。しかし、社会変容に伴う核家族化により、家族経営化が進んでおり、家族経営を中心として、農地の所有と経営、労働は一体的におこなわれるようになった。したがって、その農地に関わる生産を管理する権利は、生産にかかわる家族構成員に平等に存在するはずであり、働きに応じて収入が決まり、農地に関する権利も付随しなければ、安定した農業を営むことは難しいが、現実はそうなっていない（丸岡編 1986:139）。

タンザニアには、農家世帯の21%（ザンジバルを除く本土では19%）に土地を所有している女性があり、これはサブサハラ・アフリカの平均値15%よりやや高い（URT 2006, Table 4.6:148、FAO 2011）¹⁰。2002/03年に実施されたタンザニアの農業国勢調査（National Sample Census of Agriculture、発行は2006年）によると、この数値は、土地を所有する全農家世帯数（約486万戸）のうち、世帯員のうち女性も「土地を所有（ownership）および慣習的権利（customary land rights）を有している」と答えた世帯数（101万戸）という意味である。したがって、この「所有」は、政府に正式に登録・登記されたということの意味するわけではなく、政府が「所有（保有）」と認めている慣習的な所有である。

本論の調査対象地は、キリマンジャロ州であるが、女性土地所有者比率は14%で（表1.1）、これは本土21州の中では下から4番目に低い。女性の土地所有者比率が最も低い州は、シニャンガ（11%）、マニヤラ（12%）、ルクワ（13%）など中西部の父系制・夫方居住が多い州である。女性の土地所有者比率が高い州は、ムトワラ（30%）、モロゴロ（29%）などの南部・中部の母系制社会が多いと言われている州であり、次いで首都のダルエスサラーム（27%）

⁸ 「男性/女性向きの仕事」というのは、必ずしも体力的なものを基準に決められているわけではない。たとえば、「細かい仕事」は、軽労働をイメージさせ「女性向き」と位置づけられやすいが、実態は重労働の場合も多いし、女性に適性があるとも限らない。男性が「細かい仕事」をすると、それは難しい、大事な、肝心な仕事と意味づけされる。（渡辺 2009:101-104）

⁹ 氏族（クラン clan）とは、共通の祖先をもつと信じられている人たちから成る単系的な親族集団。その集団構成員相互の系譜関係は明瞭ではなく、単なる信念にもとづいているもので、系譜関係が明瞭に相互認識されているリネージと区別される（濱嶋、他編 2003:135）。

¹⁰ FAO は、タンザニアの土地所有者総数は、4,901,837 人（2002-2003）、そのうち 966,076 人（19.7%）が女性としている。（<http://www.fao.org/gender/landrights/report/en/>：参照日 2012 年 6 月 12 日）

となる¹¹。さらに、女性の土地所有面積の割合に関しても、キリマンジャロ州では12%であり、全国平均13%より低い（URT 2007b: 206-207）。これは、女性が土地に投下した資本（労働力や労働時間を含む）に見合うだけの土地に関する権限が保障されているとは言い難い状態である¹²。

表1.1 タンザニアの男女別労働力率と農地所有比率（単位：%）

	タンザニア		キリマンジャロ州	
	男性	女性	男性	女性
労働力率（2010年）	85	80	72	72
農村における農林水産業の労働力率（2006年）	88	92	-	-
農村における非農林水産業の労働力率（2006年）	12	8	-	-
農地所有者の男女比（2002/03年）	81	19	86	14
農地所有面積の男女比（2002/03年）	87	13	88	12

注）労働力率は15～49歳が使用されている。労働力率の分母は15～49歳の人口、分子は過去12か月で7日間以上労働した人口と労働意欲がある人口の総数。（URT 2011b:41-43）

出典：URT2002e、URT2006:148、URT 2007b: 205-207、URT 2011b：44-46、URT 2012から筆者作成。

（2）農村女性の土地所有の意義

農村女性の土地所有は、女性の生計手段、意思決定および社会参加に関係しており、女性の選択の機会および暮らしに影響を与えると考えられる。

第一に、土地所有は、食料および生計を営むために必要な現金所得を創出する重要な手段である。農村において、土地（耕作地）があれば生存に必要な食料を生産することができる。また最近では、農家における子どもの教育費や生活費の負担が大きくなっているため、現金収入源としても重要である。勿論、土地だけで農業生産ができるわけではなく、他の投入（技術、種子、肥料、機械、労働力など）、および適正価格で生産物を取引できる販路の確保などが必要である。しかし、全労働人口の約7割が農業を営み、農村所得の75%以上が農業からの収入に依存し、大部分が小農である状況で、土地を所有することが持つ意味は大きいと考えられる。

タンザニアでは、全農家の60%は、2ha以下の耕地しか所有しない小農であり、そのうち1ha以下しか所有しない農家は全体の31%を占める（URT 2010a:10）。タンザニアの農家世帯の平均土地所有面積は、1.87haで、キリマンジャロ州では1.07haである（URT 2006:150）。

¹¹ ザンジバルに関しては、女性の土地所有率が91%と非常に高い数値になっている。タンザニアの統計では、タンザニア本土とザンジバルを別に扱うことが多い。（URT 2006, Table 4.6:148）

¹² ケニアでは、妻が土地における権利を得る条件の一つに、エクイティ上の信託設定によるべきと言う判決があった。つまり財産がある一人の人格の名義で保有されている場合でも、他人が当該財産の取得を分担した場合は、両者が所有的利益を有するという考え方である。（平田 2009:13（4&5）:43）

タンザニア本土の平均世帯員数は、農村部では5.2人、都市部で4.2人である(2010年)(URT 2011b:13)。さらに、農家世帯の25%が女性世帯主世帯であり(FAO 2011: 118、URT2011b:13)、タンザニアの全農耕地(11,889,780ha)のうち、男性世帯主世帯が87%を所有し、女性世帯主世帯が13%を所有している(URT 2007b: 29)。しかし、男性世帯主世帯においても、世帯員の女性が土地を所有していることもあり、その逆もある。さらに、女性世帯主世帯だからと言って、必ずしも女性が土地権を有しているわけではなく、女性世帯主世帯の半数においては家族・親族の男性が土地権を所有している(表1.2)。

表1.2 タンザニアの世帯別土地(農地)所有者

	男性世帯主世帯		女性世帯主世帯		全世帯							
	土地権を有する		土地権のない		土地権を有する		土地権のない					
	女性		女性		女性		女性					
	人	(%)	人	(%)	人	(%)	人	(%)				
全国	2,413,540	12	18,386,563	88	1,861,825	49	1,921,722	51	4,275,364	17	20,308,285	83
キリマン ジャロ州	84,923	9	885,603	91	63,778	45	77,964	55	148,701	13	963,567	87

出典：URT 2007b:205 から筆者作成。

タンザニアでは婚姻の約21%が一夫多妻であるが、この場合の世帯主はほぼ男性である(URT 2011b: 92-93)。土地(耕作地)を継続的に利用できる機会を得ることが、大多数の小規模農民男女とその家族の生存および暮らしに不可欠であり、土地を継続的に利用できる機会を得るためには、その土地の利用に対する継続的な使用权もしくは所有権を有することが必要である。土地を継続的に使用および所有する権利を有すれば、他の者や機関(公的のみならず私的も含め)に土地を違法に奪われるリスクは減少する。

第二に、農村女性の土地(耕作地)所有率の低さは、組織や制度への参加の機会を阻んでいる。農村では土地所有が、組合や組織に加盟する条件となることが多く、組合や組織のメンバーになることにより、生産に必要な情報や知識および技術、低利の融資、販路の確保などが可能になる。農業協同組合のような組織に関しては、土地所有のみがメンバーになれる条件ではなく、土地を所有していない借地人であっても組合費を払えば参入することができ、サービスを受ける機会を得ることができることもあるが、本論の対象地では農業協同組合のメンバーになるためには、土地所有が条件となっている。また、小規模融資機関(マイクロ・ファイナンス)や共同貯蓄融資機関¹³も必ずしも土地のみを担保とするわけではない。しかし、水利組合や灌漑組織の場合は、通常土地所有者であることが加入条件になり、土地を所有しない農民が水利権を付与されることは稀である。したがって、

¹³ タンザニアのマイクロファイナンス機関としては、National Microfinance Bank (NMB)、共同貯蓄融資機関としては、SACCOS (Savings and Credit Cooperative Organizations)、VICOBA (Village Community Banking) などがある。

土地の非所有者が、水利組合や灌漑組織の会合や決定の場に参加し、意見やニーズを表明する機会は限定的となる。さらに、女性は灌漑施設の維持管理（掃除や草取り）や圃場での水管理において労働力を提供しているが、土地所有者であったとしても、女性に対する固有の偏見（女性は公的な場で発言しない）などにより、水利に対する順番やタイミングなどで不利になることが多い（Kissawike 2008）。女性が農業の生産性を高めるためには、タイムリーな灌漑用水の利用の機会を得ることが必要であり、水利組織の意思決定やその過程に参加する機会を得ることは生存および食料の確保にかかわる女性にとっては価値のあることからであると考えられる。

（3）女性の土地所有を阻む要因

タンザニアの土地法（1999）では、女性にも土地を所有する権利が保障されているが、現実に農村女性の土地所有を阻んでいるのはどのような要因であろうか。まず考えられるのは、慣習的な土地所有および相続制度である。土地は生産資源であるばかりでなく、家族、親族やクランの自己概念（アイデンティティ）を構成する文化的、精神的な価値を有している（Platteau 1996:50、Benjaminsen 2003）。吉田は、部族を「共通の言語を話し、共通の領域を占め、同質な文化や伝統と共有する人々の集団」としたうえで、18世紀末の西欧社会において形成された民族主義の中で語られる「民族」とは区別している。スワヒリ語で「カビラ *Kabila*」と呼ぶエスニック・グループを「部族」、「何々族」と呼び、これに属する人々を「何々人」と呼ぶとしている。キリマンジャロ山周辺に住んでいたチャガ人の地域には、かつて首長（*Mangi*）が治める6つの首長領があり、それぞれの地域のなかに氏族（*Clan*、*Ukoo*、ウコー）と呼ばれる血縁集団のもとに親族組織が存在した。6つの首長領とは、*Kibosho*、*Uru*、*Old Moshi*、*Kirua*、*Kilema*、*Marangu*である。氏族の土地の管理を含め、クランごとに成人の成員で構成される長老会議（*Kikao cha Ukoo*）が、氏族に関わる事柄の決定力を持っていた（吉田 1997: 4&250、Lerise 2010: 6-7）。本論の対象地であるローアモシ灌漑地区は、ウル（*Uru*）首長領の土地だった。

タンザニアの北部山岳地域で暮らしを営んできたチャガ人は、父系社会・夫方居住制のもとで、クランの土地は代々、クランの首長およびその親族の男性により継承されてきた。原則的には男子均分相続であり、男子が土地を相続する。また、子どもは父親の姓を継承していく。そのようなクランの土地には神聖な場所があり、成人式を含めさまざまな儀式が執りおこなわれてきた（Marealle 2002、吉田 1997: 260）。また、クランの土地には祖先の墓があり、どんなに遠くに住んでいても死後はそこに戻り埋葬されるという慣習も残っている（根本 2011: 164）。ただし、女性は自分のクラン以外の男性と結婚するという族外婚であるため、原則的には父親および夫の土地を相続することはできない。土地は基本的に男性が所有すると考えられている。このような社会のあり方やそこから派生する考え方は、

現在に至っても残っており、女性が土地を所有し管理していく機会を狭めてきた。このような父系社会では、「女性は男性の財産なので、財産が財産を所有するのはおかしい」という理由で所有権が認められなかったという言説もある¹⁴。ケニアの土地制度を研究している平田は、「家族ないし親族関係のなかで、親子兄弟、年齢、性別、社会的地位（長老など）といった役割が予め規定されており、各人はかかる役割を占めることで土地保有が認められているような社会秩序を、『親族的身分秩序』と呼ぶ」としている（平田 2007:11 (4&5): 44）。タンザニアにも同様の親族的身分秩序にもとづく慣習的な土地所有制度が現存している。

一方で、タンザニアには、母系社会・妻方居住制も存在し、全体の約 20%を占めると言われている（URT 1994: 249、Englert 2008: 85）。母系社会では、女性が土地や財産を相続するが、母方の伯父（母の兄弟）が権力を保持し、その男性の姉妹の息子に土地や財産を相続させることがある。しかし、妻方居住であるから、母系制とも限らず、その逆も同様である（Englert 2008: 98）。母系社会においては、同親族の土地は母方の家族・親族により受け継がれる資産であると同時に、子どもが成人したときに贈与したり分け与えたりする財でもある（Englert 2008）。しかし、母系社会で女性が土地を相続するものの、女性に土地の使用に関する排他的な管理権や処分を伴う所有権が付与されているわけではなく、親族の母方の兄弟などが長老会議で土地の相続や管理を決定する（Genda 2008）。しかし、このような社会では、逆に男子が土地相続できないという問題が最近注目されるようになり、母親が慣習に反して息子にも土地を与えたり、あるいは息子自身が自己の相続権を主張して訴訟を起こすという新しい事象も発現している（Englert 2008:87）。社会のありようによって何が不平等なのかは多様であり、土地所有に対する考え方や形態も経時的に変化しているといえる。

（４）タンザニアの土地所有にかかわる制度

タンザニア政府の土地所有にかかわる問題への対応はどのようなものであろうか。サブサハラ・アフリカ諸国にとって、土地制度改革は、植民地政府からの独立にともない解決しなければならない政治的アジェンダおよび開発課題だった。タンザニアの場合は、周辺のケニアやジンバブエのように白人入植者による大規模な土地収奪からの復権や農業労働者の再定住に関わる煩雑な問題があったわけではない。むしろ広大な未耕作地を開墾するために、初代のジュリウス・ニエレレ大統領が、農民の大規模な移住・入植を奨励する集村化政策を進め、土地の共同利用による生産性向上を目指した（Platteau 1996:29）。これは社会主義にもとづくウジャマー（村）政策と呼ばれた¹⁵。同政策は、植民地以前にあった伝

¹⁴ 現地における面接調査データ：2013年3月。

¹⁵ ウジャマーは、家族的紐帯を表すスワヒリ語である。

統的相互扶助の精神を全国的に復活しようとする政策だった（吉田 1997: 38、 2010: 43）。

しかし、ウジャマー政策は早々に失敗し、1983年には早くも方向転換が求められた（URT 1994:48-50、吉田 1997）。政府の土地諮問委員会の報告書（URT 1994）によると、ウジャマー政策の失敗の主な要因は、以下のとおりである。①政府が農民の生活に必要なインフラを提供できなかった、②農業に対する土地利用計画がなく、単なる移住計画のみだった、③ウジャマー村としての村の登録が進まなかった、④ウジャマー村の中に集合的な居住地を設け、そこに学校やクリニックなどの公共施設を併設するというクラスター・アプローチに対して政府の投入コストがかかりすぎた、⑤参加型計画ではなかったため、村の既存の土地制度が無視された、⑥従前地を所有していた人々から土地を略奪した（URT 1994:48-50）。しかし、1983年時点で既に、1,300万人以上の農民が、8,000以上のウジャマー村に移住し定住していた。

特に政府が正式な手続きをしないまま土地収用をおこなった地域では、従前地の地権者と入植者の間でコンフリクトが生じた（URT 1994:20-21, 51）。また、国家にすべての土地の所有権があるという理由のみで、ウジャマー政策による移住政策が実施されたという報告もある（Tsikata 2001:7）。したがって、強制的に土地を奪われた農民が慣習的土地所有権の回復を主張し、多くの土地係争が起こる結果となった（URT 1994:51、Lerise 2005）。表面化しただけでも、全国で 1,693 エーカー（677ha）の土地が係争の対象となった（URT 1994:51）。

土地制度の改革が真剣に考えられるようになったのは、人口が増加し土地が希少になり食料問題が出現した 1980 年代になってからのことである（Platteau 1996:29）。土地所有制度の改革には、法律改正が必要となる。タンザニアでは、土地所有および相続に関連する法律には、植民地政府により成文化された制定法（statutory law）、従来から存在していた多様な部族による慣習法（customary law）、および東部海岸地域を中心に居住していた人々が信奉したイスラム法（Islamic sharia law）の 3 者が同時多元的に存在している（URT 1994:250-251）。しかし、タンザニア政府は、近代的な制定法への一元化を強制的に推進するような土地政策は採用せず、慣習的な土地制度を容認してきた（URT 1994）。その結果、都市部（農村部とは異なる法律が適用される）と農村部の境界線、あるいは村落間の境界線の設定、地権（地籍）の確定（titling）、土地登記（registration）などが進展しなかった。さらに、1980 年代を通じて、政治家や国内外の投資家により、都市近郊の土地や鉱山・観光地・農場などの経済的価値があると考えられた地域における大規模な土地収奪（land grabbing）が起きた。その結果、小農民の土地の喪失、農民の国内避難民化、農業生産性の低下、貧富格差の拡大、農民間あるいは農耕民と遊牧民（マサイの人々など）の間の土地争奪などが深刻な社会問題として生じることとなった（URT 1994）。

国内外の投資家が広大な土地を収奪している（land grabbing）という批判に対し、2013年1月、タンザニア政府は、サトウキビ栽培に関しては最大1万ヘクタール、コメ栽培に関しては最大5,000ヘクタールの土地所有（保有）についての上限を設定すると公表した。政府は、農業開発のために海外からの大規模な投資を呼びかけてきた。しかし、タンザニアのNGOであるLand Rights Research and Resources Institute（LARRRI）や米国のシンクタンクOakland Instituteは、小規模農民が多大な被害を受けているとして、政府を痛烈に批判してきた。米国企業であるAgriSol Energyは、32万ヘクタールの土地を入手し、同地に居住していた16万人のブルンジ難民の暮らしを脅かした。土地問題に関しては毎年2000件近い係争があり、2011年には1825件、そのうち大規模投資関連のものは1095件あった（Kiishweko 2012）¹⁶。

（5）土地政策の農村女性への影響

タンザニアにおける複数の土地関連法の併存、慣習法のもとでの土地所有にかかわる認識や解釈の多様性、民法の未整備、法律があってもそれらが実効性を伴わないことなどは、どのように農村女性の暮らしに影響を与えるのだろうか。1975年には、土地の再配分や再定住に伴い、世帯主のみが登録できるという「村落およびウジャマー村法」（The Villages and Ujamaa Villages Act No. 21 of 1975: repealed in 1978）が制定され、世帯主のみに土地所有権を付与することが規定された。その結果、以下のような問題が生じた。第一に、世帯主は通常男性であるため、農民女性の慣習的な土地用益権が剥奪された。第二に、夫との離婚、別居、死別などにより慣習法のもとで女性が土地や家屋から追放された。第三に、あるいは亡夫の兄弟と強制的に再婚させられた（Daley 2008）。第四に、女性世帯主世帯が土地権や水利権を失いさらに貧困の深化が進み、女性農民のみならず、女性に依存する子どもや家族の暮らしにもマイナスの影響が出た（URT 1994）。

民法である「婚姻法」（Marriage Act No.5, 1971）には、女性の親権、財産権についての婚姻中の規定はあるものの、離婚・別居・死別などに関わる財産相続についての規定はない。しかし、憲法（1977）第12条は、性別による差別を禁止しており、政府は女性の土地権も含めたあらゆる差別を禁止した国連女子差別撤廃条約（CEDAW）も批准している（1985）。ちなみに、同条約は、農村女性について以下のように規定している。「第14条：条締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む）を考慮に入れるものとし、農

¹⁶ アジアでは、2007年の食料危機以降、パームオイルのための土地収奪が、インドネシアとマレーシアで増加しており、女性の慣習的な土地・森林使用の権利を奪っているという指摘もある（Rao 2011:7-8）。

村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適切な措置をとる..... (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適切な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利...第 16 条 : (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利を保障する」¹⁷。タンザニアでは特に、女性の財産権に関して、多様な法律や法令が存在し（表 1.3）、それらの整合性が取れていないこと、および法律により女性の平等の権利が保障されているにもかかわらず実効性が伴わないことが問題である。

土地所有問題やそれに関わる争議に関しては、政府もその重要性を認識している。しかし、国家の影響力や機能は、土地を大規模に収奪しようとする場合には威力を発するかもしれないが、国家にとってあまり魅力のない農村地域の、しかもほとんどが小規模な耕作地に関する所有制度の改革については、緊急性はないうえに、租税徴収も限られており、地権者の確定（地籍）や土地測量などのための国家費用がかかりすぎて対応ができない。タンザニア政府は、1991 年に大統領土地諮問委員会を設置し、約 2 年間かけて問題解決のための大規模な全国調査をおこない報告書を作成した（URT 1994）。しかし、女性が直面する土地問題に関しては、相続権について言及しているものの、十分な調査分析ができなかったことを自認している（URT 1994:4）。この報告書に基づき、国家土地政策（National Land Policy）が 1995 年に策定され（URT 1997）、さらに 1999 年には土地法（Land Act 1999）、および村土地法（Village Land Act 1999）が制定されるに至った。しかし、これらの法律は、農村の農民（主に男性）の意向を反映している（と政府が考えている）慣習法の適用も同時に容認しており、土地所有をめぐる係争を解決する道筋は示していない。毎年 2000 件近い土地争議事案が法廷に持ち込まれているが、これはほんの氷山の一角に過ぎない（Kiishweko 2012）。

社会参加の機会や教育を受ける機会が限られている農村女性にとって、法廷に土地争議を持ち込むことは、精神的かつ物理的な困難やリスクを伴う。しかし、近年、女性が父親から相続したクランの土地の処分権をめぐる訴訟を起こし勝訴したという事案も出現している。ある女性は、父の遺書により土地を相続したが、それは氏族の土地（Clan Land）だった。女性がその土地を売却しようとしたところ、甥が反対した。タンザニアの慣習法宣言（1963）では、「女性は氏族の土地（Clan Land）以外に相続できる、氏族の土地（Clan Land）の用益権はあるが売却権はない」（第 20 条）としている。しかしそれは、憲法で保障された女性の財産権（第 24 条）に反するとして、女性は法廷に告訴した。その結果、法廷は、この慣習法宣言を CEDAW およびアフリカ人権憲章などに反するとして却下するという新たな判決も生じている（FAO 2004）。

¹⁷ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/josi/> : 参照日 2013 年 5 月 26 日。

表 1.3 タンザニアの女性の財産権に関連した法律・条令

年	法律・条令	女性に関連した内容
1865	インド相続法 Indian Succession Act	寡婦は夫の財産の3分の1を取得することができる。残りの3分の2は、その子供が相続する。娘と息子の相続分は平等。制定法の基礎になっている、欧州出身者及びキリスト教者に対する相続法。
1963	慣習法宣言令 Customary Law Declaration Order (G.N. 279/1963)	女性は氏族の土地 (Clan Land) 以外は相続できる、氏族の土地 (Clan Land) の用益権はあるが売却権はない。女性が寡婦になった場合、夫の親族が「寡婦を相続する」ことを認めている。
1963	地域慣習法令 Local Customary Law (Declaration) No.4 Order	土地の長子相続を認めた (長男は3分の1、娘は10分の1~20分の1を相続)。女性はクラン土地以外は相続できる。クラン土地は生涯耕作はできる。男性がいない場合はクラン土地も相続できる。口頭による遺書と文書による遺書について記載。両者とも4人の証人が必要。(寡婦は土地は相続して使用できるが処分はできない)
1967	アリュウシャ宣言とウジャマ政策 Arusha Declaration and Ujamaa Policy	二重の制度。大規模農場は政府が所有、小規模農地は集散的に小規模農民の使用が認められた。
1970	ヒンドゥー遺言法 Hindu Wills Act	寡婦は生活の手段を剥奪されてはならない。
1971	婚姻法 Marriage Act No.5	56-58条: 既婚女性は、婚姻している間、財産(動産及び不動産)を取得、所有、処分する権利を有する。また婚姻で共同で取得した財産の配分権を有する。女性が個人的に取得した財産及び資産は、女性に属する。複数の妻がいる場合は、全員平等の権利を有する。 60条: 婚姻中に、夫もしくは妻の名前で取得した財産は、その個人に属する。共同名義にした場合は、平等の権利がある。 125 (3) セクション: 7歳以下の子どもの親権は母親に与えられ、7歳以上は父親と解釈されてしまい、母親の条件の方が良い場合でも、女性の親権が認められないという問題を呈している)
1975 and 1978	村落およびウジャマ村法 The Villages and Ujamaa Villages Act No. 21 of 1975, repealed in 1978	世帯主のみへの土地所有を認めた。(父系制のもとでは、男性である戸主のみが土地を所有する)
1977	憲法 Constitution	第12条: 国籍、民族、出生地、政治的信条、皮膚の色、宗教、性別による差別の禁止。第24条: 全ての国民の財産所有の保証。
1995	国家土地政策 National Land Policy (NLP)	慣習的土地所有権と法的土地所有権の両方を認めている。慣習法の下では、女性の土地へのアクセスは不安定だったので、法的土地所有権を女性も持てるようにした(購入及び分配が法的に認められた)。しかし、氏族の土地 (Clan Land) については、憲法に違反しない範囲であれば、慣習的な相続が認められるとした。(つまり、Clan Landに関しては、氏族が認めない限り、女性の相続・所有権はない)
1999	土地法 Land Act	女性は男性と同等の土地に対する取得 (acquire)、所有 (hold)、使用 (use)、活用 (deal with) に関する権利を有することを認めた (Part II, 3-(2))。慣習的な土地の占有も認めている。
1999	村土地法 Village Land Act	村土地法により、村落の土地および慣習法による土地について、女性は男性と平等の土地への権利を有することが認められた。
	イスラム法	寡婦は夫の資産の8分の1を相続する。子どもがいない場合は、4分の1を相続する。妻が複数いる場合は、8分の1を複数の妻で分配する。子どもがいない場合は、4分の1を分配する。

出典: URT 1999、Legal Aid Secretariat 2013 などをもとに筆者作成。

キリマンジャロ州ローアモシ地域の農村では、高齢の女性が遺言書を作成し娘達にも耕作地を生前贈与しようとした事例もある。同州に多いチャガ人は、遺言について話すことは「死」がやって来ることと同じであると恐れ、死について話したがらない。ましてや女性が生前に遺書を書くという行為は極めてまれである。これまでのしきたりや考え方を乗り越えて、貧しい農村女性がそのような言動に出たのはなぜなのか。なぜ、あるいはどのようなリスクを感じ、何を達成しようとしたのか。農村社会に生きる女性たちが、土地をめぐる不平等や不安定（insecurity）に対抗しつつ（あるいはそれらを機会と捉え）、さまざまな価値あると思うことを実現するための機会をどのように選択していこうとしているのか、それは女性のみならず農村社会にとってどのような意味を持つのか。本論ではキリマンジャロ州の農村社会の実態をもとに考察していく。

1.1.2 国際協力におけるジェンダー平等論の展開

ジェンダー平等は、開発途上国の開発問題を実践的に推論し行動するための文脈において重要な平等の領域のひとつである。開発途上国における、さまざまなジェンダー不平等を解決するための研究にもとづき、実践のための具体的な枠組みとして、1970年代以降、WID（Women in Development）アプローチ、GAD（Gender and Development）アプローチ、ジェンダー主流化アプローチ、エンパワーメント・アプローチなどが採用されてきたが、不平等は依然として解消されていない。ひとつのアプローチのみで世界中のジェンダー不平等を説明し解決することは不可能であるが、多様な経済・社会・文化・歴史的な文脈における実証的分析にもとづき、理論の展開を試みることに意義がないわけではない。

(1) WID アプローチ

国際的にジェンダー平等論が注目されたのは、男性並みの平等の達成を求めたリベラル・フェミニスト論の影響を受け、国連婦人の地位委員会（Commission on the Status of Women: CSW）で政治参加への男女平等が議題となってからである。同委員会は1946年に男女平等を達成するために設置されたもので、1979年には、（国連）女子差別撤廃条約（CEDAW）が採択された。国際協力においては、1960年代から途上国の女性支援が注目されるようになり、女性は食料や医療援助の受け手として位置付けられた。しかし、1970年代に開発途上国の経済開発に果たす女性の役割が「発見」されると（Boserup 1970）、国家開発に必要な女性の教育や収入向上の重要性が注目されるようになった（Tinker 1990）。当初は新古典派経済学アプローチに基づき、援助効果の最大化を目指すために、開発途上国の女性という資源・手段を有効活用しようとする政策やプロジェクトが考案・実施された。女性は目的ではなく、あくまで開発の手段であった（ヌスバウム 2005）。さらに、女性に不足している事柄やニーズを補完すれば、女性の地位が向上するという考え方にもとづき

(改良主義的な基本的ニーズアプローチ)、女性が男性並み(男性基準)の平等を手に入れるために、女性が日常的に必要としている飲料水や医療、資源などのニーズを満たし、女性を「経済参加させる」ことが優先課題であると認識された。これは、開発と女性アプローチ(WID アプローチ)と呼ばれる(Moser 1989、田中・大沢・伊藤編 2002)。途上国の女性のための WID 政策は、さらに、公正アプローチ(再配分制度に注目)、貧困撲滅アプローチ(所得の不平等に注目)、効率アプローチ(経済効率と生産性向上のための女性の人的資源に注目)などに類型化できる(モーザ 2000:95-108)。

WID という用語は、米国国際開発学会のワシントン DC 女性委員会により、1970 年初頭に作られた(モーザ 2000:21)。同委員会には、E. ボズラップなどの経済学者や女性開発専門家が積極的に参加しており、この用語はただちにアメリカ国際開発庁(USAID)により WID アプローチとして採用された(Boserup 1970)。女性は経済開発で重要な役割を果たすにもかかわらず開発計画の中で注目されなかったために、女性の可能性が引き出されないままであることが問題視された(モーザ 2000:21)。このような動きは、先進国と EU(当時は EC)から構成される経済協力開発機構(OECD)の開発援助委員会(DAC)でも取り上げられ、1983 年には WID 指導原則(WID Guiding Principles)を各国の ODA 事業の実施に採用することが、日本を含む DAC 加盟国間で合意された。さらに、USAID は、事例を通じて性別役割分析を行う手法をハーバード大学国際開発研究所と共同開発した(Overholt 1984)。国連機関は、女性統計や WID チェックリストを開発し、女性の経済社会状況に関する情報や性別データを収集してきた(JICA 1991a)。

(2) GAD アプローチ

WID アプローチでは、女性の家族・親族・地域における相対的な立場を考慮することなく、開発に必要な女性の固有の能力開発のみに注目したため、男女の固定的役割や分業を改善することはできず、女性の地位向上にはつながらなかった。社会経済制度や構造、慣習法などには、すでにジェンダー(社会的・文化的に形成されてきた性別)にもとづく偏見が内包されているため、それらを変革しない限り女性は二次的・差別的な状況にとどまる。特に男性優位社会(家父長制)の影響が強く残るような開発途上国の農村地域では、女性が労働参加を高めても補完的労働力としかみなされず、自律的に行動・営農をおこなったり、家計管理したりすることには制約を伴う。したがって、1980 年代になると、ジェンダーに基づく不平等や偏見を社会制度(文化や慣習も含む)から排除し、社会構造変革を目指す GAD (Gender and Development) アプローチが注目されるようになった(村松 2005:65)。

開発の中で「女性」ではなく「ジェンダー」に目が向けられるようになったのは、オー

クレーヤルビン (Oakley 1972、Rubin 1975) などの影響である (モーザ 2000 : 21)。ジェンダーに焦点を当てるのは、「女性」という社会の半分だけに目を向けるのではなく男性と女性の関係性に注目し、それが社会的に構成されてきたことに分析の視座を向けることである。社会的に形成されてきた関係性には、時間による可変性、かつ地域による差異があり、さらに同じ社会でも属する集団により不平等の仕組みや度合いが異なる。さらに、GAD アプローチは、草の根の女性のエンパワーメントが、固定的性別役割、社会制度や構造を変革させる要件であるとするフェミニズム論の流れを汲むものでもある (Moser 1989、田中・大沢・伊藤編 2002)。

GAD アプローチでは、ジェンダーにもとづく関心 (gender interest) には、実際のジェンダー・ニーズ (practical gender needs) と戦略的ジェンダー・ニーズ (strategic gender needs) があり、それらを区別して分析し、開発計画を策定するべきであるとする (Molyneux 1985)。前者は女性の固定的な役割や機能から派生するニーズ (水汲み作業を改善したいなど) であり、後者は女性が能動的に男女の社会的関係性や不平等な制度を変革していこうとするニーズである。さらに GAD アプローチでは、生産資源や機会に対するアクセスとコントロールの分析を重視している。往々に、途上国の女性は資源や耕作地、水利などに対してアクセス (利用権、用益権) はあっても、それらを自由にするコントロール (管理権、所有権) を有していないからである。開発計画や事業の実施に必要とされる具体的なジェンダー分析手法は、これらの分析手法を統合し進展してきた。カナダ国際評議会 (CCIC) による社会・ジェンダー分析手法、米国クラーク大学と FAO の合同研究による社会経済ジェンダー分析手法 (SEAGA)、UNICEF による女性のエンパワーメント分析手法、Oxfam による男女共同参画研修手法などは、実証研究および実践的な情報蓄積により発展してきたジェンダー分析手法である (CCIC 1991、Thomas-Slayter et.al. 1993 & 1995、UNICEF 1994、Suzanne et.al. 1994、FAO 2001)。

(3) ジェンダー主流化アプローチ

1990 年代、経済開発や民主化に果たす国家の役割が途上国において注目されるようになると、GAD アプローチは、途上国政府が中心となって進めるべき政策手法として認識されるようになる。これはジェンダー主流化 (gender mainstreaming) アプローチと呼ばれ、1995 年第 4 回女性世界会議で採択された北京行動綱領 (Beijing Platform of Action) で明示されて以降、先進国および途上国政府、国際協力機関で採用されるようになった。国連経済社会委員会 (ECOSOC) においてもジェンダー主流化についての用語定義をおこなっている (ECOSOC 決議 1997.L.10, Para.4) ¹⁸。

¹⁸ ECOSOC 定義の日本語要約 (田中・大沢・伊藤編 2002:40)。

ジェンダー主流化アプローチは、経済・社会開発政策の諸段階において、ジェンダー平等に向けた政策過程を採用するように要求するという方法論である。ジェンダー主流化の考え方は、どのような政策もジェンダーに中立ではありえない、何らかの男女別の正負インパクトを及ぼす可能性があるという前提に立つ。上野は、「ありとあらゆるジェンダーに中立的な（と見なされていた）概念を「ジェンダー化 engendering」していったのが、ジェンダー史である.....ある領域が一見ジェンダー非関与的に構成されていることのジェンダー的な効果を見れば、見かけのジェンダー中立の持つ、隠れた男性中心性が明らかだからである.....ジェンダー中立とは、その実、男性の独占と女性の排除の別名なのである」と指摘する（上野 1998:180）。さらに、上野は政治的でない差異化は存在しない、「差別のない区別」のような一見中立的な概念も存在しないと主張する（上野 2002:29）。

農業、保健・医療、教育、環境、貧困、ガバナンスなどの開発諸課題は、ジェンダー平等と不可分であり、これらの分野での開発を効果的に進めるためには、同時にジェンダー平等を進める分析・計画・実施・評価という政策過程の制度化が必要である。ジェンダー主流化アプローチは、国家や国際援助機関が中心となり、ジェンダー平等を促進するための政策・施策・事業を策定し、適切な予算配分（ジェンダー予算）を伴い実行していくことを要件とする（村松 2005）。

他方で、ジェンダー主流化アプローチは、普遍的平等主義に基づく国家フェミニズムであるという批判もある（Tinker 1990）。ジェンダー主流化の実施主体が、多くの場合は途上国の女性省や女性に関連した政府上位機構（ナショナル・マシナリー）であり、政策がトップダウンで実施され、草の根の女性の声が反映されないからである。さらに、女性省以外の省庁（農業省、工業省、水資源省、環境省、労働省など）や組織が実施するセクター政策への影響力が限られているうえに、GAD アプローチで目指したはずの根本的な構造変革や制度変革につながっていない。相変わらず、ジェンダー平等は「女性のこと」と考えられており、特定の教育や保健などの分野を除くと、単なる「配慮事項」となりがちである。ジェンダー主流化の政策的な観点からの問題点としては、政策の「蒸発」、他の優先課題との競合、組織内ジェンダー専門家の減少、効果の薄いマニュアルや研修、アカウントビリティの欠如、新しい援助モダリティの出現などが挙げられており、目的のみならず適応策および手段についての再考察が課題となっている（国際開発機構 2013: 3-13~14）。

(4) エンパワーメント・アプローチ

開発途上国の市民団体や「行動する研究者」は、女性のエンパワーメント（力をつけること）こそがジェンダー平等の達成の第一要件であり、開発途上国の女性が主体となり施策策定・実施をするべきであると主張する。エンパワーメントは、「第三世界の女性たちに

よって始められたアプローチであり、自立向上心によって女性が内なる力をつけることを目的とする」ことを目指す（村松 2005）。

どの特定の個人あるいは組織が、最初に「エンパワーメント」という概念を提唱したのかについては明確ではない。しかし、エンパワーメント・アプローチは、政府や国際援助機関によるトップダウン型の政策・制度アプローチでは、女性の基本的権利を回復し、自立や内なる力を高め、女性の能力を高めることはできないと考える開発途上国の女性運動 NGO から派生したと考えられている（モーザ 2000:109-115、村松 2005）。その推進的役割を果たしたのは、インドから出発した **Development Alternatives with Women for a New Era : DAWN**、インドの貧しい自営業に携わる女性たちの組織から派生した **Self-employed Women's Association : SEWA**、フィリピンの **GABRIERA**（全国・地方女性組織連合）などの女性団体である。これらの団体は、グローバル・フェミニズムの潮流に合流し、世界的ネットワークになっていくが、彼女らによれば、「エンパワーメントは、草の根の女性たちが『力をつけて』連帯して行動することによって、自分たちで自分たちの状態・地位を変えていこうとする極めて行動的で自立的な考え方である」（村松・村松 1995）。グローバル・フェミニズムとは、従来の一國主義的なフェミニズムとは水準の異なる、女性運動の新しい公論空間（**public opinion**）の展開を意味する。従来 of 欧米の都市中産階級中心のフェミニズムは、途上国の女性から違和感を持たれていたが、「国連女性の 10 年」（1976～1985 年）の研究および活動を通じて、女性の不平等な状況は世界共通であるという思想が出現した（村松・村松 1995:15-16）。

さらに、1990 年代以降、住民参加型開発、ガバナンスなどの開発課題の文脈においても、エンパワーメント・アプローチが有効なツールとして議論されるようになった（斎藤 2002、JICA 2011）。しかし、エンパワーメント・アプローチは、社会運動論としての意義は高いものの、国際協力や開発計画策定のための基本的アプローチとなっておらず、現在でも研究者の分析視角にとどまっている（村松 2005:64）。斎藤は、参加型開発は 1990 年代以降、国際協力で注目されるようになったが、参加型開発は、「貧困から抜け出すための開発を人間中心の活動としてとらえ、途上国の人々の主体性を尊重し、その人々自身が力をつけることで自らの状況の改善をはかること（エンパワーメント）をめざす理念であり、原則である」という。参加型開発と人間開発は不可分のものであり、開発への参加（**participation in development**）ではなく、参加にもとづく開発（**participatory development, participatory approach to development**）が重要であるという議論を展開している（斎藤 2002）。ガバナンスに関しては、上位レベルの行政機関を巻き込みつつ、下位レベルの行政機関と綿密に連携しながら地方開発のための普及モデルを開発していくことを、エンパワーメントとする議論もある（JICA 2011:80）。

(5) ケイパビリティ・アプローチとジェンダー平等論

アマルティア・センは、開発はもっぱら GNP（国民総生産）や所得の向上、工業化の進展などで測る経済発展ではなく、人々が享受する自由を拡大する過程であり、「自由としての開発」は、(途上国の女性も含む) 脆弱さや無力さを取り込んだ包括的な開発概念であるという。ケイパビリティとは、「人が自ら価値を認める生き方をすることができる自由」である¹⁹。センは、20年以上にわたりジェンダー平等の議論を展開してきた (Sen 1990 & 1997、セン 2004、2010a、2011)。

多様性に注目したジェンダー平等論

平等の議論をするためには、「何の平等か」を問うことが重要である (セン 2010a)。なぜなら、ある領域における平等は、しばしば他の領域における不平等をもたらすからである。人間は多様なので、すべての人に対して平等に配慮しようとする、不利な立場の人を優遇するという「不平等」な扱いが必要になるかもしれない。対処すべき不平等が多数存在しているときは、本質的な平等を求めることは困難であり、さらに、全ての多様性に配慮しようとする、完全に混乱するので、より重要な多様性に注目することが実践的である (セン 2012 : 2&189)。本論では、より重要な多様性としてジェンダー平等があると考えている。

ジェンダーによる差異は、多様な平等の一つであり、「男女間 (何) の平等」を達成したとしても、それは他の不平等を生じることになるかもしれない変数である。例えば、ある組織で男女同数の採用や登用がおこなわれたとしても、もしそれがひとつの民族や人種のみで構成され、特定の少数民族・人種が排除される場合には不平等が生じる。同様に、他の特定の社会的・経済的な属性 (年齢、障害の有無、国籍、所得、カースト、経済階層など) により差別がある場合は、男女同数であっても不平等が生じることになる。「女性」も、そのグループのなかに多様な差異を内包しており、単一ではない。上野は、一つのカテゴリーが成立することによって、カテゴリー内部の差異が抑圧され、隠蔽される効果があることも指摘している (上野 2002:257)。さらに、「男女平等」は、従来の男性・女性という二項対立にとらわれているため、トランス・ジェンダーの人々が排除される可能性もある。現実が多様なカテゴリーから成り立っているにもかかわらず、ジェンダーによる不平等を分析するときには、どうしてもグループ (カテゴリー) としての女性と男性の格差に限定されがちであり、その多様性と差異が見過ごされてしまう。しかし、だからと言って、

¹⁹ センによると、人的資本とケイパビリティの違いは、前者は「生産の能動的な力」に集中する傾向があり、後者は、人々が生きたいと考える理由のある生き方をし、持っている真の選択を向上させることができる能力 (本質的な自由) に焦点を当てる。二つの考え方は相互に関係しないわけにはいかない。両者とも人間の役割、とりわけ人間が達成し獲得する実際の能力に関心を持っているからである。(セン 2004:337-338)

ジェンダーによる不平等を議論することに意味がないというわけではない²⁰。

所得・資源の利用とジェンダー平等論

平等を論じる場合、経済格差が問題とされるが、所得のみを平等にすれば貧困はなくなる（経済平等主義者）ののだろうか。逆に、所得や資産を平等にすると、個人の努力（インセンティブ）の差が反映されず、努力しようが怠けようが同じ所得と資産が得られることになり効用が生み出されない（功利主義）ののだろうか（セン 2011:46-50）。功利主義から派生し、国際協力論で長期に主流を占めてきた新古典派の経済議論は、効用の最大化こそが価値があると主張してきた。しかし、新古典派アプローチは、世帯内に不平等が存在することや、その不平等をどのように是正するのかという問題には関心がなく、世帯の効用の最大化のために世帯内の構成員の効用が最小化される状況についての処方箋を書くことはできなかった。たとえば、夫が世帯を代表し、夫の効用を最大化すること（たばこや酒を大量に飲む）が優先されるかもしれないが、これは妻や子どもの効用の最小化（家計が苦しくなり食費や学費が減少する）という結果を生じるかもしれない。夫のみが世帯主として土地の名義人として登録されていても、実際に耕作している家族の利益に反して、勝手に土地を売却してしまうような場合は、家族の効用は最小化される。また夫による家庭内暴力は、夫の権力欲を満足させるという効用を高めても、被害者である妻や子どもの効用を最小化あるいはマイナスにする。

新古典派アプローチは、フェミニスト経済学者からも、「世帯内の資源および決定、分業を男女平等だと仮定しているが、世帯員の利害は多くの場合一致しておらず、貴重な資源の世帯員への配分に、ジェンダー、年齢、その他の要因による不平等が存在する」として批判されてきた（Sen 1990、Agarwal 1997、モーザ 2000:46-50、村松 2005:40-45）。世帯内の資源としては、勿論、土地所有も含まれる。これは、「協力をしながらも対立を含む関係」（cooperative conflict）と名付けられている（セン 1990、セン 2004:219、モーザ 2000:47）。大沢は、世帯主が世帯員全員の趣味や嗜好を勘案して効用関数を一本にまとめるという「新しい家計の経済学」を批判する文脈のなかで、センの cooperative conflict 概念の有効性を指摘している（大沢 2007:30-31）。さらに世帯内の不平等には、資源（土地を含む）の利用のみならず「資源をケイパビリティへと変換することにおける不平等」があり、世帯内の所得配分という概念のみではこれを捉えられないとしている（セン 2010a:195）。

平等な資源や機会が男女に提供されていても、それを平等に使えるケイパビリティや価

²⁰ 本論でいう「ジェンダー」は、社会的・文化的に形成されている性別という意味であるが、そもそも男・女に分類する差異化そのものをジェンダーとする議論もある。なお、本論では、セクシュアリティの議論まではおこなわない。

値に対する関心 (perception) は多様である²¹。センは、ケイパビリティとは各人が選択することのできる機能 (function) の集合であるという (セン 2011)。「生命活動 (functioning)」を選び達成する能力、あるいは、個人が選択できる生き方の幅とも言える (松井・池本 2006、大沢 2002:236)。男女間で教育を受ける機会が平等に提供されているとしても、それ以外の要因 (所得階層、物理的距離、慣習・宗教、脆弱さや無力さなど) により、その機会を平等に使えないことがある。また、土地や資産の所有について男女差別のない法律があったとしても、その法律を使用・活用できるケイパビリティ (あるいは実現可能性と呼んでも良いのかもしれない) は、教育や情報、所得、社会の行動規範、ジェンダー秩序などにより異なり、全ての人々が平等に法律を使えるわけではない。また平等な機会があったとしても、それを使いたいという関心が異なることもある。「何かをしたり、何かになったり、人が欲するような暮らしを営む自由へと変換するケイパビリティ」は人によって多様である (セン 2010a:194)。

女性が「価値あると思う」ことを達成すること

個人には、理性的に評価している、何か価値があると思うことを「達成するための自由」があり、何が価値あると思うことなのか (センはこれを「機能」と呼んでいる) を選び、優位性を与えるのかは、機能の達成を可能にするケイパビリティ (実現可能性) による。貧困とは基本的な「機能」の達成を可能にするケイパビリティが欠如・剥奪されている状態である (セン 2010a:12)。また、「機能」とは、最も基本的なもの (栄養が良好なこと、病気にかからないことなど) から、複雑で洗練されたもの (自尊心を持って生きられること、社会活動に参加できることなど) を含む幅広い概念であり、人々は効用の最大化のみを求めているわけではない。何が価値あると思うことなのか (どの機能) を選び、優位性を与えるかは、「機能の組み合わせ」を達成するケイパビリティによる (セン 2010a : 6-7)。

つまり、途上国の女性にも、多様な「価値あると思う」こと (機能) を達成するための自由があり、どの機能 (自分のための健康や栄養の改善、家族に十分な食料を生産したい、土地を所有・利用したい、灌漑用水をもっと使用したい、子どもに十分な教育を与えたい、女性や社会の平等のために活動したいなど) を選び、何に優位性を与えるかは、女性が機能の自由な組み合わせや達成を可能にする実現可能性 (ケイパビリティ) が高いかどうか、またそれを可能にする制度や環境があるかどうか、ということになる。前述の WID アプローチでは、女性の実際的ニーズの充足のみに注目しており、本論ではニーズを否定するものではないが、機能の選択や優位性の組み合わせを自由に行える可能性についても注目すべきであると考え。

²¹ 「ケイパビリティ」(Capability) を「潜在能力」と訳すこともあるが、センは必ずしも潜在能力を意味しているわけではない。松井と池本は、ケイパビリティを「可能性」と訳している (松井、池本 2006)。

社会的機能や制度におけるジェンダー格差

ジェンダーによる差別の存在は、女性が有する財・サービスを、なりたいことやしたいことに転換し、価値あると思うことを達成することを妨害する。社会には制度的・構造的なジェンダー不平等が存在する。男女が享受している自由には構造的な格差が存在するため、多くの社会的機能や制度におけるジェンダー格差を分析する必要がある（セン 2010a : 195-197）。例えば、女性に対して不平等な法律、女性だからという理由による労働形態や賃金に関する差別、家事労働や介護労働を「価値のない」、無償とする制度や経済構造などがある。不平等な法律には、土地の相続権、離婚後の資産や土地所有権などに関する法律もある。社会の制度や構造に埋め込まれたジェンダー差別や秩序は、女性が価値あると思うことを実現しようとする可能性を低める²²。

開発援助を行う外部者の勝手な思い込みではなく、より良い暮らしを求めて生きようとする行為者である女性は、どのように制度的・構造的な不平等や社会的機能の格差をとらえ、価値あると思うことを自由に、他者からの強制ではなく自律的に選択し、価値あると思うことができる実現可能性を拡大しようとするのだろうか。これらは、制度や構造に内在するジェンダー不平等に注目する GAD アプローチ、および女性自身がエンパワーメントを達成していくことを重視するエンパワーメント・アプローチにもとづく開発課題である。センは、開発とは基本的に女性・男性に力を付与する（エンパワーメント）プロセスであるという（セン 2011:359）。

ジェンダー平等論の展開

ケイパビリティ・アプローチによるジェンダー平等論は、国際協力機関の開発施策にも影響を与え（国連開発計画 1995）、論理的考察（Robeyns 2003、ヌスバウム 2005）、および実証研究もおこなわれてきた（Agarwal 2005、坪井・チョウドリ 2006、松井・池本（編）2006、伊藤 2008）。なかには、ケイパビリティ・アプローチでは具体的内容がわからないという批判もあり、ヌスバウムは普遍的価値を擁護することが必要だとする哲学的観点から、インドにおけるフィールド調査を通じた実体験をもとに、人間中心のエンタイトルメントとなるべき 10 のケイパビリティのリストを普遍的機能的リストとして提示した。それらは、生命、身体的健康、身体的安全、感覚・想像力・思考、感情、実践理性、連帯、自然との共生、遊び、環境のコントロール（政治的、物質的）である（ヌスバウム 2005 : 92-95、366）。しかし、リスト化は外部者による行為であり、必ずしも途上国の女性にとって何が「価値のあること/価値のないこと」なのかは、当事者に聞いてみないとわからない。しかもある基準が他の女性にも共通するとは限らない。だからと言って、すべての女性に

²² 最近では、女性の「時間の貧困（time poverty）」についての分析の必要性も指摘されている（Global Poverty Research Group---<http://www.gprg.org/pubs/workingpapers/pdfs/gprg-wps-078.pdf>, accessed 22 June 2013）。

何が価値のあることかを聞くことは、不可能である。しかし、研究者が、勝手に価値をア・プリオリに設定してしまえば、そこからこぼれ落ちてしまうものがある。他方で、価値づけに対する何らかの法則性とその要因を追及することは不可能ではないと考える（渡辺 2009:65-69）。ケイパビリティ・アプローチに基づく理論枠組みを援用したジェンダー平等に関する実証研究は、インド、バングラデシュ、日本などにおいておこなわれてきているが、まだ緒に就いたばかりであり、さらなる実証研究の積み重ねを通じた検証が課題である。

（6）ジェンダー平等論の実証分析

「何かの平等」を議論することで（本論ではジェンダーの平等）、他の不平等が出てくるとしても、その何かの平等について議論することに意味がないということではない。何かの平等を議論することにより、それまで見えていなかった他の平等・不平等が見えてくる可能性があり（可視化）、それらを包括的に捉えることは、平等の議論を厚いものにすると同時に、いくつかの処方箋も提示してくれることになる。開発を考える場合に、ジェンダー平等のみですべての不平等が解決できるわけではないが、ジェンダー平等を考えないと他の（何かの）不平等の諸相も見えてこない。上野は、あらゆる分野で、ジェンダーだけで対象を分析することはできないが、同時にジェンダー抜きで分析することもできないという（上野 2002:30）。従来の国際協力におけるジェンダー平等論は、ジェンダー平等を目指しているものの、政策としてのジェンダー主流化と、草の根レベルでの女性のエンパワーメントを進める開発アプローチは乖離しがちであり、ジェンダー平等を進めるための有効な方法論上の枠組み、および包括的なアプローチを提示するには限界がある（村松 2005:58,64-66,216）。

本論では、特に土地に関わる権利（土地権）という資源と機会に注目し、農村地域に生きる女性の多様な機能および「価値あると思う」ことについての考察を通じ、ジェンダー平等論に実証的論拠を与え、新たな開発におけるジェンダー平等論の分析枠組みと開発政策へのインプリケーションを考察したいと考える。以下の図 1.1 は、本論で扱う国際協力におけるジェンダー平等論研究およびアプローチの分析枠組み、および本論での研究枠組みを示したものである。

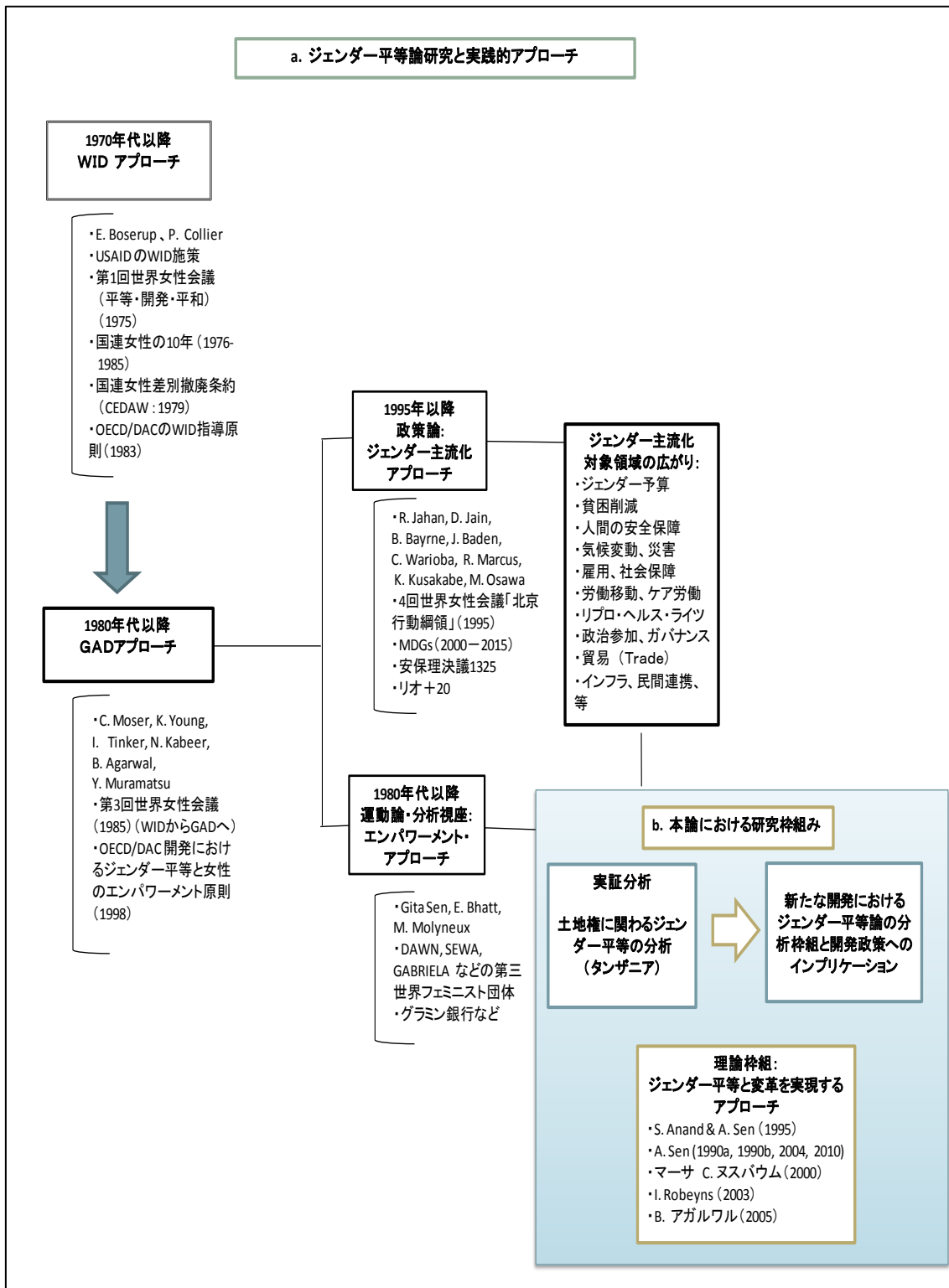


図 1.1 国際協力におけるジェンダー平等論研究およびアプローチ
(出典：筆者作成)

1.2 本研究の目的と意義

1.2.1 本研究の目的

タンザニアにおける土地権の制度に関する研究および議論の詳細は、第3章の既往研究で議論するが、主に以下のような5つの立場に分かれる。

- (1) 新古典派経済学に基づき、土地の固有化・私有化・市場化の進展を進めることが経済開発に繋がり、それにより自動的に女性の経済状況および暮らしは良くなるという主張（世界銀行や国際通貨基金（IMF）などの立場）。
- (2) 市場の自由化を進めることは否定しないが、土地は国家に帰属すべきであり、都市には近代法、農村には慣習法という土地所有制度の二重構造を維持すべきという主張（タンザニア政府の立場）。
- (3) 民主主義にもとづき土地は国民に帰属すべきであり、地域社会の主体性に基づき慣習法の下で土地所有・管理をおこなうべきであるという主張（タンザニアの土地制度研究者と市民団体など）。
- (4) 地方政府および村落による意思決定はジェンダー平等を推進することよりも、女性に差別的な慣習法の施行を優先するため、慣習法を廃止し、近代的制定法のもとの一元的な土地所有制度を確立すべきであるという普遍的平等主義論を支持（タンザニアのジェンダー研究者など）。
- (5) 社会の価値や慣習および女性の土地所有形態、その変容過程は多様であり、多様な社会が多様に変化していることに価値をおく文化相対主義論の展開（人類学研究者など）。

しかし、どの立場をとってもタンザニアの女性は世帯内および地域の意思決定過程から排除されることになり、「脆弱性および無力」なために土地権の使用・管理・所有から除外されるというジレンマから抜け出すための有効な道筋や処方箋は示されていない。女性が排除され不平等な状況に置かれるのは、女性が価値あると思うことと、土地権に関わる社会の制度や構造との間に乖離があること、その乖離を埋めるような選択肢が得られない（許されない）こと、選択肢を行使できるような能動的な力が限られており、選択肢を組合せ、行使できる機会がさまたげられていることにある。ひるがえって、ある種の選択肢を行使できるようになれば、他の選択肢も行使できるようになり、価値あると思うことを効果的に促進できるようになるのではないだろうか。

これらの課題をさらに実証的に検証するために掲げる本研究における目的は以下のとおりである。

- 1) 政府による土地再配分に際し、男女間の不平等な土地権はどのように発生するのか、そのような不平等な状況に対して、女性は何を機会として捉え、選択し行動しようとするのかを明らかにする。

既往研究では、政府（国家）主導による大規模灌漑計画が実施され、土地の再配分がおこなわれると、女性は慣習的な土地の耕作権および所有権を剥奪され、社会的及び経済的に従属的な立場におかれるようになるという論証が繰り返しておこなわれてきた。本研究では、キリマンジャロ州ローアモシ灌漑地区（LMIS）の開発事業において、農民への土地再配分がおこなわれた1987年当時の状況についての分析を通じて、そのような論証を検証し、女性が必ずしも慣習的な土地の耕作権および所有権を剥奪されない状況もありうること、およびそのような状況において女性にとって「価値あると思う」選択とそれを可能にした要因について明らかにする。

- 2) 農村において女性の土地に関わる所有権はどのように変化していくのか、女性の土地権の変化の背景には、どのような要因が存在するのか、女性が土地権を拡大・縮小する場合には、何を機会として捉え、選択し行動していこうとしているのかについて明らかにする。

既往研究では、土地権の近代化にともない、土地からの収益が増加するようになると、男性優位社会においては、女性の土地に関わる諸権利が剥奪されるようになることが論証されてきた。同時に、土地登記によるメリットが認識されるようになると、社会的・経済的に優位に立つ男性が土地権を独占し、女性は慣習的土地権を失うとされてきた。しかし、女性の土地権について所有者数や所有面積などの性別データにもとづき、土地権の近代化が与える女性への影響について経時的变化を分析した研究はほとんどない。さらに、女性が土地権を取得することがあるとすれば、それはどのような条件や形態で取得するのか。また、取得した土地権はどのように継承されていくのかなどは明らかではない。

本研究では、近代的用排水分離型灌漑施設の敷設および灌漑圃場整備を通じた稲作振興を図るために、土地測量、地権の確定、および土地登記などの一定の土地権の近代化が進んだローアモシ灌漑地区（LMIS）を事例として、女性の土地権の変化を経時的に分析し、必ずしも女性の土地所有権が減少しているわけではないこと、および変化の要因の分析を通じて、女性は何を価値あると思うこととして捉え選択し行動しているのかについて明らかにする。

- 3) 農村女性は、どのような土地権を機会として捉え、選択し行動していこうとしているのかについて明らかにする。

世界銀行などの国際援助機関は、農村女性が土地（耕作地）を自己名義で登録しさえすれば、女性が自由に土地を耕作し、収益を確保し、生活が向上し、必要に応じて土地を融資の担保にし、市場で売買できるようになると考え、そのような開発援助事業をエチオピアなどで実施している²³。果たして自己名義で土地登録することだけで、女性の土地に関わる諸権利は促進されるのだろうか。

農村女性が土地に関わる形態は多様である。土地所有者のみならず、代理耕作者、借地人、賃金労働者などとしても、土地の所有および使用に関わっている。さらに、女性が土地所有者であっても、耕作から得た収益を自由に管理できているのであろうか。また、作目の選択や水管理など営農に関するすべての権限を有しているのだろうか。家族や親族の合意がなくても、土地を自由に相続・売買できるのだろうか。家族や親族の係争を避けるために、名義変更をしない場合もあるのではないだろうか。父系制・夫方居住社会では、家族・親族やクランの土地は、女性が継承できないとされている。女性の土地への関わり方には、多様な慣習や規範、家族関係、社会・文化的制約があるのではないだろうか。

これまで、女性がどのような土地の管理権（例えば、営農権、収益権、処分権など）をどのように有することが、農村女性が価値あると思うことを選択することにつながるのかについて、実証的な分析が十分に行われてきたわけではない。本研究では、農村女性にとって、どのような土地所有の形態が、女性の立場の変化、機会や選択の幅を拡大し、「価値あると思う」ことの実現につながるのかを明らかにする。

4) 地域コミュニティは、女性の土地権をどのように認知し、どのような関与を通じて、女性が「価値あると思うこと」を選択し行動することを可能にするのかについて明らかにする。

既往研究では、地域コミュニティ²⁴における意思決定機関は男性で占められているため、女性の土地権の獲得を支持しないと論証されてきた。地域の親族やクランの長老会、農業組合、灌漑組合、村役場の各種委員は、男性中心に選定され、女性のメンバーはほとんど含まれておらず、会合などで女性の意見は反映されないと指摘されてきた。

²³ 第3章既往研究「土地権の進化論」を参照のこと。出典：参照日 2014年2月24日：
<http://web.worldbank.org/WBSITE/EXTERNAL/TOPICS/EXTGENDER/0,contentMDK:22924407~menuPK:7947140~pagePK:210058~piPK:210062~theSitePK:336868,00.html>

²⁴ コミュニティの社会的含意は、一定の地域の住民が、その地域の風土的個性を背景に、その地域の共同体に対して特定の帰属意識を持ち、自身の政治的自律性と文化的独自性を追求すること、に示される（濱嶋、他編 2003:197）。地域コミュニティでは、住民相互の信頼関係が築かれ、信頼関係は協力関係を生むが、競争や対立も内包している。住民の相互利益を維持する規範も存在し、住民が慣習法を重んじる場合には、それを相互利益とする規範に沿うことになる。

ローアモシ灌漑地区は、先祖代々のクランの土地を継承している地域ではなく、比較的新しい入植地であり、女性の土地所有者が存在する。それは、地域社会が女性にも土地所有権を与えることを承認しているということであり、本研究ではそのような地域コミュニティにおける意思決定の変化がどのように発生しているのかを明らかにする。

女性が土地権の拡大を「価値あると思う」ことと認識し選択するのであれば、地域社会はそれを開発課題として認知し、開発政策の過程に統合していくことが求められる。女性の土地所有が、女性の自由を向上させ、持続させることへの影響を通じて、開発プロセスに貢献するのであれば、その道筋を明らかにしなければならない。したがって、本研究では、上記の 1) ～4) で明らかにされた結果を踏まえ、最後に開発政策へのインプリケーションを明らかにする。

1.2.2 本研究の意義

さまざまに「価値あると思う」ことを選択の組合せについて考察し、そのような選択が生成されるプロセスを解明するためには、異なる地域における経験的な研究が必要である。実社会においては、自然科学的な実験が困難なこともあり、固有の因果効果およびそれを生成するプロセスを質的に分析していくアプローチを精査することにより、新たな分析視座を提示することに貢献できるのではないだろうか。本論では、アフリカ地域で最貧国の一つであるタンザニア農村地域における研究をおこない、開発途上国の農村女性の視点から価値あると思うことを考察し開発政策に反映させる道筋を示すという意義があると考えられる。

1.3 仮説の提示

どの人にも「立場に基づく限界」や客観的幻想があり、女性は特定の状況にいたり、特定の役割を演じていると、考え方やその状態が固定化・状態化してしまい、不便性や不平等性を感じなくなってしまう（セン 2011：245）。特に困窮した状態が長く続くと、自分の暮らしや人生は「そのようなもの」と受け入れてしまう。また周囲の女性も同じような状態にあれば、なおさらである。しかし、人には顕在化していないニーズや関心がある。土地権との関連では、特定の地域や部族において、土地は男子が所有し相続するものである、土地名義は世帯主の名義にすべきであるという慣習を長い期間にわたり受容していると、女性は土地を所有することなど考えたこともなかったり、女性が所有するものではない、女性が土地を所有するなんてとんでもないと思いつむようになる。しかし、タンザニアの農村において、土地を所有する女性が出現しているという事実は、土地所有へのニーズが

認識され、顕在化しているとも言える。さらに、土地所有という、女性が価値あると思うこと表現すること、個人が支配できる財としての土地権は、農村女性がなりたい、達成したいと思うこと、価値あると思うことを達成しようとするための手段であるかもしれない。

本研究の目的を踏まえ、本論では、既往研究で論証されてきた、以下のような仮説の検証を行う。

- 仮説 1： 政府の開発事業による土地再配分がおこなわれると、農村女性は土地（耕作地）の慣習的耕作権および所有権を剥奪される。
- 仮説 2： 土地権の近代化を進めると農村女性の土地（耕作地）の所有権は経時的に失われる。
- 仮説 3： 農村女性が土地（耕作地）の自己名義登録をすれば、土地の管理権（営農権、収益権、処分権）を有することができる。
- 仮説 4： 地域コミュニティは、慣習法にもとづき、女性の土地（耕作地）の所有権を認めない。

本研究では、上記の仮説の実証研究による反証を通じて、農村女性は土地権の取得を選択することもあり、多様な土地権の組み合わせを選択していること、多様に「価値あると思う」ことを選択し、選択したことの実現可能性を高めようとしていること、地域コミュニティの合意や承認がそれらの実現可能性を高める、地域コミュニティが「価値あると思う」ことを選択することと不可分ではなく、相互作用を通じて経時的に実現可能性が高まるということを論証する。農村女性が価値あると思うことを選択肢の幅を広げ、実現可能性を高めていくことが、女性にとって価値あると思う、広義のより良い暮らしの実現につながることになると思われる。

1.4 分析枠組みと本論の構成

タンザニア農村における状況、および女性の土地権との関連における課題を抽出し、本研究の分析枠組みを図 1.2 に示した。

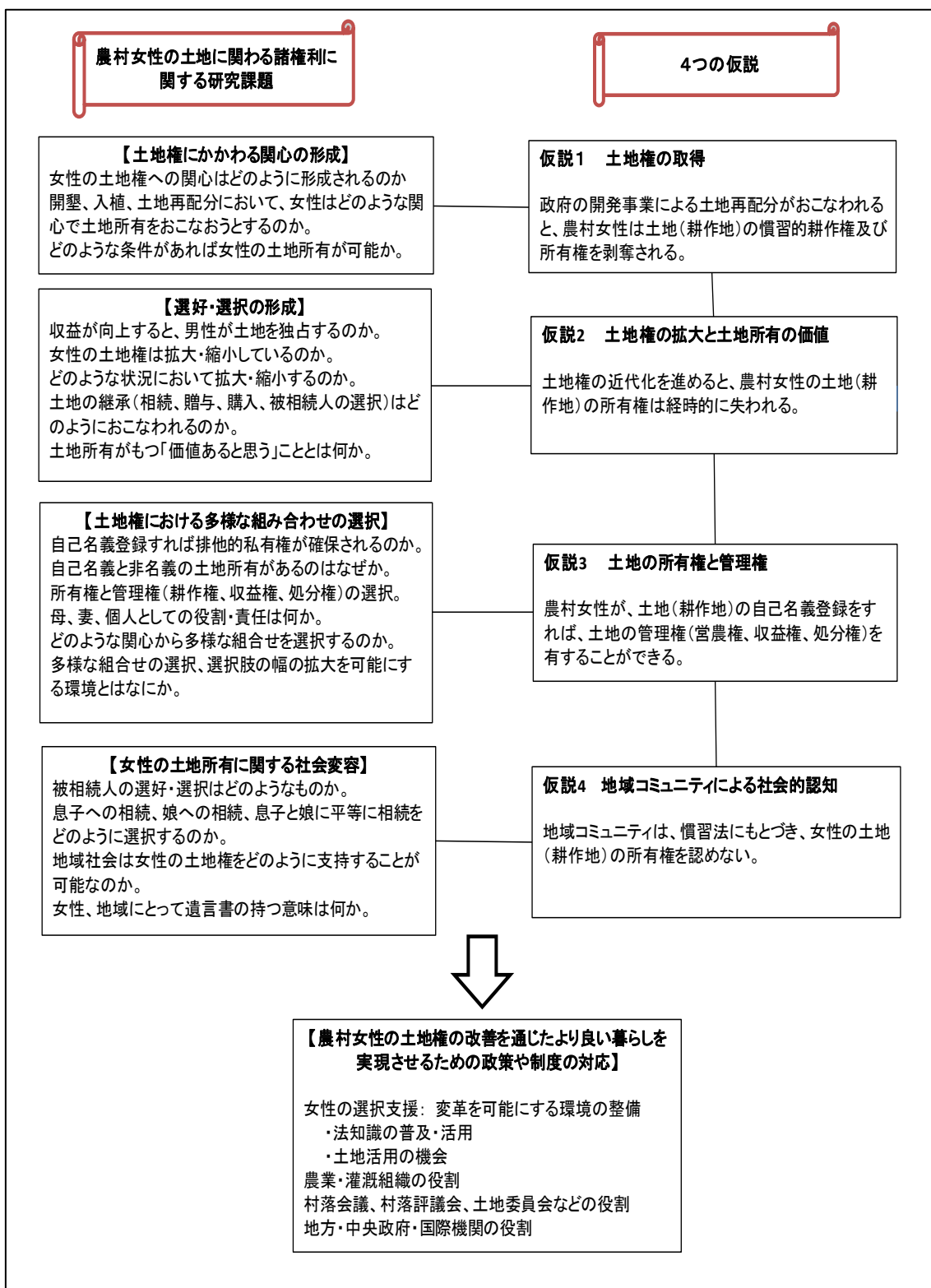


図 1.2 本研究における分析枠組み

(出典：筆者作成)

本論文の構成は、図1.3 に示すとおりである²⁵。本論文は、第1章が序論、第2章が研究の方法、第3章が既往研究、第4章から第7章が本論、第8章が結論である。第1章では、研究の背景と目的を説明し、研究の枠組み、研究課題および仮説を設定した。第2章では研究の方法、すなわち研究対象地区と手法について述べ、第3章では既往研究の確認をおこなった。第4章では土地再配分に関わる女性の土地権の取得に関する実証分析、第5章では土地所有の変遷に関して収集されたデータの分析をおこなった。第6章では農村女性の土地所有に関する価値観の分析、第7章では、前章までに収集されたデータをもとに土地権にかかわる所有と管理および相続について考察および解釈をおこなった。最後に、第8章ではこれらの分析に基づく研究の結論、学術的貢献および実務的貢献、制度的インプリケーションを抽出し、残された課題について考察した。

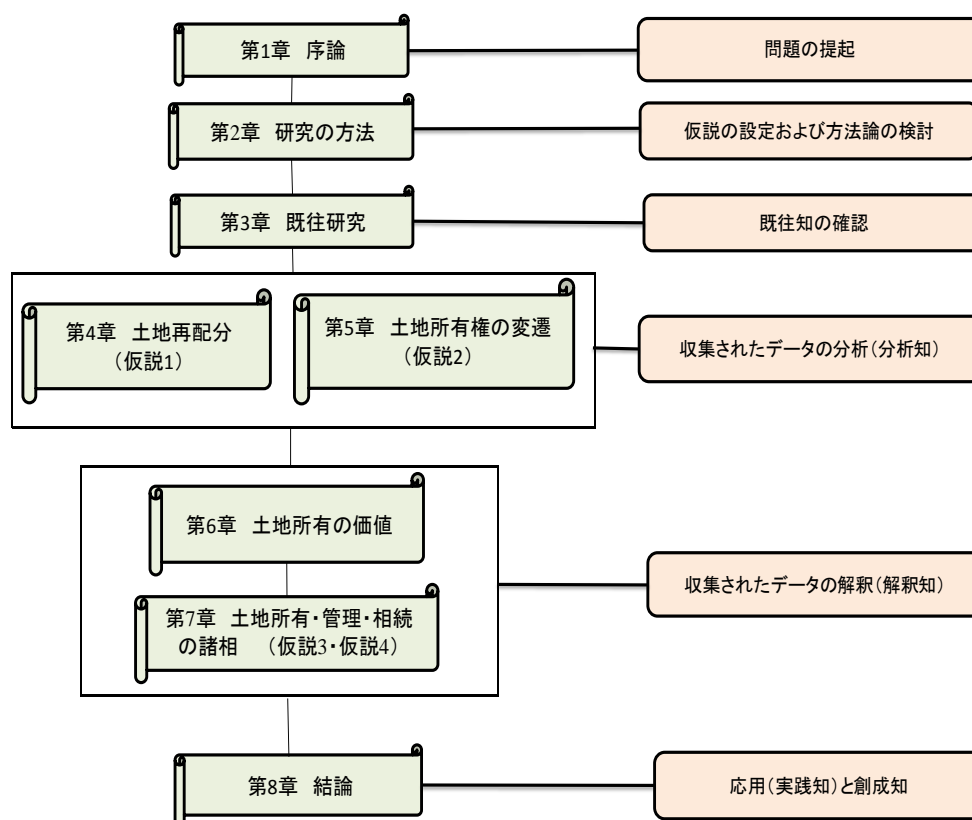


図 1.3 本論の構成

(出典：筆者作成)

²⁵ 図 1.3 で示した分析知・解釈知（説明知）および実践知に関しては、（谷・芦田 2010：192－195）を参照。

第2章 研究の方法

本章では、本研究の調査対象地の選定と位置付け、調査方法、および調査の限界と信憑性について述べる。

2.1 調査対象地の選定と位置付け

2.1.1 調査対象地の選定理由

本研究で調査対象地として選定したのは、ケニアと国境を接しているタンザニア北部キリマンジャロ州のローアモン灌漑地区（Lower Moshi Irrigation Scheme: LMIS）である。この地区を選定した理由は以下のとおりである。

(1) 土地（耕作地）の再配分の事例

LMIS は、農民が従前地を所有し、慣習的土地所有権、および一部に慣習的水利権が存在していたと考えられていた地区である。LMIS 灌漑施設は、1987年に竣工したが、原則として従前地の20～30%の減歩率で、当時の村落土地委員会を通じて耕作地が再配分された。LMIS の分析を通じて、女性・男性農民に対する土地再配分の方法と、農民の土地権に与える影響について考察することが可能であり、タンザニアにおいて灌漑地区開発が行われる際には同様の耕作地の再配分が実施されるため汎用性がある。

(2) 政府の介入による開発の影響

LMIS は、政府の非介入による伝統的な灌漑地区ではなく、日本の政府開発援助を受け、タンザニア政府による灌漑開発が1980年代におこなわれた地区である。タンザニアでは今後も政府による類似の灌漑開発が推進されていくことから、LMIS における女性の土地権に関わる社会変容を考察することには汎用性がある²⁶。ただしタンザニアにおける稲作の94%は天水依存であり、灌漑施設を伴う水田は6%である（このうち近代的な大規模灌漑は5%で、伝統的な補助簡易灌漑が1%である）。タンザニア政府は、2010年以降、毎年30,000haの灌漑稲作圃場の開発を目指しており、灌漑開発推進は重要視されている。

²⁶ タンザニア政府は、「農業セクター開発プログラム」（2003年）、「国家コメ開発戦略」（2009年）を策定し、灌漑稲作を中心にコメの増産を図り、2018年には2008年の約2倍に当たる約196万トンのコメを生産することを目標に掲げている。タンザニアのコメ収量はアフリカで5番目に高いが、需要に追いつかず約15%は輸入している（Kanyeka et al. 1995, MAFC 2009, Sekiya et al. 2013）。2013年現在、JICAは、「コメ振興支援計画プロジェクト」（TANRICE-2）（2012-2018）のみならず、全国の灌漑施設の整備・修復のための「県農業開発計画（DADP）灌漑事業推進のための能力強化計画プロジェクト」（2010～2014年）も実施している。

（<http://www.jica.go.jp/tanzania/office/activities/project/14.html>：参照日2013年9月16日）

(3) 長期にわたる土地所有者の変遷

1987年の土地（耕作地）再配分では、LMISプロジェクト（事業）により、土地測量が行われ、地権者が特定され、耕区の地番が各地権者に配布された。個人に対する土地登記書は発行されなかったが、村評議会および灌漑事務所には、土地所有者リストが存在し、全耕区の図面も存在する。このようなデータが存在する地区は、タンザニアでは極めてまれである。特に、1987年からの土地所有者の変遷を追跡できるのは、他に類を見ない。ただし、土地所有者リストにはばらつきがあり、更新されていない箇所があるのも現状である。

タンザニアの村土地法（1999年）により村落では慣習法に基づく土地所有が認められているが、村落および地方政府（村役場やワード事務所）において土地台帳は、ほとんど存在しない。そもそも土地測量がおこなわれて地籍が確定し、政府に土地登記されるのは、都市部およびその周辺や、商業的に投資がおこなわれる地域のみである。タンザニア土地省（Ministry of Lands Housing and Human Settlements Development : MLHSD）は、地方分権化政策のもと、土地権に関わる業務は地方政府（Local Government Authorities）が一義的には実施することとしている。地方政府内には土地局が設置されており、県内での土地登記について管轄している。キリマンジャロ州モシ県（District）には、Moshi District Land Officeがあり、土地の公定価格の設定、土地測量、土地証書の発行、都市土地利用計画（公共施設地、住宅地、墓地など）などに関連した業務をおこなっている。しかし、村土地法（1999）により村落地（共有・私有も含め）と認められた土地に対しての租税は徴収していない。

(4) 土地権の変遷

村落が所有・管轄する土地には、原則として銀行融資のための担保権がない。しかし、LMISでは、村落評議会（村長が議長）の承認のもとで土地の売買がおこなわれている。これは、土地の固有化・私有化・市場化が発生している過程と捉えることができ、このような「近代化」への変容過程において女性の土地権の変化への影響を考察することが可能である。

(5) 社会変容と農村女性の土地権

LMISでは、「近代的」土地所有権に近づきつつあるように見られるものの、土地所有や相続に関しては、女性が制約を受けることが多い。しかし、多様な社会変化およびそれに伴う女性の主体的な土地取得の行為が発現していることから、女性が土地取得を通じて、何を価値あることと考え、制約をどのように解釈し、行動を選択しているのか考察することが可能である。

2.1.2 ローアモシ灌漑地区の位置づけ

次に、LMIS の地理的および社会的位置づけについて述べる。

(1) LMIS の地理的状況

LMIS は、キリマンジャロ山（標高 5,895m）の南側の麓、州都モシ市中心部から南東へ約 15~20km 離れた、モシ農村部（Moshi Rural District）に位置する。キリマンジャロ州の面積は 13,209 km²で、タンザニアの中では小さな州である。人口は、約 164 万人（2012 年）、人口密度は 124.2 人/km²であるが、平地よりキリマンジャロ山周辺の中山間地の人口密度のほうが高い。州は 6 県（Moshi Urban, Moshi Rural, Hai, Rombo, Mwangi, Same）からなる。州都モシ市の人口は、1988 年には 96,838 人だったが、2002 年には、144,799 人（51% が女性）、2012 年には 184,292 人に増加した。ローアモシ灌漑地区は、Moshi Rural に位置する。LMIS は、キリマンジャロ山から東インド洋のタンガに繋がる、広大なパンガニ河集水域（42,000 km²）の一部である（IUCN 2003）。LMIS の標高は、上流部では約 760m、下流部では約 720m である。（研究対象地の位置と写真は、図 2.1、図 2.2、図 2.3 を参照）。

(2) 日本政府援助による政府主導の灌漑地区開発プロジェクト

キリマンジャロ州の開発は、初代ニエレレ大統領が、1970 年 2 月に日本政府に協力要請を出したことが発端となった（URT 2002e, URT 2002f, JICA 1989）。LMIS プロジェクトは、1980 年代、タンザニア政府の国家開発計画のもと、日本政府の有償資金協力により日本のコンサルタント会社が整備した稲作圃場（約 1,100ha）および畑地圃場（約 1,200ha）を造成した。ただし、稲作圃場のみが三次水路まで整備され、畑地圃場に関しては、二次水路までである。キリマンジャロ山水系のラウ川水系（ヌジョロ川を含む）から取水する用排水分離型の近代的灌漑施設の建設、および圃場整備がおこなわれ、トラクター用の幅広の農道も整備された。その他、LMIS の中心部を走る車道の整備、送電線網の配置、飲料水の供給などもあわせておこなわれた。LMIS は、1984 年に施工開始、1987 年には竣工し、タンザニア政府に引渡された。竣工式には、第二代目大統領ムウィニ²⁷が参列し、国家開発プロジェクトとして高い評価を得た。さらに、モミの単位収量は灌漑施設建設以前のヘクターあたり平均 1.4~2 トンから、6~7 トンに大幅に増加した（JICA 1980:18, JICA 1996:26）。

²⁷ Ali Hassan Muwini は、ザンジバル出身で第 2 代目大統領（1985~1995 年）。初代大統領ニエレレの社会主義政策の見直し、複数政党制の導入、貿易政策の緩和など、自由主義路線に変更した。

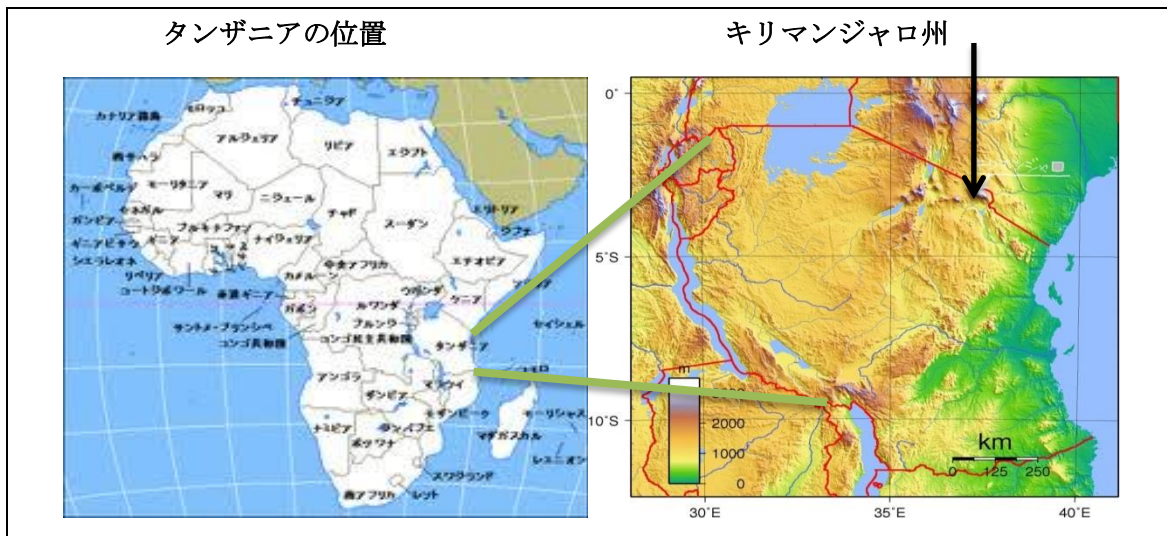


図 2.1 研究対象地の位置

出典：Google アフリカ地図 および <http://blogs.yahoo.co.jp/hotcreationjp/59100930.html>
 (参照日 2013 年 11 月 15 日)

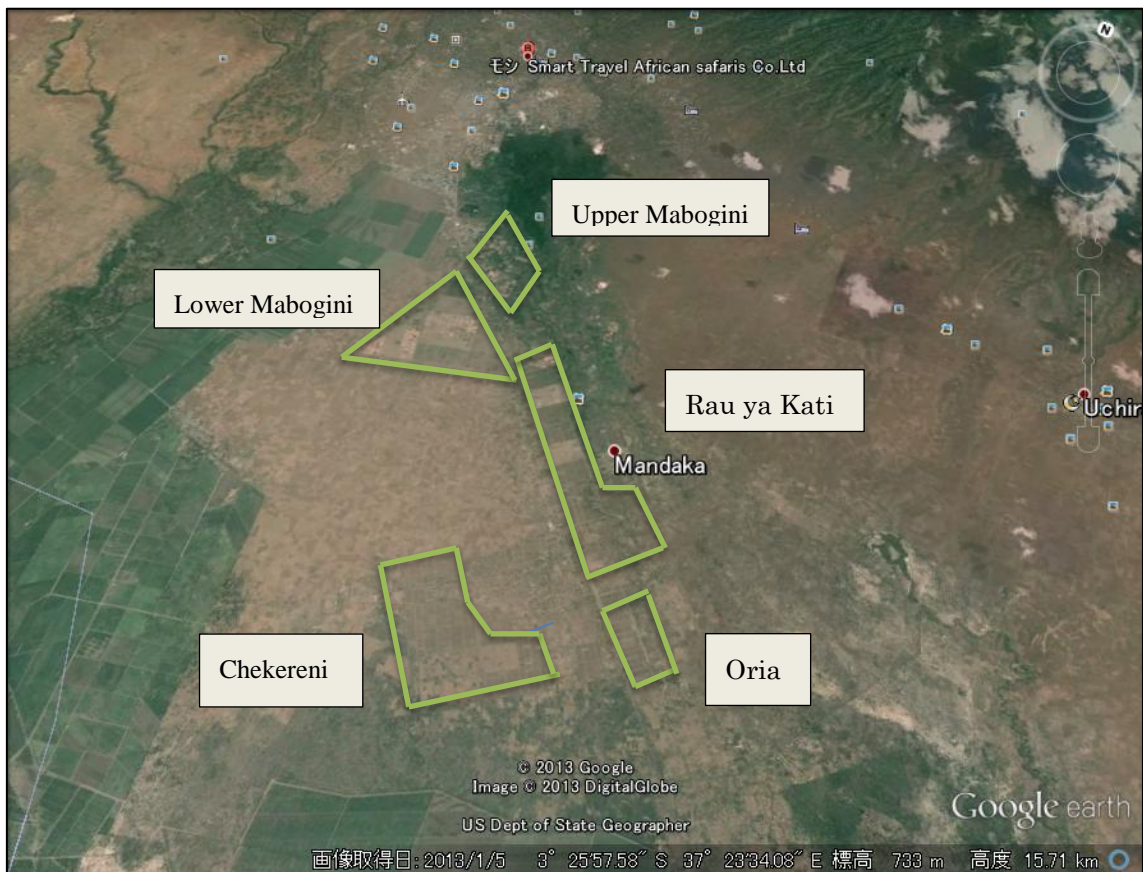


図 2.2 研究対象地ローアモシ灌漑地区 (LMIS) の航空写真 (2013 年 1 月 5 日撮影)
 (出典：Google Earth をもとに筆者作成)

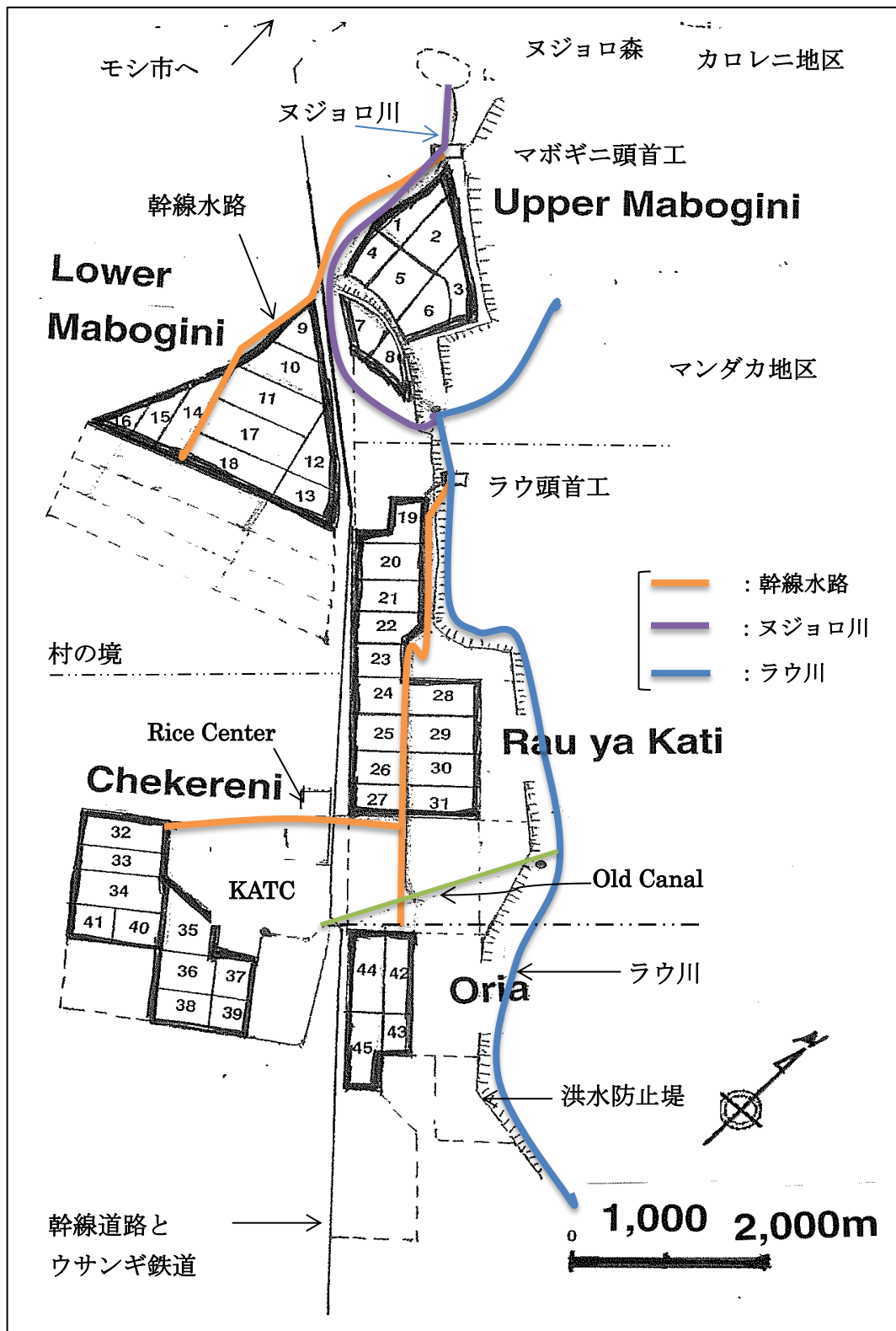


図 2.3 ローアモシ灌漑地区 (LMIS) の圃場図

注) ブロック番号については後述の表 2.3 を参照のこと。

(出典: LMIO 資料、現地調査結果をもとに筆者作成)

(3) プロジェクト以前の状況

ローアモシ灌漑地区の大半は、キリマンジャロ山中腹に住んでいたチャガ人の Uru（ウル・クラン）の首長（チーフ）が所有していた土地である。低地はマラリアが多く住みにくかったため、雨季だけ低地に来てトウモロコシなどを栽培し山地に持っていく生活を送っていた。当時、モシは、Lower Uru と呼ばれていた。山地では肥沃な土壌でバナナやコーヒーを栽培していたが、人口増加による土地細分化に伴い平地への移住が始まった。首長が土地配分の権限を有し、クラン内外からの入植者には首長の許可が必要だった（Lerise 2005）。基本的には男系相続で女性はクランや家族の土地は相続できなかった。

LMIS の上流地域のアップパー・マボギニでは、1950 年代頃から英国植民地政府により森林の開拓が進められ、ヌジョロ川の水を利用して在来耕法による田越灌漑（plot-to-plot irrigation）で稲作がおこなわれていた。しかし、ヌジョロ森林とラウ川に挟まれており、耕地の拡大には限界があった。一方で、ローア・マボギニは、ウサンバラ鉄道²⁸の盛土により山側と分断されていたためヌジョロ川の水が届きにくかったが（図 2.4）、ウサンバラ高原から移住してきたパレ人やサンバー人、およびキリマンジャロ山中腹から移住してきたチャガ人などにより、広大な畑地でメイズ、綿花、バナナ、豆類などを栽培していた。



図 2.4 ウサンバラ鉄道

注）向かって左の写真の上部に鉄道が敷設されており盛土が高い。鉄道は現在運行されていない。2012 年 8 月撮影。マボギニ村。

LMIS の中心部には、インド洋に面したタンガからウサンバラ高原に沿ってモシ市へと北上するウサンバラ鉄道が南北に通過している（図 2.4）。LMIS 中流のラウヤカティ地区は、この鉄道に沿ってパレ人やサンバー人を初めとして、タボラ、ムベア、タンガ、さらにブ

²⁸ ウサンバラ鉄道（北方鉄道）は、ドイツが 1888 年に建設開始した。インド洋に面したタンガからモシへ至る（タンガ・モシ鉄道とも呼ばれる）。モシへは 1911 年に到達し、その後英国政府によりアリュウシャまで到達した（1930 年）。コーヒーやサイザルなどの換金用農作物を栽培し運搬するのが目的だった。Rau ya Kati の住民によれば、1905 年には、既に現在の LMIS のなかに、鉄道が敷設されていて、その鉄道に沿って南のパレから人々が既に移住してきていたということである。（出典：根本 2011：107-108、Wikipedia 参照日 2013 年 8 月 3 日）

ルンジ、ザンビア、ケニアなどからも人々が移住して開墾し、サイザル農園の労働者になった。ただし、ラウヤカティ（およびオリア）は、Uru 首長ではなく、南部に広がる Kahe（カヘ）首長（*Mangi Mangoto*）の領土で、人々は首長が所有していた約 40ha の畑地も耕していた。しかし、1963 年に政府が発令した首長制の廃止とともに、その土地は村落が所有する土地となった。パレ人やサンバー人は、キリマンジャロ山中腹にいた民族が、キリマンジャロから南東部の山地および平地に移動した人々であり、チャガ人と文化的な共通点があり、イスラム教徒が多い。コーヒー栽培や畜産で蓄財した裕福なパレ人やサンバー人も入植してきたため、ラウヤカティには大地主がいた。ラウ川の水が豊富にあり稲作も行われており、鉄道に沿って集合的な村落が形成されていった。オリア地区も 1950 年代にはサイザル農園として開発されていたために同様に多様な人々が移り住んでいた。

LMIS の下流に位置するチェケレニ村（地区）は、Uru 首長の土地だったが、初代大統領ニエレレが推進した社会主義に基づくウジャマー政策により 1972 年に正式に入植が始まった。当時、人々は集団農場（*village communal farm*, 現在パイロット・ファームと呼ばれている）²⁹で週 4 日間は、綿花やフィンガー・ミレット（シコクビエ）³⁰を栽培し、個々の圃場（畑地）では主食のメイズや豆類を栽培し、家畜（牛、ヤギ等）を飼っていた。ラウ川から独自に灌漑水路を作り、その水を利用してはいたが、稲作はおこなわれていなかった。周辺のムタクジャ（*Mtakuja*）と呼ばれる隣接地区およびニュンバヤムング・ダム（*Nyumba ya Mungu Dam*）に続く地区にはマサイ人の集落があり放牧がおこなわれており、現在もその状況が続いている。

(4) JICA による技術協力と無償資金協力

LMIS では、灌漑施設建設に伴い、JICA 専門家が新種のイネ（初期は IR54、現在は IR64）の栽培技術の指導をした³¹。また農民を対象として整地（トラクターによる賃耕）、均平作業、畔作り、苗畑作り、正条植え、施肥、防除、除草、水管理、収穫などの技術普及をした。正条植えに関しては、1987 年当初は、50cmx50cm、その後 25cmx25cm、2011 年には 15cmx15cm を農業研修所では奨励するようになった。ただし除草機を使用するときは、20cmx30cm としている³²。

1989 年には、日本政府の無償資金協力により収穫後処理施設（ライスセンターと呼ばれる大規模な精米所）が、下流のチェケレニ村に建設された。しかし、1993 年には JICA の技術協力プロジェクトが終了したため、農民は水組織（*Water Users Association*）を併合したコ

²⁹ ウジャマー村は約 120ha で、それ以外に集団農場は約 80~100ha あったが、徐々に減少した。2013 年時点ではパイロット・ファームとして村落地（22.4ha）を村人に貸し出している。

³⁰ 学術名は、*Eleusine coracana*。

³¹ 最初にパイロット・ファームで試験的に栽培されたのは IR8 で、その後 IR54、IR64 になった。

³² LMIO への面接調査：2011 年 11 月 23 日。

メ生産者組合（CHAWAMPU：チャワンプ）³³を形成し、キリマンジャロ農業開発センター（Kilimanjaro Agricultural Development Center: KADC）や灌漑事務所（当時は Zonal Irrigation Office）などの助言を受けながら水管理や水利施設の維持管理をおこなうようになった。JICA は 1978 年から既に KADC に対する支援を開始していたが、KADC は 1994 年から全国の農業研修センターを統括する Kilimanjaro Agricultural Training Center（KATC）に昇格した。所在地は、当初から下流のチェケレニ村にある。現在、ローアモシ灌漑事務所（LMIO）も KATC 敷地内にあるが、LMIO は県の事務所であり、灌漑施設の補修や維持管理をおこない、作付期ごとの配水計画（ローテーション計画）を策定し農民に告示している。

（5） 村落行政と土地権

タンザニアにおける行政区分は、州（Region）、県（District）、郡・区（Ward: *Kaya*）、村（Village: *Kijiji*）、村区（Sub-village: *Kitongoji*）である。州事務所も設置されてはいるが、実体としては県と村が行政組織として機能している。村の最高機関として、18 歳以上の村人全員で構成される村落議会（Village Assembly）があり、村民から選出される村長が議長を務める。約 4 半期ごとに会合が開催される。さらに、日常業務にかかわる村落評議会（Village Council）が設置されている³⁴。村落評議会も、村長が議長を務め、行政官である事務局長（Village Executive Officer）、会計役（Village Treasurer）、および委員会（Committee）の代表など約 15～25 名のメンバーで構成されている。委員会には、安全委員会（村の治安に関すること）、財務・計画委員会、村落開発委員会、農業委員会（普及員が配置されている）などがある。いくつかの委員会の議長には、女性を指名し、委員会のメンバーの半数は原則として女性という規則があるが、現実にはそうになっていない³⁵。LMIS のマボギニ村の行政組織図を図 2.5 に例示した。

³³ CHAWAMPU は農業協同組合であるが、圃場所有者しかメンバーになれない。耕作地を借りている者はメンバーにはなれない。したがって、実際に耕作している女性のほとんどは、メンバーにはなっていない。メンバーは圃場所有者のうち約 1,822 人で女性は約 200 人、メンバーリストの更新が必要と言うことだった。1999 年の規則で組合費は 5,000 シリング、登録費は 3,000 シリング。議長は 2011 年時点では 6 代目で、初代から全員男性。CHAWAMPU は最近破産したが、オフィスはチェケレニ村に残っており、穀物の売買や肥料・農薬の販売などはおこなっている。（LMIO への面接調査:2011 年 11 月 18 日、CHAWAMPU 議長への面接調査:2011 年 11 月 21 日）。

³⁴ スワヒリ語で、村落議会は *Mkutano Mkuu wa Kijiji*、村落評議会は *Halmashauri ya Kijiji* と呼ばれている。

³⁵ モシには、31Ward, 145 Villages がある。Ward Office には、農業だけでなく保健や教育担当の職員がいる。Ward ごとに、Ward Development Committee がある（出典：Moshi District Executive Director, 2011 年 11 月 18 日の面接調査）。

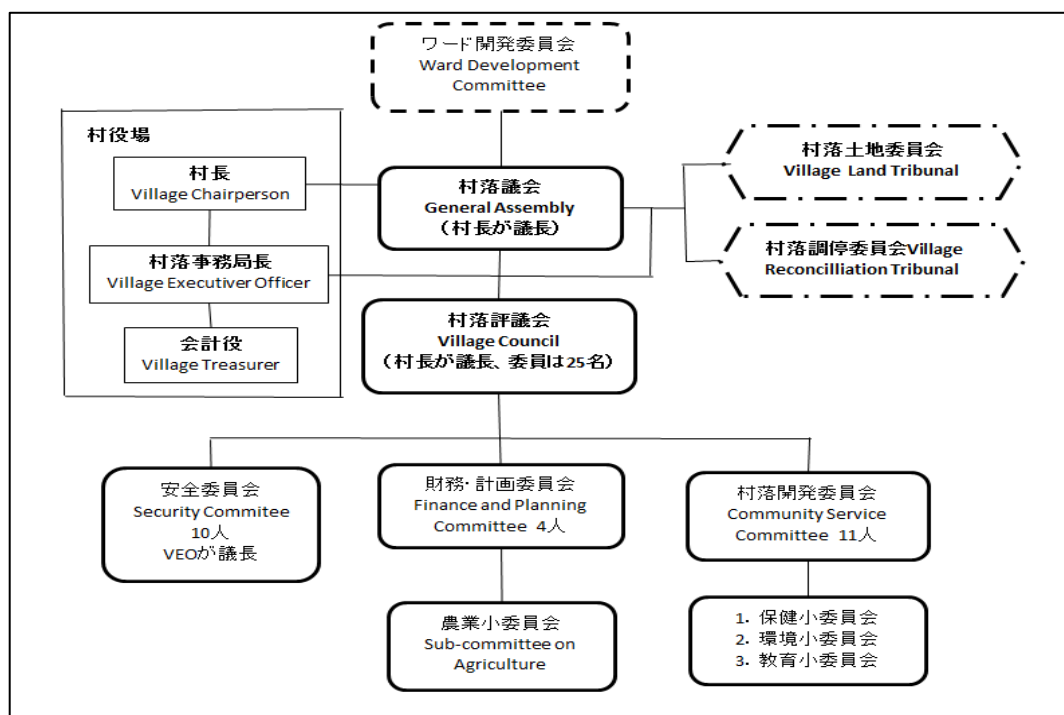


図 2.5 マボギニ村の行政組織図

(出典：2014年1月24日マボギニ村長への面接調査データから筆者作成)

村落における土地・耕作地の境界線の係争に関しては、村落土地委員会（Village Land Tribunal）が調停をおこなう。土地や財産の相続、家族間の土地の問題、家庭内暴力などに関しては、村落調停委員会（Village Reconciliation Tribunal）が仲裁をおこなう³⁶。マボギニ

村の場合、村落土地委員会は、村落議会で選定された5名（女性が議長、委員は女性2名、男性3名）、村落調停委員会は7名（男性が議長、委員は女性3名、男性4名）で構成されており、どちらも村民が無給で奉仕している。土地を含む財産の相続に関しては、クランや家族が一義的には決定するが、合意に達しない場合はマボギニ村の裁判所（Primary Court）に訴える（図 2.6）³⁷。



図 2.6 マボギニ村の裁判所
(場所はチェケレニ村内にある)
(2014年1月24日撮影)

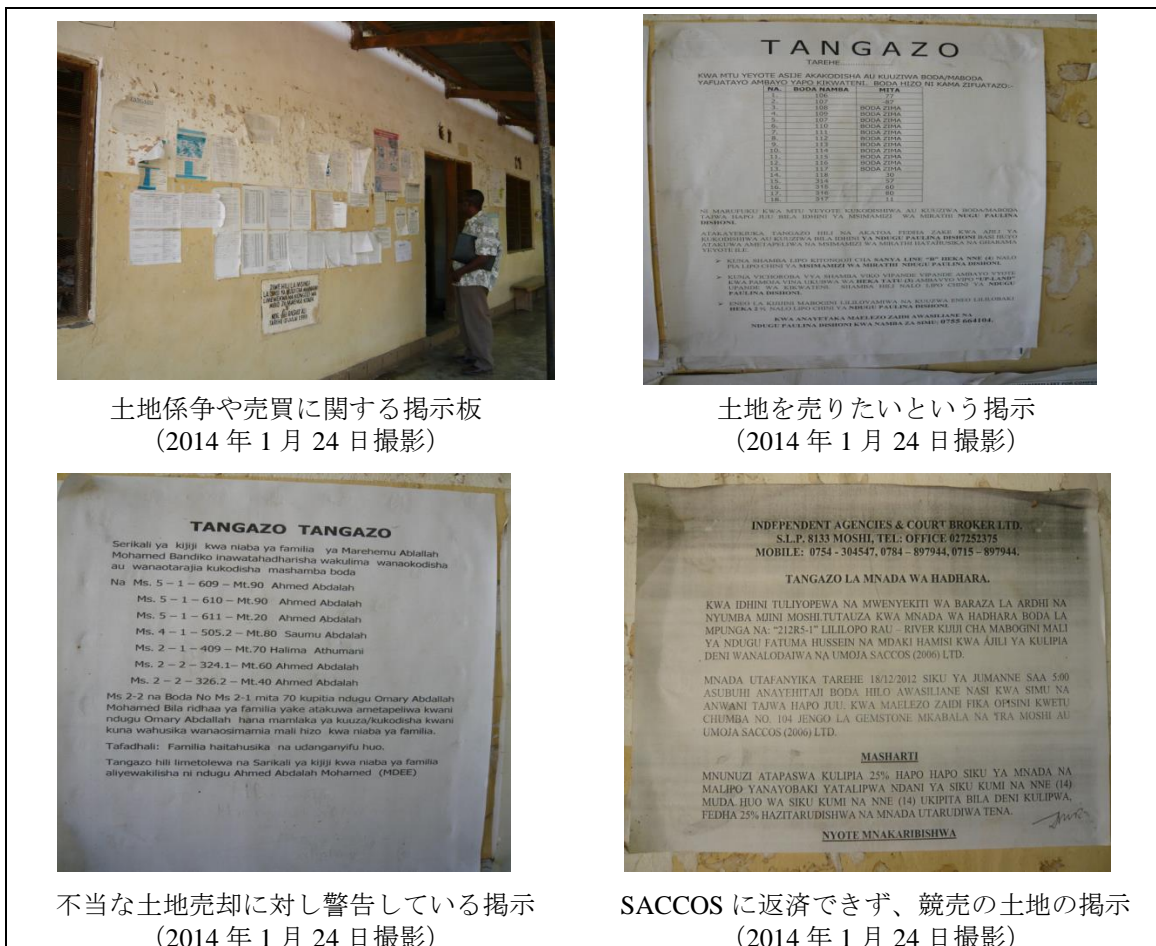
さらに、そこで解決しない場合は、Ward Land Tribunal, District Land Tribunal に

³⁶ スワヒリ語で、村落土地委員会は *Kamati ya Kijiji ya Ardhi*、村落調停委員会は *Kamati ya Kijiji ya Usuluhishi* と呼ばれている。

³⁷ 2014年1月24日、マボギニ村長への面接調査から。

訴えることになる。村落土地委員会のメンバーには、専門的な法的知識があるわけではないので、係争になる場合は、裁判所に訴えることになる。Ward Land Tribunal レベルでは、300 万シリング以下の判決を出すことはできるが、それ以上になると District Land Tribunal が扱うことになる³⁸。

村土地法（1999）では、村落は村名を県議会に登録することを義務付けられている。さらに、村落評議会（村長が議長）が村落の区域内の土地の配分権と利用権を与える権限を持つことが明記された。銀行融資やクレジットのために土地証明書が必要な場合は、村長が村民に土地証明書を発行することができる。また土地売買についても村長の許可が必要であり、村長のみが土地名義変更を承認することができる。さらに、土地売買に関しては、村長が村役場の掲示板に、14～21 日間告示をし、住民からの苦情がなければ、土地売買が許可される（図 2.7）。しかし、土地売却価格の 10%を村役場に収めることになっているため、村役場を通して土地売買をする者は稀である³⁹。



土地係争や売買に関する掲示板
(2014 年 1 月 24 日撮影)

土地を売りたいという掲示
(2014 年 1 月 24 日撮影)

不当な土地売却に対し警告している掲示
(2014 年 1 月 24 日撮影)

SACCOS に返済できず、競売の土地の掲示
(2014 年 1 月 24 日撮影)

図 2.7 マボギニ村役場の掲示板（土地係争・売買に関する掲示）

³⁸ 同上。

³⁹ 2014 年 1 月 24 日、マボギニ村長への面接調査から。

マボギニ村の村長は、2004年に住民投票により村長に選出され、2014年1月現在、第2期目（10年目）を務めている。2014年10月には地方選挙が実施され、新しい村長が選出される予定である。2009年に、複数政党による地方選挙が開始され、現村長は、与党タンザニア革命党（CCM）から立候補し2期目の当選を果たした。住民は、投票用身分証明書（National Voting ID）を提示し、投票用紙に候補者名を記入し投票箱に入れる（図2.8）。県評議会が投票の監督をする。地方選挙の翌年には国政選挙が実施される。



図 2.8 投票用身分証明書
(National Voting ID)

注) Mr. X の許可を得て掲載
(2014年1月撮影)

タンザニア革命党（CCM）の一党制の政治体制のもとで、CCMの末端組織として、10軒組（Ten Cell）があり、住民を10世帯ずつ1組にして組長をおいていた。しかし、1992年に導入された複数政党制にともない、10軒組や組長制は廃止され、これに代わる末端の行政単位として、20～70世帯からなる村区（Sub-village）が設置された。ただし、LMISには10軒組の名残があり、近隣との土地問題の解決や相互扶助の機能を果たしている⁴⁰。

2012年の人口センサスでは、マボギニ・ワードの人口は、28,000人だった⁴¹。マボギニ・ワードは、マボギニ村（13,141人、47%）、チェケレニ村（7,844人、28%）、ムタクジャ村、ムヴァレニ村から構成されている。マボギニ村は、LMIS内の、アッパー・マボギニとローア・マボギニから構成されている。LMIS内の、ラウヤカティ、オリアは、その東のカヘ・ワードに属している。

(6) 灌漑組合

2007年には、ローアモシ灌漑組合（Lower Moshi Irrigation Association: LOMIA）が組織された。これは、CHAWAMPUが、不適切な財政運営により機能しなくなり、上流と下流間の水利係争の調停にも対応できなくなったため、その一部であった水利用者グループが分離独立したものである。LOMIAは、水配分が公平に行われることを目標に、LMIS内の5地区の他に、ヌジョロ川とラウ川の上流のカロレニ地区とマンダカ地区を含む、合計7地区から構

⁴⁰組長として Ten Cell Leader (*Balazi*)、顧問として Ten Cell Advisor (*Washauri wa Balazi*) がいる。男性の場合も女性の場合もある（現地面接調査：2012年9月7日、アッパー・マボギニ地区）

⁴¹ 2014年1月24日、マボギニ村長への面接調査から。

成される⁴²。全体の灌漑
 稲作地の面積は約
 1,622ha である（2013 年
 3 月現在）。

LOMIA には、地区ごと
 に議長、副議長、事務局
 長、会計役があり、これ
 らの代表が LOMIA 中央
 委員会 (Central LOMIA)
 を構成している。中央委
 員会の役員は、合計 28
 人おり、うち 3 名（約
 10%）が女性であるが、
 全員会計役である（2011 年
 11 月現在）。毎月、最終
 水曜日に役員会議を開催す

ることになっている⁴³。2013 年 3 月現在、LOMIA 全体の議長はチェケレニ村に住む 70 歳の
 男性が務めている。LMIS の 2 つの水門である、マボギニ頭首工、ラウ頭首工には、LOMIA
 に雇用されたゲート・キーパー（男性）が配置され、水門管理と幹線水路の清掃などをし
 ている。さらにブロックごとに、LOMIA ブロックの費用で Water Man（男性）が 2 名ずつ
 雇用されており、末端の水管理をしている（LOMIA 組織図は図 2.9、灌漑稲作地面積は表
 2.1 を参照）。

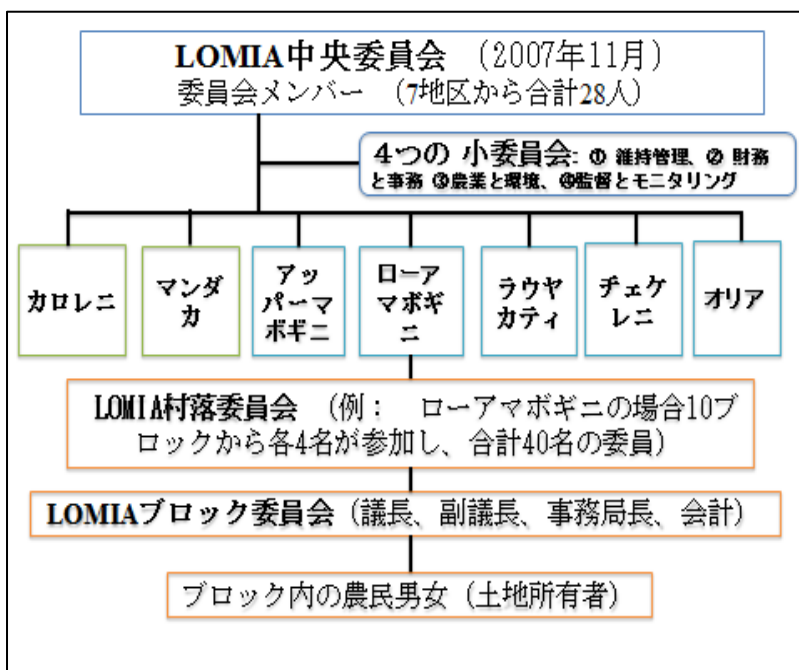


図 2.9 LOMIA 組織図

出典：2011 年 11 月 LOMIA 議長へ
 の面接調査データから筆者作成。

表 2.1 LOMIA の 7 地区の灌漑稲作地の面積

地区	カレニ	マンダカ	アッパー・マボギニ	ローア・マボギニ	ラウヤカティ	チェケレニ	オリア
灌漑稲作地 (ha)	100 [400]	400 [800]	180	293	284	243	103

注 1) カレニとマンダカは田越灌漑。

注 2) チェケレニには、このほかにパイロット・ファーム 18.9ha がある。

注 3) [] 内は、LMIO による 2013 年の推計値。

出典：2013 年現地調査データから筆者作成。

⁴² 2007 年にキクウェテ大統領が、キリマンジャロ州サメ県 Ndungu 灌漑地区（日本の援助で施工）を訪問した。LMIS は訪問しなかったが、モシ市を来訪し、Ndungu と同様の水係争があった LMIS について、農業省 (MAFC) に対して関係省庁委員会を設置するように命じた。農業省、財務省、首相府傘下の州事務所が委員会を構成し、LOMIA が組織された。委員会は県の灌漑局に対して、同じ水源（流域）を共有している地区を含めて、水利用者組織を作るように命じた。（LOMIA 議長へのインタビューより：2011 年 11 月 21 日）

⁴³ LOMIA Head Office は、KATC 敷地内のローアモシ灌漑事務所 (LMIO) の隣にある。

LOMIA のメンバーになる条件は、灌漑圃場の所有者であることである。所有者のみが定期的な会合に参加できる。したがって、ほとんどが男性である。2011 年現在、7 地区全体では、約 2,000 人のメンバーがいたが、土地所有者が全員登録すると約 3,000 人になるという⁴⁴。入会費は徴収しない。会合の告知は、村の随所に掲示される（図 2.10）。最近、土地所有者のみではなく、畜産者および耕作者もメンバーに加えることを検討しているが、まだ決定していない。



図 2.10 LOMIA 会合の掲示板

注) 場所はアッパー・マボギニのクワ・サワヤの前（早魃の時にヤギを捧げるチャガの伝統的儀式をおこなっていた集会所）。2012 年 8 月撮影。

LOMIA の組合費は、アッパー・マボギニの場合は、稲作で 1 作期あたり 1 圃場（1 プロット）について 23,500 シリング（約 14 ドル）だった

（2012 年 9 月）。中流のローア・マボギニでは、従来 22,500 シリングだったが、35,500 シリングに上がった（2012 年 9 月）。下流のチェケレニの場合は、12,500 シリングだった（メイズ栽培）。農民は灌漑用水を使用するが、組合費は払いたがらない。首相府で組合費（水利費）に関する法律を制定し、不払いには罰金もしくは刑罰を科すという規則を設けようとしているが成立していない。組合費の額は、LOMIA が事務所（DED/DALDO）と協議して決定する。その内、約 50%は、地区 LOMIA（もしくは中央事務所）が管理し、そのなかからモシ市にあるパンガニ河流域事務所（Pangani Basin Water Office）に水利費を支払う。25%は県執行事務所（DED）に管理費として支払い、そうすると用排水路の整備費などとして LOMIA に政府資金が還元される⁴⁵。残りは LOMIA 地区事務所が管理する。組合費の用途内訳は表 2.2 のとおり。

なお、用水路の維持管理と費用負担は、基本的には以下のとおりである。

- ① 幹線水路の維持管理と費用： 県事務所（DED 費用）、実施は LOMIA
- ② 二次水路、三次水路の維持管理と費用： LOMIA
- ③ 末端用水路（Water Course, Farm Ditch）の維持管理： ライニングされておらず、ほとんどが土水路で農民自身による管理。

⁴⁴ LOMIA 事務局長への面接（2011 年 11 月 21 日）。

⁴⁵ 2009-2010 年には、県執行事務所（DED から維持管理費として、30,000,000 シリング（約 150 万円）が提供され、それはローアマシとマンダカ地区の用水路の維持・修復に使用された。しかし、最近では組合費を徴収できない（LOMIA 事務局長面接：2011 年 11 月 21 日）。

表 2.2 LOMIA 組合費の配布先と用途

(1 プロット当たり)

組合費の配布先	金額 (Tsh.)	組合費の用途
1.地区 LOMIA	12,000	パンガニ流域事務所への水利費の支払い (1,000Tsh./p lot)、 県事務所 (5,875Tsh/plot)、幹線水路、二次・三次水路の維持管理、 ゲート・キーパー雇用費、LOMIA 会議費等
2.村役場	6,500	小学校やクリニックの修理費等
3.ブロック LOMIA	5,000	水番人の雇用費、水口の清掃費等
合計	23,500	

注) 2012 年 8 月時点のアップパー・マボギニ地区 LOMIA の灌漑稲作栽培の場合。

出典： 2012 年 8 月の現地調査データから筆者作成。

(7) LMIS における水系と水争い

LMIS における用水計画は、ヌジョロ川に設置されたマボギニ頭首工とラウ川に設置されたラウ頭首工により、マボギニ・システム (MS) とラウ・システム (RS) に分かれている。ヌジョロ川は、実際にはヌジョロ森 (Njoro Forest)⁴⁶の湧水であり Njoro Spring とも呼ばれている。LMIS は、4 行政村 5 地区に分かれており、上流のアップパー・マボギニ地区が最初にヌジョロ川の水をヌジョロ頭首工 (Njoro Intake) から取水する。その後、用水は幹線水路を通過してローア・マボギニ地区に送られ、二次水路、三次水路を通過して各圃場に到達する。さらに、アップパー・マボギニ地区で余った水 (排水) は、ラウ頭首工 (Rau Intake) に合流する。ラウ川の水は、ラウ頭首工に最も近いラウヤカティ地区に流れ、その後、最も下流のチェケレニ地区) とオリア地区に流れていく。

水利係争は、以下のような多重構造になっており、1990 年代から 2000 年代に至っても不公平感は解決されていない。さらに、下流のチェケレニでは、同地区内における水利係争も起きている (図 2.11)。

- ① LMIS 外部地区 (上流の新しいカロレニ、マンダカ地区) と LMIS 内
- ② アップパー・マボギニとローア・マボギニ (ヌジョロ川の上下)
- ③ アップパー・マボギニとその余剰分をあわせてラウ川から取水する地区 (アップパー・マボギニとラウヤカティの間)
- ④ ラウヤカティとチェケレニ/オリア (ラウ川の上下: ラウヤカティがチェケレニとオリアへの幹線水路をコントロールしている)
- ⑤ ラウ川下流域の地区も水利権を主張するようになった (野菜栽培など)

⁴⁶ Njoro も、スワヒリ語で湧水という意味。Njoro Forest はチャガ人にとっては、神聖な森で、子どもの精霊が住んでいて、夜明け前には通過してはいけないと言われていた (2012 年面接調査から)。

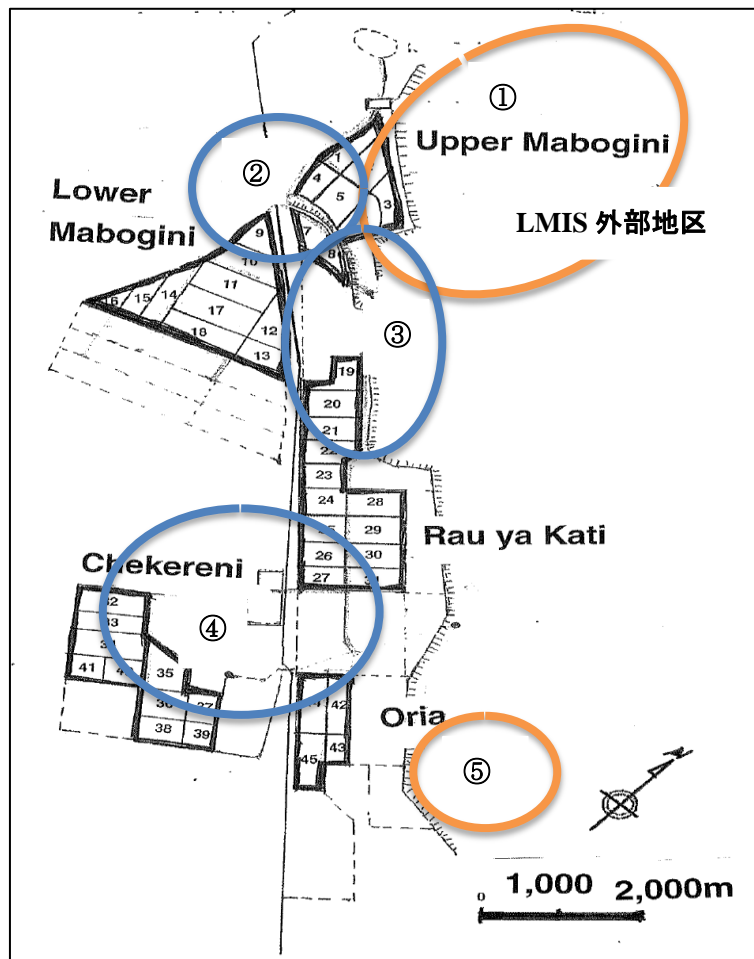


図 2.11 ローアモシ灌漑地区 (LMIS) 内外の水利に関わる係争関係
(出典：2013 年 3 月現地面接調査データから筆者作成)

(8) LMIS の圃場の状況

LMIS は、灌漑稲作圃場と畑作圃場から構成されるが、本研究対象地区は、灌漑稲作圃場のみである。5 地区は 4 行政村 (マボギニ村、ラウヤカティ村、チェケレニ村、オリア村) にまたがっている。各地区は、三次水路を共有する約 20~40ha の広さのブロック (Block) から構成されている (表 2.3)。ブロックはさらにプロット (Plot) と呼ばれる、基本的には $100\text{m} \times 30\text{m} = 3,000 \text{m}^2$ (0.3ha) の耕区から構成される (図 2.12)。全プロット数は、3,787 である⁴⁷。各プロットは、用水路と排水路の両方に面しており、プロット毎の水管理が可能である。土地所有に関しては、プロットの中をさらに畔区に分けて所有しているところも多い。畔区の境界には、木を植えて目印にしているプロットもある (図 2.13)。

⁴⁷ LMIS 内に残っているバナナ園などが耕地に転換されることもあるので、プロット数は変動する。また、全てのプロットが、 $3,000 \text{m}^2$ ではなく、場所により狭いプロットもある。

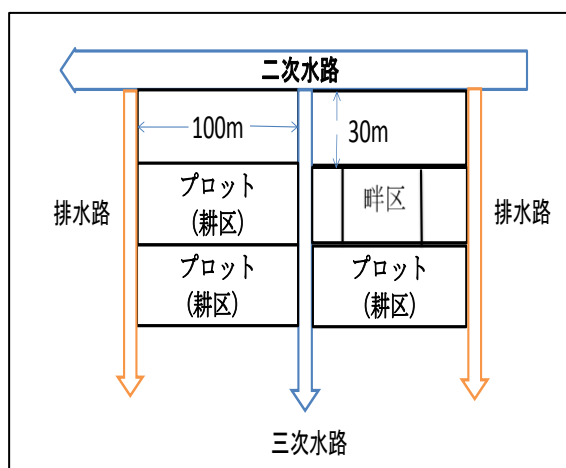


図 2.12 プロット図
(出典：筆者作成)



図 2.13 畔区の境界の植林
注) 2012年8月撮影。アッパー・マボギニ MS1-2 ブロック。

1987年当時、プロットは、妻と夫がそれぞれ登録することも可能であり、女性世帯主世帯の登録もあった。また、従来所有していた土地面積から2~3割の減歩率でプロットが配分された。1~6プロットを有する者が大半だったが、中には75プロットも所有する大土地所有者もいた⁴⁸。LMISが存在する4村の総人口に関して、1987年当時の数字は存在しないが、1996年には、約13,015人(2,242世帯)だった。ちなみに、CHAWAMPU登録者(土地非所有者も含む)は、1,863人(女性387人:20.8%)だった(キリマンジャロ農業開発センター1996)⁴⁹。2012年の4村の人口は、約28,000人である(チェケレニ村全体の人口は、2012年で約7,800人)。

⁴⁸ 1991年時点で、ラウヤカティでは最大75プロット、ローア・マボギニで43プロットを所有していた男性がいたが、その後相続などで分割された(農村総合研究所編1993:42)。2013年3月現在、最大の土地所有者は、37プロット(約11ha)所有するラウヤカティの男性と、35プロット所有するアッパー・マボギニの男性である(LOMIA土地所有者リストより)。

⁴⁹ JICALMISがあるMoshi Rural全体の人口は、1988年には342,553人、2002年には401,369人に増加(URT2002e、URT2002f)。

表 2.3 ローアモシ灌漑地区 (LMIS) の 5 地区におけるブロック数とプロット数

地区	ブロック番号	面積 (ha)	プロット数
アップーマボギニ	MS1-1	21.24	73
	MS1-2	20.21	64
	MS1-3	21.52	71
	MS2-1	20.80	74
	MS2-2	27.31	92
	MS2-3	24.17	87
	MS3-1	17.64	68
	MS3-2	26.65	87
小計	8	179.54	616
ローアマボギニ	MS4-1	20.85	72
	MS4-2	31.82	112
	MS5-1	39.67	138
	MS5-2	27.59	92
	MS5-3	28.89	96
	MS6-1	32.07	116
	MS6-2	21.29	76
	MS6-3	11.80	44
	MS7-1	39.63	140
MS7-2	39.82	137	
小計	10	293.43	1023
ラウヤカティ	RS1-1	15.18	50
	RS1-2	28.82	98
	RS1-3	28.45	98
	RS1-4	25.56	90
	RS1-5	22.35	76
	RS1-6	21.87	77
	RS1-7	21.78	77
	RS1-8	10.88	39
	RS1-9	10.81	39
	RS3-1	20.28	68
	RS3-2	23.81	82
	RS3-3	28.63	97
	RS3-4	25.41	88
小計	13	283.83	979
チェケレニ	RS4-1	34.78	122
	RS4-2	13.54	45
	RS4-3	41.11	137
	RS4-4	29.80	102
	RS4-5	22.27	77
	RS4-6	18.80	63
	RS4-7	22.06	77
	RS4-8	18.75	63
	RS4A-1 (A)	21.17	70
	RS4A-1 (B)	21.17	70
小計	10	243.45	826
オリア	RS8-2 (A)	25.20	81
	RS8-2 (B)	12.05	39
	RS8-3	33.41	117
	RS8-4	32.66	106
小計	4	103.32	343
合計	45	1103.57	3,787

注) *印は図 2.3 に呼応。

出典：LOMIA 土地所有者リスト (2004-2010 年) をもとに筆者作成。

(9) LMIS における作付体系

1987年時点では、雨季作（1-6月）と乾季作（7-12月）の年2期作が計画されていたが、水不足のため、当初計画されていた2期作（1100haと800haで合計1,900ha）ではなく、1988年から約500haずつを灌漑するという3期作が導入された（合計1,500ha）。用水不足は、LMIS外部であるラウ川とヌジョロ川のさらに上流域にも水田が広がってしまったこと（主にカロレニとマンダカで約500ha）、新たに半乾燥地のメイズ畑から造成された水田だったこと、圃場の土壌が火山灰土に由来し、想定された減水深に対して現実値がそれを大きく上回るということなどによりもたらされたと考えられている（JICA 1989, JICA 1991b, 農村総合研究所編 1993）。その後、さらに1昨期につき395haずつに作付面積が減少された（合計1,185ha）。つまり、同一プロット内での年2期作ではなく、作期ごとに灌漑実施地区を移動するローテーション方式がとられた。しかし、伝統的水利権を主張する上流のアップー・マボギニのみ、2期作が続けられてきた。現在、中流のローア・マボギニ⁵⁰とラウヤカティでは、実質的にはほぼ2~3年に1期作となっている⁵¹。（LMISにおける作付期と作目に関しては、図2.14を参照）

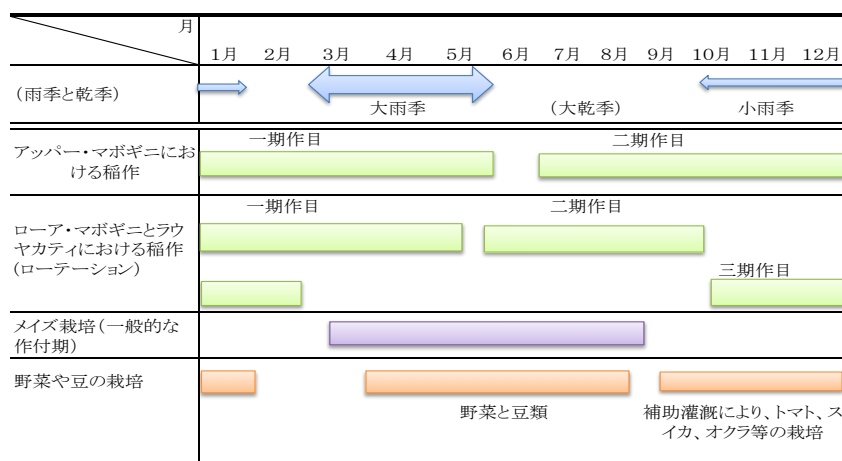


図 2.14 ローアモシ灌漑地区 (LMIS) における作付期と作目 (2013年3月現在)

注) 雨季の状況により作付期が移動することもある。

出典: 2013年現地調査データから筆者作成。

⁵⁰ ローア・マボギニでは、二期作目にメイズ栽培、三期作目にイネ栽培が良いと考えられている。二期作目にイネ栽培をすると、三期作目にメイズ栽培することになり、それではメイズ栽培には遅すぎるからである（ローア・マボギニ現地面接調査より：20120920）。

⁵¹ イネ(水稻)は最初の約30日で育苗する(Nursery Seedling)。約60日目までがVegetative Phase、約75日目が穂の形成(Panicle Formation)、約60~90日までがReproductive Phaseである。その後、125~140日で育つ(Maturing, Ripening) (約4~4.5ヵ月で生育する)。最初の60日目までのVegetative Phaseなら、摂氏15~30度でもイネは育つが、そのあと約60~85日目までに穂ばらみ期があるため、その間は温度が17度以下にならないように時機を調節する。Reproductive Phaseは、摂氏17度以下ではいけないが、モシでは、5~8月の温度が、摂氏17度以下になることがある。午前中の日射量も低いので、この時期に穂ばらみ期が来ると稲は育たない。受粉(Flowering of Paddy) (80~90日目くらい)は、明るい日の日差しの下で、朝9~11時頃に行われる。通常3月に大雨季が始まるが、そこで苗畑作りを始めてしまうと、穂ばらみ期が5~6月になってしまい、温度も低く日照量もないので苗が育たなくなる。したがって、2作目は、5~6月以降にならざるを得ない(LMIOへの面接調査より：2011年11月18日)。

(10) LMIS における降雨量

LMIS の地域のうち、モシ市周辺の年間平均温度は、最高平均摂氏 29.3 度、最低平均は摂氏 16.7 度である。特に 5～8 月にかけて、摂氏 17 度以下になることがあるので、穂ばらみ期にかからないように農民は田植えの時期を調整している。乾季は、大乾季（6～9 月）、小乾季（12～3 月）である。雨季も、大雨季（3～5 月：*Masika*）と小雨季（10～12 月：*Vuli*）に分かれるが、年間雨量は約 500～700mm と極めて少ない。LMIS における降雨量は、上流と下流では大きく異なっている。上流部はモシ市に隣接しており、森林の近道に沿って行けば市の東南部（*Majengo* や *Pasua* 地区）から 3～4km の通作距離になる。他方で、最下流のチェケレニでは、年間降雨量が少ない上に、ラウ川から用水が配水されていないため、恒常的に水不足となっている。現在、圃場では、メイズや豆類などを栽培している。同地域でメイズ栽培には最低でも年間 700mm 程度の降雨が必要とされている（農村総合研究所編 1993: 9-10）。数年おきに干ばつに見舞われ、メイズ生産は不安定である。最下流のオリアに関しては、チェケレニと同様の状態である。特にチェケレニにおいては年ごとに雨の降り方が異なる（図 2.15、図 2.16）。

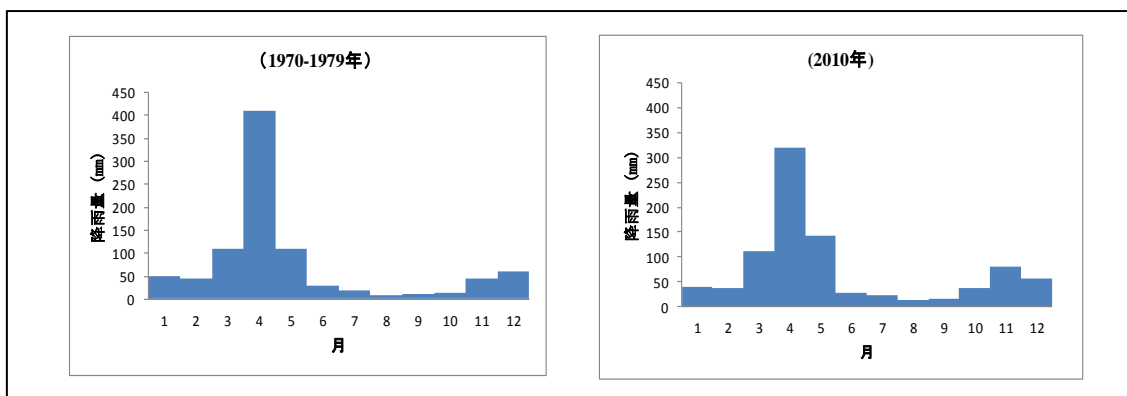


図 2.15 モシ市の月平均降雨量と 2010 年の降雨量

出典：1970-1979 年グラフに関しては Kato 1989 より引用。2010 年グラフに関しては <http://www.climate-charts.com/Locations/t/TN63790093370040.php>:2013 年 4 月 21 日より筆者作成。

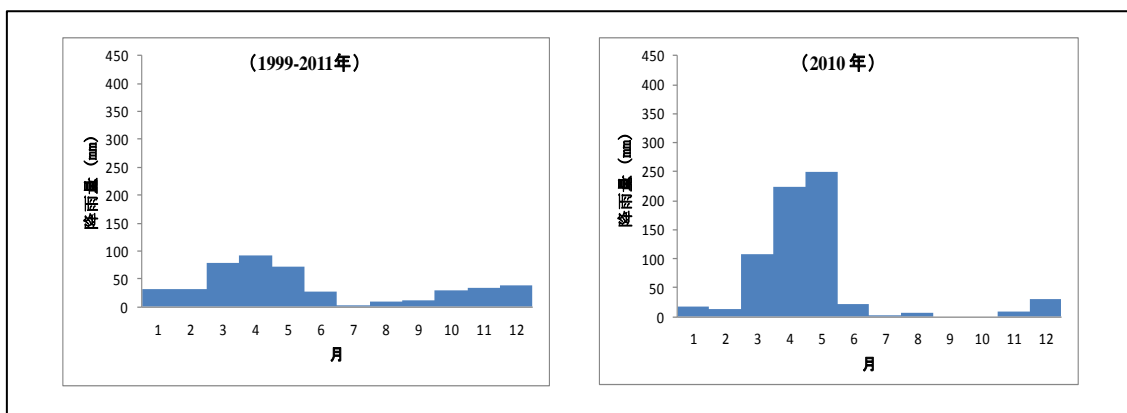


図 2.16 チェケレニ（下流）の月平均降雨量と 2010 年の降雨量

出典：KATC 計測の雨量データを集計して筆者作成。

(11) LMIS における土地所有者（灌漑稲作圃場）

LMIS における LOMIA 土地所有者リスト（2004-2010 年）を、所有するプロット番号と整合させ、コンピューター入力し直し、男女別に分類し、ブロック毎に名寄せなどをして集計した結果、約 1,845 人の土地（灌漑稲作圃場）所有者がおり、その内 390 人（21.1%）が女性であることが判明した⁵²。これは、タンザニア本土の割合（17%）およびキリマンジャロ州の割合（13%）より高い。また、LMIS における女性の土地所有面積の割合は 16.8% であり、こちらもタンザニア本土の割合（12.6%）およびキリマンジャロ州の割合（11.7%）より高いことが判明した（表 2.4）。

表 2.4 土地（農地）の男女別所有者および面積の割合（単位：%）

	タンザニア本土		キリマンジャロ州		ローアモシ灌漑地区	
	(2002/03年)		(2002/03年)		(2004-10年)	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
農地所有者	81.0	19.0	86.0	14.0	78.9	21.1
農地所有面積	87.4	12.6	88.3	11.7	83.2	16.8

注) 土地所有者の定義については、前掲の表 1.1 を参照。ローアモシ灌漑地区における農地とは、LMIS の灌漑稲作圃場を指し、畑地は含めない。

出典：URT2006:148、URT 2007b: 205-207、LOMIA 土地所有者リスト 2004-2010 年から筆者作成。

2.1.3 調査対象ブロックと農家世帯

調査対象ブロックと農家世帯について具体的に述べる。LMIS は、先に述べた 4 行政村（マボギニ村、ラウヤカティ村、チェケレニ村、オリア村）のなかの 5 地区（アッパー・マボギニ、ローア・マボギニ、ラウヤカティ、チェケレニ、オリア）から構成されている。このうち、調査対象として選定したのは、マボギニ村から、LMIS プロジェクト前から稲作を実施していたアッパー・マボギニ地区、およびプロジェクト後に稲作圃場が配分されたローアモシ地区である。同じ村の中でも、ヌジョロ川の上流と其中流にあたるため利害関係が深く、さらに経営規模や形態が異なるからである。さらに、チェケレニ村も選定した。これは最下流にあり水の配分には不利な状況に置かれており、かつては共同農場を有するウジャマー村であったことが特徴的である。（調査対象 3 地区の概要については、表 2.5 を参照）

⁵² ただし、同リストでは全体の灌漑圃場の約 3% の土地（村落共有地、パイロット・ファーム、所有者が確認できていない土地など）は除く。

さらに、これらの地区の中で、第一に女性の土地所有者数が多く、第二に女性の占める割合および土地所有面積の割合が高いブロックとして、アッパー・マボギニ地区からはMS1-2ブロック、ローア・マボギニからはMS4-1ブロック、チェケレニからはRS4-1ブロックを選定した。

なおRS4-3ブロックに関しては、村外居住者が多いということで、面接の都合からRS4-1ブロックを優先した。(調査対象3ブロックの位置については、図2.17、LMIS内の調査対象3地区および農作業の様子については、図2.18a、2.18b、2.18cを参照)

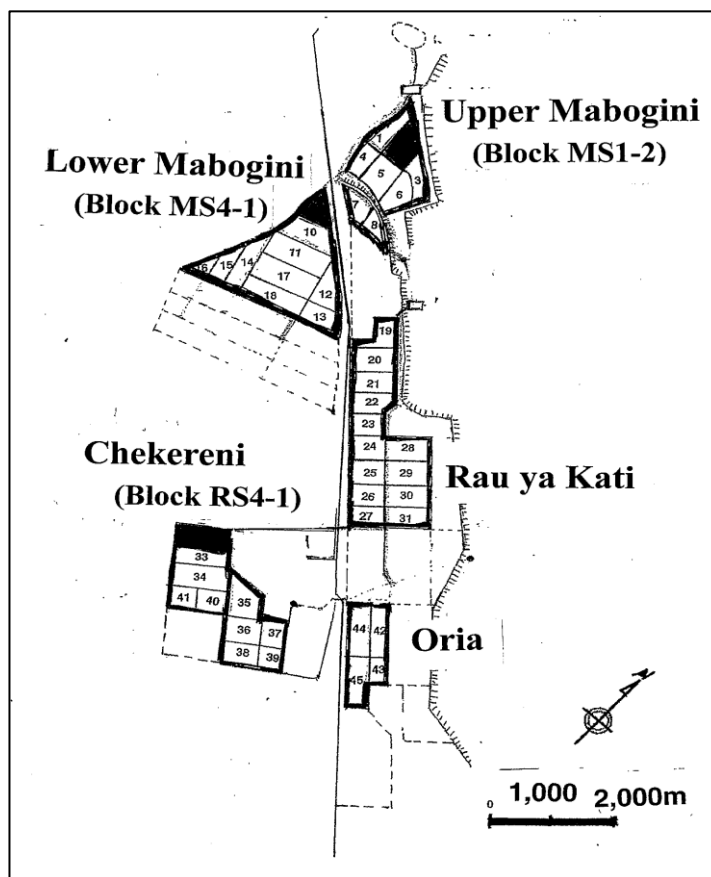


図 2.17 調査対象の3ブロックの位置
(出典：筆者作成)

本研究において、「農村女性」という場合には、農家女性と非農家女性が含まれる。本研究の分析では、土地を所有する農家女性を主な対象とするものの、女性で土地を賃借して耕作している者、賃金労働者などの非農家女性の分析も含んでいる。また農地所有者の女性には、農業には携わらず都市部で生活している女性もおり、農地所有者の女性が必ずしも農家女性、農村女性（農村に居住する女性）とは限らない。女性の土地（農地）所有者を対象とする分析では、このような都市在住の女性に関する分析も含まれている。

表 2.5 調査対象 3 地区の概要

特徴	アッパー・マボギニ	ローア・マボギニ	チュケレニ
LMIS内の位置	上流（ヌジョロ川）	中流（ヌジョロ川）	下流（ラウ川）
地理的状況と土地利用形態	ヌジョロ森に近く、湧水が豊富。しかし、ヌジョロ川とラウヤカティに挟まれているので、耕地を拡大できない。プロジェクト以前は、在来耕法で田越灌漑による稲作、トマト栽培などをしてきた。他の作物は作れなかった。	鉄道の盛土に阻まれ、ヌジョロ川の水は来なかった。もともと畑地で、プロジェクトにより稲作が可能になった。広大な地区で拡大が可能。畑地で価値も生産性も低かったのでもと、一人あたりの面積は、大きかった。	マサイの村が西南にあり森林を開墾して、1970年に入植が始まったウジャマー村。集団農場では綿花を栽培していた。その近くに個々の圃場と住宅地が与えられ、メイズを栽培していた。入植人口が増えたので1980年代には耕地を拡大できなくなった。
民族と社会	パレ人とチャガ人が多い。モシ市に近いので、市郊外の南東部に居住して通作している農民、および兼業農家が多い。圃場を借りて耕作している人も多い。	パレ人とチャガ人が多いが多民族。プロジェクトが始まって人口が増加し、新しくできた村。収入向上活動も盛んに行っている。労働者から、貸者になり、土地を購入する者が出てきている。	チャガ人が多いが、多民族。ウジャマー村建設時に、村の中心地に学校や教会を作った。現在、水不足で稲作ができないため、多くの農民は、LMIS内外の水田で貸貸者または賃金労働者として働いている。
灌漑稲作	もともと田越灌漑で稲作をおこなっていた。プロジェクトにより収量が増加し、収入が2～3倍になったと言われている。	もともとは畑地でメイズ栽培していたので稲作の経験はない。水が少なく、LMISプロジェクトにより稲作を始めた。収入が向上した。	もともとは畑地でメイズを栽培していたので稲作の経験はない。プロジェクトにより、収入が向上した。しかし、間もなく用水が来なくなってしまった。
現在の耕作	二期作をしている。	ローテーションで、同じ圃場で1～2年に1回、灌漑稲作をしている。メイズと交互に栽培。	ローテーションで灌漑稲作をしていたが、2007年を最後に稲作は行っていない。
水利	ヌジョロ取水口から水を使いたいだけ使っている。伝統的な水利権があると考えられる人が多い。むしろ排水路の管理が悪いため、排水ができず、収量が上がらなくなっている。	アッパー・マボギニと話し合いによって、定期的に水を配分してもらっている。	水はほとんど来ない。チュケレニから見て、ラウ川上流にあたるラウヤカティに常に配水の交渉に行かないといけいない。地区内においても水争いが激しい。
水利組織	用水が余っているため、水利組織は活発ではなかった。しかし、灌漑施設の維持管理が悪いため、問題が生じている。リーダーが世代交代をしている段階。	水利組織は、比較的良好に機能している。活動的なLOMIAリーダーとブロック・リーダーがいる。	用水が来ないので水利組織は機能していない。1990年代から上流地域に対して水争いを繰り返してきた。ダイナマイトで取水口を破壊しようとした。しかし現在人々から信頼されるリーダーがいない。
自主的な活動	都市近郊で、政府の支援はほとんどない。最近、自発的に農道の補修、排水路の整備などを始めるようになった。	地域の協働体制が相対的にしっかりしている。	いろいろなプロジェクト（飲料水など）が実施されたが、自律的に継続することが難しい。
女性の活動	都市に近く、多様な情報にアクセスしやすい。女性は組織化されておらず、個々に生計活動を行っている。	女性組織がいくつか形成されており、共同で土地を借りて耕作したり、収入向上活動をしている。	教会とモスク関連の女性活動があるのみで、女性は組織化されていない。LMIS内外の水田で貸貸者および賃金労働者として働くのに忙しい。

出典：2011、2012、2013年の現地面接調査データから筆者作成。



キリマンジャロ山 (5,895m) とアッパー・マボギニ地区 (灌漑用水が豊富で2期作が可能な上流地区) (2012年9月撮影)



マボギニ地区での田植え風景 (2010年7月撮影)



マボギニ頭首工 (Njoro Spring) (日本の援助で1987年に完成) (2010年7月撮影)



マボギニ頭首工 (Njoro Spring) (日本の援助で1987年に完成) (2010年7月撮影)



アッパー・マボギニ幹線水路の管理者 (村人) (2012年8月撮影)



アッパー・マボギニ (MS1-2) の圃場。畔区の境の植林。 (2013年3月撮影)

図 2.18a ローアモシ灌漑地区 (LMIS) の調査対象地の様子



ラウ頭首工（ラウ川）（日本の援助で1987年に完成）（2011年11月撮影）



ローア・マボギニ地区（コメとメイズを交互に栽培）（2011年11月撮影）



ラウヤカティの圃場（中流でチェケレニの上流、メイズの栽培風景）（コメと交互に栽培）（2011年11月撮影）



チェケレニの圃場（下流）（灌漑用水が来ないためマサイの家畜が放牧されている）（2012年8月撮影）



モシ市のマーケット：LMISのモシ米（IR64、1キロ=1500Tsh.）（ムベヤ香米は1キロ=1800Tsh.）（2011年11月撮影）



ライスセンター（日本の援助で1989年に完成した精米所）（チェケレニ、2010年7月撮影）

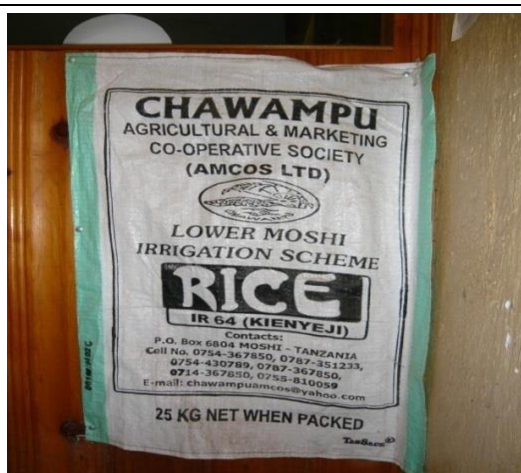
図 2.18b ローアモシ灌漑地区（LMIS）の調査対象地の様子



コメ生産者組合 (CHAWAMPU) 事務所
(チェケレニ、2011年11月撮影)



CHAWAMPU 事務所内の倉庫
(チェケレニ、2011年11月撮影)



CHAWAMPU 推奨の小型のモミ袋
(チェケレニ、2011年11月撮影)



個人のトラクター (かつては CHAWAMPU が貸出)
(ローア・マボギニ、2011年11月撮影)



チェケレニ村の青空マーケット (メイズ)
(チェケレニ、2011年11月撮影)



チェケレニ村の青空マーケット (トマトなど労働集約的な野菜栽培は女性がおこなう)
(チェケレニ、2011年11月撮影)

図 2.18c ローアモシ灌漑地区 (LMIS) の調査対象地の様子

2.2 調査方法

土地に関わる多様な権利が、女性が「何を価値あること/価値のないこと」と考えていることと、どのように関連しているのかを明らかにするためには、個々の土地所有者の関心や言説（ディスコース）に着目し、そのなかでの関係を明らかにしていくという手法が適している。そもそも、このような関連をアンケート調査によって明らかにすることは不可能である。土地に関わる諸権利と価値についての考えを計量的に明らかにするためには、土地権に対する価値観についての視座をあらかじめ一定の方向に設定してしまうことになり、当事者による多元的な視角や尺度を捨象してしまう可能性がある。また、土地の権利に対する制定法、慣習法上の解釈や定義も非常に多様であり、たとえ同じ所有と言う言葉を使用しても、その意味するところにずれが生じる。さらに、膨大な選択肢を設定しても、何を比較するのかが明らかでなければ、比較することは困難である。本研究では、サンプルの一部の情報については、変容の兆しや傾向を捉えるために数量的な分析を試みたが、土地所有をしている女性の数が約2割、土地所有面積の割合はさらに少なく、全ての女性所有者に関する情報やリストが完備されていない状態で、ランダム表を発生させた数量的調査を実施し、土地権に関する価値、資源や便益へのアクセスやコントロール、世帯内外の意思決定に関してそれらの関連性を計量的に抽出することは難しい。

したがって、本研究では、農民女性および男性双方への面接調査を実施し、それらに基づく情報により、土地権に関わり、女性が「何を価値あること/価値のないこと」と考えているのかについて考察していくという方法を取る。面接調査の中では、家族構成や教育レベルなどの基本的情報、土地所有形態（所有、賃借、賃金労働など）、土地登録状況、土地の取得方法（相続・贈与・購入など）、土地を所有することについての意識、灌漑組織（LOMIA）へのかかわり、家計の状況、生活環境、家族・婚姻・ジェンダー意識などについても、一通り尋ねているが、基本的には半構造的な面接調査であり、被面接者の関心に沿ってヒアリングをおこなった。

さらに、補足データを入手するために、ローアモシ灌漑事務所（LMIO）のスタッフに依頼して、簡易な調査票による聞き取り調査を実施した。これは2回に分けて行われ、第1回目は家計と生活状況の調査で、第2回目は土地権を中心とする調査だった。第1回目は、農閑期だったため比較的容易に面接者に時間を割いてもらうことができた。しかし、第2回目は、農繁期に重なったため、LMIOのスタッフは、面接者を捕まえるのに非常に苦労した。なおLMIOのスタッフは、面接調査を始める前に、農民男女に対して、調査目的を説明し、ヒアリングの内容は他者には告げないこと、また報告書には本人の名前は出さないこと、本人の了解なく写真や入手した資料を公開しないことなどを説明した。

農民、キーインフォーマント、関係機関に対する問題発見的な面接調査と半構造的な個別面接手法による聞き取り調査、およびローアモシ灌漑事務所（LMIO）に委託して実施した質問票による聞き取り調査については、表 2.6 および表 2.7 にまとめた。以下にそれぞれの概要を記載する。

2.2.1 面接調査

面接調査に関しては、第 1 次調査から第 4 次調査までおこない、土地権に関わる実態調査および農民男女が、何を「価値あること」と考えているのが、主観的な意味づけを明確にするために問題発見的調査、および半構造的な面接調査をおこなった。農業を営んでいる男女は多忙で十分な時間を割くことができないため、一定の調査項目を設定したうえで聞き取り調査を行った。半構造的な面接調査というのは、あらかじめ質問項目を決めてはいるものの、話題の展開にあわせてあらたな質問を加えたり、発問の順序にこだわることなく質問する方法である。回答の仕方は、個々の回答者にまかされている。しかしどの回答者にも同じ内容の質問を聞いているため、回答もある程度構造化されたものになり、あとのデータ分析がおこないやすくなる（谷・芦田 2010）。

政府や関係機関、NGO などのキーパーソン以外に、LMIS 地区の農民男女合計 64 名（女性 41 名、男性 23 名）に対して半構造的な面接調査を行い、質問票による生活状況調査 360 名、および対象 3 ブロックにおける質問票による土地権調査 211 人（女性 111 名、男性 100 名）をおこなった。

(1) 第 1 次調査

2011 年 11 月に、LMIS 内の 4 地区（アッパー・マボギニ、ローア・マボギニ、ラウヤカティ、チェケレニ）において、女性 7 名、男性 4 名に対して約 1～2 時間程度の問題発見的な面接調査をおこない、インタビュー後に面接記録を作成した。被面接者は、土地所有者、土地の借地人、賃金労働者、家族労働者、およびローアモシ灌漑組合（LOMIA）の関係者などで、年齢が分散するように配慮して選定した。

質問項目は設定しなかったが、以下のような大まかな関心項目を念頭に調査を行った。1) 土地権との関わり（所有・賃借・賃金労働者など）、2) 土地権取得の経緯や手段（相続、贈与、購入など、名義登録したのかなども含む）、3) 現在おこなっている農作業の内容、女性の仕事役割、4) 賃金労働の場合は賃金や労使関係の状況、5) 収益についての世帯内における決定権、6) ローアモシ灌漑組合（LOMIA）との関わりや水利権問題、7) 土地が持つ意味・価値、8) 生活の一般状況など。キリマンジャロ農業研修センター（KATC）のジェンダー担当官（女性）およびローアモシ灌漑事務所（LMIO）職員（男性）が交代で通訳にあたり、調査者が自宅を訪問し、一対一のインタビューを実施した。

さらに、キーインフォーマントとして、キリマンジャロ農業研修センター (KATC) 校長、ローアモシ灌漑事務所 (LMIO) 職員、コメ生産者組合 (CHAWAMPU) 関係者のほか、首都においてはダルエスサラーム大学ジェンダー研究センター所長、ローアモシ灌漑地区 (LMIS) でジェンダー調査を実施したソコイネ大学教員、農業・食料安全保障・協同組合省 (MAFC)、JICA 農業分野専門家などに対しても面接調査をおこなった。

なお、ローアモシ灌漑地区 (LMIS) の竣工後、日本政府の支援で 1990 年に類似の灌漑施設が整備されたキリマンジャロ州サメ県ヌドゥング (Ndungu) 灌漑地区も訪問し、状況を比較するために簡易な面接調査を実施した (キーパーソン 3 名と女性農民 6 名)。しかし、ヌドゥング灌漑地区は、道路のアクセスが困難で、現地滞在をしながらの調査の実施が難しかったため、本研究期間では対応することが難しいと判断し、本研究対象から除外し、今後の課題にすることとした。

(2) 第 2 次調査

第 1 次調査の結果を踏まえ、2012 年 8~9 月に、LMIS 内の 3 地区を選定し農民男女に対して面接調査をおこなった。3 地区に関しては、上流のアップパー・マボギニ地区、中流のローア・マボギニ地区、下流のチェケレニ地区を選定した。また、ブロックの選定に関しては、これらの地区の中で、第一に女性の土地所有者数が多く、第二に女性の占める割合および土地所有面積の割合が高いブロックを基準とした。なお両方の基準を満たすものの、村外居住者が多く面接が難しいブロックは避けた。

また、当初上流と下流の 2 つのブロックのみを対象とすることを想定していたが、中流の状況についても比較する必要性を認識し、新たに調査を追加した。その結果、中流ローア・マボギニ地区における第 2 次調査の面接者の数は、他の地区と比較して少なくなっている。また、男女の面接対象者も、それぞれのブロックで女性の数のほうが多い。そのため、生活や土地権に関するさらなる情報収集のみならず、このような情報のギャップを補完することもあわせて、3 ブロックを対象とする全数調査を第二次調査終了後にローアモシ灌漑事務所 (LMI) に依頼して実施した。

面接調査の対象者は、アップパー・マボギニ地区 (MS1-2 ブロック) では女性 13 名と男性 9 名、ローア・マボギニ地区 (MS4-1 ブロック) では女性 3 名と男性 1 名、チェケレニ地区 (RS4-1 ブロック) では女性 11 名と男性 4 名、合計で 41 名 (女性 27 名、男性 14 名) を対象にした調査をおこなった。前もって、土地所有者、土地借地人、賃金労働者に対する質問票をそれぞれ作成し、半構造的な面接調査をおこなった (質問票に関しては、資料 C を参照)。

第2次調査の大まかな質問項目としては、第一次調査と同様の部分もあるが、1) 土地権との関わり（所有、賃借、労働者など）、2) 土地権を取得した背景・手段（相続、贈与、購入など、名義登録）、3) 土地所有・相続に関する男女の意識の差や慣習について、4) 賃金労働の場合は賃金や労使関係などの状況、5) 収益についての世帯内における決定権、6) ローアモシ灌漑組合（LOMIA）との関わり方や水利権の問題、7) 土地が持つ意味・価値、8) 生計手段、生活の一般状況、9) 婚姻、子どもの親権、HIV/エイズについての考え方などから把握できる男女の意識の差、などの質問を設定し、半構造的はインタビューを行った。主に、ローアモシ灌漑事務所（LMIO）職員（男性）が通訳にあたり、調査者が自宅を訪問し、一対一のインタビューを実施した。

さらに、第1次調査と同様に、キリマンジャロ農業研修センター（KATC）校長、ローアモシ灌漑事務所（LMIO）職員のほか、キリマンジャロ州行政局（Regional Administration Office）、モシ県農業畜産局（District Agriculture and Livestock Development Office : DALDO）、モシ県土地局（Moshi District Land Office）、パンガニ流域事務所（Pangani Basin Water Office）、首都においてはダルエスサラーム大学ジェンダー研究センター、農業・食料安全保障・協同組合省（MAFC）土地利用計画局、JICA 農業分野専門家、JICA タンザニア事務所などからも情報収集をおこなった。

また、第2次調査期間中に、タンザニア科学技術委員会（COSTECH）から、タンザニアにおける研究許可証（Research Permit）（No. 2012-383-NA-2012-21）を取得した。これは第1次調査期間中に申請手続きをおこない、それが審査会を経て許可されたものである。タンザニア農業・食料安全保障・協同組合省 Ms. Anne N. Asenga 研修局長から申請のコンタクトをおこなってもらい、ダルエスサラーム大学ジェンダーセンター長 Prof. Rose Maria Mwaipopo が、Local Contact/collaborator として推薦状を COSTECH に送付し、登録料を指定の銀行に納めたのちに、正式に許可された。タンザニアでフィールド調査を実施する場合には、必ず COSTECH のリサーチ許可が必要になる。

(3) 第3次調査

第3次調査では、2013年3月に、対象3地区の LOMIA ブロック・リーダーに対して、それぞれのブロックの土地所有者リストの最新情報の確認をおこなった。さらに、質問票による生活状況調査について、ローアモシ灌漑事務所（LMIO）のスタッフと合同で調査計画を策定し、数回の会合を重ねて質問票を作成した。（質問票については資料 C を参照）さらに、ダルエスサラームの農業・食料安全保障・協同組合省（MAFC）から、農村の土地所有に関する情報収集をおこなった。

(4) 第4次調査

第4次調査では、2014年1月に、LMIS およびモシ市内において、最終的な補足データ収集を行った。農民女性7名、農民男性5名（うち1名は第2次調査対象者）から、土地相続、および土地所有の意味・価値についてのヒアリングをおこなった。特に、土地相続に関して、2009年に正式な書面による遺言書を作成した農民女性とその家族、および父・母が遺言書を残したというケースについて、関係者から多面的にヒアリングを行った。さらに、これまでなかなか面接する機会がつかめなかったキーパーソンであるマボギニ村長に面接し、土地所有や相続に関する係争や売買についての課題および行政の役割について情報収集を行った。

また、モシ市内において、農村女性の土地権について活動している4つのNGOから、女性が直面している土地権の問題についてヒアリングすると同時に、NGOによる女性の土地権への効果的な取組や政策へのインプリケーションについての情報収集をおこなった。4つのNGOは、Kilimanjaro Women Information Exchange and Consulting Organization (KWIECO)、Tusonge Community Development Organization、Mkombozi Vocational Training and Community Development Center、Action for Justice in Society (AJISO)であり、農村女性の土地権にかかわる法的支援および経済的自立支援をおこなっている。

2.2.2 質問票による調査

質問票による調査に関しては、生活状況に関する調査と土地権に関する調査の2種類を実施した。

前者の生活状況に関する調査に関しては、全農民のリストの入手は不可能だったため、ランダム・サンプル調査は実施することはできなかった。LOMIAのメンバーとなっている7地区を対象に、土地所有者のみならず、借地人、賃金労働者を対象に質問票による構造的聞き取り調査を行った。調査対象者の選定については、ローアモシ灌漑事務所(LMIO)スタッフが、ブロック・リーダーに依頼し、ブロック会合を開催してもらい、そこに参加した農民および労働者にその場で質問票による面接を行った。さらに、戸別訪問が可能な農民および労働者を選定し、別途戸別訪問による質問票による面接調査を実施した。この調査により、土地所有者、借地人、賃金労働者の生活状況の違いなどを把握することができた。(質問票に関しては、資料Cを参照)

後者の土地権に関する調査に関しては、ローアモシ灌漑事務所(LMIO)スタッフが、3地区3ブロックのみを対象に土地所有者に対する全数調査を試みた。しかし、4~5月は田植えなどで多忙な農民が多く、さらに村外・州外に居住している農民などへのコンタクト

が難しかったこともあり約 23%の欠側値が生じた。(質問票に関しては、資料 C を参照)

これらの方法から、生計に関するジェンダーの差異および土地権に関するジェンダーの不平等が浮き彫りになった。この分析結果をもとに、女性が何を価値あることと考え主体的に選択しようとしているのかについて考察し、新たなジェンダーの平等分析枠組みの構築を試みた。

表 2.6 現地調査の概要—半構造的な面接調査

調査期間	調査対象地	調査内容と方法
① 第 1 次調査 2011 年 11 月 13 日～12 月 4 日 (22 日間)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ダルエスサラーム ◆ モシ市 ◆ ローアモシ灌漑地区 ◆ ヌドゥング灌漑地区 (キリマンジャロ州) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ダルエスサラームにおいて、農業・食料安全保障・協同組合省 (MAFC) 研修局、ダルエスサラーム大学ジェンダー研究センター、ドイツ開発公社 (GIZ)、 JICA タンザニア事務所員および JICA 農業専門家 (TANRICE-I) からの情報収集。 ◆ モロゴロのソコイネ大学からの情報収集。 ◆ キリマンジャロ州ローアモシ灌漑地区における面接調査：キーパーソン (8 名)、農民女性 (7 名)、農民男性 (4 名)。 ◆ ローアモシ灌漑地区における土地登記簿データの入手、資料収集。 ◆ キリマンジャロ州ヌドゥング灌漑地区における面接調査：キーパーソン (3 名)、女性農民 (6 名)。
② 第 2 次調査 2012 年 8 月 20 日～9 月 29 日 (41 日間)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ダルエスサラーム ◆ モシ市 ◆ ローアモシ灌漑地区 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ダルエスサラームの農業・食料安全保障・協同組合省 (MAFC) 研修局長との面接調査 ◆ モシ県庁での面接調査 (3 名) ◆ ローアモシ灌漑地区における土地所有形態、生計状況、農業・灌漑組織活動への参加などに関する半構造的な面接調査：キーパーソン (11 名)、女性農民 (27 名)、男性農民 (14 名) ◆ 調査票による家計調査の準備と依頼。 ◆ ローアモシ灌漑地区における土地登記簿、過去 10 年間の雨量データの入手
③ 第 3 次調査 2013 年 3 月 21 日～24 日 (4 日間)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ダルエスサラーム ◆ モシ市 ◆ ローアモシ灌漑地区 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ダルエスサラームの農業・食料安全保障・協同組合省 (MAFC) での農村の土地所有に関する面接調査。 ◆ ローアモシ灌漑地区の 3 つのブロックにおける土地所有権の変化に関する調査 (ブロックリーダーとの面接調査) ◆ 調査票による土地所有、相続に関する調査の準備と依頼。

- ④ 第4次調査
- ◆ モシ市
 - ◆ ローアモシ灌漑地区
- 2014年1月17日 - 27日 (8日間)
- ◆ ローアモシ灌漑地区における最終的な補足データ収集調査。
 - ◆ 土地相続、土地の価値に関して、女性農民(7名)、男性農民(5名)を対象に面接調査の実施。特に、遺言書を作成した女性農民とその家族にヒアリングをおこなった。
 - ◆ マボギニ村長から土地権に関する行政の役割について情報を入手した。
 - ◆ モシ市内で活動している4つのNGOから、女性の土地権に関する問題と対応策についてのヒアリングを実施した。

出典： 筆者作成。

表 2.7 現地調査の概要—質問票による調査

調査期間	調査対象地	調査方法
2012年 9～12月	ローアモシ灌漑組合 (LOMIA) に属する全7区： ◆ Upper Mabogini ◆ Lower Mabogini ◆ Rau ya Kati ◆ Chekereni ◆ Oria ◆ Mandaka ◆ Kaloleni	生活状況に関する質問票調査： ローアモシ灌漑事務所 (LMIO) の6名のスタッフと一緒に質問票を作成する作業を行い、目的や内容、調査手法の理解を図るための会合を3回開催した。その後、スタッフに調査を依頼し、合計360名の農民男女(土地所有者、借地人、賃金労働者)に対する調査票を使用した聞き取り調査を実施した。主に生活状況に関する調査。
2013年 4～7月	ローアモシ灌漑地区 (LMIS) の上流、中流、下流地区の3ブロック ◆ Upper Mabogini: ブロック MS1-2 ◆ Lower Mabogini: ブロック MS4-1 ◆ Chekereni: ブロック RS4-1	土地権に関する質問票調査： ローアモシ灌漑事務所 (LMIO) の6名のスタッフと一緒に質問票を作成し、その目的や内容、調査手法の理解を図るための会合を2回開催した。その後、スタッフに調査を依頼し、合計211名の農民男女(土地所有者)(女性111人、男性100人)に対し、調査票を使用した聞き取り調査を実施した。3ブロックの278人の悉皆調査を試みた(女性122人、男性156人)が、実際には211名となった(表5.6を参照のこと)。主に、土地所有および相続権の状況に関する調査。全数調査を目指したが、多忙な農民や村外に居住している農民などがおり、欠損値が生じた。

出典： 筆者作成。

2.3 調査の限界と信憑性

本研究で使用したデータ、および情報の収集方法およびそれらの限界と有効性について述べたい。

(1) 土地所有者リスト (1987年)

LMIS 土地所有者リストで言うところの「土地」というのは、LMIS 内の「灌漑稲作圃場」(水田)を意味し、それ以外の畑地や宅地、林地、放牧地などは含まれない。

本研究で使用したアッパー・マボギニ (MS1-2) およびチェケレニ (RS4-1) の 1987 年時点の土地所有者リストは、1987 年に灌漑施設建設および圃場整備が終了し、ローアモシ灌漑計画事務所から各地区・ブロックに対して送られた手紙と土地再配分リストをもとに、筆者が独自に集計し直したものである。モシ市のローアモシ灌漑事務所 (LMIO) の倉庫の書架に、26 年間保管されていた当時の書類 (土地所有者リストや土地配分の手紙など) を 3 日間以上かけて探し出した。その後、LMIS 全てのブロックの土地所有者をコンピューター入力による集計を試みた。LOMIA 事務所から入手したデータとあわせて、約 1800 名以上にのぼる所有者リストのコンピューター集計には、4 ヶ月以上を要した。1987 年当時の資料について、当時関与していた日本のコンサルタント会社にも問い合わせたが、資料は既に破棄されたということだった。JICA 図書館にも保管されていなかったもので、当時の土地再配分の資料は、モシ市内のローアモシ灌漑計画事務所の倉庫にのみ存在していたことになる。

しかし、この土地所有者リスト (1987 年) の資料には欠損値が多かったため、2 ブロックのみの集計にとどめた。幸運にも、アッパー・マボギニ (MS1-2) およびチェケレニ (RS4-1) に関しては、ほぼ完全なリストを探すことができたため、これらを使用した。しかし、ローア・マボギニ (MS4-1) に関する 1987 年の土地所有者リストは、欠損値が多く、全ての所有者とプロットを確認できなかったため部分的使用をした。

(2) LOMIA 土地所有者リスト (2004—2010 年)

ローアモシ水利組合 (LOMIA) は、LMIS において灌漑稲作をおこなう農家世帯から、作付期ごとに、水利費と灌漑施設管理費を徴収する。そのもとになっているのが、ブロックごとの土地所有者リストである。これは、上記の 1987 年に作成された土地台帳を基に作成されたものであり、LOMIA の各地区の事務所で保管されている。2011 年 11 月に、LMIS 内のブロックごとの全所有者リスト (およびプロット番号) をハードコピーで入手することができたので、コンピューター入力をおこない、ブロックごとの名寄せや性別集計などを行い、分析に使用できる形式に作成した (1,845 人分)。

入手できたブロックの土地所有者リストは、あるものは2004年のリストであり、あるものは2008年、2010年と記されたリストである。しかし、現地調査を行った2012年時点ではこれらがLOMIAにとっては、最新のリストであった。ただし、ブロック内の全てのプロットの所有者名が記載されていない土地所有者リストもあったため、全体の約3%の所有者名が欠損していると推定される。また、リストは、常に最新の所有者名に更新されているわけではない。したがって、例えば2008年と記されたリストであっても、所有者は既にそれ以前に亡くなっており、所有者名が更新できてないという可能性もあった。したがって、2004-2010年の所有者リストについては、このような時間の幅が内包されていることに留意しつつ分析に使用した。

(3) LOMIA 土地所有者リスト (2013年)

アッパー・マボギニ (ブロック MS1-2)、ローア・マボギニ (ブロック MS4-1)、チェケレニ (ブロック RS4-1) の3ブロックについては、ブロック・リーダーや書記に、最新の土地所有者リストを作成してもらった (2012年11月~2013年3月)。不明な所有者については、携帯電話による問合わせ、世帯訪問を行い、確認してもらった。さらに、この3ブロックに対する全数調査をLMIOのスタッフに依頼して実施し、その結果を合体させ、2013年3月に再度ブロック・リーダーや書記にデータの確認を依頼した。その後、電子メールでLMIOのスタッフに対して確認作業を継続した。したがって、この3ブロックの2013年の土地所有者リストについては、2013年8月時点での最新のものになっており信憑性は高いと考えられる。

(4) 土地所有者リストの性別の識別

初期の土地再配分およびLOMIA土地所有者リストには、性別が記されていない。そのため、Mr. G. Chonjo (LMIO職員)、Ms. G. Mshanga (KATCジェンダー担当)、Mr. N. Tibanyendela (KATC職員、東京農業大学大学院留学生、2012~2014年) に依頼し、数回にわたり、タンザニアおよび東京において、筆者も同席し、相互にチェックしながら、性別の識別作業をおこなった。

(5) 半構造的聞き取り調査の方法

農民男女およびキーパーソンへの聞き取り調査は、キリマンジャロ農業研修センター (KATC) に長年勤務し、地域の状況にも精通しているジェンダー担当者 (女性) とローアモシ灌漑事務所 (LMIO) に勤務するスタッフ (男性) を介してスワヒリ語でおこない、スワヒリ語から英語、およびその逆の通訳を通じておこなった。聞き取り内容は、その場で英語もしくは日本語で記録を取り、その後面接票として書き起こして記録した。したがって、通訳による独自の解釈の幅、および言語理解の限界という制約を受けていることは否

めない。ただし、中央および地方政府関係者、大学などの研究者に関しては、筆者自身が英語で面接し、英語もしくは日本語で記録し面接票を作成した。

(6) 実務者としての研究者の立ち位置のプラスの面と課題

筆者は JICA 国際協力専門員として勤務しているため、2007 年から現在まで、海外援助業務で数度にわたりタンザニアを訪問し、間接的ではあるがキリマンジャロ州ローアモシ灌漑地区に関する関連情報の収集をすることができた。さらに本研究のための現地調査に関しても、農業・食料安全保障・協同組合省農業省 (MAFC) をカウンターパート機関として、JICA 技術協力プロジェクトである「灌漑農業技術普及支援体制強化計画」(TANRICE-1) (2007-2012) および「コメ振興支援計画」(TANRICE-2) (2012-2018 年) が実施されていたという背景から、タンザニア政府および JICA 関係者からの協力を得ることができたというプラスの面があった。

他方で、国際援助機関の関係者という目で見られ、援助プロジェクトの恩恵を受けられるのではないかという期待を持って回答者から受けとめられた部分があったことは否めない。LMIS においては、1993 年以降は直接の援助プロジェクトは実施していないことと、今回はあくまでも学術研究のための調査であることなどを丁寧に回答者に説明してきた。しかし、客観的に研究することの限界があったかもしれないし、面接調査で質問されたことにより、回答者に新たな考えが生まれた可能性も否定できない。例えば、面接調査の結果、女性の中には、村落評議会に土地権を登録しておかないと安心できないと思うようになったという者もいたし、土地相続に関して遺書で残すことの重要性を認識したという者もいた。またもっと女性のために農業技術研修を実施してほしいなどの要望も受けた。さらに、援助実務者と村人との意識やの差を埋めることは難しいことであり、かつフィールドワークをしていけば必ず何らかのインパクトや期待が生じてしまう。本研究では、できる限り調査者の意見や見解が、回答者の考えや答えに影響を与えないように配慮しつつ調査をおこなったが、インタビューという行為自体が、インタビュアーと回答者の相互行為であると同時に (谷・芦田 2010:77)、小國が指摘するように、援助の実務と研究は分離できない渾然一体となった一連の行為としてフィールドに存在しており、援助する側とされる側の非対称的な関係が重層的に存在すると考えられる (小國 2011:128)。

本研究は参加型研究を意図したものではなかったが、本研究の結果をもとに今後とも実務と研究の両方に関わり、開発援助の現場にフィードバックしていきたい。

(7) 匿名性の確保

調査地域の名称は、そのまま使用したが、調査対象者の名前やグループに関しては、匿名性を確保するためにアルファベット、数字などで記号化した。

第3章 農村女性と土地権に関する既往研究

3.1 サブサハラ・アフリカおよびタンザニアにおける土地権の既往研究

3.1.1 サブサハラ・アフリカにおける土地権の既往研究

サブサハラ・アフリカでは、1960年代の植民地政府からの独立後、白人居住地からの農地の回復および再定住化や農業生産性の向上を図るために、土地法の修正が進められた。しかし、土地改革が政策の重要課題として注目されるようになったのは1980年代であり、土地の固有化・私有化を促進する近代的土地法の導入が検討された。土地制度と農村社会の変容や政治変動に関する社会科学領域の研究は、主に以下のような分野でおこなわれてきた⁵³。植民地からの独立後の社会における土地の固有化(individualization)・地権の確定(地籍, titling)⁵⁴・登記(registration)が農業生産性の向上に与える影響研究(Fleuret 1988、Atwood 1990)、植民地支配以前から存在していた共有地や共同体的土地における資源管理についての研究(花谷 2010)、近代法と慣習法(土地法・農地法など)の法制度研究(雨宮 2003)⁵⁵、土地所有に関わる国家権力の関与と制度構築についての研究(Koehn 1983)などである⁵⁶。なお植民地時代から土地に対しては賦役・貢納・人頭税などが課せられたが、土地税制(地租)に関する研究は少ない(武内 2001)。

さらに、東西冷戦終結に伴う1990年代の政治的民主化の進展にともない、地域住民やコミュニティを主体とした研究がおこなわれるようになった。例えば、伝統的土地所有制度と近代国家の諸制度の交錯における伝統的支配者および農民の社会適応の研究(児玉谷 1999)、土地市場の発展に関する法的制約のもとでの地域社会主体の土地改革研究、地域社会における土地改革をめぐる住民ガバナンス研究(佐藤 2001)などである。さらに、都市

⁵³ サブサハラ・アフリカ社会は植民地からの独立後、いくつかの開発政策の変遷を経てきたが土地所有制度の改革もその過程と不可分である。主要な開発政策には以下のようなものが挙げられる。①1960年代の独立に伴う近代化を目指した様々な制度改革の改革政策、②対外債務の返済ができなくなり1980年代後半からの世銀・IMF主導による構造調整政策、自由主義経済システムの導入、および政治的民主化政策(複数政党制への移行など)、③構造調整と経済自由化の失敗による、2000年前後からの貧困削減対策(PRSP)およびグローバル化、振興開発国(BRICS)の台頭のもとでの資源調達政策などである(勝俣 2013:216-220)。

⁵⁴ 地籍とは、一筆(土地登記簿上の一区画のこと)ごとの土地について、所有者、地番、および地目を調査するとともに、土地の境界(筆界)と面積(地積)を測量する制度のこと。土地の位置・形質および所有関係を明らかにする制度。

⁵⁵ 初期のアフリカの土地慣習法の構造を研究したものとしては、(青山 1963)がある。

⁵⁶ Land Tenure Center, University of Madison-Wisconsin

(<http://www.nelson.wisc.edu/ltc/publications/pubaftr.php>: 参照日 2013年5月26日)には、アフリカの土地制度研究書・論文の蓄積がある。また *Journal of Modern African Studies*, *Journal of African Economies*, *World Development* などにも研究成果が収録されている。

計画にともなう補償と土地市場、ナショナリズムと土地所有、灌漑地における土地の係争とエコロジー、伝統的農法と土地所有・管理の関係、森林保全などの自然資源管理と土地所有制度、樹木所有権と土地所有権についての研究などもある。最近では、経済のグローバル化の影響のもと内外の投資家や政府による大規模な土地収奪・取上げ（land grabbing, large scale land acquisition）と投資の透明性、政治変動と紛争下および紛争後の農村社会における土地問題（André & Platteau 1998、竹内 2001、Deininger & Castagnini 2006）、貧困削減に関わる土地所有と政府および住民のガバナンス（二木 2008）の研究も含め、資源や環境問題を政治経済的視角から分析しようとする研究がおこなわれるようになってきている。

3.1.2 土地権の進化論とその批判

1980～2000年代を通じておこなわれたサブサハラ・アフリカの土地制度に関する研究は、土地権の進化論（evolutionary theory of land rights）を援用したものが多い。（Platteau 1996）。土地権の進化論は、新古典派経済学が途上国の土地制度の分析枠組みとして使用してきた理論である。それは、人口圧力の増加と土地の希少化、および市場統合に伴い、土地権の固有化（individualization）が起こり、財産権の私有化（privatization）の確立に導かれるとするものである。私有財産権の確立が進むと、徴税など国家の介入が起こり、土地制度が整備されていく（formalization）。同時に慣習的な土地権は、市場の力により、自然に便益の高い方向に向かい効率的に進化していく。ただし、私的所有権が確立するまで、政府の介入は必要であり、それは正当化される。この理論は世界銀行（WB）や国際通貨基金（IMF）により支持され、ウガンダ、ケニア、ジンバブエ、コートジボアール、マラウィなどでは、この土地権の進化論に基づき 1950年代から私的所有権の取得による土地登記制度を積極的に促進する施策が導入されてきた（Platteau 1996、吉田 1999:4-5）⁵⁷。

しかし、この理論に対してはいくつかの批判がある。第一に、土地権の進化論では、市場原理にもとづく進化過程を想定している。つまり、土地私有化に伴い土地登記が進み、土地はよりダイナミックで大規模な農民により市場で売買されるようになり、均分相続など慣習法の下で進行してきた土地の細分化が停止する。慣習法のもとでの不確実な所有制度が廃止されるため、短期的ではない、より効率的な作目の選択ができ、土地所有者の投資意欲が高まる。また土地市場が形成されフリーホールド（自由保有権）になると、農村の金融市場（融資）が形成される。土地所有権が確立し、法的に土地権が保護され、自由な土地売買が可能になると、土地の担保（抵当）価値が生じ、銀行融資が増加し、農業生産・投資も高まる、という主張である。しかし、この理論を採用したケニアを始めとする

⁵⁷ Platteau は、積極的に土地登記を目指してきた国として、ケニア、ウガンダ、ジンバブエを挙げているが、吉田は、ケニア、コートジボアール、マラウィをあげている。ジンバブエとウガンダに関しては意見が分かれる（Platteau 1996、吉田 1999:4-5）。

サブサハラ・アフリカ諸国では、現実にはそのような単線的な進化過程は起きなかった (Platteau 1996:36)。ケニアでは、土地の固有化・私有化を進めようとして、逆に社会問題が生じた。特に女性や遊牧民、少数民族、小農など、慣習的な土地の用益権や占有権を有していた者たちが、有力者や都市エリートに土地を奪われ社会が混乱した (Platteau 1996:40-41)。さらに、制定法が導入されても、実際に効力を発揮するのは、地域の慣習法や伝統的制度であり、地域社会に認知されないような制定法は形骸化した。

第二の批判として、土地需要を十分に喚起できない段階では、固有化・私有化は起こらず、土地権の明確化 (titling) や土地登記のインセンティブは働かない。土地を購入しようとしても、土地測量、土地権の確定、土地登記などにかかる費用は、国家負担ではなく個人負担となるため時間とコストがかかる。さらに慣習的所有権が残存しているために所有権が確立せず、異なる複数の土地所有者が出現し土地の権利を主張し、二重・三重取引になることもある⁵⁸。農村の土地には、往々にして多様かつ重層的な権利が存在しており⁵⁹、土地を購入しても慣行や文化的要因などにより使用・売買することには社会的リスクが伴うため、安心して土地を購入できない。社会的リスクを含めると土地購入にかかる総コストが高くなるため、土地市場は発展しない (Platteau 1996:49-50)。農村の人々にとって、土地は先祖や自己アイデンティティーに繋がるため、特に外部者が土地を購入した場合には反発や紛争が起き、社会的リスクがさらに高まる (Platteau 1996:51)。このような事例としては、ケニア独立前に起きたマウマウ戦争 (外部者である白人入植者により土地が収奪されたことにより紛争が起き数十万人の死者が出た)⁶⁰、ジンバブエの独立戦争、コートジボアール南西部森林地域における排斥運動などがある (勝俣 2013)。

第三の批判は、進化論はアフリカの土地が伝統的には全て共有地であり、進化過程により共有から固有に移行すると仮定しているが、実際には個人あるいは世帯が既に特定のプロットを所有していたという歴史的事実に反するというものである (Platteau 1996)。さらに、

⁵⁸ 土地紛争は役人によりもたらされており、土地配分権を付与された新しい責任者が、複数の者に同一地片を配分 (double allocation) することが多く、配分を受けた者がお互いに譲らず、裁判で争う事例が起きている (URT 1994:27-28、吉田 1999:17.)。

⁵⁹ アフリカにおいて、一地片には多様かつ重層的な権利が存在している。例えば、ルワンダでは、作目選択権利、埋葬される権利、家畜の放牧権利、薪採取権利、土地を賃貸・売却・贈与・遺贈・抵当・登記などの権利の行使者は多様である。さらに、伝統的には王の土地に土地保有者があり、さらにパトロン・クライアント関係にある小作があり、政治経済制度の変化過程において伝統的クライアントと政治的クライアントが出現し、のちに王政から共和制に移行したが司法制度の整備・実施が追い付かず、慣習法裁判所においても土地の所有者を確定することが困難な状況が出現している (武内 2001 : 35-37)。

⁶⁰ 吉田は、ケニアのマウマウの反乱は、単に白人入植者に対する反抗のみではなく、土地保有をめぐるキクユ族内部での伝統的権威の崩壊と、貧富の格差の拡大という、二つの面での伝統的社会内の対立関係の発生にもよるとしている (吉田 1997 : 27)。植民地時代、ヨーロッパ人の手に先祖の土地が渡るのを防ぐことは、「聖なる義務」だと考えられていた (Platteau 1996:51)。

アフリカにおいては土地を私有化しなくても、共有権・共有地の制度の中でも個人所有は可能だということを認識できなかったという批判がある。これは特に社会主義政策をとった国の場合に当てはまり、原則的には占有権 (rights of occupancy) しか認められていない場合でも、土地の売買や相続がおこなわれ私有化とほぼ変わらない状態が生じていることを土地権の進化論は見過ごしているという批判である。

3.1.3 タンザニアにおける土地権の進化論の展開

タンザニアにおける土地制度および土地権に関する研究には、土地利用形態と農業生産に関わる研究 (細見他 1996、近藤 2011)、ウジャマ―政策による農民への土地の再配分と再定住に関する研究 (Hyden 1980、Sitari 1983、Collier, Radwan & Wangwe 1990)、慣習法・土地法の構造や変遷に関する研究 (青山 1963、吉田 1997、吉田 1999、雨宮 2003、Amemiya 2009)、タンザニアにおける土地権の進化論の有効性の研究 (URT 1994、Benjaminsen & Lund 2003、Odgaard 2003) などがある。

タンザニアでは、大統領により土地問題調査委員会 (Presidential Commission of Inquiry into Land Matters) が 1991 年に設置され、ダルエスサラーム大学法学部イッサ・シブジ教授 (Issa G. Shivji) が委員長に任命された。その報告書 (通称「シブジ報告書」1994)⁶¹において、前述の「土地権の進化論」の是非が問われた。委員会は、周辺のケニア、ウガンダ、ザンビアなどにおける同理論に基づく土地制度改革を分析し、タンザニアにおいては同理論を採用すべきではないと結論づけた (URT 1994:255)。その結果、制定された土地法 (1999) および村土地法 (1999) においては、全ての土地は国家に帰属し (radical titling)、原則的に人々および村落には占有権のみが付与されると同時に、村落の土地所有権に関しては慣習法 (イスラム法も含む)、都市や特定の投資促進地や保護区などの土地には制定法を適用するという多重構造を採用することになり、現在に至っている。

たしかに、土地権の進化論に基づき土地の私有化および土地登記を進めようとした国々では、政治経済的要因、慣習法や地域の文化に阻まれ、土地制度の近代化を進めることは困難だった。しかし、逆にタンザニアのように、慣習法のもとで、地域社会による土地制度に関わる多様な問題の解決を図ろうとしても、制定法と慣習法の矛盾が生じ、さらに地域の民事裁判所の能力や機能が十分でないために、法が有効に執行されない (Tsikata 2001)。さらに、自由主義経済化の進展に伴い、国家は近代的な制定法を整備していかざるを得なくなるが、逆に国家による国土所有権が濫用され、大規模な土地取上げ、腐敗、不透明性

⁶¹ URT (1994) *Report of the presidential commission of inquiry into land matters, Vol. I: Land policy and land tenure structure*, The Ministry of Lands, Housing and Urban Development, in co-operation with the Scandinavian Institute of African Studies. (吉田 1999: 16-17) も参照のこと。

が増長される (Tsikata 2001)。自由経済主義的な進化論のもとで土地の制定法の採用を進めていくのか、あるいは地域文化や伝統を尊重した慣習法が「近代化」していくのを待つのか⁶²、国家の役割は何かなど、さらに後述するが、いずれの立場もタンザニアの女性グループ (Gender Land Task Force: GLTF) から批判を受けており (Tsikata 2001)、どの立場を取るにせよ有効な道筋を示せていないことが課題である。(世銀・IMF とタンザニア政府の土地政策の関係については図 3.1 を参照)

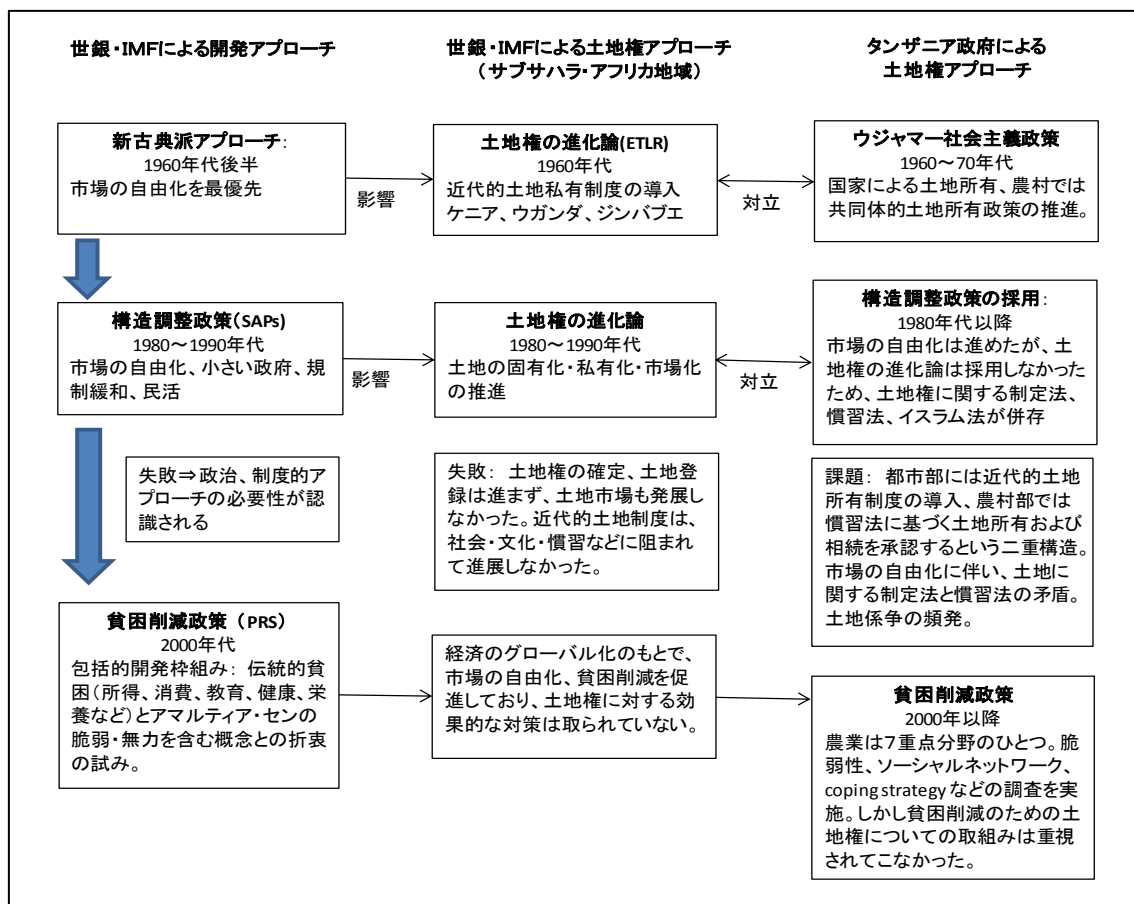


図 3.1 サブサハラ・アフリカおよびタンザニアにおける土地権アプローチ

(出典: 筆者作成)

土地制度に関する研究は、土地権の進化論を採用したウガンダ、ケニア、ジンバブエなどにおいては実証データが得られやすいため、諸々の事例研究がおこなわれてきた。しかし、土地権の固有化・私有化・登記制度を積極的に進めてこなかった国においては、研究の蓄積が少なく、タンザニアも含め土地所有に関する実証研究成果やデータは極めて少ないことが課題である。

⁶² シブジは土地とジェンダー関連で最も重要なのは、伝統の上に近代化を進めるのではなく、伝統の近代化であるとしている。しかし、ジェンダー研究者からは、いったいどのくらい待てばよいのかと批判されている (Tsikata 2001:10)。

3.2 開発途上国における農村女性と土地権に関する研究の動向

3.2.1 農村女性と土地権に関する研究の動向

開発途上国における女性と土地制度研究の先駆者は、インドの経済学者ビーナ・アガルワルである。アガルワルは、*A field of one's own: Gender and land rights in South Asia* (1994) において、階級、エスニシティ、カースト、言語、コミュニティ、宗教などによる社会階層格差にジェンダー格差が交差しており、農村におけるジェンダー不平等の要因が土地所有制度にあるとした。アガルワルは、インドを中心に南アジアにおける膨大な先行研究の分析にもとづき、女性の経済・政治的な従属状態を土地権との関連から考察した。つまり、女性が土地権を獲得することが、世帯内および地域社会において、女性を従属的な立場から解放し、ジェンダー平等の確立に不可欠であるということを証明しようとした。「自分自身の畑」は女性の農業へのイニシアティブと関与に大きな影響を及ぼす。実証的にはインド北西部でのフィールドワークを通じ、土地所有の有無により、農業生産に差異が生じ、村内の社会的地位と政治的な権力が位置付けられ、さらに世帯内外のジェンダー関係性が規定されることを立証しようとした。例えば、同地域では男性の兄弟が土地相続をおこない、女性が離婚し実家に戻ると自分の兄弟の土地で賃金労働者として働く。同様に女性が寡婦になると、夫の土地の相続権はなく、夫の兄弟に土地や財産を奪われ賃金労働者や乞食になるというように、女性の地位および土地の使用・所有が家族との関係性を通じて規定されることを発見した。アガルワルは、さらにインド社会の父系社会・夫方居住と母系社会・妻方居住を比較軸とし、土地所有および相続慣行の多様な要因およびジェンダー視点からの分析を通じ、エンゲルスが『家族・私有財産・国家の起源』で唱えた母系社会を原始的と捉える単線的進化論に対する実証的批判を展開した。さらに政策応用の観点からは、途上国政府および国際協力機関が、女性の不平等への対応策として労働・雇用について高い関心を払ってきた反面、土地権については無視してきたことが途上国の貧困な農村女性の生活を不安定なものにしていると批判した (Agarwal 1994)。

アガルワルの研究成果は、アジアのみならずアフリカにおいてもジェンダー平等論研究者および国際協力機関の実務者にインパクトを与え、新たな研究領域および国際開発課題を創成した。サブサハラ・アフリカにおいても土地制度と農村女性の生活に関して、1990年代から多様な事例研究がおこなわれているが、これらの研究もアガルワルの研究の影響を受けてきた (Izumi 1999、杉山 2001、Yngstrom 2002、Tripp 2004、Englert & Daley 2008、Mama & Amanor-Wilks 2009)。他方で、女性と土地の関係は、土地所有権の獲得のみに限定すべきではなく、社会関係と社会変容の関わりをなかで女性の主観性 (subjectivity) に基づき、かつ歴史的視点に立った民族誌的手法により分析すべきであるという批判も展開されてきた (Jackson 2003、Rao 2011)。

アガルワルは、*Capabilities, freedom and equality: Amartya Sen's work from a gender perspective* (2006) において、アマルティア・センとの合同研究を通じ、社会選択とケイパビリティ、自由、民主主義、開発についてジェンダー平等の視座からの分析を深めた。しかし、本著におけるケイパビリティについての議論は、世帯内資源の配分や意思決定についての議論を含む、社会的選択理論に関する概念枠組を中心としたものであり、前述の (Agarwal 1994) で論じた、土地所有とジェンダーに関する実証研究を深化させたものではない。

3.2.2 タンザニアにおける農村女性の土地権に関する研究の動向

タンザニアにおける女性の土地権および相続権についての研究は、(1) 実務者を中心とする土地制度改革の政策論研究、(2) アガルワルの議論に基づく父系社会・母系社会の社会変容と土地制度についての人類学的研究、(3) タンザニアにおける土地権にかかわる進化論に関するジェンダー視座からの研究の 3 つに類型化できる。以下にそれぞれの既往研究を概観する。

(1) 実践的研究者による土地制度改革の政策論批判

まず、実践的研究者・市民社会による研究および政策議論について考察する。タンザニアにおいては、土地制度をめぐる進化論採用の是非は、土地権の帰属（国家あるいは国民に帰属）、土地所有の多重構造（慣習権の認可の是非）、相続権（相続と婚姻法を含む民法との整合性）、司法制度（法の執行制度）などの観点から研究・議論されてきた。

大統領令で作成された前述のシブジ報告書 (URT 1994) は、必ずしも政府に全面的に受け入れられたわけではない。シブジ報告書が公開された翌年の 1995 年に、政府の国家土地政策 (National Land Policy) が公表されると、その内容に異議を申し立てるために、シブジ教授を先頭とし、土地権研究資源研究所 (Land Rights Research and Resources Institute) の研究者と市民社会が連帯し、全国土地フォーラム (National Land Forum) が形成された (1997 年 5 月)。同時にジェンダーの視点からも土地問題に対応するべきであるという認識が高まり、ジェンダー研究者および 8 つの女性団体から構成されるジェンダー土地作業部会 (Gender Land Task Force) が結成された⁶³。のちに、この 2 つの組織は土地連合 (Land Coalition) として統合されたが、見解の相違が生じ、再び別々に行動するようになった (Tsikata 2001)。

⁶³ 8 つの女性団体は以下のとおりである。TAWLA (Tanzania Women Lawyers Association), TGNP (Tanzania Gender Networking Programme), TAMWA (Tanzania Media Women's Association), NOC (National Organization for Children), NOCHU (Welfare and Human Relief), TAHEA (Tanzania Home Economics Association), WAT (Women Advancement Trust), WLAC (Women's Legal Aid Centre)。 (Tsikata 2001:14)。

国家による土地の収奪や不透明性・非効率性を理由に、全国土地フォーラムもジェンダー土地作業部会も土地所有権は国家ではなく国民に帰属すべきであるという、土地権の進化論が唱える自由主義路線を支持した。ジェンダーの観点に立つと、土地が国家に帰属する場合、国家が土地を収用・配分する際の正当性のみならず、その執行制度・メカニズムのジェンダー公平性の是非を問うことが重要となる。なぜならば、これまでウジャマー政策を初めとして、国家による土地の収用・配分政策により、女性はマイナスの影響を受けてきたと考えたからである (Tsikata 2001)。

同様に、全国土地フォーラムも、国家権力の不透明性と腐敗を懸念し、土地は国民に帰属すべきであるとする。全国土地フォーラムは、婚姻後に自費あるいは独自に取得した土地 (self-acquired land) および家族の土地 (family land) に関しては、女性個人名義あるいは夫婦合同名義にすることを支持した⁶⁴。しかし、全国土地フォーラムは、村落およびクランが土地所有をすることも認め、特にクランの土地所有・相続は慣習法に基づいて、住民の意思代表である村落議会 (village assembly) により審議・決定されるべきであるとした。したがって、シブジ教授が考える国民の土地所有権は、近代的な排他的私的土地所有権ではない⁶⁵。土地権については、「住民に最も近いところにある」、地域の民事裁判所において、慣習法に基づいて決定すべきとしている。また、政府によるトップダウンの強制的な制定法の施行に反対し、住民自らが意思決定する民主的なプロセスを醸成することがタンザニアの現実に即しているともしている。なお、慣習法による土地保有のもとでは、土地を担保にした銀行融資を受けることはできない⁶⁶。

しかし、これに対してジェンダー土地作業部会は、慣習法そのものが、女性に平等な土地権の確保の弊害となっているとして批判した。慣習法は、女性に土地所有権を認めず、

⁶⁴ 相続に関する慣習法を成文化しようとする試みもある。それは、1963年の地域の慣習法 (宣言) (Local Customary Law: (No.4) Order, 1963) の、父系社会における無遺言による相続の条項に見られる。この条項では、独自に入手した土地 (self-acquired land)、家族の土地 (family land)、氏族の土地 (clan land) を区別しており、少なくとも独自に入手した土地については、長子相続を適用し、長男が3分の1相続し、娘は10分の1から20分の1は相続できるとした。家族の土地については、リネージの土地なので、娘は相続できない。息子がいない場合は相続できるが、それは生涯におよび使用権があるのみで、売買したり遺贈したりはできない。同様のことが氏族の土地にも適用される。イスラム法においては、いくらかは女性に行くことになっているが、実際には実行されない (Tsikata 2001 : 11)。

⁶⁵ 排他的私的所有権とは、近代的制定法に基づき、個人あるいは法人などが、売買権、抵当権、質権、賃貸権、地上権などを有する権利のことである。同時に地租税責任も伴う。しかし、先進国では、最近、絶対的排他的近代的私的所有権を抑制し、所有権の社会的性格を強調する傾向が現れている (水野・重富編 1997 : 145)。

⁶⁶ 慣習法による土地保有のもとでは、土地を担保にした銀行融資を受けることはできないので、ビジネスを拡張したい場合は自己資金、インフォーマル金融などを利用することになる (上田 2001:347)。

相続権も限定してきた。また、村落議会、村落評議会、民事裁判官のほとんどは男性により占められており、そのような場に意思決定が委任されると、村落の伝統や慣習法の保持・存続を女性の平等の権利より優先することになる。村落議会は、往々にしてクランや家族の土地を守ることのほうが、女性に平等な相続権や所有権を付与することより重要であると判断する。女性にはクランの土地は相続させないというのが慣習法だからである。したがって、ジェンダー土地作業部会は、慣習法を廃止し、近代的で一元的、画一的な制定法の導入を支持した。

表 3.1 タンザニアの農村における土地制度に関する立場

	タンザニア政府	全国土地フォーラム (研究者・市民など)	ジェンダー土地 作業部会
土地権	国家に帰属。	国民が所有。国家による収奪・腐敗に反対。	国民が所有。
土地権に関する法律	都市部には制定法、農村部には慣習法の継承を認める ⁶⁷ 。	制定法はトップダウンであるという見解に基づき慣習法のもとの進歩を期待。	女性に差別的な慣習法を廃止し、制定法の採用をするべき。
女性の土地権	女性にも政府による土地配分および購入による土地の入手を認める。しかしクラン土地の相続は慣習法と伝統により決定される。	女性にも男性と平等の権利を付与すべき。しかし地域の慣習法や伝統を尊重すべき。	女性にも男性と平等の権利を付与すべき。
土地名義の登記	個人名義（男・女）と男女共同名義	個人名義（男・女）と男女共同名義	個人名義（男・女）と男女共同名義
村落における法の執行組織	村落評議会、土地委員会（village council, land committee） ⁶⁸	村落議会（village assembly）（18歳以上の村人全員が参加）	村落評議会に賛同するが、村落評議会・村落議会が慣習法を保護する点に関しては懐疑的。
女性の割合	男女同数の評議会委員	男女同数の村落議会の委員	男女同数の評議会委員

注) タンザニア政府の見解は、国家土地政策 1995、土地法 1999、村土地法 1999 を参照。
出典：URT 1994、Tsikata 2001、URT1997:Section4.2.5.をもとに筆者作成。

しかし、前述の進化論批判に見られるように、サブサハラ・アフリカにおける制定法の導入は実際には困難が大きく、制定法を導入すると逆に女性にマイナスの影響が出ると批判されてきた。ジェンダー土地作業部会は、全国土地フォーラムが主張するように、「慣習法が進歩していく長いプロセス」を優雅に辛抱強く待ってられないが⁶⁹、他方で効果的な

⁶⁷ このような二重構造は、非植民地化過程におけるインドネシアでも採用されたが、土地登記を効率よく実施できる投資家に有利に働き、結局は農村住民の土地所有権を法的に弱い立場にしまったという研究結果がある（水野・重富編 1997：144-145）。

⁶⁸ 土地委員会委員は、村落議会で選出されるが、与党の党员であることになっている。

⁶⁹ Tsikata は、「このような一見民主的に見えるボトムアップアプローチは、慣習法が進化していくと考えているが、多くのジェンダー平等主義者には、耐え難いものである。多くの女性法律家は、女性の権利について、制定法の介入が重要だと考えている。TGNP は、そのような慣習法が進化していくプロセスは時間がかかりすぎると考える。革新的な法律を採択すれば、啓発の根拠として使うことができる。コミュニティーレベルにおいても、何が悪なのか、法律に照らして挑

選択肢を提示することができないというジレンマに陥っている。(3 者の見解の相違については、表 3.1 を参照。)

(2) 父系社会・母系社会の社会変容と土地制度についての人類学的研究

タンザニアにおける土地制度分析の手法としては、人類学的研究による父系社会・母系社会における社会変容と土地制度の関係についての事例研究がおこなわれてきた。特に、1994 年以降の研究は、アガルワルの影響を受けており、土地所有制度と農業生産および農村社会変容との関連について調査したのが見られる (Omari 1992, Odgaard 1997, Rugumamu 1997, Manji 1998&2002, Upperman 2000, Tsikata 2001)。さらに、実践的研究としては、前述のジェンダータスクのメンバーである Tanzania Gender Networking Programme (TGNP) およびタンザニア女性法律家協会 (Tanzania Women Lawyers Association: TAWLA)⁷⁰ が中心となり、農村女性に対する啓発活動をおこない、年次報告書や Web 上でその成果について公表している (Mascarenhas 2007)。特に TAWLA は、農村地域に法律の専門家を派遣し、実際に女性が遭遇する土地所有、相続などに関する問題解決のための支援をしているが、予算や人材が十分ではないため活動対象地域は限定的となっている。

タンザニアの女性と土地制度に関する人類学的研究は、父系社会・夫方居住制と母系社会・妻方居住制の地域において、どのように土地が相続され、女性が土地を使用・管理・所有しているのか、社会変容に伴い所有形態がどのように変化し、女性は変化にどう適応しようとしているのか、という観点から比較事例研究しているものが多い。人類学的研究は、タンザニア社会には多数のエスニック集団⁷¹が存在しており、その集団ごとに土地の所有・相続形態は異なるため、事例研究の積み重ねを通じた帰納的分析が必要だと主張する (Englert & Daley 2008)。

タンザニア社会の約 80% は父系社会・夫方居住制で相続は男系であり、母系社会・妻方居住制は約 20% である。しかし、母系社会であっても男性の母方の兄弟、姉妹の息子が土地を相続する (URT 1994: 249, Englert 2008: 85)。父系社会においては、土地および財産は、概して男性の世帯主が所有・管理・相続するため、女性は妻・母としてその役割を果たす限りにおいて、保護され土地を利用できる。しかし、いったん離婚・死別すると、保護・

戦することができる。法律を社会正義のために使用することについては議論が分かれるが、司法改革が問題となるときに、法律改正をすることに何の問題があるのだろうか。もしコミュニティーの権利が司法によって守られるのであれば、女性のようなコミュニティーにいる社会グループの権利を守ってはどうか。シブジが言うように、司法プロセスはトップダウンではいけないのではないのか」と述べている (Tsikata 2001: 28)。

⁷⁰ Tanzania Women Lawyers Association (TAWLA) and Gender Land Task Force (2012), *Mwanamke na Ardhi (Women and Land)* (<http://www.youtube.com/watch?v=LXyi2i59T84&feature=youtu.be> : 参照日 2013 年 4 月 28 日)。

⁷¹ タンザニアのエスニック集団は、約 130 存在すると言われている。

管理の対象から外れ、土地所有権を剥奪される。逆に母系社会のほうが女性から女性に土地・財産が引き継がれていくので、女性の地位や権利が保障されると考えられがちである⁷²。しかし、事例研究の結果をいくつか概観すると、1) 父系社会の影響が強く残っており、女性の土地所有権が認められていない事例、2) 父系社会でも変化が起きており、女性が土地を利用できるようになりつつある事例、3) 母系社会であるが父系社会のようになり女性が除外されつつある事例、4) 母系社会であるが双系社会のようになりつつある事例があることが発見された。主な事例研究を以下に示す。

1) 北西部ルショト県ウサンバラには、パレ人、サンバー人が多く、父系相続がおこなわれているため、女性には土地所有権がない。人口密度が高い山岳地域であり、メイズ栽培が中心でコメ栽培はしていない。水管理は農業生産に不可欠であり、7つの村が所属する水利組織を作り、女性は昼間、男性は夜間に水を使用するなどの規則がある。水利組織に入るためには、土地所有者であることが条件となっているが、女性は土地所有権、相続権を持たないため、水利組織の女性は意思決定に参加できていない (Ngware 2008)。

2) 南部の高地イリング地域に住むへへ人は、父系社会である。夫の土地を妻が耕す。しかし、離婚したら実家に戻される。また、夫が亡くなったら、その兄弟と再婚しないかぎり (レビレート婚)⁷³、実家に戻らなければならない。親は遺言で子どもに土地を相続させることもでき、娘は父親の土地を相続できることもあるが、面積は男性兄弟より少ない。女性世帯主世帯は、男性世帯主世帯より概して貧しいので、土地の売買がおこなわれるようになると相対的に貧しい女性が土地を手放す確率が高くなる。しかし、女性の年齢、婚姻、教育、知識、自信などにより状況は多様である。寡婦であっても、孤児、高齢者、病人などが家族にいる場合は、夫の親族に土地を返せという親族からの圧力は低くなる。女性は社会変容に適応するために、女性グループを形成し、村落委員会から土地を借り、除虫菊、バナナなどを栽培し、手工芸品販売で生計向上を図っている。基本的に父系社会であるが、女性グループ活動が活発になってきており、女性でも土地利用が可能になりつつある (Daley 2008)。

⁷² Rao は、アジアにおける女性の用益権と土地制度についての論文で、南アジア (インド、ネパール、パキスタンなど) は、基本的に父系社会・夫方居住であり、Hindu Succession Act (1994) が改正された後も、親族関係や将来の社会関係を考慮して、女性・寡婦は土地権を要求・所有できていないと言う。他方で、母系社会、双系制が残るインドネシアでは、土地相続は男女平等であり、伝統的稲作は女性の仕事だったので、水田の所有率は女性のほうが高かった。しかし、高収量品種の導入により現金収入が増加すると土地 (灌漑水田) を息子に相続させ、その代り娘には財産贈与として高い教育を与えるという現象が起きたと言う (Rao 2011:6-7)。

⁷³ レビレート婚 (レビラト婚) は、死別した夫の兄弟と結婚して土地に対する権利を相続することである。日本語では、逆縁婚、もらい婚と言う。タンザニアでは一般に「妻の相続 (wife inheritance)」と呼ばれている (吉田 1999:8、および筆者フィールドワークから)。

3) 中東部モロゴロ地域の12か所の村落での調査では、母系社会であるにもかかわらず、女性は耕地を所有しておらず、男性が意思決定していることが判明した。男性は女性がリーダーになることに反対する。家族の生計を維持しているのは女性であるにもかかわらず、男性が家族の責任者であるという考えから、耕地を貸す場合も、女性ではなく男性に貸すことが多くなってきた。つまり、本来は母系社会なのに、父系社会化しているという研究結果が示されている (Genda 2008)。

4) 中東部モロゴロ地域ウルグル高地は、母系制・妻方居住社会である。女性だけが土地を相続してきた地域もあるが、娘と息子に平等に土地を相続させる地域もある。最近では、母親が娘のみならず息子にも平等に土地を相続させたいと考えるようになり、土地を購入し、それを息子に譲渡するケースが増えている。息子も制定法に基づき、土地の相続権を求めて訴訟することが増えている。その結果、息子に一定期間、土地を耕作させると権利を主張されてしまうため、息子には耕作させないようにするなどの、逆現象も起きている。母系社会であるが、徐々に変化している (Englert 2008)。

この他に、女性自身が自発的に土地権取得に対応しようとする事例も出現している。しかし、女性の権利が損なわれるような場合には、民事法廷に持ち込むというより、伝統的なやり方の再解釈に依存することが多い。例えば、前述のレビレート婚のかわりに、「女性を夫にする (female husband)」というような方法である。寡婦になる土地を取り上げられるので、夫が残した土地を夫の兄弟ではなく、女性と形式的な婚姻関係を結び、労働力と子どもの提供を受ける。子どもには、亡くなった夫の名前が付けられる (Tsikata 2001:8)。また、社会保障の方法として、親が娘と息子に土地を生前贈与することもある。村委員会は、親類や慣習法に対抗し、娘たちが親の面倒を見ているのだから娘に土地権を有するべきであるという申立てを援護する事例も出現している (Tsikata 2001:8)。

これらの事例からは、多様な社会が多様な方向に変容している現象が発見される。しかし、これらの研究では、土地の使用・管理・所有の相互作用および矛盾から派生する事象の包括的分析は少ない。他方で、このような事例研究から、多様なジェンダー平等がありうることも示唆されている。しかし、それを阻んでいる要因の分析、女性が「価値ある」と考えることが何なのか、女性の選択や行動する実現力を高めていくような方法やメカニズムが明示的に分析されているわけではなく、さらに女性の土地権に関する政策論には結びつきにくいために、これらの研究成果により前述のジェンダー土地作業部会が直面しているようなジレンマへの解決策を示すことは難しい (Tsikata 2001:9)。

(3) 土地権の進化論に対するジェンダー批判研究

土地権の進化論に対するジェンダーの視点からの批判研究は、土地権の進化が進む過程で、女性に対する便益が生じないばかりか、女性に対してはネガティブな影響が出るにもかかわらず、そのような課題を分析していないという観点に立っている。進化論に対するジェンダー批判の主なものは以下のとおりである。

第 1 に、進化論は、固有のフリーホールド（自由保有権）にもとづく土地権の確定および土地登記が進むことを仮定しているが、その際に、女性が伝統的に有していた土地の使用権（用益権）を脅かすことになる（Platteau 1996:40）。土地登記に際し、通常は世帯主名義（男性）で登録するため、女性は用益権と所有権の両方を喪失する。タンザニアにおいても土地法 1999・村土地法 1999 の制定後、（夫婦の）合同名義が法的には認められたが、合同名義登録は進んでいない⁷⁴。女性の土地権利が登録される可能性は極めて低い（Platteau 1996:40）。

第 2 に、土地登記は世帯主（夫・男性）の名義で、男性のみに情報が提供されて実施されることが多く、妻（女性）が知らないところで土地登記が行われ、さらに世帯主の判断のみで土地が売却され、女性や子どもが生活手段を失ってしまうという批判である。特にケニアではこのようなケースが頻発し、貧困世帯の増加につながった（Platteau 1996:40）。

第 3 に、法的には相続により亡夫の土地を取得することが可能であっても、慣習法のもとでは、女性は家族土地（family land）およびクラン土地（clan land）は相続できない。家族やクランの土地を固有化・私有化・登録する過程で親族内で争議になるうえに、万が一女性が土地を相続したとしても、所有権ではなく使用権を認められるのみである（Platteau 1996:41）。

第 4 に、進化論が唱えるように土地市場が形成され、融資市場が発達したとしても、農村女性は資金を有していないことが多く、融資へのアクセスも限定的なため、土地取得は困難である。女性は土地市場から排除され続ける（Platteau 1996:41）。

第 5 に、自己名義登録への批判： 自己名義で土地登記をしさえすれば、近代的私的排他的な土地の所有権が発生し、すべての管理権が保障されるとしているが、親族関係、婚姻関係、地域固有の状況などを考慮しなければ登記は有効にならない（Platteau 1996:42）。

第 6 に、進化論のもとで、制定法がトップダウンで導入されても、機能せず、実際に効

⁷⁴ アジアにおいても、夫婦の共同名義に関する法律は、インドやベトナムなどで制定されているが、ほとんど実施されていない（Rao 2011:8）。

力を発揮しているのは地域の慣習法や伝統的制度であり、地域社会に認知されないような近代的制定法は形骸化する。しかも、既存の社会や伝統を尊重しても、それらが女性に対して不平等な慣行を含んでいる場合には女性は不利な状況に置かれる (Platteau 1996:45)。

3.3 既往研究と仮説の関連

したがって、本論では、前述のタンザニアにおける 1) 実践的研究者による土地制度改革の政策論批判を検証し、かつ 2) 人類学的研究の限界も視野に入れ、実践的な対応策を考察することと念頭に、3) 土地権の進化論に対するジェンダー批判研究にもとづく仮説を立てることにより、実証分析を通じた検証を行っていく (図 3.2)。

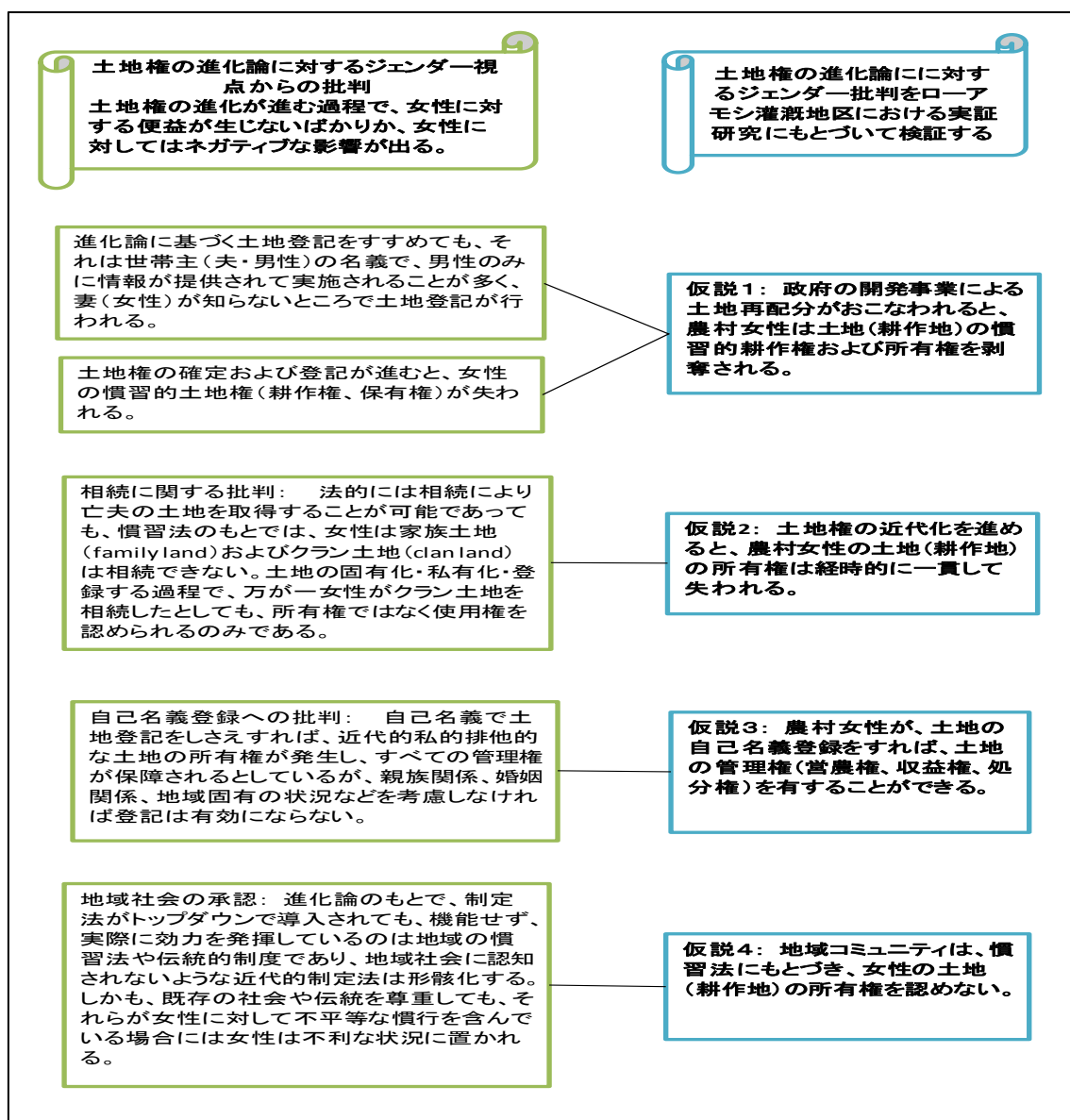


図 3.2 既往研究と仮説の関係

(出典: 筆者作成)

第4章 灌漑開発事業による土地再配分にみる

農村女性の土地権

農村女性にとってどのような土地権の機会が、どのような暮らしの向上に影響を及ぼすのかということについて分析するにあたり、そもそも女性はどうのように土地権を取得するのか、その背景と過程について考察する。ローアモン灌漑地区（LMIS）では、ローアモン灌漑開発事業により灌漑施設建設と圃場整備が終了した1987年に、農民に対して土地再配分がおこなわれた。土地再配分にあたり、第一に従前地の申請と登録が認められなければ、新たに造成された灌漑稲作圃場において土地配分を受けることはできない。つまり、1987年以前に有していた慣習的な土地の耕作権および所有権が、土地の再配分に際して引き継がれなければ、LMISにおいて女性が土地権を取得することは困難だった。第二に、従前地にもとづく土地再配分が公正に行われなければ、土地再配分を受けたとしても、女性は土地再配分によりマイナスの影響を受けたはずである。したがって、土地再配分にあたり、農村女性は何を機会と捉え、どのような行動を選択したのか、それらがどのように女性に対する土地再配分に影響を与えたのかについて、LMISにおける面接調査から得られた質的データをもとに考察する。

4.1 灌漑開発事業による土地再配分の農村女性への影響

大規模灌漑開発事業により農民の再定住や耕作地の再配分が行われる場合には、従前地において慣習的耕作権を有していた女性はその権利を剥奪され、経済的にも社会的にも地位が低下するという分析が、これまでの既往研究でおこなわれてきた（Kumar 1987、Zwarteveen 1997、Kissawike 2008）。政府が土地（公有地）を農民に配分する場合は、成人男性がいない寡婦世帯を例外として認めることはあるが、男性が世帯主であるという考え方にもとづき、男性中心に再配分がおこなわれる。しかし、このような状況に対して、女性に土地を再配分することは、農業生産性を高めることになり、それは必ずしも耕作地面積の減少および細分化につながるものではないという議論が展開されてきた（Agarwal 1994:9）。しかし、そもそも土地再配分が実施されると、女性は必ず慣習的耕作権および所有権を奪われるのだろうか。そのような仮定は正しいのだろうか。

本章では、「政府の開発事業による土地再配分がおこなわれると、農村女性は土地（耕作地）の慣習的耕作権および所有権を剥奪される（仮説1）」に対して、Kumarがおこなったスリランカのマハヴェリ河開発事業（事業）の既往研究（Kumar 1987）およびKissawikeがキリマンジャロ州ローアモン灌漑地区でおこなった既往研究（Kissawike 2008）をもとに考

察したうえで、本研究でのフィールド調査結果からこの仮説を検証する。

まず、第一にスリランカのマハヴェリ河開発事業では、スリランカ北東部の乾燥地帯において雇用創出、食糧増産のために、電源開発（ダム建設）および灌漑地の造成、農民の再定住事業が進められた。灌漑システムは、A 地区（36,000ha）、B 地区（48,000ha）、C 地区（24,000ha）、G 地区（2,800ha）、H 地区（10,000ha）の合計 120,800ha で開発された（Kumar 1987: 222）。スウェーデン、英国、西ドイツ、日本、カナダ、USAID、世銀、EEC が開発資金と技術提供をおこなった。Kumar が 1985～86 年に実施した調査によると、灌漑地区では、1 世帯につき、灌漑水田が 1ha と、自家栽培用の非灌漑畑作地 0.2ha が提供された。水田ではコメの二期作、畑地ではトウモロコシと野菜栽培がおこなわれた。入植者は畑作地に集合的に住み、住宅地には井戸とトイレが設置された。コメの単収は約 4.2 ton/ha に増加した。しかし、新種のコメ栽培には、高い投入費用がかかり生産費が増大した。当初 5 年間で投入費用は倍になったが、コメの値段は上がらなかった。そのため、収益が上がらず、小農の借金が増え、生活レベルが低下し栄養問題が起きた（Kumar 1987: 224）。

マハヴェリ河開発事業では、どのように土地再配分がおこなわれたのだろうか。同事業では、1935 年土地開発法が適用され、世帯ごとに土地再配分がおこなわれた。しかし、同法は、世帯主を夫（男性）とし、唯一の地権者であると規定したため、女性は地権者から除外された。例外は、寡婦（19%）と事業以前からの大土地所有者の娘（5%）だけだった（Kumar 1987: 228）。世帯主である夫のもと、結婚している夫婦に対して 1ha の水田と 0.2ha の畑が配分され、水田も畑も夫の名義になった。事業以前には、夫婦で、稲作と焼畑を組み合わせ、役割分担をしながら共同で耕作をしていた。また、女性は男性と同等の慣行的土地権を有しており、望めば男性でも女性でも土地を相続できた。しかし、同法のもとでは、土地分割（細分化）を防ぐという理由により、土地の相続人は、世帯につき一人のみと規定されたため多くは息子が相続し、妻とその他の子どもは相続人から除外された。さらに農民は、配分された土地に対して 10 年以内に代金を返済することも規定されていた（Kumar 1987: 225）。

再定住地では焼畑ができなくなったため、それまで焼畑で果たしてきた女性の役割が低下したばかりでなく、家族の現金収入も必ずしも増加しなかったという結果になった。二期作からの収入を得ても、現金収入は全体として減少した。さらに、世帯主である男性が、稲作からの現金収入を管理し、消費を決定するようになった。女性に教育がある場合は男性と一緒に決定することもあったが、かつては自分で焼畑をおこない、収穫し、現金収入を管理していた女性は、再定住地では男性に現金を請わないとけなくなり、心理的に尊厳を失った（Kumar 1987: 231）。さらに、同事業では、賃金労働者の雇用が増加するため、女性の労働が減少するといわれたが、実際には高収量品種（HYV）の導入により、施肥、

田植え、除草などの労働が増え、女性の労働量は増加した (Kumar 1987: 229)。精米所や診療所の設置により、作業や生活が楽になった側面もあるが、以前は拡大家族のなかで分担していた仕事が、世帯ごとの入植による核家族化の進展により、逆に女性の負担になった。男性のみが、毎月開かれる村落開発委員会に出席し、寡婦の場合は息子が委員会に出席し、土地の権利を有している女性でも夫を委員会に出席させた。しかし、委員会の議題は、常に稲作に関するものばかりで、暮らしについての議論はなく、混乱を避けるということで村落委員会以外の組織活動は禁止された。170 世帯の地区では、委員会に出席した女性は 2 人のみだった。多くの女性は、委員会の開催や何が議論されているのかについて聞いたこともなかった (Kumar 1987: 236)。

同調査から Kumar が得た結論は、マハヴェリ河開発事業の政策概念の背景には、世帯主は男性であり、世帯主が唯一の地権者であるという性別役割固定概念があったため、女性は地権者から除外され、農業生産性が低下したということである。同事業においては、女性の慣習的耕作権・所有権が剥奪され、二期作の導入により換金作物と自給用作物の生産労働が増加したために、女性の労働量が以前にもまして増加したこと、現金収入の管理は男性中心になったことなどが立証された⁷⁵。

第二に同様の研究が、サブサハラ・アフリカにおいてもおこなわれており (Jones 1986, Carney 1988)、キリマンジャロ州ローアモシ灌漑地区 (LMIS) においては、2001-06 年にかけておこなわれた生計調査で同様の結果が指摘されている (Kissawike 2008)。つまり、LMIS においても、「世帯の代表は男性であり、生産活動および生産収益の分配は世帯内において公平に行われる」という固定的性別役割概念にもとづき、灌漑事業および土地の再配分が実施されたという論証である。その結果、LMIS においては、灌漑稲作圃場は、男性所有となり、その事実が女性の労働時間と意欲を減退させ、収量の増加にマイナスの影響を与えた、という (Kissawike 2008: 9)。LMIS では、灌漑圃場は、個人ではなく「家族の土地」とあると農民が考えた。女性は灌漑圃場における現金収入のための稲作と、畑地における自給用作物 (メイズや野菜) の栽培の両方で、労働量が増加したにもかかわらず、「家族の土地」からの現金収入は、家族の長である男性が管理したとする (Kissawike 2008: 10)。さらに、LMIS における灌漑稲作は、新しい栽培手順や作業日程に沿って管理・実施されたため、女性の労働時間が増大したと分析している。また全ての農民が、灌漑圃場は、「家族の土地」とあると考えたのだろうか。また、女性が慣習的耕作権および所有権を失う事実があった

⁷⁵ Kumar は、さらに以下のことも提案している。家族単位の小規模な灌漑稲作では収益があがらないため、農民が安定した収入を得られるためには代替作物の栽培を考えるべきである。そのためには、女性の収入向上のための機会を増加する必要があるが、そのような機会は融資を受けられる機会やマーケティングともつながらないといけない。さらに、女性固有の、もしくは夫婦共同の土地所有権を認めるべきである。女性の土地所有により、土地の細分化が起きるわけではなく生計が向上する (Kumar 1987: 251-252)。

かもしれないが、全ての女性がそのような権利を失ったのだろうか。

4.2 調査結果

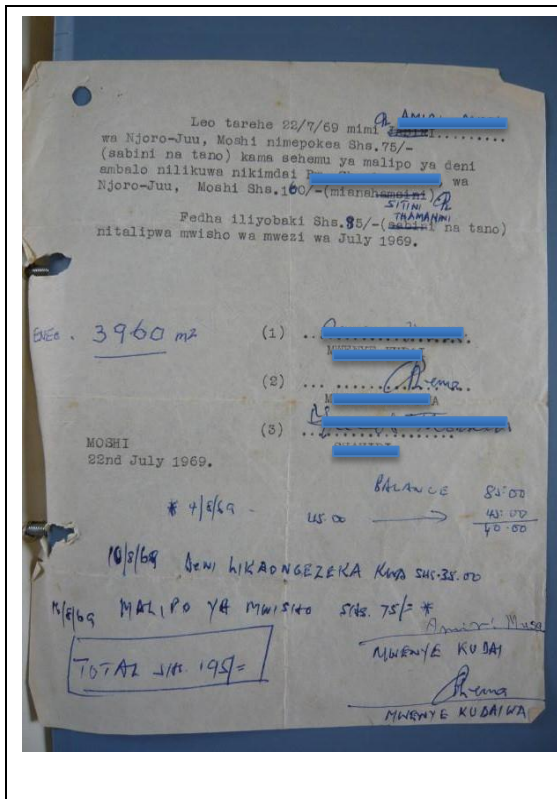
4.2.1 土地再配分による女性の土地権への影響

ローアモシ灌漑地区開発事業において、1987年当時、どのように土地が再配分されたのかについて記録した文献は少ない。わずかにローアモシ灌漑事業事務所が作成した土地再配分決定について住民に対して通告した文書や、断片的な専門家の報告書があるのみである（JICA 1989、JICA1991b）。したがって、当時地域開発を担当した事務官やローアモシに30年近く在住しているローアモシ灌漑事務所のエンジニア、農民男女などに対する面接調査を通じて、当時の状況について面接調査をおこない、それらの情報を考察した結果、以下のようなことが判明した。

(1) 従前地における慣行的土地耕作権および所有権

LMISの灌漑圃場の従前地には、1980年代には既に住民が居住し、耕作地を慣習的に耕作および所有していた。上流のアップパー・マボギニは、本来はUru首長（チャガ人）が所有する土地だったが、1950年代から政府による湿地や森林地の開墾・入植の奨励がおこなわれ、農地が割譲されていた。キリマンジャロ山中腹のマラングやウルから人々が入植しており、一定の土地の売買もおこなわれていた（1969年当時の個人による土地売買証のコピーは図4.1を参照）。中流のラウヤカティでは、ウサンバラ高原やパレ山からの移住者が入植しており、サトウキビ農園（Usagara Farm Company: 70ha）の労働者が居住していた。下流のオリアには、サイザル・プランテーションがあり、多様な地域から労働者が移住してきていた。同様に下流のチェケレニには、1970年代から、ウジャマー村に移住してきた人々が住んでいた。したがって、同事業の対象地となったLMISの圃場では、村落の境界線については係争があったものの⁷⁶、ほとんどの従前地において、農民は慣行的土地所有権をすでに有しており、住民間では圃場の境界線についての了解が存在していたと考えられる。

⁷⁶ チェケレニにおいては、隣のMtakuja村との境界が曖昧だったため、圃場配分に際して係争が生じたことがある。Mtakujaは、Uru首長が所有していた土地で、ウジャマー政策に反対しており、ウジャマー村には土地を提供しなかった（出典：LMIOへの面接調査、2011年11月18日）



(訳文)
土地購入証 1969年7月22日

モシの上部ヌジョロに住む私 (A 氏) は、モシの上部ヌジョロに住む B 氏から、土地代 75 シリングを受領した。

土地代合計は、160 シリングである。したがって、85 シリングが未払いである。未払いは、1969 年 7 月末までに受領することとする。

面積：3,960 m²

- (1) A 氏署名
- (2) B 氏署名
- (3) C 氏署名
(証人)

モシ 1969 年 7 月

1969 年 8 月 4 日

45 シリング支払い済み：残額 40 シリング

1969 年 8 月 10 日 (増加) 35 シリング
(契約の罰金)

1969 年 8 月 18 日 最終支払 75 シリング

合計 195 シリング

図 4.1 土地購入証明書

注) 1969 年当時、A 氏が所有していた上部ヌジョロ (アッパー・マボギニ) の土地を B 氏が購入したときの証書。データ使用および公開は Mr. B の了承済み。 出典：現地調査。

(2) 土地再配分における従前地の事前登録

灌漑施設建設工事および圃場整備を開始する前に、住民による従前地に関する事前申請と登録がおこなわれ、当時の Zonal Irrigation Office に所属していたエンジニアによる土地測量が実施された⁷⁷。住民のなかには、政府に土地を奪われるのではないかと、灌漑設備が整っても収量は上がらないのではないかとという疑問を持ち⁷⁸、登録直前に土地を売却した者もいた。上流のアッパー・マボギニでは、モシ市の Zonal Irrigation Office にあったプロジェクト事務所にも近く、相対的にプロジェクト情報を得ることが容易だったため、売却する者は少なかった。しかし、世帯主である男性名義にしないといけなかったと考えた女性もいる。また、女性が開墾し植民地政府から農地を割譲されて慣行的所有権を有していた場合でも、男性 (夫) 名義で事前登録する女性がいた。他方で、夫婦で別々に事前登録するほうが有利だと考え、それぞれに登録した男女もいた。下流のチェケレニ地区は、既にウジャマー村に個別に登録していた夫婦、個別登録していた寡婦、シングル・マザーなどがおり、そのまま個別に事前登録をおこなった。

⁷⁷ 土地測量は実施されたが、当時は正確に測量をおこなえるタンザニア側の人材は少なかった (当時の JICA 専門家への面接より)。

⁷⁸ それ以前に実施された、近隣の NAFCO プロジェクトで土地を奪われた者がいたため、住民は政府のプロジェクトを信用していなかった (当時の JICA 専門家への面接より)。

LMIS が作成した土地登記簿が残っている上流のアップパー・マボギニ (MS1-2 ブロック) では、1987 年時点での女性土地所有者比率は、40.3%と非常に高く、下流のチェケレニ (RS4-1 ブロック) では 24.2%だった。しかし、1987 年当時の正確な LMIS 全てのブロックの登記簿は存在せず、存在するリストでもプロット番号が抜けていたり、欠損値があるため、ブロックごとの男女比率の全容は明らかではない⁷⁹。ただし、1996 年時点での LMIS 全体の統計データでは、女性土地所有者は 20.8%だったという報告書があるため (JICA1996)⁸⁰、おそらく 1987 年当時も LMIS 全体平均で、女性の土地所有者の割合は 20%前後ではなかったかと推定される。したがって、LMIS での土地再配分に際しては、女性の慣習的土地耕作権・所有権が完全に失われたわけではなかったと言える。

(3) 従前地からの減歩率

ローアモシ灌漑開発事業では、灌漑施設、用・排水路、農道などに必要な用地収用をおこなうという理由で、従前地の 20~30%が減少することを農民に告示した。また、可能な限り従前の住居地に近い圃場を配分することなどを農民に告げた。当時、国土は国家に帰属し、国家開発計画のために必要な土地収用に関しては、住民に補償する必要はないと考えられていたため、施設建設に必要な土地収用への補償はおこなわれなかった (JICA 1980: 61)。JICA 専門家も、灌漑事業により 2 期作が可能になり、コメの収量が増加し、収入も増加するので、土地を失った損益は数年で補填できると考えていた。なお、日本の改良区のように灌漑施設建設や圃場整備にかかった費用を農民から回収するという考えは政府にはなかった。

キリマンジャロ州 (Office of the Regional Commissioner) ローアモシ農業開発プロジェクト (Lower Moshi Agricultural Development Project) 灌漑計画マネージャー (Project Manager, Lower Moshi Irrigation Project) だった Mr. J.E. Hangi から、タンザニア首相府の名のもとに、1986 年 5 月~1987 年 1 月にかけて、各村長に対して土地再配分に関する通達文書が出された。同文書には、村落が申し出た村の土地面積の合計とプロジェクトによる土地測量の結果の相違 (測量結果のほうが少ない)、従前地からの減歩率についての再度の説明、村外に居住していたために登録しそこなった村人への対応を村内で再検討すること、従前地で隣同士だった者は土地再配分においても隣同士にするよう配慮するなどの内容が記載されている。また、測量手法とコンピューターへのデータ入力に関して専門的な人材が不足していること、土地面積の誤差はメートルとフィートの単位の混在などに原因があると説明し

⁷⁹ 断片的なデータは、モシ市内のローアモシ灌漑事務所の書架に残っていたが、当時、建設を担当していた日本のコンサルタント会社に問い合わせても存在せず、JICA 本部および図書館にも記録は残っていない。

⁸⁰ 1996 年当時、モシ市やキリマンジャロ中腹に居住したまま、収穫期だけ村に来る者などがいたため、LMIS 土地所有者のうち男性は 5 割、女性は 4 割が村外居住者だった (JICA1996)。

ている。さらに、汚職により、測量した者が実測値より大きな土地面積を特定の村人のために提示したこと、それに関して村落ごとに土地配分リストを再度チェックする必要があることなどが書かれている。隣同士の子人の状況をそのまま土地再配分で配慮するというのは、隣人同士であれば、おおまかな土地所有面積を相互に知っているので、ごまかしをチェックできるという理由からである。さらに、隣人同士がチェックできれば、特定の者が、土地を失ってしまうことを防止できる。しかし、当時は、コメの栽培時期が迫っていたので、とりあえず栽培・収穫をおこない、収穫後に再度、土地再配分にかかわる問題を村落で解決するよにという内容になっている。例えば、1986年5月19日付で、ローアモシ灌漑プロジェクト事務所がローア・マボギニ（MS4-1, MS4-2）に関する土地再配分に関して村長宛てに出した通達文、およびそれに添付されていた土地再配分リストについては、図 4.2a、図 4.2b、図 4.2c、図 4.2d、図 4.2e を参照のこと。

THE UNITED REPUBLIC OF TANZANIA
OFFICE OF THE PRIME MINISTER

OFFICE OF THE REGIONAL COMMISSIONER,
Lower Moshi Agricultural
Development Project,
P.O. Box 972,
Moshi.

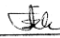
Ref.No. LMI/A.10/7/11 19th May, 1986

Mwenyekiti
Kijiji cha Maborini.

RE: RE-ALLOCATION OF COMPLETED LANDS OF
.....MS4-1 & MS4-2.....

We are pleased to submit herewith, the procedure followed to compute the re-allocation factor for the completed lands of ..MS4-1 & MS4-2..... and our observation before commencing re-allocation.

Sincerely yours,


J.E. HANGI
for: PROJECT MANAGER
LOWER MOSHI IRRIGATION PROJECT

c.c. File.
" District Agricultural Development Officer,
Moshi.

図 4.2a 1986 年の土地再配分に関する通達文 (1 頁目)
(出典 : LMIO、現地調査)

タンザニア共和国
大統領府

地域委員会事務所
ローアモシ農業開発プロジェクト
P.O.Box 972、モシ

LMI/A.10/11
マボギニ村長

1986 年 5 月 19 日

件: MS4-1 及び MS4-2 に関する整備された圃場の再配分について
MS4-1 及び MS4-2 に関する整備された圃場の再配分について、
さらに必要な再配分の手続きについてお知らせします

J.E. バンギ
ローアモシ灌漑プロジェクト
プロジェクト・マネージャー代行

cc. モシ県業開発事務所

図 4.2b 1986 年の土地再配分に関する通達文 (日本語訳) (1 頁目)

PRE-LAND REALLOCATION REPORT FOR MS 4-1 & 4-2

1. CALCULATION

1. Total gross area for MS 4-1, 4-2 as measured by village organisation is 71.238 ha.
2. Total gross area for MS 4-1, 4-2 as measured by the project office survey team is 70.60 ha.
Area (1) - Area (2): 71.238 - 70.60 = 0.68 ha
additional area that is practically not existing.
3. Net designed area for reallocation (MS 4-1, 4-2) is 52.67 ha.
Let the reallocation factor be Y(%)

$$Y(\%) = \frac{\text{Net area (3) ha}}{\text{Gross area (1) ha}} \times 100$$

$$\frac{52.67 \text{ ha}}{71.238 \text{ ha}} \times 100 = 73.93\%$$

To avoid discrepancies in linear measurements, and to consider people who have been forgotten in the list, the reallocation factor drops to 73% with 0.93 safety factor.

2. OBSERVATION

The additional 0.68 ha as measured by the village organisation may have arose from the following factors:

1. Errors in linear measurement when using tape measure
2. Errors in computation

3. The reallocation will closely follow the existed neighbourhood before.

図 4.2c 1986 年の土地再配分に関する通達文 (2 頁目)

(出典: LMIO、現地調査)

MS4-1 と MS4-2 の土地再配分事前報告

1. 計算

- 1) 村落組織により計測された MS4-1 と MS4-2 の全体面積は、71.238ha だった。
- 2) プロジェクト事務所により計測された MS4-1 と MS4-2 の全体面積は、70.60ha だった。
 $71.238\text{ha} - 70.60\text{ha} = 0.68\text{ha}$
実際には、この追加分は存在しない。
- 3) MS4-1 と MS4-2 における再配分予定地面積は、52.67ha である。
したがって、以下のような計算になる。再配分割合を Y(%) とする。

$$Y(\%) = \frac{\text{再配分面積 ha}}{\text{従前地面積 ha}} \times 100$$

$$\frac{52.67 \text{ ha}}{71.238 \text{ ha}} \times 100 = 73.93\%$$

計測における食い違いを避け、リストから漏れてしまった人々を考慮し、再配分の割合は 73% にする (0.93 の安全要因)。

2. 観察

村組織により計測された 0.68ha の追加分は、以下の要因によると考えられる。

- 1) テープで計測した時の誤差
- 2) コンピューターによる誤差

3. 土地の再配分は、従前地における隣人を尊重したかたちで行うこととする。

図 4.2d 1986 年の土地再配分に関する通達文 (日本語訳) (2 頁目)

LAND REALLOCATION							
BLOCK NO:MS4-1 MS4-2			RATE: .71				
LINE NO.	NAME	ORIGINAL	ADJUSTED	DISTRIBUTED		PLOT NO.	
		AREA (M2) A	AREA (M2) B	C C=B/3000	AREA (M2)		
1	個人名は削除	1071	760	.25	MS4-1	103(9)104(16)	
2		1007	714	.23	"	104(16)107(25)	
3		11050	7845	2.61	"	101,102,103(60)	
5		459	325	.1	"	201(10)	
6		792	562	.18	"	203,204	
7		11692	8301	2.76	"	205	
8		5130	3642	1.21	"	201(42)202(79)	
9)	0	0	"	210(51),211(37)	
10)	18890	13411	4.47	"	224,223
11)	0	0	"	221(66),220(93)	
12			3270	2321	.77	"	205(10)206(47)
13			2800	1988	.66	"	206(49)
14			597	423	.14	"	104(30)
15			1298	921	.3	"	207(31)
16			2842	2017	.67	"	212(67)
17			27228	19331	6.44	"	206(22)218(29)
18			11614	8245	2.74	"	217,216,215,214
19			2826	2006	.66	"	213
20			2826	2006	.66	"	222
21			13950	9904	3.3	"	221(34)
22			4866	3454	1.15	"	208(45)
23			3440	2442	.81	"	209,210(19)
24			2489	1767	.58	"	207(69)208(12)
26			11520	8179	3.97	MS4-2	511,512
27			9377	6657	2.21	MS4-1	212(30)305,306
28			9376	6656	2.21	"	307,308(70)
29			3301	2343	.78	"	401,402,403
30			2260	1604	.53	"	404,405(44)
31			2684	1905	.63	"	220(7)219(71)
32			2600	1846	.61	"	225
34			9570	6794	2.26	"	301
35			4230	3003	1	"	308(30),309
36			4230	3003	1	"	310,311
37			4230	3003	1	MS4-2	202
38			4230	3003	1	"	203
39			8831	6270	2.09	"	201
40			2350	1668	.55	MS4-1	407,414,413(6)
41			2350	1668	.55	"	411(22)
42			6256	4441	1.48	"	410
43			6519	4628	1.54	"	412(60)411(88)
44			5670	4025	1.34	"	405(56)406
45			8800	6248	2.08	"	413(94)412(40)
46			12976	9212	3.07	"	409,408
47			3695	2623	.87	"	502(24)503,501
48			4000	2840	.94	"	502,603,604(52)
49			5402	3835	1.27	MS4-2	304(63)303(24)
50			2622	1861	.62	MS4-1	302
						MS4-1	504(62)505(65)
						"	506(62)
TOTAL		267216	189700	0			

図 4.2e 1986 年の土地再配分に関する通達文（土地再配分の一覧表）

注）土地を再配分された個人名は削除した。出典：LMIO、現地調査。

(4) 土地再配分と登記における住民の参加

土地再配分の一覧表（リスト）は、ローアモシ灌漑計画マネージャーから各地区の村落評議会と土地配分委員会に送付され、その後、住民の立会いのもとで、灌漑稲作圃場（プロット）は、従前地の順番に近い状態で、ブロックごとに幹線水路に近い上位部分から自動的に割り当てられ、住民は圃場での立会いのもと、自分のプロットの場所を確認した。しかし、住民が自由にプロットの場所を選択することはできなかった。そのため、従前地や住居地から



図 4.3 プロットの取水口
(2012 年撮影)

離れた場所に、新しいプロットが配分された者もいた。しかし、全てのプロットは、用水路と排水路に面しており、2~4プロット毎に取水口（Water Course）（図 4.3）が設置されているので、どのプロットでも水利に差はない、というのが当時のプロジェクト側の説明だった。

住民は、1プロットに対して 50 シリングの土地登記料を支払い、領収証を受け取った（Lerise 2005: 90）。しかし、個別の土地所有証明書は発行されなかった。その後、コメ生産者協同組合（CHAWAMPU）やローアモシ灌漑組合（LOMIA）の組合費および水利費の領収書は、この土地登記簿にもとづいて発行されるようになった。したがって、農民は、これらの領収書が、自分の土地所有を証明する書類だと考えている。（LOMIA 2004-2010 年の土地登記簿のサンプルに関しては図 4.4、LOMIA の水利費の領収書サンプルに関しては図 4.5 を参照）

Eneo	Namba ya Boda	Jina la Mwenye Shamba	Urefu wa Boda (m)	Eneo la Shamba / Boda (m ²)	Msimu I(2008)		Msimu II(2008)			
					Stak Na.	Tarehe ya Malipo	Msimu II(2008)	Jumla	Stak Na.	Tarehe ya Malipo
MS 1-2	501.1		30	900		14,490/=	6,300	10,500		
MS 1-2	501.2		70	2,100		33,810/=	14,700	24,500		
MS 1-2	504.1		34	2,020		16,422/=	14,140	23,567		
MS 1-2	504.2		25	750		12,075/=	5,250	8,750		
MS 1-2	504.3		41	1,230		19,803/=	8,610	14,350		
MS 1-2	505.1		64	1,920		30,912/=	13,440	22,400		
MS 1-2	505.2		20	600		9,660/=	4,200	7,000		
MS 1-2	505.3		16	480		7,728/=	3,360	5,600		
MS 1-2	506		100	3,000		48,300/=	21,000	35,000		
MS 1-2	507.1		20	600		9,660/=	4,200	7,000		
MS 1-2	507.2		40	1,200		19,320/=	8,400	14,000		
MS 1-2	507.3		40	1,200		19,320/=	8,400	14,000		
MS 1-2	508.1		59	1,770		28,497/=	12,390	20,650		
MS 1-2	508.2		41	1,230		19,803/=	8,610	14,350		
MS 1-2	509		80	2,400		38,640/=	16,800	28,000		
MS 1-2	510		49	1,480		23,667/=	10,360	17,267		
MS 1-2	511		56	1,680		27,048/=	11,760	19,600		
MS 1-2	512		87	2,600		42,021/=	18,200	30,333		
MS 1-2	513		100	3,000		48,300/=	21,000	35,000		
MS 1-2	514		100 x 27	2,700		48,300/=	18,900	31,500		
MS 1-2	601		100	3,000		48,300/=	21,000	35,000		
MS 1-2	602.1		38	1,140		18,354/=	7,980	13,300		
MS 1-2	602.2		29	870		14,007/=	6,090	10,150		
MS 1-2	603.1		10	600		4,830/=	4,200	7,000		
MS 1-2	603.2		10	600		4,830/=	4,200	7,000		
MS 1-2	604		60	1,800		28,980/=	12,600	21,000		
MS 1-2	605.1		70	2,100		33,810/=	14,700	24,500		
MS 1-2	605.2		30	900		14,490/=	6,300	10,500		
MS 1-2	606		77	2,300		37,191/=	16,100	26,833		
MS 1-2	607.1		30 x 27	810		14,490/=	5,670	9,450		
MS 1-2	607.2		70 x 27	1,890		33,810/=	13,230	22,050		
MS 1-2	608.1		27	810		13,041/=	5,670	9,450		
MS 1-2	608.2		73	2,990		35,259/=	20,930	34,883		
MS 1-2	609.1		20	600		9,660/=	4,200	7,000		
MS 1-2	609.2		80	2,400		38,640/=	16,800	28,000		
MS 1-2	610		100	3,000		48,300/=	21,000	35,000		
MS 1-2	611.1		20	600		9,660/=	4,200	7,000		

図 4.4 アッパー・マボギニ (MS1-2) 土地所有者リスト

注) LOMIA が水利費管理に使用した 2008 年の MS1-2 ブロックの土地所有者リスト。向かって左から、①Eneo:ブロック番号、②Namba ya Boda: プロット番号(および小数点以下は畔区番号)、③Jina la Mwenye Shamba:所有者名、④Urefu wa Boda (m) :プロットの長さ(m)(例えば、1プロット所有していると長さは100mとなり所有面積は3,000 m²となる。もし40mの畔区を所有していると所有面積は1,200 m²になる)、⑤Eneo la Shamba Boda (m²) :所有プロットの面積、⑥Msimu I (2008) : 水利費(2008年1期作目)、⑦Tarehe ya Malipo: 支払日と書かれてあるが、記入されているのは実際の支払額(年間)、⑧Msimu II (2008) 水利費(2008年2期作目)、⑨Jumla: 水利費年間合計、などが記されている。Stak Naと書かれているのは、領収証番号であるが、ここでは記入されていない。出典:現地調査。

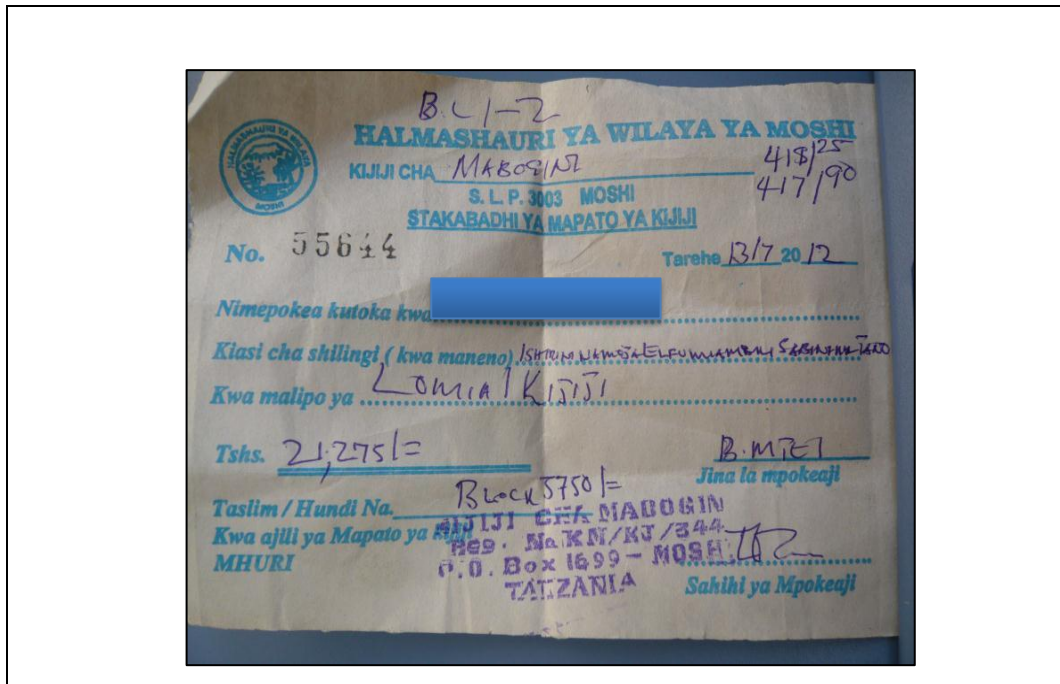


図 4.5 LOMIA の水利費支払い領収書

注) 2012年7月13日付、Mr. G宛、マボギニ Block MS1-2, Plot 418 (25m x 100m) , Plot 417 (90m x 100m)、 21,275 シリング。Ms. H (娘) により提供された。父親の Mr. Gは1983年に亡くなっているが、彼の名前で領収書が発行され続けている。2012年9月撮影。(データ使用および公開は Ms.H の了承済み) 出典：現地調査。

(5) 土地再配分に対する異議や苦情申立て

土地の事前登録に際しては、前述のように農民が申し立てた土地面積の単位の不統一 (m²、エーカーなど)、政府の土地測量技師の測量技術の未熟さ、不在地主の登録漏れなどにより混乱が生じた。結果として、多くの地区では、農民が事前登録した総合面積のほうが、配分可能な圃場面積よりはるかに大きく、減歩率は従前地の2~3割と告示されたにもかかわらず、実際には2~5割減、あるいはそれ以上削減された農民もいた。このような大幅な削減に遭遇した農民は、上流、下流を問わず存在し、特に女性では寡婦で家族構成員に成人男性がいない者、男性の場合はアルコール中毒者など、生活に問題があり交渉力がない者などに見られた。また、どこに苦情を申し立てればよいのかわからなかった者、苦情申し立ては受け付けないと言われた者もいた。

チェケレニでは、従前地に対して減歩率は約1割という告示をした。チェケレニは、もともとキリマンジャロ山の Uru 首長の土地だったため、ウジャマー村に参加せず、収穫期だけ山から村に降りてくる者もおり、土地の事前登録時に不在で、土地を配分されなかった者もいた。したがって、チェケレニでは不在のまま土地を失った Uru の17人が苦情を申し立てた。その他にも従前地を完全に失ったり、削減幅が膨大すぎると主張する15名の農民男女が、郡、県、土地省、首相府などに苦情を申し立てた。慣行的耕作権を完全に失っ

たと主張する女性 (Mama T.) もおり、5 年以上係争が続いた事例もある (Lerise 2005:88-94)。全体からすると少数ではあったものの、従前地に相当する面積の土地や慣行的土地権を回復することはできなかった。

(6) 土地再配分後の農民の自発的調整

中流にあたるラウヤカティ地区においては、プロットが再配分された後に、17 年間かけて、住民が主体的に土地再配分の修正を行った。同地区では、1987 年に土地再配分が行われたのち、約 8 プロット (2.4ha) 分の土地が配分されずに残った。ラウヤカティ地区の土地委員会の議長は Mama N という女性だったが、彼女が中心となり、1989 年に土地委員会を再編した。彼女は、特に女性が不利にならないように、村落評議会や CHAWAMPU とも交渉した。その後、Mr. NJ が議長を引き継ぎ、Mr. JK という村落評議会議長も再配分に積極的に関与した。その結果、配分されずに残った土地の再配分をおこない、プロットの境界線を引き直し、余剰分の土地を全て再配分した。しかし、その後も、多様な問題が起き、住民間で争いが続いたため、再度 2004 年に土地委員会を結成した。住民は、もとの耕地の場所を取り戻したい、宅地から通作に都合の良い圃場を取戻したい、もとの隣人の隣に圃場を持ちたい、他人の土地になってしまった樹木の権利を取り戻したい (特にマンゴの木) などの理由で、土地の再配分を望んでいた (図 4.6)。したがって、住民同士の協議により土地の交換を行うなどの対応が行われた⁸¹。



図 4.6 係争対象のマンゴの木

注) Mama M. が所有し、プロットの位置が変更された後も、マンゴの木の権利を主張。2014 年 1 月撮影。

アッパー・マボギニでは余剰地は出現しなかったが、ローア・マボギニでは 5~6 プロットの余剰地が出たため、土地委員会を再編して独自に解決した。チェケレニでは土地再配分の順番は、パイロットファームに近い RS4-8 から開始され、配分が最後になった RS4-1 において余剰地が出現したが、村落評議会が土地委員会の再編を承認しなかった。そのため、余剰地は、従前地を所有していなかったにもかかわらず、土地配分委員会の委員だった者やプロジェクト関係者 (政府の役人) などに再配分されたという問題も生じた⁸²。

⁸¹ ラウヤカティ LOMIA 副議長への面接から: 2012 年 9 月 22 日。彼は 12 プロット以上 (約 3.7ha) を父親 (パレから移住してきたサンバー人) から相続した。彼によると問題は解決されたということであるが、本研究では他の住民からのヒアリングは実施していない。

⁸² もとチェケレニ土地配分委員会のメンバーへの面接から: 2012 年 9 月 11 日。

(7) 土地配分委員会には女性の議長も選出された

土地再配分に関しては、村民から構成される土地配分委員会 (Land Distribution Committee) が各地区において設置され、ローアモシ灌漑事業事務所と協力し、土地再配分の事業策定や実施をおこなった。前述の、ラウヤカティ地区の土地配分委員会の議長は、積極的な女性 (Mama N) だった。また、下流のチェケレニ地区では、当時、政党とのパイプが太かった女性 (Mama AJ) ⁸³が土地配分委員会の議長になった。

(8) LMIS では土地所有者の約 2 割は女性が登録

このように LMIS の場合は、スリランカのマハヴェリ河開発事業のように、女性の従前地が完全に剥奪され、男性のみが土地登録するというようなことはなかった。女性が慣習的耕作権・所有権を有している場合は、そのまま登録することができた。特に、ウジャマー村の登録をしていたチェケレニの女性達は、そのまま自己名義登録することができた (チェケレニのウジャマー村の土地登録簿は図 4.7)。モシ市に近く情報があり、男女それぞれに登録したほうが得だと考えた上流のアップパー・マボギニの人々も、女性名義で登録した。ちなみに、1987 年時点の全ての地権者データは入手できなかったが、1996 年の記録では、女性所有者 (灌漑稲作圃場) の割合は、LMIS 全体では 20.8%、マボギニ (アップパー・マボギニとローア・マボギニ) で 23.5%、ラウヤカティで 16.3%、チェケレニで 25%、オリアで 6%だった (JICA 1996)。

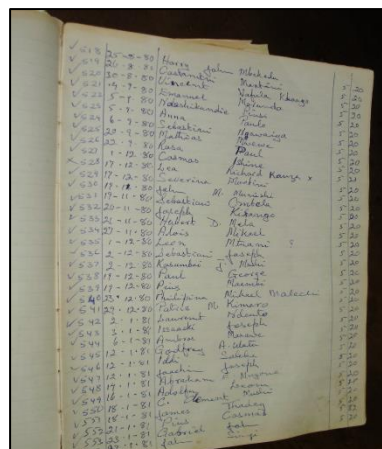


図 4.7 ウジャマー村の土地登録簿

注) チェケレニ村役場保管。1975 年以降に登録されたリスト (2014 年 1 月撮影)

(9) 女性の慣習的耕作権の公的な所有権への転換

従って、大規模灌漑開発がおこなわれ、土地再配分に際して、女性の慣習的耕作権が完全に失なわれるという従来の仮説は、LMIS の場合には該当しない。むしろ、LMIS の場合は、それ以前の女性の慣行的土地所有権は、ほぼそのまま引きつがれ、1987 年の土地再配分に際して土地登録をおこなった女性に関しては、個人名で村落評議会の公的な土地登録簿に登録された⁸⁴。個別の土地証明書は発行されなかったが、登録料の領収書が発行され (登

⁸³ Mama AJ (ニックネームで Mama Ngina) は 1939 年生まれで、1972 年にウジャマー村に参加した。マラング出身のチャガ人。

⁸⁴ 土地登記簿と言っても、①プロットの番号 (および畔区の番号) と、③土地のメートル、面積、③所有者の姓名が、記されたリストである。ローアモシ灌漑事務所には、プロジェクトが作成した圃場図があり、すべてのプロットの位置関係がわかるようになっているため、新たな測量は必要ない。しかし、村落評議会には圃場図はなく、図面で地権を確認する作業はおこなっていない。土地登記簿については、前掲の図 4.4 を参照。

録料は1プロットに対して50シリング)、それ以降、CHAWAMPUやLOMIAに水利費を払うたびに、その所有者の名前で領収証が発行されるようになった。したがって、タンザニアの土地法・村土地法(1999)における厳密な意味では、農民が有しているのは慣習的「占有権」ではあるものの、以前より確実な「所有権」に変換されたと言える。ただし、従前地における慣習的耕作地を所有する女性の割合がもともと少ないことと、再配分された土地面積の減少率が高く、4~6割の土地を失った女性がいたことは、さらに考察すべき課題であるが、後者に関しては、男性農民にもあてはまる事柄で、必ずしも女性固有の事象ではないことが、本研究を通じて明らかになった。

4.2.2 土地再配分による女性の機会と選択に関する分析

チェケレニ地区の場合は、そもそもどのように女性がウジャマー村に入植し、土地を手することが可能だったのかという分析が必要になる。仮に、1970年代のウジャマー村への入植という過程を経て、1987年のLMISでの土地再配分が行われ、それはウジャマー村で確立した土地権が引き継がれたということであれば、むしろウジャマー村入植以前の従前地における地権についての考察が必要になる。したがって、以下ではチェケレニ地区においてなぜ女性がウジャマー村の入植時に土地登録が可能になったのかという点について考察する。

第一に、チェケレニ地区の場合は、ウジャマー村以前の従前地は一部を除いては⁸⁵、森林などの未開墾地であったため、土地(耕作可能地)は豊富にあり、Uru首長の管轄地ではあったが1963年には伝統的首長制が廃止されたため、特定の者が慣行的耕作権を有していたわけではなかった。したがって、そもそもウジャマー村以前には従前地の慣行的耕作権はほとんど存在していなかったと言える。

⁸⁵ 洪水の被害を受け、43世帯が1968年にチェケレニに入植していた(Lerise 2005: 30)。

第二に、チェケレニのウジャマー村は、1972年、46世帯の入植により開始されたが⁸⁶、当初は水や燃料の確保、森林を開墾するための生活が厳しかったことや、妻が食糧生産のために畑地で労働すれば、夫が共同農場（Village Communal Farm）（図4.8）⁸⁷、で働きやすくなるということもあり、夫婦での入植が奨励された⁸⁸。基本的には世帯ごとに、2カ所の耕作地（共同農場と伝統的水路に近い畑地と水路から遠い畑地）と住宅地（0.5エーカー=0.2ha）が配分された。共同農業での労働には、



図4.8 チェケレニ村の共同農場
（2014年1月撮影）

1世帯から一人が参加することになっていたが、夫婦でそれぞれに土地登録すれば、2人が共同農場で労働することになる。当初、入植者が少なかったため、2人分の労働は、財政的にも政治的にもウジャマー村評議会にとっては都合がよかった（Lerise 2005:38, 39-40）。したがって、1970年代初期の入植者の場合は、夫婦それぞれに登録し、個別の耕作地と宅地の名義を獲得した者もいた。ただし、入植者が徐々に増加し、開墾できる土地が不足してくると、1980年代前半には、夫婦それぞれに土地と宅地が配分されることはなくなり、世帯の代表である男性名義で土地が配分されるようになった。

第三に前述の土地配分委員会の議長になった女性（Mama AJ）が中心になり、積極的に他の女性の入植を支援した。女性の場合は、既婚者（寡婦、もしくはシングル・マザー）で子どもがおり、生活のために必要だという「特殊事情」がある場合には、入植が認められた⁸⁹。彼女は、生活に困っている女性や、入植したいという女性から相談を受けると、土地を入手する方法や、役所に手紙を書くことなど、細かくていねいに助言した⁹⁰。さらに、彼女は、村落評議会委員、政党団体である Women Association of Tanzania（CCM-Women）のチェケレニ支部の議長も務め、1987年にはチェケレニ地区の土地配分委員会の議長になっ

⁸⁶ 入植世帯数は、1972年には46世帯、1973年には60世帯、1974年には96世帯、1976年には250世帯になった（Lerise 2005: 38,49）。

⁸⁷ パイロットファームとも呼ばれている。かつては約100haの広さがあったが、徐々に村役場が村人に譲渡したので、面積が減少した。2014年1月現在、村が所有しており、村人に貸している。村人は薪なども、ここから集めている。

⁸⁸ 共同農場は22.4haあり、綿花、フィンガーミレットなどを栽培していた。住民は、最低週4日間は労働しなければならなかった（Lerise 2005: 35,44）。

⁸⁹ 元ウジャマー村長への面接より：2011年11月23日。彼は、1970年～1993年まで23年間、ウジャマー村長を務めた。マラング出身のチャガ人

⁹⁰ Mama Kは、当時寡婦で3人の子どもがいた。チャガ人で、マラングにいたが、子どもが将来生活できるだけの広い土地を相続できないと考え、ウジャマー村に入植しようとして、Mama AJに相談し、アドバイスを受けた（Lerise 2008: 38）。

たため、女性に好意的な土地再配分が行われたと考えられる⁹¹。

第四に、女性自身が土地を所有することを「機会」と捉えていたことが、女性が土地登録をすることができた背景にあると考えられる。それは暮らしのためでもあり、子どもに土地を与えることが「親として」価値あることだという考え方によるのではないだろうか。

例えば、キリマンジャロ中腹のロンボからチェケレニ村に移住してきた Mama A K (1922 年生まれ) は、4 人の子どもを残された寡婦だった。長男は既に結婚しチャガの習慣に基づいて「家族の土地」を相続していた。しかし、残った少ない土地を他の 3 人の娘が相続できるわけではなく、長男とも折り合いが悪かったため、ウジャマー村に土地を求めて、娘 3 人と移住してきた。そこで、前述の Mama A J (Mama Ngina) を紹介され、自分名義で土地登録をした。チャガ人の慣習では、夫が亡くなっても夫の名前で土地登録するが、そうすると長男に土地権を奪われてしまうと考えるため、自分の父親の姓 (K) を使用して登録した。彼女が土地所有することを機会と捉え、それを自分自身の所有として主体的に選択した結果として、ウジャマー村の土地と宅地を自分及び娘のために取得するという結果になった⁹²。

前述の Mama A J の場合、彼女はキリマンジャロ山中腹のマラングで結婚したが、夫は小さなバナナ畑しか所有していなかったため、夫とモシ市に移住し、夫は町役場の雑役夫をしていた。子どもが 3 人おり、生活は厳しかったので、ウジャマー村が開設されるということを知り、隣人の Ms. LL に⁹³「子どものために土地がほしい」と相談し、便宜を図ってもらった。1972 年には、彼女と子どもだけで先にチェケレニに移住し、自分の名義で土地登録をした。翌年には夫も移住してきたため、夫の名義でも土地登録した。彼女にとって、固有の耕作地を獲得し食料としてのメイズを栽培し、共同農場で労働し生計を立てる機会を得ることは、重要な選択だった。さらに、村で生まれた子どもを村の住人として登録すると、畑地と宅地を得られることを知り、チェケレニで生まれた息子と娘 7 人のため

⁹¹ Mama A J への面接調査より：2011 年 11 月 23 日。カンボジアで 2006 年から開始されている土地登記を進めるためのプログラム LAMDP (Land Administration, Management, and Distribution Program) では、登記を促進するチームに女性を含めることが明示的におこなわれており、特に土地測量の補助要員として女性が採用され、村落の女性にとって土地登録が不利にならないような措置が取られている。その結果、カンボジアでは従来の考え方 (土地は夫婦のもの) を踏襲することになり、夫婦共同名義が 80% に達した州も出現した (佐藤奈穂 2007:3)。

⁹² しかし、長男はロンボで生活が苦しくなり、チェケレニに移住してきた。結局、彼女は自分の灌漑圃場のうち、0.5 プロットは自分名義、0.5 プロットは長男名義、残りの 0.8 プロットを 0.2 プロットずつ 4 人の娘の名義にした。しかし、実際には娘の長男が相続することが前提となっている。その他、畑地を 1 エーカー所有している。宅地は、長男の長男の名義にした。(Mama A K の次女である Ms. H K への面接より：2011 年 11 月 24 日)

⁹³ Ms. LL はのちに Junior Minister になった。ニエレレ大統領とも親しかった (2011 年 11 月、Mr. G. Chonjo, LMIO への面接結果から)。

に、それぞれ畑地（1.25 エーカー）と宅地（0.5 エーカー）を入手した。彼女にとって、家族の暮らしを支えるために自分名義の土地を入手すること、子どものために土地を所有することは、最優先課題であり「価値のあると思う」ことだったと言える。

4.3 調査結果のまとめと検証

これらの分析から、ローアモシ灌漑地区においては、以下のようなことがわかった。

第一に、土地（耕作地）は世帯主（男性）に配分するものであるという価値観が地域社会において支配的であったとしても、開墾地において耕作可能地が豊富にある場合は、労働（耕作）をする者に性別に関わりなく開墾地が割譲される機会が生じる。これは厳密には慣習的所有権ではあるが、女性がそのような土地所有権を取得することへの制約は少ないということがわかった。

第二に、政府による大規模灌漑開発事業のもとで、土地（耕作地）の再配分が行われる場合には、従前地において慣習的耕作権・所有権を有していた女性は、その耕作権・所有権を完全に剥奪されるわけではないことがわかった。

第三に、タンザニアの土地法（1999）および村土地法（1999）では、農民が有しているのは、原則的には「占有権」ではあるものの、土地再配分に伴う土地登録がおこなわれる場合には、占有権は以前より確実な公的な所有権に変換されるということわかった。したがって、従来、女性が有していた慣習的土地耕作権・所有権が、自己名義で登録されることにより、その所有権が公的に継時的に認知される機会につながっている。

第四に、農村女性が土地再配分の意思決定にかかわる公的地位（村落の土地配分委員会など）に就く場合には、他の女性への共感と支援を通じて、女性への土地再配分が促進される。つまり、土地配分委員会に女性のリーダーや委員が含まれている場合には、新たな入植や土地配分を希望する女性、配分に対する苦情などがある女性に対して支援体制が生まれるということがわかった。

まとめると、1987年のローアモシ灌漑事業による土地再配分時においては、女性が従来有していた慣習的な土地耕作権・所有権は、ほぼそのまま女性名義で再登録されたのではないかと推察される。特に、チェケレニ地区では、ウジャマー村の開始に伴い、1970年代から女性が自分名義で土地登録をおこなっており、1987年の土地再配分に際しては、全体の約4分の1の土地が女性名義で登録された。しかし、従前地の面積の極端な減少や公正でない配分があり、苦情申し立てがおこなわれたが、従前地に見合う土地を再配分される

ことは不可能だったために、特定の女性はマイナスの影響を受けたことも確かである。しかし、これは特に女性のみ起きた現象ではなく、社会的に不利な状況におかれていた男性にも同様に起きた現象だったことがわかった。さらに地区によっては、女性リーダーの働きかけにより、農民が自発的に土地委員会を設置し、17年かけて土地再配分後の農民の苦情処理および意見や申し立ての調整をおこなう事象も発現したことがわかった。

したがって、「政府の開発事業による土地再配分がおこなわれると、農村女性は土地（耕作地）の慣習的耕作権および所有権を剥奪される（仮説 1）」は、ローアモシ灌漑地区の場合については立証できなかった。

一方で、それと反する状況を可能にする環境（enabling environment）として、本研究における分析から、以下のような要件が帰納的に抽出できた。

- 1) 農民が慣習的土地所有権を有しており、住民間では圃場の境界線についての了解が存在している場合（土地権が認識されている場合）。
- 2) 夫婦で別々に事前登録するほうが有利だと考え、男女それぞれに登録することができる制度や仕組みがある場合。
- 3) ウジャマー村に個別に登録していた夫婦、個別登録していた寡婦、シングル・マザーなどが、そのまま個別に事前登録をおこなうことができる場合。
- 4) 従前地で隣同士だった者は土地再配分においても隣同士にするよう配慮する場合（農民は土地を奪われにくい）。
- 5) 土地所有を証明する何らかの文書が発行される場合（住民は土地登記料を支払い、領収証を受け取った。その後も水利費の領収証を土地証明書代わりにしてきたので、土地権が奪われにくかった）。
- 6) 自発的に土地再配分調整委員会を設置して独自に解決しようとする場合（従前地に見合った土地を再配分されず苦情申し立てができなかった農民もいたが、自発的に委員会を立ち上げた地区では女性の土地権も回復できた）。
- 7) 土地委員会に女性の委員長や役員が任命される場合（女性が土地を取得できるように支援しあうポジティブな効果があった）。
- 8) 慣習的土地耕作権が、慣習的土地所有権に転換されることにより、農民女性が土地所有者として公的に承認されるようになる場合。
- 9) 女性自身が土地を所有することを自己の生存、子どもの養育などのための機会と捉え、積極的に土地取得を「価値あると思う」こととして選択しようとする場合。

以上のような条件があり、さらにこれらが組み合わされることにより、土地再配分に際して女性が従前の慣習的土地耕作権および所有権を完全に剥奪されることはないと考えられる。

最後に、タンザニア政府の正式見解としては、「土地権の進化論」は採用しないということになっている（URT 1994:255）。ただし、都市部や商業地域では近代化が進んでいる。本論で対象としたローアモシ灌漑地区は、1987年以降の新たな入植地であり、タンザニア政府が国際援助機関と一緒に土地の再配分をし、地権を確定した地域である。したがって、タンザニアの他の伝統的な灌漑地区と異なり、土地権の近代化が部分的に導入された地域であり、かつ慣習法の適用も残っているため、近代法と慣習法がモザイク状態になっている。ストレートな土地権の近代化ではなく、部分的な土地権の近代化（土地の固有化、私有化、登記）が実現しつつある地域であり、特殊な地域であることがわかった。また、タンザニアでは耕作地の6%しか灌漑施設が設備されておらず、タンザニア政府は、灌漑施設・圃場の近代化を優先的に進めて行こうとしているため、ローアモシ灌漑地区はタンザニア固有の土地権の近代化を先取りしているという代表制があると考えられる。

第5章 灌漑開発地区における

農村女性の土地権の変遷

ローアモン灌漑地区（LMIS）において、ローアモン灌漑計画の初期（1987年）に実施された土地再配分（灌漑稲作地）において、女性は従前地における慣習的土地耕作権および所有権を全面的に失ったわけではないということが、第4章における分析を通じて明らかになった。さらに、女性の土地所有者は、当初全体の約2割存在し、女性がどのように従前地および再配分地を取得したのかについても部分的に明らかになった。しかし、1987年の土地再配分がおこなわれてから、現在に至るまで、既に四半世紀が経過しており、タンザニアの経済社会の変化にともない、女性の土地権に関する状況も変化しているのではないだろうか。

5.1 土地権の所有・相続・取得に関する農村女性の土地権への影響

農村女性と土地権に関するこれまでの分析では、土地権の近代化にともない、土地からの収益が増加するようになると女性の土地権が剥奪されるようになるという仮説が、繰り返し提示されてきた（Boserup 1970, Daley 2008, Kissawike 2008）。さらに土地権の近代化を進め、農耕地の登記によるメリットが認識されるようになると、サブサハラ・アフリカ地域では男性が土地権を独占し、女性は慣習的土地権を失うということが、「土地権の進化論」批判を通じて指摘されてきた（Platteau 1996）。そのため、タンザニアでは土地権の近代化過程および政策手段に対する批判が展開されてきた（Tsikata 2001）。

しかし、女性の土地権に関して性別所有者比率および所有面積データにもとづき、経時の変化を分析した既往研究は存在しない。ローアモン灌漑地区（LMIS）において灌漑稲作地の所有規模の分布およびその性別状況を把握することは、女性が大規模商業ベースで稲作をおこなっているのか、あるいは逆に自給自足的な状況で稲作を行っているのかなど、女性の土地所有の多様な状況を明らかにすることにつながる。さらに、LMISの土地（灌漑稲作圃場）所有形態の経時的な変化を分析することは、女性の土地権が増加あるいは減少する要因を見出すことにつながり、それに関連して女性が土地権の取得を通じて、何を価値あることと考え、選択し行動しようとしているのかということ把握することにつながる。

タンザニアにおいて、人々が耕作地を入手する方法は、①未開地の開墾（主に植民地時代およびそれ以前）、②政府（中央、県、村など）による土地配分（ウジャマー政策、土地

利用・開発計画、国際援助プロジェクトなど)、③相続(家族や親族、クランなどから)、④贈与(家族や親族、クランなどから)、⑤購入(self-acquired)が主なものである。ローアモシ灌漑地区を事例とする未開地の開墾および政府による土地再配分の方法に関しては、第4章で分析したが、さらに、相続や贈与、購入などの土地入手形態についても包括的に分析する必要がある。タンザニア社会の約80%は父系社会・夫方居住制で相続は男子を優先すると言われているが、そのなかでも男子の長子・末子相続、あるいは男子均分相続などがあり多様である。ローアモシ灌漑地区は、チャガ人、パレ人が大多数を占め、父系社会・夫方居住を基本としている。父系社会においては、土地および財産は、男性の世帯主が所有・管理・相続するため、女性は妻・母としてその役割を果たす限りにおいて保護され、土地を利用できる。しかし、夫と離婚・別居・死別すると、夫の保護・管理の対象から外れ、土地使用权を剥奪されることになると言われてきた(URT 1994: 249、Englert 2008:85)。

第3章で考察した既往研究において、南アジアにおける父系制・夫方居住社会では、男性の兄弟が土地相続をおこない、女性は土地を相続しない。夫が亡くなり、妻が寡婦になると夫の土地の相続権はなく、夫の兄弟や男性親族に土地や財産を奪われ、女性は賃金労働者や物乞になる。さらに、女性が離婚すると、実家に戻されるが、その場合は自分の兄弟などの土地で賃金労働者として働く。このように、女性の社会的地位および土地の使用・所有は、婚姻制度を基調とする夫の家族との関係性を通じて規定されている(Agarwal 1994)。またPlatteauも、サブサハラ・アフリカにおける土地権の進化論に対する批判として、法的には、女性は相続により亡くなった夫の土地を取得することが可能であっても、慣習法のもとでは、女性は家族の土地(family land)およびクランの土地(clan land)は相続できないと分析している。クランの土地を固有化・私有化・登録する過程で、クラン内部で争議になるうえに、万が一女性がクランの土地を相続したとしても、所有ではなく使用を認められるのみであると分析する(Platteau 1996:40)。同時に、既存の社会的慣習や伝統を尊重すると、それらが女性に対して不平等な慣行を含んでいる場合には、女性は不利な状況に置かれる。

タンザニアにおける慣習法は、女性に土地所有権を認めず、相続権も限定してきた。また、村落議会、村落評議会、民事裁判官のほとんどは男性により占められており、そのような場に意思決定が委任されると、村落の伝統や慣習法の保持・存続を女性の平等の権利より優先することになると言われてきた。村落議会や評議会は、往々にして家族やクランの土地を守ることのほうが、女性に平等な相続権や所有権を付与することより重要であると判断するからである。女性には家族やクランの土地は相続させないというのが慣習法だからである(Tsikata 2001)。

タンザニア南部の高地イリンガ地域における Daley の研究では、父系社会であるへへ人の土地権について分析しているが、へへ人の場合は、夫の土地は妻が耕すが、離婚すると女性は実家に戻される。また、夫が亡くなると、その兄弟と再婚しないかぎり（レビレート婚）、やはり実家に戻され、土地の耕作権も失うことになる。親は遺言で子どもに土地を相続させることもでき、娘は父親の土地を相続できることもあるが、面積は兄弟より少ない。女性世帯主世帯は、男性世帯より概して貧しいので、土地の売買がおこなわれるようになると相対的に貧しい女性が土地を手放す確率が高くなる。ただし、女性の年齢、婚姻、教育、知識、自信などにより多様性が認められ、寡婦であっても、家族の中に親族の孤児、高齢者、病人などがある場合は、夫の親族から土地を返せという圧力は低くなると分析している（Daley 2008）。これらの仮説によると、「女性は慣習法の下で、土地所有権を獲得することができず、離婚・別居・死別すると、保護・管理の対象から外れ、土地使用权を剥奪される」ということになり、長期的に見て女性の土地所有が減少することになる。果たして、この論証は正しいのだろうか。

したがって、本章では、「土地権の近代化を進めると、農村女性の土地（耕作地）の所有権は経時的に失われる（仮説2）」について、ローアモシ灌漑地区（LMIS）における実証調査結果をもとに検証を行う。具体的には、ローアモシ灌漑施設および圃場整備、それともなう灌漑稲作技術普及を土地権の近代化と仮定したうえで、LMIS における土地の所有形態について、現地で収集したデータをもとに現状分析をおこない、LMIS 内の農民男女が所有する灌漑稲作地の規模の分布、土地所有面積の性別差異、および経時的变化、さらに土地所有形態の変化（相続や購入を通じた土地の取得など）を分析する。女性がどの程度の土地（耕作地）をどのように所有・相続しているのか、それは地域の特徴や家族内外の社会関係性などの要因により異なるのか、どのような要因で女性の土地権が増減するのか、多様な状況において女性は土地権との関連において何を「価値あると思う」ことや機会として捉え、どのような選択をしているのかについて考察する。

5.2 調査結果

5.2.1 土地所有形態の現状

LMIS において、土地所有者の規模別分散を把握するために、各ブロックの LOMIA 会計役が保管していた LOMIA 土地所有者リスト（2004～2010 年）を集計し分析した。その結果、LMIS の土地所有者は合計 1,845 名であり、うち約 21.1%（390 名）が女性で、女性が所有する面積は全体の 16.8%を占めることがわかった。所有している灌漑稲作圃場（1プロット=3,000 m²）をもとに、男女別の度数分布を見ると、男性では 90%が 4プロット（1.2ha）以下、女性では 90%が 3プロット（0.9ha）以下の小規模な所有者で占められていることが判明した。さらに、図 5.1 において、3,000 m²のプロットごとの所有面積に関する男女別の

度数分布を示した。

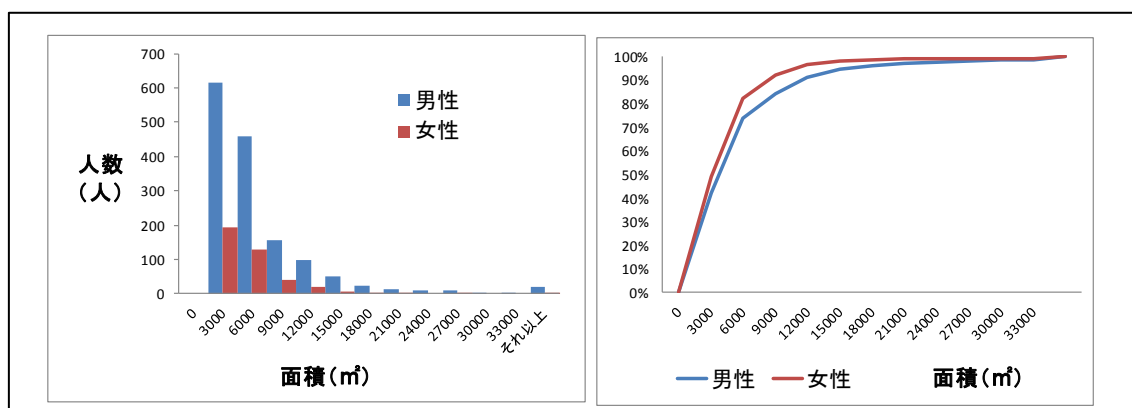


図 5.1 ローアモシ灌漑地区 (LMIS) の土地所有面積の度数分布

注) 灌漑稲作耕作地。出典: LOMIA 土地所有者リスト (2004~2010 年) をもとに筆者作成。

LMIS において 2001~2006 年に Kissawike が実施したサンプル調査 (89 人の土地所有者、うち女性は 16 人) では、1~6 プロットの所有者と 7 プロット以上の所有者に 2 分類し、7 プロット以上の所有者を商業的農民 (commercial farmer) としているが、その根拠は明記されていない (Kissawike 2008 : Table4.2a)。したがって、本研究では LMIS における土地所有規模について、より細かい規模別に分類し、土地所有規模の分散について性別相違を分析した⁹⁴。その結果は以下の通りである。

(1) 土地所有規模の分散に関する性別相違

LMIS では灌漑稲作圃場に関して、2 プロット (0.6ha) 以下しか所有していない零細・小規模所有者の割合が、男女合わせて 75.6% を占め、全体の所有面積の 43.8% を占めることがわかった。さらに、2~4 プロット (0.6~1.2ha) を所有する中規模所有者は 16.7% で全体面積の 25.7% を占める。4~9 プロット (1.2~2.7ha) を所有する大規模に近い中規模所有者は 6.2% で全体面積の 18.2% を占める。9 プロット (2.7ha) 以上の大規模土地所有者は 1.5% で全体面積の 12.3% を所有していることが明らかになった。(表 5.1)。

なお、タンザニア全土における畑地・水田をあわせた農家世帯当たりの耕作地所有面積の中央値は 5 エーカー (2ha) である (2007 年)。2001 年には 2ha 以下の耕地しか所有していない農家世帯の割合は、全体の農家世帯の 62.3% だったが、2007 年には 68.8% に増加している (URT 2009a:41)。タンザニア政府による土地 (耕作地) 所有分類の単位は、エーカーで表示されており、1~20 エーカー区分で集計している。また畑地と水田の区別はしていない (URT 2009:41)。

⁹⁴ 規模基準に関しては、LMIO のスタッフの意見を参考に分類した。

表 5.1 ローアモシ灌漑地区 (LMIS) における土地所有規模の分布 (2004~2010 年)

土地所有 規模	所有 プロット数	所有面積 (㎡)	全体		男性				女性					
			人	(%)	面積	(%)	人	(%)	面積(㎡)	(%)	人	(%)	面積(㎡)	(%)
大規模	9以上	27,001以上	28	1.5	1,290,690	12.3	25	1.7	1,166,310	13.3	3	0.8	124,380	7.0
中規模1	4~9	12,001~27,000	114	6.2	1,911,730	18.2	105	7.2	1,760,800	20.1	9	2.3	150,930	8.6
中規模2	2~4	6,001~12,000	309	16.7	2,707,030	25.7	252	17.3	2,223,250	25.4	57	14.6	483,780	27.4
小規模	1~2	3,001~6,000	588	31.9	2,903,770	27.6	459	31.5	2,277,595	26.0	129	33.1	626,175	35.5
零細規模	1以下	1~3,000	806	43.7	1,701,244	16.2	614	42.3	1,322,061	15.2	192	49.2	379,183	21.5
合計			1845	100.0	10,514,464	100.0	1,455	100.0	8,750,016	100.0	390	100.0	1,764,448	100.0

注) 土地とは、灌漑稲作圃場の意味。水田の所有面積のみの数値であり、畑地面積は含まれていない。1 プロット=3,000 ㎡。規模の分類基準に関しては LMIO の提案をもとに設定。
出典：LOMIA 土地所有者リスト (2004~2010 年) を集計し筆者作成。

さらに、性別数値を見ていくと、男性の場合は、1 プロット以下の零細規模所有者は、男性所有者の 42.3% を占めるが、男性全体の面積の 15.2% しか所有していない。1~2 プロットを所有する小規模所有者は 31.5% を占め、男性全体の面積の 26% を所有している。2~9 プロットを所有する中規模所有者は、24.5% で男性全体の面積の 45.5% を所有している。9 プロット以上所有する大規模所有者は 1.7% あり、男性全体の面積の 13.3% を所有している。

他方で女性の場合は、1 プロット以下の零細規模所有者は約半数の 49.2% であるが、女性全体面積の 21.5% しか所有していない。1~2 プロットの小規模所有者は、33.1% あり、女性全体の面積の 35.5% を所有している。2~9 プロット所有する中規模所有者は 16.9% で、女性全体面積の 36% を所有している。なお、女性でも 9 プロット以上所有している大規模所有者も 0.8% あり、女性全体面積の 7% を所有している。女性の 1 プロット以下の零細および 1~2 プロットの小規模所有者をあわせると 82.3% にもなる。つまり、女性土地所有者の約 8 割を占める零細・小規模土地所有者の女性は、男女あわせた全体の土地所有面積の約 10% しか所有していない。これは、零細および小規模所有者をあわせた男性 (男性の 73.8%) が占める全体面積に占める割合 (34%) より、かなり低い数値である。

これらの分析から、女性の土地所有者は、男性より零細・小規模所有者に偏在しており、零細・小規模土地所有者の女性の所有面積の割合も男性より低いことが判明した。しかし、女性の中にも中・大規模の土地を所有している者があわせて 17.7% あり、商業的農業を営んでいると考えられるため、さらに女性内の多様性に留意した分析が必要となる。

(2) 地区・ブロック別の土地所有人数・規模の性別相違

次に、各地区およびブロックごとの女性の土地所有者について、上流、中流、下流の全5地区の比較分析をおこなった（表 5.2）。序章で述べたように、上流では豊富な水を利用したコメの2期作が可能であり、中流では2~3年に1回の番水制（ローテーション）でコメとメイズを交互に栽培している。しかし、下流ではほとんど用水を得ることができない状況である。分析の結果、女性土地所有者の人数の割合が最も高いのは、上流のアップパー・マボギニ地区であった。女性は同地区における全土地所有者の27%を占める。次いで、下流のチェケレニ24%、中流のラウヤカティ19%、中流のローア・マボギニ16%、下流のオリア11%となっている。

女性の土地所有面積の割合については、人数の割合と同様に、上流のアップパー・マボギニ地区と下流のチェケレニ地区で最も高く、23%となっている。次いで、同様に、中流のラウヤカティ16%、中流のローア・マボギニ11%、下流のオリア10%となる。ウジャマー村であるチェケレニの場合は、ウジャマー政策の入植措置により女性の土地所有者が相対的に数多くいたと考えられる。この要因に関しては、第4章で分析した。しかし、ウジャマー村ではなかったアップパー・マボギニでも女性の所有者と所有面積の割合が高い。また、2008年までは、下流のチェケレニにおいても灌漑稲作がローテーションではあるがおこなわれていたため、2期作を行ってきたアップパー・マボギニを除いては、他の地区と収量や収入に関して大きな差があったとは考えにくい。したがって、女性の土地所有者および面積の割合は、経済的な要因よりむしろ他の社会的な影響を受けているのではないかと考えられる。

(3) 規模別所有者の性別分散と地区・ブロック別相違のまとめ

以上の分析から、2004-2008年時点では、LMISにおいて、LMIS全体の土地所有者数の21.1%を占める女性の土地所有者は、全体の16.8%の土地を所有しているが、女性は男性より零細・小規模所有者の категорияに偏在していることが判明した。全所有者に占める零細・小規模規模所有者のうち、女性の零細・小規模所有者（82.3%）が所有する面積の割合は、全体の約10%にしかすぎず、男性の零細・小規模所有者（73.8%）の数値34%より、かなり低いことが判明した。つまり、女性農民はほとんどが、零細・小規模農民で、非常に小さい面積の土地を所有しているといえる。

しかし、女性のなかにも中規模・大規模土地所有者がおり、商業的稲作を営んでいる。さらに、女性の土地所有者が占める割合は、各地区およびブロックごとに異なり、上流のアップパー・マボギニ地区と下流のチェケレニ地区で最も多い。したがって、女性の土地所有者の数や所有面積割合の度合いは、上流か下流かということ以外の要因の影響を受けていると考えられるため、さらなる考察が必要である。

表 5.2 ローアモシ灌漑地区 (LMIS) の地区およびブロックの土地所有者と土地所有面積
(2004~2010 年集計)⁹⁵

地区	ブロック 番号	各ブロック の男女合計 数 (人)	各ブロックの 女性数 (人)	各ブロックに おける女性 の割合 (%)	各ブロックに おける女性 の所有面積 割合 (%)
アッパー・マ ボギニ	MS1-1	73	19	26	22
	MS1-2	73	30	41	39
	MS1-3	63	14	22	22
	MS2-1	59	12	20	18
	MS2-2	73	17	23	20
	MS2-3	56	9	16	10
	MS3-1	43	18	42	47
	MS3-2	60	14	23	19
	小計	500	133	(平均) 27	(平均) 23
ローア・マボ ギニ	MS4-1	50	14	28	18
	MS4-2	56	10	18	9
	MS5-1	53	6	11	10
	MS5-2	37	3	8	6
	MS5-3	56	14	25	20
	MS6-1	38	6	16	16
	MS6-2	22	0	0	0
	MS6-3	12	2	17	4
	MS7-1	55	8	15	8
	MS7-2	49	7	14	13
小計	428	70	(平均) 16	(平均) 11	
ラウヤカティ	RS1-1	38	14	37	30
	RS1-2	45	7	16	17
	RS1-3	48	17	35	26
	RS1-4	41	4	10	7
	RS1-5	30	4	13	10
	RS1-6	14	2	14	15
	RS1-7	33	5	15	19
	RS1-8	14	2	14	5
	RS1-9	13	2	15	5
	RS3-1	21	4	19	31
	RS3-2	28	3	11	6
	RS3-3	33	4	12	11
	RS3-4	15	2	13	16
	小計	373	70	(平均) 19	(平均) 16
チェケレニ	RS4-1	126	28	22	22
	RS4-2	56	12	21	16
	RS4-3	89	23	26	24
	RS4-4	69	16	23	20
	RS4-5	54	8	15	18
	RS4-6	44	14	32	33
	RS4-7	57	13	23	22
	RS4-8	45	12	27	21
	RS4A-1A	47	12	26	26
	RS4A-1B	56	16	29	30
	小計	643	154	(平均) 24	(平均) 23
オリア	RS8-2A	53	8	15	11
	RS8-2B	30	4	13	19
	RS8-3	65	4	6	5
	RS8-4	57	6	11	11
	小計	205	22	(平均) 11	(平均) 10
合計	2149	449	21	16.8	

注) 複数の地区およびブロックに土地を所有する者がいるため、土地所有者総数は延べ人数となっており、実際の所有者人数より多い数値である。

出典: LOMIA 土地所有者データ (2004~2010 年) より筆者作成。

⁹⁵ 1996 年の JICA 報告書における記録では、女性所有者 (灌漑稲作圃場) の割合は、LMIS 全体では 20.8%、マボギニ (アッパー・マボギニとローア・マボギニ) で 23.5%、ラウヤカティで 16.3%、チェケレニで 25%、オリアで 6%だった (JICA 1996)。

5.2.2 土地所有の経時的変化

既存の文献では1996年における女性の土地所有者の割合が全体の約20.8%であったという数値が示されている(JICA 1996)。さらに本研究におけるLOMIA土地所有者リスト(2004~2010年)のデータ分析の結果からは、21.8%という数値が得られた。したがって、もし1996年のデータが正しければ、女性の土地所有者の割合は、多少増加傾向にあると言える。しかし、その質的变化は不明であり、例えば、より零細・小規模規模に集中する傾向があるのか、それとも中規模に移行しているのか、土地の集約が起きているのかなどは明らかにされていない。土地に関する変化が女性の機会や選択、より良い暮らしにどのように影響しているのかについて、経時的変化も併せて包括的に分析することにより、女性の土地権の増減およびその質的变化に関する要因を分析することができると思う。

LMIS内の全てのブロックについて、1987年の土地所有者および所有面積についてのデータを入手することは困難であったため、経時的変化については、データが入手できた上流のアップパー・マボギニ(MS1-2)、中流のローア・マボギニ(MS4-1)、および下流のチェケレニ(RS4-1)の3ブロックのみを選定し、1987年、2008年、2013年の比較をおこなった。しかし、ローア・マボギニについては、1987年の土地所有者リストを入手したものの欠測値が多く、データとして使用することができなかつたため、同地区については、2008年と2013年のデータの比較にとどめた。しかし、序章で述べたように、2008年のデータは、それ以前の状況も含む可能性のある幅のあるデータである。つまり、2008年から2013年の5年間という短期間の変化を示しているというより、2008年以前の状況も含んでいると考えられるため、2008年以前から徐々に変化し、より長いスパンで2013年の結果に到達したと考えるのが妥当である。

(1) 女性の土地所有者数および女性が所有する土地面積の増加

経時的変化の分析結果として、1987年から2013年までの約26年間において、女性の土地所有者数および女性が所有する土地面積は増加していることがわかった(表5.3、表5.4、表5.5、ただし表5.4は2008~2013年)

特に女性が所有する灌漑稲作圃場の合計面積は、アップパー・マボギニ(MS1-2)では約6プロット(17,703 m²)、ローア・マボギニ(MS4-1)では約22プロット(66,000 m²)、チェケレニ(RS4-1)では約18プロット(52,680 m²)増加した。(なお、3ブロックの各年の合計面積には相違が生じており、最大で約2.5%の欠測値がある。)

表 5.3 アッパー・マボギニ (MS1-2) における土地所有者と面積の変化

	1987				2008				2013			
	人	(%)	面積(m ²)	(%)	人	(%)	面積(m ²)	(%)	人	(%)	面積(m ²)	(%)
男性	43	59.7	107,619	61.2	43	59.0	109,751	61.0	42	56.0	94,371	52.4
女性	29	40.3	68,105	38.8	30	41.0	70,088	39.0	33	44.0	85,808	47.6
合計	72	100.0	175,724	100.0	73	100.0	179,839	100.0	75	100.0	180,179	100.0

出典：LOMIA 土地所有者リスト 2004-2010 年、および 2013 年より筆者作成。

表 5.4 ローア・マボギニ (MS4-1) における土地所有者と面積の変化

	2008				2013			
	人	(%)	面積(m ²)	(%)	人	(%)	面積(m ²)	(%)
男性	36	72.0	165,839	82.0	27	43.5	99,269	49.0
女性	14	28.0	37,230	18.0	35	56.5	103,230	51.0
合計	50	100.0	203,069	100.0	62	100.0	202,499	100.0

出典：LOMIA 土地所有者リスト 2004-2010 年、および 2013 年より筆者作成。

表 5.5 チェケレニ (RS4-1) における土地所有者と面積の変化

	1987				2008				2013			
	人	(%)	面積(m ²)	(%)	人	(%)	面積(m ²)	(%)	人	(%)	面積(m ²)	(%)
男性	97	75.8	267,810	80.3	98	77.8	265,170	77.8	87	63.0	223,650	65.4
女性	31	24.2	65,700	19.7	28	22.2	75,660	22.2	51	37.0	118,380	34.6
合計	128	100.0	333,510	100.0	126	100.0	340,830	100.0	138	100.0	342,030	100.0

出典：LOMIA 土地所有者リスト 2004-2010 年、および 2013 年より筆者作成。

(2) 土地所有者の人数の男女比の変化と女性の割合の増加

これらの3つのブロックの土地所有者の合計数、男女別の数値をさらに図 5.2 に示した。その内訳をみると、全てのブロックで土地所有者の男女比が変化しており、女性の割合が増加していることがわかる(図 5.3)。アッパー・マボギニ (MS1-2) とチェケレニ (RS4-1) における女性の所有者数は微増であるが、ローア・マボギニ (MS4-1) では、男女比が逆転するほど、女性の所有者の割合が増加した。

(3) 土地所有面積の男女比の変化と女性の割合の増加

女性が所有する土地面積の割合にも、土地所有者数と同様の傾向が見られる(図 5.4)。アッパー・マボギニ (MS1-2) でもローア・マボギニ (MS4-1) でも、女性が所有する土地面積は全体の約半分、あるいはそれ以上を占めるほどになっている。

(4) 平均所有面積の変化と女性の平均所有面積の増加

一人当たりの平均所有面積は、どのブロックでも、全体としては減少傾向にあり、土地の細分化が起きていることを示唆している(図 5.5)。しかし、アッパー・マボギニ (MS1-2) とローア・マボギニ (MS4-1) においては、男性の一人当たり土地所有面積が減少しているにもかかわらず、女性のそれは増加している傾向が見られる。チェケレニにおいても、2008年には多少減少しているが、1987年を基準とすれば、2013年までの間に、女性一人あたりの平均土地所有面積は増加している。

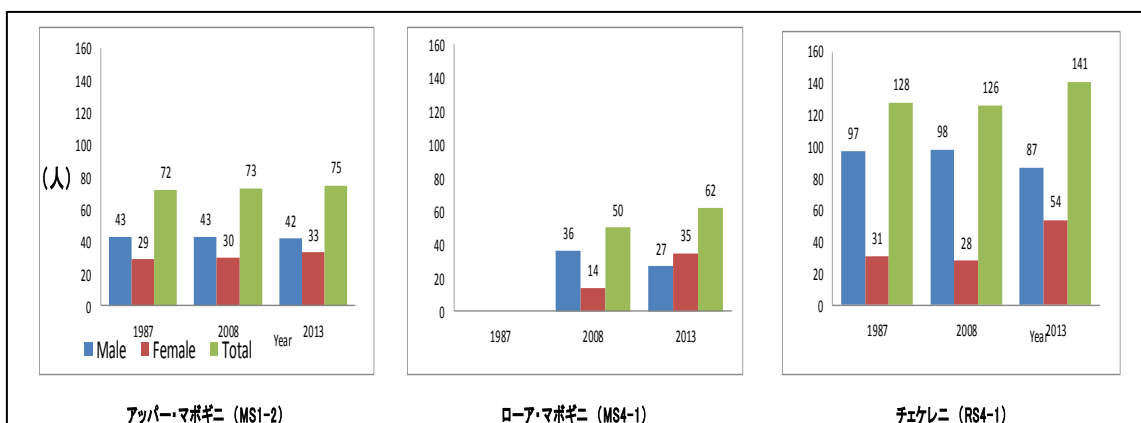


図 5.2 土地所有者数の変化 (1987~2013 年)

(出典：筆者作成)

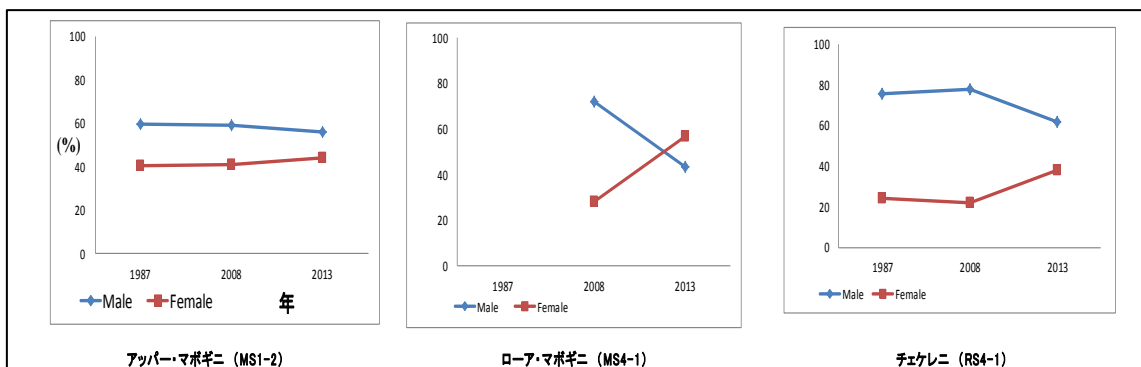


図 5.3 土地所有者の男女比の変化 (1987~2013 年)

(出典：筆者作成)

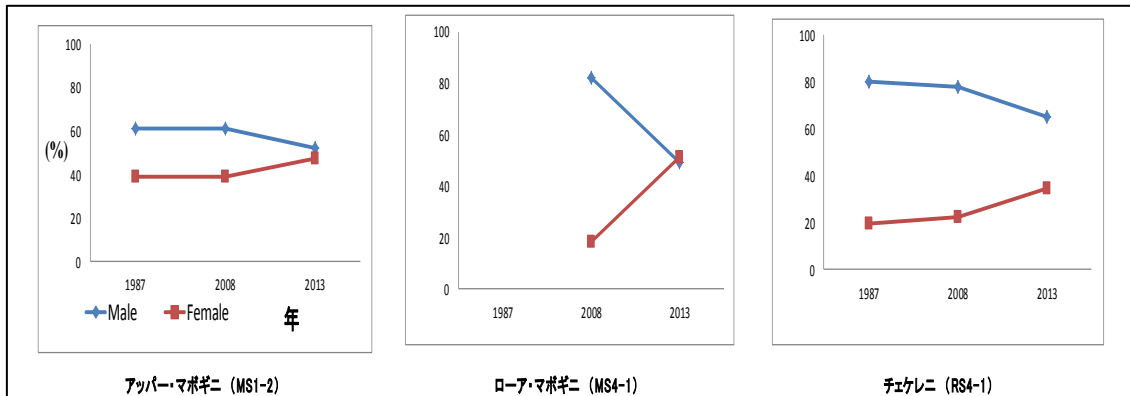


図 5.4 土地所有面積の男女比の変化 (1987～2013 年)

(出典：筆者作成)

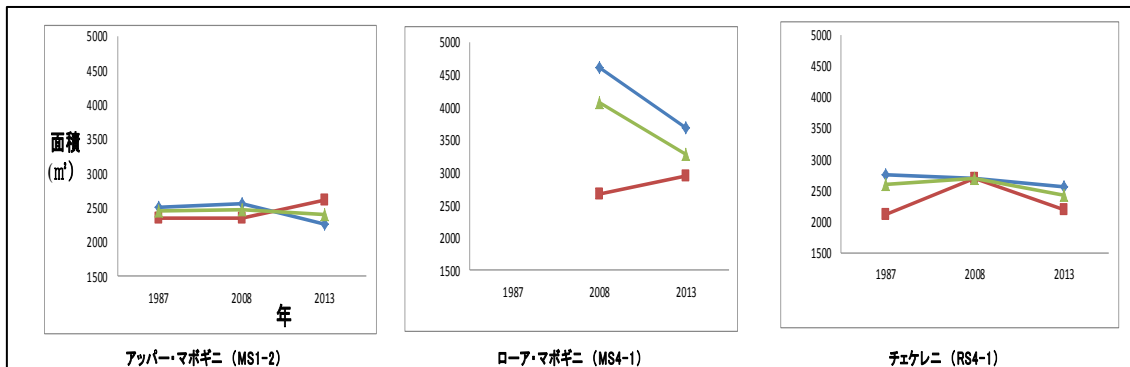


図 5.5 一人当たり平均土地所有面積の変化 (1987～2013 年)

(出典：筆者作成)

(5) 所有する土地 (圃場) の位置と男女間の所有の変化

これらの3ブロックにおいて女性が所有するプロットを圃場地図の上で確認すると、1987年から2013年まで、女性は必ずしも同じプロットを所有し続け、さらに他のプロットを追加的に所有したというわけではなく、場所によって異なる増減が見られる。つまり女性が所有していた土地が男性の所有になったり、あるいはその逆が起きていることがわかる。以下、各ブロックにおける変化について分析する。

第一に、アッパー・マボギニでは、二次水路への距離が異なっても、全てのプロットは用排水路に面しており、ヌジョロ川からの取水も豊富にできており、どの位置のプロットを所有していても水へのアクセスには差がない。図 5.6 は、アッパー・マボギニ (MS1-2) における 1987 年、2008 年、2013 年の女性の所有地の変化を示したものである。女性の土地所有面積の割合は、38.8% (1987 年)、39% (2008 年)、47.6% (2013 年) である (表 5.3)。全体として女性の所有地が増加していることが見て取れるが、所有プロットの場所が変化していることもわかる。

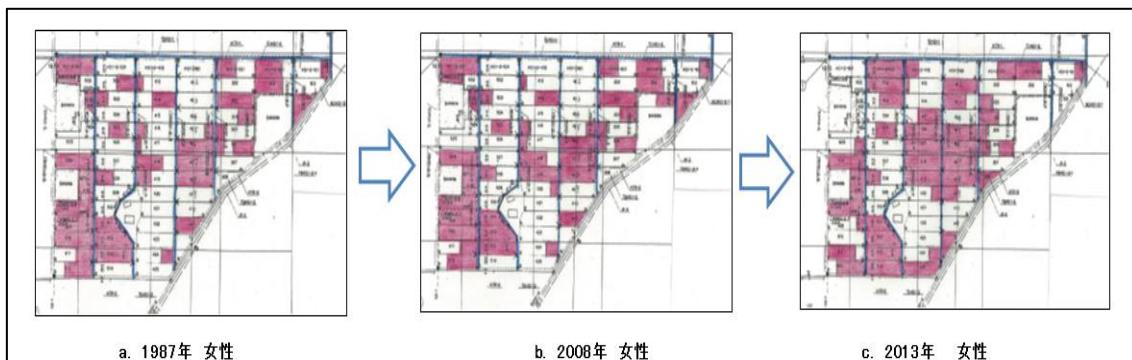


図 5.6 アッパー・マボギニ (MS1-2) における女性の所有地の変化 (1987～2013 年)

(出典：筆者作成)

男女別の所有プロット場所の変化を見るために、さらに2008～2013年の間における、a. 男性から男性、b. 男性から女性、c. 女性から女性、d. 女性から男性への土地の変化を図に示した (図 5.7)。この図により、b. 男性から女性、d. 女性から男性へ双方向の変化が起きていることがわかる。女性が土地を所有しても、逆に男性に移譲することがある。また、男性から女性への所有地の移譲分のほうが、女性から男性への変化より多い。

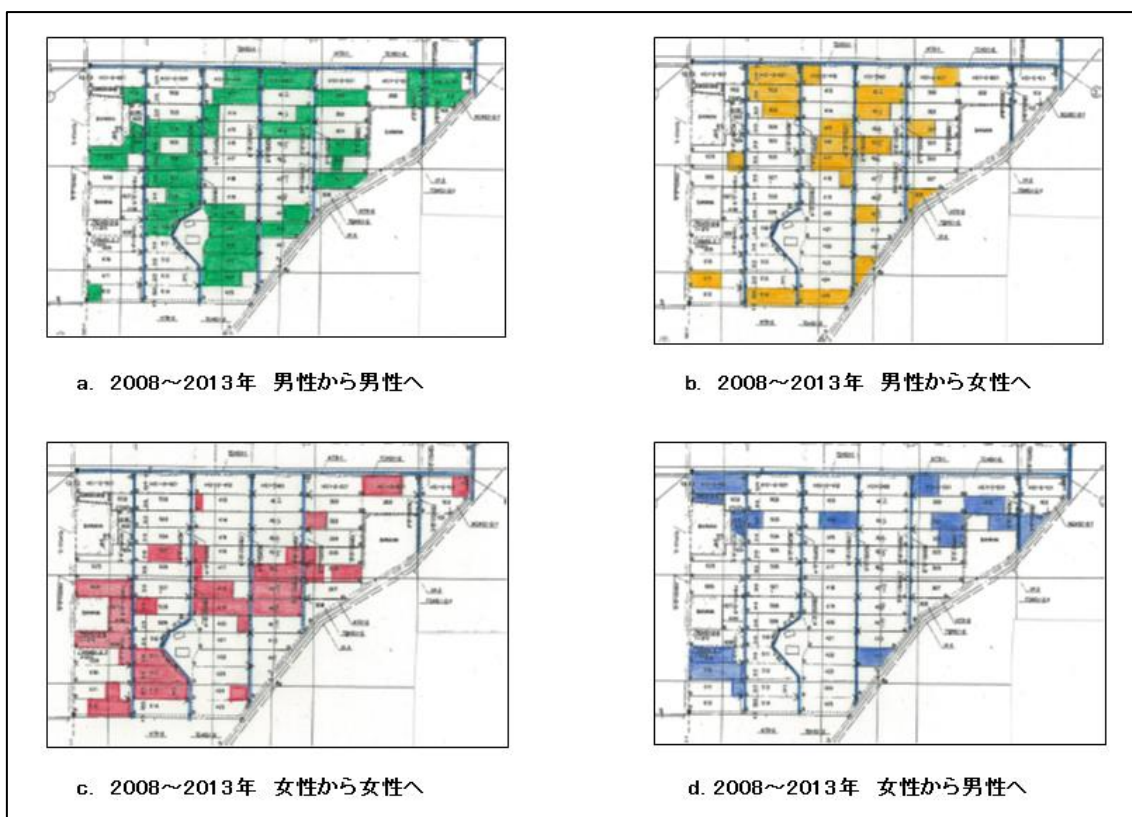


図 5.7 アッパー・マボギニ (MS1-2) における男女間の所有地の変化 (2008～2013 年)

(出典：筆者作成)

図 5.8 では、1987 年から 2008 年、さらに 2008 年から 2013 年における、3 段階の男女別の所有地分布の変化を示した。組み合わせは、以下の通りである。

- a. 女性 (1987 年) →女性 (2008 年) →女性 (2013 年)
- b. 女性 (1987 年) →女性 (2008 年) →男性 (2013 年)
- c. 女性 (1987 年) →男性 (2008 年) →女性 (2013 年)
- d. 女性 (1987 年) →男性 (2008 年) →男性 (2013 年)
- e. 男性 (1987 年) →男性 (2008 年) →男性 (2013 年)
- f. 男性 (1987 年) →男性 (2008 年) →女性 (2013 年)
- g. 男性 (1987 年) →女性 (2008 年) →女性 (2013 年)
- h. 男性 (1987 年) →女性 (2008 年) →男性 (2013 年)

このうち、アッパー・マボギニにおいては、d. と h. に相当するケースはなかった。b. から、女性が所有していて、2008 年に男性に移譲したケースがあることがわかる。c. は、女性が男性に移譲し、その後男性が女性に移譲したケースで、1 プロットある。女性から男性への移譲は、主に 2008 年以降である。さらに、f. と g. から、男性から女性への土地の移譲が起きたのは、主に 2008 年以降であることがわかる。

図 5.9 は、図 5.8 で示した 6 つの図を合体させた図である。この図からは、1 プロットが所有の最小単位ではなく、プロット（耕区）を小さな畔区にさらに分割し、畔区を所有している状況がわかる。ひとつの耕地を、半分の畔区（50m）、さらに 3 分の 1 ずつの畔区（30～40m）に分割して所有していることもある。それは、男性・女性の所有地のどちらでも見られる。図 5.9 で示されている白色の部分は、農民の要望で、クワ・サワヤ（*Kwa Sawaya*）と呼ばれる村の儀式をする場所⁹⁶と畑地（バナナ、野菜など）が残っているものである。

⁹⁶ 雨ごいや収穫後の儀式をする聖なる場所だったため、1987 年の灌漑圃場整備の際に、所有者の希望により灌漑地に転換せず、そのまま残した。（出典：2012 年 9 月 4 日現地調査情報から）

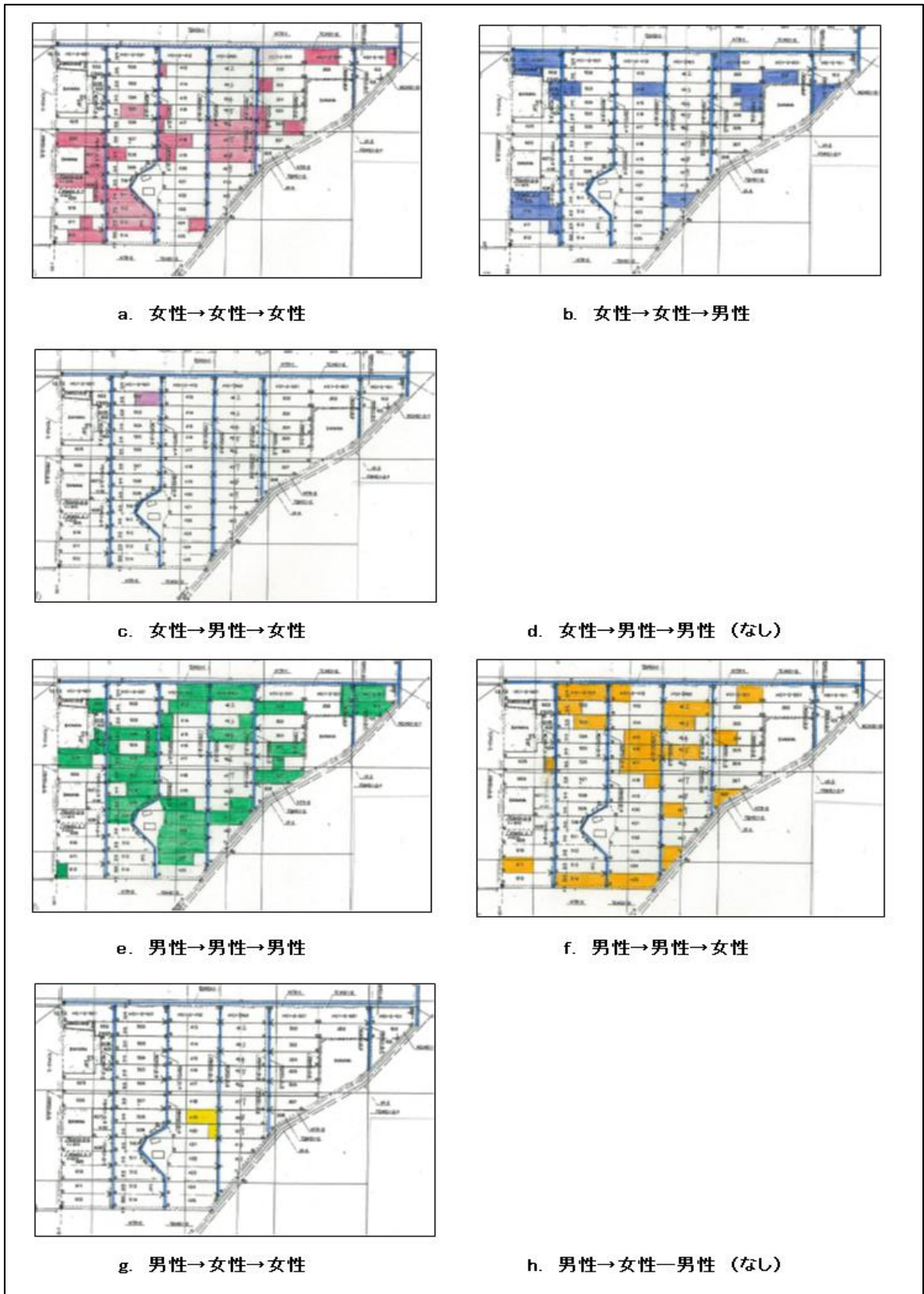


図 5.8 アッパー・マボギニ (MS1-2) における男女間の所有地の変化
(1987年~2008年~2013年) (出典：筆者作成)

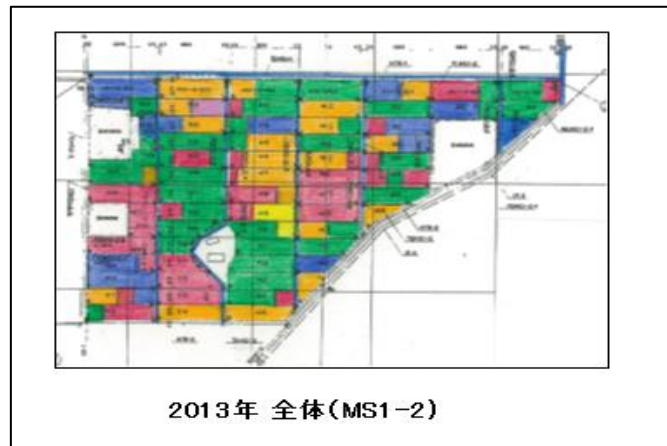


図 5.9 アッパー・マボギニ (MS1-2) における所有地の状況 (2013 年)

注) 図 5.8 の結果をひとつの図にまとめたもの。プロットの色分けに関しては、図 5.8 と同じ色を使用。ただし、白色は宅地および畑地を示している。(出典：筆者作成)

第二に、ローア・マボギニでは、LMIO が作付期毎に作成する配水計画に沿って、LOMIA のブロック・リーダーが中心となって、ローテーション (番水制) で配水管理をしている。住民は基本的にはローテーションを受け入れている。二次水路に近いプロットのほうが、先に配水されるので有利であるという意見もあるが、ローテーション計画に沿っていれば、どこにプロットを所有するかについてはあまり差がない。1987～2013 年間に、女性の所有地が増加していることがわかる (図 5.10)。ただし、1987 年のデータには、所有者が不明な部分があるため (後記の図 5.13 で示された白色の部分)、1987 年の図 a. は、データが存在する部分のみ参考として掲載したものである。図の b. と c. から、2008 年から 2013 年の間に、女性の土地所有が増加していることがわかるが、ここでもアッパー・マボギニと同様に所有プロットの場所が変化していることもわかる。女性の土地所有面積の割合は、18% (2008 年)、51% (2013 年) である (表 5.4)。

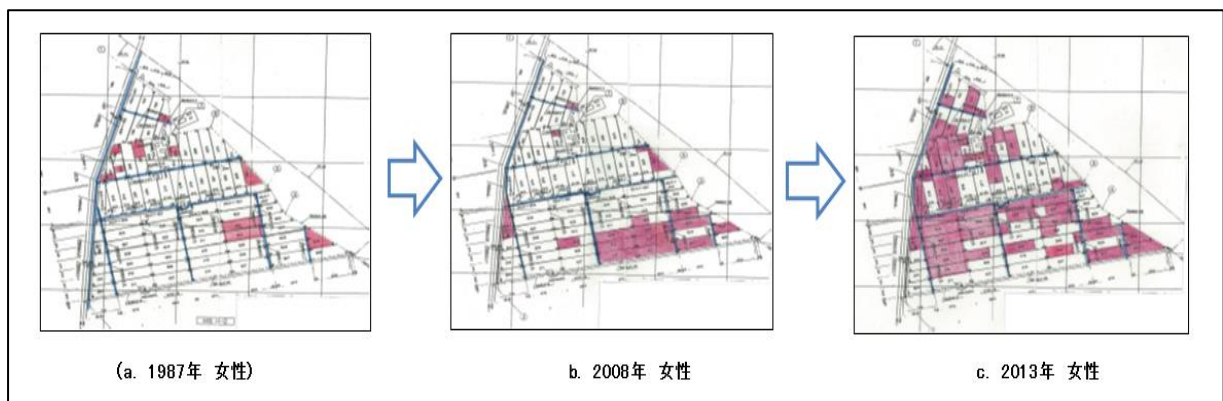


図 5.10 ローア・マボギニ (MS4-1) における女性の所有地の変化 (1987～2013 年)

注) 1987 年のプロット図には、所有者不明のプロットが存在する。図 5.13 を参照。

(出典：筆者作成)

男女別の所有プロット場所の変化を見るために、さらに2008～2013年の間における、a. 男性から男性、b. 男性から女性、c. 女性から女性、d. 女性から男性への土地の変化を図に示した（図 5.11）。この図により、b. 男性から女性、d. 女性から男性へ双方向の変化が起きていることがわかる。女性が土地を所有しても、逆に男性に移譲することがある。また、b. 男性から女性への所有地の移譲分のほうが、d. 女性から男性への変化より多いことがわかる。これは、アッパー・マボギニと同様の現象である。

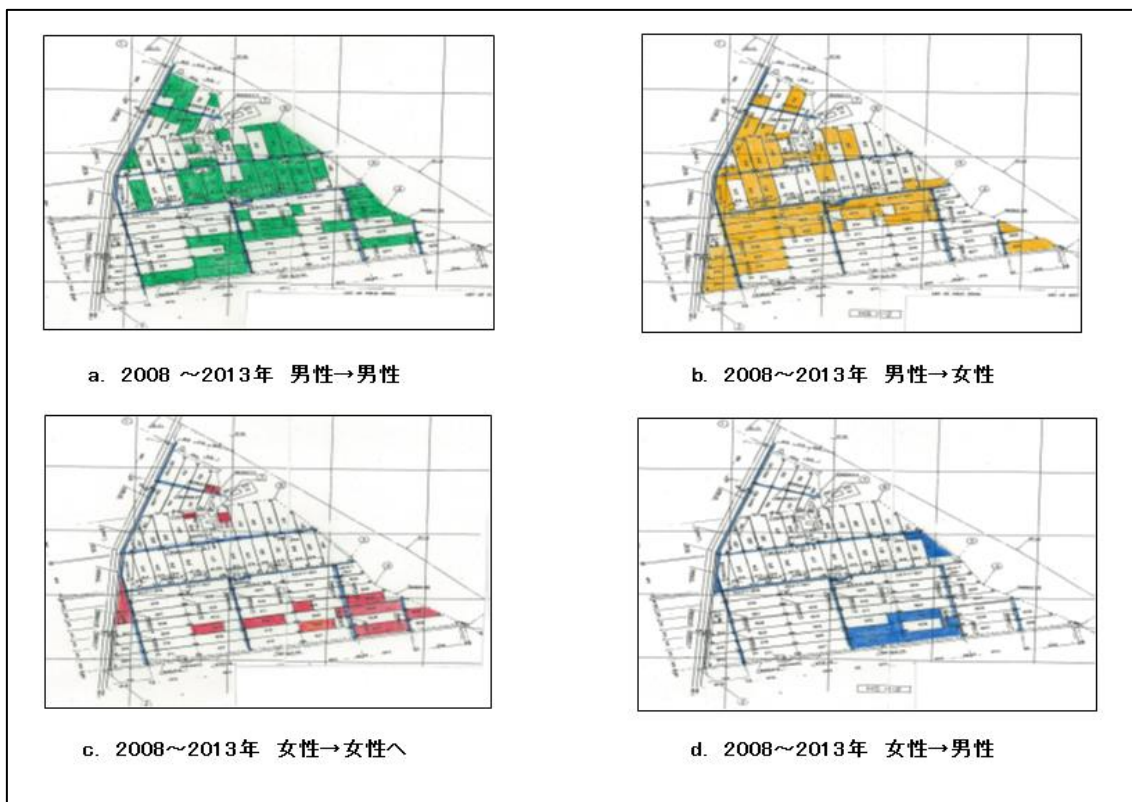


図 5.11 ローア・マボギニ (MS4-1) における男女間の所有地の変化 (2008～2013 年)
(出典：筆者作成)

図 5.12 は、1987 年から 2008 年、2008 年から 2013 年における、3 段階の男女別の所有地分布の変化を示している。組合せは、前述のアッパー・マボギニでの組合せと同様に 8 通りある。ローア・マボギニの 1987 年の正確なデータが存在しないため、1987 年時点での正確な比較はできないが、2008 年時点で女性が所有していた土地はアッパー・マボギニと比較すると少ない（表 5.3、表 5.4 を参照）。a. は女性がそのまま所有していた土地、b. と c. は女性から男性に移譲された土地、d. は女性から男性に移譲され再度女性に移譲された土地である。f. からわかるように、1987 年時点で男性が所有していた土地の多くは、2008 年以降に女性に移譲された。また、h. からわかるように、男性から女性から男性へと移譲された土地も約 3 プロットある。

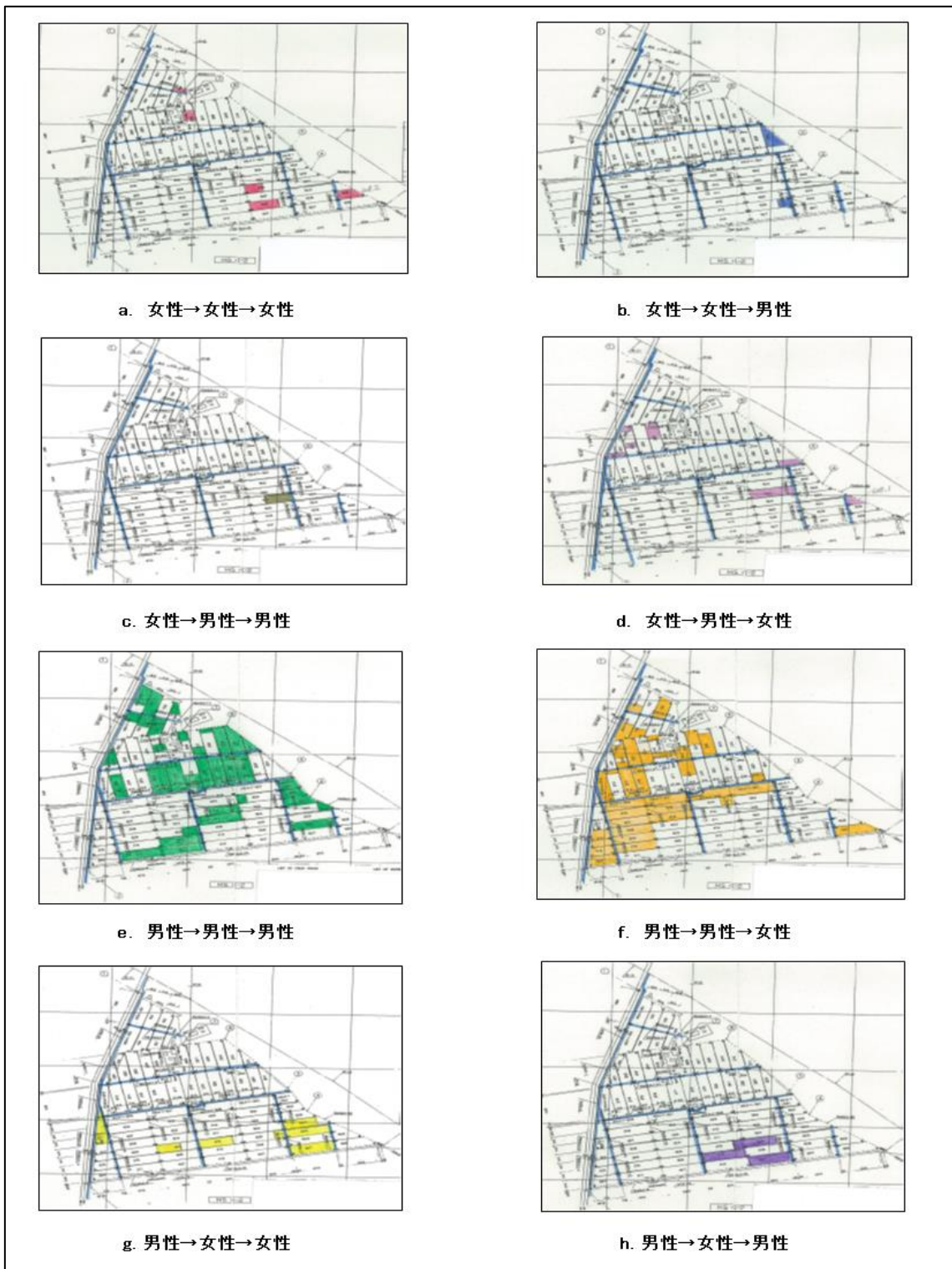


図 5.12 ローア・マボギニ (MS4-1) における男女間の所有地の変化
(1987年～2008年～2013年)

注) 1987年のプロット図には、所有者不明のプロットが存在する。図 5.13 を参照。

(出典：筆者作成)

図 5.13 は、図 5.12 で示した 8 つの図を合体させた図である。アッパー・マボギニと同様に、この図からは、1 プロットが所有の最小単位ではなく、プロット（耕区）のなかの畔区にさらに分割されて所有されている状況がわかる。ひとつの耕地を、半分（50m）、さらに 3 分の 1 ずつ（30~40m など）の畔区に分割して所有している。それは、男性・女性の所地のどちらにも見られる。

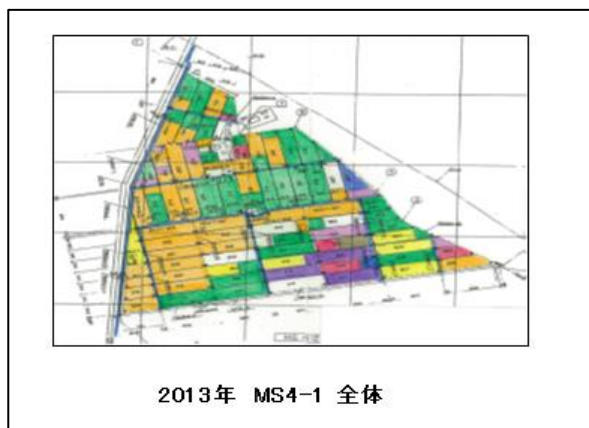


図 5.13 ローア・マボギニ (MS4-1) における所有地の状況 (2013 年)

注) 図 5.12 の結果をひとつの図にまとめたもの。プロットの色分けに関しては図 5.12 と同じ色を使用。ただし、白色は宅地および 1987 年時点において所有者が不明なプロットを示している。(出典：筆者作成)

第三に、チェケレニに関しては、2008 年以降、灌漑用水を確保できなくなっているため、灌漑稲作はおこなわれず、メイズを栽培するようになっている。RS4-1 ブロックには、ラウ配水システムによりラウヤカティから幹線水路を通り、ラウ川の水が配水される、チェケレニでは最初の場所に位置する。さらにその水路に近いプロットのほうが水へのアクセスは有利ではあるが、圃場の位置より、配水をコントロールする水番人 (Water Man) に対する交渉力のほうが重要なので、プロットの位置と水配分の機会との関連性は低い。前述の、アッパー・マボギニとローア・マボギニの 2 つのブロックと同様に、チェケレニにおいても、1987~2013 年間に女性の土地所有が増加していることがわかる (図 5.14)。女性の土地所有面積の割合は、19.7% (1987 年)、22.2% (2008 年)、34.6% (2013 年) である (表 5.5.)。

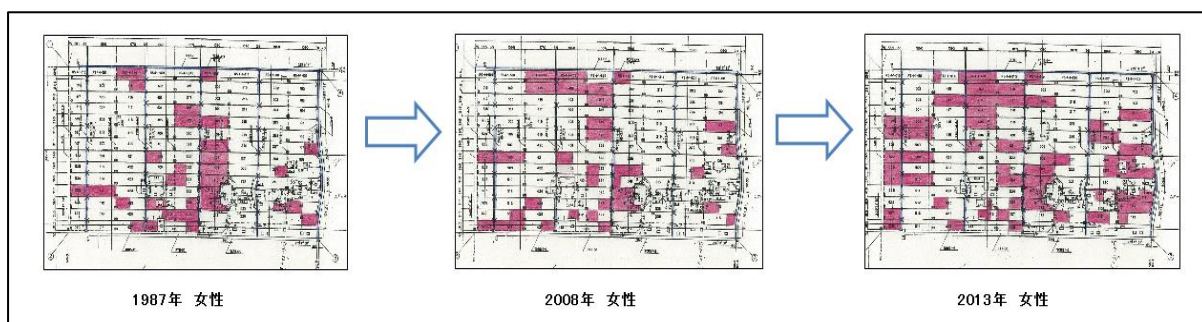


図 5.14 チェケレニ (RS4-1) における女性の所有地の変化 (1987~2013 年)

(出典：筆者作成)

男女別の所有プロット場所の変化を見るために、さらに2008～2013年の間における、a. 男性から男性、b. 男性から女性、c. 女性から女性、d. 女性から男性への土地の変化を図に示した（図 5.15）。この図により、b. 男性から女性、d. 女性から男性へ双方向の変化が起きていることがわかる。女性が土地を所有しても、逆に男性に移譲することがある。また、男性から女性への所有地の移譲分のほうが、女性から男性への変化より多いことがわかる。これは、アッパー・マボギニおよびローア・マボギニと同様の現象である。女性から男性への移譲があるものの、男性から女性へ移譲されたプロットのほうが多いことも、前述の2ブロックとの共通点である。

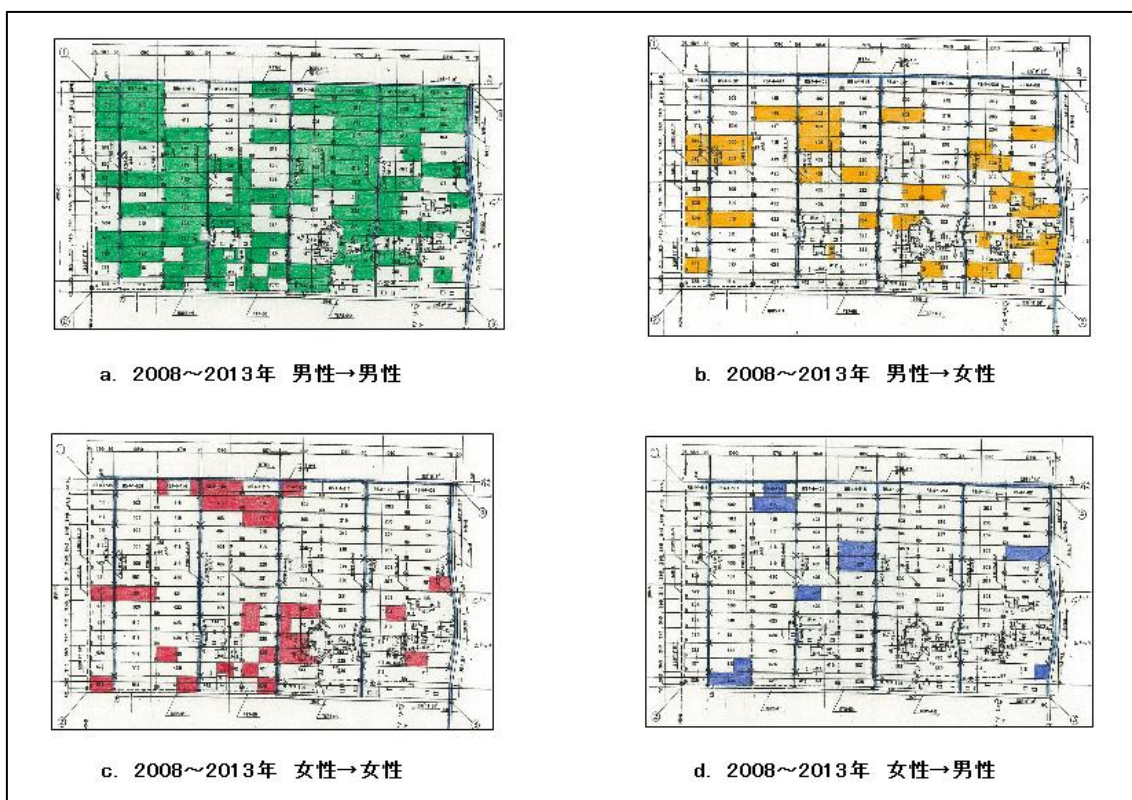


図 5.15 チェケレニ（RS4-1）における男女間の所有地の変化（2008～2013年）

（出典：筆者作成）

図 5.16 では、1987年から2008年、2008年から2013年における、3段階の男女別の所有地の変化を示した。組合せは、前述のアッパー・マボギニおよびローア・マボギニの組合せと同様に8通りである。a. は女性がそのまま所有していた土地、b. とc. は女性から男性に移譲された土地、d. は女性から男性に移譲され再度女性に移譲された土地である。f. からわかるように、1987年時点で男性が所有していた土地の多くは、2008年以降に女性に移譲された。また、h. からわかるように、男性から女性、さらに女性から男性へと移譲された土地も、ローア・マボギニ同様に約3プロットある。

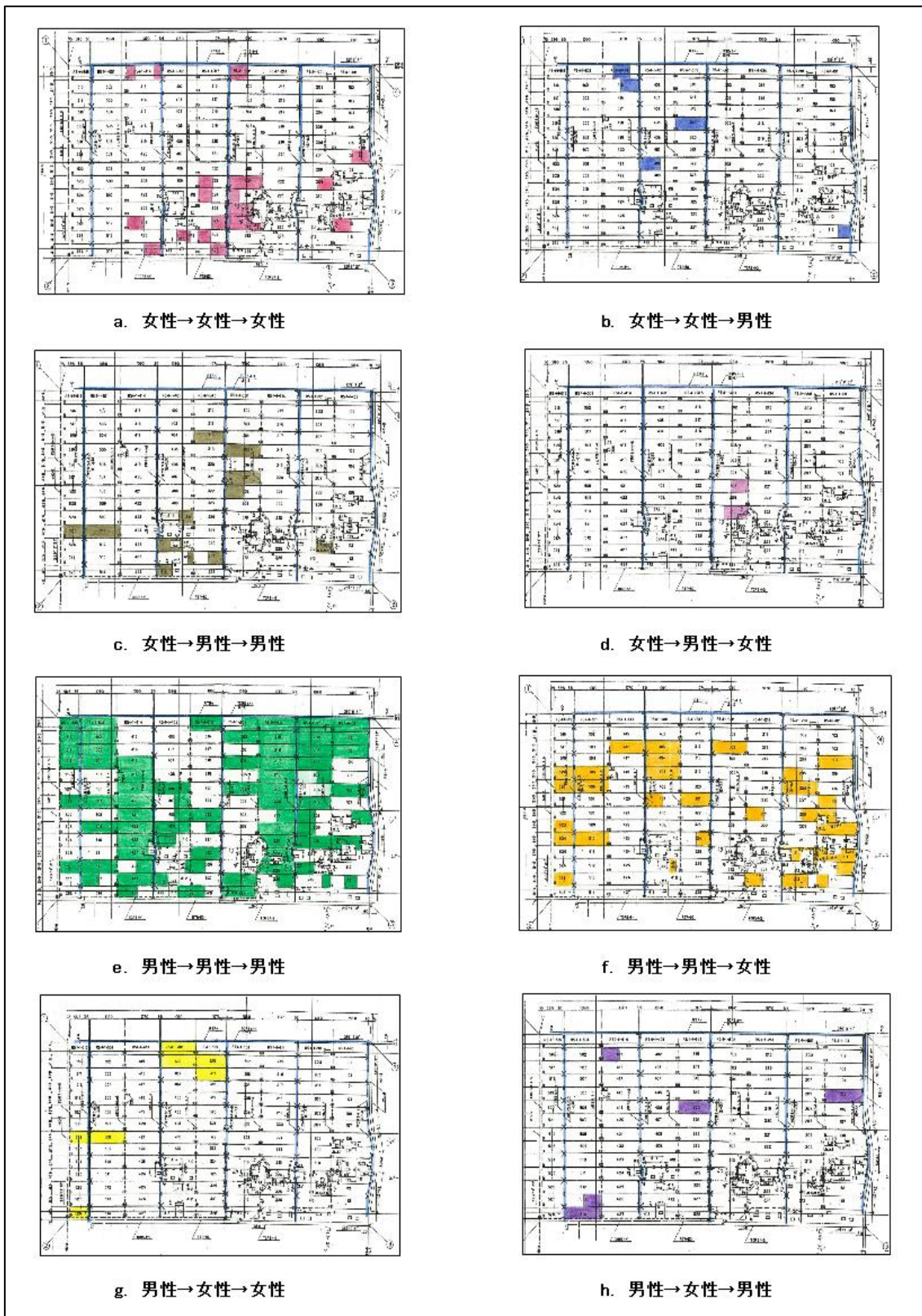


図 5.16 チェケレニ (RS4-1) における男女間の所有地の変化
(1987年～2008年～2013年) (出典：筆者作成)

図 5.17 は、図 5.16 で示した 8 つの図を合体させた図である。他の 2 つの地区と同様に、この図から、1 プロットが所有の最小単位ではなく、プロット（耕地）の畔区にさらに分割されて所有されている状況がわかる。チェケレニは、かつてウジャマー村だったため、相対的に均等に土地が配分されていたこともあり、1.5 プロットを所有している農民が多かった。したがって、1 プロットを半分（50m）に分割している場合が多い。さらに、ひとつの耕地を、3 分の 1、4 分の 1 ずつの畔区にして所有していることもある。それは、男性・女性の所有地のどちらでも見られる。白い部分は、元来、墓地があったり、牧畜のために牧草地として残しておきたいという住民の希望を反映したために、宅地や畑地として残ったものである。

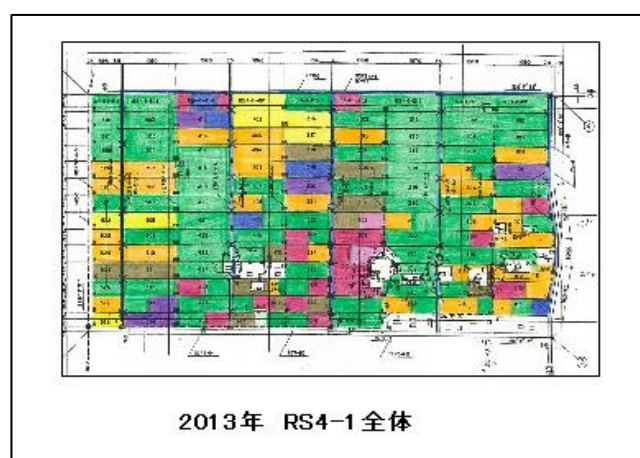


図 5.17 チェケレニ（MS4-1）における所有地の状況（2013 年）

注）図 5.16 の結果をひとつの図にまとめたもの。プロットの色分けに関しては、図 5.16 と同じ色を使用。ただし、白色は宅地および畑地を示している。

（出典：筆者作成）

（6）分析結果のまとめ

以上の分析から、1987 年から 2013 年に至るまで、上流、中流、下流のすべてにおいて、女性の土地所有者数が増加していること、特にローア・マボギニ（中流）では、2013 年には男性より女性の土地所有者数のほうが多くなっていることがわかった。さらに、男性の平均的土地所有面積は減少傾向を見せているのに反し、女性のそれは増加傾向にある。これらの結果は、3 ブロック全てにおいて、女性が過去 26 年間の間に、男性と比べて相対的に農業に関わるようになってきているという傾向を示していると言える。特に、二期作をおこない収益が高いと考えられるアッパー・マボギニ（上流）においても、女性の土地所有者が増加しているということから、「土地権の近代化にともない、土地からの収益が上がるようになると女性の土地権が剥奪されるようになる。土地権の近代化を進め、土地登記によるメリットが認識されるようになると、男性が土地権を独占し女性は慣習的地権を失う」という論説は、LMIS の場合には、必ずしも当てはまらないのではないかと考えられる。さらに、2008～2013 年に限ってみれば、女性と男性間の土地の移譲については、男性から男

性への移譲が多く発現している。さらに、女性から女性のみならず、女性から男性への移譲も起きており、さらに男性から女性への移譲が、女性から男性への移譲より多いことが判明した。一方で、耕作地を見ると、1プロット（耕区）をさらに、20～30m、あるいは50mなどの畔区に分割して所有している状況も見て取れた。それは男女ともに起きている現象である。

5.2.3 土地の相続および取得に関する分析

(1) 女性の土地の相続および取得に関する分析

ローアモシ灌漑地区（LMIS）における土地所有の経時的变化分析（前節5.2.2）の結果から、アッパー・マボギニ（MS1-2）、ローア・マボギニ（MS4-1）、チェケレニ（RS4-1）のすべてにおいて、女性の土地所有者数および所有面積が経時的に増加していることがわかった。したがって、本節では、これらの3ブロックにおける女性の土地権の変化の内容についてさらに分析する。

分析の手法としては、これら3ブロックの比較が可能な LOMIA 土地所有者リスト（2004～2010年）を活用し、3ブロック共通のデータ比較が可能な2008年から2013年にかけて起きた土地権の変化に注目し、その変化がどのような形態によるものなのかを明らかにする⁹⁷。土地の取得手段としては、未開地の開墾、政府による土地配分、家族や親族、クランなどからの相続、贈与、購入があるが、未開地の開墾、政府による土地配分については既に第4章で分析したので、本節ではこのうち相続、贈与、購入について分析する。さらに、分析手法として、3ブロックの土地所有者に対する質問票による全数調査（2013年4～7月）で得られた土地の入手手段に関するデータを使用した。しかし、全数調査では、土地所有者の長期的不在、病気、転出などにより、欠測値が出たため、地域の状況をよく把握しているキー・インフォーマントである各ブロック・リーダーおよび書記からのヒアリングにより、全数調査のデータ補足をおこなった。（3ブロックの土地所有者数と全数調査対象者数の比較については、表5.6を参照）

⁹⁷ ローア・マボギニに関しては、1987年の土地所有者リストの入手が困難だったため、3ブロックすべてについて、1987年からの変化を比較することが不可能であるという理由による。

表 5.6 3ブロックの土地所有者数と全数調査対象者 (2013年)

性別	アップパー・マボギニ (MS1-2)		ローア・マボギニ (MS4-1)		チエケレニ (RS4-1)		合計	
	調査対象者 (人)	回答者 (人)	調査対象者 (人)	回答者 (人)	調査対象者 (人)	回答者 (人)	調査対象者 (人)	回答者 (人)
男性	42	26	27	17	87	57	156	100
女性	33	33	35	24	54	54	122	111
合計	75	59	62	41	141	111	278	211

注) 「調査対象者」は LOMIA 土地所有者リスト (2013年) から取得した数である。
「回答者」は、2013年3~7月にかけて LMIO により質問調査による面接が実施できた数である。全数調査を試みたが欠測値が出た。出典：筆者作成。

(2) LMIS の 3 ブロック全体の土地相続・所有形態の変化

調査の結果から、3 ブロックの土地所有者と所有面積が、2008~2013 年の間に、どのように変化したのかが明らかになった (表 5.7, 表 5.8)。まず、全土地所有者 (延べ 282 人) のうち 46% (130 人) には、土地所有者の名義変更がなく、半数以上の 54% (152 人) には、所有形態の変化があった。さらに、所有者が変化した面積は、全体の半分以上の 52% に相当する (図 5.18)。したがって、同期間において LMIS の 3 ブロック全体で、約半数の土地所有者および面積に変化が生じたことが明らかになった。これを男女別に見ると、女性所有者のほうの変化のほうが男性所有者より大きいことがわかる。男性の変化については、所有者は 43%、面積は 37% と約 4 割であるが (図 5.19)、女性は所有者は 69%、面積は 73% と約 7 割が変化している (図 5.20)。

以下に、男女合わせた土地所有者が変化した人数の割合のみについての分析結果を述べる (表 5.7 および図 5.18 を参照)。

- 1) 所有者が変化した部分で、最も割合が高かったのは、父親から子どもへの相続 47 人 (17%) だった。人数としては、父親から娘へが 24 人、息子へが 23 人となっており、息子と娘への相続はほぼ同数だった。しかし、その面積は父から息子への相続 (56,760 m²、約 19 プロット) のほうが、父から娘への相続 (51,960 m²、約 17 プロット) より若干多い。しかし、父から娘への相続も息子と同程度に起きているということであり、新たな発見である。
- 2) 二番目に割合が高かったのは、母から子どもへの相続で 34 人 (12%) だった。そのうち、母から息子へが 20 人、母から娘へが 14 人だった。面積としては、母から息子への相続 (37,310 m²、約 12 プロット) のほうが、母から娘への相続 (31,470 m²、約 11 プロット) より多い。したがって、女性が土地を所有したとしても、必ずしも女性 (娘) に相続させるわけではなく、男性 (息子) に相続させる割合のほうが高いこ

とがわかった。このような背景についてはさらに分析が必要である。また、父系社会であっても、母から娘への相続の割合が高いということは、新たな発見である。

- 3) 三番目は、土地の購入 29 人（10%）であり、男性では 19 人、女性では 10 人が土地を購入している。男性が購入した土地の合計面積（40,900 m²、約 14 プロット）のほうが、女性が購入した土地の合計面積（27,390 m²、約 9 プロット）より多いが、女性も自分名義の土地を購入しているということがわかった。さらに、一人当たり購入面積は、男性（2,153 m²）より女性（2,739 m²）のほうが大きく、これも新たな発見である。
- 4) 四番目は、夫婦間の相続 26 人（9%）だった。夫から妻への相続は 24 人いたが、妻から夫への相続 2 人のみだった。面積としては、夫から妻への相続（86,430 m²、約 29 プロット）のほうが、妻から夫への相続（11,700 m²、約 4 プロット）よりはるかに多い。しかし、妻がどのような形態で夫の土地を相続し所有しているのかについては、さらに分析が必要である。
- 5) 五番目は、夫から妻への贈与で 7 人（3%）だった。面積としては、13,158 m²（約 4 プロット）であり、一人平均では 1,880 m²（約半プロット）ほどの面積である。ほとんどが、夫が購入して妻名義にしたケースである。なお、親子間での贈与のケースはなかった。夫が購入して妻名義になっているケースにおいても、妻がどのような形態で所有しているのかについては、さらに分析が必要である。
- 6) その他は、祖父母から孫息子・娘へ、離婚・別居した際に夫から獲得したケースなどが含まれる。このなかには、離婚・別居に際して、裁判所に提訴して女性が土地権を獲得したケースが 2 件含まれている。提訴したケースは少ないものの、これも新たな発見であり、そのような行為の分析がさらに必要である。

次に、土地所有面積に関してみると、夫から妻への相続が最大である。したがって、相続した土地所有面積に関しては、多い順から以下ようになる。

- ①夫が亡くなり妻が相続（29 プロット）、②父から息子への相続（19 プロット）
- ③父から娘への相続（17 プロット）、④母から息子への相続（12 プロット）
- ⑤母から娘への相続（10 プロット）

他方で、息子が父母から相続するのは 31 プロット、娘が父母から相続するのは 27 プロットで、息子として親から相続する面積は、娘より多い。

次に、女性の場合のみを見てみよう。女性が土地を入手する手段で人数的に多いのは、以下の通りである。

- ①夫から妻への相続（24人）、②父から娘への相続（24人）、
- ③母から娘への相続（14人）、④購入（10人）、⑤夫から妻への贈与（7人）

夫からの相続と贈与をあわせると、夫から土地を入手した妻は31人（43%）となる。女性の面積の割合も同様の順番になる。

- ①夫から妻への相続（約29プロット）、②父から娘への相続（約17プロット）、
- ③母から娘への相続（約11プロット）、④購入（約9プロット）、
- ⑤夫から妻への贈与（約4プロット）

前述の仮説に反して、女性が妻および娘として相続する面積（上記の①、③、⑤の合計）は、変化のあった全125プロット中57プロット（46%）で、全体の約半分に相当する。さらに、父から娘へ相続した面積は17プロット、母から娘へは11プロットであり、父から娘への相続面積のほうが、母から娘より多い。

他方で、男性が土地を取得した場合は、人数として最も多いのは、①父から息子への相続、②母から息子への相続、③購入、の順である。面積としては、①父から息子への相続、②購入、③母から息子への相続となる。妻が亡くなり夫が相続したものもあるが僅かである。面積については、①父から息子へ（19プロット）、②独自に購入（14プロット）③母から息子へ（12プロット）、③妻から夫へ（4プロット）となっている。したがって、男性の場合、父母からの相続の合計は31プロットで、変化した男性全体の面積51プロットのうちの約61%を占めている。また独自に購入した割合は約27%である。

表 5.7 土地の相続・移譲・購入（3ブロック全体：2008~2013年）
（面積が多い順）

土地の相続・移譲・購入		面積 (プロット)	人数 (人)
相続	夫から妻へ	29	24
相続	父から息子へ	19	23
相続	父から娘へ	17	24
購入	男性の土地購入	14	19
相続	母から息子へ	12	20
相続	母から娘へ	10	14
購入	女性の土地購入	9	10
相続	妻から夫へ	4	2
贈与	夫から妻へ	4	7
その他		6	9
合計		124	152

（出典：筆者作成）

表 5.8 3ブロックの土地所有者と面積の変化 (2008~2013年)

所有形態	2013 男性				女性				合計			
	人	%	合計 (㎡)	%	人	%	合計 (㎡)	%	人	(%)	合計 (㎡)	(%)
A. 変化なし	92	57	264,230	63	38	31	83,960	27	130	46	348,190	48
B. 変化あり	67	43	153,060	37	85	69	223,458	73	152	54	376,518	52
B. 変化ありの内訳												
(1) 相続												
夫から妻					24		86,430					
妻から夫	2		11,700									
夫婦間合計		1		3		19		28	26	9	98,130	14
父から娘					24		51,960					
父から息子	23		56,760									
父から子ども合計		14		14		20		17	47	17	108,720	15
母から娘					14		31,470					
母から息子	20		37,310									
母から子ども合計		13		9		11		10	34	12	68,780	9
(2) 贈与												
夫から妻					7		13,158					
妻から夫												
夫婦間贈与合計		0		0		6		4	7	3	13,158	2
(3) 購入												
	19	12	40,900	10	10	8	27,390	9	29	10	68,290	9
(4) その他												
	3	2	6,390	1	6	5	13,050	4	9	3	19,440	3
合計 (A+B)	159	100	417,290	100	123	100	307,418	100	282	100	724,708	100
実数の合計	156		417,290		119		307,418		275		724,708	

注：合計人数は一人が複数の形態で所有しているため実際の合計数より多い。なお、父母から子どもへの贈与はなかった。

(出典：筆者作成)

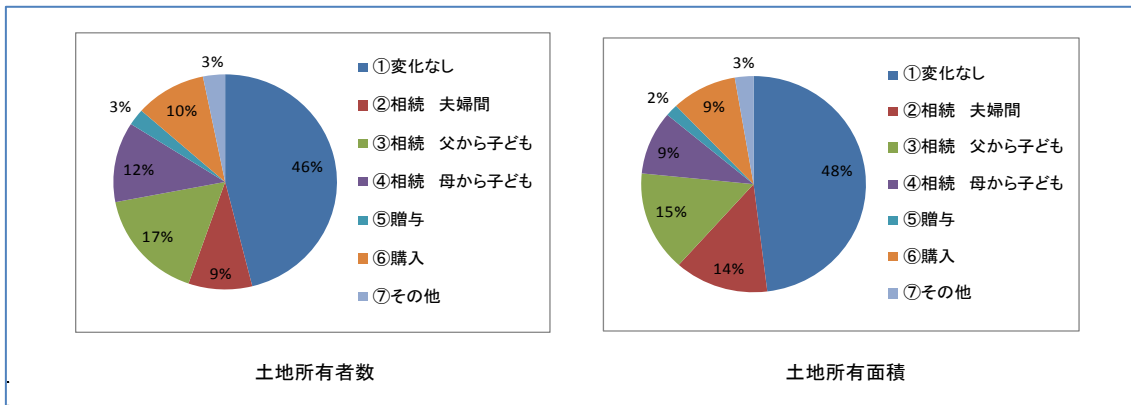


図 5.18 3ブロック全体の土地所有者（男女合計）と面積の変化（2008～2013年）
（出典：筆者作成）

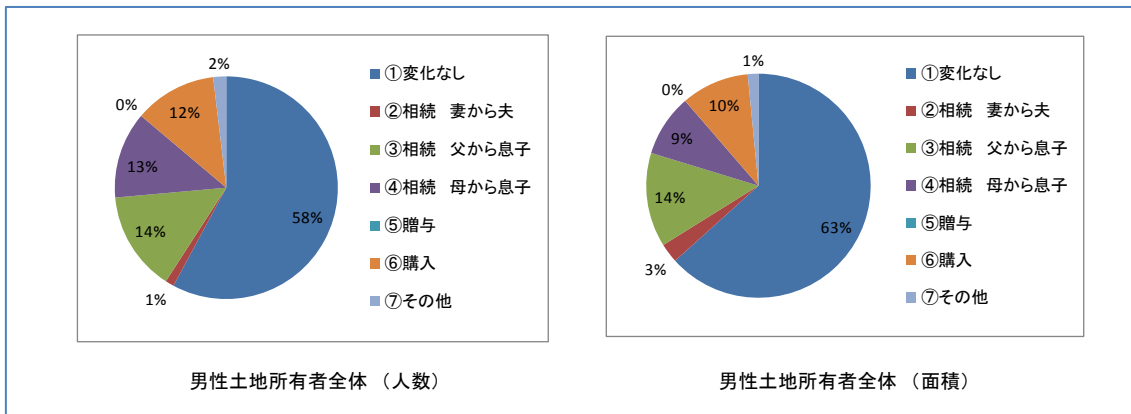


図 5.19 3ブロック全体の男性土地所有者と面積の変化（2008～2013年）
（出典：筆者作成）

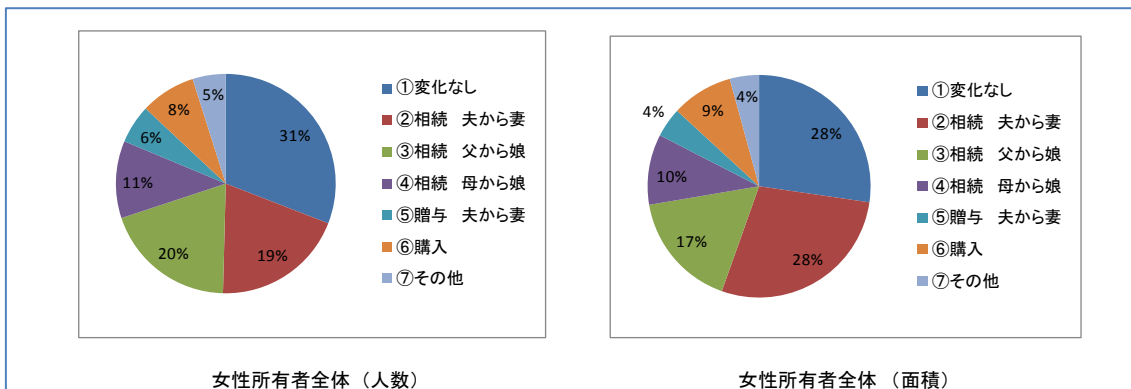


図 5.20 3ブロック全体の女性土地所有者と面積の変化（2008～2013年）
（出典：筆者作成）

(3) ブロックごとの土地所有形態の変化の相違

次に、調査対象となった3ブロックのそれぞれにおける土地所有形態の変化を比較する。まず、アッパー・マボギニ (MS1-2) の特徴は、男女ともに土地権が変化した者の割合のほうが、変化しなかった者の割合より高く、男性では約6割、女性では約7割が変化した。変化したもののうち、面積が多い順に以下の通りとなる。①夫から妻への相続で(7人:29,250 m²:10プロット)、これは3ブロック全体の傾向と同じである。さらに、夫から妻へ相続された一人当たり平均面積も、他に比べて大きい(4,179 m²)。次いで多いのは、②母から息子への相続で、人数も最も多い(14人、25,910 m²:9プロット)。次いで、③父から息子(7人、15,300 m²:5プロット)、④母から娘(6人、14,070 m²:5プロット)、⑤父から娘(7人、10,560 m²:4プロット)となっており、贈与と購入は少なく、贈与は夫から妻が一人で、購入も男性一人のみである。

女性で土地を購入したものはいない。母から娘への相続もあるが、母から息子への相続のほうが人数も面積も多く(約2倍)、女性が土地所有をしても娘より息子に引き継ぐことのほうが多い傾向が見て取れる。

(アッパー・マボギニにおける土地所有者と面積の変化については表 5.9、男性の土地所有形態変化については図 5.21、女性の土地所有形態変化については図 5.22 を参照)

表 5.9 アッパー・マボギニにおける土地所有者（男女）と面積の変化（2008～2013年）

2013 所有形態	男性				女性				合計						
	合計		平均		合計		平均		合計		平均				
	人	%	(m ²)	%	(m ²)	人	%	(m ²)	%	(m ²)	人	%	(m ²)	%	(m ²)
A. 変化なし	18	43	46,761	50	2,598	10	29	25,370	30	2,537	28	37	72,131	40	2,576
B. 変化あり	24	57	47,610	50	1,984	24	71	60,438	70	2,518	48	63	108,048	60	2,251
B. 変化ありの内訳															
(1) 相続															
夫から妻						7		29,250		4,179					
妻から夫															
夫婦間合計		0		0			20		34		7	9	29,250	16	4,179
父から娘						7		10,560		1,509					
父から息子	7		15,300		2,186										
父から子ども合計		17		16			21		12		14	19	25,860	14	2,186
母から娘						6		14,070		2,345					
母から息子	14		25,910		1,851										
母から子ども合計		33		27			18		16		20	26	39,980	22	1,851
(2) 贈与															
夫から妻						1		858		858					
妻から夫															
夫婦間贈与合計		0		0			3		1		1	1	858	1	858
(3) 購入															
	2	5	4,900	5	2,450	0	0		0		2	3	4,900	3	2,450
(4) その他															
	1	2	1,500	2	1,500	3	9	5,700	7	1,900	4	5	7,200	4	1,800
合計	42	100	94,371	100	2,247	34	100	85,808	100	2,524	76	100	180,179	100	2,371
実数の合計	42		94,371		2,247	33		85,808		2,600	75		180,179		2,402

註：合計人数は一人が複数の形態で所有しているため実際の合計数より多い。

註：「その他」は、祖母から孫息子へ相続。

註：「その他」は、父から義理の娘へ相続、祖母から孫娘へ相続。

（出典：筆者作成）

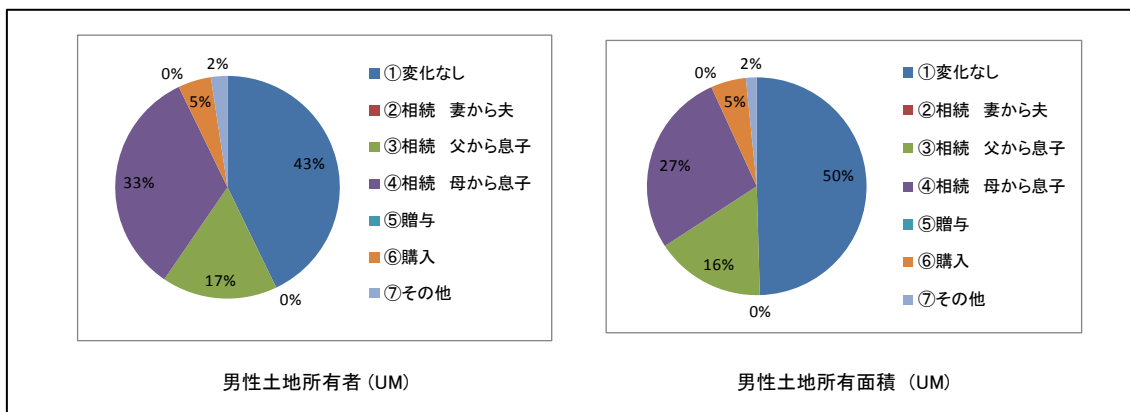


図 5.21 アッパー・マボギニ (MS1-2) における男性の土地所有形態変化 (2008～2013 年) (出典：筆者作成)

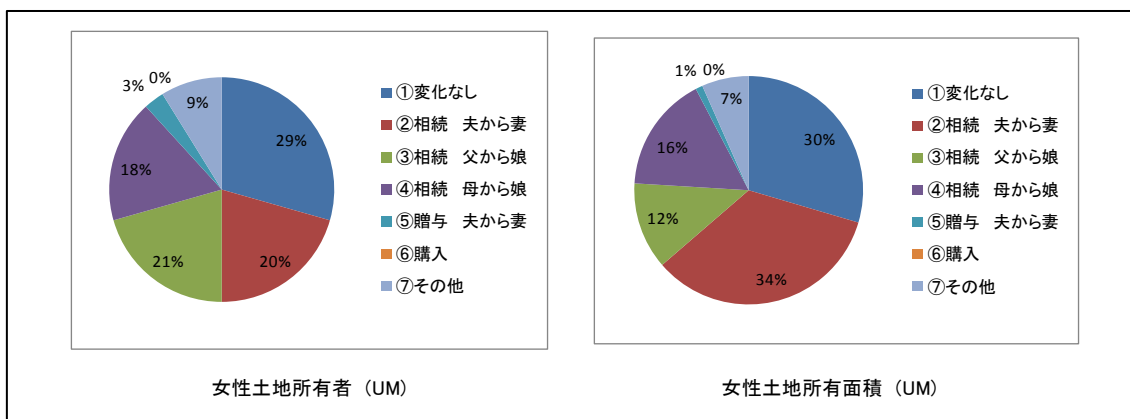


図 5.22 アッパー・マボギニ (MS1-2) における女性の土地所有形態変化 (2008～2013 年) (出典：筆者作成)

次に、ローア・マボギニ (MS4-1) の場合は、男性の土地権はあまり変化していないが、女性で変化した割合が7割と非常に多い。ローア・マボギニで変化した者のうち、面積が最も大きかったのは、父から娘への相続であることが特徴的である (10人、31,170 m² : 10プロット)。ただし、相続した娘の数も多かったため、相続した一人当たり平均面積 (3,117 m²) は、夫から妻へ相続した平均面積 (5,190 m²) より少ない。しかし、父から娘へ相続した一人当たり平均面積 (3,117 m²) は、父から息子へ相続した一人当たり平均面積 (2,862 m²) よりも大きいことも特徴的である。これはアッパー・マボギニとは逆の現象である。また、アッパー・マボギニと異なるのは、母から息子への相続がたった1人のみで、極めて少ないことである。土地購入については、男性が1名と女性が2名購入している。女性も土地を購入していることが、アッパー・マボギニとは異なる。(ローア・マボギニにおける土地所有者 (男女合計) と面積の変化については、表 5.10、男性の土地所有形態変化については図 5.23、女性の土地所有形態変化については図 5.24 を参照)

表 5.10 ローア・マボギニにおける土地所有者（男女）と面積の変化
(2008～2013年)

2013 所有形態	男性					女性					合計				
	人	%	合計 (㎡)	%	平均 (㎡)	人	%	合計 (㎡)	%	平均 (㎡)	人	%	合計 (㎡)	%	平均 (㎡)
A. 変化なし	18	66	70,019	71	3,890	12	33	23,940	23	1,995	30	48	93,959	46	3,132
B. 変化あり	9	34	29,250	29	3,250	24	67	79,290	77	3,304	33	52	108,540	54	3,289
B. 変化ありの内訳															
(1) 相続															
夫から妻						5		25,950		5,190					
妻から夫	1		10,650		10,650										
夫婦間合計		4		11			14		25		6	9	36,600	18	6,100
父から娘						10		31,170		3,117					
父から息子	5		14,310		2,862										
父から子ども合計		18		14			28		30		15	24	45,480	23	3,032
母から娘						3		6,900		2,300					
母から息子	1		2,400		2,400										
母から子ども合計		4		2			8		7		4	6	9,300	5	2,325
(2) 贈与															
夫から妻						3		6,300		2,100					
妻から夫															
夫婦間贈与合計		0		0			8		6		3	5	6,300	3	2,100
(3) 購入															
	1	4	1,500	2	1,500	2	6	5,220	5	2,610	3	5	6,720	3	2,240
(4) その他															
	1	4	390	0	390	1	3	3,750	4	3,750	2	3	4,140	2	2,070
合計	27	100	99,269	100	3,677	36	100	103,230	100	2,868	63	100	202,499	100	3,214
実数の合計	27		99,269		3,677	35		103,230		2,949	62		202,499		3,266

註：合計人数は一人が複数の形態で所有しているため実際の合計数より多い。

註：「その他」は、祖父から孫息子へ相続。

註：「その他」は、父から義理の娘へ贈与。

(出典：筆者作成)

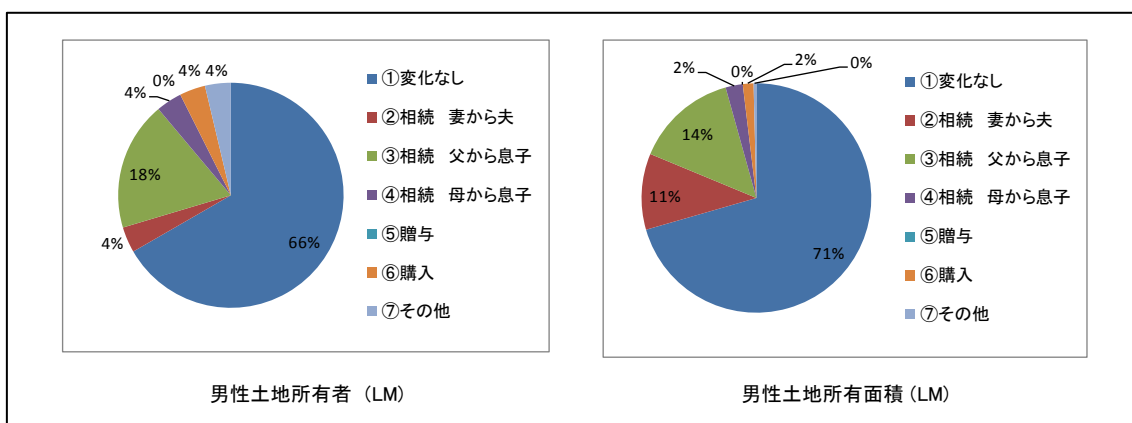


図 5.23 ローア・マボギニ (MS4-1) における男性の土地所有形態変化 (2008~2013年) (出典：筆者作成)

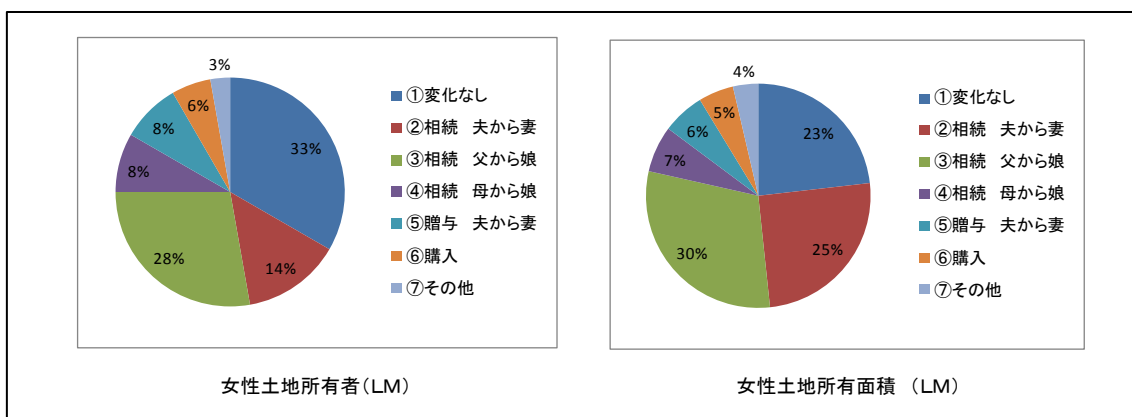


図 5.24 ローア・マボギニ (MS4-1) における女性の土地所有形態変化 (2008~2013年) (出典：筆者作成)

最後に、チェケレニ (RS4-1) であるが、ここではローア・マボギニと同様に、男性で変化した割合は少ないが、女性で変化した割合が7割と非常に多い。チェケレニでは、変化したもののうち、①男性の土地購入の面積の割合が最も高かったことが大きな特徴である (16人、34,500 m² : 12プロット)。女性の土地購入も多く、アッパー・マボギニおよびローア・マボギニとは大きく異なる。面積に関して、次いで多いのは、②夫から妻への相続であり (12人、31,230 m² : 10プロット)、③父から息子 (11人、27,150 m² : 9プロット)、④女性による購入 (8人、22,170 m² : 7プロット)、⑤母から娘 (5人、10,500 m² : 4プロット)、⑥父から娘 (7人、10,230 m² : 3プロット)、⑦母から息子となっている (5人、9,000 m² : 3プロット)。これは、購入の部分を除くと、アッパー・マボギニと同じ順番となっている。しかし、父から娘への相続が大きいローア・マボギニとは、傾向が大きく異なっている。チェケレニにおける土地所有者 (男女合計) と面積の変化については、表 5.11、男性の土地所有形態変化については図 5.25、女性の土地所有形態変化については図 5.26を参照)

なお、チェケレニにおける土地購入については、面接調査および全数調査から、子どもの教育費、食料、医療費などに現金が必要になり、土地を手放すケースが多いという回答、および高齢、その他の理由によりキリマンジャロ山中腹の出身地に戻るため、あるいは既に LMIS 外に長く居住していて耕作できないために土地を売却するなどの回答が見られた。村土地法 1999 などにより、LMIS の灌漑稲作圃場の用途は、主に農業生産活動に資することに規定されているため、このような農民間の土地売買をもって、土地市場の発達とは必ずしも言えない。チェケレニの場合は、農業生産性の高まりによる土地売買の増加ではなく、逆に農業生産性の低下により、生活が困難になり土地を手放す農民が増えているのではないかと推察できる。このような現象の要因については、さらに第 6 章で考察していく。

表 5.11 チェケレニにおける土地所有者（男女）と面積の変化（2008～2013 年）

2013 所有形態	男性					女性					合計				
	人	%	合計 (m ²)	%	平均 (m ²)	人	%	合計 (m ²)	%	平均 (m ²)	人	%	合計 (m ²)	%	平均 (m ²)
A. 変化なし	56	62	147,450	66	2,633	16	30	34,650	29	2,165	72	50	182,100	53	2,529
B. 変化あり	34	38	76,200	34	2,241	37	70	83,730	71	2,263	71	50	159,930	47	2,253
B. 変化ありの内訳															
(1) 相続															
夫から妻						12		31,230		2,602					
妻から夫	1		1,050		1,050										
夫婦間合計		1		1		23		26			13	9	32,280	9	2,483
父から娘						7		10,230		1,461					
父から息子	11		27,150		2,468										
父から子ども合計		12		12		13		9			18	13	37,380	11	2,077
母から娘						5		10,500		2,100					
母から息子	5		9,000		1,800										
母から子ども合計		6		4		9		9			10	7	19,500	6	1,950
(2) 贈与															
夫から妻						3		6,000		2,000					
妻から夫															
夫婦間贈与合計		0		0		6		5			3	2	6,000	2	2,000
(3) 購入															
	16	18	34,500	15	2,156	8	15	22,170	19	2,771	24	17	56,670	17	2,361
(4) その他															
	1	1	4,500	2	4,500	2	4	3,600	3	1,800	3	2	8,100	2	2,700
合計	90	100	223,650	100	2,485	53	100	118,380	100	2,234	143	100	342,030	100	2,392
実数の合計	87		223,650		2,571	51		118,380		2,321	138		342,030		2,478

註：合計人数は一人が複数の形態で所有しているため実際の合計数より多い。

註：「その他」は、祖父から孫息子へ相続。

註：「その他」は、祖母から孫娘へ相続、息子不在で母が耕作権。「夫から妻への贈与」のうち、2人は別居により裁判で獲得したもの、1人は離婚のときに獲得したものである。

(出典：筆者作成)

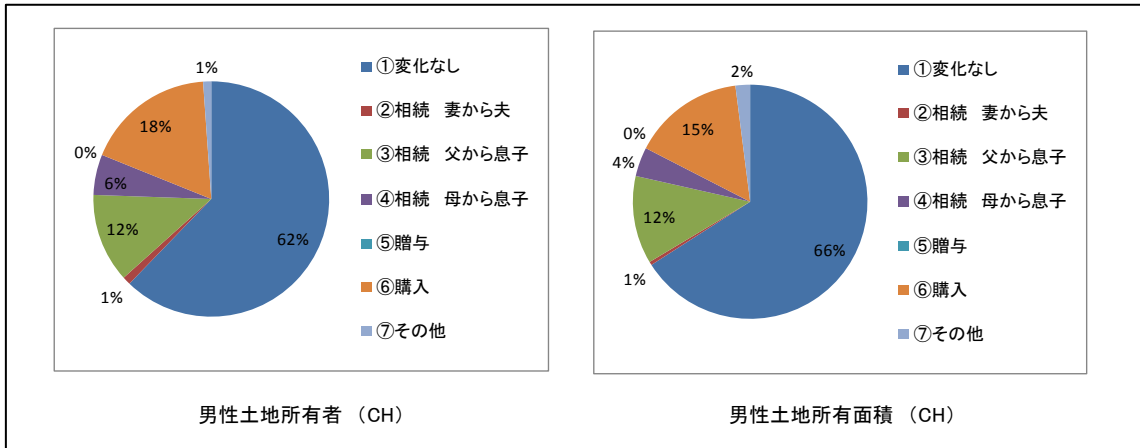


図 5.25 チェケレニ (RS4-1) における男性の土地所有形態変化 (2008～2013 年) (出典：筆者作成)

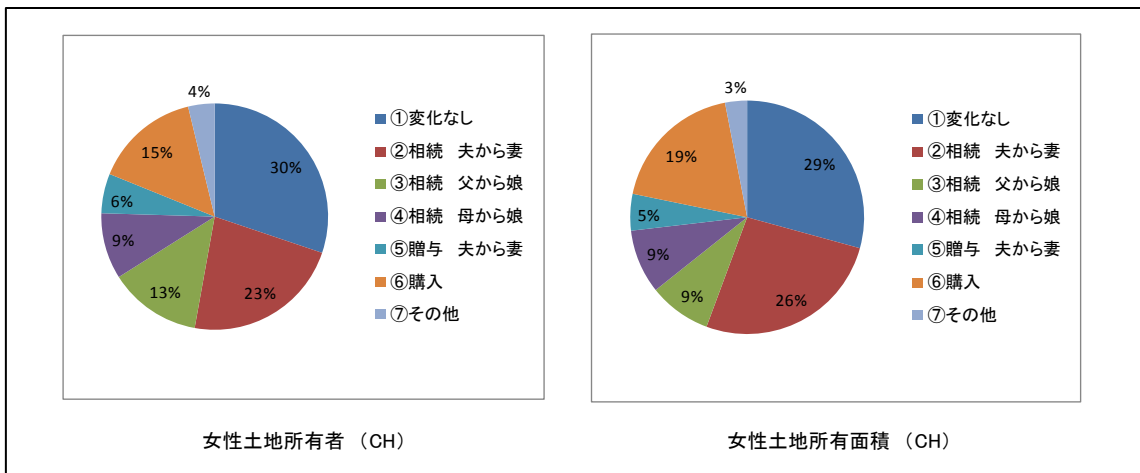


図 5.26 チェケレニ (RS4-1) における女性の土地所有形態変化 (2008～2013 年) (出典：筆者作成)

(4) 相続・所有の変化に関する 3 ブロックにおけるまとめ

以上の分析から、女性は慣習法の下で、土地所有権を獲得することができず、離婚・別居・死別すると、保護・管理の対象から外れ、土地使用権を剥奪されるわけではないこともわかった。LMIS の 3 ブロックの場合には、このような論説は、必ずしも当てはまらない。LMIS 全体においては、約 2 割の女性が慣習的土地所有権を有しており、3 ブロック合計の調査では、女性の割合は増加傾向にある。同ブロックでは、夫が亡くなると妻が土地を相続する割合が、人数・面積ともに最も多く、父から息子への相続よりはるかに多いことが判明した。さらに、面積としては、父から息子への相続のほうが、父から娘への相続より多いが、その差は僅かであり、その人数もほぼ同じである。反対に、母親から息子への相

続は、母から娘への相続より、人数・面積ともに多いこともわかった。

したがって、女性（妻・娘）が土地を取得しても、必ずしも女性（娘）に相続するわけではなく、次の世代でまた男性（息子）が相続するという逆転現象が起きている。夫から妻への相続、および父母から娘への相続の増加が継続されれば、女性の土地所有の長期的かつ継続的な増加につながると推測されるが、女性（妻・娘）が相続しても、その息子に相続させる可能性があるため、女性の土地所有は必ずしも直線的に増加していくわけではない。このような特徴の分析については、さらに第6章でおこなうこととする。

土地購入に関しては、男性のみではなく、女性も自分名義で土地購入をしているという発見があった。男性による土地購入面積のほうが女性のそれより多いが、一人当たり購入面積は、女性のほうが男性より大きい。したがって、3ブロック全体においては、女性の土地所有権への転換が生じており、次世代で男性への所有権に再転換される可能性があるとしても、女性の所有者および面積の割合が増加しており、女性の土地所有権が社会的に認知されるようになってきている傾向が見られる。

5.3 調査結果のまとめと検証

大規模灌漑開発の導入とともに土地の再配分がおこなわれると、収益が上がり、男性が土地権を独占し、女性は慣習的耕作権・所有権を失うという仮説をローアモシ灌漑地区（LMIS）において検証した結果、ローアモシ灌漑計画の初期（1987年）におこなわれた灌漑稲作圃場の土地再配分に際し、女性は従前地における慣習的土地耕作権・所有権を全面的に失ったわけではなかった。さらに、本章の分析を通じて以下のようなことがわかった。

第一に、ローアモシ灌漑開発地区（LMIS）において、データに基づく土地所有者と所有面積についての分析を行った結果、LMIS全体では、女性の土地（灌漑稲作圃場）の所有者は、男性より零細・小規模所有者（2プロット以下）に偏在しており、零細・小規模土地所有者の女性の一人当たり所有面積は、男性より小さいことが判明した（約25%）。女性の零細・小規模所有者は、女性土地所有者の82.3%にも相当するが、男女合わせた全体の約10%の土地しか所有していない。これは、零細および小規模所有者をあわせた男性（73.8%）が全体面積に占める割合（34%）より、かなり低い数値である。さらに、女性の土地所有者が占める割合は、地区およびブロックごとに異なり、上流のアップパー・マボギニ地区と下流のチェケレニ地区に多いということがわかった。

第二に、上流、中流、下流の3ブロックを選定しておこなった事例分析において、1987年から2013年の経時的变化を見ると、どのブロックにおいても女性の土地所有者数および

所有面積が増加していることがわかった。特にローア・マボギニ（中流）においては、2013年には、男性より女性の土地所有者数のほうが多くなった。さらに、男性の平均的土地所有面積が減少傾向を見せているのに反し、女性のそれは増加傾向にある。これらの結果は、3ブロック全てにおいて、女性が過去26年間の間に、男性と比べて相対的に農業に関わるようになってきている可能性を示している。特に、二期作をおこない収益が高いと考えられるアップー・マボギニ（上流）においても女性の土地所有者が増加しているということから、土地権の近代化にともない、土地からの収益が上がるようになると女性の土地権が剥奪されるようになり、土地からの収益があがり、土地登記によるメリットが認識されるようになると、男性が土地権を独占し女性は慣習的地権を失うという従来の論説は、LMISの場合には、必ずしも当てはまらないことがわかった。

第三に、同3ブロックにおいて、女性の土地所有権の取得手段について分析した結果、夫が亡くなると妻が土地を相続する割合が、人数・面積ともに最も多く、父から息子への相続より多いことが判明した。これは、父系制・夫方居住社会での相続の通念に反した現象である。さらに、面積としては、父から息子への相続のほうが、父から娘への相続より多いが、その差は僅かであり、その人数もほぼ同じであった。反対に、母親から息子への相続は、母から娘への相続より、人数・面積ともに多いことが判明した。つまり、女性が土地を取得した場合、必ずしも女性（娘）に相続させるわけではなく、次の世代でまた男性（息子）が相続するという逆転現象が起きるということもわかった。したがって、女性の土地所有は、長期的には増加するが、短期的には直線的に増加するのではなく、ある程度の増減を繰り返すのではないかと推察される。

第四に、土地購入に関しては、男性と同様に女性も自己資金で、かつ自己名義で土地購入をしていることがわかった。男性による土地購入面積の合計は、女性のそれより多いが、一人当たり購入面積は、女性のほうが男性より大きいことがわかった。

したがって、「土地権の近代化を進めると、農村女性の土地（耕作地）の所有権は経時的に失われる（仮説2）」は、ローアモシ灌漑地区（LMIS）の実証調査からは立証できなかった。LMISにおいては、土地権および農業の近代化に伴い、逆に男性から女性の土地所有への転換が徐々に生じている。過去26年間について見れば、女性の土地所有は継続的に増加してきた。その背景には、女性の土地の相続、贈与、購入を通じた所有権に対する考え方が不変的（static）ではなく、社会的に認知されるようになってきていることが要因としてあるのではないかと推察される。それらの分析についてはさらに次章で詳しく扱う。

第6章 農村女性にとっての

土地権に関わる価値

ローアモシ灌漑地区（LMIS）における土地所有者および土地所有規模に関して、女性の土地所有者は全土地所有者の21.1%を占め、地区間の比較では、上流と下流の双方に女性の所有者と所有面積の割合が高いという結果が第5章の分析から得られた。しかし、女性の土地所有者は、ほとんどが零細・小規模所有者であり、男性よりその割合が高い。女性土地所有者の約半数が、1プロット以下の零細所有者であり、3割は、1～2プロットしか所有していない小規模所有者である。これらの女性所有者が、男女あわせた全体の面積に占める割合は、約10%でしかない。しかし、上流、中流、下流からそれぞれ1ブロックずつを対象にして、土地所有の経時的変化（1987～2013年）を分析すると、ブロック全体に対する女性の土地所有者数および所有面積の割合、および女性の一人当たり平均所有面積が、増加していることがわかった。

さらに、土地の取得方法に着目して、土地所有者および面積の性別による変化について分析をおこなった。農村における土地権の主な取得手段は、未開地の開墾、政府による土地配分、相続、贈与、購入であり、これらのうち、未開地の開墾、政府による土地配分については第4章で、その他については第5章で分析を行った。LMISも含め、タンザニアで全体の8割を占める父系社会・夫方居住社会では、慣習的には女性に土地所有権を認めず相続権も限定してきた。女性は慣習法の下では、土地所有権を獲得することができず、夫と離婚・別居・死別すると、夫とその家族の保護・管理の対象から外れ、土地使用権を剥奪されると言われてきた。しかし、土地権の移動について、3ブロックの経時的変化（2008～2013年）を事例分析した結果、以下のようなことがわかった。1) 土地の相続に関しては、夫が亡くなった場合には、妻が土地を相続する割合が人数・面積ともに最も多く、父から息子への相続よりはるかに多いことが判明した。2) 面積としては、父から息子への相続のほうが、父から娘への相続より多いが、その差は僅かであり、その人数もほぼ同じであった。3) 反対に、母親から息子への相続は、母から娘への相続より、人数・面積ともに多かった。4) また、男性と同様に女性も自己名義で土地購入をしていることもわかった。男性による土地購入面積の合計のほうが女性のそれより多いものの、一人当たり平均購入面積に関しては、女性のほうが男性より大きい。

これらの分析結果から、男性（夫・父）から女性（妻・娘）への土地所有の転換が生じており、女性から男性へ所有権が変化している。他方で、女性（母）が、土地所有者になったとしても、男性（息子）への土地権への逆戻りがあるものの、女性の土地所有権が社

会的に認知されるようになり、直線的ではないが女性土地所有者および面積は増加傾向にあることがわかった。女性の土地所有者数及び面積の増加は、女性が土地所有を価値あることと考えていることが背景のひとつにあると推察される。したがって、本章では、そもそも土地所有について農村女性、および農村男性が何を「価値あると思う」ことと考えているのかについて考察する。

6.1 農村女性にとっての土地へのアクセスとコントロール

開発途上国に対する開発事業において 1980 年代後半以降採用されてきたジェンダー (GAD) アプローチでは、開発に必要と考えられる資源と便益について、「アクセス」(使用できる機会があること、利用権があること)と「コントロール」(どのように使用するか選択し決定できること、決定権・権限があること)の相違に注目し、これらの相違には重層的にジェンダーによる差異があるという分析視座を呈示してきた (モーザ 2000)。アクセス・コントロール分析は、ジェンダー分析における権力や意思決定分析の主要な手法として位置付けられてきた。例えば、タンザニアの農村では、換金作物としてのイネ栽培 (生産資源) の多種多様な作業、土地や農業投入へのアクセスは、女性がおこなうにもかかわらず、収穫期になると収益は男性 (夫や父親) が管理し、その用途について女性には決定権がなく、世帯内において女性には、収入 (便益) に関するコントロール (収入を管理し出費を決定する権限) がない (池田 2002a、2002b、原田 2005、2006)。

他国の例でも、農村女性は共同井戸から水を汲むことができるが (アクセスがある、利用権がある)、その井戸に電動ポンプが設置されると、その土地の所有者が現れ水料金を徴収するようになり女性が井戸を自由に使用できなくなった (コントロールがない、決定権がない) という事例がある。インド北部ウッタラカンド州の山間地では、農村女性が植林し森林保全をしながら樹木を利用していた (アクセスがある) が、伐採契約を獲得した請負業者や森林開発公社、政府の森林官吏が森林地の所有権を主張し (コントロール)、女性達から森林にアクセスする権利を奪おうとした。これに反対して女性たちが対抗した活動はチプロ運動として知られている (シヴァ 1994: 86-96)。また、インドの農村ではクリニックや病院 (という資源) があっても、それは男性・男児のためのものであり、夫や家族が女性 (妻) には受診させず、自宅分娩で十分だと考え、産前産後検診や施設分娩をさせないという地域もあり、医療サービスという資源へのアクセスとそこからの便益の享受には、ジェンダーによる差異がある (田中 2008) ⁹⁸。

⁹⁸ インドのマディア・プラデッシュ州ダモー県では、妊産婦が産前産後検診を受けさせてもらえないこともあり、妊産婦死亡率が高い (10 万出生対 971)。しかし、出生前性別診断は受ける傾向があり、女兒の場合は出産しない。その他にも要因はあるが、同県の男女人口比は、男性 1000 対女性 935 (2001 年) と、女性のほうがかなり低い数値となっている (Department of Women and Child Development (2008) *Gender: Proposed State PIP(2007-08)*, Madhya Pradesh State, India)。

つまり、世帯内・外において、女性が資源に対するアクセスを有していても、便益についてはコントロールを有していない、あるいは労働提供をしているにもかかわらず資源と便益へのアクセスもコントロールもないということが、ジェンダーの不平等につながるという分析がおこなわれてきた（ウィリアムズ 2011:193-195）。ローアモシ灌漑地区（LMIS）においても、土地という資源へのアクセス・コントロールを有している者、有していない者についての分類をおこなうと、図 6.1 のようになる。さらに、LMIS において、土地所有者以外に、土地へのアクセスを有する多様な人々も存在することがわかった。（表 6.1）

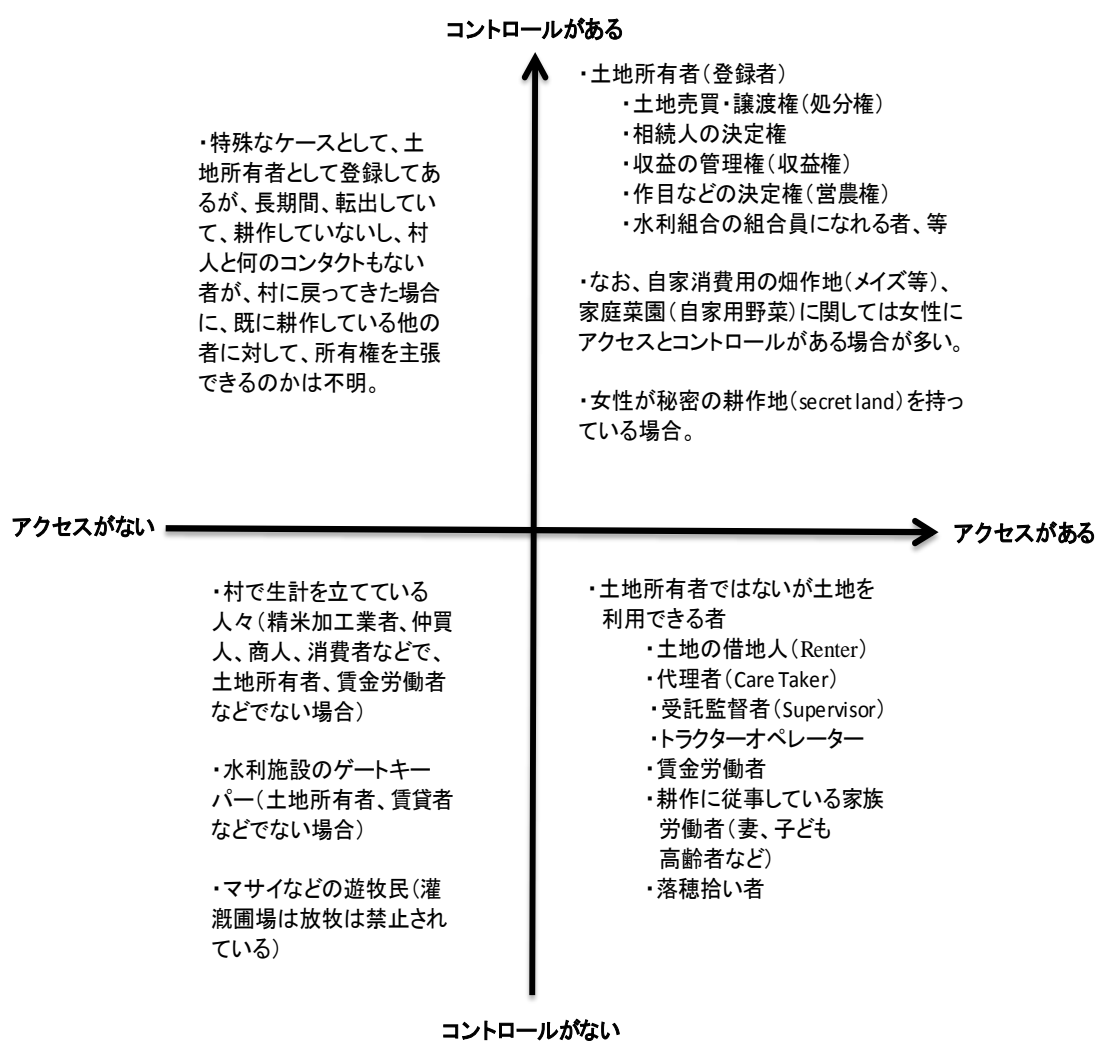


図 6.1 ローアモシ灌漑地区（LMIS）における土地へのアクセスとコントロール

注）「土地」は灌漑稲作耕作地の意味。
出典：筆者作成。

表 6.1 ローアモシ灌漑地区 (LMIS) において土地にアクセスがある者

土地にアクセスがある者	特徴	性別
①借地人 (Renter) <i>Mkukodisha(s), Wakodishaji (pl.)</i>	土地所有者に対して作付期の前に一定の土地の賃借料を支払い、プロットを借りる者。 (特定の農作業は、借地人がさらに賃金労働者に委託することが多い。畔区を賃借する小規模な者から、数プロットを賃借する裕福な商業的な借地人まで規模は多様。継続して借地できるかどうかは、借地人と所有者の関係によるが、何期も継続して借地すると、土地権が奪われるのではないかと恐れ、2~3作付期ごとに借地人を変える所有者もいる。特に上流のアップパー・マボギニおよびローア・マボギニでは、借地を希望する者は多い。)	男・女
②代理人 (Care Taker) <i>Mwangelizi wa shamba</i>	① 親族などで、所有者に代わって耕作をし、多少の賃料、もしくは収穫したコメの一部を所有者に支払う者。 (例:所有者が学生で村外にいて、叔父や叔母が耕作しているケース、所有者が高齢・病氣・離婚などで山のほうの出身地に戻ってしまい親族が耕作しているケースなど) ② 親族などで、所有者に代わって耕作をしているが、所有者に何も支払わない者。 (例:所有者が長期間、村外におり耕作に関心がない、所有者が海外に行ってしまう連絡が取れないケースなど) ③ 親族などで、所有者が成人するまで耕作する者。 (例:父親から土地を相続した息子が幼いため成人するまでの間、親族がその土地を耕作し、収穫したコメは家族で分配するケースなど)	男・女
③受託監督者 (Supervisor) <i>Msimamizi wa shamba</i>	特定の農作業、あるいは一連の農作業を土地所有者から受託し、作業工程や進捗を監督する者で、土地所有者から賃金が支払われる。 (受託者は、さらに賃金労働者を雇って、特定の農作業を委託することが多い。)	男性が多い
④大型農業機械 操作者 (Machine Operator)	大型農業機械の所有者(個人)からトラクターやパワーティラーを借り、整地作業などを請け負う労働者。 (技術者と考えられており、賃金労働者より、賃金が高い。)	男性
⑤賃金労働者 (Laborer) <i>Kibarua (s.), Vibarua (pl.)</i>	特定の期間、特定の農作業を請け負う者。 (個人および数名のグループで、数日あるいは一括した作業を請け負う。整地、田植え、除草、鳥追い、収穫、収穫後の処理(乾燥、風選、脱穀、袋詰め、運搬)など、手作業を必要とする肉体労働者。他方で、育苗、かん排水管理、施肥、防除などの生育管理労働は、受託監督者や所有者が行うことが多い。)	男・女
⑥家族労働者 (Family members)	家族の構成員で、無給で農作業を担っている者。親族の場合もある。 (夫や両親の土地で耕作を手伝っている妻、子どもなど。あるいは、妻の土地で耕作を手伝っている家族のメンバーなど。土地所有者でないが、無償労働をしていることが多い。収穫の分配がある場合とない場合がある。)	男・女(主に女性や子ども)
⑦放牧者・遊牧民 (Grazer and Pastoral People)	主に収穫後の圃場で家畜の放牧をおこなう者。 (収穫以前でも畦畔の草を食んだりするので、畦畔や農道が崩れることがある。圃場での放牧は、必ずしも所有者の許可を得ているわけではなく、農民が帰宅した後で放牧されることもあり、監視できない。マサイの人々が多いと言われているが、家畜を飼っている農民もおこなっている。)	男性
⑧落穂拾い者 <i>Kusalala</i>	収穫後、圃場に落ちているモミを拾い集めて食料にする者。 (主に困窮している寡婦、女性世帯など)	主に女性

注) 土地所有者以外でアクセスのある者のリスト。「土地」は、灌漑稲作耕作地。LMIS 内の土地に付随する灌漑用水へのアクセスについては、土地所有者を始め、①~③、⑤~⑥の者が灌漑用水として使用できる。幹線水路、二次水路に水量が確保できている上流地区においては、一般住民も生活用水として灌漑用水を利用している。

出典：現地調査データから筆者作成。

GAD アプローチでは、資源と便益の使用（アクセス）と管理（コントロール）を分析することが、性別役割に内包される非対称的な権力関係の分析につながる。「資源（resources）」とは、開発を実践するのに必要な機材・施設・財源（クレジットや融資も含む）といった資本や資材だけでなく、多様なニーズを満たすために必要な水・燃料・食料、さらに人材、サービス、情報、教育、時間などの一切を指すとしている（モーザ 2000）。便益（benefit）は、単に経済的利益だけではなく、特定の開発資源を投じた結果、得られる多様な利益や恩恵、メリットである。

性別役割分業および資源や便益の配分および決定に関して、アマルティア・センおよびフェミニスト経済学者も同様の指摘をしている。つまり、本研究の第 1 章序論で述べたように、新古典派経済学アプローチでは、世帯内の資源（土地も含む）および決定や役割分業は価値中立的、あるいは性別分析をしてこなかったが、世帯員の利害は多くの場合一致しておらず、資源の世帯員への配分に、ジェンダー、年齢、その他の要因による不平等が存在する（Sen 1990、Agarwal 1997、モーザ 2000:46-50、村松 2005:40-45）。さらに、センは、世帯内の不平等には、資源（土地を含む）の利用のみならず、資源をケイパビリティへと変換することにおける不平等があり、世帯内の所得分配という概念のみではこれを捉えられないとしており（セン 2010a:195）、上記のような GAD アプローチにおける資源と便益のアクセスとコントロールの分析枠組みの方法論上の限界を示唆している。

平等な資源や機会が男女に提供されていても、それを平等に使える機会や価値に対する関心（perception）は多様である。各人が選択することのできる機能の集合がケイパビリティ（可能性）である（セン 2011）。それは、生命活動（functioning）を選び達成する能力、あるいは個人が選択できる生き方の幅とも言える（大沢 2002:23、松井・池本 2006）。例えば、土地や資産の所有について男女差別のない土地法があったとしても、その法律を使用・活用できる実現可能性は、教育や情報、所得、社会な行動規範、ジェンダー非対称性などにより異なり、全ての人々が平等に法律を使えるわけではない。また平等な土地所有権を有していたとしても、それを使いたいという関心が異なることもある。女性が土地所有者として登録されていても、必ずしも土地を自由に処分（相続・譲渡・売買など）することはできないかもしれないし、あるいは、そうしたくないという関心や選択肢もありうる。センは、「何かをしたり、何かになったり、人が欲するような生活を営む自由へと変換するケイパビリティ」は人によって多様であるという（セン 2010a: 194）。

途上国の女性にも、多様な機能を達成するための自由があり、どのような機能（例えば、健康である、家族に十分な食料を生産する、土地を所有・利用する、灌漑用水をもっと使用する、子どもに十分な教育を与える、恥ずかしくない生活や身なりをしているなど）を

選び、どのような事柄に優先順位を与えるかは、女性が機能の自由な組み合わせや達成を可能にすることができるかどうか、またそれを可能にする環境や制度が整っているかどうかということに影響される。しかし、ジェンダーによる差別の存在は、女性が有する財・サービスを自身がなりたいたいことやしたいこと（機能）に転換し、「価値あると思う」ことを達成することへの障害となる。社会には制度的・構造的なジェンダー不平等が存在し、男女が享受している自由には、構造的な格差が存在するため、多くの社会的機能や制度におけるジェンダー格差を分析する必要がある（セン 2010a：195-197）。GAD アプローチでは、そのような多様な「価値あると思う」ことの領域の分析手法までは明示されていない。女性が「価値あると思う」ことを選択することを可能にする環境や制度については、次章でさらに土地の管理権および相続の分析を通じて考察したい。

本章では、LMIS において、土地に対するコントロールがあると考えられている土地所有者のみならず、アクセスがある借地人、賃金労働者、受託監督者など、多様かつ多重的な形態で土地と関わっている人々が、どのように土地所有を考えているのかについて面接調査で得られた回答をもとに質的分析をおこない、第 7 章において、さらにアクセスとコントロールについて、土地の所有、管理、相続の諸相からの考察をおこなう。

6.2 面接調査対象者の概要とプロフィール

本章における分析手法としては、「生活状況に関する質問票調査」（2012）、「土地権に関する質問票調査」（2013 年）から得られたデータ、および第 1 次調査（2011 年）、第 2 次調査（2012 年）、第 4 次調査（2014 年）での面接調査の結果を使用する。

6.2.1 対象 3 ブロックの土地所有者の基本的特徴

「土地権に関する質問票調査」（2013 年、対象 3 ブロックの全数調査）では、アッパー・マボギニ地区（MS1-2）で 59 名（女性 33 名、男性 26 名）、ローア・マボギニ地区（MS4-1）で 41 名（女性 24 人、男性 17 人）、チェケレニ地区（RS4-1）で 111 名（女性 54 名、男性 57 名）の合計 211 名（女性 111 名、男性 100 名）の土地所有者を調査対象とした（第 5 章表 5.6 を参照）。この質問票の集計結果（表 6.2）にそって、土地所有者の特徴をまず概観したい。

表 6.2 ローアモシ灌漑地区 (LMIS) の対象 3 ブロックの土地所有者の基本的特徴

	アッパー・マボギニ						ローア・マボギニ						チケレニ					
	男性		女性		合計		男性		女性		合計		男性		女性		合計	
(1) 調査対象者(人)	26	33	59	17	24	41	57	54	111									
(2) 平均年齢(歳)	60.8	60.3	60.5	59.7	57.5	58.4	53.8	54.3	54.0									
(3) 平均就学年数(年)	8.2	6.0	7.0	7.5	8.2	7.9	8.2	5.6	7.0									
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
(4) 就学レベル(人)																		
非識字 (0年)	1	4	5	15	6	10	1	6	1	5	2	5	1	2	11	20	12	11
初等教育 (1~6年終了)	0	0	5	15	5	8	0	0	2	8	2	5	1	2	7	13	8	7
初等教育 (7~8年終了)	17	65	18	55	35	59	11	65	13	54	24	59	39	69	31	58	70	63
中等前期 (10~11年終了)	7	27	4	12	11	19	4	23	6	25	10	24	11	19	5	9	16	14
中等後期 (12~13年終了)	0	0	1	3	1	2	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	1	1
専門学校 (14~16年)	0	0	0	0	0	0	0	0	2	8	2	5	2	3	0	0	2	2
大学 (17年)	1	4	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	2	3	0	0	2	2
n.a.	0	0	0	0	0	0	1	6	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0
	26	100	33	100	59	100	17	100	24	100	41	100	57	100	54	100	111	100
(5) 民族																		
チャガ	7	27	11	33	18	31	6	35	6	25	12	29	35	61	38	70	73	66
パレ	12	46	15	46	27	45	8	47	14	58	22	54	7	12	2	4	9	8
サンバー	0	0	1	3	1	2	0	0	1	4	1	2	2	4	0	0	2	2
その他	7	27	6	18	13	22	3	18	3	13	6	15	13	23	14	26	27	24
	26	100	33	100	59	100	17	100	24	100	41	100	57	100	54	100	111	100
(6) 宗教																		
キリスト教	10	38	17	52	27	46	8	47	11	46	19	46	43	75	43	80	86	77
イスラム教	16	62	16	48	32	54	9	53	13	54	22	54	13	23	11	20	24	22
n.a.	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	1	1
	26	100	33	100	59	100	17	100	24	100	41	100	57	100	54	100	111	100
(7) 婚姻形態																		
独身	0	0	3	9	3	5	1	6	2	8	3	7	7	12	3	6	10	9
既婚	25	96	11	33	36	61	13	76	12	50	25	61	48	84	23	42	71	63
別居	0	0	1	3	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	1	1
離婚	0	0	2	6	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3	6	3	3
死別	1	4	16	49	17	29	1	6	10	42	11	27	2	4	22	40	24	22
n.a.	0	0	0	0	0	0	2	12	0	0	2	5	0	0	2	4	2	2
	26	100	33	100	59	100	17	100	24	100	41	100	57	100	54	100	111	100
(8) 就業形態																		
農業のみ	16	61	21	64	37	63	13	76	15	63	28	68	32	56	46	85	78	70
ビジネス	3	12	1	3	4	7	0	0	0	0	0	0	5	9	0	0	5	5
農業と兼業	5	19	11	33	16	27	4	24	4	17	8	20	19	33	6	11	25	23
その他 (n.a.)	2	8	0	0	2	3	0	0	5	20	5	12	1	2	2	4	3	2
	26	100	33	100	59	100	17	100	24	100	41	100	57	100	54	100	111	100

注) アッパー・マボギニ (MS1-2)、ローア・マボギニ (MS4-1)、チケレニ (RS4-1)。
 学校制度は、基本的には、初等教育 7 年 (1~7 年)、中等教育前期 4 年 (8~11 年)、中等教育後期 2 年 (12~13 年)、カレッジ (専門学校) 3 年 (14~16 年)、大学 4 年 (14~17 年)。初等教育はスワヒリ語、中等以降は英語になる。
 出典: 「土地権に関する質問票調査」(2013 年) のデータから筆者作成。

第一に、土地所有者の平均年齢は、アッパー・マボギニ地区 (MS1-2) では 60.5 歳、ローア・マボギニ地区 (MS4-1) では 58.4 歳、チェケレニ地区 (RS4-2) では 54.0 歳で、さらに男女の差はあまり見られない。タンザニアの出生時平均余命は、世界銀行統計では 60.1 歳 (女性 61.3 歳、男性 58.9 歳) であることから (2011 年)⁹⁹、対象 3 ブロックでは高齢者が多いことがわかる。

第二に、教育レベルに関しては、平均就学年数は 3 ブロック全体では 6~8 年間で、男性のほうが女性より就学年数が多い。ただし、ローア・マボギニ地区 (MS4-1) では、女性の平均就学年数が 8.2 年で男性より高い数値となっている。3 ブロックの調査対象者は、男女合わせると 10~18%が初等教育を受けていないか、あるいは途中で退学している。アッパー・マボギニ地区 (MS1-2) とチェケレニ地区 (RS4-2) では、全く就学したことがなかったり (各 15%、20%)、小学校を数年でドロップアウトした女性もいる (15%、13%)。その比率は男性より高い。女子の中学校の進学率は、チェケレニ地区 (RS4-1) では 9%しかないが、ローア・マボギニ地区 (MS4-1) では 25%である。また、アッパー・マボギニ地区 (MS1-2) には、高等学校 (12~13 年) を終了した女性が 1 名おり (助産師)、ローア・マボギニ地区 (MS4-1) では、短大 (14~16 年) まで就学した女性が 2 名いる (現在、1 名は幼稚園の校長、他は職業訓練教員)。ちなみに、タンザニア全体で初等教育の就学率 (gross enrolment ratio) は既に 102.3%となっているが、中等教育 (8 年生以上) に進むのは女子 37.1%、男子 44.7%である (2009 年統計)¹⁰⁰。農村地域ではそれより低い率になると推察される。

第三に、民族 (*kabila*) 構成および宗教について述べる。アッパー・マボギニ地区 (MS1-2) とローア・マボギニ地区 (MS4-1) には、パレ人がそれぞれ 45%、54%と約半数を占め、次いでチャガ人が 31%、29%となっている。これらの 2 ブロックでは、どちらも 54%がイスラム教徒で、46%がキリスト教徒である。パレ人やサンバー人がどのように、この地域に入植してきたかについては、本論文の第 2 章で既に述べた。他方で、チェケレニ地区 (RS4-1) では、66%がチャガ人でキリスト教徒が 77%を占める。チェケレニ地区は、1970 年代にウジャマー村が開始された際に、もともと Uru 首長 (チャガ) の領土だったという背景で、政府がチャガ人が住んでいたキリマンジャロ山中腹のロンボ地区やマチャメ地区などに対して入植者を募ったこと、チャガ人が最初に入植してきたこと、最初の入植者が自分たちの知人に声をかけていったことなどが関係して、チャガ人が大多数になったと考えられる¹⁰¹。他方で、サンバー人はパレ人に出身地が近い人々である。その他の民族も 15~24%お

⁹⁹ 出典：世界銀行

<http://data.worldbank.org/indicator/SP.DYN.LE00.IN/countries/TZ-ZF-XM?display=graph> : 参照日 2013 年 10 月 6 日。

¹⁰⁰ 出典：世界銀行

<http://data.worldbank.org/indicator/SE.SEC.PROG.FE.ZS/countries/TZ-ZF-XM?display=graph> : 参照日 2013 年 10 月 6 日。

¹⁰¹ チェケレニ村のもとウジャマー村長への面接調査より (2011 年 11 月 23 日)。

り、多様な人々が土地所有者として定着していることがわかる。ローアモシ灌漑地区 (LMIS) が、もともとは Uru 首長 (チャガ) が所有する領土だったことからすると、過去約半世紀の間に多民族により構成される社会へと移行していることがわかる。フィールド調査時には、民族・宗教的な要因による対立についての回答はほとんど聞くことはなく、LMIS においては、これまでに民族・宗教が原因で大きな係争になったという事例はほとんどないということだった¹⁰²。

第四に婚姻形態に関して述べる。男性の場合は既婚者であると答えた回答者が多く、アッパー・マボギニ地区 (MS1-2)、ローア・マボギニ地区 (MS4-1)、チェケレニ地区 (RS4-1) でそれぞれ 96%、76%、84% である。一方、女性の場合は 33%、50%、42% で、男性より低い数値になっている。女性の寡婦比率は高く、それぞれ 49%、42%、40% となっており、男性の寡夫比率 4%、6%、4% と比べると対照的である。別居と離婚をあわせると、女性の場合は 9%、0%、9% となるのに対して、男性の場合は 3 ブロックすべてで 0% という回答である。男性の場合は、妻と離婚や死別しても、女性より再婚が容易であることや、一夫多妻制の存在 (キリスト教徒、イスラム教徒の双方にある) などが要因として考えられる。また、男性の場合は過去に別居・離婚していても現在他の女性と結婚している場合は、既婚と回答しているためにこのような数値になっていると考えられるが、婚姻に関しては男性のほうが圧倒的に優位な立場にいることが窺える。

第五に就業形態について述べる。農業のみをおこなっていると答えた者が男女合わせて約 70% おり、農業従事者の割合が高い。ビジネスおよび兼業者は、アッパー・マボギニ地区 (MS1-2)、ローア・マボギニ地区 (MS4-1)、チェケレニ地区 (RS4-1) では、34%、20%、28% である。女性の場合は、チェケレニ地区 (RS4-1) で、農業のみをおこなっている女性の割合は、同ブロックの女性全体の 85% を占める。逆に、都市部に最も近いアッパー・マボギニ地区 (MS1-2) では、女性の 36% がビジネス及び兼業者であると回答している。アッパー・マボギニ地区のみが 2 期作をおこない圃場から確実に収益を得ており、都市にも近いために兼業しており、農業へのインプットが取得しやすくなりさらに収益が上がっているのか、あるいは 2 期作からの収益により農業以外の経済活動が可能になったのかなどの関連性について分析し、農業および農外就労についても女性が何を機会と捉えているのかについて考察する必要がある。

¹⁰² ローアモシ灌漑事務所 (LMIO) スタッフへの面接調査より (2011 年 11 月)。ただし、キリスト教とイスラム教の女性が同一のグループで活動をしているということはないようである。それぞれに女性グループができています。(面接調査: 2012 年 8~9 月、および 2013 年 3 月から)

6.2.2 対象3ブロックの面接調査対象者のプロフィール

面接調査対象者は、合計 64 名（女性 41 名、男性 23 名）である。内訳としては、第 1 次調査では、合計 11 名の農民男女（女性 7 名、男性 4 名）を面接対象とした。対象は、LMIS 内の 4 地区（アッパー・マボギニ、ローア・マボギニ、ラウヤカティ、チェケレニ）である。第 2 次調査では、合計 41 名の農民男女（女性 27 名、男性 14 名）を対象とした。内訳は、アッパー・マボギニ地区 (MS1-2) (女性 13 名と男性 9 名)、ローア・マボギニ地区 (MS4-1) (女性 3 名と男性 1 名)、チェケレニ地区 (RS4-1) (女性 11 名と男性 4 名) である。第 4 次調査では、合計 12 名（女性 7 名、男性 5 名）を調査対象とした。対象は、4 区（アッパー・マボギニ、ローア・マボギニ、ラウヤカティ、チェケレニ）である。

面接調査した農民（男女）について、土地の所有形態（土地所有者、借地人、賃金労働者など）、年齢、婚姻状態、エスニシティ（本人および配偶者）、LMIS 圃場の土地権、LMIS 圃場で耕作に従事している者などの概要をまとめ、プロフィールを作成した。

- ◆ 第 1 次調査の結果得られた調査対象者のプロフィール（表 6.3）
- ◆ 第 2 次調査の結果得られた調査対象者のプロフィール
アッパー・マボギニ地区（女性：表 6.4a、男性：表 6.4b）
ローア・マボギニ地区（女性・男性：表 6.5）
チェケレニ地区（女性・男性：表 6.6）
- ◆ 第 4 次調査の結果得られた調査対象者のプロフィール（表 6.7）

なお、第 1 次調査、第 2 次調査、第 4 次調査の具体的な面接調査方法に関しては、本論文の第 2 章研究の方法：2.2 調査方法において詳細に記した。さらに調査に使用した質問票は、資料 C に添付した。

これらのプロフィールでは、第 1 次調査の対象者を X とし、第 2 次調査の対象者は、地区ごとに ABC という大文字で表記し、次に小文字のアルファベット a、b、c で個人を示した (Xa、Xb、Xc、Aa、Ab、Ac など)。女性の対象者に対しては、大文字と小文字で評議した (Aa、Ab、Ac など)。一方で、男性の対象者に関しては、両方とも小文字で表記した (aa、ab、ac など)。

地区に関しては、UM はアッパー・マボギニ地区、LM はローア・マボギニ地区、Rau はラウヤカティ地区、CH はチェケレニ地区を示す。

土地面積の m（メートル）表示は、プロット（圃場）の長さを示しており、例えば 10m の場合は、それにプロットの幅 30m をかけるので、300 m²の面積を意味する。1 プロットは、

約 3,000 m² (100m の長さ x 30m の幅) である。土地所有面積に関する質問に対して、農民は灌漑稲作圃場に関してはプロットまたはメートルで答えることが多いが、メイズなどを栽培している畑地 (upland) に関してはエーカーで答えることが多い。その場合には、ha (ヘクタール) に換算して表記するようにした。

宗教に関しては、クリスチャン (キリスト教徒) を C、ムスリム (イスラム教徒) を M と表記した。対象者にはこの両者以外の宗教を有する者はいなかった。

面接調査対象者 (合計 64 人) は、チャガ人、パレ人が最も多く、他に 10 の異なる民族から構成されている。面接調査対象者の配偶者も含めると、チャガ人、パレ人の他、20 民族から構成されている。これらは、タンザニア南部、西部、中部、東部海岸部、ケニアなど、多様な地域から移住してきた人々である。さらに、約 4 割の 25 名は異民族間の婚姻をしており、キリスト教徒とムスリム教徒の間で婚姻している者も 4 名いる。夫がクリスチャンで妻がムスリムの場合もあるし、その逆もある。面接調査対象者には、土地所有者のみならず、土地借地人、賃金労働者、家族労働者も含まれており、土地所有者であっても本人が耕作していない場合もある。また夫婦ともに農業を営んでいるわけではなく兼業者もいる。

表 6.3 第1次調査対象者プロフィール (女性・男性)

対象	地区	ブロック	所有・使用形態	年齢	婚姻	エスニシティ (宗教)	配偶者エスニシティ (宗教)	LMIS稲作圃場の土地権	主な農業従事者、その他
Xa	UM	MS2-1, 2-3, 他	賃借者、賃金労働者	51	既婚 (第一夫人)	パレ M	チャガ M	女性グループでUMに土地を借りて共同耕作している (1-5プロット)。両親はUMにプロットを所有、しかし彼女は何も相続しなかった。畑地は相続した (1エーカー)。時々賃金労働もする。	本人、Upendoと呼ばれる女性グループメンバー (31人)、労働者。 (夫は小学校の教員、長期不在。本人は村に小さな商店を持っている)
Xb	UM	MS2-2, 4-1, 他	賃借者、家族労働者、賃金労働者	36	独身 (シングル・マザー)	パレ M	—	賃借して耕作している。父の土地 (約3プロット) は兄が相続し、その土地も耕作している。宅地 (500 m ²) のみ自分名義。	本人、労働者。 (本人はHIVエイズに感染していて病気がち)
Xc	LM	MS5-2, 5-3, 7-1,	賃借者、所有者	40代半ば	既婚	チャガ M	チャガ M	大規模賃借者 (10プロット)。本人は土地を購入し、夫と息子名の義にした (3.5プロット)。	労働者。 (本人は、ローア・マボギニ LOMIA 会計役とブロックの会計役。夫は鴻池のエンジニアでDarにいる)
Xd	Rau	RS1-2, 1-6, 1-7	家族労働者	38	既婚	チャガ C	パレ C	夫が所有する大規模な土地の耕作を監督している (22プロット)。夫は自分の父親から相続した。	労働者。 (本人はもと銀行員で、現在、モシで食品の商売、トレーダー、畜産業。LOMIA中央委員会の会計役)
Xe	Rau	RS3-3	賃借者、家族労働者	62	既婚 (第二夫人)	チャガ C	チャガ C	夫名義の土地を耕作 (2.8プロット、メイズ)。自分で土地を購入し息子名義にした (夫には秘密の土地) (0.8プロット)。共同で借りて水田耕作 (1プロット)。	本人、労働者。 (自分の土地は他の女性と共同で耕作) (賃金労働者から、賃借者になり、さらに資金をためて土地を購入した)
Xf	CH	RS4-6	所有者	73	寡婦	チャガ C	チャガ C	自分名義の土地を所有 (3.6プロット)。ウジャマーにより取得 (1972年に入植)。	本人、労働者。 (もとウジャマー評議会委員、CCM女性組織チエケレニ支部議長、土地配分委員会委員)
Xg	CH	RS4-4, 他	賃借者、家族労働者	49	既婚	チャガ C	チャガ C	母の土地を相続したが息子名義にした (0.2プロット)。マワラ地区で水田を借りて耕作している。夫の土地も耕作している (2プロット)	本人、労働者。 (以前は賃金労働者や共同でコモのトレーダーもしたことがある。夫はもとKADC勤務。現在はロンボで生活)
xa	CH	RS4-4	所有者	78	既婚	チャガ C	チャガ C	自分名義の土地を所有 (3プロット)。ウジャマーにより取得 (1972年)。他の1プロットは息子に贈与。	労働者、家族。 (もとウジャマー村の村長: 1970-93年)
xb	CH	RS4-1, 4-3, 4A-1B, MS5-2, 6-2	所有者	56	既婚	チャガ C	チャガ C	自分名義の土地を所有 (約10プロット)。土地再配分の時に取得した土地と後に購入した土地。	労働者、妻が監督。 (農業省灌漑局の役人でルシヨト在住。妻はチエケレニ村の小学校教員)
xc	CH	RS4-3, 4-5	所有者	68	既婚	(ムワンザ出身) M	—	自分名義の土地を所有 (210m)。	労働者。(LOMIA中央委員会の議長。近隣のTPCと呼ばれるサトウキビ工場で30年間勤務。トラクターを所有し貸出している。精米機も所有)
xd	マンダカ	Mandaka	所有者	—	既婚	チャガ C	—	マンダカの水田を所有 (1.2ha)。(半分は相続、半分は購入)。バナナ畑所有 (相続、3.2ha)、メイズ畑所有 (相続 4ha)、豆畑 (メイズと混作) を所有 (相続、2ha)。	労働者。 (LOMIA中央委員会の事務局長)

注) マンダカは LMIS 外の地区であるが、LOMIA の 7 対象地区の一つになっている。

Xa~Xg は女性、xa~xd は男性を示している。

出典: 2011 年現地調査データから筆者作成。

表 6.4a 第2次調査対象者プロフィール (アッパー・マボギニ地区の女性)

対象	所有・使用形態	年齢	婚姻	エスニシティ (宗教)	配偶者エスニシティ (宗教)	LMIS稲作圃場の土地権	主な農業従事者、その他
Aa	所有者	68	寡婦	ルグル C	チャガ C	1987年以前に夫と共同で購入。再配分の時に自分名義で登録(60m)。夫の土地も相続。	長男と労働者。(本人は助産師でWard評議委員をしていた。夫は医者だった)
Ab	所有者	70	別居(第一夫人)	チャガ C	—	別居後に独自の貯金で土地を購入(60m)。	本人と労働者。(同居の末息子はエンジニア)(暴力夫)
Ac	所有者	85	寡婦	バレ M	バレ M	1987年以前に土地を入手。再配分されたときに自分の名前で登録(30m)。	娘とその夫。(2人の娘が季節毎のローテーションで栽培)
Ad	所有者	82	離婚(第一夫人)	ヤオ M	チャガ M	1987年以前に土地を入手していたので再配分の時に自分の名前で登録(50m)。(その他、バナナ園も所有)	孫息子と労働者。(孫息子は1987年から耕作している)(暴力夫)
Ae	所有者	60	既婚	バレ M	バレ M	1987年以前に夫が購入して贈与。再配分の時に自分の名前で登録した(26m)。(その他:カロレニで水田、畑地を賃借)	本人と夫。(夫と一緒に自分名義、夫名義の土地を耕作)
Af	所有者	62	寡婦	バレ M	チャガ M	1991年に夫が亡くなり相続(70m)。しかし名義変更していない。(その他ローアマボギニで畑地を賃借)	本人と労働者。(夫は大工で農業もしていた)
Ag	所有者	65	既婚	サンバー C	ボンデイ C	1987年以前に夫と共同で夫の母の知人から購入し、夫の母の名義にした。母は2008年に亡くなったが名義変更していない。収益は夫と相談して使い方を決める。	購入してからずっと本人。時々、夫が助けてくれる。労働者を雇う余裕はない。時々他の女性と互恵労働。(夫は小トラック運転手)
Ah	所有者	65	寡婦(第一夫人)	チャガ C	チャガ C	1987年以前に夫が購入。本人は、2005年に夫から相続。名義変更はしていない(52m)。収益は全て自分で使うことができる。	本人と労働者。以前は義母。(夫はコーヒー農園のマネージャーだった。一人息子はモンデ保険会社勤務、レストラン経営)
Ai	賃借者	45	寡婦	チャガ C	ンゴニ M	亡くなった兄の土地(50m)と他の所有者の土地(30m)を借りて耕作している。兄の妻は子どもを連れて出身地に戻った。	本人。収穫の時などは労働者。(本人は以前、市役所で勤務していたが失業。夫は電気技師だったが交通事故で亡くなった)
Aj	所有者	37	既婚(再婚)	チャガ M	サンバー M	父親から相続したが、当時9歳だったのでいとこ(父の兄弟の息子)が耕作。係争になりブロック会議で土地権を奪回。名義は父親の名前のまま(115m)。	本人。(本人は賃借住宅、小さなレストランも経営。夫はホテル勤務で給料は少ない)
Ak	賃金労働者	25	未婚(シングルマザー)	バレ M	—	女性3人で5~10プロットの賃金労働をする。主に、田植え、除草、鳥追いなど。収穫作業は重労働なのでしない。	本人。(両親は離婚、祖母と同居。祖母、叔母、自分の3人で自分の子ども、妹や弟など、家族10人を養う)
Al	賃金労働者	37	既婚	バレ C	サンバー C	女性3~5人で、10プロットの賃金労働をする。田植え、除草、鳥追い、収穫までおこなう。マンダカにも行く。	本人。(夫は古着商売。夫は生地のタンガ県に土地があるので6月と12月に2週間、夫と一緒に収穫に行く)
Am	賃借者	59	既婚(第二夫人)	チャガ M	サンバー M	土地を借りて耕作している(40m)。マンダカでは女性4人で一緒に借りて耕作している(0.8ha)。	本人。(夫は肉屋)

出典：2012年現地調査データから筆者作成。

表 6.4b 第2次調査対象者プロフィール (アッパー・マボギニ地区の男性)

対象	所有・使用形態	年齢	婚姻	エスニシ ティ (宗教)	配偶者 エスニシ ティ (宗教)	LMIS稲作圃場の土地権	主な農業従事者、その他
aa	所有者	84	既婚 (第二夫人と生活)	チャガ C	—	1987年以前に土地を購入。再配 分(273m)。	長男。 (いくつかのプロットは他人に貸し ている)
ab	所有者	91	寡夫	チャガ C	ケニア C	1987年以前に土地を購入。再配 分(100m)。	甥(妹の息子)が耕作(10年前か ら)。(他人に貸しているプロットも ある。本人はもと森林局役人)
ac	賃金労働 者	39	既婚	ランバ C	バレ C	育苗、手作業での耕起、代かき、 田植え、除草、施肥、収穫など一 連の労働を請負う。4~5人の集 団でおこなう。	本人。 (妻は農作業はしない)
ad	賃借者、 監督者	49	既婚	サンバー M	チャガ C	土地を2カ所で借りている (136m)。合計約9プロット(6カ所) の監督もする。	本人、妻、子ども。 (事前に賃借料を支払えない。投 入費用は負担し、収穫物を土地 所有者に半分渡す)
ae	所有者	39	既婚	ジグア M	サンバー M	父の遺産相続で6カ所のプロッ トを所有(326m)。	本人と労働者。
af	賃借者	45	既婚	バレ C	アリユシヤ C	土地を3カ所で借りている (325m)。一カ所はaaから借りて いる。畑は所有している。	本人、妻、甥、労働者。 (家畜として牛と鶏も飼っており妻 が飼育。以前は農業賃金労働 者)
ag	賃借者	49	既婚	チャガ C	チャガ C	LMIS内で土地を借りている (150m)。1プロットはabから借りて いる。その他に水田、畑地を借り ている。コーヒー畑所有。	本人、労働者。 (本人はトレーダーでケニアとの 間でメイズや生活用品の輸出 入。妻も古着の商売)
ah	所有者	42	既婚	チャガ C	チャガ C	父からの遺産相続で所有 (70m)。その他、共同で水田と畑 地を借りている。(Aaの長男、Ai の兄)	本人、労働者。 (本人はブロックLOMIA会社役)
ai	所有者	40代	既婚	バレ M	バレ M	父からの遺産を相続(2.8プロッ ト)。名義変更していない。	労働者。 (本人は、LOMIAアッパー・マボ ギニ地区議長。マボギニ村の幹 線道路沿いで雑貨屋も経営)

出典：2012年現地調査データから筆者作成。

表 6.5 第2次調査対象者プロフィール (ローア・マボギニ地区の女性・男性)

対象	所有・使用形態	年齢	婚姻	エスニシ ティ (宗教)	配偶者 エスニシ ティ (宗教)	LMIS稲作圃場の土地権	主な農業従事者、その他
Ba	所有者	59	既婚 (第一夫人)	チャガ M	バレ M	第二夫人との共同名義(100m)。し かし、収穫・収入は夫が管理。	本人、第二夫人、労働者。 (本人は女性グループの会計役。夫 はもと民間バスやトラクターを経営、 破産)
Bb	家族労働 者	34	既婚	カンバ C	タイタ C	夫が父から生前贈与された土地を 耕作(61m)。名義変更はされてい ない。	夫が主、本人。 (ブロックLOMIAの会計役。幼稚園 の校長)
Bc	所有者	72	既婚 (第一夫人)	バレ M	バレ M	隣人が故郷に戻るため土地を売却 したかったので娘4人のために購入 した(1996年、67m)。夫の土地の半 分を贈与されたが、末息子の名義 にした(140m)。残りは夫名義のま ま(140m)。一部は第二夫人が贈与 された(50m)。	夫の土地は息子が耕作。 娘が耕作。 (娘のために購入した土地で、水稻 の場合は貸出す。資金が調達でき ないので。年1回のメイズ栽培は4人 の娘が2人一組でローテーションで 耕作)
ba	所有者	43	既婚	チャガ C	チャガ C	自分名義で所有(460m)。父はプロ ジェクト以前にウルから移住してき た。父から土地を相続した。	本人、労働者。 (精米までする。2008年からブロッ クLOMIA事務局長。妻は小さな商 店)

注) Ba~Bc は女性、ba は男性を示している。出典：2012年現地調査データから筆者作成。

表 6.6 第 2 次調査対象者プロフィール (チェケレニ地区の女性・男性)

対象	所有・使用形態	年齢	婚姻	エスニシ ティ (宗教)	配偶者 エスニシ ティ (宗教)	LMIS稲作圃場の土地権	主な農業従事者、その他
Ca	所有者	61	寡婦	チャガ C	チャガ C	夫から相続(286m)。しかし名義変更していない。その他、畑(1.1ha)でメイズ栽培。ウジャマ村の時に夫が土地を取得。後に夫が購入した土地は共同名義。	本人。 (夫は古着の商売をしていた)
Cb	所有者、労働者	44	寡婦	チャガ C	チャガ C	夫から相続(150m)。しかし名義変更していない。その他、賃金労働者。ウジャマ村の時に夫が土地を取得。娘には自分で購入して与えた。	本人、娘。 (他の地区の水田と畑地で賃金労働者として毎日働いている)
Cc	賃借者、代理人	41	別居 (第一夫人)	カンバ C	カンバ C	水田を借りて耕作(150m)。及び父から弟が相続した土地を代理で耕作(150m)。畑地も借りて耕作している。ウジャマ村の時に父が土地を取得。	本人。 (本人は最初は農業賃金労働者として働いていた。夫はサトウキビ工場働いていて小売店もしていた)(暴力夫)
Cd	労働者	43	既婚	チャガ C	チャガ C	育苗、除草、収穫などの賃金労働者をする。ウジャマ村の時に義父が土地を取得。	本人。 (夫も農業賃金労働者)
Ce	所有者、代理人	62	寡婦 (第三夫人)	チャガ C	ニヤムウェ ジ M	自分名義で所有(100m)。ウジャマ村の時に自分で取得。末息子が購入した土地も代わりに耕作している(60m)。	本人。 (収穫は自家消費で家族で分配) (息子は他地区で賃金労働者。息子が資金を提供してくれる)Mtakujaに住んでいる。
Cf	所有者	65	寡婦 (再婚)	ニヤトウル M	ニヤトウル M	自分名義で所有(130m)。義母名義の土地を相続(65m)。自分の土地はウジャマ村の時に取得。	本人、4男、5男(末子)。 (既婚で美容師の末娘が多少資金を提供してくれる)
Cg	所有者	59	寡婦 (再婚、第二夫人)	チャガ C	ベナ C	自分名義で所有(55m)。ウジャマの時に取得した。(夫はプロジェクトのトラクター操作者だった)	本人、次男。 (次男は離婚、その子供2人も同居)
Ch	所有者	64	寡婦	チャガ C	チャガ C	夫から相続して所有(100m)。息子と問題になるので名義変更はしていない(1986年から)。他の地区で賃金労働者、落穂拾いもする。	本人、末子。 (ハイビスカス女性グループメンバー)
Ci	所有者、賃借者(共同)	65	寡婦	チャガ C	チャガ C	夫から相続して所有(663m)。しかし名義変更していない。長男が1プロット相続。夫はプロジェクト前に土地を購入(2.3ha)。	本人(足に問題)、賃金労働者。 (本人は、Block RS4-2のLOMIAの会計役、女性共同賃借耕作グループ会長)(夫は肉屋をしていた)
Cj	所有者	58	離婚	ニーハ M	クリア M	自分名義で2007年に購入(50m)。夫は2番目の妻のところに行ったので、夫の土地は貸し出している(150m)。夫の土地はウジャマで取得。	本人、賃借者。 (本人は、Block RS4-2のLOMIA議長)
Ck	所有者	63	寡婦	ランギ M	クリア C	夫から相続1995(150m)。名義変更はしていない。ウジャマ村の時に夫は土地を獲得。	本人。 (夫は警官で1995年に強盗に殺害された)
ca	所有者	72	寡夫	チャガ C	チャガ C	自分の名義(100m)。土地再配分の時、土地配分委員会のメンバーだったので取得した。	息子、娘。 (本人は大工。もと土地配分委員会のメンバー)
cb	賃借者	32	既婚	クリア M	ジャルオ M	プロットを賃借して耕作している(650m)。LMIS外にも借りている(1.2ha)。	本人、労働者。 (本人はTPCサトウキビ工場の警備員、2008年から)
cc	賃借者、労働者	45	離婚	クリア M	カンバ M	賃借して耕作(50m)。	本人、父親。 (賃金労働者、夜間の水番などもする。以前レンガ職人。一人暮らし)
cd	所有者	50	既婚	チャガ C	チャガ C	自分名義の土地(100m)。半分はウジャマで取得、半分は購入。	本人。 (以前は借りて耕作していたが水不足で栽培できず採算が取れなかった)

注) Ca~Ck は女性、ca~cd は男性を示している。

出典：2012 年現地調査データから筆者作成。

表 6.7 第 4 次調査対象者プロフィール (女性・男性)

対象	地区	ブロック	LMIS耕作地の所有・使用形態	年齢	婚姻	エスニシティ (宗教)	配偶者エスニシティ (宗教)	LMIS稲作圃場の土地権	主な農業従事者、その他
Da	Rau	RS1-1, RS1-6	所有者(2.3 plots)、耕作者	50	別居 (事実婚)	チャガ (C)	n.a.	自分名義の耕地をRS1-1に2.3プロット所有。その他、祖父の耕地 (RS1-6) の25プロットのうち、2プロットの耕作権を認められている。2009年以降は、メイズ栽培のみ。	本人
Db	CH	RS4-1	所有者 (1.5 plots)	80	寡婦	チャガ (C)	チャガ (C)	1.5プロットを自分名義で所有。もとウジャマール村で配分された耕地。正式な遺言書を作成し(2009年)、娘2人と息子3人に生前贈与した。末息子と暮らしている。夫は炭焼き、キボシヨのクラン土地は売却、LMISの耕地なし、1994年亡。	息子、娘
Dc	CH	RS4-1	所有者、労働者、借地人、コメのトレーダー	44	事実婚 (第2夫人)	チャガ (C)	チャガ (C)	RS4-1の母名義の耕地のうち25mを相続(生前贈与)された。夫は畑地を所有、それは第一夫人が耕作。宅地(0.25 acre)は自分で購入。息子2人、娘2人。メイズを栽培している。Dbの三女。	本人
Dd	CH	RS4-3, RS4-5, RS4A-1A:	夫が所有、本人は畑地のみ所有	58	既婚	チャガ (C)	チャガ (C)	ウジャマール村で畑地を配分されたが、稲作耕作地は所有していない。夫が所有者 (RS4-3: 1.5 plots=Ujamaaから、RS4-3: 0.5 plot =購、RS4-5: 60m=購入、RS4A-1A: 40m=購入) (合計3プロットでメイズ栽培)。他の地区 (Mawala) で借地してコメ栽培。Dbの長女。息子5人、娘1人。	夫(コメとメイズ栽培)、本人(メイズ栽培と家畜の世話)
De	UM, LM	MS2-1 (UM), MS2-2 (UM), MS5-1 (LM)	夫が兄弟姉妹とローテーション耕作。本人は宅地のみ所有。	52	寡婦	パレ (M)	パレ (M)	2014.01.16に夫が亡くなり、4日後にクラン会合を開催。没後40日目に正式のクラン会合が開催され遺産について決定する(遺言書なし)。本人は28年間小学校教員。夫はドライバーをしながら家族の土地3プロットを、5人の兄弟姉妹でローテーション耕作。	夫とその兄弟姉妹
Df	Rau	RS1-3, RS1-4	所有者 (50m)、労働者	63	寡婦 (第2夫人)	パレ (M)	パレ (M)	夫がRS1-3: 2 plots, RS1-4: 2.8 plots (合計4.8 Plots) 所有。長男が1.6 plotsを売却。他は夫の遺言書(1988年)により本人(50m)、息子2人(各50m)、娘6人(各25m)、末娘(20m)が相続。	本人
Dg	Rau	RS1-2, RS1-3, RS1-4	所有者 (1 plot)	70	寡婦	パレ (M)	n.a.	母が、LMIS以前・以後に合計11.2 plotsを購入した。その半分は長男が相続。残りの半分5.6plotsを遺言書(2001年)により、娘3人と孫に残した(長男に取られないため)。	本人、息子
da	Rau	RS1-2, RS1-6, RS1-7	所有者 (24 plots)	70	寡夫	パレ (M)	n.a.	父が60plots所有していた。父の没後、母が耕作。母の没後、息子3人で相続。娘は相続しなかった。長男が独占しようとしたので、裁判で10年間係争。	労働者
db	Rau	RS1-2, RS1-6, RS1-7	監督者 (22 plots)、借地人	51	既婚	パレ (M)	n.a.	父が祖父から耕地を相続(22 plots)。母が相続したが、その土地を代表して監督している(第1人と姉妹4人)。農業の他に、建築資材、肥料などの商売をしている。LMIS外の耕地を購入した(2エーカー)。	労働者
dc	CH	RS4-1, RS4-4, RS4-7	所有者 (50m+60m+20m)、借地人	37	既婚	父はケニア人、母はチャガ (C)	チャガ (C)	母(Db)の遺言書で、耕地50mを生前贈与された。兄2人が相続した土地を借地している。その他の土地は自分で購入した(60m+20m)。Mawalaで借地してコメ栽培している。小規模なコメや飼料のトレーダーもしている。	本人、労働者
dd	Rau	RS1-2, RS1-3	所有者	62	既婚	パレ (M)	サンバー (M)	父が13.5 Plots所有していた。一人息子だった本人が全て相続し、名義変更したが、姉妹は父の遺言で生涯の耕作権を与えられており、1plotずつ耕作している。父は口頭の遺言と書面の遺言の両方を残した。RauのLOMIA Secretary.	労働者
de	Rau	n.a.	土地なし (チエケレニでバーを経営)	42	既婚	パレ (M)	n.a.	父の第2夫人(Df)に育てられた。父は亡くなる半年前に正式な遺言書を作成した(1988年)。本人はすでに1.6plotsを勝手に売ったので、遺言書では何も相続しなかった。残りの父の3.2plotsは、第2夫人とその息子と娘が相続した(RS1-3, RS2-4)。	

注) Da~Dg は女性、da~de は男性を示している。

出典：2014 年現地調査データから筆者作成。

6.3 農村女性にとって土地所有に関わる「価値あると思う」こと

6.3.1 土地所有者であることの多様な価値

土地は女性・男性にとってどのような価値を持つのだろうか。本節では、「生活状況に関する質問調査」(2012)、「土地権に関する質問票調査」(2013年)の回答を分析し、さらに第2次調査における面接調査(2012年)(対象者36人)、および第4次調査における面接調査(2014年)(対象者12人)のデータにもとづいて分析を行う。(第1次調査では、必ずしも土地の価値についてはヒアリングしていないため除外した。)

まず、対象3地区における「土地権に関する質問票調査」(2013年)から得られたデータでは、土地所有をしていることの意味についての質問(複数自由回答)に関して、合計211人から、複数回答で228件の回答が得られた。その結果、男女ともに約50%は現金収入につながる(男性52回答、女性59回答)、25%は食料が得られる(男性27回答、女性30回答)という回答があり最も多かった(図6.2)。次いで、男性では約9%(10回答)、女性では約7%(9回答)が、土地は資産・財産になると答えている。その他の回答は、良い収穫を得ることができる、生活を維持できる、家族や自分のニーズを満たせるという回答だった。女性の回答の中には、問題解決につながる、依存度が減少する(1回答)などがあった。男性の回答には、雇用の機会を提供してくれる(1回答)というものもあった。このような回答から、男女ともに土地を現金収入につながる重要な生産資源や資産として見ており、さらに家族のための自給用の食料源としても重視していることがわかった。

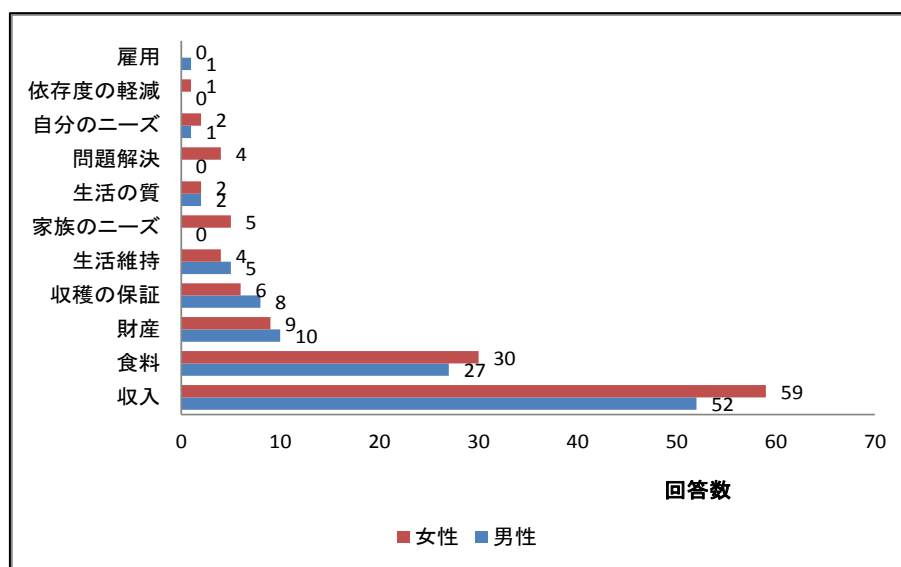


図 6.2 土地を所有することの意味 (3ブロック)

注) 回答者は土地所有者で、合計211人(女性111人、男性100人)。自由回答なので回答合計数は228件(女性122件、男性106件)。「土地」は灌漑稲作耕作地。

出典:「土地権に関する質問票調査」(2013年)のデータから筆者作成。

さらに、LMIS 内の土地（灌漑稲作地）を所有したことによる収入の変化について質問した結果、約 30.3%は大きく増加した、59.7%は少し増加したと答えている（表 6.8、および図 6.3）。土地を所有することによる経済的効果については男女ともに増加したと認識している。アッパー・マボギニでは女性より男性のほうが、収入が大きく増加したと答えているが、ローア・マボギニとチェケレニでは、男性より女性のほうが、収入が大きく増加したと答えている割合が高い¹⁰³。ただし、チェケレニでは、同じ、少し減少、大きく減少、と答えている者をあわせると 12.6%になる。これは、2007/08 年以降に、水管理の問題でコメが栽培できず、メイズのみの栽培になっている影響ではないかと考えられる。

表 6.8 土地所有後の収入の変化

地区(ブロック)	性別 (人)	①大きく 増加	②少し 増加	③同じ	④少し 減少	⑤大きく 減少	⑥わから ない	⑦n.a.	合計 (人)
アッパー・マボギニ (MS1-2)	女性	7	24	0	0	0	0	2	33
	%	21.2	72.7	0	0	0	0	6.1	100.0
	男性	7	19	0	0	0	0	0	26
	%	26.9	73.1	0	0	0	0	0	100.0
	小計	14	43	0	0	0	0	2	59
%	23.7	72.9	0	0	0	0	3.4	100.0	
ローア・マボギニ (MS4-1)	女性	8	16	0	0	0	0	0	24
	%	33.3	66.7	0	0	0	0	0	100.0
	男性	4	11	0	0	0	0	2	17
	%	23.5	64.7	0	0	0	0	11.8	100.0
	小計	12	27	0	0	0	0	2	41
%	29.3	65.8	0	0	0	0	4.9	100.0	
チェケレニ (RS4-1)	女性	19	26	5	3	0	0	1	54
	%	35.2	48.1	9.2	5.6	0	0	1.9	100.0
	男性	19	30	2	3	1	1	1	57
	%	33.3	52.6	3.5	5.2	1.8	1.8	1.8	100.0
	小計	38	56	7	6	1	1	2	111
%	34.2	50.5	6.3	5.4	0.9	0.9	1.8	100.0	
合計 (人)		64	126	7	6	1	1	6	211
%		30.3	59.7	3.3	2.8	0.5	0.5	2.9	100.0

注)「収入や経済状況の変化」として質問した。「土地」は灌漑稲作耕作地。
出典:「土地権に関する質問票調査」(2013)の回答にもとづき筆者作成(質問 18.1 の回答)。

¹⁰³ なお、「少し増加」の「少し」がどの程度かは一様ではなく個人差がある。2期作をしているアッパー・マボギニにおいても「少し増加」とする者が多い。その背景には、投入費用の高騰(肥料、機械、駆除など)、支出の増加(学費など)などが考えられるが、本論文ではそのような分析は今後の課題としたい。

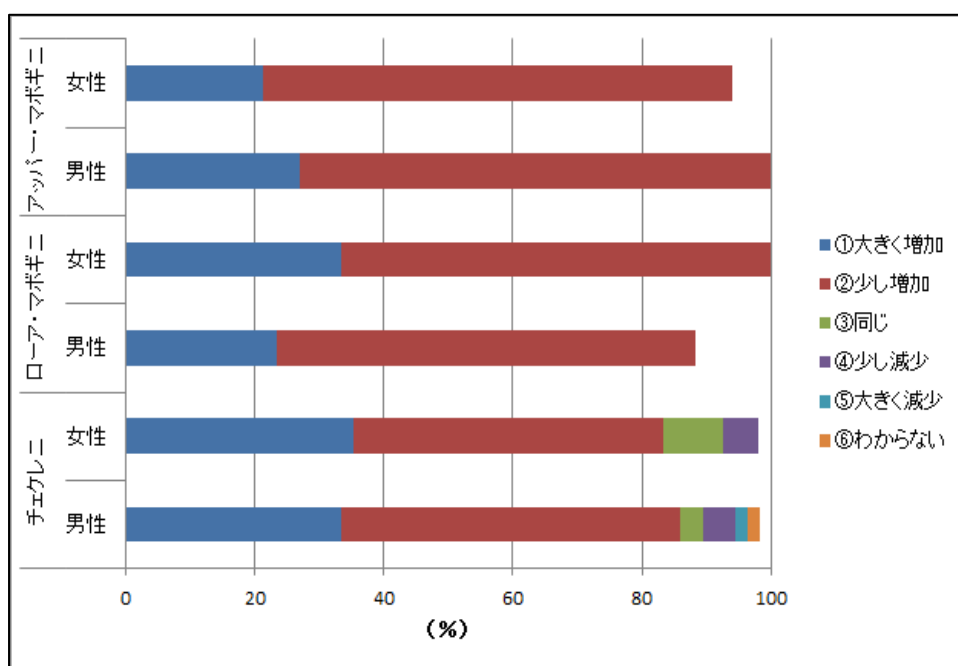


図 6.3 土地所有後の収入の変化 (3 対象ブロックの男女別の割合の比較)

注) 上記の表 6.8 のなかの⑦n.a.を除いて作成したグラフ。

出典: 上記の表 6.8 にもとづき筆者作成。

単収については、上流のアッパー・マボギニのほうが、下流のチェケレニより、コメの単収が高い結果が得られた (表 6.9)。さらに、チェケレニでは、2007/08 以降は稲作を行っていないため、上記の表 6.8 における回答は、1987 年以降に土地 (灌漑稲作地) を取得して、稲作に必要な水が来ていた時期についての回答であると考えられる。なお、アッパー・マボギニはコメの 2 期作をしており収益が他の地区より高い。

表 6.9 対象 3 ブロックにおけるコメとメイズの単収

地区(ブロック)	コメの収量 (t/ha)	メイズの収量 (t/ha)
1. アッパー・マボギニ (MS1-2)	7.4~8.9	NA
2. ローア・マボギニ (MS4-1)	9.2~11.0	4.0~4.8
3. チェケレニ (RS4-1)	6.9~8.3	3.9~4.8

注) 収穫袋 100kg と 120 kg が混在していたため、100 kg 袋の場合を最小値、120 kg 袋の場合を最大値として表示した。アッパー・マボギニではメイズ栽培はしていない。コメの収量はモミで計算。

出典: 「生活状況に関する質問票調査」(2012) から集計し筆者作成。

次に、土地所有が持つ価値に関して、より詳細な状況を把握するために、第 2 次調査及び第 4 次調査における、質的な半構造的な面接調査（2012 年、2014 年）において、45 人（女性 31 人、男性 14 人）にとっての土地所有が持つ意味および価値について個別に面接した結果を分析する。面接対象者には、土地所有者のほかに、土地所有に関する多様な立場からの回答を得るために借地人、労働者が含まれている。第 2 次調査ではアッパー・マボギニとチェケレニの 2 地区での面接調査を中心におこなった。第 4 次調査では、ラウヤカテに土地を所有している人々について土地相続について調査を行い、補足的に土地の価値についてもヒアリングをおこなったので、その部分も分析に含めた。

面接調査対象者の女性 31 人（アッパー・マボギニ UM 14 人、チェケレニ CH 14 人、ラウヤカティ Rau 3 人）、及び男性 14 人（UM6 人、CH 4 人、Rau 4 人）について、土地所有についての回答を分析すると、男女ともに、自分および家族（他者）にとっての、現金収入（A）、生活の質の向上（食料確保、医療や被服）（B）にとって価値があることであるという回答が得られた。同時に土地所有は、生活の安全、安心、持続性にとって欠かせないものであり（C）、自己の尊厳や価値（ここではアイデンティティと表現する）にとって意味がある（D）という回答が得られた。また、他者への関心として、子どもの養育、学費が重要であり（E）、社会参加として、組合や会合への参加・リーダーシップ（F）、農業従事者として営農にとって価値がある（G）という回答に大分類できるということがわかった。（表 6.10）。さらに具体的な事柄について、表出頻度が高かった 38 の言説を列記した。

表 6.10 土地所有に関する価値あると思うことがら

土地所有に関して価値ある と思う主なことがら	土地所有に関して価値あると思う 具体的なことがら
A. 収入に関すること	1 利益、収入になる 2 支出が少なくて済む 3 貯金ができ、ローン 4 土地を貸せる
B. 生活の質の向上	5 食料の確保 6 家族に食料を提供できる 7 医療費に使える 8 被服費に使える 9 冠婚葬祭に使える 10 家族のため 11 家を建てる
C. 安全や安心	12 安全 13 暮らし 14 継続的使用、いつでも使用できる 15 将来の投資になる 16 未婚の場合に重要 17 寡婦・寡夫・離婚・再婚の場合に重要
D. 自分のアイデンティティ	18 幸運、幸せ 19 尊敬される 20 誇りに思う 21 自信につながる 22 発言できる 23 収入の使い方を決定できる 24 自分で決められる 25 母親・父親としての責任 26 男女平等になる
E. 子どものため	27 子どもの幸福 28 学費を払える 29 子どもを養う 30 子どもに土地を与えられる 31 孫のため
F. 組合や会合への参加	32 組合のメンバーになれる 33 組合の会合に参加できる 34 村の会合に参加できる 35 地域のリーダーになれる
G. 営農に関すること	36 労働の軽減 37 栽培の準備・計画 38 新しい技術の習得

出典：第2次調査（2012年）、第4次調査（2014年）データから筆者作成。

次に、女性および男性の回答に見られる表現の頻度をそれぞれ集計した(表 6.11、表 6.12)。ただし、これらの頻度は、分析対象数が少なく(45名)、半構造的面接において自由回答の中から拾い上げた言説を当てはめた表であるため、十分な量的根拠をとるにはなりにくい。しかし、限られたデータではあるが、土地所有に関する男女の価値観が一定程度窺える。これらの表および、その根拠となった質的データ(表 6.13、表 6.14) およびフィールド・ノートからのデータをあわせて考察した。

まず、女性にとって土地所有の「価値あること」については以下のことがわかった。

第一に、土地(灌漑耕作地)所有の重要性は、稲作により現金収入を得ること、自家消費用の食料(主にコメとメイズ)を自分および家族のために確保すること、生活の質の向上(教育、医療、家族のケア、家を建てるなど)に役立つことである。それは女性土地所有者のみならず、借地人、賃金労働者にも共通して認識されている。借地人および賃金労働者の女性にとって土地を所有することは「価値あること」であり、可能であれば、借地や賃金労働を抜け出し、将来は自分の土地を所有したいと考えている。土地所有は、より収益が向上する、価値のあることとして捉えられている。また、女性は土地から得た収入を貯金して「講(kibeti)」を利用することもあるが、土地を担保として銀行ローンを組むことまではまれである。家族(息子など)に頼まれて銀行ローンを組むことはある。

第二に、女性は土地を所有することは、「安全」「安心」「土地を継続的(持続的)に使用することができる」という暮らしの保障(security)につながると考えている。下流のチェケレニは、水不足により稲作圃場からの収穫が2007/08年頃から不可能になり、コメ栽培からメイズ栽培に切り替えている。土地からの収益は重要であるという認識が高いものの、現在は水が来ないので、土地所有は「将来の投資」として所有し続けるものとする者もいる。将来、政府が地下水掘削などで水利改善をしてくれたら稲作が再開でき、収穫が増加するという期待がある。現在は、土地があれば食料となるメイズ栽培はできるので、何とか生きていけると考えている。

第三に、女性は、土地を所有することは、寡婦になる、結婚しない、離婚した場合、一夫多妻の場合、あるいはシングル・マザーの場合(正式に結婚していない場合)、再婚する場合などの婚姻制度におけるリスクに備えるために「価値あること」と考えている。前述の表 6.2 に示されているように、女性の寡婦比率が高いこともあり(各地区で49%、42%、40%)、女性にとっては、婚姻制度に規定される社会関係や財産権における不平等や不確実性を軽減し、生計手段を失うリスク回避をするために、自己の土地所有をすることは生存にかかわることである。「夫が亡くなった後、土地があったので、何とか子ども10人を育てることができた」という女性もいる。離婚、別居、事実婚などにより、財産を持たない娘のために、母親が土地を購入して娘に土地を与えようとすることもある。それを確実に

するために、遺言を書くという選択が出現している（チェケレニ）。また、娘に土地を与えたいと思っても、息子が全ての権利を主張する可能性を危惧して遺言を書くという選択をおこなった母親もいる（マボギニ）。「土地を所有することは、離婚したり未婚のままにいるときに役に立つ」という回答や、「寡婦になった時でも夫の親族に財産を奪われない」、「婚姻関係が破たんしても自分名義の土地になっていれば、財産権が保障される」、「再婚するときに自分の土地があったので、子連れでも受け入れてもらえた」（チェケレニ）という回答にみられるように、土地を所有していることは、特に女性にとっては、婚姻に規定される社会関係や財産権や生活の不安定さに関わる「リスク軽減の価値」があることがわかる。これは、どの地区においても得られた回答である。しかし、逆に、土地権を取得（相続）するために、婚姻による負担を負うこともある。夫が亡くなった時、第2夫人の子どもの面倒を見るという条件付きでしか、夫の土地を相続できなかった第一夫人もいる（アップー・マボギニ）。どちらのケースも婚姻制度に関わる女性の立場が土地所有に関わるリスクを伴うものであることを示唆している。

第四に、女性は、子どもに食料を与えて育てることだけではなく、教育を与えることが価値あると思うことであり、それが子どもの幸福につながると考えている。子どものみならず、孫を預かっている女性があり、子どもと孫に関して、土地があったので現金を得ることができ、子どもと孫の学費を出すことができたという回答がある¹⁰⁴。学費は父親が負担するもの、という回答が男女から得られたが、夫との離婚、別居、死別などにより、女性も実際に負担していることがわかる。「母親として子どもの教育が重要」という表現はないものの、教育は父親だけではなく母親としての役割だと考えていることが窺える。初等教育の学費は、2001年に無償化されたものの、中等教育以上の就学率が上がり、さらに子どもと孫の数の両方の面倒を見るため女性に負担感がある。中等教育以上になると都市部や他の地域にいる親族に預けて教育しつづけることもある。

第五に、自己の土地を所有することに関して、「幸運、幸せ」「尊敬される」「誇りに思う」「自信につながる」「superior (unanafiuu)」という表現が、女性の回答に見られた。土地を所有している女性は、土地を所有する女性の割合が全体に低いこともあり、土地を持たない女性から「ラッキーな人だ」と見られている。男性の回答からは、「幸運、幸せ」という回答はなかったため、女性のほうが、より土地を所有することを特別に幸運と考えていると推定できる。

104 1980年代半ばの構造調整政策以降、公共部門の財政削減とともに、学費負担が生じた。さらに、就学率の向上により、学費および制服やその他の教材費などは、親にとっては大きな負担となり、2001年に初等教育の無償化がおこなわれるようになったものの、依然として負担感が大きい（2012年、現地調査より）。

第六に、土地を所有し、家族の食料を調達することは、女性が「母親役割」を果たすことである。「母親としての責任を果たしたい (to be a successful mother)」(チェケレニ) という回答もあり、土地を所有し食料を調達することが、母親として価値のあることであり、女性の自己の誇りや尊敬、自信、発言という社会的役割につながり、「社会的に価値あること」につながっていることが窺える。

第七に、女性は、土地所有により「収入の使い方を自分で決められる」「自分で決められる」と回答した者が3名ずついた。また、「発言できる」という回答もあった。男性にはそのような回答は見られなかった。さらに、女性は、土地を所有すると自分で「栽培計画を立てられる」という、営農に関する回答があった。これらの回答から、女性は土地所有と意思決定の関連性を認識していることがわかった。

さらに、土地を所有することは、コメ生産者組合 (CHAWAMPU) およびローアモン灌漑組合 (LOMIA) のメンバーになる要件である。メンバーにならないと、LOMIA の会合や意思決定の場に参加することはできないので、女性の意見やニーズが取り入れられる機会は限られてくる。女性は灌漑施設の維持管理 (掃除や草取り) や圃場での水管理に対して労働力を提供しているものの、水利を利用する順番やタイミングなどで不利になることが多い。女性が農業の生産性を高め、収益を得るためには、タイムリーな灌漑用水を得ることが必要であり、LOMIA の会合や意思決定に参加する機会を得ることは、食料の確保にかかわる女性にとっては「価値のある」ことであると考えていると推察できる。特に、アップパー・マボギニにおいては、灌漑用水が豊富なため、水利費を払えば水利を利用でき、LOMIA に参加することによるメリットがあるため、組合の会合や活動に参加することが価値あることだと認識されている。他方で、チェケレニでは、LOMIA の重要性は認識しているものの、公平な水配分をしてくれない LOMIA に対する信頼は近年低下しているため、LOMIA への参加の必要性に関しては、回答に現れていないのではないかと推察される。

他方で、男性にとっての土地の価値はどのようなものだろうか。

第一に、女性と同様に、土地所有の重要性は、そこから現金収入を得ること、および自家消費用の食料を自分および家族 (他者) のために確保できること、生活の質の向上 (教育、医療、家族のケア、家を建てるなど) に役に立つ。それは男性土地所有者のみならず、男性の借地人、賃金労働者にも共通して認識されている。借地人および賃金労働者の男性にとって、土地を所有することは価値があることだと考えられており、可能であれば借地人や賃金労働を抜け出して将来は自分の土地を所有することを希望しており、それはより収益が向上する価値のあることとして捉えられている。女性と異なるのは、男性は土地を担保にして銀行や SACCOS からの融資を受けたいと考えている点である。女性は銀行ローンには慎重であるが、男性は土地の担保権を重視しているという傾向が見られる。

第二に、男性にとっても、女性と同様に、土地を所有することは、「安全」や「安心」につながることである。しかし、男性の場合の Security は、女性と異なり婚姻関係に由来するものではなく、生活の維持、収入面での安全・安心と言う意味合いが強い。男性の土地所有は、婚姻関係による影響は相対的に受けない。「土地を所有すれば、水（家畜の水や農業用水）を求めて移動しなくてよくなる」と言う男性もいる。また、「土地を所有していないと、特に高齢になってから食料を確保できない」として、土地所有と老後のケアを関連付けている者もいる。

第三に、男性にとって、子どもに教育を与えることは、価値のあることであり、それが子どもの幸福につながると考えている。子ども 9 人中 8 人まで大学を卒業させた男性もいる（ラウヤカティ）。さらに、土地があれば子どもに譲れる（相続させられる）ので、土地所有は大切という回答が見られた。これは、特にチャガ人の場合、「クランの男子が土地を所有しないことはクランの恥だ」¹⁰⁵という考え方にも影響されていると推察される。さらに、（クランの土地ではなく）家族の土地および自分で購入した土地は、自分の兄弟や姉妹に譲るのではなく、息子や娘に譲りたいという回答が見られた。拡大家族から核家族への価値の転換が起きていることが推察できる。「父親として」という言説は見られなかったものの、子どもに譲るのは父親の責任だと考えていることも窺えた。

第四に、自己の土地を所有することに関して、男性の場合は女性と同様に、社会で「尊敬される（prestige）」「誇りに思う」「Superior (unanafiuu)」という回答があった。女性と異なるのは、女性は地域のリーダーをしている者もいたが、必ずしもそれを土地所有と関連付けているような回答はなかった。しかし、男性には明らかにそのような回答があった。土地を所有すると、「社会的地位があがる (fahari)」「組合の幹部になれる」「地域のリーダーになれる」「政治家になるために必要」という回答が得られた。「土地があるので、地元のリーダー（十軒組リーダー：Ten Cell Leader）に選出された」、「以前はブロック LOMIA の副議長、現在は事務局長をしている。また、中央 LOMIA の事務局長を 2013 年までしていた。土地を所有していなければ、そのようなポストにはつけない。自分にはリーダーとしての資質もある」「政治家になるためには、土地所有者でないといけない」という回答があった。逆に、「土地なしの男性は、差別される。土地なしだと、怠け者だと思われる。しかし、土地を所有しようと努力している男性は評価される」と言う。他方で、土地所有

¹⁰⁵ “For Chaga people, it is shameful if their family/clan members become landless. Nobody should become landless. To safeguard their lives, they distributed the land to their sons and clan members. Identity of the clan should be kept. And within the clan, nobody should be landless. They want to keep their identity. The daughters’ husbands do not belong to the clan, as marriage is not allowed with the same clan. Clan members are like brothers and sisters. Clan has common ancestor or father, and may have about 30 families or so”（出典：2012 年 9 月 27 日、MAFC のチャガ人の Director への面接より）

者ではないが信頼されているので、十軒組のリーダーではないがアドバイザー (*Washauri wa Balozi*) をしており、近所に問題があると相談役になっているという男性も1名いた。さらに、キリマンジャロ山中腹の地方では、土地に儀式的・文化的な価値 (*spiritual value*) があると考えられているが、ローアモシ灌漑地区は、先祖伝来のクランの土地ではなく入植地なので、そのような考え方はないと回答する男性もいた¹⁰⁶。

第五に、女性が土地を所有することについては、男性の意見が分かれる。男性は土地を所有する女性に対しては一目置かざるを得ないが、自分の妻が土地を所有していたら、その管理、収益、処分などについては自分が決定すると言う者もいる。このような男性の見解は、女性が「自分で決められること」(自己決定) が価値あると考えているということと対照的である。また、男性は、「妻が土地を所有するのは、良いことだが、どのように取得したのかについて自分が把握していないといけない」と言う。これも、女性が土地所有に対して自己決定することを重視していることと、反対の回答になっている。また女性は耕作しても良いが、土地所有は認めないという男性の回答もあり、女性の土地所有に対する慣習的な格差意識や二重規範 (ダブル・スタンダード) があることが窺える。

¹⁰⁶ アッパー・マボギニの一部 (*Kwa Sawaya* と呼ばれている一画) は、聖なる土地と考えられていたため、その場所は灌漑圃場に転換されず、そのまま残されている。また、既に墓を作った場合は、家族の土地として守っていくということもある (2013年現地調査より)。

表 6.11 土地所有の価値（女性） (n=31)

土地所有の価値	UM(アッパー・マボギニ)								小計	CH(チエケレニ)								小計	Rau						合計													
	Aa	Ab	Ac	Ad	Ae	Af	Ag	Ah		Ai	Aj	Ak	Al	Am	Ca	Cb	Cc		Cd	Ce	Cf	Cg	Ch	Ch		Ch	Um	Rau	Rau	Da	Db	Dc	Dd	De	Df	Dg		
A. 収入に関すること	1 利益、収入になる	X		X	X	X		X	X	X	X	X	8	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	8	X										1			
	2 支出が少なくて済む							X				X	2																							0		
	3 貯金ができた、ローン												0								X															0		
	4 土地を貸せる												0	10								X															0	1
B. 生活の質の向上	5 食料の確保				X	X		X	X	X	X	5	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	8	X	X										2			
	6 家族に食料を提供できる	X										1			X	X		X																	0			
	7 医療費											0	X	X						X															0			
	8 被服費						X					1	X								X														0			
	9 冠婚葬祭											0									X														0			
	10 家族のため											X	1			X	X																		0			
11 家を建てる				X			X	X			3	11	X												X									1	3	34		
C. 安全や安心に関すること	12 安全	X		X	X	X		X				5			X	X	X	X	X	X				X											1			
	13 暮らし	X										1	X		X	X	X							X											1			
	14 継続的使用、いつでも使用		X						X				2	X																						0		
	15 将来の投資											0	X																							0		
	16 未婚の場合に重要	X										1				X																				0		
17 寡婦/離婚/再婚の場合重要	X	X	X		X						4	13	X		X		X			X															0	2	30	
D. 自己アイデンティティ	18 幸運、幸せ		X	X	X							3	X																						X	1		
	19 尊敬される		X			X						2																								X	1	
	20 誇りに思う		X									1																								X	1	
	21 自信につながる							X				1																								0		
	22 発言できる			X								1																								0		
	23 収入の使い方を決められる					X	X			X		3																								0		
	24 自分で決められる											0									X				X		X									2		
	25 母親としての責任											0									X															0		
26 男女平等になる											0	11																							0	3	19	
E. 子どものため	27 子どもの幸福						X				1																								0			
	28 学費を払える			X	X	X			X		4	X		X		X	X								X	X	X									3		
	29 子どもを養う											0	X	X														X								1		
	30 子どもに土地を与えられる							X				1													X											1		
31 孫のため										0	6	X							X																0	5	19	
F. 組合や会合への参加	32 組合のメンバーになれる		X								1																								0			
	33 組合の会合に参加できる		X	X		X					3																									0		
	34 村の会合に参加できる										0	X																								0		
	35 地域のリーダーになれる										0	4																								0	1	5
G. 営農に関すること	36 労働の軽減							X			1																								0			
	37 栽培の準備・計画						X				1					X													X						0			
	38 新しい技術の習得	X									1	3																								0	1	4

出典：第2次調査（2012年）および第4次調査（2014年）のデータから筆者作成。

表 6.12 土地所有の価値 (男性)

(n=14)

土地の価値		UM(アッパー・マボギニ)						CH(チエケレニ)				Rau Rau CH Rau Rau						合計
		ac	ad	ae	af	ag	ah	小計	cb	cc	cd	小計	da	db	dc	dd	de	
A. 収入に関すること	1 利益、収入になる	X			X	X	3		X	X	2			X	X		2	
	2 支出が少なくて済む						0				0						0	
	3 貯金ができ、ローン						0				0		X			X	2	
	4 土地を貸せる						0	3	X		1	3					0	4
B. 生活の質の向上	5 食料の確保	X	X		X	X	4		X	X	X	3			X		1	
	6 家族に食料を提供できる						0				0						0	
	7 医療費						0				0						0	
	8 被服費						0		X	X	2						0	
	9 冠婚葬祭						0				0						0	
	10 家族のため	X			X		2		X	X	2						0	
11 家を建てる						0	6	X		1	8	X				1	2	16
C. 安全や安心に関すること	12 安全						0				0	X	X		X		3	
	13 暮らし	X					1	X		1				X			1	
	14 継続的使用、いつでも使用	X				X	2	X		1		X					1	
	15 将来の投資						0			0							0	
	16 未婚の場合に重要						0				0						0	
17 寡夫/離婚/再婚の場合重要						0	3			0	2					0	5	10
D. 自己アイデンティティ	18 幸運、幸せ						0				0						0	
	19 尊敬される(地位が上がる)		X				1	X		1		X	X	X	X	X	5	
	20 誇りに思う						0			0		X			X		2	
	21 自信につながる						0			0							0	
	22 発言できる						0			0							0	
	23 収入の使い方を決められる						0				0						0	
	24 自分で決められる						0				0						0	
	25 父親としての責任						0				0						0	
26 男女平等になる						0	1		X	1	2					0	7	10
E. 子どものため	27 子どもの幸福						0				0						0	
	28 学費を払える	X	X				2	X	X	X	3	X					1	
	29 子どもを養う						0				0	X		X			2	
	30 子どもに土地を与えられる						0				0	X	X		X		3	
	31 孫のため						0	2			0	3					0	6
F. 組合や会合への参加	32 組合のメンバーになれる						0				0						0	
	33 組合の会合に参加できる						0				0						0	
	34 村の会合に参加できる						0				0						0	
	35 地域のリーダーになれる						0	0			0	0	X	X	X		3	3
G. 営農に関すること	36 労働の軽減						0		X		1						0	
	37 栽培の準備・計画						0				0						0	
	38 新しい技術の習得						0	0			0	1					0	0

出典：第2次調査(2012年)および第4次調査(2014年)のデータから筆者作成。

表 6.13 女性が土地所有に対して価値あると思うこと

番号	地区	面談調査からの回答
Aa	UM	女性が土地を所有していると誰にも妨害されない。将来安全になる。女性が結婚しなかったら役に立つ。
Ab	UM	土地を所有している女性の生活のほうが良い。賃借料を支払わなくてよいし、もっと利益になる。
Ac	UM	女性が土地を所有していると人々に尊敬される。借りている人は、土地所有者の女性に対して幸運だと言う。自分名義のプロットを持つことは良い。自分は土地を持っているので、コメを子どもと分け合える。土地を手放したくない。土地を所有していることを誇りに思うし、幸せに思う。
Ad	UM	人々は女性が土地を所有していると強い幸運だと思う。自分は土地所有者なのでチャンプのメンバーになった。そして、新しい農業技術を学習することができた。もし自分の名義になっていなかったら、土地を失いやすい。土地を所有しているということは、いつでもその土地を使用できるということだ。自分は自分の努力で土地を取得した。女性でも耕作できるので土地を与えるべきだ。
Ae	UM	自分の土地を所有して安心できる。家族の中でも発言できる。何が起きているかわかるし、チャンプの会合にも参加できる。自分の土地からの収益をどう使うかは、夫と合意しないといけない。もし土地を所有していなかったら、夫の兄弟に取られてしまうかもしれない。土地を所有していて幸せで、収入を確保できる。
Af	UM	収益は自分で使える。食料、家、学費、孫息子と娘の大学の学費に使っている。女性は自分の名義にしておかないと土地を失うかもしれない。土地を所有することは、農業をするのに重要である。自分名義でなくても所有することは良いことだが、自分名義しておく方がもっと良い
Ag	UM	土地を所有しているともっと尊敬される。安全のために役に立つし学費も払える。LOMIAの会合にも出席できる。自分の圃場からの収益の使い方は自分で決められる。
Ah	UM	圃場からの収益は全て自分で所有できる。夫は私が収益を使うことを許してくれた。収益は、食料、農業、夫の第二夫人の子どもの学費に使っている。土地を所有することは、食料の安定的な供給と衣料の確保になる
Ai	UM	自分は賃借者。もし所有者になれば、収益を最大にできるし、子どもにプロットを与えることができる。賃借するのは非常に難しく費用がかかる。女性にとって土地を所有することは大きな意味を持つ。女性に自信を与えるし、子どもの幸福につながる。
Aj	UM	土地を所有していると、耕作にかかる費用が、土地なしの場合に比べて少ない。土地を所有していれば好きな時にいつでも使用できる。自分はLOMIAの会合にも出席できる。土地からの収益で母と自分の家を建てた。土地は女性にもっと安全を保障してくれる。中心的な収入源になる。土地がなければ、私は十分な収益をあげることはできない。
Ak	UM	もっと収益を得るために、土地を借りたいと思っている。賃金労働の稼ぎはとも少ない。借りている人は、収益は少ない。最初の段階で、トラクターや、組合費、肥料が必要だし、労賃(運搬、除草、収穫、鳥追いなど)もかかる。土地所有者は大きな利益を得ることができる。土地があれば、食料が不足することもなし、賃金労働者として働く必要もない。次のシーズンにも収入を得ることができる。
Al	UM	土地所有者は、大きな収益を得ることができるが、賃借者は少なく、賃金労働者は非常に少ない。自分の収益を最大にするためには、土地を所有することが重要だ。土地を所有していなければ、家も持てないし、現金を得ることも難しい。土地を所有することは、安定した収入を得ることだ。自分の稼ぎは自分で決められる。主に食料と学費に使う。
Am	UM	現在、自分は賃借しているが、圃場を所有したい。賃借と所有では大きな違いがある。賃借料を払わなければ、肥料や賃金労働者にあてることができる。自分で耕作できる土地を所有することは良いことだ。家族のためにも良い。したがって、女性も同じように土地を相続すべきだ。土地を所有していないと、食料の保障が低い。土地があれば安定的に食料が入手できる。
De	UM, (LM)	自分は、小学校の教員をしている。土地所有について女性は発言したり、決定する権利はない。夫が亡くなってから40日間は、男性と会ってはいけない。ムスリムでは女性にあまり財産を与えない。しかし、この地域では、あまり厳しくない。自分の母は父の財産を全て相続した。クランの長は、女性ではなく、男性でなくてはならない。それは、伝統的な考え方(perception)で、女性は弱いものだと考えられている。女性は、土地を管理(manage)できないと思われている。しかし、時には、女性の方が男性より、より良くおこなえることもある。女性は、男性の監督は必要ない。
Ca	CH	チケレニでは圃場はあまり生産性が高くない。土地は孫娘の役に立つ。母親が亡くなってしまったので。食料、医療、衣服に必要。もし自分の土地がないと、村で決めごとがあるときに参加するのが難しい。土地は収入源である。
Cb	CH	労働者の場合は賃金が低い。土地所有をしていると収益が高い。賃借のほうが労働者よりも収益が高い。土地所有をすることは、収益を最大にするのに必要。将来のため、投資のために必要。学費、食料、医療費などに使う。
Cc	CH	賃借したい人はたくさんいるし、土地を貸したい人も多い。自分は、労働者として働いて資金をためて、賃借者になった。しかし、賃借者は不安定で、継続的に賃借できるかわからない。もし土地を所有していたら、自由に使うことができる。もし土地が所有できたらとても幸せだ。将来は、古着の商売をして、自分の家を建てたい。

Cd	CH	土地所有者はたくさん収益をあげることができる。しかし賃借者はリスクがある。もうけたり、損をしたりする。労働者はあまりもうからない。もし土地を所有していたら、リスクが軽減される。夫と離婚や別居の問題があっても、土地があれば子どもを助ける(養う)ことができる。だから女性も土地を相続すべきだ。女性も夫の家族から分割してもらおうべきだ。女性がもらえる分は少ない。もし土地を所有していないと、家族の食料が十分にない。土地があれば食料が保障される。
Ce	CH	息子は2012年6月に亡くなった。その時、自分は牛を2頭売らないといけなかった。妻と3人の子どもを残して亡くなった。その妻はここにきて、自分に土地を売って現金を作してほしいと言ったが断わった。土地があるお蔭で、家族のための食料を生産することができる。土地があれば、子どもを育て、教育することができる。自分は土地があるおかげで、生きていくことができる。
Cf	CH	夫は夫自身の土地をすべて売ってしまったが、私の土地は私の名義だったので、売られなくてよかった。土地を持っていなければ食料問題、収入の問題に遭遇していた。土地があれば、家族に自信と保証(security)を与えることができる。
Cg	CH	子連れで再婚するときに、自分名義の土地があったことで、新しい夫は子どもを受け入れてくれた。夫も自分名義の土地は持っていた。もし土地を所有していないと、どこに家を建てればよいのか、どこで耕作すればよいのかかわからない。もし夫が土地を所有していれば良いが、離婚したら、大変になる。土地があれば食料と収入が得られるし、永久的に住むところがある
Ch	CH	夫から土地を相続したが、名義変更していない。もし子供の名義にすると問題が起きる。また、LOMIAにいくら払えばよいのかもわからない。土地があれば、食料を継続して生産することができる。収益は主に食料に使うが、十分ではない土地所有は、家族のケアのために必要。女性も土地を相続すべき。土地を所有していれば、自分の計画が立てられて、食料不足を解消できる。もし土地を所有していないと栽培計画を作れないし、栽培ができる場所がない。
Ci	CH	ローマ教会の女性グループで、共同で土地をかりている。それによって直接の収入を得ることができた。医療費、結婚費用、葬式費用を出すことができた。貯金をしてローンを借りることもできた。自分は肥料を買うために、1回ローンをした。自分は子どもの大学の学費や、孫娘の学費を出さないといけない。収入は十分ではない。学費は払えるが、そのほかの経費は見られない。以前は、3人の子どもの学費を出せたが、今はもうできない。
Cj	CH	土地を所有するということは、収入が増えて、もっと自律性が高まるということだ。保証も与えてくれるし、息子や娘の学費も出せる。食料も安全だし、衣類や学費も出せる。母親としての責任を果たしたい。
Ck	CH	ローンを借りる予定はない。ローンは怖いので借りたくない。女性も家族を養うために土地を所有するべきである。土地があれば、食料が入手できるし、土地を貸すこともできる。
Db	CH	耕作地が1.5プロットあったので、その収益で、自分は家を建てることができた。息子が内装や家具を提供してくれた。土地があったので、次男と三男のための学費も出すことができた。全ての子どもは、チェケレニの小学校を終了した(長女はキボシヨ)。牛も1頭、飼うことができ、牛は今でも飼っていて子どものミルクを提供してくれる。余剰は売ることできる。自分名義の土地なので、自分で決めることができる。クランの会会で決める必要はない。
Dc	CH	夫の土地は第一夫人のものである。現在自分が住んでいる家は、自分で買った。母から土地を生前贈与されて嬉しい。土地があるので、家族の食料を得ることができる。今は、メイズのみ栽培している。2007年にコマを栽培したが失敗した。土地があるおかげで、自分は子どもを学校に行かせることができた。25mの土地からは、メイズが2袋収穫できる。他のプロットも借りて耕作している。2年前は、2プロット、去年は1プロット借りた。
Dd	CH	自分は夫の土地を夫と一緒に耕作している。夫の土地があればよいので、母(Db)から土地を相続することは辞退した。土地は、子どもの教育などに大切。
Da	Rau	女性が、土地所有することは良いことだ。購入するのはもっと良い。相続するのを待つより購入したほうが良い。自分の土地であれば、子どもに相続させることができる。自分が耕作している土地は、所有はしていないので、父の兄弟に取り上げられてしまう可能性もある。女性も土地を所有するようになってきているし、今後は増えるだろう。しかし、現在は少ししか所有していない。女性は結婚するので、少ししかもらえない。女性が財産をたくさん所有しないので、女性に教育を与えるのは良いことだと思う。今では、全ての子どもは平等だと両親が考えるようになったので、娘にも教育を与えるようになった。女性の大統領や閣僚が出てきたことも大きい。女子の方が教育を受けても、両親の面倒を見るために戻ってくる。男性は妻の家族のほうを重視する。土地は、Securityである。それによって、男性は強いと思われることもあるが、逆に土地があるために甘やかされてしまうこともある。
Df	Rau	夫が亡くなった時、スーツケースの中に書面の遺書があった。遺書に沿って分配した。自分と息子2人が50mずつ、娘6人が25mずつ、末娘が20m相続した。夫は、26年前に45歳で亡くなったが、土地があったので、何とか子ども10人を育てることができた。
Dg	Rau	土地所有者は、Superior(unanafuu)だと思う。土地を所有している女性には一目置かれる。Unanafuuというのは、far better than others, not rich or poor but you are OKということ。土地を所有している女性は、luckyだと言われる。土地を所有できてうれしい。

出典：現地調査データから筆者作成。

表 6.14 男性が土地所有に対して価値あると思うこと

番号	地区	面談調査からの回答
ac	UM	収益は、学費、食費、その他の家のことに使う。全ての子どもの教育が重要。
ad	UM	賃借するのは、不安定なので所有するほうがいい。土地を所有するということは、毎期、耕作することである。土地を所有していれば収益を最大化できる。用途は学費と食料。土地を所有していないと、特に高齢になってから食料を確保できない。
ae	UM	もし妻が土地を購入したら、彼女は尊敬される。しかし、全ては、夫に所属するので、妻が土地を所有することは重要ではない。衣服、食料、家のために収益を使う。女性は土地を所有してなくても、夫がすべてを持ってくる。子どもは父親に所属する。収益で自分は家を持つことができた。土地を所有していると尊敬される。
af	UM	もし土地を所有することができたら、あまり資金がなくても、耕作を始められる。しかし、もし賃借すると、事前に農業インプットのために支払いが必要。自分の土地なら、収益が高い。土地を所有したいが、土地を買うのは高い。収益は、学費、食料、医療代、家、母親のケアなどに使う。母親も賃金労働者をしている。彼女は、自分の家で孫娘と住んでいるが、ニワトリしか持っていない。
ag	UM	土地を所有していれば、自分でプロットを管理できるし、収益も高い。賃借するのは不安定。収益は、学費、食料、その他の家のことに使う。もし土地を所有していれば、どのように栽培するか自分で計画できる。女性もたくさん農作業をしているので、もっと良く知っている。
ah	UM	土地を所有していれば、収入が増えるし、毎期、栽培することができる。収益は、食料、衣服、医療ケア、学費にあてる。女性は中国の女性会議で権利を主張した。もっと女性に土地をあたるべきだ。タンザニアのモンゲラが議長を務めたので有名になった。
cb	CH	もし土地を買うことができないのであれば、土地を賃借するのは良い。土地を所有していれば、いつでも使用することができるので良い。収入も増やすことができる。家族の収入も増える。収入で家を建て、食費、学費にあてたい。女性は家族を助けなければならない、もし土地を所有していないと、いつも土地を賃借しないとイケなくて、収益が少ない。土地を所有していれば生活が楽になるし、賃借に払う資金を使って、家を建てることできる。
cc	CH	自分の土地がほしい。土地があれば、労働の仕方もう工夫できる。収益は、食料、被服、自分の母親の支援に使う。自分は貧しい。家を建てる場所もない。尊敬もされていない。労賃で、子どもの教育費を払った(小学校7年まで)。末娘だけが自分に会いに来てくれるが、他の子どもとはうまくいっていない。
cd	CH	自分の収入は、土地なしの人々より良かった。妻が土地を所有するのは、良いことだが、どのように取得したのかについて自分が把握していないといけない。土地からの収益は、学費、食料、被服などに使う。もし女性が土地を所有したら、それは彼女が男性と同じことができることを証明したことになる。もし妻が土地を所有したら、水不足の問題に遭遇するだろう。
dc	CH	自分で土地を所有してからは、堆肥を使うようになった。堆肥(ボレア)は土壌の改良にも良いし、化学肥料を少なく使用することになる。母親は化学肥料を使っていたが、自分はバイクを持っているので、堆肥を自分で作って、田畑に運搬することができる。他の兄弟姉妹は、化学肥料を使っている。それは、運搬の問題があるからだ。自分は、2袋ずつ運べる。1シーズンに、10袋、運搬している。土地を所有することによって、収益が上がるので、RS4-4の他の土地を借りやすくなった。また、土地を売りたい人がいたので購入した(80m)。男性にとつての土地の意味は、地位が向上するのでうれしい。自分は宅地も所有しているし、牛6頭、ヤギ5頭、ニワトリも飼っている。土地があるので、地元のリーダー(10 Cell Leader)にも選出された。
da	Rau	自分は父が病気がつたので、学校に行けなかった。しかし、子どもは土地を通じて、学校に行かせることができた。Sent children through land. Land is a prestige. 父は土地を決して売らなかった。土地を売るものではない。父の遺書にも、誰も売ってはいけないと書いてある。土地は家族の財産であり、耕作し続けるものである。土地は、Securityを提供してくれる。土地があれば、友人や親せきから、金を借りることができる。村に住んでいて土地なしと言うのは、労働者のことで、尊敬されない。ラウの村落事務局長は、土地なしだったので、村の金を持ち逃げした。土地がなければ、家を建てることもできない。土地があったからこそ、自分は子どもを学校に送ることができた。末息子は、もうすぐ大学を卒業して、雇用される予定。9人子どもがいるが、8人は大学を出ている。長女だけは、小学校4年を終了しただけで、結婚した。
db	Rau	土地所有者であるということは、責任が伴う。村に住居しないと土地所有はできないし、土地を所有すればSecurityが保障される。政治家になるためには、土地所有者でないといけない。政治家は、村に住んでいる人で、村のために行動してくれる人の方が良い。土地所有者であることは、重要である。土地なしの男性は、差別される。土地なしだと、怠け者だと思われる。しかし、土地を所有しようと努力している男性は、評価される。しかし、都市部では、教育の方が重要。土地があっても教育を与えないと、貧乏になる。土地がなくても、教育を与えれば、リッチになることもある。土地は Security(生計に不可欠)、Spiritual valueは山の方では重要だが、経済的には価値はない。山では人口が増えずで、農耕ができなくなっている。儀式のためだけに必要である。山の方では土地を売ることもできない。自分で購入した土地は、自分の子どもに与えることができる。子どもにはもっと教育を与えたい。
dd	Rau	土地を所有していると、Secureであると感じる。子どものために十分な食料を得ることができし、収入も得られて、comfortableである。土地を所有しているので、自分は他の人より優れている(superior)と思われている。何も土地を持たない人は、いつも移動しないといけない。しかし土地所有者は、土地や水を求めて移動しなくてよい。この宅地は、父の所有地だった。隣の人が、退職して、土地を分けてほしいと父に頼んだので、プロットと交換した。父の姉妹の息子にも、宅地を分けた。自分は、WUAに雇われて、Gate Keeperをしていた。また、CHAWAMPUのRauの代表だった。LOMIAについては、Vice-Chairをして、現在はSecretary for Rauをしている。また、Secretary of Central LOMIAを2013年までしていた。土地を所有していなければ、そのようなポストにはつけない。さらにリーダーとしての資質も必要だ。父の時に既に、新しい栽培技術を採用していた。プロジェクトが、新しい品種、肥料を紹介した。子どもに土地を与えたい。
de	Rau	男性にとつて土地を所有することは、ビジネスより重要。土地を所有することは誇りに思う。土地を担保にすることもできる。問題があるときに、土地があれば、証文(Bond 保釈金、保証金、bail him out 保釈する、救済する)に使える。土地は不動産なので、所有していれば信頼される。借金をするときには、Village Executive Officerがレターを書いてくれる(どのくらいのプロットを所有しているということ)。自分は土地を担保にしたことはない。家は、Mabogii/Rau Riverにあって、担保にして、借金したことがある。3回くらい借りた。銀行は、土地よりも、家を担保にすることの方を好む。家はなかなか売れないが、土地はすぐに売ってしまうので、借金を返す前に売ってしまうこともある。土地があれば、社会的地位もある。多くの者は、土地を所有していない。自分は、土地1.6プロットをもらったが、売ってしまった。

出典：現地調査データから筆者作成。

6.3.2 土地所有者であることの価値についての言説

上記の分析をさらに実証するために面接調査内容を以下のように事例として記載した。

- 1) 土地所有が女性の収入源、食料、生活の質の向上のために価値あることであるという回答の事例（表 6.10 の A と B に関する回答）、
- 2) 土地所有が安心、安全、継続的な生活にとって価値あることである、および女性にとって婚姻関係に関わるリスクの回避になるというという回答の事例（表 6.10 の C に関する回答）、
- 3) 土地所有が自己の尊厳や価値にとって意味があることであるという回答の事例（表 6.10 の D に関する回答）
- 4) なお、E、F、G に関しては、回答数が少ないため上記部分に併記した。

それぞれの項目について、第 2 次調査（2012 年）でアッパー・マボギニおよびチェケレニの男女からヒアリングした事例、および第 4 次調査（2014 年）においてチェケレニおよびラウヤカティの男女からヒアリングした事例を女性の事例、男性の事例に分けて記載する。UM はアッパー・マボギニ、CH はチェケレニ、Rau はラウヤカティ地区を示す。

まず、土地所有について女性にとっての言説を示す。

1) 土地所有が収入源、食料、生活の質の向上のために価値あるという言説

① Af さん：UM 土地所有者 女性

Af さん（62 歳）の夫はキリマンジャロ州ハイ県マチャメで生まれ、植民地時代には森林局で仕事をしていたので、アッパー・マボギニに 1 エーカーの耕地を取得することができた。LMIS に事前登録し、70m (2,100 m²) の圃場を再配分された。夫は大工で、当時の土地配分委員会に知合いがいたので、その程度の削減で済んで幸運だったと考えている。しかし夫は、1991 年に亡くなり、その後 Af さんが土地を相続して耕作している（しかし 21 年間名義変更はしていない）。娘 5 人、息子 3 人いるが、現在は末息子とその子供 4 人、末娘の合計 7 人で一緒に暮らしている。食料（メイズ）を得るために、ローア・マボギニ地区の畑地も 1~2 エーカー借りて家族を養っている。土地からの「収益は自分で使える。食料、家、学費、孫息子と娘の大学の学費に使っている」と述べる。彼女は、一緒に住んでいる家族の食費、子どもと孫の学費を払うために、土地からの収入は重要だと考えている。

② Ah さん：UM 土地所有者 女性

Ah さん（65 歳）の場合、2005 年に夫が亡くなり、一人息子と一緒にモシ市の東部に住んでいる。夫はアッパー・マボギニに土地を購入し（0.2ha）、LMIS の土地再配分で 52m (1,560 m²) の圃場を取得した。Ah さんは義母と一緒にその土地を耕作してきた。夫はサンヤジュ

(アユーシャ近く) でコーヒー農園のマネージャーをしており、そこには第2夫人と4人の息子がいる。夫が亡くなった時、Ahさんは、第2夫人の子どもの面倒を見るという条件で、夫の土地を相続した(しかし名義変更はしていない)。彼女は、「圃場からの収益は全て自分で所有できる。夫は私が収益を使うことを許してくれた。収益は、食料、農業、第2夫人の子どもの学費に使っている。土地を所有することは、食料の安定的な供給と衣料の確保になる」と言っている。土地は貴重な収入源であり、食料の確保、子どもの学費には欠かせないと考えている。

③ Ajさん：UM 土地所有者 女性

Ajさん(37歳)は、再婚した夫、息子3人、娘一人の6人家族である。最初の夫との間にできた息子も彼女が養っており、現在叔父に預けて中学校に通わせている。夫はホテルのレストランで働いているが給料は少ない。彼女は自宅の敷地内で貸部屋や小さな飲食店も経営しているが、圃場からの収入が主な収入源である。父親が1983年に亡くなり、その後、叔父の息子が土地を耕作していたが、1993年から彼女の家族が相続することになった。土地は2カ所で合計115m(3,450㎡)ある。食料のメイズを確保するために、他の地区でも畑地を1エーカー借りている。「土地を所有していると、耕作にかかる費用が、土地なしの場合に比べて少ない。土地を所有していれば好きな時にいつでも使用できる。自分はLOMIAの会合にも出席できるが、忙しいので義母が出席している。(土地からの)収益で義母と自分の家を建てた。土地は女性にもっと安全を保障してくれる。中心的な収入源になる。土地がなければ、私は十分な収益をあげることはできない」と言う。Aiさんにとって、土地を所有することは、生活のための収入源を確保する「価値があること」であり、家を建てるという生活の質の向上に貢献することもできた。女性にとっては安全を確保するとも言っている。土地なしより土地所有の経済的メリットについても認識している。

アッパー・マボギニの女性の借地人および賃金労働者も土地を所有することは価値があることだと考えている。できれば、賃借や賃金労働をするのではなく、将来は自分の土地を所有することがより収益が上がる価値のあることとして捉えられている。

④ Aiさん：UM 借地人 女性

Aiさん(45歳)は、中等教育(11年間)まで終了し、モシ市の税務署に勤務していた。夫は1997年に自動車事故で亡くなった。当時彼女は30歳だった。現在、24歳になる長女(大学生)、次女(大学生)と長男1人を育ててきた。さらに次女が学生のままシングル・マザーになり、誰も面倒を見られないので、その子ども(生後9ヵ月)の面倒も見ている。つまり、自分は寡婦の女性世帯主であり、同時にシングル・マザーの娘の子どもの母親代理もしている。アッパー・マボギニの土地(圃場)を2プロット(80m=2,400㎡)借りて、収穫作業以外はほとんど自分で耕作している。「自分は借地人。もし所有者になれたら、収

益を最大にできるし、子どもにプロットを与えることができる。借地するのは非常に難しく費用がかかる」「土地を購入したいが、土地代が高くなってきていて買うことができない」と言って、毎日往復3時間かかる圃場に通作して耕作している。Aiさんは土地所有のほうで、借地をするより経済的にメリットが大きいと考えている。

⑤ Amさん：UM 借地人 女性

Amさん(59歳)は、土地(圃場)を賃借して耕作している。土地は、知合いの女性の息子のものであるが、彼はダルエスサラームにいて、安く借りている。息子3人、娘4人いるが、全員既に成長して転出している。現在、孫息子2人を育てながら夫と暮らしているが、夫は第1夫人の家に滞在することが多い。もともと牛やヤギを飼って暮らしていたが、飼料代が高く収益が少ないので、アッパー・マボギニに圃場と畑地を借りて耕作している。「現在、自分は借地しているが、(圃場を)所有したい。借地と所有では大きな違いがある。賃借料を払わなくてすめば、肥料や賃金労働者にあてることができる。自分で耕作できる土地を所有することは良いことだ。家族のためにも良い。したがって、女性も同じように土地を相続するべきだ。土地を所有していないと食料の保障が低い。土地があれば安定的に食料が入手できる」と言う。彼女にとって、家族の食料の調達のために、借地で耕作することは、価値のあることであり、さらに土地を所有できればそちらのほうがより安定的な食料の確保につながると考えている。

⑥ Akさん：UM 賃金労働者 女性

Akさん(25歳)は、賃金労働者でマボギニ村に住んでいる。シングル・マザーで、息子と娘がいる。両親は別居したので一緒に住んでいない。父親はマボギニに住んでいるが、他の女性と再婚している。母親もモシ市内で別の男性と暮らしている。祖母と叔母と自分の4人の妹、1人の弟と、自分の子ども2人の、合計10人の世帯で暮らしている。叔母も賃金労働者である。Akさんは、3人の女性でグループを組んで、5プロットほどを対象に、田植え、除草、鳥追いなどの賃金労働をしているが、賃金はもらわずに家族のために使ってしまう。「もっと収益を得るために、土地を借りたいと思っている。賃金労働の稼ぎはとても少ない。しかし、借地している人は、土地所有者より収益は少ない。最初の段階で、トラクターや、組合費、肥料が必要だし、運搬、除草、収穫、鳥追いなどの労賃もかかる。土地所有者は大きな利益を得ることができる。土地があれば、食料が不足することもないし、賃金労働者として働く必要もない。次のシーズンにも収入を得ることができる。」と言う。賃金労働者より、借地人のほうが収益が高く、さらに土地所有者のほうが収益と食料を安定して得られると考えている。

⑦ Aiさん：UM 賃金労働者 女性

Aiさん(37歳)は、モシ市で生まれたが、夫の出身地であるタンガ県ルショトで結婚した。

その後、夫と一緒にモシに戻ってきた。夫は古着商売をしているが儲からない。以前、AIさんは、縫製工場で働いていたが、子どもができて辞めた。娘が2人、息子が1人いる。AIさんは、女性3~5人で、10プロットの賃金労働をする。田植え、除草、鳥追い、収穫までおこなう。マンダカ地区にも行く。夫は故郷のルシヨトに土地があるので6月と12月には約2週間、夫と一緒に収穫作業に行く。「土地所有者は、大きな収益を得ることができるが、借地人の収益は少なく、賃金労働者は非常に少ない。自分の収益を最大にするためには、土地を所有することが重要だ。土地を所有していなければ、家も持てないし、現金を得ることも難しい。土地を所有するということは、安定した収入を得るということだ。自分の稼ぎは自分で決められる。自分の収入は、主に食料と学費に使う」と言う。収入を得て食料、学費、家を建てることは価値のあることであり、土地所有者になることは、安定した現金収入につながるのだと考えている。

⑧ Caさん：UM 土地所有者 女性

Caさん（61歳）は、キリマンジャロ山中腹のキボシヨで1969年に結婚した。夫が土地を相続できなかったので、1973年にチェケレニに来てウジャマー村に入植した。しばらくはキボシヨと行き来し、1984年に定住した。LMISで、1.8プロット再配分され、さらに1プロット購入した。夫は古着商売もしていたが、長い間体調が悪く1990年にHIV/エイズ亡くなった。Caさんは、夫の土地を相続したが名義変更はしていない。畑地は2.75エーカー相続した。息子が2人、娘が4人いるが、娘2人は最近HIV/エイズで亡くなり、その子ども3人（孫娘）を育てている。長男は南部に出稼ぎに行き、不在で、長男の妻とその子ども2人は一緒に住んでいる。合計8人で暮らしている。「チェケレニでは圃場はあまり生産性が高くない。母親が亡くなってしまったので土地は孫娘の役に立つ。食料、医療、衣服に必要。もし自分の土地がないと、村で決めごとがあるときに参加するのが難しい。土地は収入源である」という。息子から多少の仕送りはあるが、Caさんが孫娘の面倒を見ながら耕作をしている。メイズは、3分の1は売って現金にするが、3分の2は家族の食料になる。

⑨ Cbさん：CH 土地所有者・賃金労働者 女性

Cbさん（44歳）には、25歳の長女を筆頭に5人の娘と3人の息子がいる。夫はキボシヨからチェケレニに移住し、ウジャマー村で耕地と宅地を取得し、LMISで3.3プロット（9900m²）の圃場を再配分された。夫は12年前にアルコール中毒で亡くなった。夫の遺言で、第1夫人の娘が1.8プロット、第2夫人のCbさんが1.5プロットを遺産相続した。名義変更はしていない。第1夫人は長い間どこにいるのかわからなかったが、夫が亡くなった時に村に戻って来た。第1夫人は娘に建ててもらった家で、Cbさんと同じ敷地に住んでいる。Cbさんは、それは構わないと言う。Cbさんは、現在娘3人（17歳、14歳、13歳）と暮らしている。チェケレニ地区は、2008年以降は水不足でイネ栽培ができなくなったので、Cbさんは、アッパー・マボギニ地区やLMIS外のマンダカ、マワラなどに行き、賃金労働者と

してイネ栽培をしている。オリア地区でもメイズ栽培の労働者として働いている。1作期で、イネ栽培の場合は、20万シリング（約122^{ドル}）、メイズの場合は6万シリング（約37^{ドル}）程度の労賃にしかない。

「労働者の場合は賃金が低い。土地所有をしていると収益が高い。借地のほうが労働者よりも収益が高い。土地所有をすることは、収益を最大にするのに必要。将来のため、投資のために必要。学費、食料、医療費などに使う」と言う。土地所有は収入のために欠かせないし、土地は将来も使用することができる、家族の生活を維持していくために価値のあることである。しかし、土地所有をしてもメイズしか栽培できないと生活していくことはできないので、他の地区の水田で賃金労働者としても働き、女性世帯主として家族を養っている。（同じ敷地内のCbさんの家と第1夫人の家は図6.4）



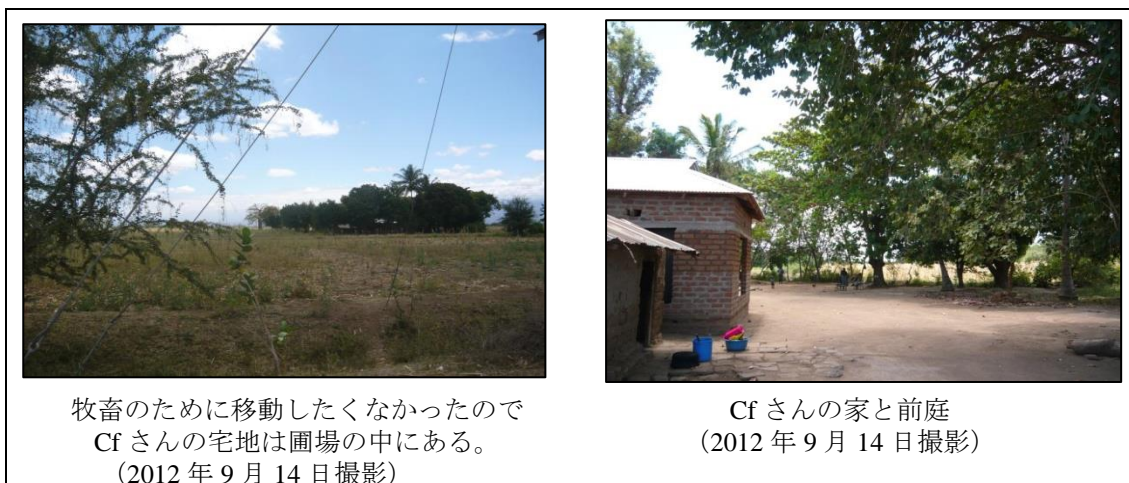
図6.4 Cbさんと第1夫人の家（同じ敷地にある）

⑩ Cfさん：CH 土地所有者 女性

Cfさん（65歳）は、タンザニア中央部のシンギダ出身のニャトゥル人で、オリア地区のサイザル農園で働いていた叔母に3歳の時に引き取られた。その後、ソマリア人で牧畜・肉屋をしていた男性と知り合い結婚してソマリアに移住した。子どもが5人いたが、放牧で移動する生活は大変で、第2夫人ができた時に、夫と別れて5人の子どもを連れてオリアに戻ってきた（一人はお腹の中にいた）。その後、同じニャトゥル人の男性と再婚した。Cfさんと夫は、それぞれウジャマー村に登録して土地を取得した。Cfさん名義の土地は、130m（3,900m²）ある。夫との間に7人の子ども（娘5人、息子2人）がいる。

夫は牧畜もしていたが、牛が死ぬようになり、祈祷（witchcraft）のために多くの金を費やした。また、水不足で稲作もうまくいかなくなり、徐々に自分の土地を売却した。アルコール中毒になり暴力をふるうようになり、2004年に亡くなった。現在、4男、末息子とその家族（合計4人）、4女の娘、亡くなった長女の娘の合計8人で暮らしている。「夫は夫自

身の土地をすべて売ってしまったが、私の土地は私の名義だったので、売られなくてよかった。土地を持っていなければ食料の問題、収入の問題に遭遇していた。土地があれば、家族に自信と保証（security）を与えることができる」と言う。Cfさんは、土地が自分の名義になっていたことで生活を維持することができ、それは家族にとって精神的にも物質的にも価値のあることだと思っている。（Cfさんの家は灌漑圃場の中にある。図 6.5）



牧畜のために移動したくなかったので
Cfさんの宅地は圃場の中にある。
(2012年9月14日撮影)

Cfさんの家と前庭
(2012年9月14日撮影)

図 6.5 Cfさんの宅地と住宅

⑪ Ciさん：CH 土地所有者・共同借地人 女性

Ciさん（65歳）は、小学校4年生までが終了。LOMIAのブロック（RS4-1）の会計役をしている。夫は稲作と牧畜（肉屋）をしていた。息子5人、娘3人いて、夫が亡くなった時（2006年）は子ども3人がまだ学校に通っていた。現在は、長男、次男、長女の子どもをそれぞれ1人ずつ（12歳、5歳、3歳）預かって4人で生活している。夫の土地は、1プロットは長男が相続したが、残りの6.63プロットはCiさんが相続した。ただし名義変更はしていない。夫は村の評議委員だったので再配分の時に1プロット取得し、残りは自分で購入した。肉屋だったので現金を持っていた。Ciさんは、他人に土地は貸さずに、自分で監督して労働者を雇って耕作している。その他に、教会の女性グループ（Upendo Women's Group）の40人のメンバーと一緒に2プロット借りて耕作している。かつては神父が収益の管理をしていたが、不祥事があったので、Ciさんが会計を任されるようになった。「ローマ教会の女性グループで共同で土地を借りている。それによって直接の収入を得ることができた。医療費、結婚費用、葬式費用を出すことができた。貯金をしてローンを借りることもできた（「講」のようなもの）。自分は肥料を買うために、1回ローンをした。自分は子どもの大学の学費や、孫娘の学費を出さないといけない。収入は十分ではない。学費は払えるが、そのほかの経費は見られない。以前は、3人の子どもの学費を出せたが、今はもうできない」と言う。土地は子どものみならず、孫の食料や学費のために価値がある資産である。

女性の借地人や賃金労働者の場合はどうだろうか。

⑫ Ccさん：CH 借地人・代理耕作者 女性

Ccさん（41歳）は、チェケレニで生まれたが、両親はカンバ人で1950年代にケニアから移住してきた。結婚して娘と息子がいたが、暴力夫だったので、子どもを置いてチェケレニの実家に戻った。しかし、息子は幼かったため、夫が彼女のところに連れてきた。娘は夫のところに留まり、夫の母親が娘を育てた。その後、夫は2回再婚したがうまくいっていない。彼女の父親は、ウジャマー村に登録して土地を取得し、LMISの土地再配分で1.5プロット取得した。父親が亡くなり、彼女の弟がその土地を相続したが、現在ダルエスサラームにいたので、彼女が代理で耕作している。その他の畑地（3エーカー）は、Ccさんではなく、彼女の息子が相続した。Ccさんは、自分の土地を所有していないが、チェケレニ村の畑地を何人かの所有者から、合計1.8ha借りてメイズを栽培している（図6.6）。2012年は豊作だったと言って喜んでいる。Ccさんは、現在自分の両親、弟の息子を預かって4人で暮らしている。「借地したい人はたくさんいるし、土地を貸したい人も多い。自分は、労働者として働いて資金をためて、借地人になった。しかし、借地人は不安定で、継続的に賃借できるかわからない。もし土地を所有していたら、自由に使うことができる。もし土地が所有できたらとても幸せだ。将来は、古着の商売をして、自分の家を建てたい」と言う。Ccさんは、金を稼いでも子どもに教育を与えなかった村人（特にもとウジャマー村長）に批判的である。Ccさんの長男はタボラの大学に通っていて、Ccさんは子どもの教育は大切だと考えている。



図 6.6 Ccさんの自宅と収穫されたメイズ

⑬ Cdさん：CH 賃金労働者 女性

Cdさん（43歳）の夫は、圃場は所有していないが、畑地は父親から相続した。Cdさんは、夫とともに賃金労働者として、他の地区で育苗、除草、収穫作業などを行っている。「土地所有者はたくさん収益をあげることができる。しかし借地人はリスクがある。もうけたり、損をしたりする。労働者はあまりもうからない。もし土地を所有していたら、リスクが軽

減される。夫と離婚や別居などの問題があっても、土地があれば子どもを助ける（養う）ことができる。だから女性も土地を相続するべきだ。女性も夫の家族から分割して土地をもらうべきだ。女性がもらえる分は少ない。もし土地を所有していないと、家族の食料が十分でない。土地があれば食料が保障される」と言う。

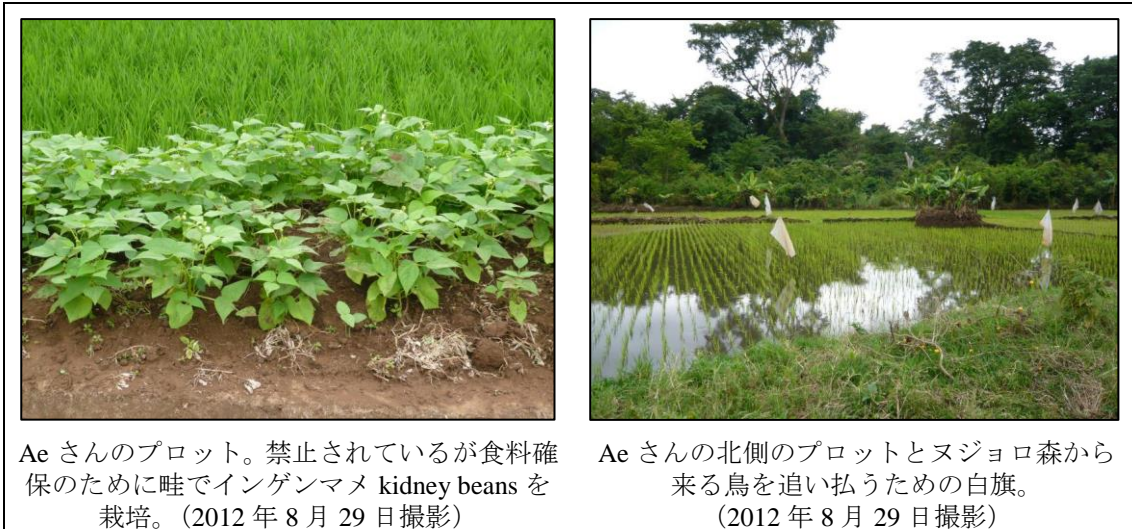
2) 土地所有が安心、安全、継続的な生活にとって価値あること、および婚姻関係におけるリスク軽減につながるという言説

① Aa さん： UM 土地所有者 女性

Aa さん（68 歳）は、タンザニア中部モロゴロ州の出身で、中等教育を終了し、シンギダ州で助産師として働いていた時に、公立病院の医師だった夫（チャガ）と知り合い、その後モシに移住した。現在、息子 2 人、娘 2 人、孫 7 人、義理の娘の合計 13 人と一緒に暮らしている。LMIS の土地（圃場）は夫が購入し、夫が亡くなった後は、息子 2 人（90m=2,700 m²）と彼女（70m=2,100 m²）が相続し、労働者を雇用してイネ栽培をしている。LMIS 外の水田も 2 エーカー借りている。自分が所有する畑地（5.5 エーカー）ではメイズ栽培をしている。「女性が土地を所有していると誰にも妨害されない。将来安全になる。女性が結婚しなかったら役に立つ」と言う。Aa さんにとっては、夫を亡くして寡婦になってからも土地を所有し続けることが安全な生活を保障してきた。結婚しないというのは、未婚および正式な結婚ではない場合のことである。

① Ae さん： UM 土地所有者 女性

Ae さん（60 歳）は、ウサンギ出身のパレ人で、両親と 1970 年代にローアモシに移住した。子どもは 8 人。現在一緒に住んでいるのは、7 人（夫、自分、息子夫婦とその子ども 2 人、娘）。LMIS が開始された時、土地を売りたい人が続出したので、自分と夫でそれぞれに土地を購入した。その後、LMIS 内に圃場を再配分され（26m と 30m）、自分と夫の別々の名義にした。パレ山のほうに親が Ae さんに残してくれた小さな土地があるが、兄弟が耕作していて配分してくれない。「自分の土地を所有していて安心できる。家族の中でも発言できる。何が起きているかわかるし、チャワンプの会合にも参加できる。自分の土地からの収益をどう使うかは、夫と合意しないとイケない。もし自分名義にしていなかったら、夫の兄弟に取られてしまったかもしれない。土地を所有していて幸せで、収入を確保できる」と言う。自分名義の土地を所有することは、婚姻関係が破たんした際に、親族によって財産を奪われることもなく、安心と安定した、「幸せな」生活を保障する要因になっている（Ae さんのプロットの様子は図 6.7）。



Aeさんのプロット。禁止されているが食料確保のために畦でインゲンマメ kidney beans を栽培。(2012年8月29日撮影)

Aeさんの北側のプロットとヌジョロ森から来る鳥を追い払うための白旗。(2012年8月29日撮影)

図 6.7 Aeさんのプロットとその周辺

③ Agさん：UM 土地所有者 女性

Agさん（65歳）は、自分も夫もウサンバラ出身だが、夫は運転手をしていたので国中移動し1974年にモシに来た。その後、家を見て1976年には土地を購入した。義母（夫の母）はモシの病院の看護師で、土地を売りたい人を知っていたので、義母の名義で自分と夫の資金で土地を購入した（1エーカー）。LMISの土地再配分で41m（1,230㎡）を取得した。子どもは耕作したがるが、労働者を雇う資金もないので自分が耕作している。夫が時々助けてくれる。義母は2008年に亡くなったが名義変更していない。収益は夫と相談して使い方を決める。「土地を所有しているともっと尊敬される。安全のために役に立つし、学費も払える。LOMIAの会合にも出席できる。自分の圃場からの収益の使い方は自分で決められる」と言っている。この圃場しか所有していないが、アッパー・マボギニでは、毎年2期作ができるので、生活が安定するという。レストランで働く次男とその家族と一緒に生活しており、夫も含めて7人で暮らしている。夫は小さな車（pick-up）のドライバーをしているが、僅かな収入しかない。娘や息子が多少の仕送りをしてくれる。

④ Aiさん：UM 借地人 女性

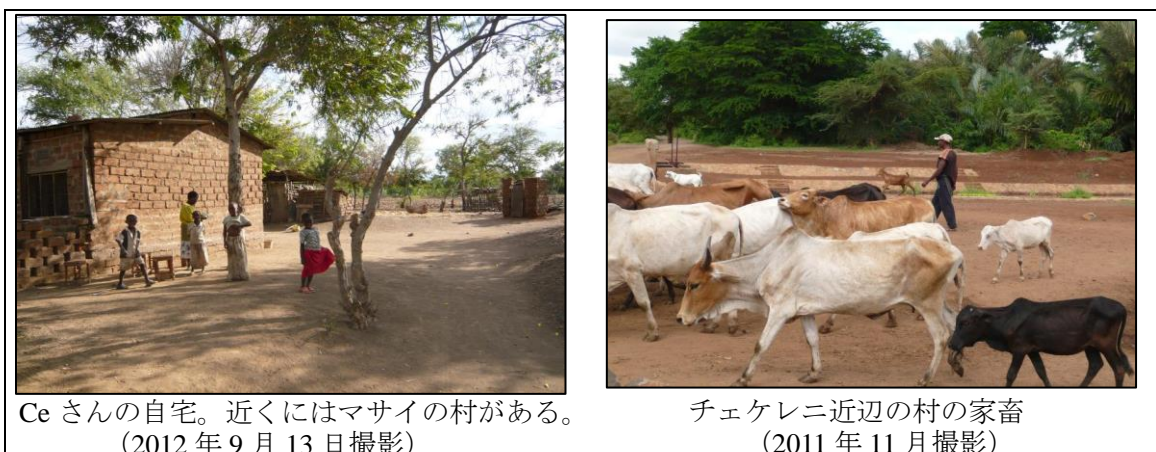
Aiさんは、モシ市の税務署に勤務していた。クリスチャンで、電気技師の夫（ムスリム）と、教会ではなく県事務所で結婚したが、夫は結婚5年目に交通事故で亡くなった。夫はタンザニア南部の出身で実家に土地を持っていた。夫の家族は、もしAiさんが夫の兄弟と再婚したらその土地を彼女に与えると言ったが、彼女は「自分は夫の土地や家族と結婚したわけではない」と言って断った。この場合の土地は、おそらく所有権ではなく耕作権のみだろうと推定されるが、土地耕作権を餌に再婚を迫られたが、自分の判断で断ったと解釈できる。

⑤ Ce さん : CH 土地所有者 女性

Ce さん (62 歳) は、18 歳の時に両親に強制的に結婚させられたが、夫とうまくいかなかったので別れて、子ども 3 人を連れて、叔母を頼ってチェケレニに来た。自分でウジャマー村に登録して土地を取得した。LMIS の土地再配分では、従前地の 50% に相当する 1 プロットしか再配分されなかったのが不満に思っている。それは自分が女性で交渉できなかったからだと思っている。再婚した夫との間には、4 人の子どもがいる。夫は KMIS で圃場を 3.5 プロット再配分されたが、2004 年に亡くなった。そのプロットは、第 1 夫人と第 2 夫人が相続した (自分は第 3 夫人)。現在、末息子とその家族、娘とその子どもの 8 人で暮らしている。自分と息子の圃場、あわせて 1.6 プロットの耕作の監督をし、収穫したメイズは、自分と子どもたちで分ける。メイズは自家消費用である。

Ce さんは、長男に説得され、長男のためにローンを 3 回借りた (アキバ商業銀行 Akiba Commercial Bank のグループ・ローンなので土地を担保にしたわけではない)。21% の利子率で 10 ヶ月の返却期間だった。最初は、20 万シリング (122 万 F_{ll})、2 回目と 3 回目は 60 万シリング (366 万 F_{ll}) だった。2 回目までは返却したが、3 回目のローンで、長男はアリュージャで店を開店して 5 日目で亡くなった。アルコール中毒だった。結局、次男がその店の面倒を見て、ローンを返却することになった。例年なら、1.6 プロットから 10 袋くらいのメイズが収穫できるが、その年は葬儀やいろいろなあつて施肥や水やり、除草が遅れ、結局 10 袋しか収穫できなかったという (1 袋約 100kg)。

「息子 (長男) は 2012 年 6 月に亡くなった。その時、自分は牛を 2 頭売らないといけなかった。妻と 3 人の子どもを残して亡くなった。その妻はここにきて、自分に土地を売って現金を作ってほしいと言ったが断わった。土地があるお蔭で、家族のための食料を生産することができる。土地があれば、子どもを育て、教育することができる。自分は土地があるおかげで、生きていくことができている」と言う。土地を手放さなかったのが、自分と家族の食料を継続的に確保できているし、母親として子どもにも食料を分けてやることのできることは、自分の自信になっている。また、家畜の所有も、資産の少ない農村では、いざという時の貯金、生活の安全保障の手段であり、この場合は牛 2 頭で 80 万シリングで売ることができたということである。(Ce さんの自宅、および周辺で飼われている家畜は図 6.8)



Ceさんの自宅。近くにはマサイの村がある。
(2012年9月13日撮影)

チェケレニ近辺の村の家畜
(2011年11月撮影)

図 6.8 Ceさんの自宅と周辺の家畜

⑥ Cgさん：CH 土地所有者 女性

Cgさん（59歳）は、モシ市マジェンゴに夫と住んでいたが、夫が亡くなると、Uruにいた親族がやってきて、土地と家を取り上げてられてしまった。子ども（1人娘、3人息子）も殺害されるかもしれないと思い、自分の親族を頼ってチェケレニに移住してきた。そこで再婚し、5人の子ども（2人娘、3人息子）ができた。ウジャマー村の時に自分名義で登録していたので、LMISの圃場を55m再配分された。夫も土地を持っていたがLMISの外だったので圃場は再配分されなかった。夫はプロジェクトのトラクター操作者だったが、1992年に亡くなった。Cgさんは第2夫人。現在は、離婚した次男とその息子2人、自分の末娘の合計5人で暮らしている。「子連れで再婚するとき、自分名義の土地があったことで、新しい夫は子どもも受け入れてくれた。夫も自分名義の土地は持っていた。もし土地を所有していないと、どこに家を建てればよいのか、どこで耕作すればよいかわからない。もし夫が土地を所有していれば良いが、離婚したら、大変になる。土地があれば食料と収入が得られるし、永久的に住むところがある」と言う。土地は、さまざまな意味で、彼女に暮らしを保障してくれる。Cgさんは、ゴザを編むこともできるので、耕作していない時には、1か月に約1~2枚作り、材料費を引くと1枚16~19ドルで教会やモスク、小学校などに売って副収入にしている。自分で材料となるUkinduという草を染めて編んでいる。技術はモシ市の近くに住んでいた時に女性訓練センター（YMCA）に通って習得した（図6.9と図6.10）。



ゴザの材料となる Ukindu
(2012年9月14日撮影)



完成したカラフルなゴザ
(2012年9月14日撮影)

図 6.9 Cg さんが編んでいるゴザ



古い家：土の壁と草の屋根
(2012年9月14日撮影)



新しい家：レンガの壁とトタン屋根
(2012年9月14日撮影)

図 6.10 Cg さんの古い家と新しい家

⑦ Cj さん：CH 土地所有者 女性

Cj さん (58 歳) は、RS4-2 ブロックの LOMIA 議長をしている。夫がウジャマー村に登録して土地 (圃場) を取得し、LMIS で 1.5 プロットの圃場を再配分された。その他にも畑地を所有している。Cj さんは当時若かったので、ウジャマーに登録できず、その代り後で土地を購入して (50m=1,500 m²)、自分名義にした。マワラ地区でも水田を借りて耕作している。娘 4 人、息子 5 人いる。夫は 4 年前に第 2 夫人を作って、マワラ地区に移住してしまった。Cj さんは、ここに親戚もいないし、お金も、食料も、医療費も学費も何もなくなってしまって、子どもを養っていくのがとても大変だった。夫はそれ以来、帰ってきていない。しかし、Cj さんは夫の圃場と畑地をそのまま耕作している。名義を変更しようとすると夫が戻ってきて土地を奪われてしまうかもしれないので、そのままにしている。「土地を所有するということは、収入が増えて、もっと自律性 (独立性) が高まる (自分で決められる) ということだ。保証も与えてくれるし、息子や娘、孫の学費も出せる。食料も安全だし、衣類や学費も出せる。母親としての責任を果たしたい (to be successful mother)」と言う。Cj さんにとって、母としての役割を果たすことが価値のあることであり、土地の名

義がなくても、継続して耕作し続けることが、家族を守るという母親責任を果たし、「成功した母親」になることになる。Cjさんは最近、120人からなるイスラム教女性グループに属していて、共同でニワトリを飼育して、卵を売っている。自分は議長ではないが、中心となって飼育をしている。また、チェケレニのパイロットファームに2プロットの土地を共同で借りてメイズを栽培している。LOMIAの会合にもブロック議長（リーダー）として毎回出席しているし、家畜が圃場や畑地に入り込まないような規則を作って、皆に規則を守るように働きかけている。

⑧ Ahさん： UM 土地所有者 女性

しかし、逆に、土地を相続したために、婚姻による負担を負うこともある。前述のAhさんは、夫が亡くなり、一人息子と一緒にモシ市の東部に住んでいるが、サンヤジュに第2夫人と4人の息子がいる。夫が亡くなった時、Ahさんは、第2夫人の子ども（息子と娘）の面倒を見るという条件付きでしか、夫の土地を相続できなかった。

3) 土地所有が自己の尊厳や価値にとって意味があることという言説

① Acさん：UM 土地所有者 女性

Acさん（85歳）は、ウサンギで生まれ、モシで生まれ育った夫と結婚し、夫の父の家に転入してきた。彼女も夫も学校に行かなかった。夫は床屋をしていた。LMIS以前から、アッパー・マボギニで稲作をしていたので、土地（圃場）を再配分された（30m=900 m²）。土地はAcさん名義になっている。さらに、カロレニ地区にはバナナとメイズのための畑地を1エーカー所有している。夫も畑地を10エーカー所有していたが、売却してしまった。夫は1982年に亡くなり、Acさんは現在娘夫婦と暮らしている。彼女は既に高齢なので、同じ敷地に住んでいる娘2人が10年ほど前からローテーションでイネ栽培をしている。「女性が土地を所有していると人々に尊敬される。借りている人は、土地所有者の女性に対して幸運だと言う。自分名義のプロットを持つことは良い。自分は土地を持っているので、コムを子どもと分け合える。土地を手放したくない。土地を所有していることを誇りに思うし幸せに思う」と言う。夫が亡くなった後も、自分名義の土地を手放さなかったことが、家族の食料確保のために価値のあることであり、誇りや幸せにつながっている。

② Aeさん、Agさん、Aiさん： UM 土地所有者、借地人 女性

前述のAeさん（土地所有者）は、「自分の土地を所有していて安心できる。家族の中でも発言できる。土地を所有していて幸せ」と述べている前述のAgさん（土地所有者）は、「土地を所有しているともっと尊敬される」と言っており、土地所有は、安定的な生活のみならず、「尊敬」されること、LOMIAの会合にも参加できる、自分の収益の決定権があることとして、彼女にとって価値のあることである。前述のAiさん（借地人）は、「土地を所有していれば、子どもにプロットを与えることができる...女性にとって土地を所有すると

いうことは大きな意味を持つ。女性に自信を与えるし、子どもの幸福につながる」と言う。

③ Cc さん、Cj さん：CH 借地人・代理耕作者、土地所有者 女性

前述の Cc さん（借地人・代理耕作者）は、「もし土地を所有していたら、自由に使うことができる。もし土地が所有できたらとても幸せだ」と言っている。前述の Cj（土地所有者）さんは、「（土地を所有するということは）もっと自律性（独立性）が高まるということだ。保証も与えてくれるし、息子や娘、孫の学費も出せる。食料も安全だし、衣類や学費も出せる。母親としての責任を果たしたい（to be a successful mother）」と述べている。

④ Db さん：CH 土地所有者 女性

Db さんは、約 80 歳、チャガでクリスチャン。キボショから 1975 年にチェケレニに移住してきた。ウジャマー村に登録して耕地を分配された。後に 1.5 プロットの灌漑耕作地を再配分された。ずっと自己名義。長男が土地と家屋を独占しようとしたので、2009 年に正式な遺書を作成し、息子 3 人と娘 2 人に、ほぼ平等に土地を分割して、生前贈与した。現在は末息子と暮らしている。他の人は、自分が遺書を作ったことをほめてくれた。誰も非難しなかった。他人のことはわからないが、自分の家族のことはわかる。自分名義の土地なので、クランの会合は必要ない。自分でしたことに対して、満足している。自分は正しいことをしたとっていて幸せである。耕作地が 1.5 プロットあったので、その収益で、自分は家を建てることができた。息子が内装や家具を提供してくれた。土地があったので、次男と三男のための学費も出すことができた。全ての子どもは、チェケレニの小学校を終了した。牛も 1 頭、飼うことができ、牛は今でも飼っていて子どものミルクを提供してくれる。余剰は売ることもできる。自分名義の土地なので、自分で決めることができる。クランの会合で決める必要はないと言う。

⑤ De さん：UM 宅地の所有者 女性

De さんは、1962 年生まれ、52 歳。ムスリム。マボギニで生まれた。自分の父は、Mwanga から来た（パレ人）。父は、水利組合（WUA アッパー・マボギニ）の初代議長を務めた。自分は、小学校の教員をしている。夫が 2014 年 1 月に亡くなったばかりで、クラン会合を開いた。夫の父が所有していた 3 プロットは、夫と、その兄弟姉妹が 5 人で、ローテーションで耕作している。夫は長男で、2 人の弟、2 人の妹がいる。亡くなった夫の分は、自分の家族の誰かが耕作し続けることになる。自分が住んでいる宅地は、夫と一緒に購入したので、クランの会合の対象ではない。妻は自分一人なので自分が相続する。自分は、小学校の教員をしている。土地所有について女性は、発言したり、決定する権利はない。夫が亡くなってから 40 日間は、男性と会ってはいけない。ムスリムでは女性にあまり財産を与えない。しかし、この地域では、あまり厳しくない。自分の母は父の財産を全て相続した。クランの長は、女性ではなく、男性でなくてはならない。それは、伝統的な考え方(perception)

で、女性は弱いものだと考えられている。女性は、土地を管理 (manage) できないと思われる。しかし、時には、女性の方が男性より、より良く管理できることもある。女性には、男性の監督は必要ない (自分で決められる)、と言う。

⑥ Dg さん : Rau 土地所有者 女性

Dg さんは1944 年生で 70 歳。パレ人でムスリム。31 歳からダルエスサラームの District Commissioner Office で清掃係りとしてずっと働いてきた。2003 年に退職し (60 歳で定年、約 28 年間働いた)、2007 年に (63 歳の時)、母に呼び戻されて母が亡くなるまでマボギニ村で面倒を見た (5 年間)。息子が一人いる。母は、娘 3 人と息子 1 人 (とその妻) の間でもめていることを知っていたので、遺書を書いたのだと思っている。母は 2013 年 8 月に亡くなり、その約 2 年前に遺書を書いた。亡くなって 3 日後に、遺書が公開され、息子と娘、孫に土地、家屋、貸家、家畜を分配することが書かれていた。ほとんどは、母が独自に購入した土地だったので、娘に贈与することは、クランの会合で問題にならなかった。息子は、満足していなかったが、反対はできなかった。母は、遺言書で、Dg さんに灌漑耕作地 1 プロット、宅地、賃貸住宅などを譲渡してくれた。「土地所有者は、Superior (unanafuu) だと思う。土地を所有している女性には一目置かれる。スワヒリ語で Unanafuu というのは、far better than others, not rich or poor but you are OK ということ。土地を所有している女性は、lucky だと言われる。土地を所有できて嬉しい」と言う。

次に土地所有について男性にとっての言説を示す。

1) 土地所有が収入源、食料、生活の質の向上のために価値あることという言説

① ad さん : UM 借地人・監督者 男性

男性 ad さん (49 歳) は、土地 (圃場) を 2 プロット (136m=4,080 m²) 借りて耕作している。妻も賃金労働者で、息子 1 人、娘 2 人がいる。兄弟・姉妹の子どもを 2 人預かっている。7 人世帯である。借地料は 1 プロット当たり 20 万シリング (約 122 万円) と高く、作期前には借地料を払えないので、収穫後にモミの半分を土地所有者に渡す。部分的には労働者を雇うが、妻と子どもが手伝う。他にも、9.3 プロットの育苗と水管理などの監督の仕事をおこない、複数の土地所有者から金を集めてそれぞれの労働者に支払う。「借地するのは、不安定なので所有するほうがいい。土地を所有するということは、每期、耕作することである。土地を所有していれば収益を最大化できる。用途は学費と食料。土地を所有していないと、特に高齢になってから食料を確保できない」と言う。ad さんは評判がよく、多くの土地所有者から信頼されている。今では、1 シーズンで 60 万シリング以上稼ぐことができるが、それでも土地所有者のほうが収益が良いと考えている。

② af さん : UM 借地人 男性

男性 af さん (45 歳) は、サメ県で生まれた。LMIS 内の土地 (圃場) を 2 プロット (195m=5850 m²)、カロレニ地区の水田を 1 エーカー借りて耕作している。畑地は 1 エーカー所有しておりメイズを栽培している。自分、妻、甥、労働者で耕作している。彼が借りている土地の所有者はビジネスをしており、一人は高齢で (aa さん)、自分で耕作できないので彼に貸している。彼は以前、賃金労働者をしてきた。「もし土地を所有することができたら、あまり資金がなくても、耕作を始められる。しかし、もし借地すると、事前に必要な農業費用のために支払いが必要。自分の土地なら、収益が高い。土地を所有したいが、土地を買うのは高い。収益は、学費、食料、医療代、家、母親のケアなどに使う。母親も賃金労働者をしている。彼女は、自分の家で孫娘と住んでいるが、ニワトリしか持っていない」、そして「息子には医者に、娘には教員になってほしい」と言う。af さんは、土地所有者ではないが信頼されているので、10 Cell Leader Advisor (*Washauri wa Balazi*) をしており、近所に問題があると相談役になっている。

③ ag さん : UM 借地人 男性

男性 ag さん (49 歳) はモシ市生まれで、ケニアとの間で食料や衣料品の貿易を行っている。その収益で、10 年前くらいから、LMIS 内の圃場を 3 プロット (1 プロットにつき 50m ずつ) 借地し、さらにマンダカ地区でも 5 エーカーの畑地を借地してメイズを耕作している。借地は、自分で監督し、労働者を雇って耕作している。自分の母親が稲作をしていたので、自分にも栽培知識があるという。他に、父から相続したバナナとコーヒー園を 3 エーカー所有している。「土地を所有していれば、自分でプロットを管理できるし、収益も高い。借地するのは不安定。収益は、学費、食料、その他の家のことに使う。もし土地を所有していれば、どのように栽培するか自分で計画できる。女性もたくさん農作業をしているので、(自分より栽培方法について) もっと良く知っている」と言う。彼の場合は、モシ市に居住し、ビジネスからの収益があるため、借地しても経費を負担することができる。

④ ah さん : UM 土地所有者 男性

男性 ah さん (42 歳) は、ブロック LOMIA の会計役をしており、息子 2 人、娘 1 人と妻の 5 人暮らしである。父が 1986 年に亡くなり、70m (2,100 m²) の LMIS 圃場を相続した (名義変更は 2013 年にした)。その他に、マンダカ地区で稲作圃場を 2 エーカー、他の地区でメイズ用の畑地を 3~4 エーカー借りて耕作している。「土地を所有していれば収入が増えるし、每期、栽培することができる。収益は、食料、衣服、医療費、学費にあてる」と言う。

2) 土地所有が安心・安全、継続的な生活に価値があるという言説、および女性の土地所有についての言説

① dd さん : Rau 土地所有者 男性

男性 ddさんは、父が13.5プロット所有していたが、一人息子だった本人が全て相続し、自己名義に変更した。彼の姉妹は、父の遺言で生涯の耕作権を与えられており、1プロットずつ耕作している。父は口頭の遺言と書面の遺言の両方を残した。彼は、土地を所有することは、安心 (Secure) につながると考えている。土地があれば、子どものために十分な食料を得ることができるし、収入も得られて、comfortable である。何も土地を持たない人は、いつも移動しないといけない。しかし土地所有者は、土地や水を求めて移動しなくてよいから、と言う。(特にラウヤカティに移住してきた人々は、水を求めて南部から移動してきた人が多い)

女性が土地を所有することに関しては、意見が分かれている。反対の意見は、以下のようなものがある。

② aeさん：UM 土地所有者 男性

男性 aeさんは、「もし妻が土地を購入したら、彼女は尊敬される。しかし、全ては、夫に所属するので、妻が土地を所有することは重要ではない。衣服、食料、家のために収益を使う。女性は土地を所有していなくても、夫がすべてを持って来る。子どもは父親に所属する。収益で自分は家を持つことができた」という考え方である。女性が土地を所有すれば尊敬されることを知っており、女性に土地所有を認めるような発言はしているものの、本音では夫がすべてを所有・管理すればよい、という意見になっている。

③ cdさん：CH 土地所有者 男性

男性 cdさんは、「自分の収入は、土地なしの人々より良かった。妻が土地を所有するのは、良いことだが、どのように取得したのかについて自分が把握していないといけない。土地からの収益は、学費、食料、被服などに使う。もし女性が土地を所有したら、それは彼女が男性と同じことができることを証明したことになる。しかし、もし妻が土地を所有したら、水不足の問題に遭遇するだろう」と述べていて、女性が意思決定することを必ずしも受け入れていない。

④ daさん：Rau 土地所有者 男性

daさんは、1944生まれ(70歳)、パレ。彼の兄が父親の土地を独占しようとしたので10年間、裁判で係争した。彼は三男で末息子。裁判の結果、息子3人が相続することになり、彼はラウヤカティの24プロットを相続した。自分は父が病気だったので、学校に行けなかった。しかし、子どもは土地があったので学校に行かせることができたと言う。「通常、夫が亡くなると、妻が土地を全て相続するが、売ることはできない。土地の監督 (Supervise) はするが、所有者ではない。女性に土地を与えると、他のクランに土地が行ってしまうので良くない。土地は耕作し生産するためのものであり、女性が相続するためのものではない。自分の娘は、耕作はできるが、所有はできない。土地を売ってしまうのは、クランの

ために良くない」と言って、女性が土地を所有することには反対である。

逆に女性にも土地からの利益が継続的にあるべき、女性も土地所有権を得るべきだとする男性もいる。

⑤ ah さん：UM 土地所有者 男性

男性の ah さんは、「女性は中国の女性会議で権利を主張した。もっと女性に土地をあたるべきだ。タンザニアのモンゲラが議長を務めたので（女性のことが）有名になった」と言う。

⑥ db さん：Rau 土地所有者 男性

男性 db さんの祖父は、パレから移住してきて、ラウヤカティに 60 プロット所有していた。息子が 3 人いたので、彼の父（次男）が 22 プロット相続した。父が亡くなり、母が相続したが、それを自分が母から言われて監督している。自分の両親は、全ての子どもが利益を得るべきだと考えているので、土地を分配しないで、自分がまとめて耕作して、利益を分けていると言う。特定の誰かが相続してしまうと、自分の姉妹が利益を得る機会を失ってしまうからだ、と言う。

3) 土地所有が自己の尊厳や価値にとって意味があることという言説

① ae さん：UM 土地所有者 男性

ae さんは、父親から 3.26 プロット遺産相続した。ジグア人、ムスリム。夫が亡くなると妻が 3 分の 1、息子が 3 分の 1、娘（未婚の場合）が 3 分の 1 相続するのが慣習であると言う。男性が土地を所有すれば尊敬されると考えている。

② cc さん：CH 賃金労働者 男性

cc さんは、土地を所有していない労働者である。「自分の土地がほしい。土地があれば、労働の仕方も工夫できる。収益は、食料、被服、自分の母親の支援に使う。自分は貧しい。家を建てる場所もない。（土地がないと）尊敬もされない」と言う。

③ cd さん：CH 土地所有者 男性

cd さんは、ウジャマー村の時に土地を取得し、その後 LMIS プロジェクトになったあと、土地（灌漑耕作地）を購入した。「もし男性が土地を所有していたら、裕福な人（Nsuri）と言われて尊敬される。土地を持っていない人より、自分のほうが収入が多い」と言う。地元リーダーとして、エバンジェリスト教会で日曜日ごとに説教をしている。

④ da さん：Rau 土地所有者 男性

前述の da さんは、土地所有者は尊敬される、誇りに思う（Land is a prestige）と言う。父は土地を決して売らなかった。土地は売るものではない。父の遺書にも、誰も売ってはいけ

ないと書いてある。土地は家族の財産であり、耕作し続けるものである。土地は、Securityを提供してくれる。土地があれば、友人や親せきから、金を借りることができる。村に住んでいて土地なしと言うのは、労働者のことで、尊敬されない。ラウの村落事務局長は、土地なしだったので、村の金を持ち逃げした。土地がなければ、家を建てることもできない。土地があったからこそ、自分は子どもを学校に送ることができた。末息子は、もうすぐ大学を卒業して、雇用される予定。9人子どもがいるが、8人は大学を出ている。長女だけは、小学校4年を終了しただけで結婚した、と言う。

⑤ db さん： Rau 土地所有者 男性

前述の男性 db さんは、パレで 51 歳。山の方では人口が増えすぎて、農耕ができなくなっている。山では儀式のため (Spiritual value) だけに土地が必要である。土地所有者であるということは、責任が伴う。村に居住しないと土地所有はできないし、土地を所有してれば Security が保障される。政治家になるためには、土地所有者でないといけない。政治家は、村に住んでいる人で、村のために行動してくれる人の方が良い。土地所有であることは、重要である。土地なしの男性は、差別される。土地なしだと、怠け者だと思われる。しかし、土地を所有しようと努力している男性は、評価される。しかし、都市部では、教育の方が重要。土地があっても教育を与えないと、貧乏になる。土地がなくても、教育を与えれば、金持ちになることもあるという。

⑥ dc さん： CH 土地所有者 男性

dc さんは、1977 年チェケレニ生まれ、37 歳。母から土地を生前贈与された (自分名義の土地になっている)。自分は末息子で、母と一緒に暮らしている。兄弟の土地を借りて 50m の耕作 (メイズ)、Mawala 地区でも借地してコメを栽培している。収益が上がるので、他の土地を借りやすくなった。また、土地を売りたい人がいたので購入した (80m)。自分で土地を所有してからは、堆肥を使うようになった。堆肥は土壌の改良にも良いし、化学肥料を少なく使用することになる。母親は化学肥料を使っていたが、自分はバイクを持っているので、堆肥を自分で作って、田畑に運搬することができる。他の兄弟姉妹は、化学肥料を使っている。それは、運搬の問題があるからだ。自分は、2 袋ずつ運べる。1 シーズンに、10 袋、運搬している。土地を所有することによって、収益が上がるので、土地を借りやすくなった。また、土地を売りたい人がいたので購入した (80m)。男性にとっての土地の意味は、地位が向上するのでうれしい。自分は宅地も所有しているし、牛 6 頭、ヤギ 5 頭、ニワトリも飼っている。土地があるので、地元のリーダー (10 Cell Leader) にも選出された、と言う。

⑦ dd さん： Rau 土地所有者 男性

前述の男性 dd さんは、かつて水利組織 (WUA) に雇われて、水番 (Gate Keeper) をしてい

た。また、農業協同組合（CHAWAMPU）のラウヤカティの代表だった。LOMIA については、以前は副議長、現在は事務局長をしている。また、中央 LOMIA の事務局長を 2013 年までしていた。土地を所有していなければ、そのようなポストにはつけないと言う。さらに自分にはリーダーとしての資質もあると考えている。父親の土地は、自分の姉妹には相続権はなく、一人息子である自分だけに相続権があると考えている。

⑧ de さん： Rau 土地なし 男性

男性 de さんは、チェケレニで小さなバーを営んでいる。ラウヤカティにあった父の土地 1.6 プロットを勝手に売却した。父は遺言を残して、他の土地は妻と娘に残した。男性にとって土地を所有することは、ビジネスより重要だと言う。土地を所有することは誇りである。土地を担保にすることもできる。問題があるときに、土地があれば、証文（Bond 保釈金、保証金, bail him out 保釈する、救済する）に使える。土地は不動産なので、所有していれば信頼される。借金するときには、Village Executive Officer がレターを書いてくれる（どのくらいのプロットを所有しているということ）。自分は土地を担保にしたことはない。家は、Mabogii/Rau River にあって、担保にして、借金したことがある。3 回くらい借りた。銀行は、土地よりも、家を担保にすることの方を好む。家はなかなか売れないが、土地はすぐに売ってしまうので、借金を返す前に売ってしまうこともある。土地があれば、社会的地位もある。多くの者は、土地を所有していない、と言う。

6.4 調査結果のまとめと検証

ローアモシ灌漑地区（LMIS）では、女性の土地所有者は全体の約 2 割（21.1%）を占めるが、女性土地所有者の約半数が、1 プット以下の零細所有者であり、3 割は、1~2 プロットしか所有していない小規模所有者である。これらの女性所有者が、男女あわせた全体の面積に占める割合は、約 10% でしかない。しかし、土地所有の経時的变化（1987~2013 年）を前章にて分析すると、地区やブロックにより差異が存在するものの、ブロック全体に対する女性の土地所有者数および所有面積の割合、および女性の一人当たり平均所有面積が、増加していることがわかった。氏族中心の父系社会・夫方居住社会では、慣習的には女性に土地所有権を認めず相続権も限定してきた。しかし、LMIS における土地権の移動について、経時的变化（2008~2013 年）を分析した結果、夫から妻へ、父から息子・娘への相続が発現していることがわかった。また、女性も男性と同様に自己名義の土地を購入しており、女性の土地権取得手段に多様化が見られる。さらに、LMIS では、女性の土地所有権が社会的にも認知されるようになっており、女性土地所有者数および所有面積が増加傾向にあると言える。

本章では、農村女性および男性が、そもそも土地所有についてどのような価値を付与しているのかについて分析を行った。その結果、ローアモシ灌漑地区（LMIS）において、農村女性にとっての土地権は、自分および家族（他者）にとっての現金収入、生活の質の向上（食料確保、医療や被服）、生活の安全、安心、持続性にとって欠かせないものであり、婚姻に伴うリスクの軽減、女性の自己の尊厳や価値にとって意味があることがわかった。また、他者への関心として、子どもの養育・学費が重要であり、組合や会合への社会参加、農業従事者として営農にとって土地を所有することが「価値あると思う」ことであることがわかった。さらに詳しく見ていくと以下のようなことがわかった。

第一に、土地を所有することは、土地から現金収入を得る、自家消費用の食料（主にコメとメイズ）を自分および家族（他者）のために確保できること、生活の質の向上（教育、医療、家族のケア、家を建てるなど）に役に立つ、「価値あると思うこと」である。そのような家計や暮らしに関わる価値は、土地所有者の女性・男性のみならず、男女の借地人、賃金労働者にも共通して認識されている。借地人および賃金労働者は、男女ともに、土地所有は価値があることだと捉えており、土地所有をしているほうが、借地や賃金労働より収益が多く、可能であれば資金を貯めて、将来は自分の土地を購入したいと考えている。土地所有は生計が向上する価値のあることであると、土地所有、非所有者ともに認識されている。

第二に、農村女性にとって土地を所有することは、「安全」や「安心」、「土地を継続的に使用することができる」という保障であり、特に、女性にとっては、寡婦、未婚、別居、離婚、シングル・マザーなどの婚姻関係における、財産分与の不安定さや、財産を喪失することのリスクに備えるために重要である。また、子連れで再婚するとき、土地所有が役に立つということもある。つまり、自分の土地を所有することが、女性にとっては婚姻制度に規定される社会関係や財産権のジェンダー不平等や不安定さを軽減し、暮らしていくためのリスク回避をするために「価値あると思う」ことなのである。このようなリスクを削減するために、文書による遺言を作成するという行為が選択肢として出現している。このような婚姻関係に伴うリスクは、男性の土地所有者には見られない。婚姻関係が破たんしても男性が土地を失うリスクは極めて低いからである。

第三に、自己の土地を所有することに関して、女性は「幸運」「幸せ」「尊敬される」「誇りに思う」「自信につながる」考えている。女性にとって、土地所有は自己の尊厳にとって「価値あると思う」ことである。女性にとっての土地所有は、家族の食料を調達する「母親役割」を果たすことに繋がる。なかには、「母親としての責任を果たしたい（to be a successful mother）」という考えもある。さらに、「発言できる」「収入の使い方を決定できる」「自分で決められる」という表現により、女性は土地所有をしているほうが意思決

定に参加できると考えている。土地所有は、女性の自己の誇りや尊敬、自信、発言という社会的役割につながり、個としてのおよび社会的存在として価値あることにつながる可能性がある。他方で、男性は、女性が土地所有していても、土地を使用・耕作することは認めるが、処分権（売買や相続など）は認めないとする考え方も有している。男性も土地所有する女性に対しては、一目置かざるを得ないが、自分の妻が土地を所有する場合には、その管理権（収益、処分など）について、自分（男性）が決定するものだと考えており、女性が「自分で決められること」（自己決定）が価値あると考えているということとは対照的である。

第四に、男性にとっての土地所有は、女性と同様に収入、生活の維持、質の向上および、尊敬されることである。他方で、女性は土地を担保にしてローンを組むことには慎重であるが、男性は、土地を担保にすると銀行ローンや SACCOS からの融資を受けられると考えている。さらに、男性の場合は、地元のリーダーになれる、組合の役員になれる、政治家になれるなど、社会的地位や機能を確保するための手段として、土地所有が重要だと捉えている。逆に、「土地なしの男性は差別される。土地なしだと怠け者だと思われる。しかし、土地を所有しようと努力している男性は評価される」とも述べており、男性のアイデンティティーにとっての土地所有を重視している。しかし、LMIS は比較的新しい入植地であるため土地が先祖伝来の財産であったり、文化的・精神的価値（spiritual value）があるという認識はほとんどないが、「家族の土地」（男性が祖父や父親から継承したような土地）は男性が相続するべきだと考える男性は多い。

第五に、土地を所有することは、農業・灌漑組合のメンバーになる要件である。メンバーにならないと、会合や意思決定の場に参加し、女性の意見やニーズが取り入れられる機会は限られてくる。女性は灌漑施設の維持管理（掃除や草取り）や圃場での水管理においても労働を提供しているが、水利を利用する順番やタイミングなどで不利になることが多い。女性が農業の生産性を高め、収益を得るためには、タイムリーな灌漑用水を得ることが必要であり意思決定やその過程に参加する機会を得ることは、食料の確保にかかわる女性にとっては「価値あると思う」ことである。しかし、水利が十分に利用できる上流においては、組合参加の価値が高く認識されているが、水利が利用できない下流においてはその価値は低い認識となっている。

本章における分析を通じて、多様な視点から女性・男性が土地所有を「価値あると思う」ことと考えていることがわかったが、女性・男性の土地所有者の間には、土地所有に関して異なる価値認識があることもわかった。これらの土地に対する認識が、土地の所有権、管理権、および相続をめぐる女性の機会や行動の選択にどのように関連していくのかについては、さらに次章で分析していく。

第7章 農村女性による土地の

所有・管理・相続の諸相

7.1 土地の所有・管理・相続の選択と社会的受容

農村女性の土地土地（アクセス）と土地所有（コントロール）の差異、および土地所有が女性および男性にとってどのような価値を持つのかについては、第6章において考察した。本章では、土地所有に注目し、所有形態の多義性に注目した分析を行う¹⁰⁷。世界銀行をはじめとする国際援助機関は、「土地権の進化論」にもとづき、農村女性が土地を自己名義で登録すれば、女性が自由に土地を耕作し、収益を確保し、生活が向上し、必要に応じて土地を融資の担保にし、土地市場で売買できるようになると考え、そのような開発援助事業をサブサハラ・アフリカ地域で実施してきた¹⁰⁸。これは、土地登記が、近代的な私的排他的な土地所有権の実現手段になるとする論証である(Platteau 1996, 吉田 1999:4-5)。しかし、果たして自己名義で土地登録することだけで、女性の土地に関わる諸権利は促進されるのだろうか。自己名義にすることにもなうリスクや、女性が「価値がないと思う」ようなインパクトが生じることはないのだろうか。

農村女性が土地に関わる形態は多様であるが、女性が土地所有者であれば、耕作から得た収益を自由に管理できるのだろうか。また、作目選択や農業投入に関する決定、水管理など営農に関するすべての権限を有しているのだろうか。家族や親族の合意がなくても、土地を自由に登記し、相続・移譲・売買できるのだろうか。どのような形態で女性は土地を所有しているのだろうか。土地を所有していても名義変更をあえてしていない場合もあるのだろうか。父系制・夫方居住社会では、家族・親族やクランの土地は、女性が継承できないとされているが、女性は男性および女性に土地を移譲・相続・売買していることが前章までの分析で明らかになっている。どのような土地、あるいは条件下であれば、女性は土地を移譲・相続・売買することができるのだろうか。

既往研究では、地域コミュニティにおける権力および意思決定機関は男性で占められており、男性同士の慣習的既得権益を守るため、コミュニティは女性の土地権の獲得を支持しないと論証されてきた。親族やクランの長老会、農業組合、灌漑組合、村役場の各種委

¹⁰⁷ ここで言うところの「所有」は、土地法（1999）および村土地法（1999年）で認知されている慣習的な農村の土地所有である。

¹⁰⁸ 出典：世界銀行、参照日 2014年2月24日：

<http://web.worldbank.org/WBSITE/EXTERNAL/TOPICS/EXTGENDER/0,contentMDK:22924407~menuPK:7947140~pagePK:210058~piPK:210062~theSitePK:336868,00.html>

員は、男性中心に選定され運営されてきた。意思決定過程に女性メンバー、および農村女性はほとんど参加しておらず、会合などで女性の意見は反映されないとされてきた。しかし、ローアモシ灌漑地区は、先祖代々のクランの土地を継承している地域ではなく、比較的新しい入植地であり、女性の土地所有者が存在し、その数も面積も増加してきた。それは、地域コミュニティが女性にも土地所有権を与えることを経時的に承認するようになってきているということなのだろうか。もしそうであれば、そのような地域コミュニティにおける選択の変化や社会的受容はどのように発生しているのだろうか。

本章では、これまで国際援助機関が提唱してきた「農村女性が、土地（耕作地）の自己名義登録をすれば、土地の管理権（営農権、収益権、処分権）を有することができる（仮説3）」、および、既往研究で論証されてきた、「地域コミュニティは、慣習法にもとづき、女性の土地（耕作地）の所有権を認めない（仮説4）」についての検証をおこなう。

本研究では、農村女性にとって、どのような土地所有の形態が、女性の立場の変化、機会や選択の幅を拡大し、「価値あると思う」ことの実現につながるのかを明らかにする。具体的には、土地所有を管理と相続という観点から分析する。さらに管理については、営農権、収益権、処分権に注目する。最後に所有している土地を誰にどのように相続するのかについての分析をおこなう。女性が土地を所有し、女性（娘など）に相続すれば、女性の土地所有者の割合が増加すると考えられるが、現実には女性は多様な選択している。さらに、男性の土地所有と相続についても考察する。LMISにおける男性の土地の管理権については、男性が土地を所有している場合、成人に達しておらず保護が必要な場合以外は、管理権（耕作権、収益権、処分権）が保障されている。女性が相続者を選択する場合、男性の土地権や相続の考え方および帰属する社会の規範や価値観、ジェンダー規範との関係性の影響を受けると考えられるため、男性の相続についての価値観の分析も必要である。さらに、相続の新たな形態として、男性および女性も遺言を残すという行為が出現しているが、それがどのような意味を持つのかについて分析する。

7.2 土地の所有・管理・相続に関する選択（対象3ブロック）

本研究における実証分析を通じて、LMISにおいて、女性が土地を所有しているというのは、自分名義で土地を所有している場合と配偶者や家族から相続した土地を所有しているが名義変更していない場合であることがわかった。なお、タンザニアの土地法（1999）および村土地法（1999）では、どちらも慣習的土地所有権である。

面接調査の結果、「土地を自分名義で所有している」というのは、1987年のLMISの土地

再配分で、土地(LMIS内の灌漑稲作圃場)を自分名義で登録しており、村役場およびLOMIAの土地登録簿(同じものである)に男性・女性それぞれに、自分の名前で登録されているという場合が多い¹⁰⁹。アッパー・マボギニおよびローア・マボギニの場合は、1987年以前に入植して既に土地を耕作していて、LMIS開発による土地再配分により自分名義で登録した場合がこれに相当する。他方で、チェケレニの場合は、1970年代から開始されたウジャマー村に既に個人名義で登録し、LMISの土地再配分でそのまま自分名義で登録した場合である。その他に、自分名義の土地を所有する者には、LMISの土地再配分のあとで、自己資金で土地を購入し(農民から土地を購入した等)、自己名義にしている者がいる。女性の場合、夫の資金もしくは自己資金で購入し、自己名義にした場合である。土地を購入する場合には、原則としては村役場の認可が必要になるため名義変更することになる¹¹⁰。

他方で、配偶者や親から相続・贈与され、土地所有している女性の場合は、自分が土地所有者だと考えているにもかかわらず、名義変更していないケースが存在する。男性の場合は、相続・贈与・購入した場合には、名義変更をしていることが多い。しかし、父親から相続したまま名義変更していないというケースもある。「名義変更していない」から「所有者ではない」ということではなく、LMISにおいては、これらも慣習的土地所有者として社会的に認知されている。これらの所有者は、LOMIAに対して水利費を払い、LOMIAの会合にはメンバーとして出席することもあり、耕作権とおおかたの収益権は有している。さらに、名義変更していない女性所有者の中には、男性と同様に父親から土地を相続して所有している、義母の名義の土地を相続して所有しているケースもある。

次に、誰に自分の土地を相続させるのか、相続させたいのかという問いに対しては、面接調査の結果、「息子に相続」、「娘に相続」、「息子と娘の両方に相続させる」「わからない」という回答があった。面接調査では、姉妹や兄弟という回答は皆無だった。ただし、1名のみ、「(娘はいるが)息子がいないので孫息子に相続させる」という回答があり、これは分析する際に「息子に相続」の中を含めた。生前贈与もあるが面接調査のサンプル数が少ないので、「相続」を含めて分析した。女性の場合は、自分名義の土地は娘に、夫から相続した土地は息子に相続させるという回答があり、これは複数回答として扱った。

本章では、以下の4項目についての分析を行う。1) 女性の土地所有と管理権との関係、2) 土地相続に関する分析、3) (土地相続のうち) 遺言を残すことに関する分析、4) 土地の所有、管理、相続の関係性である。

¹⁰⁹ しかし、政府が発行する正式な土地所有証明書を有しているわけではない。この点については第8章で述べる。

¹¹⁰ 実際には村役場を通さずに土地の売買が行われることも多い(2014年1月、マボギニ村長への面接調査から)

7.2.1 女性の土地所有と管理権との関係

農村女性にとって土地所有が有する価値あることに関する第 6 章の分析で、女性が土地を所有している場合には、女性は土地を耕作し、自分や家族の生活のために必要な食料や収益を得ることができ、必要な場合には土地を売買するという機能の選択もあるということがわかった。ただし、「講」などには参加するものの、自分のために土地を担保にした銀行ローンまで組む女性はいなかった。自分と家族の安全な暮らしを維持していくという目的、および母親としての責任や機能を果たし、土地の所有や活用を通じて「尊敬される」ことが女性にとって、妻・母として意味のあることであり、「価値のあること」だと女性は考えている。さらに、土地所有をしていることは婚姻関係におけるリスクを軽減する機能があると考えていることもわかった。

面接調査データからは、女性がさまざまな選択をおこなっていることがわかった。つまり、土地所有に付随して発生すると考えられる、営農権（耕作することができる、作目や栽培を選択することができるなど）、収益権（収穫そのもの、および収穫からの収益を管理できる）、処分権（誰にどのような土地をいつどのように譲渡、相続、売買するのかを決定すること）などが、多様に組み合わせられた選択をしている。本節では、これらの営農権、収益権、処分権をまとめて、「管理権」と呼ぶ。LMIS およびタンザニアの農村地域においては、「土地を所有している」ことが、慣習的な土地の所有権である場合には、これらの管理権が自動的に保障されているわけではなく、多様な立場や関係により、ことなる管理権が存在し、農村女性の「価値あると思う」ことの選択と達成を複雑なものにしている。なお、男性が土地を所有している場合には、ほぼ全ての管理権を所有していることが多い。調査対象 3 ブロックにおける女性の土地の管理権を処分権、収益権、営農権に分けると、図 7.1 に示したような状況がある。

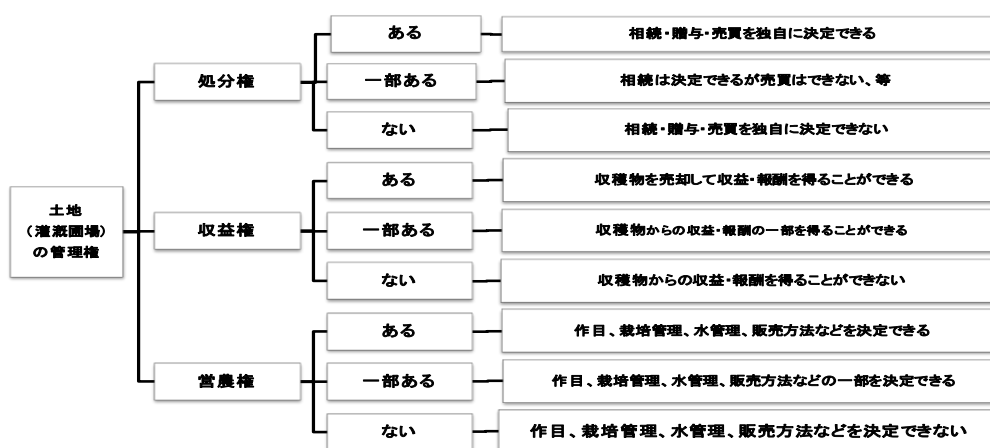


図 7.1 ロアモシ灌漑地区 (LMIS) における土地の管理権

注) 「土地」は灌漑稲作耕作地。

出典：第 1 次、第 2 次調査結果から筆者作成。

さらに、第2次調査における面接調査から得られたデータをまとめた結果、表 7.1 に記載されているような女性の土地所有と管理権（耕作権、収益権、処分権）の状況があることが判明した。さらに表 7.1 から、以下のようなことが判明した。

(1) 女性が自分名義で土地を所有している場合の管理権

1987 年の LMIS の土地再配分により女性が自分名義の土地を所有している場合（表 7.1 のなかの A-1）、および女性が自己資金で土地を購入して所有している場合（A-3）は、土地の営農権、収益権、処分権もあわせて有していることが多い（9 人中 9 人）。ただし、かつては本人が耕作し収益も得ていたが、現在は既に娘や孫息子に耕作権を移譲し（高齢などの理由により）、本人は被扶養家族のような立場になっていることもある（13 人中 4 人）。

夫の資金で購入した土地を女性が所有している場合（表 7.1 の A-2）女性がどのような権利を有するのかは多様である。夫が購入して妻との共同名義にした場合（Ca）は、耕作権、収益権、処分権は妻にある。しかし、LMIS の再配分時に自己名義で登録していても、もともとは夫が購入し、かつては夫の所有であったというような場合（A-2 の Aa と Ae）は、名義は女性であるが、処分権はなく、独自に決定できず、夫や家族と相談しないとイケない。さらに、最近夫が自己資金で購入し、本人（第 1 夫人）と第 2 夫人との共同名義にした場合（Ba）は、本人には耕作権があるのみで、収穫期になると夫が来て収穫物を全て持って行ってしまふ。第 2 夫人とは必ずしも協力関係にはないので、状況はさらに複雑である。この女性の場合は、第二夫人との共同名義であるにもかかわらず、収益権も処分権も有していない。

したがって、土地が女性の自己名義、あるいは共同名義になっているからといって、必ずしも全ての管理権が保証されるわけではなく、土地を所有した経緯や自己名義になる以前の条件および婚姻関係などにより、どのような管理権を得られるかが規定される。LMIS 土地再配分（1987 年）で自己名義登録した場合、および女性が自己資金で購入した場合には、耕作権、収益権、営農権を含めた管理権が生じるが、もともと夫の資金で購入して自分名義になっているような土地に関しては、女性は必ずしもすべての管理権を有するわけではない。

(2) 女性が土地を所有しているが名義変更していない場合の管理権

夫から相続して土地を所有している場合（表 7.1 のなかの B-1）は、1 名（Af）を除いて、全員が処分権については、全く所有していないか、もしくは息子や家族と相談して決めないといけないという「条件付きの処分権」になっている（10 人中 9 人）。Af の場合は、自分が望めば売却できると回答しているが、その他の 9 人の女性に関しては、耕作権や一定の収益権はあるものの、処分権を行使しようとする息子や家族とのトラブルになるため

独断では決定できないとしている。

夫から土地を相続して所有している場合は、息子が成長して相続するまで、あるいは自分が生存している間の「仮の相続・所有」「仲継ぎ的承継」(丸岡編 1986:216) の場合があり、すでに家族や親族・クランなどにより、誰が相続するのかが決定しており(往々にして息子)、慣習や親族の決定に従うことが自分にとって価値があることであり、「母親としての役割」だと考えていることがある。そのような場合は、あえて独自の処分権を行使するという選択をしようとはしない。女性にとっては「仮の相続」という機能を受け入れることが、地域で暮らすための合理的選択になるが、これは、自己名義であっても管理できないという意味で、女性に対する不平等な土地権の再生産に繋がっているとも言える。アガルワルは、「収入や生産資源への直接的アクセス (direct access) があるか、夫や他の家族員に仲介されたアクセス (mediated access) によるかで、女性の貧困や状況のリスクに影響が出る」と指摘している (Agarwal 1994a:30)。さらに、女性は子どもや夫に「価値あると思う」ことを自分にとっての「価値あると思う」ことと同一視して行動しがちであり、同一視すること自体が、母親として、あるいは女性として「価値あると思う」こととして埋め込まれていると言える。

他方で、夫以外の者から相続した場合(表 7.1 のなかの B-2) で、女性が父親から相続した場合は、名義変更していなくても、耕作権、収益権、処分権がある (Aj)。ただし、Aj の場合は、係争を経て、ブロック会議で認知されたという社会的かつ公的な決定プロセスが背景にある。公的な認知がない場合には、おそらく家族の間で問題となるケースもある。もう 1 名の場合 (Ag) は、義母の名義にはなっているが、もともとは夫と妻(自分) の共同資金で購入したものであるため、自分で耕作はしているが、収益と処分に関しては夫と相談して決定することとしている。

表 7.1 女性の土地所有形態と管理権の関係

土地所有者(女性)	管理権		
	営農権	収益権	処分権
A. 自分名義で土地を所有 (13回答)			
A-1 LMISで再配分されて所有 (5回答)			
Ac もと自分で開墾。自分で営農、収益。現在は既に娘が耕作。土地は娘に与えたいが息子と相談しないとイケない。	(○)	(○)	△
Ad もと自分で開墾。自分で耕作、収益。隣人とは土地権について法廷で闘った。現在は既に孫息子が耕作。	(○)	(○)	○
Ce もとウジャマー村に自分の名前で登録	○	○	○
Cf もとウジャマー村に自分の名前で登録	○	○	○
Cg もとウジャマー村に自分の名前で登録	○	○	○
A-2 夫が購入し所有(4回答)			
Aa 1987年以前に夫が購入しLMISでは自分の名前で登録(相続は家族と相談)	○	○	△
Ae 1987年以前に夫が購入しLMISでは自分の名前で登録(相続は夫と相談する)	○	○	△
Ba 2007年に夫が購入。第2夫人との共同名義。	○	×	×
Ca 1989年に夫が購入し共同名義。娘に与える。	○	○	○
A-3 自己資金で購入し所有(4回答)			
Ab 農業収入で購入、名義も自分	○	○	○
Bc 娘のために購入した。しかし既に娘が耕作。	(○)	(○)	○
Cb 娘のために購入した。しかし既に娘が耕作。	(○)	(○)	○
Cj 自分で購入。息子と娘の両方に残す。	○	○	○
B. 所有しているが名義変更していない (12回答)			
B-1 夫から相続 (10回答)			
Aa 夫から相続。既に長男が耕作している	(○)	(○)	×
Af クランが決めて、夫の土地を相続。子ども全員に相続させたい。土地証明書がほしい。	○	○	○
Ah 夫から相続。(一人息子に相続する)	○	○	×
Bc 夫から相続。一部は三男が相続。残りは未定。相続は長男と次男が問題。	△	△	△
Ca 夫から相続。伝統で息子に相続する。	○	○	×
Cb 夫から相続。名義変更すると誤解を生じる。息子に相続。	○	○	△
Ch 夫から相続。名義変更しようとする子どもが疑う。息子に相続。	○	○	△
Ci 夫から相続。子どもに相続するべきなので自分はローンを借りたり売ることにはできない。	○	△	△
Cj 夫は長期不在で自分が相続したと思っている(土地を残して第2夫人のところへ)。処分はできない。	○	○	×
Ck 夫から相続。処分や名義変更は息子に疑われるのでできない。	○	○	×
B-2 夫以外から相続 (2回答)			
Aj 父から相続。ブロック会議で自分が相続することを認知された。	○	○	○
Ag 義母の名義の土地を相続。相続は夫と相談。	○	△	△

注) 管理権：○ある、(○) 以前はあった、△相談する、×ない

出典：第2次調査、および「土地権に関する質問票調査」(2013) データから筆者作成。

7.2.2 土地相続に関する選択の分析

土地の相続に関しては、女性は男性との関係性、家族や民族の慣習や規範のなかで、自己が考える「価値あると思う」選択をおこない決定していく。したがって、女性と男性双方の相続に関する状況を相対的に分析することが必要である。さらに、面接調査の対象者の中には、土地を所有していない者も含まれているが、「もし土地を所有したら誰に相続させたいか」という問いに対する回答が得られているため、そのような回答も分析に含めた。

対象 3 ブロックにおける面接調査データおよび土地権に関する質問票による調査データから、土地所有と相続についての考え方は、表 7.2（女性の場合）と表 7.3（男性の場合）にまとめた。

表 7.2 土地所有と相続についての考え方（女性）（対象3ブロック）

対象	被相続人(所有と名義)	相続人				遺言	
		息子	娘	両方	不明		
Aa	自分名義の土地を所有。夫の土地も相続。▲夫の土地は名義変更していない。	自分の土地は決めていない。夫の土地は長男が相続。	○		◎	●遺言はコンフリクトを避けるために残すつもりである。	
Ab	自分名義の土地を所有。	自分の土地は末息子が相続。	◎			●遺言はコンフリクトを避けるために残すつもりにしている。	
Ac	自分名義の土地を所有。	自分の土地は、末娘に相続させたい。		◎		●遺言は家族内のコンフリクトを避けるために残すつもり	
Ad	自分名義の土地を所有。	既に孫息子に譲渡した。	◎			遺言はわからない。	
Ae	自分名義の土地を所有。	自分の土地は6人の子どもがローテーションしてほしい。			◎	●遺言はコンフリクトを避けるために残すつもりだ。	
Af	夫から相続。▲名義変更していない。	全ての子どもが相続してローテーションしてほしい。			○	遺言を残すかどうかわからない。	
Ag	ずっと耕作してきたので、自分の土地だと思っている。しかし名義は義母。	息子と娘の両方に相続させた。			○	●遺言は残す。コンフリクトを避けたい。	
Ah	夫から相続。▲名義変更していない。	一人息子が相続する。	○			●家族のコンフリクトを避けるために遺言を残すつもり。	
Ai	賃借。	土地を持っていたら、子ども全員に平等に与える。			△	—	
Aj	父から相続。▲名義変更していない。	自分の子どもには平等に与えない。			○	●家族のコンフリクトを避けるために遺言を残すつもり。	
Ak	土地は所有していない	土地があつたら、娘と息子に与える			△	—	
Al	土地は所有していない	土地を持っていたら、息子に与える。娘には与えない	△			—	
Am	土地は所有していない	土地を持っていたら、平等に与える。			△	—	
回答小計14			5	1	7	1	(遺言を残す 小計7人)
Ba	自分と第2夫人の共同名義で土地所有。(秘密の土地を所有)	夫が決めるのでわからない。				◎	遺言についてはわからない。
Bb	自分は土地を所有していない。	もし所有していたら、息子と娘の両方に土地を相続させる				△	—
Bc	自分名義の土地を所有。▲夫から相続した土地は名義変更していない。	自分の土地は、娘4人に相続させたい。夫から相続した土地はわからない。		◎		○	●(自分の)土地については遺言を残す。
回答小計4			0	1	1	2	(遺言を残す 小計1人)
Ca	夫の土地を相続。▲名義変更していない。夫が購入した土地も所有。	夫から相続した土地は息子が相続。夫が購入して共同名義にした土地は娘が相続。	○	◎			●遺言は残す予定。息子と娘が相続することを残す。
Cb	夫から土地を相続。▲名義変更していない。娘には、自分で土地を買って与えた。	自分が購入した土地は娘が相続。夫から相続した土地は息子が相続。	○	◎			—
Cc	土地を所有していない。	もし所有していたら、息子と娘の両方に土地を相続させる				△	—
Cd	土地を所有していない。	全ての子どもが土地を相続すべき。				△	—
Ce	自分名義の土地を所有。	長男と次男に自分名義の土地を相続させたい。娘は夫から土地を得る	◎				遺言を残すかはわからない。
Cf	自分名義の土地を所有。	自分の土地は、息子と娘の両方に相続させる。				◎	●遺言は残すつもり。コンフリクトを避けたい。
Cg	自分名義の土地を所有。	自分の土地は子どもがローテーションで耕作すべき。				◎	●遺言は残す。子ども間でのコンフリクトを避けるため。
Ch	夫から相続。▲名義変更していない。	父親の土地は息子が継ぐべき。	○				遺言は残さない。
Ci	夫から相続。▲名義変更していない。	既にどのように子どもたちが相続するか決めている。(両方)				○	遺言は残さない。
Cj	自分名義の土地を購入。▲夫の土地は名義変更していない。	自分の土地は、息子と娘の両方に相続させる。夫から相続した土地はわからない。				◎	○ ●遺言を残すつもり。家族内のコンフリクトを避けるため。
Ck	夫の土地を相続。▲息子に疑われるので名義変更していない。	夫の土地は、息子と娘が相続する。しかし息子のほうが多い。				○	●遺言を残す。
回答小計 14			4	2	7	1	(遺言を残す 小計 5人)
女性の回答合計 32			9	4	15	4	(遺言を残す 女性合計13人)

注)◎:自分名義の土地所有者、○相続した土地所有者、△賃借・労働している者

出典：第2次調査および「土地権に関する質問票調査」(2013)のデータから筆者作成。

表 7.3 土地所有と相続についての考え方（男性）（対象3ブロック）

対象	被相続人(所有と名義)	相続人				遺言	
		息子	娘	両方	不明		
aa	自分名義の土地を所有。	娘に相続させたい。		◎		●コンフリクトを避けるためと、息子に土地を売却されないために遺言を残す。	
ab	自分名義の土地を所有。	娘と息子に相続させたいが、娘は亡くなったので、息子が相続する。		◎		●コンフリクトを避けるために遺言を残すつもり。	
ac	土地は所有していない。	(全ての財産は夫のもの)			△	—	
ad	土地は所有していない。	(男性が伝統の伝承。財産は妻ではなく子どものためのもの)			△	—	
ae	父から相続した土地を所有。 ▲名義変更していない。	すべては夫のもの。妻が土地を持つ必要はない。息子しかいないので、息子に相続させる。		○		●家族のコンフリクトを避けるために遺言を残すつもり	
af	土地(圃場)は所有していないが、畑地は所有している。	平等に相続させる。			◎	●遺言を残すつもり。	
ag	土地(圃場)は所有していないが、コーヒー畑は所有。	息子しかいないので、息子が相続する。		◎		—	
ah	父の土地を母から生前贈与された。自分名義になっている。	息子と娘の両方に相続させる。			◎	●遺言は残す。コンフリクトを避けたい。	
ai	父から相続。 ▲名義変更していない。	現在、娘しかいないので、娘が相続する。			○	—	
		回答小計 9	3	2	2	2	(遺言を残す 小計 5人)
ba	自分名義で所有。	子どもに平等に与える。			◎	●コンフリクトを避けるために遺言を残す。	
		回答小計 1	0	0	1	0	(遺言を残す 小計 1人)
ca	自分名義の土地を所有。	娘と息子に平等に財産を相続させる。			◎	遺言は残さない。	
cb	1998年から賃借。	土地を所有していたら、息子と娘の両方が相続。			△	—	
cc	賃借している。	土地を所有していたら息子に与える。もしたたくさん所有していたら、娘にも与える。			△	—	
cd	自分名義の土地を所有。	土地を息子と娘に相続させる。			◎	●遺言は残す。子ども間のコンフリクトを避けるため。	
		回答小計 4人	0	0	4	0	(遺言を残す 小計 1人)
		男性の回答合計 14	3	2	7	2	(遺言を残す 男性合計 7人)
		[男女の回答合計 46]	12	6	22	6	[遺言を残す男女合計 20人]

注)◎:自分名義の土地所有者、○相続した土地所有者、△賃借・労働している者

出典：第2次調査および「土地権に関する質問票調査」(2013)のデータから筆者作成。

7.2.2.1 相続人に関する男女合計の回答

上記の表 7.2 および表 7.3 で示された、男女の回答のデータのうち、土地の相続人に関する部分のみをまとめたのが表 7.4、表 7.5、表 7.6 である。

まず、表 7.4 表から、男女合計 46 件の回答中、12 回答 (26%) が息子に、6 回答 (13%) が娘に、22 回答 (約 48%) が息子と娘の両方に土地を相続させたいと答えていることがわかる。つまり、息子のみに相続させるという回答が、約 3 割あり、男子相続の考え方がまだ根強く残っていることがわかる。しかし、娘だけに相続させたいという回答も出現している。さらに、娘より息子に相続させるという回答のほうが倍多いものの、全体の約半数もの男女が、息子と娘の両方に土地を相続させたいと考えていることがわかる。この合計には、土地所有者ではない者も含まれているが、土地所有者でない者に関しては「もし土地を所有していたら誰に相続するか」という質問の回答である。

表 7.4 土地の相続人 (男女の回答：対象 3 ブロック合計)

相続人	男女合計		男性全体		女性全体	
	回答数	(%)	回答数	(%)	回答数	(%)
a. 息子に相続させる	12	26	3	22	9	28
b. 娘に相続させる	6	13	2	14	4	13
c. 息子と娘の両方に相続させる	22	48	7	50	15	47
d. 決めていない、わからない	6	13	2	14	4	12
合計回答数	46	100	14	100	32	100

注) 息子しかいない女性 1 名、息子しかいない男性 2 名、娘しかいない男性 2 名を含む。
出典：第 2 次調査および「土地権に関する質問票調査」(2013) のデータから筆者作成。

男性のサンプル数は少ないものの、男性全体では 14 回答中 3 回答 (21%) は息子に、2 回答 (14%) は娘に、7 回答 (50%) は息子と娘の両方に譲りたいと考えており、女性と同様に娘よりは息子のほうが多いが、自分 (男性) の土地であっても娘に相続させるという回答がある。これは LMIS の土地再配分の時に取得した土地、後に自己資金で購入した土地も含まれているが、「家族の土地」(家産) であっても、男性自身の名義の土地であれば、男性が被相続人を決定できるということを示しているのではないだろうか。また、息子と娘の両方に譲りたいと考える男性が半数に上っていることもわかる。

女性全体 (27 人) の場合は、自分名義の土地所有者でもあり、同時に夫の土地の相続者としての所有者である者もいるので、合計回答数は 32 となっており、実際の人数より多い。27 人の女性のうち、土地所有者は 20 人であり、そのうち土地再配分および購入 (夫または自分) により、自分名義の土地を所有しているのは 13 人、夫名義の土地を相続しているのは 12 人である (両方の場合は 5 人いる)。土地を所有していない女性は 7 人である。女性全体で、息子に相続させると考えているのは 28%、娘は 13%、息子と娘の両方は 47% であ

る。したがって、女性が所有したとしても、約 3 割は息子に相続させたいと考えていることがわかる。

したがって、男性の場合も、女性の場合も、息子に相続させるという回答が、娘に相続させるという回答のおおよそ 2 倍程度になっているものの、男女それぞれの全体の約半数が娘と息子の両方に相続させたいとしている。したがって被相続者の割合については、男性と女性の回答に大きな差異は見られない。

7.2.2.2 相続人に関する女性の回答（土地所有者、相続した者、土地なし者）

土地を所有している女性のみをさらに見ていくと、自分名義の土地を所有している女性のうち、息子に相続させるとしたのは 3 回答、娘に相続させる 4 回答、息子と娘の両方に相続させる 4 回答、決めていない・わからないが 2 回答となっている。他方で、夫から相続して所有している者（うち 1 名は義母から相続）は 12 名である。そのうち、息子に相続させるとしたものが、5 回答、娘に相続させるのは 0 回答、息子と娘の両方に相続させる 5 回答、決めていない・わからない 2 回答となっている。さらに、土地を所有しない 7 回答のうち、息子に相続させるのは 1 回答で、残り 6 回答は全員両方に相続させると回答している。ただし、この場合は、自分名義の土地なのか、夫から相続する土地なのかの区別はつけていない（表 7.5）。

表 7.5 土地の相続人（女性の回答：対象 3 ブロック合計）

相続人	自分名義の土地所有者		夫の土地を相続した者		土地を所有していない者	
	回答数	(%)	回答数	(%)	回答数	(%)
a. 息子に相続させる	3	23	5	42	1	14
b. 娘に相続させる	4	31	0	0	0	0
c. 息子と娘の両方に相続させる	4	31	5	42	6	86
d. 決めていない、わからない	2	15	2	16	0	0
合計回答数	13	100	12	100	7	100

出典：第 2 次調査および「土地権に関する質問票調査」（2013）のデータから筆者作成。

サンプル数が少ないので、全体の傾向については明らかではないが、少なくとも、女性（母親）は自分名義の土地であれば、娘にも譲りたい、あるいは自分もしくは夫が自己購入した土地（家族伝来の土地ではない場合）であれば娘に相続させたい、娘が相続してもかまわないと考えている。女性は処分権を有しているので、自由に自己選択できるはずである。他方で、女性は夫が属する社会集団や民族の規範から、父親の土地は息子に相続させようと考えているのみならず、自分名義の土地に関しても、息子のみを与えたいと考える場合がある。つまり、女性は自分が属する社会関係の中で合理的な選択をおこなおうとすると、必ずしも女性（娘）に相続・譲渡することを選択するわけではない。

他方で、夫から相続した土地については、女性は自分の土地であると認識しているものの、名義変更はしていない場合がほとんどであり、それは息子に相続させると回答している割合が高い(42%)。夫から相続した土地を娘だけに相続させるという回答は皆無である。ただし、自分名義の土地であっても、夫から相続した土地であっても、女性は息子と娘の両方に相続させたいと答えており(それぞれ31%と42%)、娘が相続することを否定しているわけではない。また土地を所有していない女性でも、もし土地を所有して相続させるとしたら、約86%が息子と娘の両方に相続させたいと答えている。相続する土地の面積に男女差があることは否定できないが、このサンプル全体からみると、娘が相続できる割合は、60%にも上っていることになり、女性は娘にも相続させることが「価値あると思う」ことであるという認識を持つように変化している、あるいは以前からそう思っていたが、そのような選択を表出することが、特定の条件のもとでは可能であると考えられるようになってきていると言える。

7.2.2.3 相続人に関する2対象地区の女性の回答の比較

女性の場合について、さらに地区による差異があるかどうかを検討するために、アップー・マボギニとチェケレニの2ブロックの比較をした。両方とも、14回答が得られた。(ローア・マボギニは、調査対象数が少ないため、比較の対象から外した。)

まず、アップー・マボギニでは、土地所有者も借地人・労働者もあわせた女性全体(14回答)のうち、息子に相続させるが5回答(36%)、娘が1回答(7%)、息子と娘の両方が7回答(50%)、不明1回答(7%)となっている(表7.6)。さらに、詳細に見ていくと、自分名義の土地を所有している女性5回答のうち、息子に土地を相続させるが2回答、娘が1回答、両方が1回答、不明が1回答である。夫名義の土地を所有している女性5回答のうち、息子には2回答、娘には0回答、息子と娘の両方は3回答となっている。したがって、夫の土地を相続した場合は、娘のみには譲らないものの、夫の土地であっても息子と娘の両方にいう回答は60%になる。

次に、チェケレニの場合は、土地所有者も借地人・労働者もあわせた女性全体(14回答)のうち、息子に相続させるが4回答、娘が2回答、両方が7回答となっており、アップー・マボギニとの間に大きな相違はない。娘に相続させたい女性がチェケレニのほうが1回答多い。さらに、詳細に見ていくと、自分名義の土地を所有している女性6回答のうち、息子に土地を相続させるが1回答、娘が2回答、両方が3回答である。夫名義の土地を所有している女性6回答のうち、息子には3回答、娘には0回答、息子と娘の両方は2回答、わからない1回答となっている。チェケレニにおいても、夫の土地を相続した場合には、娘のみに与えるという回答はないが、約33%が両方に相続させると答えている。

表 7.6 土地の相続人 (女性の回答：対象2ブロック)

相続人	アッパー・マボギニ(女性)		チェケレニ(女性)	
	回答数	(%)	回答数	(%)
a. 息子に相続させる	5	36	4	29
b. 娘に相続させる	1	7	2	14
c. 息子と娘の両方に相続させる	7	50	7	50
d. 決めていない、わからない	1	7	1	7
合計回答数	14	100	14	100

出典：第2次調査および「土地権に関する質問票調査」(2013)のデータから筆者作成。

7.2.3 遺言を作成するという選択に関する分析

遺言 (*Wosia*) を書面で作成するという選択は、ローアモシ灌漑地区 (LMIS) においては相対的に新しい行為である¹¹¹。遺言を残す方法としては、言葉による遺言 (*Wosia wa maneno*) と書面による遺言 (*Wosia wa maandishi*) の2種類がある。この2種類の遺言については、地域慣習法令 (1963年)¹¹²にすでに明記されているので、政府や司法関係者には認識されていたが、特に書面による遺言は、ローアモシ灌漑地区では実施されていなかった¹¹³。

言葉による遺書の場合は、クランの長老や近所の者など、複数の者が証人になる場合と、家族のメンバーだけが呼ばれて言い渡されるような場合がある。あるいは、本人が生前に、日頃から家族に言っていたことが口頭による遺言として認識される。他方で、書面による遺言は、個人の帳面などに自筆で書いてある簡易なもの、タイプして署名がある「正式」なものがある。正式な遺言書と言われるものには、土地所有者本人の他に、村長、村落事務官、隣人、イスラム・リーダー (*Sheikh*) などの証人 (*witness*) の署名のほか、村落民事裁判所 (*Primary Court*) の判事の署名などが記載されている。本人の他に、村長などが遺言書のコピーを保管している¹¹⁴。さらに、書面による遺言は、必ずしも本人の没後にのみ開封されるものではない。本人が高齢の場合や、生前に土地を譲渡したい場合は、関係者を集めて合意したのち、伝統的な儀式などがおこなわれ¹¹⁵、生前贈与するために遺書が言い

¹¹¹ LMIO オフィサーへの面接調査データ：2012年3月。

¹¹² 第1章表1.3を参照。

¹¹³ LMIO オフィサーへの面接調査データ：2012年3月

¹¹⁴ 村人はスーツケースに鍵をかけて書面の遺言書を保管することが多いということである。村長も村役場ではなく、自宅に保管している。(LMIO オフィサーへの面接調査データ：2012年3月、及び2014年1月の第4次調査から)

¹¹⁵ チェケレニの女性の場合、自分で書いた遺書の内容について、クラン会合を開いて承認させた。儀式では、ヤギを殺して料理し、その肉を皆で食べると、遺書の内容を承諾したことになる。肉と一緒に食べたにも関わらず、もしそれに反することをしたら、悪いことが起きると信じられている。この女性は、子ども達(息子と娘)に、お互いに仲よくするようにと言い、遺言に反することをしたら、罰が当たると言い聞かせた。(2014年1月22日、第4次調査から)

渡される。生前贈与したあとは本人は土地を贈与した子どもに生活を依存するようになる。

父系制・父方居住社会では、財産の管理および相続は、従来、クランの長老会 (*Kikao cha Ukoo*) が決定する事項であり、核家族の成員が意見を表明できるようなことではなかった。また、女性は原則的には長老会には出席しないので、そこで意見を述べることはできない。面接調査対象者の回答には、遺言を残すという回答が見られ、言葉もしくは文書による遺言を残すことの価値が認識されていることがわかった。

女性の場合、言葉によるものか文書によるものかの区別は明確ではないが、遺言を残すかどうかという問いに対して、どの地区においても約半数が残すと回答している。アップー・アボギニでは、13回答中7回答(57%)、チェケレニでも11回答中5回答(45%)、ローア・マボギニでも3回答中1回答が遺言を残すとしている(表7.2)。これは、自分名義の土地の場合(13回答中6回答)、夫から相続し名義変更していない土地の場合(12回答中5回答)でも大きな差はない。その理由も、親族、家族内、息子と娘(兄弟姉妹)の間での土地所有をめぐるコンフリクトを避けるためだと回答している。つまり、遺言を残して意思表示を明確にし、社会や周囲からも承認されないと、現実にはさまざまなトラブルが生じているということを示している。「遺言を残さない」という場合は、土地は息子が継ぐことに決まっている、子どもの中で既にどのように分配するかが既に決まっているという回答だった。

他方で、男性の場合も14回答中7回答が遺言を残すとしている(表7.3)。それはあえて息子ではなく娘に相続させたい、息子しかいないので親族ではなく息子に確実に土地を残したいという回答もあるが、ほとんどは娘と息子の両方に土地を相続させたいので遺言を書くという回答である。ただし、妻に残したいから遺言を書くと言明した男性はいなかったが、遺言書に妻の取り分が明記されているケースはある¹¹⁶。特に文書による遺言がなければ、慣習にもとづいて親族およびクランの男性を含む男子相続になる可能性が高いため、あえて遺言書を作成して、自分自身の家族の成員、つまり妻や娘、息子などに相続させたいという関心があるからである。ただし、娘と息子の両方に相続させると言っている場合でも、依然として息子には多くの面積の土地を、娘には少なくという回答もある。

7.2.4 土地の所有、管理、相続に関する選択の関係性のまとめ

以上の分析から明らかになったことを、以下にまとめる。

女性が、LMIS 土地再配分(1987年)で自己名義の土地として登録した場合は、土地所有権に管理権(耕作権、収益権、処分権)が付随することが多い。女性が自己資金で購入した土地に関して、管理権(耕作権、収益権、処分権)がある。女性が自己資金で購入す

¹¹⁶ 2014年1月の現地調査のヒアリングより。ただしこの遺書のコピーは入手できなかった。

るのは、自分のための他、離婚・別居したり、シングル・マザーで困窮している娘のために購入する場合である。しかし、息子が自分の面倒を見てくれる場合は、息子に相続させることもある。他方で、夫が購入して妻の名義にした土地に関しては、女性には必ずしも収益権や処分権が伴わず、夫が管理権をコントロールしていることがある。さらに、女性が自己名義の土地を所有し、すべての管理権を有しているとしても、慣習や伝統的な考え方に沿うことが妻・母としての役割として価値あることであると考えられる場合には、息子に相続させるという選好を行う。

女性が夫から相続した土地に関して、名義変更を行っているケースは皆無だった。家族関係がうまく行っている場合や所有者であると社会的に承認されているような場合は、名義変更をする必要がないと考えている。地域社会において、自分が誰なのか村人が知っており、土地の境界線がわかっているため、処分権がなくても、継続的に営農権があり、収益権も保証されているからである。他方で、自分の名義に変更したい、管理権を強くしたいと考えている女性もいる。しかし、あえて名義変更することは、村役場に対して正式な書類や家族・隣人からの証言を得なければならないなど、女性にとっては煩雑な手続きが必要となり、さらに息子や家族との軋轢というリスクを天秤にかけると、あえて名義変更はせずに、継続的な耕作権と収益権が保持されればよいという選択をする。名義変更をしていない女性は、夫の土地は息子が相続するものであると考え、「仮の相続・所有」「仲継ぎ的承継」状態であっても、それを自己選択していると「錯覚」しているのかもしれない。しかし、他方で、女性はリスクを避け、継続的な営農権・収益権と処分権を天秤にかけて、生存のために「価値あると思う」合理的な選択をおこなっていると解釈することもできる。さらに、夫から相続した土地であっても、女性は息子と娘の両方に相続させたいと考えていることは、女性が選好の幅を拡大していると解釈することができる。女性は多様な関心や関係性の中で、多様な選択をしているのである。なお、夫の土地を相続して正式に名義変更をする女性は、極めてまれに存在するということが、面接調査の対象者の中には、そのような事例を見つけることはできなかった。

ジャクソンは、「インドでは女性が土地の権利を入手すると、例外なく息子に残したいと思う。息子に対する感情的、社会的、経済的な投資に対する、このようなモチベーションは、女性の主観にとって、土地を得るための強力な力となる。それはエージェンシーとして行動するための重要な要因である」と述べている (Jackson 2003:468)。息子に土地を残すことは女性にとって「価値あると思う」ことである。それは、母親役割を果たすためだけでなく、経済的、感情的、社会的に価値あることでもあるからである。さらに、ジャクソンは、「個人の立場や関係性は、親族と婚姻などの社会規範と制度によって作られ、時間的経過により行為者としての個人は再構築される」とも言う (Jackson 2003:465)。さらに、「女性には異なるアイデンティティが同時に存在し、利害の矛盾を引き起こす。B.アガルワ

ルが言うように、娘としては親の財産を要求する。しかし、妻としては夫の姉妹による土地の要求には反対である。母としては息子に対して娘が土地を要求することを必ずしも支援しない。一人の女性の中に『多数の主観的立場』(multiple subject positions)があることを反映している」と言う(Jackson 2003:467)。LMISにおける農村女性にも娘、姉妹兄弟、妻、母、姑(義母)としての関心、特定の民族に属することによる規範、ブロックや女性組織などのリーダーとしての役割など、多様な立場や関心があり、異なる立場が矛盾した関心を引き起こす。母親は、婚出した娘に対しては娘の夫が娘に土地を譲渡してほしいと願う。しかし自分の息子に対しては、息子が妻に土地を譲渡してほしいという矛盾した関心が併存する¹¹⁷。女性は必ずしも女性のための選択をするわけではなく、女性にとって合理的な選択はジェンダー不平等を再生産することもあり、土地に対する関心が女性を分断することもある。

他方で、土地を娘に相続させること、および娘と息子の両方に相続させること(面積や場所などに格差があるとしても)は、従来の男子相続が中心であった父系制・夫方居住の伝統的な社会においては見られなかった行為である。そのような行為を確実なものにするために、遺書を残すという選択が新しい行為として出現していることは、個人の家族観や親族関係において社会変容が起きていることを示している。つまり、家族の形態が拡大家族から核家族(nuclear family)¹¹⁸へと変化しており、拡大家族からの介入を阻止するために遺言書を残すという行為があると考えられる。拡大家族(extended family)というのは、基本的には父系あるいは母系のいずれか一方、つまり単系血縁にそって拡大する構造をもつ家族類型をいう。核家族は、親子二世帯で、子世代は未婚の世帯を意味するが、LMISでは3世代程度までを含むと考えられる。例えば、チャガ人の父系社会においては、複数の核家族が同居し、父親が亡くなり子ども(息子)が幼い場合、親族の男性が後見人・監督者(Msimamizi)となり土地の耕作を監督する、あるいは息子がいない場合は、妻や娘が土地を相続することができず、夫の親族の他の男性の所有となる。しかし、男性は自分が亡くなった場合には、財産を自分の直接の核家族に残したいと考えるようになってきた。父親は、自分の兄弟より息子に土地を残したいと考えるようになっている。さらに、息子が

¹¹⁷ 「母」と「義理の母」としての矛盾した関心としては、例えば日本の農村の場合、義理の母としては長男に嫁がほしい、しかし母としては娘には農家に嫁いでほしくないなどがある。インドでも、義理の母としては息子には多額の持参金(持参財)がほしいが、母としては娘が嫁に行くときには多額の持参財は出したくない。娘としては父親から土地を譲り受けたいが、兄弟の取り分が少なくなると恨まれるし、もし自分が離婚して出戻ってきた場合などには兄弟に支援してほしいということもあり、兄弟姉妹としての関係性を悪くしたくないなどという関心もある。逆に兄弟も姉妹の守護者のように振る舞うことを期待されている場合は、男性の立場の中にも同様に矛盾した関心が存在する。たとえば、姉妹に対して土地を譲れば、妻や娘・息子からの批難が起きるかもしれない。

¹¹⁸ 核家族は、婚姻によって成立した一組の夫婦とそこから生まれた未婚の子から成る家族の集団的単位をいう。拡大家族は、子どもたちが結婚後も親と同居する大家族の形をとったもの。直系と複合との総称。(濱嶋、他編 2003:64-66)

いない場合でも、自分の兄弟の息子より、自分自身の娘のほうに財産を残したいと考えるようになってきている。それは、クランや大家族ではなく、耕作して土地から収益をあげられる者、さらに高齢になった時に村に残って自分の面倒を見てくれる者に土地を与えたい、そのほうが「価値あると思う」ことであるという考え方に、男性も変化しているということである。男性中心の村落評議会やクランの会合が、核家族中心の相続を支持するようになっていくことがその変化を示唆している。

女性（妻や娘）が土地相続することを可能にする装置として遺言書を作成するという行為が発現している。チャガ人のような父系制・夫方居住社会では、父親が遺書を書かなければ、息子のみが相続する。長子相続か末子相続か、あるいは男子均分相続なのかは、民族により異なるが、基本的には男子相続である。父親が遺書を残さずに亡くなると、財産は息子が分割して相続するが、もし遺書があれば、妻や娘も相続することができる。その場合、息子が異議を申し立てることがあるが、証人を立てて正式な文書にした遺書であれば地域社会が認めた行為として効力があり、息子も従わざるを得ない。したがって、遺書があることは、女性にとって土地相続の実現可能性を高めることになる。息子に残したいのであれば、わざわざ遺書を書く必要はないので、遺書を書くのは、上記の核家族の利益を守るということ以外に、女性（主に妻や娘）にも財産を残したいという選択が行為として出現していると解釈できる。

タンザニアにおける土地権をめぐる議論の中で、地域社会は男性優先の慣習や伝統を重んじると言われてきたが、LMISにおいては、地域コミュニティが、財産の取得や相続に関して、大家族より核家族の関係を重視するという選択をするようになり、女性の土地相続も支持するという事象が発現している。地域コミュニティは、必ずしも男子相続のみを選択しているわけではない。したがって、「女性の所有権は認められないと主張する慣習法は、女性に土地所有権を認めず、相続権も限定してきた。また、村落議会、村落評議会、民事裁判官のほとんどは男性により占められており、そのような場に意思決定が委任されると、村落の伝統や慣習法の保持・存続を女性の平等の権利より優先することになる。村落議会は、往々にしてクランの土地を守ることのほうが、女性に平等な相続権や所有権を付与することより重要であると判断する。女性にはクランの土地は相続させないというのが慣習法だからである。」（本論第3章 3.2.2: 76）というタンザニアの土地権をめぐるジェンダー・タスクによる従来主張は、LMISの場合には、必ずしも当てはまらず、慣習法に基づくジェンダー秩序に変容が生じている。

なお、これらの分析の根拠となったデータとしては、対象3地区における土地の所有・名義・相続に関する面接調査の回答を、表7.7（アッパー・マボギニの男女）、表7.8（ローア・マボギニの男女）、表7.9（チェケレニの男女）に示した。

表 7.7 土地の所有・管理・相続についての考え方（アッパー・マボギニの男女）

対象	土地の所有・管理・相続についての考え方
Aa	自分は夫の土地を相続したが、それは長男に譲渡する。自分名義の土地は別にあり、そちらは自分が（労働者を使って）耕作している(60m)。自分名義の土地は誰に譲るか決めていない。土地は息子のみが相続するという習慣（チャガ）だったが、変化している。もし女性が土地相続すると、女性は他の家族にその土地を渡してしまうので、女性は相続できなかった。しかし、法律では女性も土地を所有、相続する権利があると知っている。（息子3人、娘2人）
Ab	自分は暴力夫と別居した後、自分の貯金で自分名義の土地を購入した(1981年)。LMISで再配分されて自分の名義になっている(64m)。自分の土地は、一緒に暮らしている次男（末息子）が相続する。長男には既に土地を与えた。慣習（チャガ）では、息子が土地を相続することになっている。もし父親が何も言い残さなければ、土地は息子達が分割して相続する。娘は夫から土地をもらえる。土地法については何も知らない。（息子2人、娘3人）娘は既に婚出している。
Ac	(1987年以前に)自分で森林を開墾して土地を入手。LMISで再配分されたときに自分の名前で登録(30m)。現在、一緒に住んでいる2人の娘がローテーションで稲栽培している。パレ人の慣習では、ほとんど息子が相続するが、今では娘も相続する。女性が土地を所有すると、それは人々から祝福される。全ての子どもが土地を相続するべきだと思う。末娘が大変な生活をしているので、彼女に自分の土地を譲りたい。（娘3人、うち1人は婚出）夫の土地も4haあったが既に売却してしまった。
Ad	1987年以前に土地を入手していたので再配分の時に自分の名前で登録した(50m)。(その他、バナナ園も所有)。暴力夫だったので、離婚して、5人の娘は自分で育てた。自分名義の土地は、娘の息子（孫息子）が長い間耕作している。自分には息子がいないので、孫息子が相続する。ヤオ人の慣習では、男性と女性と両方が土地を相続できるが、男性の取り分のほうが多い。女性は少なくとも良いので土地を相続するべきである。しかし男性のほうがより多く相続するべきである。（娘5人）（孫息子はLOMIA Block Leader）
Ae	(1987年以前に)夫が土地を購入してくれた。LMISの再配分の時に自分の名前で登録した(26m)。その土地は、6人の子どもに与える。ローテーションで耕作すると思う。夫のプロットも小さいので(30m)、そちらもローテーションにしたいと思っている。小規模な所有者の場合は、よくローテーションをしている。しかし、あまりにも小さくなってしまったら、売って、金を分配するしかない。自分の父は4人の娘に1エーカー、4人の息子にも1エーカー与えた。息子の土地の場所のほうが、娘に与えた土地より良かった(TPCの門の近く)。自分が父からもらった土地は、既に自分の息子に与えた。自分は、故郷のパレにも土地を持っているが、父の兄弟(叔父)がケアしている。自分の兄弟ですら、まだ土地を分割してもらっていない。ここではコーヒーとバナナを栽培していたが、今ではメイズを栽培している。少しの収益だけを自分にくれる。もし自分の夫が亡くなってしまったら、何も言えなくなる。交渉力がなくなる。自分の兄弟がすべて決めてしまうだろう。パレの慣習では、まず息子が相続するが、女性も土地を相続するべきだと思う。ただし、女性は夫から土地を得ることができるので、男性より少なくとも良いと思う。（息子4人、娘2人）
Af	夫が亡くなり土地を相続した(70m)(1991年)。夫が亡くなった時、夫の弟がやってきて、夫の土地を奪おうとした。しかし、夫のクランと村落評議会の判断で、自分の長女に与えることに決まった。夫の土地は子どもが相続するが、息子はまだ幼かったのでそうした。娘は婚出して、自分が所有しているが、名義変更していないので、LOMIAのブロック会計役が、正式に登録したほうが良いとアドバイスしてくれた。多分、LOMIAのレシート、夫の死亡証明書、家族会議の結果の議事録(全員の署名がある)を持っていかないといけないのだろう。しかし、夫の死亡証明書は取らなかった。そのような証明書が必要だということを知らなかったし、当時はそのような証明書は出してくれなかったと思う。しかし、村役場は、それが夫の土地だということを知っているので、問題ない。村人は自分が相続したことを知っているし、自分がLOMIAのメンバーにもなっている。チャガの伝統では、息子のみが相続する。宗教や政府の法律では、女性は4分の1、男性は4分の3を相続することになっている。自分は全ての子どもに相続させて、ローテーションで耕作してほしいと思っている。（娘5人、息子3人）
Ag	1987年以前に夫と共同で義母の知人から購入し、義母の名義にした。義母は2008年に亡くなったが名義変更していない。ずっと自分が耕作しているので、自分が所有者だと思っている。収益は夫と相談して使い方を決める。ボンデイ(夫)(タンガ)の伝統では、息子が土地を相続する。しかし、娘も自分の子どもだし、自分としては両方に相続させたい。現在、夫、次男とその家族と暮らしている。（息子5人、娘2人）
Ah	土地は、(1987年以前に)夫が購入したが、2005年に夫が亡くなり自分が相続した(52m)。しかし名義変更はしていない。名義変更する必要性を感じていない。第2夫人の子どもの面倒をみるという条件で土地を相続した。自分には一人息子しかいないので、自分の土地は息子が相続する。女性も同等に相続するべきだと思う。特にもし女性が結婚しない場合には、相続するべきだと思う。夫はコーヒー農園で働いていたので、土地が再配分されてからは、自分がずっと耕作し続けてきた。収益は全て自分で所有できた。夫は、私が収益を使うことを許してくれた。（息子1人）(第2夫人は息子4人)
Ai	亡くなった兄の土地(50m)と他の所有者の土地(30m)を賃借して耕作している。兄の妻は子どもを連れて出身地に戻った。自分の夫が亡くなった時、自分は全ての家財道を相続した。家は借りていた。家を建てようとした矢先に、夫は自動車事故で亡くなった。夫は、南部の故郷に土地を持っていた。もし、夫の兄弟と結婚するのであれば、その土地を相続できると言われた。しかし、それは断った。何故なら、自分は夫と結婚したのであって、その家族や土地と結婚したわけではない。チャガの伝統では、男子しか土地を相続できない。しかし、女性も所有したり相続するべきだと思う。女性も家族の面倒を見ないといけないので、同じだけ相続するべきだと思う。自分が土地を持っていたら、子ども全員に平等に与えるだろう。（娘2人、息子1人）

Aj	<p>私の父は、1983年に亡くなった。私は当時9歳だった。妹が一人いる。母は、その時、既に父と別居していた。私たちは幼くて稲作をすることができなかった。父の兄弟の息子が選ばれて、耕作することになった(115m)。彼は保護者のような立場だった。モシ市に住む親族の長老がそのように決めた。しかし、その後6年間、その息子は自分たちに何もくれなかった。さらに土地を違法に自分のものにしようとした。そこで、自分と妹と母親は、その土地を返却してほしいと頼んだ。1993年にブロック会議が開かれて、ブロック議長(当時は水利組合の議長)が、その土地を返却するように決定した。議長は、「自分たちはその息子のことを知らない、その土地は彼女の父親のものだった、したがって土地は娘が相続するべきである。家族(世帯)外の者が相続するべきではない」と言った。自分には兄弟がいなかった。もし兄弟がいたら、父の土地は自分の兄弟が相続していただろう。以前だったら、父の兄弟の息子のものになっていたが、チャガの伝統も変化している。相続は同じ家族(世帯)の中のことになってきている。自分の妹は、2000年に亡くなったので、父の土地は全て自分が相続した。これまでの慣習では男性しか相続できなかったが、自分の子どもには平等に相続させるつもりだ。土地の名義はまだ父親の名前になっている。名義変更には時間がかかるので、変更するかどうか決めていない。父親の名前で1992年から水利費を支払ってきたし、父の名前宛になっている領収証もあるので問題ない。何も起こらない。またどのように自分の名義に変更するのかよくわからない。しかし、全ての村人がその土地は自分が所有していると知っているので大丈夫だと思う。(息子4人、娘1人)</p>
Ak	<p>自分は賃金労働者。女性3人のグループで5~10プロットの賃金労働をする。主に、田植え、除草、鳥追いなど。収穫作業は重労働なのでしない。自分のパレの伝統では、男性が家族の面倒を見るので、男性が土地を相続する。しかし、男女ともに同じニーズがあるので、同様に相続すべきだと思う。自分は、土地があったら、娘と息子に与える。(息子1人、娘1人)</p>
Al	<p>自分は賃金労働者で、女性3~5人のグループで、10プロットの賃金労働をする。田植え、除草、鳥追い、収穫までおこなう。サンバー(夫)の慣習では、息子が相続する。土地が広ければ、娘にも与える。しかし、娘は結婚してしまうので、土地が少なければ与えない。自分には2人息子と1人娘がいるが、土地を持っていたら、息子に与える。娘には与えない。夫はルシヨトに土地を持っていて、夫の母親がケアしている。12月には2週間、メイズの収穫に、6月にも2週間、稲の収穫に行く。夫の父はまだ生きているが、夫に(生前)贈与した。(息子2人、娘1人)</p>
Am	<p>土地を賃借して耕作している(40m)。マンダカでは女性4人で一緒に借りて耕作している(0.8ha)。サンバーのムスリム(夫)の伝統では息子が相続する。しかし、全て自分の子どもなので、子どもには平等の権利がある。娘たちも、それぞれ自分の家族をケアしないとイケない。自分で耕作できる土地を所有することは良いことだ。家族のためにも良い。したがって、女性も同じように土地を相続するべきだ。(息子3人、娘4人)</p>
aa	<p>1987年以前に土地を購入。LMISの再配分で自分の名義で土地を取得した(298m)。土地は、ダルエスサラームにいる長女に与えたい。長女だけが自分をケアしてくれて、送金してくれる。しかし、孫にも与えたい。息子は自分が病気になった時に勝手に牛を12頭全部売ってしまったので信用できない。(息子4人、娘3人)</p>
ab	<p>1987年以前に土地を購入。LMISの再配分で自分名義の土地を取得した(100m)。マンダカにも3.5エーカー土地を所有している。チャガの伝統では、男性のみが土地を相続する。土地はクランのものだった。しかし、女性も相続するべきだと思う。すべて自分の子どもだ。しかし、自分の場合、娘は亡くなってしまったので息子に与える。(2人息子、1人娘)今は、賃賃したり、甥が耕作したりしている。</p>
ac	<p>自分は賃金労働者で、育苗、手作業での耕起、代かき、田植え、除草、施肥、収穫など一連の労働を4~5人のグループでおこなう。自分は父親であり、父親は家の長である。妻と子どもは自分のものだ。妻が土地を所有する必要はない。全ての財産は夫のものである。家も夫の財産である。(息子2人、娘1人)</p>
ad	<p>土地は妻が相続するのではなく、息子が相続するものである。娘は結婚して、夫の土地の面倒を見る。男性が伝統を傳承する。女性も土地を相続しても良いが、男性より少なくすべき。自分は、土地を持っていたら、娘には与えない。財産は子どものためのもので、妻のためのもではない。土地は特に高齢になってからも食料を確保するために重要。(息子1人、娘2人)</p>
ae	<p>父の遺産相続で6カ所のプロットを所有(271m)。自分は一人息子である。父が亡くなった時、自分はまだ幼かった。姉たちが耕作していた。自分が31歳になった時、家族はその土地を自分に与えることを決めた。父は亡くなったが、自分は一人息子なので、名義変更する必要はない。自分が相続したが、もし姉妹が土地が必要なら与えることもできるが、自分に頼まないとイケない。一人はモロゴロに住んでいる。もう一人は、未婚の母で子どもが5人おり、80mのプロットを持っている。しかし、彼女は夫からの支援はない。自分のジグア人の伝統では、父親が亡くなると、3分の1は母に、3分の1は息子に、3分の1は娘に行く。もし、娘が結婚していない場合、子どもがいけない場合などは、相続できる。女性は、自分の両親からと、夫からも相続できるので、公平ではない。自分は息子しかいないので、息子に与える。もし妻が土地を購入したら、彼女は尊敬される。しかし、全ては、夫に所属するので、妻が土地を所有することは重要ではない。女性は土地を所有していなくても、夫がすべてを持ってくる。子どもは父親に所属する。(息子1人)</p>
af	<p>土地を3カ所で借りている(325m)。畑は所有している。自分のパレの慣習では、息子が主に相続するが、今は変化している。みんな人間である。女性も男性と同じだけ、相続するべきである。自分は、子どもに平等に相続させる。法律では、遺書を書くように言っている。そうすれば平等に分けられる。自分は耕作地は所有していないが、宅地は購入して、家も建てた。(息子1人、娘2人)</p>
ag	<p>LMIS内で土地を借りている(150m)。コーヒー畑所有。チャガの場合は男子相続で、それはあまり変化していない。しかし、女性も土地も相続して、家族を養わないとイケない。全ての人は平等の機会を持つべき。自分には息子しかいない。父親が子どもの親権を持つが、子どもの年齢にもよる。男性が家族に対する力を持っている。(息子3人)</p>
ah	<p>父の土地を母から(生前)贈与された(60m)。自分の名義。マラング(チャガ)の慣習では、父の土地は息子が相続する。あとで購入した土地は、娘も相続できる。女性にも権利がある。娘しかいないければ、もちろん娘に与える。同じくらい与えるべきだと思う。みんな家族のメンバーなのだから。自分の父の土地は、「家族の土地」なので、自分の子どもがローテーションで利用する。自分は自分の土地を娘にも与える。(息子2人、娘1人)(LOMIAブロック会計役)</p>
ai	<p>自分は三男(末子)で父親から土地を相続した。名義変更はまだしていない。父はパレで、LMIS以前に入植してきて、大土地所有者になった。入植先では、伝統や慣習が弱くなって、土地を息子と娘の両方に平等に分配する人もいた。パレの慣習は、基本的には男子相続だが、チャガのように山のほうに墓を作り、クランの土地を守るというような慣習はない。(娘3人)</p>

出典：現地調査データから筆者作成。

表 7.8 土地の所有・管理・相続についての考え方（ローア・マボギニの男女）

対象	土地の所有・管理・相続についての考え方
Ba	夫が自分と第二夫人の共同名義で土地を購入した(100m)。それはトラクターを借りる担保にしたかったからである。現在、自分は第二夫人と一緒に耕作している。しかし、収穫・収入は夫が管理している。夫のパレの習慣では、息子は母親が父親の財産を所有するのを好まない。父の遺書があっても、息子は母親に父親の財産を渡すことに同意しない。遺言がないと寡婦は何も相続できないが、あれば相続できる。自分の場合、もし夫が遺書を書かずに亡くなったら大きな問題になる。宅地の名義は第二夫人に変更してしまった。夫が他に所有している土地(374m)も彼女のものになるかもしれない。自分は秘密の土地を持っているが、夫に言ってもそれは取り上げないと思う。(息子3人、娘2人)
Bb	夫は父親から(生前)贈与された土地を10年前から耕作している(61m)。しかし、まだ名義変更はしていない。父は息子4人と、娘3人に土地と宅地を贈与した。息子のほうが娘に与えた土地より多少大きい。夫のタイタ人(ケニア)の習慣では、子どもは全て平等なので、全員に土地を与える。自分の習慣では息子が優先。夫の両親はまだ健在で働いている。すべての土地はまだ贈与されていない。3プロットは両親が自分たちで耕作している。もし子どもがいれば、女性は家族の一員として認められるので、何も悪いことは起きない。すべての子どもは平等に相続するべき。もし土地を持っていたら自分は娘にも与える。土地は生産のための重要な資産である。 チャガ人の場合は、もし夫が亡くなると、第二夫人は追い出されるかもしれない。自分の知り合いのチャガの女性の場合、子どもを産む前に、夫が亡くなってしまった。ダルエスサラームに家があり、そこに住んでいたが、夫が亡くなったら、彼女はそこを追い出された。今、彼女はロンボにいる。もし女性が結婚して、夫が亡くなったら、夫の他の妻が女性を追い出すかもしれない。法廷では、第二夫人とその子どもの権利も認めている。若い第二夫人のほうが多く相続することもある。女性は、父親から相続した場合でも、自分名義にしておくべきである。そうしないと、あとで土地権を失うことになるかもしれない。もし女性(母親)が亡くなったら、子どもも追い出されるかもしれない。(子どもはいない。兄が離婚したのでその娘を育てている)
Bc	隣人が故郷に戻るので土地を売却したかったので、自分は娘4人のためにその土地を購入した(1996年、67m)。その土地は娘が耕作している。コメ栽培する場合は、資金が調達できないので貸し出す。年1回のメイズ栽培は、4人の娘が2人一組でローテーションで耕作する。また、夫の土地の半分を贈与されたが、それは三男の名義にした(140m)。残りは夫名義のままになっている(140m)。夫は現在、第二夫人と暮らしていて、一部は第二夫人が贈与された(50m)。自分は娘たちのために遺書を書くつもりだ。そうしないと、悪い長男と次男が、娘たちから土地を奪ってしまうかもしれない。三男は良いが、長男と次男は問題が多く、娘たちは夫と別居や死別して子どもをかかえて困窮している。(息子3人、娘4人)
ba	自分名義で所有(460m)。父はプロジェクト以前にウルから移住してきた。父から土地を相続した。自分の妻は土地を所有していないが、女性も土地を相続するべき。子どもは同じ権利がある。教育が重要。自分の財産は子どもに平等に与える。女性が土地を所有すれば、収入と安全が保障できる。男女ともに平等の相続権がある。ウルの慣習では、もし遺書がなければ、クランが長老を選んで、慣習に基づいて、遺産を配分する。もし遺書があれば、一人がその遺書を監督する。息子が土地と家を相続する。父親に近い者が多くを相続する。自分の兄は自分より多少多い土地を相続したが、自分は宅地と家を相続した。兄は、モシの近くの家と宅地を相続した。二人の相続分はほとんど同じ。遺書はなかった。父の兄が自分たちを監督している。人権意識によって、伝統も変化している。女性が夫の土地を相続する時、名義変更しないことが多い。家族がそうしたければ、名義変更できる。しかし、名義変更しておかないと、誰かに土地を奪われる可能性がある。もし、妻が二人いたら、一方がその土地を買うこともできる。もし、妻が遺書をなく死んだら、夫はその土地を第二夫人に与えることができる。第二夫人の子どもがその土地を得ることになる。女性は土地を購入しても、夫の名義にすることが多い。もしキリスト教徒だったら、世帯主は男性で、全てを彼の名義にする。もし夫婦が親しく一緒に計画するならば、彼女は自分の名義にできる。しかし、そのようなケースはまれで、夫は妻が土地を自分名義にしようとすると、疑う。何か妻がもっと自由になろうとしているのではないかと、男ができたのではないかとかである。(息子3人、娘2人)

出典：現地調査データから筆者作成。

表 7.9 土地の所有・管理・相続についての考え方（チェケレニの男女）

対象	土地の所有・管理・相続についての考え方
Ca	夫が土地再配分で取得した土地を相続した。夫は22年前に亡くなったが名義変更していない。チャガの習慣では、土地はクランの男性が相続する。女性は夫から土地を得ることができるので、父親の土地は相続するべきではない。自分は、土地再配分された夫の土地を相続したが、その土地は、2人の息子のみが相続する(180m)。しかし、夫があとから購入して共同名義にした土地は、娘たちが相続する(106m)。(息子2人、娘4人)
Cb	夫の土地のうち、圃場180mは第一夫人(の娘)が相続した。自分も夫から相続した(150m)。しかし名義変更していないし、変更する必要はない。もし変更しようとする、息子に誤解を生じる。自分は夫の土地と宅地は息子(3人)に与える。他に、土地を自分で購入したので、そちらは4人の娘に与える。チャガの伝統では、父親の土地は息子が相続する。もし夫が亡くなり、息子が小さければ、妻が代わりに耕作する。あるいは、他の成人男性がケアすると言われる。父親からは、息子だけが広い土地を与えられる。しかし、もし土地が購入されたものであれば、娘にも与えられる。息子は娘より多く与えられないといけない。自分は両方に与えたい。(息子3人、娘4人)
Cc	自分の弟は父親の土地を(生前)贈与され、自分がその土地を代わりに耕作している。弟はムトラ(南部)にいて、建設会社(鴻池)で働いている。父の土地は、自分は相続しないが、自分の息子が相続するだろう。自分は土地は所有していないが、もし所有していたら、息子と娘の両方に土地を相続させる。子どもには平等の権利がある。夫とは別居(実質的離婚)。(息子1人、娘1人)
Cd	自分は土地を所有していない。労働者として働いている。キボシ(チャガ)では、末息子に相続の優先権がある。自分の子どもには全て相続する権利がある。子どもは父親に属している。夫と問題があっても、土地があれば子どもを助ける(養う)ことができる。だから女性も土地を相続するべきだ。女性も夫の家族から分割してもらうべきだ。しかし、女性がもらえる分は少ない。(息子2人、娘2人)
Ce	自分はクリスチャンだが、ムスリムの夫との再婚で第三夫人。前夫の子ども(3人)の親権を裁判で獲得し育てた。再婚した夫の土地がRS4-2に3.5プロットあるが、第一夫人と第二夫人が相続して、自分は何も相続しなかった。ただし、自分名義で土地を所有している(100m)。ウジャマー村で自分で取得し、土地再配分でも自分名義で登録した。長男が購入した土地も代わりに耕作している(60m)。自分は両親からは何も相続しなかった。もし土地が十分あれば、全ての子どもに土地を与えることができる。通常、父親が相続を決める。もし遺書がなければ、全ての子ども(男女)に分割するべきだ。自分は、長男と次男に自分名義の土地を相続させたいと思っている。娘は息子たちが面倒を見てくれるだろう。もし自分の名義になっていなかったら、土地を失ってしまう。相続したら名義変更をすることが重要だ。長男は亡くなってしまったが、長男名義の土地もある。その土地を買ったレシートを持っている。しかし、まだ村落評議会に登録していない。たぶん登録しないといけないだろう。(息子5人、娘2人)
Cf	自分名義で土地を所有している(130m)。義母名義の土地も相続した(65m)。自分と夫(再婚)はそれぞれウジャマー村の時に土地を取得した。夫は稲作・牧畜に失敗し、アルコール中毒になり、自身の土地をすべて売ってしまったが、私の土地は私の名義だったの、売られなくてよかった。私の土地は息子と娘の両方に相続させる。子どもは12人いる。(息子5人、娘7人)
Cg	モシで夫が亡くなり、土地・財産を親族に奪われ、殺されるかもしれないので、チェケレニに逃げてきた。甥が助けてくれた。自分名義で圃場を所有(55m)。ウジャマー村で取得した。子連れで再婚できたのは、自分名義の土地があったからである。宅地は再婚した夫の名義で、その名義を変えるつもりはない。夫は遺言を残して、全ての子どもに宅地を与えようと言ったので、そうなる。もし、娘が結婚しなかったら、娘も宅地をもらえる。しかし、自分の土地は、子どもが相続したら、ローテーションで耕作しないといけない。イリンガのベナ人(夫)の習慣では、特に誰が相続すると決まっていない。土地はたくさんあるので、全ての者に土地を与える。自分たちは、全員人間なので、差別する必要はない。女性も土地を相続するべき。未婚なら兄弟と同じに相続するべき。既婚なら夫からももらえる。そうでなければ、兄弟が助けてくれる。自分の土地は全ての子どもが相続する。(息子6人、娘3人)
Ch	夫から相続して所有(100m)。夫は1986年に亡くなった。プロジェクトが始まって、たった1回しかコメを栽培しなかった。それ以降、26年間、自分が栽培してきた。しかし、名義変更していない。もし名義変更すると、子どもが疑いを持つようになる。自分が他の目的のために使いたい、売りたいから名義変更すると思われる。しかし、子どもに土地を渡してしまうと、売ってしまうので、渡したくない。売ってしまったら、何も残らない。子どもの名義になったら、それで借金をするだろうし、収益も配分しないだろう。自分が借金したら、収益は家族で分配する。チャガの習慣では、妻は夫の土地を相続できない。以前は、家族会議を開いていた。そして村が誰が相続するのかを告げていた。もし父親や母親が遺書を残さない場合は、家族でどのように財産を分配するのか決める。もし女性が未婚の場合は相続することができる。もし息子が幼い場合は、年長の者が後見人になる。娘が既に結婚していたら、土地は相続しない。もし土地を与えられないと栽培計画を作れないし、栽培ができる場所がない。しかし、名義変更してなくても、これまでは問題はなかった。土地を担保にすることも多い。しかし、借金を返済できる者とできない者がいる。できないと土地を失う。SACCOSからローンを借りて返済できなくて、土地を売りに出す人の広告が村役場に張り出されることが多い。自分にはそのようなことが起こらないよう、自分は土地を担保にするようなことはしない。村役場でも、どのように寡婦が夫の土地を相続できるようになるのか情報を提供するべきだ。もっと話し合うべき時が来ている。父親の土地は息子が継ぐべきである。(息子3人、娘4人)
Ci	夫から6年前に相続して所有(663m)。しかし名義変更していない。長男が1プロット相続(しかし亡くなった)。夫はプロジェクト前に土地を購入(2.3ha)。自分は、ローンを借りることはできるが、土地は子どもたちのためのものである。もし返却できないと土地を失う。子どもがどのように相続するか既に決めている。それぞれのプロットは彼らの名前になっている。だから自分は売ることはできない。チェケレニの0.8haの宅地は娘3人のために夫が購入した。夫は、1.4プロットの土地は3人の娘と一緒に耕作するように与えた。残りの6.63プロットを4人の息子たちがわける。一人1.65プロット。息子のほうが娘の3倍。しかし、宅地を含めれば、あまり差がない。また母親の宅地は長男に行く。アリュージャとダルにいて息子はプロットには関心がない。土地を所有するのは良いことだが、登録する必要はない。お互いに信頼しているので、父の名義でも母の名義でも変わりはない。チャガの場合は、慣習では息子のみが相続する。しかし、チェケレニでは違う。キボシでは、もし男性が大土地所有者だったら、彼は、副首長と呼ばれる。しかし、女性は決して土地を所有しなかった。もし寡婦になったら、土地は取り上げられてしまう。しかし、女性も人間なので遺産相続するべき。女性も人間であり、住むところが必要だ。もし夫が亡くなったら、住む場所が必要だ。我々は平等である。もし結婚したら、シングルマザーは同じ額をもらうべき。兄弟に依存するべきではない。しかし、長男と末子は多少多くもらう。自分の夫は、他の宅地を持っていたので、息子たちは全て宅地を得ることができた。自分は夫を尊敬しているので土地の名義変更をしたくない。変更する理由がない。子どもは従順で、問題がない。既に1プロットは息子が(生前)贈与されて、名義変更した。他の子どもとの問題を避けるため、他はすべて夫の名義になっている。しかし、自分の名義に変更しても問題はない。(息子5人、娘3人)

Cj	<p>自分名義で2007年に購入(50m)。夫は2番目の妻のところに行ってしまったので、自分は離婚したと思っている。夫は財産を持っていかなかった。夫の土地は貸し出している(150m)。夫の土地はウジャマー村の時に取得したものだ。しかし、夫の圃場と畑は名義変更していないので、いつまた夫が戻ってきて、土地を自分から取り上げるかわからない。もし、自分の名義にしようすると、逆して逆効果かもしれないので、そのままにしている。二一八人(自分)の習慣では、全ての子どもが相続する。自分も父から相続した。夫のクリアの習慣では、息子のみが相続する。彼らは寡婦の土地は取り上げる。しかし、女性も相続する権利を持っていると思う。女性も家族の一員だ。女性が何も相続できないというのは、女性にとって恥だ。自分の土地は、息子と娘の両方に相続させる。もし親が遺書を残さずに亡くなったら、法廷に行かないといけない。法廷は、法律(市民法)に基づいて、全ての子どもが平等に相続することを決定するだろう。(息子5人、娘4人)</p>
Ck	<p>夫は警官で17年前に亡くなったので、夫の土地を相続した(150m)。名義変更はしていない。ウジャマー村の時に夫は土地を獲得。クリア人(夫)の習慣では、長男が兄弟に平等に分ける。長男が宅地を得る。兄弟によるが、娘は母と一緒にいることはできる。ランギ人(自分)の場合は、次男が最も力がある。土地は彼のものになる。もし兄弟がいなければ、娘にも分け与えられる。クリア人(夫)の場合、子どもがいなくて寡婦になったら、クランの中から誰か選んで再婚しないといけない。もし子どもがいたら、とどまって子どもの面倒を見ることができる。ランギ人(自分)の場合は、もし寡婦が若いと、クランの誰かと結婚して、その男性が女性と子どもを相続する。もしそれを拒否すると、追い出される。子どもはクランに所属する。女性は結婚前に土地を取得したり、夫が亡くなった後に取得することができる。自分の場合は、子どもと相談しないといけない。土地を所有することと、夫の土地を耕作することあまり大差はない。もし夫が生きていたら、自分の名義にするのは適切ではない。すべて夫の名義にするべきだ。しかし、もし夫が他の女性と結婚して、土地を彼女の名義にしてしまったら、自分の子どもは土地を失ってしまう。もし自分の土地からの収益がたくさんあれば、自分の子どもに金を渡すことができる。自分は賞金労働もしている。収穫は子どもと分ける。夫から自分が相続した土地に関しては、息子が50m相続して、残りの50mを娘が相続して、共有するだろう。男性はクランの名前を引き継ぐので、男性のほうがより多く相続するべきである。女性が土地を所有することは良いことだ。もし自分で土地を買ったら、自分の名義にする。夫の土地は名義変更するつもりはない。もしそうしようとすると、息子が疑いを持って、自分が土地を売りたいのではないかとか、誰かに与えたいのではないかと疑うからである。息子に疑われるので、名義変更していない。サコスから借金したい場合は、実質的な所有者におかないといけない。しかし、借りる予定はない。ローンは怖いので借りたくない。村長は、借金を返済できなくて、逃げ出して、いなくなった。(息子2人、娘3人)</p>
ca	<p>妻は亡くなった(2012年)。自分は大工をしている。自分名義の土地を所有(100m)。土地はLMIS対象地内に所有していなかったが、土地再配分の時、土地配分委員会のメンバーだったので取得できた。娘と息子に平等に財産を相続させる。7人息子、7人娘(うち息子2人、娘1人は亡くなったので、その子ども3人を育てている)。現在同居しているのは、娘と息子一人ずつと、孫5人。</p>
cb	<p>プロットを賃借して耕作している(650m)。LMIS外にも借りている(1.2ha)。自分のクリアの習慣では、娘と息子の両方が相続する。もし、自分が土地を所有していたら、息子と娘の両方が相続する。女性も独立しないといけない。自分は、娘にも同様に土地を与えるつもりだ。(息子2人、娘1人)</p>
cc	<p>賃借して耕作している(50m)。クリア人(自分)の場合、家は末息子に与える。娘も土地を与えられるが、息子のほうが多い。牛やヤギは、息子の間のみで分配する。もし娘が結婚したら、夫の土地を相続できる。末息子は、母親が亡くなったら母親の財産を相続できる。母親の財産は、末息子のものになる。もし自分が土地を所有していたら息子に与える。もしたくさん土地を所有していたら、娘にも与えるだろう。自分は貧しくて家を建てる土地を持っていないので、尊敬されていない。妻と別れたが子どもは娘2人、息子1人を引き取った。末娘は幼かったので、その祖母に預けた。(息子1人、娘2人)</p>
cd	<p>自分名義の土地を所有(100m)。その半分はウジャマーで取得、半分は購入。チャガの場合、長男が「家族の土地」を相続する。父の家は末子に行く。娘には何も無い。しかし今は、男性がいろいろな土地を所有していれば、女性も土地を入手できる。自分は、土地を息子と娘に相続させる。子どもは平等だ。ロンボの土地は少なすぎる。しかし、今では、娘が呼び戻されている。多くの家は空き家になっているので。しかしロンボでは、娘は土地を所有できないので、単に父親と兄弟の財産の面倒を見るのみ。もし娘が既婚者で忙しければ、戻ってこないかもしれない。実際に、娘は戻ってこないことが多い。もし娘が貧乏だったら、戻ってくるかもしれない。もし遠くに住んでいたら、戻ってくるのを拒否するだろう。娘が相続してもその家族のためになるので良いのではないか。(息子3人、娘3人)</p>

出典：現地調査データから筆者作成。

7.3 土地の所有・管理・相続に関する選択の言説

最後に、女性・男性がどのような言説（ディスコース）により、土地の所有・管理・相続を「価値あると思う」こととして選択しているのかについて、以下のような項目に沿って分析する（表 7.10）。使用したデータは、筆者のフィールドノートおよび表 7.7, 7.8, 7.9 に基づく。

表 7.10 土地の所有・管理・相続に関する選択

土地の所有・管理・相続に関する選択
<p>1) 女性が自己名義の土地を所有している場合</p> <p>LMIS土地再配分で取得した自己名義の土地：息子に相続</p> <p>LMIS土地再配分で取得した自己名義の土地：娘に相続</p> <p>LMIS土地再配分で取得した自己名義の土地：息子と娘の両方に相続</p> <p>男性（夫）が購入して女性の名義（共同名義）になった土地：息子に相続</p> <p>男性（夫）が購入して女性の自己名義になった土地：娘に相続</p> <p>女性が自己資金で購入して自己名義になった土地：息子に相続</p> <p>女性が自己資金で購入して自己名義になった土地：娘に相続</p>
<p>2) 女性が男性から土地を相続して所有している場合（名義変更していない）</p> <p>名義変更しなくても問題がないと考えている：社会的認知があり処分権がある</p> <p>名義変更しなくても問題がないと考えている：家族関係に問題がなく耕作権・収益権があれば処分権がなくてもよい</p> <p>女性が「仮の相続人」であることを当然視する</p> <p>名義変更したいがリスクが伴うので敢えてしない</p> <p>夫から相続した土地：息子と娘の両方に相続させたい</p>
<p>3) 婚姻関係における土地所有に関わるリスクがある場合</p>
<p>4) 男性が自己名義の土地を所有している場合</p> <p>男性が相続すべき：息子に相続させたい</p> <p>女性に相続させたい：妻や娘に相続させたい</p> <p>男女ともに相続すべきと考える</p>
<p>5) 新たな選択と行動 — 遺言を作成するという行為の出現</p>

出典：筆者作成。

7.3.1 女性が自己名義の土地を所有している場合

7.3.1.1 LMIS 土地再配分で取得した自己名義の土地：息子に相続

LMIS の土地再配分（1987 年）において、自分名義で土地登録ができた女性の場合は、自分が土地所有者であるという認識が高く、家族や村の人々もそのように考えている。夫が自分自身の名義の土地を売却したとしても、妻の自己名義の土地まで勝手に処分することはなく、また、母親の自己名義になっていれば、子どもが勝手に処分することはないと考えている。

女性が自己名義の土地を所有していて、管理権（営農権、収益権、処分権）がある場合でも、息子（あるいは孫息子）に相続させたいと考えているケースがある。したがって、女性が土地所有をしても、必ずしも娘に相続させたいというわけではない。伝統や慣習にそって息子に相続させたい、息子や孫息子が自分の面倒を見てくれるから相続させたい、娘は息子たちが面倒を見てくれる（Ce さん）¹¹⁹、娘は夫から土地を取得できるから土地相続は不要である（後述の Ab さん等）などという理由により、息子に相続させたいというケースがある。女性が土地権をいったん取得しても、必ずしも女性（娘）に相続・譲渡するわけではなく、次世代では女性の土地所有が削減することになる。

Ce さんは、LMIS 土地再配分で自己名義の土地を取得したが、「もし自分の名義になっていなかったら土地を失ってしまう」と言う。彼女の場合、長男や他の息子が彼女にローンを組むように頻繁に依頼してきたが、決して土地を担保にせず、グループ・ローンにしてきた。つまり、処分権はコントロールしてきた。長男の商売のために 3 回目のローンを組んだ後、長男が急死したため、ローンは次男が商売を継いで返却している。もし、土地が息子の名義になっていたら、息子がローンを組んで、既に土地を失っていたらと考えている。彼女にとっては、母親として、家族や子どもの食料を確保することが価値のあることであり、そのためには、土地を手放すのは価値のないことである。彼女は、自分で耕作しており、収益は自分で家族にも分配している。「自分はクリスチャンだが、ムスリムの夫との再婚で第三夫人。前夫の子ども（3 人）の親権を裁判で獲得し育てた。再婚した夫の土地が RS4-2 に 3.5 プロットあるが、第一夫人と第二夫人が相続して、自分は何も相続しなかった。ただし、自分名義で土地を所有している（100m）。ウジャマー村で自分で取得し、LMIS 土地再配分でも自己名義で登録した。長男が購入した土地も代わりに耕作している（60m）。自分は、長男と次男に自己名義の土地を相続させたいと思っている。娘は息子たちが面倒を見てくれるだろう」と言う

¹¹⁹ チャガやパレの慣習では、兄弟がそれぞれ姉妹の面倒を見る慣習がある。例えば、パレの場合は、長男が長女、次男が次女の面倒を見る。チャガの場合は、長男が末の妹、次男が末から二番目の妹の面倒を見る。またチャガの場合は末子（男子）が親の宅地と家を相続し、親と同居することが多い。（2014 年 1 月、第 4 次調査の面接調査から）

Adさんは、「1987年以前に土地を入手していたのでLMIS土地再配分の時に自分の名前で登録した。暴力夫だったので離婚して、5人の娘は自分で育てた。自己名義の土地は、娘の息子（孫息子）が長い間耕作している。自分には息子がいないので、孫息子が相続する。ヤオの慣習では、男性と女性と両方が土地を相続できるが、男性の取り分のほうが多い。（孫息子はLOMIAブロック・リーダー）」と言う。息子がいなくても娘はいるのだから、娘が相続しても構わないはずであるが、Adさんの場合は孫息子に相続させたい。しかし、孫息子に相続させたいので孫息子が面倒を見ることにしたのか、面倒を見てもらっているので相続させたいのかは不明である。もし娘に相続させたいということであれば、娘がAdさんの面倒を見るという可能性もあるかもしれない。

7.3.1.2 LMIS土地再配分で取得した自己名義の土地：娘に相続

女性の自己名義の土地で娘に相続させたい場合であっても、自己決定できず相談しないといけないと考えていることもある。

Acさんは、「(1987年以前に)自分で森林を開墾して土地を入手した。LMISで再配分されたときに自分の名前で登録した。現在、一緒に住んでいる2人の娘がローテーションで稲栽培している。パレ人の慣習では、ほとんど息子が相続するが、今では娘も相続する。女性が土地を所有すると、それは人々から祝福される。全ての子どもが土地を相続するべきだと思う。末娘が大変な生活をしているので、彼女に自分の土地を譲りたい(娘3人、うち1人は婚出)。夫の土地も4haあったが既に売却してしまった」と言っており、自己名義の土地については、誰に相続させるのか決定できると考えているが、息子が現在は自分の土地を耕作しているので、息子に相談しないといけないと考えている。

7.3.1.3 LMIS土地再配分で取得した自己名義の土地：息子と娘の両方に相続

自分名義の土地を、娘と息子の両方に与えたいと考える女性もいる。ただし、娘は結婚したら夫から土地を取得できるので息子のほうが多く配分されるべきだと考える場合と、ローテーションで耕作して平等に機会を与えたいという考え方がある。ローテーションと言うのは、作期ごとに耕作する順番を決めて一人もしくは複数で耕作するということである。特に土地面積が小さい場合には、分割して譲渡すると生産するのが大変なことと生産性も下がるため、ある程度の規模を保ちつつローテーション耕作にするケースが見られる。

Aeさんは、「(1987年以前に)夫が土地を購入してくれた。LMISの再配分の時に自分の名前で登録した(26m)。その土地は、6人の子どもに与える。ローテーションで耕作すると思う。夫のプロットも小さいので(30m)、そちらもローテーションにしたいと思っている。小規模な所有者の場合は、よくローテーションをしている。しかし、あまりにも小さ

くなってしまうたら、売って金を分配するしかない。パレの慣習では、まず息子が相続するが、女性も土地を相続するべきだと思う。ただし、女性は夫から土地を得ることができないので、男性より少なくとも良いと思う（息子4人、娘2人）」と言う。

Cfさんは、「自分と夫はそれぞれウジャマー村の時に土地を取得した。夫は稲作・牧畜に失敗し、アルコール中毒になり、自身の土地をすべて売ってしまったが、私の土地は私の名義だったので、(夫に) 売られなくてよかった.....私の土地は息子と娘の両方に相続させる。子どもは12人いる」と言う。自己名義の土地は自分で耕作し収益も管理している。娘が時々必要な資金を送ってくれる。

Cgさんは、「自己名義で圃場を所有している（55m）。ウジャマー村で取得した。子連れで再婚できたのは、自己名義の土地があったからだ.....自分の土地は、子どもが相続したら、ローテーションで耕作しないといけない.....自分の土地は全ての子どもが相続する（息子6人、娘3人）」と言う。自己名義の土地を所有していたので、子どもの食料も調達でき、新しい夫に負担をかけずに再婚できたと思っている。

Cjさんは、「自分名義で2007年に購入した（50m）.....自分の土地は、息子と娘の両方に相続させる。もし親が遺書を残さずに亡くなったら、法廷に行かないといけない。法廷は、法律（市民法）に基づいて、全ての子どもが平等に相続することを決定するだろう」と言う。

7.3.1.4 男性（夫）が購入して女性の名義（共同名義）になった土地： 息子が相続

男性（夫）が土地を自己資金で購入した場合には、それは親族の土地ではなく、家族の土地であると認識される。しかし、そのような土地が女性の名義になっていたとしても、必ずしも収益権と処分権が伴うとは限らず、収益は夫がコントロールしており、処分権は夫が持っているという場合もある。つまり、夫が資金を出して購入したため、妻が耕作しているにもかかわらず、妻が土地権を主張する根拠や正当性が弱いと夫が考えるような場合である。

Baさんは、「夫が自分と第二夫人の共同名義で土地を購入した。それはトラクターを借りる担保にしたかったからである。現在、自分は第二夫人と一緒に耕作している。しかし、収穫・収入は夫が管理している。夫のパレの習慣では、息子は母親が父親の財産を所有するのを好まない。父の遺言があっても、息子は母親に父親の財産を渡すことに同意しない。遺言がないと寡婦は何も相続できないが、あれば相続できる。自分の場合、もし夫が遺書を書かずに亡くなったら大きな問題になる。夫は宅地の名義を第二夫人に変更してしまった。夫が他に所有している土地も彼女のものになるかもしれない」と言う。土地を購入す

る場合には、土地取引の領収書などが発生するので、それを土地所有証明書だと考えることがある。Baさんの場合は、自分の名義の土地の領収書は夫が所持しており、夫が購入したので収益を夫がコントロールしている。したがって、書類があったとしても効力がない状況であると言える。

7.3.1.5 男性（夫）が購入して女性の名義（共同名義）になった土地： 娘に相続

上記とは、全く逆のケースもあり、夫が購入して、夫と妻の共同名義にした場合（夫からの譲渡）には、妻が自由に娘に譲渡しても良いと考えているケースもある。Caさんは、「夫があとから購入して（自分と）共同名義にした土地は、娘たちが相続する（106m）。（息子2人、娘4人）」と言っている。

7.3.1.6 女性が自己資金で購入した土地の場合： 息子に相続

女性が自己資金で土地を購入しても、自分の面倒を見てくれるのが息子の場合は、息子に相続させたい、さらに息子が相続するのが伝統であると考えているケースもある。

Abさんの場合は自己資金で購入したにもかかわらず、息子に土地を相続させたいと思っている。「自分の貯金で自分名義の土地を購入した（1981年）。LMIS土地再配分で、自己名義になっている。自分の土地は、一緒に暮らしている次男（末息子）が相続する。長男には既に土地を与えた。慣習（チャガ）では、息子が土地を相続することになっている。もし父親が何も言い残さなければ、土地は息子達が分割して相続する。娘は夫から土地をもらえる。土地法については何も知らない。（息子2人、娘3人）。娘は既に婚出している」と言う。夫の土地のみならず、自分で購入した土地に関しても息子に相続させることは、Abさんにとっては、チャガの伝統であり正しいことであり、かつ自分の老後の生活を保障してくれるという。

7.3.1.7 女性が自己資金で購入した土地の場合： 娘に相続

女性が自己資金で土地を購入するのは、特にチェケレニに相対的に多いことが、第5章で明らかになった。女性が自己資金で購入した場合、娘が相続できる、娘に相続させたいと考えている場合がある。それは娘が別居・離婚して戻ってきたり、シングル・マザーのようなケースである。そのような場合でも、夫の土地は息子に譲り、コンフリクトが起きないようにしたいと考えている。また、娘に譲りたい場合は、遺書を書いておきたいと考えている。

Cbさんは、娘のために土地を自己資金で購入し、それは娘に譲渡するつもりである。「夫の土地のうち、圃場180mは第一夫人（の娘）が相続した。自分も夫から相続した（150m）。しかし名義変更していないし、変更する必要はない。もし変更しようとする、息子に誤

解を生じる。自分は夫の土地と宅地は息子（3人）に与える。他に土地を自分で購入したので、そちらは4人の娘に与える。チャガの伝統では、父親の土地は息子が相続する。もし夫が亡くなり、息子が小さければ、妻が代わりに耕作する。あるいは、他の成人男性がケアするように（クランから）言われる。父親からは、息子だけが広い土地を与えられる。しかし、もし土地が購入されたものであれば、娘にも与えられる。息子は娘より多く与えられないといけない。自分は両方に与えたい。（息子3人、娘4人）」と言う。一応、チャガの伝統に沿って、夫の土地は息子に譲る予定にしているが、娘の将来のために自分の判断で娘のために土地を購入し、娘に相続させるという明確な意思がある。

Bcさんは、「自分は娘4人のためにその土地を購入した（1996年、67m）。その土地は娘が耕作している。コメ栽培する場合は、資金が調達できないので貸し出す。年1回のメイズ栽培は、4人の娘が2人一組でローテーションで耕作する。また、夫の土地の半分を贈与されたが、それは三男の名義にした（140m）。残りは夫名義のままになっている（140m）。夫は現在、第二夫人と暮らしていて、一部は第二夫人が贈与された（50m）。自分は娘たちのために遺書を書くつもりだ。そうしないと、悪い長男と次男が、娘たちから土地を奪ってしまうかもしれない。三男は良いが、長男と次男は問題が多く、娘たちは夫と別居や死別していて子どもをかかえて困窮している。（息子3人、娘4人）」と言う。

7.3.2 女性が男性から土地を相続して所有している場合（名義変更していない）

女性が夫や父親から土地を相続した場合、女性のほとんどは名義を変更していないが、自分は所有者だと考えており、いくつかの異なるパターンがある。夫から土地を相続した場合は、営農権は保障されていても、収益権と処分権を有していないことが多い。また、相続したとしても、息子が相続するまでの「仮の相続・所有」「仲継ぎ的承継」の場合があり、処分に関しては既に家族や親族、あるいは慣習で決められており、女性が自由に決定できないという制約がある。女性は、このような状況に関して問題ないと考えている場合と、問題であると考えている場合に分かれる。

7.3.2.1 名義変更しなくても問題がないと考えている：社会的認知があり処分権がある

土地の名義変更をしていなくても、「周知の事実」であれば、ことさら名義変更をする必要がないと女性たちは考えていることがある。村人や村落評議会などが、女性が相続していると「見なし」ており、「所有している」という社会的認知をしていれば問題ないし、LOMIAの会合には女性が正式に出席することになる。親族とうまくいっていない場合でも、社会的認知があれば、女性は所有者として認められ、営農権、収益権、処分権まで認められる場合がある。逆に、村落評議会、ブロック・リーダーやクランのメンバーなどが認めてく

れないような場合には、所有者・相続者にはなれない。

Afさんは、「夫が亡くなり土地を相続した（1991年）。夫が亡くなった時、夫の弟がやってきて、夫の土地を奪おうとした。しかし、夫のクランと村落評議会の判断で、自分の長女に与えることに決まった。夫の土地は子どもが相続するが、息子はまだ幼かったのでそうした。娘は婚出して、（現在は）自分が所有しているが、名義変更していないので、LOMIAのブロック会計役が、正式に登録したほうが良いとアドバイスしてくれた。多分、LOMIAのレシート、夫の死亡証明書、家族会議の結果の議事録（全員の署名がある）を持っていかないといけないのだろう。しかし、夫の死亡証明書は取らなかった。そのような証明書が必要だということを知らなかったし、当時はそのような証明書は出してくれなかったと思う。しかし、村役場は、それが夫の土地だということを知っているので問題ない。村人は自分が相続したことを知っているし、自分がLOMIAのメンバーにもなっている」と言う。このケースでは、クランと村落評議会の両方が、父親の土地を娘が相続することを認知している。さらに、ブロックの役員がその母親がのちに所有することについても正式な手続きを取るよう奨励さえしている。これらは全て慣習法のもとで出現している新しい現象である。さらにAfさんは、夫の土地は娘と息子の両方に相続させるとも言っている。

Ajさんは、父親から土地を相続したが、同様に名義変更はしていない。「私の父は、1983年に亡くなった。私は当時9歳だった。妹が一人いる。母は、その時、既に父と別居していた。私たちは幼くて稲作をすることができなかったのも、父の兄弟の息子が選ばれて、耕作することになった。彼は保護者（*Msimamizi*）のような立場だった。モシ市に住む親族の長老長がそのように決めた。しかし、その後6年間、その息子は自分たちに何もくれなかった。さらに土地を違法に自分のものにしようとした。そこで、自分と妹と母親は、その土地を返却してほしいと頼んだ。1993年にブロック会議が開かれて、ブロック議長（当時は水利組合の議長）が、その土地を返却するように決定した。議長は、『自分たちはその息子のことを知らない、その土地は彼女の父親のものだった、したがって土地は娘が相続するべきである。家族（世帯）外の者が相続するべきではない』と言った。自分には兄弟がいなかったのがラッキーだった。もし兄弟がいたら、父の土地は自分の兄弟が相続していただろう。以前だったら、父の兄弟の息子のものになっていたが、チャガの伝統も変化している。相続は同じ家族（世帯）の中のことになってきている。自分の妹は、2000年に亡くなったので、父の土地は全て自分が相続した。これまでの慣習では男性しか相続できなかったが、自分の子どもには平等に相続させるつもりだ。土地の名義はまだ父親の名前になっている。名義変更には時間がかかるので、変更するかどうか決めていない。父親の名前で1992年から水利費を支払ってきたし、父の名前宛になっている領収証もあるので問題ない。何も起こらない。またどのように土地を自己名義に変更するのかよくわからない。しかし、全ての村人がその土地は自分が所有していると知っているのも大丈夫だと思う」

と言う。Aj さんの場合は、兄弟がいなかったので、自分が相続し、さらにその土地は、娘と息子の両方に相続させると言う。ブロック会議は慣習法のもとで、男性の親族ではなく、娘が父親の土地を相続することを決定したのである。これは、前述のタンザニアのジェンダー・タスクが主張していることと正反対の現象である。

7.3.2.2 名義変更しなくても問題がないと考えている：家族関係に問題がなく耕作権・収益権があれば処分権がなくてもよい

夫の土地を妻が相続した場合、妻は「夫の土地は自分が所有している」と言うが、この場合、所有・相続するというのは、自分が生存している間、継続的に耕作し続け、その収益を得ることができるという意味である。耕作し収益をコントロールすることができれば、名義変更をしていなくても問題はないと考えている。特に婚姻関係や家族関係がうまくいっている場合には、自分の名義に変更しようという関心は生じない。

Ah さんは、「土地は、(1987 年以前に)夫が購入したが、夫が亡くなり自分が相続した(2005 年)。しかし名義変更はしていない。名義変更する必要性を感じていない。第 2 夫人の子どもの面倒をみるという条件で土地を相続した... (1987 年に LMIS により) 土地が再配分されてからは、自分がずっと耕作し続けてきた。収益は全て自分で所有できた。夫は、私が収益を使うことを許してくれた」と言う。したがって、自分が夫の土地を相続し所有していると考えている。土地は一人息子に相続させるつもりである。

Ci さんは、「夫から 6 年前に相続して所有。しかし名義変更していない.....土地を所有するのは良いことだが、登録する必要はない.....お互いに信頼しているので、父の名義でも母の名義でも変わりはない.....自分は夫を尊敬しているので土地の名義変更をしたくない。変更する理由がない。子どもは従順で、問題がない」と言う。

Ag さんは、夫ではなく義母の土地であるが、「1987 年以前に夫と共同で義母の知人から土地を購入し、義母の名義にした。義母は 2008 年に亡くなったが名義変更していない。ずっと自分が耕作しているので、自分が所有者だと思っている。収益は夫と相談して使い方を決める」と言う。相談して決定するので問題はないとしている。

7.3.2.3 女性が「仮の相続人」であることを当然視する

女性は、あえて名義変更をしなくても耕作し収益を継続的に得ることはできる。夫の土地は、家族・親族から伝承されてきた土地の場合、父系制・夫方居住社会における慣習では女性が継承できない。妻が相続して所有者になったとしても、それは息子が成人するまでの代理的所有者に過ぎず、「仮の相続人」である。女性も周囲も、女性が土地を所有・相続していると考えてはいるが、実質的な処分権(相続、譲渡、売却)は有していない。つ

まり、将来誰に相続・譲渡するのかについては、既に決定しており（通常は息子）、夫が遺書を残して妻や娘に相続させると明言しない限り妻や娘は相続できず、さらに相続しても妻の意志で自由に次の相続人を指定したり、独断で売却することはできない。ただし、慣習により妻が生きている間は、息子を含めた家族を支えるために、妻が暫定的な所有を許されており、そのような場合は女性はあえて処分権の取得には関心がなく、それは価値あることではない。継続した耕作権と収益権のほうが価値のあることだからである。

Caさんは、「夫がLMIS土地再配分で取得した土地を相続した。夫は22年前に亡くなったが名義変更していない。チャガの習慣では、土地はクランの男性が相続する。女性は夫から土地を得ることができるので、父親の土地は相続するべきではない。自分は、土地再配分された夫の土地を相続したが、その土地は2人の息子のみが相続する」と言っている。夫の土地は依然として、クランの財産であるという考え方を持っている

Cbさんは、「(第1夫人も)自分も夫から土地を相続した。しかし名義変更していないし、変更する必要はない。もし変更しようとする、息子に誤解を生じる。自分は夫の土地と宅地は息子(3人)に与える。チャガの伝統では、父親の土地は息子が相続する。もし夫が亡くなり、息子が小さければ、妻が代わりに耕作する。あるいは、他の成人男性がケアするように言われる」と言う。

Chさんは、「夫から相続して所有している.....チャガの習慣では、妻は夫の土地を相続できない。以前は、家族会議を開いていた。そして村落が、誰が相続するのかを告げていた。もし父親や母親が遺書を残さない場合は、家族でどのように財産を分配するのか決める。父親の土地は息子が継ぐべきである。(息子3人、娘4人)」と言う。

Ciさんは、息子のみ相続させるわけではないが、自分には処分権がないことを認識している。「夫から6年前に相続して所有している.....自分は、ローンを借りることはできるが、土地は子どもたちのためのものである。もし返却できないと土地を失う。子どもがどのように相続するか、既に決めている。それぞれのプロットは彼らの名前になっている。だから自分は売ることはいない」と言う。

Aaさんは、「自分は夫の土地を相続したが、それは長男に譲渡する」と言う。しかし、同時に「土地は息子のみが相続するという習慣(チャガ)だったが、変化している。もし女性が土地相続すると、女性は他の家族にその土地を渡してしまうので、女性は相続できなかった。しかし、法律では女性も土地を所有、相続する権利がある」という認識も持っている。しかし、慣習が変化していることは知りつつも、夫の土地に関しては、慣習に従うことが価値のあることだと考えている。

ただし、Ca さんも、Cb さんも、夫の土地以外の土地は娘に譲りたいと考えており、全てを息子にだけ相続させたいと考えているわけではない。Ch さんも、土地を自分が生きている間は耕作し続けて、娘も含む子どもたちに食料を供給し続けたいと考えている。したがって、男子のみに相続するというチャガの慣習も変化してきている。

7.3.2.4 名義変更したいがリスクが伴うので敢えてしない

名義変更には大きなリスクが伴う。「仮の相続」における女性の所有権は、夫と息子の「結束」(暗黙の共謀関係ともいえる)の狭間にある疑似的かつ過渡的な所有と言える。他方で、子ども(息子)にとっても、母親が相続して耕作し続けるのは構わないが、母親名義になっってしまうようにしたいという意思が働く。母親が名義変更しようとする、子ども(息子)は自分の影響力が減少するかもしれないことを知っているし、母親がもしかすると他者に相続・譲渡・売却してしまうのではないかと、その意図に疑いを持ったり、その結果、場合によっては息子の母親に対する殺傷事件に発展することがある¹²⁰。

女性のなかには、夫から土地を相続したら、土地の継続的使用や収益権を確保しておくために名義変更をしておくほうが安心できると思っている者もいる。しかし、名義変更しようすると、逆に土地の所有権を失うリスクが高いため、あえて変更せずに耕作し続けることを選択している。現在のところ、土地を担保にしてローンを組もうと考える女性はいないし、逆に土地を担保にすると危険だと考えているが、もし将来、農業生産性を高め規模の拡大を目指そうとする場合には、ローンが必要になってくるかもしれない。そのような場合には、正式な土地所有証明書が必要となり、名義変更がおこなわれていないと問題が生じる可能性がある。さらに、子どもの教育費や奨学金に応募する際にも、正式な土地証明書が必要となる。さらに、現在、土地を売りたいという女性は面接者の中にはいなかったが、女性でも土地を売却した例はあるので、もし女性が土地を売却したいと考えた場合にも、名義変更していなければ、女性が「価値あると思う」ことを選択し実行することに対する制約になる。

¹²⁰ 「母親は、家族の土地(父親の土地)は息子に譲らないといけないと思っているので、娘のために土地を購入したい。しかし、しっかり登録したり、遺言を残しておかないと、息子のものになってしまう。父親が亡くなって母親がその土地を耕作している場合、母親が正式に自分の名義にしてしまうと、必ずしも息子が相続できないことがある。母親は、娘や自分の面倒を見てくれる子供に土地を譲ろうとするようになってきた。もし正式に名義変更をしていない場合には、息子は自分の権利を主張できるし、ほとんどの場合は、父親の土地は、息子のものになる。ただし、母親が活着している間は、母親が耕作権を持つことが多いので、正式に母親が登録する前に、母親を殺害し、息子が土地を所有しようとするケースが多くなってきている。父親が遺言を残して、娘にも土地を譲るようにと書いても、息子はそれを無視することがある。娘が強く主張すると、命にかかわることもある。このようなケースは、Land Murder(土地殺人)と呼ばれている」(出典：LMIO オフィサーへの面接調査：2011年11月)

Chさんは、「夫から土地を相続して所有している。夫は1986年に亡くなった.....それ以降、26年間、自分が栽培してきた。しかし、名義変更していない。もし名義変更すると、子どもが疑いを持つようになる。自分が他の目的のために使いたい、売りたいから名義変更すると思われる。しかし、子どもに土地を渡してしまうと、売ってしまうので、渡したくない。売ってしまったら、何も残らない。子どもの名義になったら、それで借金をするだろうし、収益も配分しないだろう。自分が借金したら、収益は家族で分配する.....土地を所有していないと栽培計画を作れないし、栽培ができる場所がない。しかし、名義変更してなくても、これまでは問題はなかった」と言う。

Ckさんは、「自分の場合は、子どもと相談しないといけない。土地を所有することと、夫の土地を耕作することあまり大差はない。もし夫が生きていたら、自分の名義にするのは適切ではない。すべて夫の名義にするべきだ。ただし、もし自分で土地を買ったら、自分の名義にする。夫の土地は名義変更するつもりはない。もしそうしようとすると、息子が疑いを持って、自分が土地を売りたいのではないかと、誰かに与えたいのではないかと疑うからである。息子に疑われるので名義変更していない」と言っている。

Cjさんは、夫から土地を相続したわけではないが、名義変更をするメリットとリスクの間で、名義変更しない方を選択している。「夫は2番目の妻のところに行ってしまったので、自分は離婚したと思っている。夫は財産を持っていかなかったので、夫の土地は貸し出している。夫の土地はウジャマー村の時に取得したものだ。しかし、夫の圃場と畑は名義変更していないので、いつまた夫が戻ってきて、自分から土地を取り上げるかわからない。もし、自分の名義にしようとすると、逆上して逆効果かもしれないので、そのままにしている」と言う。

7.3.2.5 夫から相続した土地：息子と娘の両方に相続させたい

他方で、夫から相続した土地であっても、女性は娘と息子の両方に相続させたいと考えるようになってきている。夫から土地を相続した女性は、娘と息子の両方が相続してほしい、あるいはローテーションで耕作してほしいと考えている。Afさんは、「1991年に夫が亡くなり土地を相続した.....自分は全ての子どもの相続させて、ローテーションで耕作してほしいと思っている。(娘5人、息子3人)」と言う。Agさんも、「収益は夫と相談して使い方を決める。ボンデイ(夫)(タンガ)の伝統では、息子が土地を相続する。しかし、娘も自分の子どもだし、自分としては両方に相続させたい」と言う。

7.3.3 婚姻関係における土地所有に関わるリスクがある場合

親族や拡大家族より核家族内で相続するべきという価値観が出現してきたとしても、依然として寡婦で特に子どもがいない場合は、夫の土地の相続をすることに困難が伴う。民

族にもよるが、慣習法のもとでは、子どもがいても、いなくても全ての財産を奪われ、実家に戻るようと言われることがある。さらに、制定法のもとにおいても、政府が承認する正式な婚姻証明書がない場合は、土地相続に対して制定法を適用できない。現在、婚姻には主に 3 つのパターンがある。①政府が承認する婚姻、②宗教による婚姻、③慣習的な婚姻である。①の場合は、県知事、弁護士、裁判官などが署名し婚姻証明書(official marriage certificate)が発行される。婚姻証明書がないと、夫が亡くなった場合に妻や子どもに正式な土地相続権がなくなる。②と③は、政府が正式な婚姻として認めていないので、寡婦になった場合に正式な土地相続ができないことがある。ただし、これで問題になるのは、土地証明書を発行してもらってローンを組む場合や、奨学金に応募するような場合のみである。

Cgさんは、「1969年にキボシヨで結婚し子どもが4人いた。その後、モシ(マジェンゴ)に引っ越してきた。そこには家を建てて住んでいたが、キボシヨには夫(チャガ人)のバナナとコーヒー園があった。しかし夫が亡くなると、モシの家や財産を全て親族に奪われ、殺されるかもしれないと思い、チェケレニ村に逃げてきた。甥が助けてくれた」と言っている。その後、1981年にベナ人の男性と再婚し、ウジャマー村で自分名義の土地を取得している。

Ciさんは、子どもがあるなしに関わらず、「キボシヨ(チャガ人の場合)では……女性は決して土地を所有しなかった。もし寡婦になったら、土地は取り上げられてしまう」と言う。

Bbさんは、「チャガ人の場合は、もし夫が亡くなると、第二夫人は追い出されるかもしれない。自分の知り合いのチャガの女性の場合、子どもを産む前に、夫が亡くなってしまった。ダルエスサラームに家があり、そこに住んでいたが、夫が亡くなったら、彼女はそこを追い出された。今、彼女はロンボにいる。もし女性が結婚して、夫が亡くなったら、夫の他の妻が女性を追い出すかもしれない。法廷では、第二夫人とその子どもの権利も認めている。若い第二夫人のほうが多く相続することもある。女性は、父親から相続した場合でも、自分名義にしておくべきである。そうしないと、あとで土地権を失うことになるかもしれない。もし母親が亡くなったら、子どもも追い出されるかもしれない」と言う。

LMIS内においては、子どもがいない寡婦が財産を全て奪われたという事例を聞くことはなかったが、全くないとは言いきれない。面接した中で子どもがいない女性はBbさんのみで、夫との間に子どもがいないため不安を感じている。それはBbさんの「女性は子どもがいれば家族の一員として認められる……女性が土地を取得したら必ず自分の名義にしておかないと不安だ」という表現からもうかがえる。

7.3.4 男性が自己名義の土地を所有している場合

7.3.4.1 男性が相続すべき：息子に相続させたい

家族・親族・クランの土地は、女性が継承できないし、すべきではないと考えている男性も依然として存在する。

ad 氏は、「土地は妻が相続するのではなく、息子が相続するものである。娘は結婚して、夫の土地の面倒を見る。男性が伝統を伝承する。女性も土地を相続しても良いが、男性より少なくすべき。自分は、土地を持っていたら、娘には与えない。財産は子どものためのもので、妻のためのものではない」と言い切る。

ae 氏は、「自分は一人息子である。父が亡くなった時、自分はまだ幼かったので、姉たちが耕作していた。自分が 31 歳になった時、家族はその土地を自分に与えることを決めた。父は亡くなったが、自分は一人息子なので、名義変更する必要はない。自分にも息子しかいないので息子に与える。もし妻が土地を購入したら、彼女は尊敬される。しかし、全ては、夫に所属するので、妻が土地を所有することは重要ではない。女性は土地を所有してなくても、夫がすべてを持ってくる。子どもは父親に所属する」と言う。ae 氏の場合は、父の土地をいったん姉が相続したが、それも「仮の相続」であり、自分が成人したときには、父の土地の権利を全て自分が取り戻している。

7.3.4.2 女性に相続させたい：妻や娘に相続させたい

女性の中には、夫から相続した土地を娘に相続させるという回答は、面接調査対象者には見いだせなかった。他方で、男性が自分の土地を娘に与えるという回答は存在する。男性の場合、家族・親族・クランの土地は女性が継承できないという父系制・夫方居住社会における慣習がある一方で、男性も息子ではなく、娘に土地を相続させるという行為が出現している。それは、母親が娘のためにと考えているのとは異なり、むしろ自分の面倒を見てくれる者、実際に耕作する者に土地を譲りたいという現象である。

aa 氏は、「1987 年以前に土地を購入した。LMIS の再配分で自分の名義で土地を取得した。土地は、ダルエスサラームにいる長女に与えたい。長女だけが自分をケアしてくれて、送金してくれる。しかし、孫にも与えたい。息子は自分が病気になった時に勝手に牛を 12 頭全部売ってしまったので信用できない（息子 4 人、娘 3 人）」と言う。さらに、LMIS 内ではないが、多くのチャガ人の出身地であるロンボ（キリマンジャロ州の中山間地）では、父系社会の伝統が強かったにもかかわらず、娘を呼び戻したいという現象も起きていていると言う。

cd氏は、「チャガの場合、長男が家族の土地を相続する。父の家は末子に行く。娘には何もない.....ロンボの土地は少なすぎる。しかし、今では、娘が呼び戻されている。多くの家は空き家になっているので。しかしロンボでは、娘は土地を所有できないので、単に父親と兄弟の財産の面倒を見るのみ。もし娘が既婚者で忙しければ、戻ってこないかもしれない。実際に、娘は戻ってこないことが多い。もし娘が貧乏だったら、戻ってくるかもしれない。もし遠くに住んでいたら、戻ってくるのを拒否するだろう。娘が相続してもその家族のためになるので良いのではないか」と言う。男子均分相続により中間山地の土地が細分化されたことや、経済的機会を求めて男性が転出してしまったことによる現象であると考えられる。

7.3.4.3 男女ともに相続すべき

土地は、娘と息子の両方に譲りたいと考えている男性もいる。特に、クランの土地ではなく、入植地で得た土地や、購入した土地に関しては、娘に与えても良いと考えている。また、男女平等であるべき、子どもは平等であるべきと言うジェンダー観を述べる男性もいる。

ah氏は、「父の土地を母から（生前）贈与された（60m）。マラング地域（チャガ）の習慣では、父の土地は息子が相続する。あとで購入した土地は、娘も相続できる。女性にも権利がある。娘しかいなければ、もちろん娘に与える。同じくらい与えるべきだと思う。みんな家族のメンバーなのだから。自分の父の土地は、「家族の土地」なので、自分の子どもがローテーションで利用する。自分は自分の土地を娘にも与える。（息子2人、娘1人）」と言う。この場合の、「家族の土地」は、約3世代の家族と言う意味である。

ca氏は、「妻は亡くなった（2012年）。自分は大工をしている。自分名義の土地を所有。土地（従前地）はLMIS対象地内に所有していなかったが、土地再配分の時、土地配分委員会のメンバーだったので取得できた。娘と息子に平等に財産を相続させる。（7人息子、7人娘）」と言う。

cd氏は、「自分名義の土地を所有。その半分はウジャマーで取得、半分は購入。チャガの場合、長男が「家族の土地」を相続する。父の家は末子に行く。娘には何もない。しかし今は、男性がいろいろな土地を所有していれば、女性も土地を入手できる。自分は、土地を息子と娘に相続させる。子どもは平等だ。（息子3人、娘3人）」と言う。

ba氏は、「自分名義で土地を所有。父はプロジェクト以前にウルから移住してきた。父から土地を相続した。自分の妻は土地を所有していないが、女性も土地を相続するべき。子どもは同じ権利がある。教育が重要。自分の財産は子どもに平等に与える。女性が土地を所

有すれば、収入と安全が保障できる。男女ともに平等の相続権がある。(息子3人、娘2人)」と言う。

7.3.5 新たな選択と行動 — 遺言を作成するという行為の出現

LMIS では、拡大家族から核家族への移行が見られ、それを村落評議会やブロック会議などの公的な場のみならず、伝統的なクランの会議も承認するようになるという現象が起きている。

前述の Af さんの場合、「夫が亡くなり土地を相続した。夫が亡くなった時、夫の弟がやってきて、夫の土地を奪おうとした。しかし、夫のクランと村落評議会の判断で、自分の長女に与えることに決まった」と言う。夫の弟にとっては、「夫の土地」(兄の土地)は、拡大家族の土地であると考えているので、当然自分に権利があると考えている。しかし、すでに 1991 年には村落評議委員会が、土地は(核)家族内で相続すべきという決定をしている。

Aj さんの場合も、「私の父は、1983 年に亡くなった。私は当時 9 歳だった。妹が一人いる。母は、その時、既に父と別居していた。私たちは幼くて稲作をすることができなかったので、父の兄弟の息子が選ばれて、耕作することになった。彼は保護者のような立場だった。モシ市に住む親族の長老長がそのように決めた。しかし、その後 6 年間、その息子は自分たちに何もくれなかった。さらに土地を違法に自分のものにしようとした。そこで、自分と妹と母親は、その土地を返却してほしいと頼んだ。1993 年にブロック会議が開かれて、ブロック議長(当時は水利組合の議長)が、その土地を返却するように決定した。議長は、『自分たちはその息子のことを知らない、その土地は彼女の父親のものだった、したがって土地は娘が相続するべきである。家族(世帯)外の者が相続するべきではない』と言った」ということである。Af さんのケースと同様に、ここでも 1993 年にはブロック議長が、土地は(核)家族内で相続すべきという決定をしている。

さらに、そのような公的な承認を確実なものとして、親族や家族内でのコンフリクトを避けるために、遺言を作成して残すという行為が出現している。

ba 氏は、「父はプロジェクト以前にウルから移住してきた。父から土地を相続した。ウルの慣習では、もし遺書がなければ、クランが長老を選んで慣習に基づいて遺産を配分する。もし遺書があれば、一人がその遺書を監督する。息子が土地と家を相続する。父親に近い者が多くを相続する」と言う。このように、クランや親族、拡大家族などからの介入が現在に至っても続いている場合は、遺書を残して誰に相続させたいのかを明確にしておきた

いという関心が出現するようになってきたと考えられる。Bcさんは、「自分は娘たちのために遺書を書くつもりだ。そうしないと、悪い長男と次男が、娘たちから土地を奪ってしまうかもしれない」と言っている。af氏は、土地を所有していないが、もし所有していたら、「自分は、子どもに平等に相続させる。法律では、遺書を書くように言っている。そうすれば平等に分けられる。自分は耕作地は所有していないが、宅地は購入して家も建てた」と言う。Baさんは、「夫のpareの習慣では、息子は母親が父親の財産を所有するのが好まない。父の遺書があっても、息子は母親に父親の財産を渡すことに同意しない。遺言がないと寡婦は何も相続できないが、あれば相続できる」とも言っている。

遺書のコピーは入手できなかったが、1988年に夫が亡くなった時、妻に遺書を残したケースがある。マボギニに住む女性の夫が、病気で亡くなることを予知し、亡くなる半年前に遺書を書いたということである。女性は第2夫人で、当時10人の子どもを残された。第2夫人の息子も彼女が育てていたが、夫が亡くなった時16歳だったその息子は、彼女と他の子どもを追い出そうとした。一部の土地は既にその息子が勝手に売却してしまい、取り戻すことはできなかった。家にあった遺書（スーツケースにしまっていた）や家畜、モミ、家財道具（ミシンなど）もその息子に盗まれてしまったが、村役場に遺書のコピーがあり、そのおかげで自分と自分の娘や他の息子が土地や家屋を相続することができたと言う。「夫の遺書が村役場にあることを知っていたし、隣人が証人になっていたので、勇気をもって村役場に行った。しかし、遅すぎて、売却されてしまった土地は取り戻すことはできなかった」「遺書には、財産を売ってはいけないと書いてあった。もし夫が亡くなったら、自分は再婚しても良いとも書いてあった」と言う。夫は生前からその息子が問題を起こしていたので、財産争いが起きないように遺書を書いておいたということである。

マボギニ村に住んでいた女性（ママT）の場合は、2002年4月に遺書を作成し、2013年8月に高齢のため亡くなったが、没後3日目に親族が会合を開き、その遺書を公開した。彼女は、ラウヤカティに約11.2プロットの圃場を自己名義で所有していた。その他にもマボギニ村に宅地、自宅、貸家を所有していた。一人息子と、3人の娘がいる。三女が離婚して子連れで戻ってきたとき、長男の嫁ともめたので、彼女のために別の宅地を購入して与えた。長男は、既にラウヤカティの圃場に5.6プロットの耕地を相続していたが、娘たちと仲が悪かったので、自分が亡くなった後のことを心配して遺書を書いたということである。遺書には、娘や孫にも遺産を分配するようにと書いてあり、どの土地や家屋が誰のものになるか、詳細に記されていた。長男は全てを独占にしようと考えていたので、遺書の内容に不満だったが、親族や隣人の立会いの下で遺書が開封されたため反対することができなかった。2014年1月現在、この遺書の内容は守られているということだった。この遺書には、本人の母印および証人の署名はあるが、村役場や民事裁判所などの関係者の署名は記されていない。（図7.2a, 図7.2b）

S. L. P. [redacted]
MOSHI.

14.4.2002

YAH: MAANDIKO RASMI YA MGAWANYO WA MALI ZANGU.

gichwa cha habari hapo juu cha husika. Mimi m wanaamina mbati mzava
([redacted]) ninatamka na ninaweka kumbukumbu kwa maandishi ya kuwa
nitakapokwenda mbele ya haki nyumba yangu ikabidhiwe wafuatao;-

- (i) vyumba viwili vya nyumba kubwa apewe mtoto wangu [redacted].
- (ii) vyumba viwili vya nyumba kubwa apewe mtoto wangu [redacted].
- (iii) chumba kimoja, kabati la nguo, makochi [redacted] apewe
mjuukuu wangu [redacted].
- (iv) Block ya tatu, mita sabini apewe mjukuu wangu [redacted].
- (v) Block ya nne, maboda mawili na mita themanini ni ya mwangugu
[redacted].
- (vi) Hekala moja rau ya kati ni ya [redacted].
- (vii) vyumba viwili vya nje ni vya kupangisha kwa ajili ya kulipia
maji na umeme.
- (viii) viwili vilivyobaki ni stoo.

Mali nyingine zote zigawanywe mtakavyopenda. Ninamaliza kwa kuomba
utafatibu huu ufuatwe.

Ni mimi



Ninakabidhi mali hizi mbele ya mashahidi wafuatao;-

- (i) [redacted]
- (ii) [redacted]
- (iii) [redacted]

図 7.2a マボギニ村の女性が作成した遺言書 (2002年、スワヒリ語)

注) マボギニ村の女性(ママ T)が2002年に作成し、証人と長男が保管していた。
ママ Tは、2013年8月に亡くなった。次女の Ms. Tの許可を得て掲載。

出典: 現地調査。

ママ T (仮称)
P.O. Box XXX
モシ市
2002 年 4 月 14 日

件： 財残分与に関する文書による私の遺言書

上記の件に関して、私(ママ T.)は、私が亡くなった時には、私の家が以下のように分与されることを宣言する。

- i. 私の母屋の 2 部屋は娘の Ms. C(長女)に分与する。
- ii. 私の母屋の 2 部屋は娘の Ms.T(次女)に分与する。
- iii. 私の母屋の 1 部屋、食器棚、タンス、ソファーセットは、孫娘の H(長男の娘)に分与する。
- iv. RS1-3 の 70m の耕作地は、孫息子の AZ(三女の息子)に分与する。
- v. RS1-4 の 2.8 プロットは、Mr. M(長男)に分与する。
- vi. ラウヤカティの 1 エーカーは、娘の Ms. C(長女)に分与する。
- vii. 敷地の後ろの家の 2 部屋は賃貸にし、賃料で母屋の電気代を払うこと。
- viii. 敷地の後ろの家の残りの部屋は倉庫にすること。

他の残りの私の財産は、自由に分配して良い。

上記のことが実施されるように要求して、この遺書を終了する。

ママ T の母印

私はこの遺書を以下の証人に渡す。

- i. ママ A. (署名)
- ii. Mr. MM
- iii. Mr. SS

図 7.2 a マボギニ村の女性が作成した遺言書 (日本語訳)

KIJJI CHA CHEKERENI,
S.I.P. [REDACTED]
MOSHI.

KWENDA:
KWA WATOTO WANGU
WOTE NILIOWAZAA.

1. [REDACTED]
2. [REDACTED]
3. [REDACTED]
4. [REDACTED]
5. [REDACTED]

**YAH: KUGAWA MALI ZANGU KWA WATOTO WANGU NILIOWAZAA
WALIOTAJWA MAPO JUU.**

Mimi [REDACTED] a nikiwa na akili zangu timamu bila kulazimishwa au kushawishiwa na mtu ye yote nimeamua kugawa mali zangu, ikiwa ni boda 1½ (Boda moja na nusu).

Ikiwa:

- (1) [REDACTED]
 - (2) [REDACTED]
 - (3) [REDACTED]
 - (4) [REDACTED]
- Boda

no. 414 R.S - 4 - 1

no. 414 R.S - 4 - 1

no. 414 R.S - 4 - 1

no. 414 R.S - 4 - 1

15 litamilikiwa na Piusi Pauli.

ILANI: Pia natamka kwamba mali hizo nilizogawa ni marufuku kwa yeyote yule niliyemgawia mali hizo kuuzwa kwa mtu yeyote yule. Na ni marufuku kumubagua mtu yeyote yule niliyemgawia, na endapo kama kuna mtu ambaye hakuridhika na mgao huu anichukuliye hatua, ikiwa bado niko hai na isizidi siku 30 toka apate Mkataba huu. X

Natamka hili, ninalitarka mbele ya Viongozi wafuatao,

1. Mtendaji wa kijiji Chekereni - Sahihi [Signature]
2. Mwenyekiti wa kijiji Chekereni - Sahihi [Signature]
3. Katibu wa baraza la Ardhi - Kata Mabogini - Sahihi [Signature]
4. Mimi Afisa Mtendaji Kata Mabogini, Nathibitisha tamko hili kutoka kwa Mhusika mwenyewe [Signature]

- Sahibi yangu [Signature]
6. KARANI WA MAHAKAMA - JOSHUA MESHKO [Signature]
Nathibitisha kwamba tamko hili linetamkwa mbele yangu S.M. Tilya

HAKIMU MAHAKAMA YA MWANZO MABOGINI.



図7.3a チェケレニ村の女性が作成した遺言書 (2009年、スワヒリ語)

注) 本人 (Ms. YY) の許可を得て掲載。本人は2014年1月現在健在。

出典: 現地調査。

Ms. YY (仮称)
チェケレニ村
P.O. Box XXXX
モシ市

私の子どもたちへ

1. A(次女)
2. B(三女)
3. C(次男)
4. D(長男)
5. E(三男)

**件：自分の財産の子どもへの配分について
上記の子どもたちへ**

私、Ms YYは、鮮明な頭と誰にも影響されず、自分の1.5プロットの土地を次のように配分することを決定した。

- 1) Aには、プロットRS 4-1:414の25m
- 2) Bには、プロットRS 4-1:414の25m
- 3) Cには、プロット RS 4-1:414の25m
- 4) Dには、プロットRS 4-1:414の25m
- Eには、プロットRS 4-1:415の50mを与える。

注意：本日、私が分与したこれらの財産は、分与された者により、他の誰にも売却されてはならない。さらに、分与される者が差別されてはならない。もしこの分与に満足しない者は、私の生存中、しかも本日より30日以内に私に申し立てないといけない。

Ms. YYの親指の母印

この文書は以下のリーダーのもとで宣言された。

1. チェケレニ村 事務官 署名……………
2. チェケレニ村 村長 署名……………
3. マボギニ・ワード委員会 事務局長 署名……………
4. 私、マボギニ・ワード委員会事務局長は、Ms.YYの宣言の証人である。

署名と印鑑(2009年1月15日)

署名と母印

民事裁判所書記 ジョシュア・メシコ

署名……………

署名……………

マボギニ民事裁判所裁判官

(捺印 2009年1月21日)

図7.3b チェケレニ村の女性が作成した遺言書 (日本語訳)

チェケレニ村には、2009年1月に生前贈与のために正式な遺書を書いた女性がいる(Ms.YY)。2014年1月現在約80歳でキボショ生まれのチャガ人である。彼女は、チェケレニのRS4-1ブロックに1.5プロットの自己名義の圃場を所有していた。息子2人(長男と次男)がその圃場の所有権を要求したので、娘にも相続させたいと考え、遺言書を作成することにした。娘のうち2人は、シングル・マザーで困窮している。もし、遺言書を書かなければ、問題を良く起こす息子2人が土地を独占してしまうと考えた。また、長男が三男に危害を加えようと企てたこともあった。遺言書には、RS4-1:414の圃場を4分割して、2人の娘と2人の息子に25mずつ、RS4-1:415の50mの圃場は三男に譲渡すると書かれている。本人は三男(末息子)と一緒に住みたかったので、他の息子より大きな土地を与えた。証人として、チェケレニ村事務官、チェケレニ村長、マボギニ・ワード委員会事務局長、民事裁判所書記の署名と捺印があり、マボギニ民事裁判所裁判官の捺印も押されている(図7.3a、図7.3b)。前述のママTの遺言書より、はるかに公式な内容となっている。

彼女は、「もし自分が亡くなったら、子どもが土地所有について争うと考えたので、遺書を書くことにした。また、正式な書類にしておくほうが、安全だと思った。もとウジャマー村長が、遺書を書くように勧めてくれた。彼は、ウジャマー村の土地登録簿の名義を変更するだけでは十分ではないと言った。長男は問題を起こしていた。彼は土地を独り占めしたかったので、もし自分が遺書を書かなければ、長男が土地を売却してしまうのではないかと思った。自分は、1.5プロットの土地を、子どもに平等に土地を分けたかった。しかし、末息子は一緒に住むので大きい土地を与えた。他の人々は、自分が遺書を作ったことをほめてくれた。誰も非難しなかった。他人のことはわからないが、自分の家族のことはわかる。自分名義の土地なので、クランの会合は必要ないが、クランを呼んで説明し、伝統的な儀式をしてクランにも子ども達にも合意してもらった。自分でしたことに対して、満足している。自分は正しいことをしたとっていて幸せである」と言っている。シングル・マザーで困窮している娘2人も正式な遺書にすることに積極的に関与したということである。彼女たちは、ラジオ番組で正式な遺書にすることに効力があるということを知っていたので、そうしたかったということだった。(2014年1月22日の面接調査より)。

このように遺書が効力を持つためには、隣人、親族、村役場の関係者など、慣習的な決定権を有している、あるいは影響力があると考えられる地域コミュニティ関係者の社会的認知が必要である。社会的認知が効力を持たなければ、司法の権威がほとんど及ばない村落においては、書面の遺書があっても効力を発揮することはできない。また経時的に遺言書の内容が、より公式な形式を採用するようになってきており、村役場や村落民事裁判所なども巻き込むことが、より遺言書の効力が高まると考える女性が出現している。

7.4 調査結果のまとめと検証

本章では、「農村女性が、土地（耕作地）の自己名義登録をすれば、土地の管理権（営農権、収益権、処分権）を有することができる（仮説 3）」および「地域コミュニティは、慣習法にもとづき、女性の土地（耕作地）の所有権を認めない（仮説 4）」を検証した。

まず、仮説 3 に関する検証を行うために、農村女性にとっての土地の所有権と管理権、および特に相続に注目した分析をおこなった結果、以下のようなことがわかった。

第一に、女性の土地所有者には、土地を自己名義にしている者と、自己名義を有していない者がいることがわかった。しかし、両者ともに自分は所有者であると認識しており、地域社会もそのように認知している。自己名義の土地を所有している女性の場合は、自己名義を有していない所有者の女性より、管理権（営農権、収益権、処分権）が伴う傾向があるものの、必ずしも全ての管理権（営農権、収益権、処分権）が保障されるわけではない。自己名義の土地を所有している女性の場合でも、自己名義になった条件（自分で開拓して割譲、LMIS 土地再配分で自己名義登録をした場合など）、および婚姻関係などにより、どの管理権を有しているのかが異なる。他方で、所有者であっても自己名義にしているという女性は、社会的に所有者であると認知されているので十分であると考えているような場合や、家族関係がうまく行っていると考えている場合などである。そのような場合は、あえて名義変更をする必要がないと考えており、処分権はなくても、継続的な営農権があり、収益権も保証されていることが「価値あると思う」こととして選択されている。

第二に、慣習や伝統的な考え方に沿うことが妻・母としての役割として価値あることであると考えられる場合には、自己名義の土地であっても、女性は次世代で男性（息子）に相続させるという選択を行う（約 3 割）。女性が自己名義の土地を所有していても、男性同士（夫と息子）が慣習的な結託関係（土地は家族の財産であり男性が引き継ぐものであるという言説のもとに男性同士の利害が一致し協力関係にあるような状態）にある場合は、相続に関する決定権は限定的になる。さらに、女性もそのような関係に取り込まれるため、女性（妻）が相続しても、次世代ではまた男性（息子）の所有に逆戻りする。さらに、夫が購入して便宜上、妻の名義にした場合には、女性に収益権や処分権が伴わないことがある。

第三に、土地を所有していると認識しているが、夫から土地を相続した場合は、女性は自己名義登録をしていない。既に家族や親族あるいは慣習で誰が（往々にして息子）が相続することが決められており、そのような伝統に従うことが自分にとって価値があることであると考えている場合や、息子が成長して相続するまで、あるいは自分が生存している間の「仮の相続」「仲継ぎ的承継」の場合が相当する。そのような場合は、あえて独自の処分

権を行使するという選択をしようとはしない。女性にとっては「仮の相続」という機能を受け入れることが妻・母としての「価値のあると思う」選択となっている。そのような場合は、自己選択していると「錯覚」しているのかもしれないが、むしろ、女性はリスクを避け、「継続的な営農権・収益権」と「処分権」のあいだの合理的選択をおこなっており、自分にとって「価値あると思う」ことである前者を優先させていると解釈することもできる。

第四に、他方で、夫から相続した土地であっても、自己名義に変更し、管理権を強くしたいと考えている女性もいる。しかし、そうすることによる息子や家族との軋轢や不必要な不信感の想起というリスク（あるいは制約条件）を天秤にかけると、あえて名義変更はせずに、継続的な耕作権と収益権が保持されればよいという選択をする。全ての管理権を伴う自己名義の土地権を確保することのほうが、女性にとってより安全で継続的な暮らしを確実に保障することにつながると考えているものの、土地登録に関わる事務的な手続きの煩雑さや、リスクを引き起こして予期しない逆の結果を招く可能性を考慮すると、踏み出せないという状況がある。「価値あると思う」ことを表出し、行為に変換していく実現可能性が低い場合があることもわかった。

予期しない婚姻関係の破たんや家族関係の悪化に備えて、土地を自己名義にしておくことは女性のより安定した継続的な暮らしを保障するために価値のあることであるが、名義を取得するのみでは、すべての管理権（営農権、収益権、処分権）が保証されるわけではない。女性にとっては継続的な営農権と収益権が「価値あると思う」ことであり、これらが保障されるためには処分権を放棄するという選択もおこなう。さらに、婚姻関係にともなうリスクを軽減するために、土地を自己名義にし、処分権を含む管理権を取得することが「価値あると思う」こととして選択される場合には、遺言書を作成するなどの、公的承認との協同関係を選択するという行為が出現している。女性は、家族・婚姻関係、固有の状況、ジェンダー関係、事柄の多義性などの関係性の中で、「価値あると思う」ことを選択し実現可能性を高めようとしている。

以上の分析から、「農村女性が、土地（耕作地）の自己名義登録をすれば、土地の管理権（営農権、収益権、処分権）を有することができる（仮説 3）」は、ローアモシ灌漑地区における実証分析からは立証できなかった。

次に、「地域コミュニティは、慣習法にもとづき女性の土地（耕作地）の所有権を認めない（仮説 4）」を検証した。

土地相続に関する分析の結果から、女性が「価値あると思う」ことを選択し、実現可能性を高めるような社会関係に変化が見られた。女性を取り巻く地域社会は、必ずしも男子

優先の慣習法に基づき、女性の土地権を全面的に否定するわけではなく、社会的承認や公的行為を通じ、女性の土地権の拡大に向けた相互的な協同関係を構築していることがわかった。分析の結果は以下の通りである。

第一に、男女ともに、息子に土地を相続させるという回答が、娘に相続させるという回答の約 2 倍、得られた。したがって、依然として男子相続が優先されているが、同時に娘にも相続させるという新しい現象も発現していることがわかった。さらに、男女それぞれの約半数が、娘と息子の両方に平等に、あるいは面積などには差異をつけつつも、両方に相続させたいと回答している。その理由は、経済的理由、老後のケア、ジェンダー平等にしたいなど多様であるが、婚姻関係や家族関係、ジェンダーに対する考え方などが変化しており、それらが女性でも土地を相続しても良いという選択を許容しつつあることがわかった。

第二に、上記のような、女性にも土地を相続させるという選択を、地域社会（村落評議会、LOMIA のブロック会議など）が、クランや親族の意向に反して（あるいは沿っている場合もある）、公的に承認し支持するという事象が発現していることがわかった。地域社会も村人で構成されているため、自分自身の家族関係に引き付けて考えた場合、女性（妻や娘）が相続するという選択を支持するようになってきている。したがって、慣習法に基づくジェンダー規範は、必ずしも女性に対して全面的に否定的ではなく、女性が「価値あると思う」ことを選択し、実現可能性を高めることを容易にしつつあることがわかった。

第三に、土地相続を確実なものにするために、書面による遺書を残すという行為が、男性のみならず女性にも選択されるようになった。このような選択の背景には、以下のような「価値あると思う」ことへの変化がある。1) 従来の口頭での遺言のみでは効力が不確かであり、自分の没後に内容を勝手に解釈され変更される可能性がある。2) 家族のなかで問題のある者（往々にして息子、複数の妻、等）が、土地相続を独占しようとして、家族のなかに生命の危険やコンフリクトが生じることを避けたい。3) 文書による遺言書が存在しない場合、慣習により男子相続になるため、男性（息子）のみが相続することになるが、女性（妻や娘）にも相続させることを確実にしておきたい。4) 婚姻関係によるリスクが高いため、離婚・別居して戻ってきた娘やシングル・マザーで困窮している娘の生計を支えるために土地を譲渡したい。5) 自分の兄弟姉妹や親族より直系の核家族に対して土地を相続させたい。

以前はクランのメンバーなどに口頭で伝える遺言が慣習的な拘束力を有していたが、書面の遺言書を作成する事象が発現している。ローアモシ灌漑地区で、2009 年に女性の土地所有者が作成した書面の遺言書は、息子と娘に土地を相続させると記されており、証人

(witness) として村長や民事裁判官の署名があり、地域コミュニティにより公的に承認されたものである。遺言書は生前贈与としても使用されるため、書面の遺言書を作成するという新たな選択は、女性が土地所有に関して「価値あると思う」ことを選択肢の幅を拡大する装置として機能している。

以上の分析結果から、「地域コミュニティは、慣習法にもとづき、女性の土地（耕作地）の所有権を認めない（仮説 4）」は、ローアモシ灌漑地区における実証分析においては立証できなかった。

したがって、本章における実証調査に基づく分析においては、仮説 3 と仮説 4 は立証できなかった。

第8章 結論

8.1 本研究の成果

本研究の成果として、4つの仮説の検証の結果、および仮説の検証を通じて得られた本研究の結論は以下の通りである。

8.1.1 仮説の検証

農村の人々がより良い暮らしを実現することは可能か。本研究はこの命題を掲げ、タンザニア国キリマンジャロ州ローアモシ灌漑地区において、農村女性が土地権にかかわり、何が「価値あると思う」ことであり、それをどのように選択するのか、その過程とはどのようなものか、どのように「価値あると思う」ことの実現可能性を高めるのかを明らかにすることを目的とした。そのために、ローアモシ灌漑地区における実証調査を通じて、以下のような4つの仮説の検証をおこなった。

(1) 政府の開発事業による土地再配分がおこなわれると、農村女性は土地（耕作地）の慣習的耕作権および所有権を剥奪される（仮説1）。

既往研究では、政府（国家）主導による大規模灌漑計画が実施され、土地再配分がおこなわれる場合には、女性は慣習的な土地の耕作権および所有権を剥奪され、従属的な立場におかれるようになるという論証が繰り返されてきた。本実証調査を通じて以下のようなことがわかった。

第一に、土地（耕作地）は世帯主（男性）に配分するものであるという価値観が地域社会において支配的であったとしても、耕作可能地がある場合は、労働（耕作）をする者に土地が再配分される機会が生じ、労働の対価として女性に土地が再配分されることへの制約は少ない。つまり、慣行的土耕作権・所有権に関しては、耕作している女性にも政府による土地配分がおこなわれる。

第二に、大規模灌漑開発事業により耕作地の再配分が行われる場合には、従前地において慣習的耕作権・所有権を有していた女性はその耕作権・所有権を剥奪され、経済的・社会的に地位が低下するという分析が既往研究でおこなわれてきたが、本研究を通じて、政府あるいは国際援助機関による灌漑開発事業における土地（耕作地）の再配分に際して、女性は完全に慣習的耕作権や所有権を失ったり、地位が低下するわけではないことがわか

った。

第三に、タンザニアの土地法（1999）および村土地法（1999）における厳密な意味では、農民が有しているのは占有権ではあるものの、土地再配分に伴う土地登録がおこなわれる場合には、女性が再配分に関わることが可能であり、土地権は以前より確実な公的な所有権に変換されるということわかった。これは、女性が自己名義で土地所有を行い、それが公的に認知されるからである。

第四に、農村女性が土地再配分的意思決定にかかわる公的地位（村落の土地配分委員会など）に就く場合には、女性への土地再配分が促進されるということがわかった。つまり、土地配分委員会に女性のリーダーや委員が含まれている場合には、新たな入植者や土地配分を希望する女性に対して支援体制が生まれるということがわかった。

これらの分析結果をまとめると、1987年のローアモシ灌漑地区（LMIS）事業による土地再配分においては、女性が従来有していた慣習的な土地耕作権・所有権は、ほぼそのまま女性名義で再登録されたと考えられる。特に、もとウジャマー村だった地区においては、1970年代から女性が自己名義で土地登録をおこなっており、それを継承する形で、1987年のLMIS土地再配分に際して、全体の約4分の1の土地が女性名義で登録された。しかし、従前地の面積の極端な減少や公正でない配分もあり、苦情申し立てがおこなわれたが、従前地に見合う土地を再配分されなかった特定の女性はマイナスの影響を受けた。しかし、これは特に女性のみ起きた現象ではなく、社会的に不利な状況におかれていた男性にも同様に起きた現象だった。さらに地区によっては、女性リーダーの働きかけにより、農民が自発的に土地委員会を設置し、17年かけて農民の苦情処理および地権交換などの調整をおこなう事象も発現したことがわかった。

したがって、「政府の開発事業による土地再配分がおこなわれると、農村女性は土地（耕作地）の慣習的耕作権および所有権を剥奪される（仮説1）」は、ローアモシ灌漑地区の場合については立証できなかった。一方で、それと反する状況を可能にする環境（enabling environment）として、本研究における分析から、以下のような要件が帰納的に抽出できた。

- 1) 農民が慣習的土地所有権を有しており、住民間では圃場の境界線についての了解が存在している場合（土地権が認識されている場合）。
- 2) 夫婦で別々に事前登録するほうが有利だと考え、男女それぞれに登録することができる制度や仕組みがある場合。
- 3) ウジャマー村に個別に登録していた夫婦、個別に登録していた寡婦、シングル・マザーなどが、そのまま個別に事前登録をおこなうことができる場合。
- 4) 従前地で隣同士だった者は土地再配分においても隣同士にするよう配慮する場合

(農民は土地を奪われにくい)。

- 5) 土地所有を証明する何らかの文書が発行される場合 (住民は土地登記料を支払い、領収証を受け取った。その後も水利費の領収証を土地証明書代わりにしてきたので、土地権が奪われにくかった)。
- 6) 自発的に土地再配分調整委員会を設置して独自に解決しようとする場合 (従前地に見合った土地を再配分されず苦情申し立てができなかった農民もいたが、自発的に委員会を立ち上げた地区では女性の土地権も回復できた)。
- 7) 土地委員会に女性の委員長や役員が任命される場合 (女性が土地を取得できるように支援しあうポジティブな効果があった)。
- 8) 慣習的土地耕作権が、慣習的土地所有権に転換されることにより、農民女性が土地所有者として公的に承認されるようになる場合。
- 9) 女性自身が土地を所有することを自己の生存、子どもの養育などのための機会と捉え、積極的に土地取得を「価値あると思う」こととして選択しようとする場合。

以上のような選択が組み合わされて採用されることにより、土地再配分に際して女性が従前の慣習的土地耕作権および所有権を完全に剥奪されることはないと考えられる。

(2) 土地権の近代化を進めると、農村女性の土地 (耕作地) の所有権は経時的に失われる (仮説 2)。

既往研究では、土地権の近代化にともない土地権が確定され、土地からの収益が増加するようになると女性の土地権が剥奪されるようになるという論証が支持されてきた。つまり、土地登記によるメリットが認識されるようになると男性が土地権を独占し女性は土地権を失うとされてきた。しかし、本研究の分析を通じて、以下のようなことがわかった。

第一に、ローアモシ灌漑開発地区 (LMIS) において、データに基づく土地所有者と所有面積についての分析を行った結果、LMIS 全体では、女性の土地の所有者は、男性より零細・小規模所有者 (2 プロット以下) に偏在しており、零細・小規模土地所有者の女性の一人当たり所有面積は、男性より小さいことが判明した (約 25%)。女性の零細・小規模所有者は、女性土地所有者の 82% にも相当するが、男女合わせた全体の 10% の土地しか所有していない。これは、零細および小規模所有者をあわせた男性 (74%) が全体面積に占める割合 (34%) より、かなり低い数値である。さらに、女性の土地所有者が占める割合は、地区およびブロックごとに異なり、上流のアップパー・マボギニ地区と下流のチェケレニ地区に多いということがわかった。

第二に、上流、中流、下流の 3 ブロックを選定しておこなった事例分析において、1987

年から 2013 年の経時的変化を見ると、どのブロックにおいても女性の土地所有者数および所有面積が増加していることがわかった。特にローア・マボギニ（中流）においては、2013 年には、男性より女性の土地所有者数のほうが多くなった。さらに、男性の平均土地所有面積が減少しているのに反し、女性のそれは増加している。これらの結果は、3 ブロック全てにおいて、女性が過去 26 年間の間に、男性と比べて相対的に農業に関わるようになってきている可能性を示している。特に、二期作をおこない収益が高いと考えられるアッパー・マボギニ（上流）においても女性の土地所有者が増加している。したがって、土地権の近代化にともない、土地からの収益が上がるようになると土地登記によるメリットが認識されるようになり、女性の土地権が剥奪されるようになるという論説は、LMIS の場合には当てはまらない。

第三に、同 3 ブロックにおいて、女性の土地所有権の取得手段について分析した結果、夫が亡くなると妻が土地を相続する割合が、人数・面積ともに最多で、父から息子への相続より多いことが判明した。これは、父系制・夫方居住社会での相続の通念に反した現象である。さらに、面積としては、父から息子への相続のほうが、父から娘への相続より多いが、その差は僅かであり、その人数もほぼ同じであった。反対に、母親から息子への相続は、母から娘への相続より、人数・面積ともに多いことが判明した。つまり、女性が土地を取得した場合、必ずしも女性（娘）に相続させるわけではなく、次の世代でまた男性（息子）が相続するという逆転現象が起きるということもわかった。したがって、女性の土地所有は、長期的には増加するが、短期的には直線的に増加するのではなく、ある程度の増減を繰り返すのではないかと推察される。

第四に、土地購入に関しては、男性と同様に女性も自己資金で、かつ自己名義で土地購入をしていることがわかった。男性による土地購入面積の合計は、女性のそれより多いが、一人当たり購入面積は、女性のほうが男性より大きいことがわかった。

したがって、「土地権の近代化を進めると、農村女性の土地（耕作地）の所有権は経時的に失われる（仮説 2）」は、ローアモシ灌漑地区（LMIS）の実証調査からは立証できなかった。LMIS においては、土地権および農業の近代化に伴い、逆に男性から女性の土地所有への転換が徐々に生じている。過去 26 年間について見れば、女性の土地所有は継続的に増加してきた。その背景には、女性の土地の相続、贈与、購入を通じた所有権に対する考え方が不変的（static）ではなく、社会的に認知されるようになってきていることが要因としてあるのではないかと推察される

さらに、女性の土地権の拡大の背後には、女性が土地所有を「価値あると思う」こととして捉えていることがあると考えられる。既往研究では、女性のより良い暮らしに対して

大きな影響を及ぼすのは、所有権（土地や財産）を持つこと、独立した収入を得ること、雇用の機会を得ること、教育を受け文字が読めるようになること、世帯の内外において意思決定権を持つことなどの能力を女性が持つことであることであると論証されてきた（セン 2004:218）。しかし、これらの能力は相互に関連しており、土地や財産を所有することは、女性が世帯内外での決定をするときに、より影響力の強い立場に立つことを可能にする（セン 2004:218）。また、女性の土地所有権の獲得は、食料および農業生産、さらに地域社会および世帯内の価値観や慣習の変化をもたらすことにも繋がるということが論証されてきた（Agarwal 1994a）。

ローアモシ灌漑地区において、女性にとっての土地所有が「価値あると思う」こととして選択される背景について分析を行った結果、以下のようなことがわかった。

第一に、土地を所有することは、土地から現金収入を得る、自家消費用の食料（主にコムとメイズ）を自分および家族（他者）のために確保できること、生活の質の向上（教育、医療、家族のケア、家を建てるなど）に役に立つ、「価値あると思う」ことである。そのような家計や暮らしに関わる価値は、土地所有者の女性・男性のみならず、男女の借地人、賃金労働者にも共通して認識されている。借地人および賃金労働者の男女は、土地所有は価値があることだと捉えており、土地所有をしているほうが、借地や賃金労働より収益が多く、可能であれば資金を貯めて将来は自分の土地を購入したいと考えている。土地所有は生計が向上する価値のあることであると、土地所有者、非所有者ともに認識している。

第二に、女性にとって土地を所有することは、「安全」や「安心」、「土地を継続的に使用することができる」という保障（security）になり、特に、女性にとっては、寡婦、未婚、別居、離婚、シングル・マザーなどの婚姻制度との関係における財産分与の不安定さや、財産を失うことのリスクに備えるために「価値あると思う」ことである。また、子連れで再婚するときに、土地所有が役に立つということもある。つまり、自分の土地を所有することは、女性にとっては婚姻制度に規定される力関係や財産権のジェンダー不平等や不安定さを軽減し、暮らしていくためのリスク回避をするために「価値あると思う」ことなのである。このようなリスクを削減するために、さらに遺言を書くという行為が選択肢として出現している。このような婚姻関係に伴うリスクは、男性の土地所有者には見られない。婚姻関係が破たんしても男性が土地を失うリスクは極めて低いからである。

第三に、自己の土地を所有することに関して、女性は「幸運」「幸せ」「尊敬される」「誇りに思う」と考えている。女性にとって、土地所有は自己の尊厳や価値（アイデンティティー）にとって「価値あると思う」ことである。さらに、「自信につながる」「発言できる」「収入の使い方を決定できる」「自分で決められる」と女性は表現しており、土

地所有が自己決定権に関連していることとして認識されている。このような表現は、男性には見られない。さらに、女性にとっての土地所有は、家族の食料を調達する「母親役割」を果たすことに繋がる。なかには、「母親としての責任を果たしたい (to be a successful mother)」という表現もあった。土地所有は、女性の自己の誇りや尊敬、自信、発言を通じて、社会関係や役割の構築につながっている。他方で、男性は、女性（妻）が土地所有していても、土地を使用・耕作することは認めるが、処分権（売買や相続など）は認めないとする考え方を有している。男性も女性土地所有者に対しては、一目置かざるを得ないが、自分の妻が土地を所有する場合には、その管理権（収益、処分など）について、自分（男性）が決定するものだと考えており、女性が「自分で決められること」（自己決定）が価値あると考えているということとは対照的である。

第四に、男性にとっての土地所有は、女性と同様に収入、生活の維持、生活の質の向上に価値があることである。一方、女性は土地を担保にしてローンを組むことには慎重であるが、男性は、土地を担保にすると銀行ローンや他の融資を受けられると考えている。さらに、男性の場合は、地元のリーダーになれる、組合の役員になれる、政治家になれるなど、社会的地位や機能を確保するための手段として、土地所有が重要だと捉えている。逆に、「土地なしの男性は差別される。土地なしだと怠け者だと思われる。しかし、土地を所有しようと努力している男性は評価される」とも述べており、男性の社会的アイデンティティにとっての土地所有を重視している。LMIS は比較的新しい入植地であり、土地が先祖伝来の財産であったり、文化的・精神的価値 (spiritual value) があるという認識はほとんどないが、「家族の土地」（男性が祖父や父親から継承したような土地）は男性が相続するべきだと考える男性は多い。

第五に、土地を所有することは、農業・灌漑組合のメンバーになる要件である。メンバーにならないと、会合や意思決定の場に参加し、意見やニーズを表出する機会は限られる。女性は灌漑施設の維持管理（掃除や草取り）や圃場での水管理においても労働を提供しているが、水利を利用する順番やタイミングなどで不利になることが多い。女性が農業の生産性を高め、収益を得るためには、タイムリーな灌漑用水を得ることが必要であり、灌漑組合の意思決定過程に参加する機会を得ることは、家族の食料の確保にかかわる女性にとっては「価値あると思う」ことである。しかし、水利が十分に利用できる上流においては、組合参加の価値が高く認識されているが、水利が利用できない下流においてはその価値は低い認識となっている。

本研究におけるこれらの分析を通じて、多様な視点から女性・男性が土地所有を「価値あると思う」こと、また、女性・男性の土地所有者の間には、土地所有に関して異なる認識があることもわかった。したがって、農村における女性の土地権が継時的に拡大してい

る背後には、農村女性が、土地権の取得を「価値あると思う」こととして捉え、選択し行動することがあると考えられる。

(3) 農村女性が、土地（耕作地）の自己名義登録をすれば、土地の管理権（営農権、収益権、処分権）を有することができる（仮説3）。

世界銀行などの国際援助機関は、「土地権の進化論」に基づき、女性が自己名義の土地を所有し公的に登録されるようになれば、女性が自由に土地を耕作し、収益を確保し、市場で売買できるようになるとし、そのような開発援助事業を実施している。果たして自己名義で土地登録することだけで、女性の土地に関わる諸権利は促進されるのだろうか。ローアモシ灌漑地区において、農村女性にとっての土地の所有権と管理権、および相続に注目した実証調査にもとづく分析をおこなった結果、以下のようなことがわかった。

第一に、女性の土地所有者には、土地を自己名義にしている者と、自己名義を有していない者がいることがわかった。しかし、両者ともに自分は所有者であると認識しており、地域社会もそのように認知している。自己名義の土地を所有している女性の場合は、自己名義を有していない所有者の女性より、管理権（営農権、収益権、処分権）が伴う傾向があるものの、必ずしも全ての管理権（営農権、収益権、処分権）が保障されるわけではない。自己名義の土地を所有している女性の場合でも、自己名義になった条件（自分で開拓して割譲、LMIS 土地再配分で自己名義登録をした場合など）、および婚姻関係などにより、どの管理権を有しているのかが異なる。他方で、所有者であっても自己名義にしているという女性は、社会的に所有者であると認知されているので十分であると考えているような場合や、家族関係がうまく行っていると考えている場合などである。そのような場合は、あえて名義変更をする必要がないと考えており、処分権はなくても、継続的な営農権があり、収益権も保証されていることが「価値あると思う」こととして選択されている。

第二に、慣習や伝統的な考え方に沿うことが妻・母としての役割として価値あることであると考えられる場合には、自己名義の土地であっても、女性は次世代で男性（息子）に相続させるという選択を行う。女性が自己名義の土地を所有していても、男性同士（夫と息子）が慣習的な結託関係（土地は家族の財産であり男性が引き継ぐものであるという言説のもとに男性同士の利害が一致し協力関係にあるような状態）にある場合は、相続に関する決定権は限定的になる。さらに、女性もそのような関係に取り込まれるため、女性（妻）が相続しても、次世代ではまた男性（息子）の所有に逆戻りする。さらに、夫が購入して便宜上、妻の名義にした場合には、女性に収益権や処分権が伴わないことがある。

第三に、土地を所有していると認識しているが、夫から土地を相続した場合は、女性は

自己名義登録をしていない。既に家族や親族あるいは慣習で誰が（往々にして息子）が相続することが決められており、そのような伝統に従うことが自分にとって価値があることであると考えている場合や、息子が成長して相続するまで、あるいは自分が生存している間の「仮の相続」「仲継ぎ的承継」の場合が相当する。そのような場合は、あえて独自の処分権を行使するという選択をしようとはしない。女性にとっては「仮の相続」という機能を受け入れることが妻・母としての「価値のあると思う」選択となっている。そのような場合は、自己選択していると「錯覚」しているのかもしれないが、むしろ、女性はリスクを避け、「継続的な営農権・収益権」と「処分権」のあいだの合理的選択をおこなっており、自分にとって「価値あると思う」ことである前者を優先させていると解釈することもできる。

第四に、他方で、夫から相続した土地であっても、自己名義に変更し、管理権を強くしたいと考えている女性もいる。しかし、そうすることによる息子や家族との軋轢や不必要な不信感の想起というリスク（あるいは制約条件）を天秤にかけると、あえて名義変更はせずに、継続的な耕作権と収益権が保持できればよいという選択をする。全ての管理権を伴う自己名義の土地権を確保することのほうが、女性にとってより安全で継続的な暮らしを確実に保障することにつながると考えているものの、土地登録に関わる事務的な手続きの煩雑さや、リスクを引き起こして予期しない逆の結果を招く可能性を考慮すると、踏み出せないという状況がある。「価値あると思う」ことを表出し、行為に変換していく実現可能性が低い場合があることもわかった。

予期しない婚姻関係の破たんや家族関係の悪化に備えて、土地を自己名義にしておくことは女性のより安定した継続的な暮らしを保障するために価値のあることであるが、名義を取得するのみでは、すべての管理権（営農権、収益権、処分権）が保証されるわけではない。女性にとっては継続的な営農権と収益権が「価値あると思う」ことであり、これらが保障されるためには処分権を放棄するという選択もおこなう。さらに、婚姻関係にともなうリスクを軽減するために、土地を自己名義にし、処分権を含む管理権を取得することが「価値あると思う」こととして選択される場合には、遺言書を作成するなどの、公的承認との協同関係を選択するという行為が出現している。女性は、家族・婚姻関係、固有の状況、ジェンダー関係、事柄の多義性などの関係性の中で、「価値あると思う」ことを選択し実現可能性を高めようとしている。

以上の分析から、「農村女性が、土地（耕作地）の自己名義登録をすれば、土地の管理権（営農権、収益権、処分権）を有することができる（仮説 3）」は、ローアモシ灌漑地区における実証分析からは立証できなかった。

(4) 地域コミュニティは、慣習法にもとづき、女性の土地（耕作地）の所有権を認めない（仮説4）。

土地相続に関する分析の結果から、女性が「価値あると思う」ことを選択し、実現可能性を高めるような社会関係に変化が見られた。女性を取り巻く地域社会は、必ずしも男子優先の慣習法に基づき、女性の土地権を全面的に否定するわけではなく、社会的承認や公的行為を通じ、女性の土地権の拡大に向けた相互的な協同関係を構築していることがわかった。分析の結果は以下の通りである。

第一に、男女ともに、息子に土地を相続させるという回答が、娘に相続させるという回答の約2倍、得られた。したがって、依然として男子相続が優先されているが、同時に娘にも相続させるという新しい現象も発現していることがわかった。さらに、男女それぞれの約半数が、娘と息子の両方に平等に、あるいは面積などには差異をつけつつも、両方に相続させたいと回答している。その理由は、経済的理由、老後のケア、ジェンダー平等にしたいなど多様であるが、婚姻関係や家族関係、ジェンダーに対する考え方などが変化しており、それらが女性でも土地を相続しても良いという選択を許容しつつあることがわかった。

第二に、上記のような、女性にも土地を相続させるという選択を、地域社会（村落評議会、LOMIAのブロック会議など）が、クランや親族の意向に反して（あるいは沿っている場合もある）、公的に承認し支持するという事象が発現していることがわかった。地域社会も村人で構成されているため、自分自身の家族関係に引き付けて考えた場合、女性（妻や娘）が相続するという選択を支持するようになってきている。したがって、慣習法に基づくジェンダー規範は、必ずしも女性に対して全面的に否定的ではなく、女性が「価値あると思う」ことを選択し、実現可能性を高めることを容易にしつつあることがわかった。

第三に、土地相続を確実なものにするために、書面による遺書を残すという行為が、男性のみならず女性にも選択されるようになった。このような選択の背景には、以下のような「価値あると思う」ことへの変化がある。1) 従来の口頭での遺言のみでは効力が不確かであり、自分の没後に内容を勝手に解釈され変更される可能性がある。2) 家族のなかで問題のある者（往々にして息子、複数の妻、等）が、土地相続を独占しようとして、家族のなかで生命の危険やコンフリクトが生じることを避けたい。3) 文書による遺言書が存在しない場合、慣習により男子相続になるため、男性（息子）のみが相続することになるが、女性（妻や娘）にも相続させることを確実にしておきたい。4) 婚姻関係によるリスクが高いため、離婚・別居して戻ってきた娘やシングル・マザーで困窮している娘の生計を支えるために土地を譲渡したい。5) 自分の兄弟姉妹や親族より直系の核家族に対して土地を相

続させたい。

以前はクランのメンバーなどに口頭で伝える遺言が慣習的な拘束力を有していたが、書面の遺言書を作成する事象が発現している。ローアモシ灌漑地区で、2009年に女性の土地所有者が作成した書面の遺言書は、息子と娘に土地を相続させると記されており、証人(witness)として村長や民事裁判官の署名があり、地域コミュニティにより公的に承認されたものである。遺言書は生前贈与としても使用されるため、書面の遺言書を作成するという新たな選択は、女性が土地所有に関して「価値あると思う」ことを選択肢の幅を拡大する装置として機能している。

以上の分析結果から、「地域コミュニティは、慣習法にもとづき、女性の土地(耕作地)の所有権を認めない(仮説4)」は、ローアモシ灌漑地区における実証分析においては立証できなかった。

8.1.2 研究の結論

本論では、タンザニアの農村における土地制度における不平等の問題の背景を考察し、農村女性が「価値あると思う」ことを選択し行動していくことの実現可能性について考察をおこなった。分析方法として、キリマンジャロ州ローアモシ灌漑地区において、主に土地(灌漑耕作地)の所有制度に注目し、土地に関わる諸権利(土地権)がどのように、女性の「価値あると思う」選択につながるのかに着目した。特に農村女性にとっての土地の使用・所有・管理の機会や、選択を高める過程やメカニズムの分析を通じて、女性は土地のどのような価値に関心があるのか、どのように女性が土地をめぐり価値あると思うことを選択し行動しようとしているのかについて考察した。土地は農村の女性および男性の双方にとって、基本的な生産のための「資源」および手段であるが、女性がどのように土地の使用・所有・管理にかかわる多様な選択の機会を選択し、暮らしの向上に結び付けようとしているのかに着目することは、より平等かつ不偏的な開発事業をどのように形成・実施していくのかという国際協力の実践的な問いに答えることでもあると考えた。

本研究における実証調査から、以下のようなことがわかった。第一に、ローアモシ灌漑地区では、政府による土地再配分に際し、農村女性は必ずしも慣習的耕作権・所有権を全面的に剥奪されたわけではなく、女性は慣習的耕作権・土地権を選択することも可能だった。特に、女性が慣習的耕作権・所有権を自己名義登録できた場合には、慣習権が公的に認知され、その後、女性は自己名義登録した土地の管理権を行使する可能性が高まった。第二に、土地権の近代化が進み土地権が確定し、土地からの収益が増加すると、男性が土地を独占するようになり、女性の土地権が剥奪されるという仮説に反して、過去26年間に

女性の土地権が経時的に拡大したことがわかった。その背後には、農村女性が、土地権の取得を「価値あると思う」こととして捉え、選択し行動することがあることもわかった。第三に、女性が土地の自己名義登録をしても、必ずしも土地の管理権（営農権、収益権、処分権）が保証されるわけではない。管理権のうち収益権と営農権が継続的に保障されるのであれば、自己名義登録をあえて選択しないことが、女性にとって「価値あると思う」選択である場合もある。女性は、家族・親族関係、固有の状況、ジェンダー秩序などの関係において多様に「価値あると思う」ことを組み合わせ選択している。第四に、地域社会は男性優位の慣習法を擁護し、女性の土地権の拡大を支援しないため、普遍的平等主義に基づく制定法の適用こそが女性の土地権を保障するという論証は、LMISの実施調査においては検証できなかった。LMISにおいては、地域コミュニティが慣習に基づいて必ずしも男子優先の選択をするわけではなく、社会的認知や公的行為を通じ、女性の土地権の拡大を「価値あると思う」こととして受容する選択をおこなっていることがわかった。LMISにおいては、家族の構成員（息子、娘や妻）に土地を相続させることのほうが、クランや親族などの拡大家族の構成員に土地を相続させるより、「価値があると思う」選択に変容している。したがって、女性を取り巻く地域社会は、必ずしも男子優先の慣習法に基づき、女性の土地権を全面的に否定するわけではなく、社会的承認や公的行為を通じ、女性の土地権の拡大に向けた相互的な協同関係を構築している。

8.2 本論の貢献

本論の学術的貢献および国際協力における実務的貢献については以下の通りである。

8.2.1 学術的貢献

開発途上国の農村女性の土地権に関して、性別所有者および所有面積、所有・管理・相続の形態にもとづく経時的変化を分析した既往研究はこれまでおこなわれていない。本研究では、土地（灌漑稲作圃場）所有の経時的変化を分析することにより、既往研究では明らかにされてこなかった動的な女性の土地権の諸相および変化が明らかになり、変化の一定の要因を帰納的に見出すことができ、新たな学術的貢献につながったと考える。

タンザニア政府の見解としては、農村地域においては「土地権の進化論」は採用しないということになっている（URT 1994: 255、および第3章 3.1.3 参照）。ただし、都市部や商業地域、観光開発地区などでは土地権の近代化が進んでいる。さらに、本論で対象としたローアモシ灌漑地区は農村地域であるが、1987年以降、タンザニア政府が国際援助機関と協働して土地再配分をおこない、慣習的に所有・耕作されていた地域に新たな半近代的な

地権を確定しようとした地域である。半近代的というのは、村土地法（1999）のもとでの慣習的所有権が併存しているからである。したがって、タンザニアの他の伝統的な灌漑地区と異なり、土地権の近代化が部分的に導入された地域であり、かつ慣習法の適用も残っているため、近代法と慣習法の適用がモザイク状態になっていると言える。ストレートな土地権の近代化ではなく、部分的な土地権の近代化（土地の固有化、私有化、登記）が実現しつつある地域であり、特殊な地域であるともいえる。しかし、タンザニアでは耕作地の6%しか灌漑施設が整備されておらず、政府は灌漑施設・圃場の近代化を優先的に進めて行こうとしているため、ローアモシ灌漑地区はタンザニアにおける農村の土地権の近代化を先取りしており、そのような地域において農村女性の土地権の分析をおこなうことは農村社会における土地権の変容に関する先駆的研究という学術的貢献があると考えられる。

本論の序論で述べたように、従来の国際協力におけるジェンダー平等論は、ジェンダー平等を目指しているものの、政策としてのジェンダー主流化と、草の根レベルでの女性のエンパワーメントを進める開発アプローチは乖離しがちであり、ジェンダー平等を進めるための有効な方法論上の枠組み、および包括的なアプローチを提示するには限界がある（村松 2005:58, 64-66, 216）、と指摘されてきた。本論では、特に土地に関わる諸権利（土地権）という資源と機会に注目し、農村地域に生きる女性の多様な機能および「価値あると思う」ことについての考察を通じ、ジェンダー平等論に実証的論拠を与えることに一定の学術的貢献ができたと考えられる。

さらに、近代化に対するフェミニスト批判として、大規模灌漑地区開発などの近代化がもたらす女性に対する負の影響が主張されてきたが、本研究はそれらの主張を必ずしも完全に反証することを意図したわけではない。女性に対する負の影響は継続的に出現している。むしろ本論では、慣習的な土地権が平面的に近代化されると女性の土地権が失われるということに対して反論しているのであり、女性の多様な立場や選択にもとづく土地権の近代化のあり様を、土地に関する所有・管理・相続に関わる価値や言説の分析を通じて、明らかにしようとしたものである。したがって、国際協力におけるジェンダー平等論の既成概念化しがちな近代化批判を深化させ、固有の状況における女性の主体的な選択やジェンダーに基づく差異に着目する分析手法を採用することを通じて一定の学術的貢献ができたと考えられる。

8.2.2 実務的貢献—開発政策・事業へのインプリケーション

本論は、日本政府がタンザニア政府と協働で灌漑開発事業を実施してきたキリマンジャロ州ローアモシ灌漑地区（LMIS）において、土地（耕作地）の所有制度に注目し分析を行

った。特に農村女性にとっての土地の所有・管理・相続の選択の分析を通じて、女性は土地所有の何を「価値あると思う」ことと捉えているのか、どのように土地の所有・管理・名義・相続にかかわる選択をおこなっているのかを明らかにしようと試みた。そのような試みを通じて、より平等かつ不偏的な（impartial）開発事業をどのように構築していくのかという国際協力の実践的な問いに答えようとしたものである。

より平等かつ不偏的な開発事業は、外部者や援助機関がトップダウンで考案するのではなく、農村女性が考える「価値あると思う」ことの延長線上に計画・実施する必要があると考える。国際援助機関の支援のもとで、サブサハラ・アフリカ諸国の政府が進めた土地制度の固有化・私有化・近代化の過程は、トップダウンで半ば強制的だと批判されてきた。ジャクソンは、「我々は女性にとってどのような土地所有権が好ましいのかということについて、多様な意見があることを認めなくてはならない。決して、女性に対して普遍的な支援の仕方があると思っはいけない」とも述べている（Jackson 2003:467）。本研究から明らかになった開発政策・事業へのインプリケーションは、以下の通りである。

(1) 土地の慣習的耕作権・所有権を確保する制度構築

仮説1の検証結果から、タンザニアにおいて政府による大規模灌漑開発による土地再配分にあたり、農村女性が土地（耕作地）の慣行的耕作権・所有権を取得するためには、以下のような制度政策的な対応策が計画実施されることが考えられる。

- 1) 農民女性が土地所有者としてコミュニティに受容されるような情報普及事業（法的知識の普及など）を実施する。
- 2) 農民男女が慣行的土地所有権を有しており、住民間では圃場の境界線についての了解が存在している場合（土地権が認識されている場合）には、その権利を承認するような制度を採用する。
- 3) 夫婦で別々に事前登録するほうが有利だと考える農民男女がいる場合には、男女それぞれに登録することができる制度を採用する。
- 4) ウジャマー村に個別に登録していた夫婦、個別登録していた寡婦、シングル・マザーなどが、そのまま個別に事前登録をおこなうことができる制度を採用する。
- 5) 従前地で隣同士だった者が土地再配分においても隣同士にするよう配慮すると、農民は土地を奪われにくいことから、そのような配慮をした土地再配分制度を採用する。
- 6) 男女それぞれの名義、あるいは共同名義で土地所有を証明する文書を発行する制度を採用する。
- 7) 地域でリーダー的な役割を果たしており、他の女性に対して支援することができるような女性を土地配分委員会の委員長や役員に任命する制度を採用する。

- 8) 住民による苦情申し立て委員会を設置し、委員に上記のような女性を任命する制度を採用する。
- 9) 農村女性が、土地所有が価値あることと捉えられるような啓発事業を実施する（依然として、女性が土地を所有してはいけないと考えている場合もある）

(2) 相続・贈与・売買により土地権を確保できる制度構築

本研究の検証結果から、調査対象地域の農村における女性の土地権は経時的に拡大する傾向にあり、その要因の一つとして、女性は土地所有を「価値あると思う」こととして捉えていることがわかった。女性が土地を獲得する方法には、政府による土地再配分の他に、相続、贈与、売買がある。したがって、女性が相続、贈与、売買により、土地権を拡大できるような制度を構築することにより、女性が「価値あると思う」ことを選択する幅が拡大すると考えられる。

現在、タンザニアにおける婚姻には、主に 3 つの形態があり、①政府が承認する婚姻、②宗教による婚姻、③慣習的な婚姻である。①の場合は、意義申し立てがないように 21 日間公示したのち、県知事、弁護士、裁判官などが署名した婚姻証明書（official marriage certificate）が発行される。婚姻証明書がないと、夫が亡くなった場合に妻や子どもに正式な土地相続権がなく、銀行のローンの保証も取れない。また、婚姻法では 3 年間、妻と夫が同居している場合には実質的に結婚しているとみなすため、夫が勝手に妻を追い出せないようになった。②と③は、政府が正式な婚姻として認めていないために、寡婦になった場合には、正式な土地相続ができないことがある。したがって、女性が不平等な婚姻制度や慣習法のもとで困窮せず、より良い暮らしを選択できるためには、法的権利の情報普及を図る政策や正式な婚姻証明書が容易に入手できる制度の構築が必要になる。そのためには、相続・贈与における法的制度の改善をさらに平等なものに修正していくことと、法律間の整合性を高めること、および法の執行能力を高めていく制度が構築されることが必要である。

面接調査データから、農村の男女は、土地法・村土地法（1999 年）のみならず、民事に関わる法律についての知識をほとんど有していないということがわかった。婚姻法（1971 年）では、離婚に際して、婚姻後に夫婦共同で購入した財産について、女性は財産を分与される権利がある。しかし、寡婦の財産相続に関する条項は存在しない。法律家は、離婚に関わる条項と同じ条項が、寡婦の場合にも適用されるべきであると主張し政府に働きかけている。しかし、離婚の場合でも、寡婦になった場合でも、法律があったとしても、その実効性が伴うわけでもない。寡婦になった場合の土地取得には問題が多い。たとえば、子ども（息子も娘も）がいない状態で夫が亡くなった場合、夫の土地を相続することは難しい。タンザニアの女性の財産権に関連した法律・条令は多様かつ多重的であるが、これ

らの法律知識を農村男女が容易に理解できるような制度を構築することにより、農民男女の選択の幅が広がると考えられる。

(3) 土地権の多様な選択を実現可能にする制度構築（それぞれの事情に合わせた方策）

女性の土地権を拡大するためには、土地の自己名義登録をすることが管理権（営農権、収益権、処分権）の確保につながる傾向があるが、自己名義登録をしているだけで、営農権、収益権、処分権が確保できるとは限らない。さらに、管理権の執行に関して、地域社会は、必ずしも男子優先の慣習に基づき、女性の権利を否定するわけではなく、社会的認知や公的行為を通じ、女性の土地権の拡大に貢献することが可能であるということが、検証結果から明らかになった。したがって、1) 女性が自己名義の土地取得を拡大するような制度を構築することのみならず、2) 自己名義登録をしないことを選択する女性に対しては、収益権と処分権が継続的に確保されるような制度も構築する、3) 女性の選択が社会的認知や公的行為により保障されるようになる制度構築がおこなわれる、ことなどが政策制度として採用されれば、女性が多様に「価値あると思う」ことを多様に選択できることに繋がる。そのためには、さらに具体的に以下のような制度構築がおこなわれることが考えられる。

1) 女性が自己名義の土地取得を容易にする制度の構築

農村女性は、土地所有が地域コミュニティに認知され、家族や親族との関係が良好であれば問題はなく、あえて自己名義にする必要はないと考えている。他方で、そのような状況の危うさやリスクを理解し危惧している女性もいる。女性が所有している土地を村落評議会に名義登録にすることには、時間、資金、家族内での合意、公的書類（夫・父の死亡証明書など）が必要であり、農村女性にとっては容易に実行できるものではない。村落評議会およびローアモシ灌漑組合（LOMIA）に土地所有者リストはあるが、土地所有証明書（Certificate of Ownership）の取得をしたいときには、別途、弁護士に依頼し書類を準備し村役場（村落評議会）に登録する。特に銀行ローンや金融機関からの融資、子どもの学費のための奨学金を申請したいときには土地証明書が必要になる。村役場が発行する土地証明書の発行には手数料はかからないが、村長や村落事務官への慣行的な謝金が発生する。

より簡易な方法で女性が自己名義登録することができるような制度があれば、不本意に土地権を奪われてしまうリスクが減少すると考えられる。また、村落評議会の土地登記簿を定期的に更新できるような行政能力が醸成できれば、村落評議会の承認過程も簡素化される。同時に、土地の自己名義の登録過程において、女性が危惧しているようなマイナスのリスクを高めない、家族のなかに不平等が生じない、容易に土地が転売されてしまわないような対策が取られることが必要になる。

女性の土地権を確実なものにするために、夫婦の共同名義（joint ownership）にするという手段もある。共同名義にしておけば、夫が相談せずに勝手に土地を売却し、妻や子どもが困窮することを避けられるからである。しかし、それは夫を信頼しないことや、結婚に疑問を持っているというシグナルを出してしまうことや、逆に女性が自由に自分の土地を管理できるという自己決定権を奪うことにもなる。共同名義にしても、男性は土地を妻と共同で所有しているという意識が低いこともある。LMIS では共同名義は、夫婦間ではほとんどなく、プロットが小さい場合で子どもが相続して共同名義にするケースはある。しかし、もし女性が共同名義にするという選択肢を持ちたいということであれば、それに関連した法的小よび手続きに関する情報普及制度を構築する必要がある。

州都モシにある県土地事務所（Moshi District Land Office）が、正式な土地証明書を発行するサービスを提供しているが（図 8.1、図 8.2）、県による土地証明書の取得にはさらに高いハードルがある。県の土地証明書を発行してもらうためには、村役場と県事務所との連携が必要である。県事務所側から土地登録に対する情報提供をおこない、村全体の土地測量など、県予算を伴う事業実施が必要になる。したがって、県土地事務所としては都市開発や商業目的、産業誘致以外の場合、村落と共同して土地測量を実施し、土地権を確定するための住民との交渉過程を経て、土地登記簿を村人のために発行するという事業は、これまでほとんど実施してこなかった。

モシ県土地事務所は、3年間のパイロット事業としてモシ市郊外の3村落の土地測量を既

に実施し、村人に土地証明書を発行した（2012年）（図 8.3）。また、2025年までに161村落の土地測量と土地権の確定を行う計画を有している（図 8.4）。これらの村落における土地測量と土地権の確定の過程において、農村女性も説明会や公聴会に出席し、土地利用計画に対して意見やニーズを表明するような環境を整える必要がある。住民による土地委員会が形成される場合には、その委員のジェンダー構成が考慮されることが有効である。さらに、土地測量や土地権の確定の現場に立ち会い、そのようなプロセスから排除されないような包摂的な仕組みを、県の土地局が構築する必要がある。その際に、本研究で明らかになった論点を組み込み、農村女性および男性の従前地における所有権が剥奪されないような対策をおこなうことが考えられる。



図 8.1 土地所有証明書の発行申請書
(2010年2月に住民女性が申請)

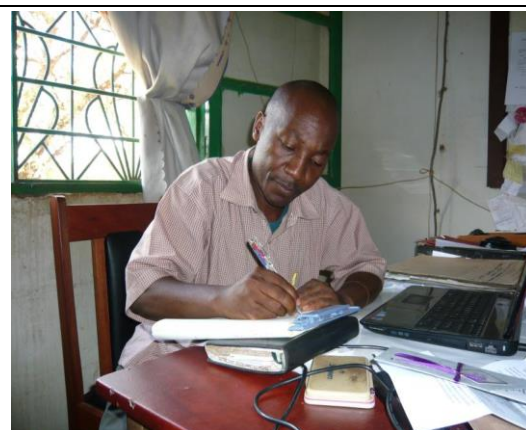
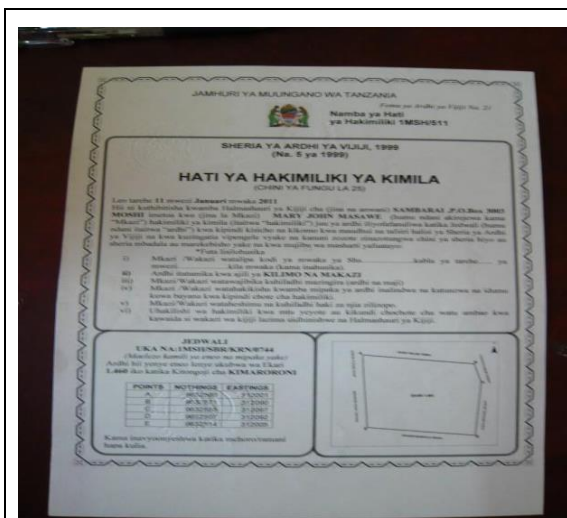
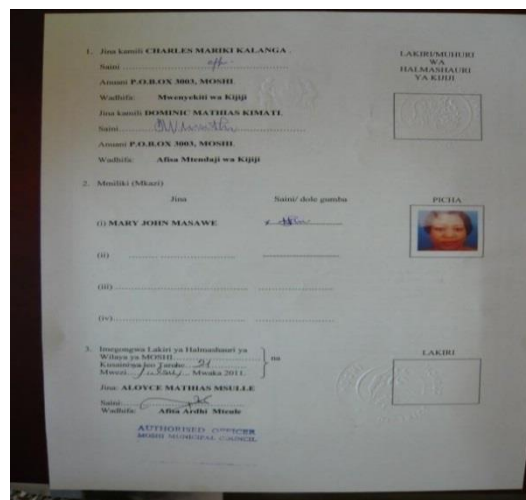


図 8.2 モシ県土地事務所で土地証明書を
発行する役人 (2012年9月撮影)

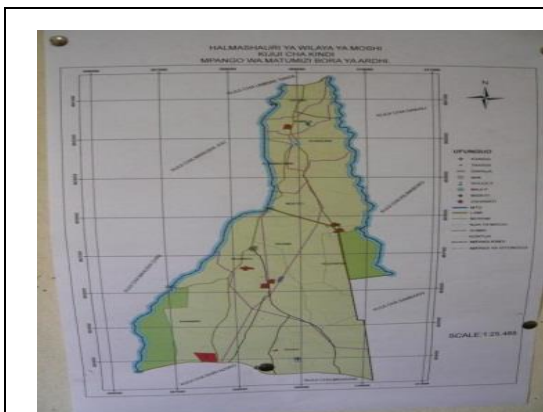


住民に発行される政府の正式な土地所有
証明書 (表紙) (2012年9月発行)

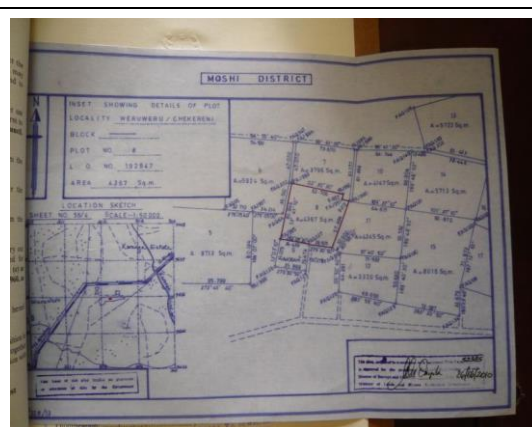


住民に発行される政府の正式な土地所有
証明書 (2頁目) (2012年9月発行)

図 8.3 モシ県土地事務所が発行した土地証明書



パイロット事業の対象地 (Kindu 村)



パイロット事業の対象地における
土地権の確定地図 (2010年)

図 8.4 モシ県土地事務所が実施した土地権確定のパイロット事業

2) 名義変更せずに、収益権、営農権を継続的に確保する制度構築

ローアモシ灌漑地区 (LMIS) では、名義変更に伴う各種のリスクのために、自己名義に変更はしないが、継続的収益権と営農権を確保することが「価値あると思う」ことであるとする女性がいる。このような女性に対して、敢えて名義変更を促すためには、家族、親族、コミュニティの理解と認知が必要である。

日本の農村においても類似の状況が存在する。日本では、農業資産を持たない農家女性が、経営における決定権から排除されてきた。農業資産としての土地の名義を有さない女性は、土地は「代々引き継ぐもの」「次の子どもの世代に土地を引き継ぐ」と考えており、そのような農地資産を「嫁」として入ってきた者として「預かり、管理する」責任を負わされることは忌避したいと考えることが多い (渡辺 2009:132)。相続税やその他の税金負担がかかるので土地はいらぬ、自分が土地を削減してしまうリスクを負いたくないと考える女性もいる。「家産」意識が女性を農業資産の後継者から排除しているという研究結果がある (渡辺 2009:138)。そのため、日本の農村においては、女性の土地所有に関する議論は脇に置かれたまま、「家族経営協定」が導入されてきた (渡辺 2009 : 118,119)。同協定は、女性の農業労働のみならず家事労働 (再生産労働) も労働と見なし、女性も営農の意思決定に参画し、給与を受け取れる制度である。つまり、土地の自己名義がないまま、女性の収益権と営農権を保障する制度である。したがって、もしローアモシ灌漑地区の女性達が、土地の自己名義より収益権と営農権を継続的に保障されることのほうが「価値あると思う」ことであるとするのであれば、家族経営協定のような制度を採用することは、女性の選択肢の幅を広げることに繋がると考えられる。

農村女性にとって土地権を有することは、収入、生活の質、安全・安心、アイデンティティ、子どものためのみならず、農業・灌漑組合への参加にとって価値のあることである。灌漑用水の配分が平等に行われていない場合は、土地からの収益が十分に得られない。水の配分を得るためには、灌漑組合 (LOMIA) の会合に、名義・非名義の土地所有者のみならず、受託監督者、借地人など、実際に耕作をおこない、水利費を支払っている者全員が参加し、女性の意見も反映させながら解決策を図っていくことが、継続的な収益権の確保につながる。面接調査データから、農村女性は、組合の会合の意思決定に参加できていない、組合の規則について理解していないということがわかった。LOMIA は、耕作者であってもメンバーになれるような規則 (Constitution) に改訂しようとしており、女性の参加も募っているとはしているが、実現していない。さらに、LOMIA の女性役員は会計を担当しているのみで、その他の委員には女性が活用されていない。豊富な水利を使用している上流の女性は、必ずしも上流だけに水利の優先権があると考えているわけではなく、下流にも水が配分されるような番水制 (ローテーション) なども採用すべきであると考えており、

そのように考える割合は男性より高い¹²¹。したがって、より多くの女性が LOMIA の意思決定に参画することにより、ローアモシ灌漑地区の営農及び収益分配制度に影響を与える可能性があると考えられる。

3) 社会的認知の確保—遺言書が持つ意味

ローアモシ灌漑地区 (LMIS) では、農村女性の土地権を拡大し、確実にする方法の一つとして、遺言書を作成するという行為が出現している。マボギニ村の女性は、自分の没後に土地が娘と息子および孫に公平に分割されるように遺言書を作成した (第7章図 7.2a)。チェケレニ村の女性は、娘に対する土地の生前贈与を確実にするために、村長およびワード (地区) の民事裁判官の署名が記載されている正式な遺言書を作成した (第7章 図 7.3a)。その他にも、書面による遺言書を作成した事例が確認されている。さらに、面接調査対象者の半数以上の農民男女が遺言を残すと回答している。このような選択の背景には、親族ではなく息子に確実に土地を継承させたいという意図もあるが、妻および娘と息子の両方に対して土地を相続させるために遺言書を書くということでも。ただし、息子には娘より多く土地を残すというジェンダー秩序もある。さらに、「男女に平等にすることは価値があることだ」という言説も表出している。

チェケレニ村役場には、「遺言書を書いてジェンダーによる偏見をなくそう」と書かれたポスターが貼ってあり、遺言書が一種の流行になりつつある (図 8.5)。このポスターは、Action for Justice in Society (AJISO)、法務省人権・法支援局およびアイルランド大使館の支援により作成されたものである。AJISO は、1998 年にモシ市で 15 人の女性が設立した NGO で、個人に対する法的支援や、農村女性・男性、村落土地委員会 (village land tribunal)、村落評議会などに対する法的知識の普及や啓発活動、研修などを実施している¹²²。ポスターは、マボギニ地区で法律知識についての研修をおこなったときに配布したものである。

AJISO は、2011 年には 244 事案 (女性 141 件、男性 93 件) の個人事案を支援した。提訴する準備をし、弁護士が法廷に立ち会うなどの支援をおこなう。2011 年では全体の約 35% は婚姻および相続に関する事案で、約 30% は土地に関する事案だった。2012 年には 129 件支援したが、約 30% は婚姻および相続、30% は土地に関する事案だった。その他は、女性に対する性的暴力、児童虐待、雇用問題などである (AJISO 2011:8 & 2012:13)。

AJISO は、村落において、Paralegal (弁護士の仕事を補佐する者) の人材育成もおこなってきた。Paralegal には、村に居住している、中学校を卒業した 25~60 歳の男女が選ばれ、村人に対する法的支援をおこなう。Paralegal 同士の連携ネットワークも構築してきた。

¹²¹ 第2次調査 (2012年) の面接調査より。

¹²² 2014年1月21日、AJISO Executive Director への面接調査より。

Paralegal はボランティアであるが、その活動の成果が認められ、民事法廷でも 2014 年から、その情報や意見などに証言能力を付すことになった。これらの Paralegal は、遺言書の作成も支援しており、女性が土地を確実に相続し所有する選択を支援している。ただし、このような活動のパイロット地域は、2014 年 1 月現在、ロンボ (Rombo) とカヘ (Kahe) のみで、LMIS は対象外である。

AJISO がおこなっているような法的支援は、首都ダルエスサラームに本部を置く NGO であるタンザニア女性弁護士協会 (Tanzania Women Lawyers Association: TAWLA) が、全国的に展開してきた活動とも連動している。TAWLA は、1989 年に設立されて以降、女性に平等な法律改正を目指して政府に対してロビーイングすると同時に、女性の土地問題に関心がある NGO で構成される、「ジェンダー土地タスクフォース」(Gender Land Task Force: GLTF) の事務局も務めてきた¹²³。さらに、設立されて以降、10 万人以上の人々に具体的な法的支援をおこない、年間 2000 件以上の事案の法的支援をおこなっている。ちなみに、2012 年には、2,106 件の婚姻関係事案および 996 件の遺産相続事案への支援をおこなった。また、文書による遺書を作成する啓発活動や研修などをおこない¹²⁴、実際に約 200 人が遺書を作成した。しかし、タンザニアでは遺書を書くことは死を招くことだという民間信仰が強いいため、遺書を書くことの必要性は多くの人々に認識されるようになってきているものの、なかなか普及しにくいということである。これまでの累計で、TAWLA が関与した結果、約 3,000 人が遺書を作成したということである。TAWLA も AJISO と同様に、コミュニティにおける Paralegal の法的能力を育成する活動をおこなっており、Paralegal 間及び女性弁護士 (570 名以上) とのネットワークやリファール・システムの構築を図っている。

LMIS においても、AJISO や TAWLA などの NGO と連携し、このような Paralegal を育成し、農村女性・男性、村落土地委員会のメンバーなどの法的支援制度を構築していくことが考えられる。LMIS のマボギニ村には、土地問題の解決のために、村人で構成されている村落土地委員会 (Village Land Tribunal)、および村落調停委員会 (Village Reconciliation Tribunal) が存在する (第 2 章図 2.5)。マボギニ村落土地委員会は、村人村落議会で選定された 5 名 (女性が議長、委員は女性 2 名、男性 3 名)、村落調停委員会は 7 名 (男性が議長、委員は女性 3 名、男性 4 名) で構成されており、どちらも村民が無給で奉仕している。土地を含む財産の相続に関しては、クランや家族が一義的には決定するが、合意に達しない場合は

¹²³ ジェンダー土地タスクフォース (Gender Land Task Force) は、以下のような 8 つの女性関連 NGO で構成されている。TAWLA (Tanzania Women Lawyers Association), TGNP (Tanzania Gender Networking Programme), TAMWA (Tanzania Media Women's Association), NOC (National Organization for Children), NOCHU (Welfare and Human Relief), TAHEA (Tanzania Home Economics Association), WAT (Women Advancement Trust), WLAC (Women's Legal Aid Centre)。 (Tsikata 2001:14)。 (本論第 3 章の既往研究の表 3.1 を参照のこと)

¹²⁴ Daily News Tanzania, 2013 年 7 月 21 日。

TAWLA のサイト : <http://www.tawla.or.tz/index.php/about-us> (参照日 2014 年 3 月 2 日)。

マボギニ村の民事裁判所（Primary Court）に訴える。さらに、そこで解決しない場合は、ワード土地委員会（Ward Land Tribunal）、次いで県土地委員会（District Land Tribunal）に訴えることになる。村落土地委員会のメンバーには、専門的な法的知識があるわけではないので、係争になる場合は、裁判所に訴えることになる。これらの委員や裁判所の判事などに対して、農村女性の土地に関わる諸権利および法的知識の普及を図ると同時に、本研究で得られた有効と考えられる事例や、女性が「価値あると思う」事例をより広く共有し、LMISの固有の状況に有効に機能するような方策を考案していくことにより、土地権に関わる選択肢を拡大し、女性が「価値あると思う」選択と行動をおこなえることを可能にしていくと考えられる。

	<p>Write a will, and avoid gender stigmatization.</p> <p>「遺言書を書いてジェンダーによる偏見をなくそう！」</p> <p>“I am writing this will for the benefit of my wife and children”</p> <p>「妻と子どものためにこの遺言書を書いているところだ」</p> <p>Prepared by AJISO, the Department of Human Rights and Legal Assistance, and Embassy of Ireland.</p> <p>作成：AJISO、法務省人権・法支援局およびアイルランド大使館。</p>
--	---

図 8.5 遺言書を書くことを奨励しているポスター

注) 文書による遺言書には2名の証人が必要となる。(チェケレニ村役場で2011年11月撮影)

4) 政府および国際援助機関による開発政策・事業の構築

サブサハラ・アフリカにおける政府および国際援助機関は、土地の固有化・私有化・近代化を進めることが経済発展に有効であるという「土地権の進化論」に基づいて土地制度の近代化政策を計画・推進してきた。しかし、本論の研究結果により、農村の人々が「価値あると思う」ことは、必ずしも性急に近代的排他的私的な土地所有権を獲得することではなく、家族が継続的に「幸せで安心な」暮らしを送れるようになることである。

政府および国際援助機関は、農村男女が求める幅広い選択肢が実現できるような環境を整えるために、上記の1)～3)に対する支援策を実施していくための援助施策・事業を計画および実施していくことが求められる。同時に、どのような援助政策・事業を計画および実施していくことが求められる。

び実施するにしても、「場所の固有性、関係の相互性、事物の多義性」（佐藤 2008：29）について考察し、農村女性・農村男性が「価値あると思う」ことの視座に立った支援策を講じることにより施策・事業の有効性が確保され则认为。

独立行政法人国際協力機構（JICA）では、紛争後の社会における土地再配分の研究を実施しているが、本論で取り上げたような農村女性の土地権に関する課題は、これまで十分に上げられていない。また、世界銀行は、土地と貧困に関する国際会議（World Bank Conference on Land and Poverty）をワシントン DC で開催してきており、2014 年の同会議のテーマには、「ジェンダー視点からの土地権の保障と保護」（Securing and protecting land rights from a gender perspective）を挙げている¹²⁵。また世界銀行は、エチオピアにおいて農村女性に土地証明書を発行するプロジェクトを実施している¹²⁶。そのようなプロジェクトは援助の現場において地域社会の固有性、ジェンダー関係の相互性、土地権の多犠牲などを分析しているのだろうか。農村女性が「価値あると思う」ことの多様な組み合わせの可能性を、トップダウンで決定していないか、女性に対する土地証明書の発行部数のみを達成指標として採用していないか、農村女性が「価値あると思うこと」を実現するための工夫がされているのか、などという観点からも評価する必要がある、本論でとりあげた視座や研究結果が活用されることが、より効果的な援助実践につながると考える。

8.3 残された研究課題

残された研究課題としては、以下のような 3 領域が考えられる。

(1) 農村女性の暮らしの多様化に関する研究

LMIS の農村女性は、土地所有者も土地非所有者も土地を活用してより良い暮らしをしたいと考えている。土地所有者の約 9 割が零細・小規模農民であり、稲作の生産性を高めることが一義的には収入の向上を図ることではあるが、天候不順などのリスクを回避するために生計の多様化を図ろうとしている。女性は、土地所有者、非所有者であっても、グループを形成し、集団で土地を賃借して稲作をおこなう、トマトやハイビスカスなどの園芸作物を栽培する、養鶏や養豚をおこなう、ゴザ（マット）などの手工芸品を生産販売する、

¹²⁵ 出典：

<http://econ.worldbank.org/WBSITE/EXTERNAL/EXTDEC/EXTRESEARCH/EXTPROGRAMS/EXTIE/0,,contentMDK:23467361~pagePK:64168182~piPK:64168060~theSitePK:475520,00.html>（参照日 2013 年 11 月 3 日）

¹²⁶ 出典：

<http://web.worldbank.org/WBSITE/EXTERNAL/NEWS/0,,contentMDK:22550909~pagePK:64257043~piPK:437376~theSitePK:4607,00.html>（参照日 2013 年 11 月 3 日）

などの生計多様化戦略を採用している。これらは教会グループを通じて開始されることもあるが、エスニシティを超えた多民族グループで実施されることもある。そのような活動がどのように編成され実践されていくかについて分析・考察していくことにより、不平等な慣習やジェンダー秩序の変革に与える可能性の異なる視座が得られる。本論の成果とあわせて考察することにより、さらに包括的なより良い暮らしの実現に関する研究に貢献するのではないかと考える。

(2) 包摂的農村社会の構築に関する研究

ローアモシ灌漑地区 (LMIS) には、土地所有者のみならず、多数の借地人、賃金労働者、請負監督者、家族労働者などが暮らしている。借地人の場合は、土地所有者から一定の賃料を払って土地を借りているが、作目の選択に関しては所有者の許可を得る。また、継続的に借地できるとは限らず、他人に土地を相続・譲渡・売買したりすることはできない。また、借地人は農業・灌漑組合のメンバーおよび役員になることはできない。家族労働者の場合は、基本的に賃金は支払われず無給の農業従業者である。土地にアクセスがある場合でも、その収益・報酬を独自の判断で使用できるかどうかはわからない。特に女性の借地人、受託監督者、賃金労働者の場合は、自分で賃金を稼いだとしても、現金収入は世帯内で配偶者に供出しなければならないこともある。ちなみに日本の農村の場合も、女性が実質的な耕作者・営農者であり、全ての農作業と責任を任されているにもかかわらず、家計管理を自由にできない、報酬を得ることもできないという「非権利」の構造があり、これらがジェンダーの不平等な関係性を再生産してきたという指摘がある (丸岡編 1986:203, 渡辺 2009:69)。今後、ローアモシ灌漑地区の借地人、受託監督者、賃金労働者耕作者にとってのより良い暮らしのための機会や選択に関して調査研究をすることにより、包摂的 (inclusive) かつ不偏的 (impartial) な開発への道筋が明らかになると考える。

(3) 収集されたデータの有効活用

第一に、本研究の現地調査を通じて、ローアモシ灌漑地区の土地所有者 1,845 人の姓名、性別および圃場番号 (地権) の確定ができた。そのうち調査対象とした 3 ブロックについては、1987 年、2008 年、2013 年における土地所有者の姓名、性別および圃場番号の確定ができています。したがって、土地権の経時的変化を把握するためのベースラインデータが存在しており、将来にわたる変化を測定することが可能である。第二に、半構造的面接調査をおこなった農民男女 64 名およびキー・インフォーマントのデータを、さらに計量テキスト分析 (quantitative context analysis, KH Coder) などの手法で分析することにより、異なる視座からの文章解析が可能になると考える。第三に、生活状況に関する質問票調査 (360 名)、および土地権に関する質問票調査 (211 名) の収集データのうち、本論で未使用の部分も残されているため、今後これらのデータを有効に活用していくことによりさらなる学術的および実務的貢献につながると考える。

引用・参考文献

【英語文献】

- Action for Justice in Society (2011). *Annual Report 2011*, AJISO, Moshi, Tanzania (pp.18).
- _____(2012). *Annual Report 2012*, AJISO, Moshi, Tanzania (pp.25).
- _____(2012). *Baseline study report on the level of awareness on children's rights in Rombo District*, AJISO, Moshi, Tanzania (pp.18).
- Agarwal, Bina (1994a). *A field of one's own: Gender and land rights in South Asia*, Cambridge University Press, UK.
- _____(1994b). Gender and command over property: A critical gap in economic analysis and policy in South Asia, *World Development*, 22(10): 1455-1478.
- _____(1997). Bargaining and gender relations: Within and beyond the household, *Feminist Economics*, (3)1: 1-51.
- _____(2001). Common property institutions and sustainable governance of resources, *World Development*, 29(10): 1649-1672.
- _____(2003). Gender and land rights revisited: Exploring new prospects via the state, family and market, *Journal of Agrarian Change*, 3(1&2):184-224.
- _____, Jane Humphries, and Ingrid Robeyns (2003). Exploring the challenges of Amartya Sen's work and ideas: An introduction, *Feminist Economics*, 9(2-3): 3-12.
- _____(2006). *Capabilities, freedom and equality: Amartya Sen's work from a gender perspective*, Oxford University Press, Delhi, India.
- _____(2008). Towards participatory inclusion: A gender analysis of community forestry in South Asia. In Gowher, R. and J. de Long, eds., *The state of access success and failure of democracies in creating equal opportunities*, Brookings Institution Press, Washington DC, USA, (<https://www.escholar.manchester.ac.uk/api/datastream?publicationPid=uk-ac-man-scw:163109&datastreamId=FULL-TEXT.PDF>, accessed 7 May 2013).
- _____(2008). Engaging with Sen on gender relations: Cooperative conflicts, false perceptions and relative capabilities. In Kaushik Basu and Ravi Kanbur, eds., *Essays in honor of Amartya Sen*, Oxford University Press, Oxford, 157-177, (<https://www.escholar.manchester.ac.uk/uk-ac-man-scw:176336>, accessed 7 May 2013).
- Agricultural Development Consultants Association (ADCA) (2008). *Lower Moshi irrigation scheme*, Tokyo, Japan.
- Amemiya, Hiromi (2009). *Formalization of customary land rights and development issues in Africa: The case of Tanzania's Village Land Act 1999*, (平成 20 年度富山大学学長裁量経費研究プロジェクト『アジア・アフリカ地域の「在来の知」の総合的研究』報告書 (竹内潔編) pp.89-103,

- <http://hdl.handle.net/10110/10632>, accessed 8 December 2012).
- Anand, Sudhir and A. Sen (1995). *Gender inequality in Human development: Theory and measurement*, Human Development Report Office Occasional Paper 19, UNDP, New York, USA.
- André, Catherine and Jean-Philippe Platteau (1998). Land relations under unbearable stress: Rwanda caught in the Malthusian trap, *Journal of Economic Behavior & Organization*, 34: 1-47.
- Arun, Shoba (1999). Does land ownership make a difference? : Women's roles in agriculture in Kerala, India, *Gender and Development*, 7(3): 19-27.
- Attwood, D.A. (1990). Land Registration in Africa: The Impact of Agricultural Production, *World Development*, 18(5): 659-71.
- Benjaminsen, Tor A., and C. Lund, eds. (2003). *Securing land rights in Africa*, Frank Cass, London, U.K.
- Blackden, Mark C. and Q. Wodon (2006). *Gender, time use, and poverty in Sub-Saharan Africa*. The World Bank Working Paper 73, The World Bank, Washington D.C., U.S.A.
- Boserup, Ester (1970). *Women's role in economic development*, St. Martin's Press, New York, USA.
- _____(1990). Economic change and the roles of women. In Tinker, I. ed., *Persistent inequalities: Women and world development*, Oxford University Press, New York, U.S.A., 14-24.
- Canadian Council for International Co-operation (CCIC) (1991). *Two halves make a whole: Balancing gender relations in development*, MATCH International Centre, Ottawa, Canada.
- Carney, J. (1988). Struggle over crop rights and labor within contract farming household in a Gambian irrigated rice project, *Journal of Peasant Studies*, 15(3):334-349.
- Carpano, L. (2010). *Strengthening women's access to land: the Tanzanian experience of the sustainable rangeland management project*, Report prepared by land tenure consultant for IFAD, (http://www.ifad.org/english/land/women_land/WomenAndLand_Tanzania_Report_Eng.pdf, accessed 17 May 2013).
- Cleaver, Frances (2003). Reinventing institutions: Bricolage and the social embeddedness of Natural Resources Management. In Benjaminsen, Tor A., and C. Lund eds., *Securing Land Rights in Africa*, Frank Cass, London, U.K., 11-30.
- Collier, Paul, S. Radwan and S. Wangwe (1990). *Labour and poverty in rural Tanzania: Ujamaa and rural development in the United Republic of Tanzania*, Clarendon Press, Oxford, U.K.
- Couzens, Meda and K. Mtengeti (2011). *Creating space for child participation in local governance in Tanzania*. Save the Children and Children's Councils, Research on Poverty Alleviation (REPOA), Dar es Salaam, Tanzania.
- Deininger, Klaus and Raffaella Castagnini (2006). Incidence and impact of land conflict in Uganda, *Journal of Economic Behavior & Organization*, 60:321-345.
- Demombynes, G. and G. Hoogenveen (2004). *Growth, inequality and simulated poverty paths for Tanzania, 1999-2002*, The World Bank, Washington D.C., U.S.A.
- Dey, J. (1981). Gambian women: Unequal partners in rice development projects?, *Journal of*

- Development Studies*, 17(3):109-122.
- Ellis, Amanada, M. Blackden, J. Cutura, F. MacCulloch and H. Seebens (2007). *Gender and economic growth in Tanzania; Creating opportunities for women*, The World Bank, Washington D.C., U.S.A.
- Englert, Birgit and E. Daley eds. (2008). *Women's land rights and privatization in eastern Africa*, James Currey, Suffolk, U.K.
- FAO (Food and Agriculture Organization of the United Nations) (2001). *Socio-economic and gender analysis (SEAGA) sector guide: Irrigation*, Rome, Italy.
- _____, International Fund for Agricultural Development (IFAD) and International Land Coalition (2004). *Rural women's access to land and property in selected countries: Progress towards achieving the aims of articles 14, 15 and 16 of the Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women (CEDAW)*, Rome, Italy.
- _____(2011). *The state of food and agriculture: Women in agriculture, Closing the gender gap for development*, Rome, Italy.
- _____(2012). *The state of food insecurity in the world: Economic growth is necessary but not sufficient to accelerate reduction of hunger and malnutrition*, Rome Italy.
- Fleuret, A. (1988). Some consequences of tenure and agrarian reform in Taita, Kenya. In R.E. Downs and S.P. Renya (eds.) *Land and Society in Contemporary Africa*, University Press of New England, Hanover, NH, and London, 136-158.
- Fonchingong, Charles (1999). Structural adjustment, women, and agriculture in Cameroon, *Gender and Development*, 7(3):73-79.
- Genda, Lulu Elizabeth, Dominic T. Msabila, and Moses J. Ndunguru (2008). Examining the participation of women in promoting effective local governance in Tanzania: Case study of Morogoro rural area. In Mukangara Mukangara, Fenella and Shao, Ibrahim F. eds., *Gender, governance and natural resources in the rural setting: Some case studies from Tanzania*. Gender Center, University of Dar es Salaam, Tanzania, 12-45.
- Gladwin, C. ed. (1991). *Structural adjustment and African women farmers*, Florida University Press, U.S.A.
- Gloutier, Luce (2006). *Income differences and gender inequality: Wives earning more than husbands in Dar es salaam, Tanzania*, Mkuki na Nyota Publishers, Dar es Salaam, Tanzania.
- Harada, Yoko (2005). *Gender mainstreaming in Kilimanjaro Agriculture Training Center, phase II project, in the United Republic of Tanzania, final report*, Short-term expert report, Japan International Cooperation Agency, Tokyo, Japan.
- _____(2011). *Technical cooperation in supporting service delivery system of irrigated agriculture*, Short-term expert report, Japan International Cooperation Agency, Tokyo, Japan.
- Herr & Muzira (2009). *Value Chain Development for Decent Work*, International Labor Organization, Geneva, Switzerland.

- Heyzer, Noeleen, ed. (1985). *Missing Women: Development planning in Asia and the Pacific*. Asian and Pacific Development Centre, Kuala Lumpur, Malaysia.
- ____ (1987). *Women Farmers and Rural Change in Asia: towards Equal access and participation*, Asian and Pacific Development Centre, Kuala Lumpur, Malaysia.
- Hyden, Goran (1980). *Beyond ujamaa in Tanzania: underdevelopment and an uncaptured peasantry*, University of California Press, Berkeley and Los Angeles, U.S.A.
- Ikegami, Koichi (1994). The traditional agosilvipastoral complex system in the Kilimanjaro region, and its implications for the Japanese assisted Lower Moshi Irrigation Project, *African Study Monographs*, 15(4): 189-209.
- ____(1995). A study on technology transfer of paddy cultivation in the Kilimanjaro Region, Tanzania, *Mem. Fac. Agr. Kinki University*, 28:65-75.
- Izumi, Kaori (1999). Liberalisation, gender, and the land question in sub-Saharan Africa, *Gender and Development*, 7(3): 9-18.
- Jackson, Cecile (2003). Gender analysis of land: Beyond land rights for women?, *Journal of Agrarian Change*, 3(4):453-480.
- JICA (Japan International Cooperation Agency) (1980). *The United Republic of Tanzania: feasibility report on Lower-Moshi Agricultural Development Project: Annexes*, Tokyo, Japan.
- ____ (Egawa, Takuya) (2002). *Irrigation development in Tanzania in the context of implementation of agricultural sector development programme*, Rural and agricultural development advisory group of JICA Tanzania Office, Tanzania.
- ____(2006). *Final Report for Kilimanjaro Agricultural Training Centre Phase II Project*. KATC and JICA, Tanzania.
- Jones, C. (1986). Intra-household bargaining in response to introduction of new crops: A case from the Northern Cameroon. In Mook, J.L. (ed), *Understanding Africa's rural households and farming system*, Boulder, Westview Press.
- Kabeer, Naila (1991). *Gender production and wellbeing: Rethinking the household economy*, IDS Discussion Paper 288, Institute of Development Studies, Sussex, U.K.
- Kanyeka, Z. L., Msomba, S. W., Kihupi, A. N. and Penza, M. S. F. (1995). Rice ecosystems in Tanzania: Characterization and classification. In Kilimanjaro Agricultural Training Centre, *Rice and People in Tanzania*, KATC, Moshi, Tanzania.
- KADP (Kilimanjaro Agriculture Development Project) (1996). *Kilimanjaro Agricultural Development Project Summary*, Moshi, Tanzania.
- KATC (Kilimanjaro Agriculture Training Center) (1998). *Socio-gender diversity in rice farming: A case study in Moshi and Hai Districts, Kilimanjaro region*, Minako Araki, Theodora Mugangala and Marie Mutika, Moshi, Tanzania.
- ____(2001). *Experiences in extension services in traditional irrigation and environmental development*,

- Shangwe L. Kiluvia, KATC, Moshi, Tanzania.
- _____(2002a). *Baseline survey in Mbuyuni, Mombo, Mwega, Mwamapuli, Nakahuga and Ndungti*, Moshi, Tanzania.
- _____(2002b). *Training course for village extension officers (VEOs) on participatory irrigation and water management*, Moshi, Tanzania.
- _____(2002c). *Minutes of meeting of the project consultation team on Japanese technical cooperation for the Kilimanjaro Agricultural Training Centre phase II project in Tanzania*, Moshi, Tanzania.
- _____(2003). *T CPP training course for key farmers and extension officers from Malawi and Zambia o irrigated rice cultivation improvement course material*, Moshi, Tanzania.
- _____(2005). *Module for both residential and infield training courses for Lemkuna, Muungano and Mkombozi irrigation schemes*, Moshi, Tanzania.
- _____(2006a). *Field reports on the 2nd in-field training in Mkombozi, Muungano and Lemkuna Schemes*, Moshi, Tanzania.
- _____(2006b). *Irrigation scheme baseline survey using participatory learning and action*, Moshi, Tanzania.
- _____(2007a). *Report of the baseline survey of Mahande irrigation scheme in Mto wa Mbu*, Conducted From 15th to 19th October 2007, Moshi, Tanzania.
- _____(2007b). *Report for the residential training of Mahande irrigation scheme key farmers and extension staff on irrigated rice cultivation*, Conducted at KATCD From 12th to 23th Nov. 2007, Moshi, Tanzania.
- _____(2008a). *Report of the first in-field training conducted at Mahande irrigation scheme*, Arusha Region From 15th November to 19th November 2008, Moshi, Tanzania.
- _____(2008b). *Report on the second in-field training conducted at Mahande scheme: Mto wa Mou*, Moshi, Tanzania.
- Kato, Kazunori (1988). Analysis of the convention methods and development of a new procedure - On-farm development in developing countries (I), *Irrigation Engineering and Rural Planning*, Japan, 14:16-32.
- _____(1989). Application of a new procedure to a project, and discussion: On farm development in developing countries (II), *Irrigation Engineering and Rural Planning*, Japan, (5):5-23.
- _____(1995). Lining joins and translation of techniques: Two-stage compulsory filling method, *Irrigation Engineering and Rural Planning*, Japan, (29):25-41.
- _____(2013). *In the days when we were assisted: A case study of an irrigation project financed by international agencies*, Japan International Cooperation Agency, Tokyo.
- Kiishweko, Orton (2012). Tanzania takes major steps towards curbing land ‘grabs’, Friday 21 December 2012, <http://www.theguardian.com/global-development/2012/dec/21/tanzania-major-step-curbing-land-grabs>: accessed 6 May 2013. (Newspaper article)

- Kirkpatrick, D. L. (1998). *Evaluating training programs: the four levels*, Berrett-Koehler Publishers, Inc., San Francisco, USA.
- Kissawike, Kalunde (2008). *Irrigation-based livelihood challenges and opportunities; A gendered technography of irrigation development intervention in the Lower Moshi irrigation scheme in Tanzania*, Ph.D. dissertation, Wageningen Universiteit, The Netherlands.
- Koehn, P. (1983). State and Land Allocation and Class Formation in Nigeria, *Journal of Modern African Studies*, 21(3): 461-81.
- Koopman, Jeanne, K. Rhoda, M. Mary, W. Samuel M. (2001). *Community participation in traditional irrigation scheme rehabilitation project in Tanzania: Report of a collaborative research project*, Irrigation Section, Ministry of Agriculture and Cooperatives, Dar es Salaam, Tanzania, unpublished paper (pp.87).
- Kumar, Shanti P. (1987). The Mahaweli scheme and rural women in Sri Lanka. In Asian and Pacific Development Centre, *Women farmers and rural change in Asia: Towards equal access and participation*, Kuala Lumpur, Malaysia, 220-254.
- Legal Aid Secretariat (2013). *Status of rectification of the laws which impede gender-related rights in Tanzania*, Dar es Salaam, Tanzania.
- Lerise, Fred Simon (2005). *Politics in land and water management: Study in Kilimanjaro, Tanzania*, Mkuki na Nyota Publishers, Dar es Salaam, Tanzania.
- Maganga, Faustin P. (2003). The Interplay between formal and informal systems of managing resource conflicts: Some evidence from South-Western Tanzania. In Toa A. and Lund, C. eds., *Securing land rights in Africa*, Benjaminsen, Frank Cass, London, 51-70.
- Malema, Beatus A. (2010). *Report presented to third CARD general meeting*, Ngurdoto Arusha, 18 May 2010, Ministry of Agriculture, Food Security and Cooperatives, Tanzania.
- Mama, Amina, Dzodzi Tsikata and Dede-Esi Amanor-Wilks, eds. (2009). Land, labor and gendered livelihoods, *Feminist Africa*, 12, African Gender Institute, University of Cape Town, South Africa.
- Manji, Ambreena (1998). Gender and the politics of land reform process in Tanzania, *The Journal of Modern African Studies*, Cambridge University Press, UK, 36(4): 645-667, (<http://journals.cambridge.org>, accessed 28 December 2011).
- Manji, Ambreena (2002). *Land policy for pro-poor development: A gender analysis*, The World Bank's policy research report, ([http://nweb18.worldbank.org/ESSD/essdext.nsf/24DocByUnid/70432684716CDA4785256C87005B99ED/\\$FILE/draft_prr.pdf](http://nweb18.worldbank.org/ESSD/essdext.nsf/24DocByUnid/70432684716CDA4785256C87005B99ED/$FILE/draft_prr.pdf), accessed 7 May 2013).
- Mascarenhas, Ophelia (2007). *Gender profile of Tanzania: Enhancing gender equity*, Tanzania Gender Networking Programme (TGNP) and Swedish International Development Cooperation Agency (SIDA), Dar es Salaam, Tanzania.
- Mayoux, Linda, Grania Mackie (2008). *Making the strongest links: A practical guide to mainstreaming gender analysis in value chain development*, International Labour Office, Addis Ababa, Ethiopia.

- Mbonile, Milline J. (2005). Migration and intensification of water conflicts in the Pangani basin, Tanzania, *Habitat International*, 29: 41-67.
- Ministry of Agriculture Food Security and Cooperatives (MAFC) (2009). *National Rice Development Strategy*, Dar es Salaam, Tanzania.
- Molyneux, M. (1985). Mobilization without emancipation? Women's interests, state and revolution in Nicaragua, *Feminist Studies*, 11(2).
- Moser, C. (1989). Gender planning in the third world: Meeting practical and strategic gender needs, *World Development*, 17(11): 1700-1825.
- Mukangara, Fenella and Ibrahim F. Shao (eds.) (2008). *Gender, governance and natural resources in the rural setting: Some case studies from Tanzania*, Gender Center, University of Dar es Salaam, Tanzania.
- Mwaipopo, Rosemary, E. Fisher, I. Wanyonyi, P. Kimani, J. Tunje, F. Msuya and V. Bashemerewa (2011). *The relationship between community-based organisations and the effective management of coastal and marine resources in the WIO region*, Kulgraphics Ltd., Nairobi, Kenya.
- Mwakalia, Shadrack and C. Noe (2004). *The use of sustainable irrigation for poverty alleviation in Tanzania: The case of smallholder irrigation schemes in Igurusi, Mbarali District*, Research Report No.04.1, Research on Poverty Alleviation, Mkuki na Nyota Publishers Ltd., Dar es Salaam, Tanzania.
- Naylor, Rachel (1999). Women farmers and economic change in northern Ghana, *Gender and Development*, 7(3): 39-48.
- Ngana, J. O. (ed.) (2001). *Water resources management in the Pangani river basin: Challenges and opportunities*, Dar es Salaam University Press, Tanzania.
- Ngware, Neema, Albinus Makalle and Riziki Shcemdoe (2008). Understanding gender roles in integrated water resource management in Tanzania: The case of Usambara mountains. In Mukangara, Fenella and Shao, Ibrahim F. (eds), *Gender, governance and natural resources in the rural setting: Some case studies from Tanzania*, Gender Center, University of Dar es Salaam, Tanzania, 46-78.
- Nyerere, J. K. (1964). Freedom and unity, *Transition*, 0(14): 40-45, Duke University Press, (<http://web.mnstate.edu/robertsb/313/freedom&unity.pdf>, accessed 11 May 2013).
- ____ (1966). *Freedom and unity*, Oxford University Press, Dar es Salaam.
- Oakley, A. (1972). *Sex, gender and society*, Temple Smith, London, U.K.
- Odgaard, Rie (1997). The gender dimension of Nyakyusa rural-rural migration in Mbeya region. In Ngware, S. , R. Odgaard, R. Shayo and F. Wilson (eds.) *Gender and agrarian change in Tanzania*, Dar es Salaam University Press, Dar es Salaam.
- ____(2003). Scrambling for land in Tanzania: Process of formalisation and legitimisation of land rights. In Benjaminsen, Toa A. and C. Lund (eds.), *Securing Land Rights in Africa*, Frank Cass, London, 71-88.

- Omari, C. and L. Shaidi (1992). *Women's access to land among the Pare people of northern Tanzania*, research report, IDRC, Nairobi.
- Overholt, C., M. Anderson, L. Cloud, and J. Austin (1984). *Gender roles in development*, Kumarian Press, West Hartford, Connecticut, U.S.A.
- Pietila, Tuulikki (2007). *Gossip, markets, and gender: How dialogue constructs moral value in post-socialist Kilimanjaro*, The University of Wisconsin Press, Madison, U.S.A.
- Platteau, Jean-Philippe (1996). The evolutionary theory of land rights as applied to sub-Saharan Africa: A critical assessment, *Development and Change*, 27(1): 29-86.
- ____ (2009). Institutional obstacles to African economic development: State, ethnicity, and custom, *Journal of Economic Behavior & Organization*, 71: 669-689.
- Rajbhandari, Shyam Prasad (2008). *Gender equality results monitoring: Irrigation management transfer project(IMTP) in Nepal*, Asian Development Bank, Paper presented for the Workshop on Gender and Infrastructure, Manila, The Philippines.
- Rao, Nitya (2011). *Women's access to land: An Asian perspective*, Expert paper presented for the Expert Group Meeting, Enabling rural women's economic empowerment: institutions, opportunities and participation, held by U.N. Women, FAO, IFAD and WFP, Accra, Ghana, 20-23 September 2011, pp.20.
- Robeyns, Ingrid (2003). Sen's capability approach and gender equality: selecting relevant capabilities, *Feminist Economics*, 9(2-3): 61-92.
- Rubin, G. (1975). The traffic in women: Notes on the 'political economy' of sex. In R. Reiter (ed.), *Towards an Anthropology of women*, pp.157-210, Monthly Review Press, New York, U.S.A.
- Rugumamu, W. (1997). Resource management and agrarian change in semi-arid Tanzania: A gender and ethnic perspective. In Ngware, S., R. Odgarrd, R. Shayo and F. Wilson (eds.) *Gender and agrarian change in Tanzania*, Dar es Salaam University Press, Dar es Salaam.
- Rwebangira, Magdalena K. (1996). *The legal status of women and poverty in Tanzania*, Research Report No.100, Nordiska Afrikainstitutet, the Scandinavian Institute of African Studies, Sweden.
- Sandler, J. and A. Rao (2012). The Elephant in the Room and the Dragons at the Gate: Strategizing for Gender Equality in the 21st Century, *Gender and Development*, 20(3).
- Schenk-Sandbergen, Loes and Outhaki Choulamany-Khamphoui (1995). *Women in rice fields and offices: Irrigation in Laos gender specific case-studies in four villages empowerment*, Asian Development Bank, Paper presented for the Workshop on Gender and Infrastructure, Manila, The Philippines.
- Sen, Amartya (1990a). Gender and cooperative conflicts. In Tinker, I. (ed.), *Persistent inequalities: Women and world development*, Oxford University Press, New York, U.S.A., 123-149.
- ____(1990b). More than 100 million women are missing, *New York Review of Books*, 37(20):61-66.
- ____(1992a). *Inequality reexamined*, Oxford University Press, Oxford, U.K.
- ____(1992b). Missing women, *British Medical Journal*, UK, 304:587-588.

- _____(1993). Life expectancy and inequality: Some conceptual issues. In Bardhan, P., M. Datta-Chaudhuri and T.N. Krishna (eds.), *Development and Change*, Oxford University Press, Bombay, India.
- _____(2010). *The idea of justice*, Penguin Books, U.K.
- Sender, John, and Sheila Smith (2011). *Poverty, class, and gender in rural Africa; A Tanzanian case study*, Routledge, London, U.K.
- Sitari, Taimi (1983). *Settlement changes in the Bagamoyo district of Tanzania as a consequence of villagization*, Reprint from FENNA 161:1, Development and culture research 5, Bahamoyo Project Institute of Development Studies, University of Helsinki, Finland, and Scandinavian Institute of African Studies, Sweden.
- Sosovele, H., J. Boesen and F. Maganga (2005). *Social and environmental impact of irrigation farming in Tanzania: Selected cases*, Dar es Salaam University Press, Tanzania.
- Suzanne, W., J. Seed and A. Mwau (1994). *The Oxfam gender training manual*, Oxfam, Oxford, U.K.
- Sweetman, Caroline (ed.) (2000). *Gender in the 21st century*, Oxfam, U.K.
- Swedish International Development Agency (2001). *Gender mainstreaming: A cross-cutting system*, February 2001, Lao-Swedish Forestry Program.
- Tanaka, Yumiko, and Eiji Yamaji (2012). Gendered issues of land re-allocation and water rights: A case in Lower Moshi irrigation scheme in Kilimanjaro region, Tanzania. *Journal of Rural Planning*, Tokyo, Japan, 31: 231-236.
- Tanzania Women Lawyers Association (TAWLA) and Gender Land Task Force (2012) Mwanamke na Ardhi (Women and Land), (<http://www.youtube.com/watch?v=LXyi2i59T84&feature=youtu.be>, accessed 28 April 2013).
- Thomas-Slayter, B., E. Andrea Lee and M. D. Shields (1993). *Tools for gender analysis: A Guide to field methods for bringing gender into sustainable resource management*, Clark University, Boston, U.S.A.
- _____, R. Polestico, E. Andrea Lee, et al (1995). *A manual for socio-economic and gender analysis, responding to the development challenge*, Clark University, Boston, U.S.A.
- Tinker, Irene (ed.) (1990). *Persistent inequalities: Women and world development*, Oxford University Press, New York, U.S.A.
- Tripp, Aili Mari (2004). Women's movements, customary law, and land rights in Africa: The case of Uganda, *African Studies Quarterly*, 7(4): 1-19, (<http://www.africa.ufl.edu/asq/v7/v7i4a1.htm>, accessed 7 May 2013).
- Tsikata, Dzodzi (2001). *Land tenure reform and women's land rights: Recent debates in Tanzania*, A paper prepared for the United Nations Research Institute for Social Development (UNRISD) Project on Agrarian Change, Gender and Land Rights, Geneva, Switzerland (draft paper), (<http://xa.yimg.com/kq/groups/20187214/2001799017/name/Dzodzi+Tsikata%26%2339%3Bs+Paper+on+Land+Reforms.pdf>, accessed 1 June 2013).

- UNICEF (1994). *Gender equity and women's empowerment*, Gender and Training Section and Training Staff and Development Section, New York, U.S.A.
- United Nations Development Program Tanzania (2010). *Experiences with multifunctional platforms (MFPs)*, A paper by UNDP, Dar es Salaam, Tanzania.
- URT (United Republic of Tanzania) (1977). *The constitution of the United Republic of Tanzania, Cap.2*, (<http://www.judiciary.go.tz/downloads/constitution.pdf>, accessed 17 May 2013).
- _____(1994). *Report of the presidential commission of inquiry into land matters, Vol. I: Land policy and land tenure structure*, The Ministry of Lands, Housing and Urban Development, in co-operation with the Scandinavian Institute of African Studies.
- _____(1997). *National land policy 1995: Second edition*, The Ministry of Lands and Human Settlements Development, Dar es Salaam, Tanzania, (<http://www.tzonline.org/pdf/nationallandpolicy.pdf>, accessed 17 May 2013).
- _____(1999). *The land act, 1999, Act supplement No.6, to the gazette of the United Republic of Tanzania: No.21 Vol.80, dated 21st May 1999*, Government Printer, Dar es Salaam, Tanzania.
- _____(2000a). *Agriculture: Performance and strategies for sustainable growth*, Dar es Salaam, Tanzania.
- _____(2000b). *Country report on implementation of the Beijing Platform for Action, Beijing + 5*, Tanzania.
- _____(2001a). *Rural development strategy*, Prime Minister's Office, Tanzania.
- _____(2001b). *Agricultural sector development strategy*, Tanzania.
- _____(2002a). *The law of marriage act, Chapter 29 (Principal Legislation)*, Revised Edition 2002, Government Printer, Dar es Salaam, Tanzania.
- _____(2002b). *The land registration act, Chapter 334*, Government Printer, Dar es Salaam, Tanzania.
- _____(2002c). *The rural farmlands (acquisition and regrant) act, Chapter 22 of the Law*, Principal Legislation, Revised Edition of 2002, Government Printer, Dar es Salaam, Tanzania.
- _____(2002d). *Household budget survey, 2000/01*, National Bureau of Statistics, Dar es Salaam, Tanzania.
- _____(2002e). *Kilimanjaro region; Socio-economic profile*, National Bureau of Statistics and Kilimanjaro Regional Commissioner's Office, coordinated by the President's Office, Planning and Privatisation, Dar es Salaam, Tanzania.
- _____(2002f). *Tanzania population and housing census 2002*, (<http://www.nbs.go.tz/tnada/index.php/catalog/7>, accessed 3 January 2013).
- _____(2006). *National sample census of agriculture 2002/2003, Small holder agriculture, Volume II: Crop sector–national report*, National Bureau of Statistics, Ministry of Agriculture and Food Security, Ministry of Water and Livestock Development, Ministry of Cooperatives and Marketing, Presidents Office, Regional Administration and Local Government, Ministry of Finance and Economic Affairs, Zanzibar, Tanzania.
- _____(2007a). *Analytical report for integrated labour force survey (ILFS)2006*, National Bureau of Statistics, Ministry of Finance and Economic Affairs, Dar es Salaam, Tanzania.

- _____(2007b). *National sample census of agriculture 2002/2003, Volume IX: Gender profile of small holder rural agriculture in Tanzania*, National Bureau of Statistics, Dar es Salaam, Tanzania.
- _____(2009a). *Household budget survey 2007*, National Bureau of Statistics, Ministry of Finance and Economic Affairs, Dar es Salaam, Tanzania.
- _____(2009b). *Household budget survey 2007, Summary report*, National Bureau of Statistics, Ministry of Finance and Economic Affairs, Dar es Salaam, Tanzania.
- _____(2009c). *National rice development strategy (final draft)*, Ministry of Agriculture Food Security and Cooperatives, Dar es Salaam, Tanzania.
- _____(2009d). *Research on poverty alleviation(REPOA)-Gender audit report (Draft)*, The Gender Mainstreaming Working Group for Macro-Policies (GMWG-MP), Ministry of Agriculture, Food Security and Cooperatives, Dar es Salaam, Tanzania.
- _____(2010a). *National sample census of agriculture 2007/2008: Preliminary report*, National Bureau of Statistics, Ministry of Finance, Dar es Salaam, Tanzania.
- _____(2010b). *Tanzania gender indicators booklet 2010*, Poverty Eradication and Economic Empowerment Division, Ministry of Finance and Economic Affairs, Dar es Salaam, Tanzania.
- _____(2011a). *Tanzania in figures 2010*, National Bureau of Statistics, Ministry of Finance, Dar es Salaam, Tanzania.
- _____(2011b). *Tanzania demographic and health survey 2010*, National Bureau of Statistics, Dar es Salaam, Tanzania.
- _____(2011c). *Tanzania demographic and health survey 2010: Key findings*, National Bureau of Statistics, Dar es Salaam, Tanzania.
- _____(2013a). *2012 Population and Housing Census: Population Distribution by Administrative Units, Key Findings*, National Bureau of Statistics (NBS) and Office of Chief Government Statistician (OCGS), Zanzibar, Dar es Salaam, Tanzania.
- _____(2013b). *2012 Population and Housing Census: Population Distribution by Age and Sex*, National Bureau of Statistics (NBS) and Office of Chief Government Statistician (OCGS), Zanzibar, Dar es Salaam, Tanzania.
- Upperman, Els (2000). Gender relations in a traditional irrigation scheme in northern Tanzania, in Creighton, Colin and Omari, C.R. ed., *Gender, family and work in Tanzania*, Ashgate, U.K., 357-379.
- USAID (2009). *Global food security response: West Africa rice value chain analysis*, Micro Report 161, Washington D.C., U.S.A.
- Van Koppen, Barbara (1998). *Water rights and poverty alleviation: Inclusion and exclusion of resource-poor women and men as rights holders in externally supported irrigation development*, Agriculture and Human Values 15, 361-374, Kluwer Academic Publishes, Netherlands.
- _____, Lesley Hope and W. Colenbrander (2012). *Gender aspects of small-scale private irrigation in*

Africa, International Water Management Institute (IWMI), Colombo, Sri Lanka, 17p. (IWMI Working Paper 153).

Yngstrom, Ingrid (2002). Women, wives and land rights in Africa: Situating gender beyond the household in the debate over land policy and changing tenure system, *Oxford Development Studies*, 30(1):21-40, (<http://www.tandfonline.com/loi/cods20>, accessed 25 November 2012).

World Bank (2009). *Tanzania, accelerated food security*, Washington D.C., U.S.A.

_____(2011). *The little data book on gender*, Washington D.C., U.S.A.

Zwarteveen, Margreet Z. (1994). *Linking women to the main canal: Gender and irrigation management*, Gatekeeper series no.SA54, International Institute for Environment and Development.

_____(1997). Water: from basic needs to commodity: A discussion on gender and water rights in the context of irrigation, *World Development*, 25(8): 1335-1349.

[In Swahili]

Jamhuri ya Muungano wa Tanzania (2002). *Sheria ya Ardhi ya Vijiji [Sheria Na. 5 ya Mwaka 1999]*, Kimepigwa Chapa na Mpingachapa wa Serikali, Dar es Salaam, Tanzania.

(Translation: United Republic of Tanzania (2002). *Village Land Act [Law No. 5 of 1999]*, Government Printer, Dar es Salaam, Tanzania)

Marealle, Petro Itosi (2002). *Maisha ya Mchagga hapa Duniani na Ahera*, Mkuki na Nyota Publishes, Dar es Salaam, Tanzania.

(Translation: Marealle, Petro Itosi (2002). *Life of Chagga in present and future life after death*, Mkuki na Nyota Publishes, Dar es Salaam, Tanzania)

【日本語文献】

秋津元輝, 藤井和佐, 澁谷美紀, 大石和男, 柏尾珠紀 (2007) 『農村ジェンダー—女性と地域への新しいまなざし』 昭和堂: 京都.

青山道夫 (編) (1963) 『アフリカの土地慣習法の構造』 アジア経済研究シリーズ第 48 集, アジア経済研究所: 東京.

天野寛子, 粕谷美砂子 (2008) 『男女共同参画時代の女性農業者と家族』 ドメス出版: 東京.

雨宮洋美 (2003) 『タンザニアの村土地・土地法施行及び土地所有権の実態調査』 国際協力機構 (JICA) 国際協力総合研修所: 東京.

荒木美奈子 (2006) 「タンザニア南西部マテンゴ高地における「地域開発」—プロジェクトと住民のインターアクションに注目して」 『開発学研究』 17 (1) :15-20.

____ (2011a) 「コーヒーからみえてくるグローバル化とは—タンザニアのコーヒー生産農民の営み」 小林誠, 熊谷圭知, 三浦徹 (編) 『グローバル文化学—文化を越えた協働』 法律文化社: 京都, 86-103.

- ____ (2011b) 「『ゆるやかな共』の創出と内発的発展—ムビンガ県キンディンバ村における地域開発実践をめぐる」 掛谷誠,伊谷樹一(編)『アフリカ地域研究と農村開発』京都大学学術出版会:京都, 300-324.
- 池田悦子 (2002a) 『平成13年度キリマンジャロ農業技術者訓練センター・フェーズII ジェンダー分野専門家報告書(短期)』 JICA:東京.
- ____ (2002b) 『平成14年度キリマンジャロ農業技術者訓練センター・フェーズII ジェンダー分野専門家報告書(短期)』 JICA:東京.
- ____ (2003) 『専門家業務完了報告書』 JICA:東京.
- 池野旬 (1998) 「タンザニアの農村インフォーマル・セクター 国民経済の新たな担い手を求めて」 池野旬・竹内進一編『アフリカのインフォーマル・セクター—再考』アジア経済研究所:東京, 145-176.
- ____ (編) (1999) 『アフリカ農村像の再検討』日本貿易振興会アジア経済研究所:東京.
- ____ (2010) 『アフリカ農村と貧困削減—タンザニア 開発と遭遇する地域』京都大学学術出版会:京都.
- 池本幸生 (2010) 「GDPに代わる真の豊かさ指標を求めて」『科学』, 80 (3) : 300-301.
- ____, 金氣興 (2008) 「有機農業とケイパビリティ・アプローチ」『国学院経済学』 56 (3-4) .
- ____, 新江利彦 (2005) 「貧困政策とケイパビリティ:ベトナムの事例」『財政と公共政策』27 (2) .
- 石井洋子 (2007) 『開発フロンティアの民族誌—東アフリカ・灌漑計画のなかに生きる人々』御茶の水書房:東京.
- 石田浩 (2012) 「社会科学における因果推論の可能性」『理論と方法』 27 (1) : 1-18.
- 石谷孝佑編 (2009) 『米の事典 稲作からゲノムまで』幸書房:東京.
- 伊藤信也 (2008) 「男女平等とケイパビリティ・アプローチ—アマルティア・センをてがかりに」
Bulletin of Osaka University of Pharmaceutical Sciences 2, 27-37, 大阪.
- 今村奈良臣,八木宏典,水谷正一,坪井伸広 (1999) 『水資源の枯渇と配分』全集世界の食料 世界の農村 10, 農村漁村文化協会:東京.
- ウィリアムズ, スザンヌ, ジェネット・シード, アデリーナ・ムワウ (2011) 『オクスファム男女共同参画マニュアル』(川中信訳) 北樹出版:東京.
- 上田元 (2001) 「タンザニアの経済自由化と農村零細企業の形成過程—メル人社会における乳牛飼育と牛乳家内加工」高根務(編)『アフリカの政治経済変動と農村社会』アジア経済研究所:千葉, 307-364.
- 上野千鶴子 (1998) 『ナショナリズムとジェンダー』青土社:東京.
- ____ (2001) 『家父長制と資本制—マルクス主義フェミニズムの地平』岩波書店,東京.
- ____ (2002) 『差異の政治学』岩波書店:東京.
- 榎木とも子 (2004) 『平成16年度キリマンジャロ農業技術者訓練センター・フェーズ2 計画 ジェンダー分野専門家報告書(短期)』 JICA:東京.
- エンゲルス,F. (1991) 『家族・私有財産・国家の起源』(戸原四郎訳) 岩波書店:東京.

- 大沢真理 (2002) 『男女共同参画社会をつくる』NHK ブックス:東京, 236-238.
- ____ (2007) 『現代日本の生活保障システム 座標とゆくえ』岩波書店,東京, 26:30.
- ____ (2008) 「三つの福祉政府体系と当事者主権」上野千鶴子, 中西正司(編) 『ニーズ中心の福祉社会へ 当事者主権の次世代福祉戦略』医学書院:東京, 179-181.
- 小國和子 (2003) 『村落開発支援は誰のためか—インドネシアの参加型開発協力に見る理論と実践』明石書店:東京.
- ____ (2005) 「村落開発援助におけるエンパワーメントと外部者のまなび」佐藤寛編『援助とエンパワーメント』アジア経済研究所:千葉, 131-156.
- ____ (2011) 「開発援助実践のフィールドワーク」佐藤寛,藤掛洋子編『開発援助と人類学』明石書店:東京, 128-153.
- 改訂農村計画学編集委員会編 (2009) 『改訂農村計画学』農業農村工学会:東京.
- 外務省 (2009) 「国別データブック[28]タンザニア」,
 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/kuni/09_databook/pdfs/05-28.pdf: 参照日 :
 2013年1月2日) .
- 角田宇子 (2005) 「灌漑水利組合と社会関係資本」『援助と社会関係資本 ソーシャルキャピタル論の可能性』アジア経済研究所:千葉, 173-202.
- 掛谷誠,伊谷樹一(編著) (2011) 『アフリカ地域研究と農村開発』京都大学学術出版会:京都.
- 勝俣誠 (2013) 『新・現代アフリカ入門—人々を変える大陸』岩波書店:東京.
- 北川勝彦,高橋基樹(編著) (2010) 『アフリカ経済論』現代世界経済叢書 8,ミネルヴァ書房:東京.
- キリマンジャロ農業開発センター (KADC) (1996) 「キリマンジャロ農業開発計画 (KADP) プロジェクト概要」 KADP, モシ:タンザニア.
- 栗田和明・根本利通(編) (2006) 『タンザニアを知るための60章』明石書店:東京.
- コウバーン,シンシア (2004) 『紛争下のジェンダーと民族—ナショナル・アイデンティティを越えて』(藤田真利子訳) 明石書店:東京.
- 国際開発学会編 (2010) 『貧困のない世界を目指して—国際開発学会20年の歩み』同友館:東京.
- 国際開発機構(一般財団法人)(FASID) (2013) 『ジェンダー平等政策・制度支援の評価(第三者評価) 報告書』平成24年度外務省 ODA 評価, 東京.
- 国際協力事業団 (JICA) (1980) 『タンザニア連合共和国ローアモシ農業開発計画実施調査報告書(主報告書)』,東京.
- ____ (1981) 『タンザニア連合共和国キリマンジャロ農業開発センター計画打合せ・巡回指導チーム報告書』東京.
- ____ (1989) 『タンザニア共和国キリマンジャロ農業開発計画専門家総合報告書』瀬古良勝(平成元年6月) 東京.
- ____ (1991a) 『分野別(開発と女性) 援助研究会報告書』東京.
- ____ (1991b) 『タンザニア国キリマンジャロ農業開発計画評価調査報告書』東京.

- ____ (1995)『農村生活改善のための女性の技術向上検討事業』(フェーズ II) 第一年次報告書, 東京.
- ____ (1996) 「キリマンジャロ農業開発計画 (KADP) プロジェクト概要」(菅原清吉), キリマンジャロ, タンザニア, 33 頁。
- ____ (1998)『農村生活改善のための女性に配慮した普及活動基礎調査報告書・タンザニア』, 東京.
- ____ (1999a)『農林業協力のための WID/ジェンダー・ハンドブック』農林水産開発調査部, 東京.
- ____ (1999b)『タンザニア連合共和国キリマンジャロ農業技術者訓練センター計画終了時評価報告書』東京.
- ____ (1999c)『国別ジェンダー情報 (タンザニア)』企画部, 東京.
- ____ (2000)『タンザニア・キリマンジャロ農業技術者訓練センター計画フェーズ II 事前調査団報告書』(平成 12 年 8 月) 東京.
- ____ (2001)『タンザニア・キリマンジャロ農業技術者訓練センター・フェーズ II 計画実施協議調査団報告書』東京.
- ____ (2002a)『タンザニア国地方開発セクタープログラム策定支援調査 第 4 回国内支援委員会農業背景調査中間報告』国際開発センター:東京.
- ____ (2002b)『開発課題に対する効果的アプローチ 農村開発』国際協力総合研究所, 東京.
- ____ (2002c)『タンザニア連合共和国キリマンジャロ農業技術者訓練センター計画実施協議調査団報告書』2002 年 5 月, 東京.
- 国際協力機構 (JICA) (2003)「プロジェクト進捗総括」2003 年 7 月, 東京.
- ____ (2007)『タンザニア国灌漑農業技術普及支援体制強化計画事前評価調査団報告書』農村開発部:東京.
- ____ (2009a)『タンザニア連合共和国地方自治のための参加型計画策定とコミュニティー開発強化プロジェクト事前調査 (実施協議) 報告書』JICA タンザニア事務所.
- ____ (2009b)『課題別指針: ジェンダーと開発』公共政策部/ジェンダーと開発タスクフォース, 東京.
- ____ (2010)『アフリカ CARD イニシアティブータンザニアの稲作振興におけるジェンダー分析調査報告書』農村開発部:東京.
- ____ (2011)『コミュニティー協働型地方行政支援アプローチハンドブック』産業開発・公共政策部ガバナンスタスクフォース:東京.
- ____ (2012)『タンザニア国灌漑農業技術普及支援体制強化計画終了時評価報告書』農村開発部:東京.
- 国際農林業協働協会 (JAICAF) (2010a)『ODA と農産物貿易に関する政策一貫性に関する基礎調査報告書 タンザニア・モザンビークにおけるコメおよびトウモロコシ』東京.
- ____ (JAICAF) (2010b)『タンザニア, コメ生産能力強化 協力準備調査中間報告』東京.
- 国際連合食糧農業機関 (FAO) (2008)『世界の食糧不安の現状 2008 年報告書』(社) 国際農林業

- 協働協会 (JAICAF) :東京.
- 国連開発計画 (UNDP) (1995) 『ジェンダーと人間開発』 人間開発報告書 1995, (広野良吉,北谷勝秀,佐藤秀雄監修) 国際協力出版会:東京.
- 児玉由佳 (2005) 「エチオピア・アムハラ州における女性貧困層の分析」 平野克己 (編) 『アフリカ経済実証分析』 アジア経済研究所:千葉, 265-295.
- 近藤史 (2011) 『タンザニア南部高地における在来農業の創造的展開と互助労働システム—谷地耕作と造林焼畑をめぐる』 京都大学アフリカ研究シリーズ 003, 京都大学アフリカ地域資料研究センター, 松香堂書店:京都.
- コンネル, R. (2008) 『ジェンダー学の最前線』 (多賀太監訳) 世界思想社:京都.
- 齋藤晴美監修 (2008) 『アフリカ農業と地球環境』 家の光協会:東京.
- 齋藤文彦 (編) (2002) 『参加型開発—貧しい人々が主役となる開発へ向けて』 日本評論社:東京.
- 佐藤仁 (2003) 「開発研究における事例分析の意義と特徴」 国際開発研究, 12 (1) , 1-15.
- ____ (2008) 『人びとの資源論』 明石書店:東京.
- ____ (2008) 『希少資源のポリティクス』 東京大学出版会:東京.
- ____ (2008) 『資源を見る眼—現場からの分配論』 (未来を拓く人文・社会科学) 東信堂:東京.
- ____ (2011) 『「持たざる国」の資源論—持続可能な国土をめぐるもう一つの知』 東京大学出版会:東京.
- 佐藤千鶴子 (2001) 「南アフリカ白人農場地帯における土地改革」 高根務 (編) 『アフリカの政治経済変動と農村社会』 アジア経済研究所:千葉, 61-96.
- 佐藤奈穂 (2007) 『カンボジアにおける土地登記の進展と女性の権利』 龍谷大学アフラシア平和開発研究センター アフラシア研究 (4), 龍谷大学アフラシア平和開発研究センター, 滋賀県.
- 佐藤政良 (1999) 『水土を拓いた人びと』 農文協:東京.
- ____ (2007a) 『アジアモンスーン地域における農民参加型末端整備・水管理指針』 日本水土総合研究所:東京.
- ____ (2007b) 『水土の知を語る (Vol.12) 海外技術交流を考える—その 1—中国の農業水利』 日本水土総合研究所:東京.
- ____ (2009a) 「参加型水管理支援事業の自立発展性評価の現状分析」 農業農村工学会論文集:東京, (265): 57-68.
- ____ (2009b) 『水土を拓く「知の連環」』 農業農村工学会:東京.
- ____ (2009c) 『世界の統合的水資源管理』 みらい:岐阜.
- 澤田康幸 (他) (2006) 「貧困削減におけるインフラの役割—スリランカ・パキスタンにおける JBIC 灌漑事業のインパクト評価」 国際協力銀行 『開発金融研究所報』 2006 年 11 月第 32 号, 東京.
- サンセリ, タデウス (2006) 「マジマジ反乱 (タンザニア) 再考—ジェンダー史とナショナリスト歴史学の伝統」 富永智津子, 永原陽子 (編著) 『新しいアフリカ史像を求めて—女性・ジ

- エンダー・フェミニズム』御茶の水書房:東京, 227-254.
- 重富真一 (他) (2009) 『アジア・コメ輸出大国と世界食糧危機—タイ・ベトナム・インドの戦略』アジア経済研究所:千葉.
- 島田周平 (2007a) 『アフリカ 可能性を生きる農民—環境—国家—村の比較生態研究』京都大学学術出版会:京都.
- ____ (2007b) 『現代アフリカ農村—変化を読む地域研究の試み—』日本地理学会海外研究叢書 6, 古今書院:東京.
- 志村博康 (1992) 『水利の風土性と近代化』東京大学出版会:東京.
- ____ (1995) 「水利の近代化—水田農耕文化圏の風土的課題」『学術研究の動向』48 (11) :13-17.
- 下村恭民, 小林誉明 (2009) 『貧困問題とは何であるか: 「開発学」への新しい道』勁草書房:東京.
- シヴァ、ヴァンダナ (1994) 『生きる歓び—イデオロギーとしての近代科学批判』(熊崎実訳) 築地書館:東京.
- 杉山裕子 (2001) 「ザンビアにおける農業性施区の変遷とベンバ農村」高根務 (編) 『アフリカの政治経済変動と農村社会』アジア経済研究所:千葉, 223-278.
- セン, アマルティア (2004) 『自由と経済開発』(石塚雅彦訳) 日本経済新聞社, 東京.
- ____ (2008) 『貧困の克服』(大石りら訳) 集英社:東京.
- ____ (2009) 『グローバリゼーションと人間の安全保障』(加藤幹雄訳) 日本経団連出版:東京.
- ____ (2010a) 『不平等の再検討—瀬在能力と自由』(池本幸生, 野上裕生, 佐藤仁訳) 岩波書店:東京.
- ____, 後藤玲子 (2010b) 『福祉と正義』東京大学出版会:東京.
- ____ (2011) 『正義のアイディア』(池本幸生訳) 明石書店:東京.
- 高橋基樹 (2010) 『開発と国家—アフリカ政治経済論序説』開発経済学の挑戦 3, 勁草書房:東京.
- 高根務 (編) (2001) 『アフリカの政治経済変動と農村社会』アジア経済研究所:千葉.
- ____ (2007) 『マラウィの小農—経済自由化とアフリカ農村』アジア経済研究所:千葉.
- 竹内潔 (編) (2007) 『アジア・アフリカ地域の「在来の知」の総合的研究 報告書』平成 20 年度富山大学学長裁量経費研究プロジェクト (<http://hdl.handle.net/10110/10632>: 参照日 2012 年 12 月 8 日)
- 竹内進一 (2001) 「ルワンダの政治変動と土地問題」高根務 (編) 『マラウィの小農—経済自由化とアフリカ農村』アジア経済研究所:千葉, 15-60.
- ____ (2008) 「ルワンダのガチャチャ その制度と農村社会にとっての意味」竹内進一 (編) 『戦争と平和の間 紛争勃発後のアフリカと国際社会』アジア経済研究所:千葉, 317-347.
- 田中由美子 (2004) 「国際協力におけるジェンダー主流化とジェンダー政策評価: 多元的視点による政策評価の一考察 (第一部) (第二部)」『日本評価研究』4 (1) : 20-30, 及び 4 (2) : 1-12.
- ____, 大沢真理, 伊藤るり (編著) (2002) 『開発とジェンダー: エンパワーメントの国際協力』国際協力出版会:東京.

- _____ (2007) 『タンザニア国灌漑農業技術普及支援体制強化計画（タンライス）事前調査ジェンダー分野）報告書』 JICA アジア地域支援事務所:タイ.
- _____ (2008) 「インド国マディヤ・プラデシュ州リプロダクティブヘルス・プロジェクト（フェーズ2）報告書」 JICA アジア地域支援事務所:タイ, (70頁).
- _____ (2012) 『タンザニア国灌漑農業技術普及支援体制強化計画（タンライス）運営指導調査団報告書（ジェンダー分野）』 JICA:東京.
- 谷富夫、芦田徹郎編 (2010) 『よくわかる質的社会調査 技術編』 ミネルヴァ書房, 京都.
- 辻村英之 (1999) 『南部アフリカの農村協同組合—構造調整政策下における役割と育成』 日本経済評論社:東京.
- 坪井ひろみ、ノズル・イスラム・チョウドリ (2006) 「貧困世帯の貯蓄と遺産—女性の意識と行動」 松井範惇, 池本幸生 (編) 『アジアの開発と貧困：可能性, 女性のエンパワーメントとQOL』 明石書店:東京, 207-225.
- デルフィ, C. (1996) 『なにが女性の主要な敵なのか ラディカル・唯物論的分析』 (井上たか子, 加藤康子, 杉藤雅子訳) 勁草書房:東京.
- 鶴見和子 (1996) 『内発的発展論の展開』 筑摩書房:東京.
- 徳本靖 (2010) 「タンザニア 現地報告書」, (株) 徳本適正技術研究所:千葉.
- 富永智津子 (2001) 『ザンジバルの笛 東アフリカスワヒリ世界の歴史と文化』 未来社:東京.
- _____, 永原陽子 (編著) (2006) 『新しいアフリカ史像を求めて—女性・ジェンダー・フェミニズム』 御茶の水書房:東京.
- _____ (2010) 「アフリカ史を読み解く—女性の歩みから」 峯陽一, 武内進一, 笹岡雄一 (編) 『アフリカから学ぶ』 有斐閣:東京, 97-125.
- 中島通子 (1986) 「相続問題と女性」 丸岡秀子 (編) (1986) 『変貌する農村と婦人』 家の光協会 東京.
- 二木光 (2008) 『アフリカ「貧困と飢餓」克服のシナリオ』 社団法人農山漁村文化協会:東京.
- 日本ソーシャルインクルージョン推進会議 (2007) 『ソーシャル・インクルージョン：格差社会の処方箋』 中央法規出版:東京.
- ヌスバウム, マーサ C. (2005) 『女性と人間開発 潜在能力アプローチ』 (池本幸生, 田口さつき, 坪井ひろみ訳) 岩波書店:東京.
- 根本利通 (2011) 『タンザニアに生きる—内側から照らす国家と民衆の記録』 昭和堂, 京都.
- 農業総合研究所編 (1993) 『タンザニア・キリマンジャロ農業開発計画下における農家経済の動向 (II) —ローア・モシ地域第2次農家調査から』 アフリカ農業研究資料4 (平成5年3月), 東京.
- _____ (1989) 『タンザニア・キリマンジャロ農業開発計画下における農家経済の動向』 アフリカ農業研究資料3 (平成元年3月), 東京.
- 農業問題研究学会編 (2008) 『土地の所有と利用—地域営農と農地の所有・利用の現時点』 現代の農業問題3, 筑波書房:東京.

- バーガー,アリス, E.フランシス・ホワイト (2004)『アフリカ史再考—女性・ジェンダーの視点から』(富永智津子訳) 未来社:東京.
- パットナム,ロバート D. (2009)『哲学する民主主義: 伝統と改革の市民的構造』(河田潤一訳) NTT 出版:東京.
- 花谷厚 (2010)「アフリカ農村再生への道 『コミュニティ』開発の可能性を探る」峯陽一,武内進一, 笹岡雄一 (編) (2010)『アフリカから学ぶ』有斐閣:東京, 227-257.
- 濱嶋朗, 竹内郁郎, 石川晃弘編 (2003)『社会学小辞典 [新版]』有斐閣, 東京.
- 原田陽子 (2005)『専門家業務完了報告書』 JICA, 2005 年 9 月, 東京.
- ____ (2006)『タンザニア国キリマンジャロ農業技術者訓練センター・フェーズ II 計画 ジェンダー主流化短期専門家派遣業務完了報告書』 JICA:東京.
- 平田真太郎 (2007, 2009)「ケニアにおける土地制度改革の法社会的分析 (1), (2), (3)」, 横浜国際社会科学研究所, 2007:11(4&5):33-53, 2007:12(1):41-59, 2009:13(4&5):32-50, 横浜.
- 平野克己 (2010)『アフリカ問題—開発と援助の世界史』日本評論社:東京.
- 藤井和佐 (2011)『農村女性の社会学—地域づくりの男女共同参画』昭和堂:京都.
- 古沢希代子 (2006)「灌漑開発援助とジェンダー—ラオスにおける現地調査を中心に」『経済と社会』東京女子大学社会学紀要 (34) :1-36, 東京.
- ____ (2010)「女性と灌漑—紛争後の東チモールにおける水利組織とジェンダー」 (I), 『経済と社会』東京女子大学社会学会紀要 (38) :25-56, 東京.
- 細見眞也, 島田周平, 池野旬 (1996)『アフリカの食糧問題—ガーナ・ナイジェリア・タンザニアの事例』研究双書 463, アジア経済出版会:東京.
- 松井範惇, 池本幸生 (編) (2006)『アジアの開発と貧困: 可能性, 女性のエンパワーメントと QOL』明石書店:東京.
- 丸岡秀子 (編) (1986)『変貌する農村と婦人』家の光協会:東京.
- 水野広祐, 重富真一 (編) (1997)『東南アジアの経済開発と土地制度』アジア経済研究所:東京.
- 峯陽一, 武内進一, 笹岡雄一 (編) (2010)『アフリカから学ぶ』有斐閣:東京.
- 村松安子, 村松泰子 (編) (1995)『エンパワーメントの女性学』有斐閣:東京.
- 村松安子 (2005)『「ジェンダーと開発」論の形成と展開』未来社:東京.
- ムビリニ, マージョリー (2006)「タンザニアにおける女性史研究—過去と現在」富永智津子, 永原陽子 (編著)『新しいアフリカ史像を求めて—女性・ジェンダー・フェミニズム』御茶の水書房:東京, 27-52.
- モーザ, キャロライン (2000)『ジェンダー・開発・NGO—私たち自身のエンパワーメント』(久保田賢一, 久保田真弓訳) 新評論:東京 (1996 初版第一刷) .
- 吉田昌夫 (1975)「アフリカにおける土地保有制度の特質と農業社会の変容」吉田昌夫 (編)『アフリカの農業と土地保有』アジア経済研究所:東京, 1-12.
- ____ (1990)『世界現代史 14 アフリカ現代 II』山川出版社:東京.
- ____ (1997)『東アフリカ社会経済論—タンザニアを中心として』古今書院:東京.

- ____ (1999) 「東アフリカの農村変容と土地制度変革のアクター—タンザニアを中心に」、池野洵 (編) 『アフリカ農村像の再検討』 日本貿易振興会アジア経済研究所:千葉, 3-58.
- ____ (2001) 「グローバリゼーションの影響としてのアフリカ債務問題」 『国際研究』 17.
- ____ (2010) 「アフリカの独立から 50 年—内側から見たアフリカの動態」 峯陽一, 武内進一, 笹岡雄一 (編) 『アフリカから学ぶ』 有斐閣:東京, 31-59.
- 渡辺めぐみ (2009) 『農業労働とジェンダー—生きがいの戦略』 有信堂高文社:東京.

注) JICA (Japan International Cooperation Agency) は、1974 年に設立された特殊法人国際協力事業団、および 2003 年 10 月に改組した独立行政法人国際協力機構の双方を指す。JICA は、さらに 2008 年 10 月、国際協力銀行 (JBIC) の円借款部門と統合したが、その時点におけるさらなる名称変更はない (2014 年 1 月現在)。

おわりに

本論では、政策としてのジェンダー主流化と女性のエンパワーメント・アプローチの基本概念をもとに、農村女性が「価値あると思う」関心や選択に注目し国際協力におけるジェンダー平等論の実証研究をおこなった。センは、開発とは単なる所得の向上ではなく、農村女性が享受する「自由」を拡大する過程であり、「自由としての開発」は、農村女性の脆弱さや無力さを取り込んだ包括的な開発概念であるという（セン 2004）。それは、農村女性が、自ら価値を認める生き方をすることができる自由である。

どの人にも立場に基づく限界や客観的幻想がある（セン 2011：245）。例えば農村女性が特定の状況に長くいたり、特定の役割を演じていると、考え方やその状態が固定化・状態化してしまい、不便性や不平等性を感じなくなってしまう。特に困窮した状態が長く続くと、自分の暮らしや人生は「そのようなもの」と受け入れてしまうかもしれない。また周囲の女性も同じような状態にあれば、なおさらである。しかし農村女性には、顕在化していないニーズや関心があるはずである。土地権との関連で考えると、特定の地域や部族において、土地は男子が所有し相続するものである、土地名義は世帯主の名義にすべきであるという慣習のなかで長期間暮らしていると、女性は土地を所有することなど考えたこともなかったり、女性が所有するものではないと思ひ込んだりする。しかし、タンザニアの農村において、土地を所有している、土地所有したいという女性が出現しているということは、土地所有が女性にとって「価値あると思う」こととして認識され選択されているということである。本研究を通じて、女性が土地を所有することについては、多様な「価値あると思う」ことが存在し、より良い暮らしをするために、土地を自己名義にすることや、管理権を取得すること、遺言を書くことなどの多様な組み合わせや選択があり、選択したことを行動に移し実現しようとする農村女性の発現が見られたことは新たな発見である。

農村女性にとって、農業技術や法律に関する研修を受ける機会が平等に提供されていたとしても、それ以外の要因（所得階層、物理的距離、慣習・宗教、ジェンダー、脆弱さや無力さなど）により、その機会を使えないことがある。また、土地所有について差別のない法律があったとしても、その法律を自らが「価値あると思う」ことを選択と行為に変換できるかどうかは、女性の関心、所有している情報、役割や行動規範、固有の状況、家族・親族関係、ジェンダー秩序、地域コミュニティの認知などにより異なり、全ての女性が平等に法律を活用しニーズの充足に転換できるわけではない。また平等な機会があったとしても、それを使いたいという関心が異なることもある。何かをしたり、何かになったり、

女性が欲するような暮らしを営む「自由」へと変換する方法は多様である。センは「人々が享受している価値ある自由に注目することによって、人々の暮らしを包括的に捉えられる...我々の自由をどう使うかを決めるのは究極的には我々自身である」と述べている（セン 2011:55）。より平等かつ不偏的な開発施策や事業は、農村女性が考える「価値あると思う」ことの延長線上にあると考える。

農村女性にとって何が「価値のあること/価値のないこと」なのかは、当事者に聞いてみないとわからないし、しかも、ある基準が他の女性にも共通するとは限らない。さらにすべての女性に何が価値のあることかを聞くことは不可能である。しかし、研究者が、勝手に価値をア・プリオリに設定してしまえば、そこからこぼれ落ちてしまうものがある。しかし価値づけに対する何らかの法則性とその要因を追及することは不可能ではない。このように考えて、本論での考察を重ねてきた。本論は、B. アガルワルをはじめとするジェンダー研究者が、これまでおこなってきた土地権の近代化過程におけるジェンダー差別や格差に関する分析に対して、正面からの反論を試みたものではない。近代化の過程にあると考えられるタンザニアの農村地域において、農村女性が価値あると思うこと、および既に行きとして選択していることがらを基盤として、女性および女性を取り巻く地域社会の変容にともない、変化しつつあるジェンダー秩序の形態を踏まえつつ、女性の選択に対する実現可能性を高めるための糸口を発見しようとしたものである。国際協力におけるジェンダー平等論に関する実証研究は、まだ緒に就いたばかりであり、さらなる実証研究の積み重ねを通じて、開発政策および事業へのインプリケーションを考察することが、農村女性のみならず農村社会のより良い暮らしを実現し、より包摂的かつ不偏的な（impartial）平等社会を構築していくための一助になると考える。

謝 辞

本研究を進めるにあたり、多くの方々に多大なるご協力とご支援を頂きました。心よりお礼申し上げます。

筆者の実務による経験と知識を論文という形にまとめることができたのは、ひとえに指導教官として終始一貫したご指導を賜った山路永司先生の根気強いご指導によるものであり、ここに深く感謝申し上げます。特にタンザニアで実施したフィールド調査では現場においても的確なご指導をいただきました。

審査委員会委員をしていただいた山路先生を始め、新領域創成科学研究科国際協力学専攻の先生方にも厚くお礼申し上げます。戸堂康之先生には、中間審査以前からご指導いただき、質的・量的分析手法および構造的論文構成についての的確かつ厳しいご指導をいただきました。同科の堀田昌英先生には、社会的意思決定論やゲーム理論の講義および論文構成や仮説形成に対するご指導をいただきました。同科の鈴木綾先生には、ご自身のアフリカにおける研究業績を踏まえた適切なアドバイスをいただき、中間審査から丁寧にご指導いただきました。社会科学研究所の大沢真理先生には、国際協力におけるジェンダー平等論および国際ジェンダー研究のフロンティアの視座からの卓越したご指導をいただきました。先生方には、あらためてここに感謝の意を表します。

本研究の過程では、山路研究室のメンバーに励まされ、多様な分野の研究発表を通じて研究とはどのようなものを学ぶことができました。同研究室の先輩である鶴井純さん、井上果子さん、高橋遼さん（戸堂研究室）、脇本有希さんには、研究室ゼミで卓越したコメントをいただきました。特に、井上果子さんとは、一緒に学会発表をおこない、一步先をゆく先輩として、細やかにアドバイスいただきました。また同期生の佐藤壮夫さんは、常に貴重な情報を共有してくださり、海外での学会発表でもお世話になりました。その他にも、同研究室で一緒に研究してきた、山口薫さん、上田隆文さん、大島圭子さん、羅小曼さん、Ches Sophy さん、Pun Ishwar さん、Bulga Battumur さん、斉藤麻侑子さん、遠藤珠美さんにも感謝申し上げます。

タンザニア科学技術委員会（COSTECH）からの研究許可取得のために推薦状を書いていただき、貴重な助言をしてくださった Dr. Rosemarie Mwaipopo ダル・エス・サラーム大学ジェンダーセンター長、Ms. Anne N. Assenga 農業食料安全保障省（MAFC）研修局長、および Mr. Mlay（もと MAFC 研修副局長）にも深く感謝申し上げます。また、JICA 国際協力人材部、JICA 農村開発部天目石課長、中村貴弘職員、JICA タンザニア事務所の勝田幸秀所長、本間穰次長、小濱和彦所員、塩谷所員をはじめとする所員の方々、JICA/TANRICE プロジェクトの富高元徳チーフアドバイザー、金森秀行チーフアドバイザー、大泉暢章専門家、関谷信人専門家、ボルト雅美専門家、村井専門家をはじめとする専門家の方々にも多大なご協力とご支援をいただき感謝申し上げます。特に、富高チーフアドバイザーと大泉専門家およびそのご家族には、研究当初から温かくご支援いただきました。ドライバーを務めてくれた Mr. Cuthbert Kimaro、Mr. Cosmas Peter、Mr. Magai にも感謝します。おかげさまで現

地において安全かつ効率的に移動することができました。

Mr. Godwin Chonjo ローアモシ灌漑事務所員、および Ms. Grace Mshanga キリマンジャロ農業研修センタージェンダー担当官には、現地調査に同行し忍耐強くスワヒリ語と英語の通訳をして下さったことに深く感謝申し上げます。ローアモシ灌漑事務所の Mr. R. Makange、Mr. Beatus Macha、Mr. Fredrick Mawolle、Mr. Benson Naeonansia、Ms. Adeline Mariki および Mr. Godwin Chonjo には、生活状況および土地所有に関する質問票調査の実施にご協力いただきました。Mr. Adam Pyuza キリマンジャロ農業研修所校長にもご支援いただきました。その他、ローアモシ灌漑地区のブロック・リーダーや、快く楽しく面接調査に応じてくれた数多くの農民男女の皆様にも心よりお礼申し上げます。たくさんの方の事を学習させていただきました。

友人としてフィールド調査のアドバイスをしてくださった原ひろ子城西国際大学客員教授、励まし続けてくださった伊藤るり一橋大学社会学研究科教授、貴重な助言をくださった高松香奈国際基督教大学准教授、長田華子茨城大学准教授、古沢希代子東京女子大学教授、および故人となった村松安子東京女子大学名誉教授に感謝いたします。ローアモシ灌漑地区の貴重な灌漑土木データを提供してくださった加藤和憲 JICA 国際協力専門員、および研究で多忙になった私の業務を快く分担してくださった同僚の久保田真紀子 JICA 国際協力専門員にも感謝いたします。最後に、ひたすら家事をしてくれた夫にはこれまでの迷惑を詫びるとともに心の支えとなってくれたことに感謝します。

本研究を実施するにあたり、社会科学研究所を通じて独立行政法人日本学術振興会からの科学研究費（学術研究助成基金助成金）基盤研究 C-No.23510341「経済インフラの社会ジェンダー分析 貧困削減と食料の安全保障へ向けて」（平成 23～25 年度）を活用させていただきました。また、同研究費の執行業務は平成 25 年度から独立行政法人国立女性教育会館に移管され、同会館の渡辺美穂研究員をはじめ担当部署の皆様に変にお世話になり心より感謝申し上げます。

最後に、本研究で忙しかったために、連絡が途絶えがちになり、気付かないうちに多大なご迷惑をおかけしているかもしれない方々にも、この場をお借りしてお詫びと感謝の意を表したいと思います。本研究で得られた新たな知見や研究成果を今後とも国際協力にかかわる業務および多様な活動を通じて活かしていきたいと思っていますので引き続きよろしく願い申し上げます。ありがとうございました。

2014 年 5 月

資料 A

タンザニアおよびローアモシ灌漑地区の概況

A.1 タンザニアの概況

タンザニアの人口は、44,928,923人で、そのうち43,625,354人(97%)は本土、1,303,569人(3%)がザンジバルにいる(2012年人口センサス)(URT 2013a:2)。タンザニアの全人口の51%は女性である(URT 2013:2)。

タンザニアは30州(region)の行政州からなり、そのうち25州が本土にある(図A.1)。首都ダルエスサラームの人口は、436万人で全人口の約10%を占める。人口増加率は、年平均2.7%で、減少傾向にある(キリマンジャロ州は1.8%)。人口密度は、平均51人/km²と低い。首都では、3,133人/km²と高い(キリマンジャロ州は124人/km²で、本土では3番目に高い)。平均世帯員数は、4.8人で、2002年の4.9人より多少減少している(キリマンジャロ州は4.3人)。

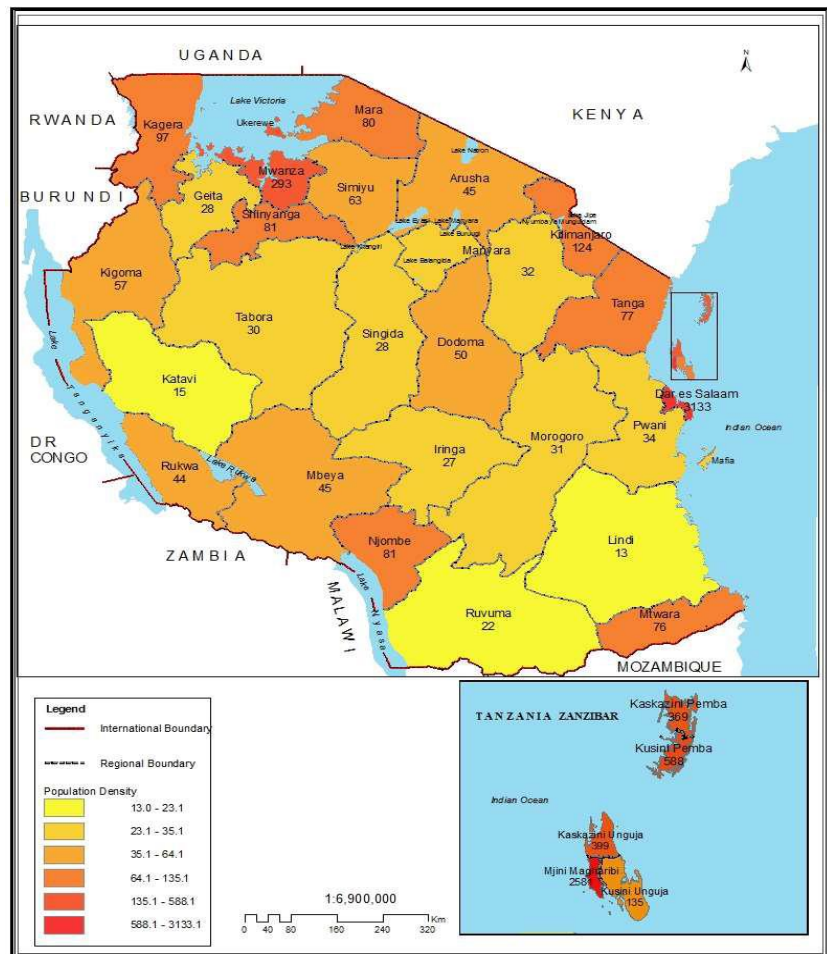


図 A.1 タンザニアの州別人口密度

出典：URT 2013a:7.

A.2 タンザニアにおける農業

1. 経済概況と貧困率

タンザニアの国内総生産（GDP）成長率は、1994年1.4%、1995年3.6%、その後は1997年に天候不順のため0.9%と伸び率が鈍化したが、1998年4.1%、それ以降2000年まで平均成長率3%以上と推移している。その後も、2002年5.9%、2004年7.0%、2008年7.4%、2012年7%と高い成長率となっている（URT 2002d: 4,5）¹²⁷。一人当たりGDPは、2001年US\$323だったが、2008年US\$440、2012年US\$545.2と増加した¹²⁸。1人当たり名目GDPを他国と比較すると、タンザニアはサブサハラ・アフリカ44カ国中29位である¹²⁹。

一日 1 ドル以下の貧困ライン以下で生活している人口の割合は高く、国家統計局の基準では、人口の 33.4%は貧困ライン以下となっている（2007）¹³⁰。特に農村部での貧困率は 37.6%、都市部では 16.4%となっており、農村部での貧困の度合いのほうが高い（URT 2009a）。絶対的貧困人口も増加しており、1991/92 年から 2000/01 年にかけて、貧困人口が約 200 万人増加したと報告されている。

タンザニア政府は、貧困削減を伴う経済成長を目指しており、国家開発計画に関連して、2000年以降は以下のような政策を策定・実施してきた。

- ① 国家成長および貧困削減戦略（National Strategy for Growth and Reduction of Poverty（NSGRP）（2005～2010年）（MKUKUTA）
- ② タンザニア開発ビジョン2025（Vision 2025）（2000年発表）：食料自給・安全保障、生活向上を最優先事項
- ③ タンザニア支援戦略（TAS）（2000年）
- ④ 国家貧困緩和戦略（NPES）（1998年）
- ⑤ 貧困削減戦略書（PRSP）（2002年）
- ⑥ 地方分権化政策（2011年を目標とする地方分権）
- ⑦ 地域開発戦略（RDS）

2. 農業の概況

全人口の約8割が農村に居住している。GDPに占める農業の比率は徐々に減少しており2012

¹²⁷ および世銀：<http://data.worldbank.org/country/tanzania>：参照日 2013年 11月 15日。

¹²⁸ （at current exchange rate）IMF：World Economic Outlook Database, September 2011.

¹²⁹ JETRO：http://www.jetro.go.jp/jfile/report/07000914/tz_pol_eco.pdf：参照日 2013年 11月 15日。
一人当たり GDI (ppp) では、2008年に US\$1,230 となり、世界 210 カ国中 188 番目となった World Bank（2009）. World Development Indicators Database：参照日 2009年 10月 7日。

¹³⁰ 世銀：<http://data.worldbank.org/country/tanzania>：参照日 2013年 11月 15日。

年では約26%である (FAO 2008)¹³¹。しかし、タンザニアの全世帯 (874万世帯) のうち、68%に相当する598万世帯が農村地域に住んでいる。さらに、農村世帯のうち農家世帯は583万戸で97%を占める (2007/08年) (表A.1)。つまり、タンザニアの全世帯のうち、約70%が農家世帯である。また、農業人口は、全労働者の80%、農村部所得の75%を占めている。キリマンジャロ州においても、全世帯 (34万世帯) のうちの70%は、農村世帯であり (24万世帯)、そのうち農家世帯は、約99%を占めている。キリマンジャロ州の全世帯のうち70%は農家世帯である。

表A.1 タンザニアにおける農村および都市部の世帯数 (2007/08年)

	農村世帯数 (農家) ①	農村世帯数 (非農家) ②	農村世帯数 (合計) ①+②=③	都市部の 世帯数 ④	全世帯数 (合計) ③+④
本土	5,706,329	142,383	5,848,712	2,66,3361	8,512,074
(キリマンジャロ州)	242,708	2,714	245,422	103,245	348,667
ザンジバル	132,193	5,163	137,356	92,412	229,768
合計(本土とザンジバル)	5,838,523	147,546	5,986,069	2,755,774	8,741,842

出典：URT 2010a: 9. より筆者作成。

農家世帯の約6割 (59.9%) は、2ヘクタール以下の小規模農家である。2~5ヘクタールを所有している中規模農家は、約3割 (30.2%)、5ヘクタール以上の大規模農家は、5.9%となっている (2007/08年)。ちなみに、1ヘクタール以下の農家は、全体の3割以上 (31.4%) を占める。さらに、穀物のみ生産している農家世帯数は約351万世帯、家畜のみは5万7千世帯、放牧は約4000世帯、穀物と家畜は約227万世帯である。したがって、穀物生産世帯総数は約578万世帯となる (表A.2)

表A.2 農家世帯の耕地所有面積別の農業形態 (2007/08年)

耕地所有 面積 (ha)	穀物のみ	家畜のみ	放牧のみ	穀物及び 家畜	合計
0.01-0.50	14.7	80.1	83.4	8.3	12.9
0.51-1.00	21.4	5.6	2.3	14.4	18.5
1.01-1.50	18.9	3.2	0.0	15.5	17.4
1.51-2.00	11.5	0.9	0.0	10.8	11.1
2.01-2.50	13.4	1.6	0.0	13.8	13.5
2.51-3.00	4.0	0.4	0.0	5.3	4.4
3.01-3.50	3.6	0.7	0.0	4.8	4.0
3.50-4.00	1.6	0.2	0.0	2.8	2.0
4.01-4.50	3.8	2.1	0.0	6.2	4.7
4.51-5.00	1.2	0.1	1.8	2.2	1.6
5.00以上	5.9	5.1	12.5	15.9	9.8
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

出典：URT 2010a:10.

¹³¹しかし、実際には、26.5% (2009年) という統計もある。および、JETRO:
http://www.jetro.go.jp/jfile/report/07000914/tz_pol_eco.pdf : 参照日 2013年11月15日。

タンザニアの主要な食料穀物 (staple foods) は、メイズとコメであるが、その他に、イモ、バナナなどもある。多くの農家がメイズを栽培しており、メイズは主要穀物生産の74%を占めている。メイズとコメの生産量は、2002/03年～2007/08年の間に、それぞれ約262万トンから544万トンへ、60万トンから140万トンへと、約2倍以上に増加した。単収もそれぞれ平均0.8トン/ha から 1.3トン/haへ、 1.0トン/haから 1.6トン/haへと増加している。他方で、同期間、キリマンジャロ州では、干ばつなどの影響により、メイズとコメの収量および単収は減少した (表A.3)。

表A.3 主要穀物 (メイズとコメ) の生産量と単収

	2002/03年				2007/08年			
	メイズ		コメ		メイズ		コメ	
	収穫量 (t)	単収 (t/ha)	収穫量 (t)	単収 (t/ha)	収穫量 (t)	単収 (t/ha)	収穫量 (t)	単収 (t/ha)
本土	2,613,970	0.8	594,619	1.0	5,438,776	1.3	1,399,681	1.6
(キリマンジャロ州)	105,222	1.1	10,724	3.5	150,138	1.4	8,831	1.8
ザンジバル	3,145	1.2	7,167	0.3	5,402	1.3	32,265	1.2
合計(本土とザンジバル)	2,617,115	0.8	601,786	1.0	5,444,178	1.3	1,431,946	1.6

出典 : URT 2010a:13.

農業セクターは、経済の主要な地位にあるとともに、食料の安全保障、所得向上、貧困削減に大きな役割を果たしている。しかし、タンザニアでは恒常的に食料が不足しており食料を輸入している。メイズの輸入は年々減少しているが、小麦およびコメは輸入増加の傾向を示している。作物生産量に対するメイズ、コメの平均輸入比率はそれぞれ7%、15%に達している。2001/02年の家計調査では、約36%の国民が基本的ニーズ (BHN) を満たしていない。

タンザニアの国土面積は、945,087km²で日本の約 2.5 倍あるが、耕作地 950 万 ha (全可耕地の約 22%)、灌漑可能地 2940 万 ha、灌漑耕作地は 27 万 ha (灌漑可能地の 1%)、その他 4,83 万 ha、可耕地の合計は 4400 万 ha となっている。なお、小規模農家所有地 (1190 万 ha)、大・中規模農地 (150 万 ha)、放牧地 (2600 万 ha) などである。農業が発展するポテンシャルは高いが、農業 GDP の成長率は 1997～2007 年において年 4.4%であり、最近は減少傾向にある。トウモロコシ、キャッサバ、マメ類の生産も年平均 3.5%で成長しているが、換金作物の 5.4%と比べると低い (国際農林業協働協会 (JAICAF) 2010a : 33)。

1961 年の独立当時には、特定の農産物輸出に特化した植民地経済に依存していた。サイザル麻、コーヒー、綿、紅茶、タバコ、カシューナッツの 6 大輸出作物は、当時輸出総額の約 6 割を占めていた。その後、サイザル麻の価格が低下したが、その他の 5 大作物で、1998 年まで輸出総額の約 5 割を占めてきた (池野 2010 : 67)。しかし、農産物の生産および輸出

量は、1980年代には、大規模な旱魃やオイルショックなどにより激減した。1999年以降は、金などの鉱物資源の輸出により、農産物輸出の割合は相対的に低下し、2005年時点では約2割になっている。現在、主な換金作物は依然として5大作物（コーヒー、綿、紅茶、タバコ、カシューナッツ）が占めているが、コメも換金作物として認識されている。

タンザニアの主食の大半は、トウモロコシである。主要作物の栽培面積では、トウモロコシ（345万ha）が一番多く、次いでキャッサバ、マメ類、コメ（70万ha）、ソルガムとなっている。生産量でも、トウモロコシ（262万トン）が最大で、次いでキャッサバ、サツマイモ、バナナ、コメ（60万トン）、ソルガム（22万トン）、ミレット（5.6万トン）となっている（2003年）¹³²。コメの生産量は、1960年代の10万トンから、2007年には80万トンを越え、この間に8倍以上に伸びている。しかし、天水依存型の稲作が大部分であるため、単位面積当たりの収量は、平均約1トン/haであり、灌漑地においても平均2.1トン/ha（モミ）と、低い。コメの年一人あたり平均消費量は、25.4kg（2007年）¹³³であり、自給率は84.5%である。コメの需要は、特に都市部を中心に伸びており2008年には15万トンの輸入をした。

コメの主な生産地は、モロゴロ、シニャンガ、ムワンザ、タボラ、ムベヤの5州である（図A.2）。2002/03年に、5万ha以上作付けた州は、モロゴロ（13万ha）、ムワンザ（10万ha）、東海岸地域（6万ha）、ムベヤ（6万ha）である。さらに、平均収量が3トン/ha以上の州は、キリマンジャロ（5,22t/ha）、ムベヤ4,03t/ha）、アリュースャ（3,86kg/ha）、マニアラ（3,47t/ha）だった（JICA 2007:16）。

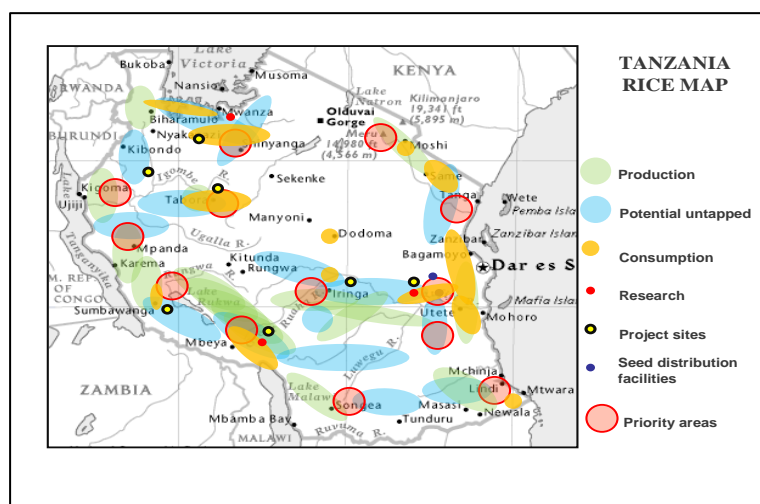


図 A.2 タンザニアの主要な稲作地域
出典：Malema 2010.

¹³²国際農林業協働協会(JAICAF) 2010a: 34-35。ちなみに日本のコメ生産量は、1103万トン(2008年)、中国は2億トン。世界のコメ総生産量は、約7億トンである。

¹³³ コメの日本人の年一人あたり平均消費量は、59kg(2008年)。おわん約2.5杯/日。

タンザニアにおける灌漑稲作地は、形態別には以下のように分類ができる（JICA 2000）。

- ① コンクリートなどで強固に作られた頭首工等によって取水し、各水田まで導水されている用排水分離型の近代的灌漑農業地（ローアモシに代表される）
- ② 河川からの自然取り入れ、あるいは簡易な木工沈床などで取水している伝統的灌漑農業地
- ③ 伝統灌漑施設であったものに、取水施設あるいは水路などにコンクリートなどで一部改良を加えた伝統改良灌漑農業地
- ④ 灌漑施設を有しない湿潤農業地
- ⑤ 降雨あるいは季節的な河川氾濫水に依存していて灌漑施設を有しない河川氾濫農業地

このうち④と⑤は灌漑農業地とは呼ばれていない。①から③であっても生産性は概して低い。栽培の形態からは、①であっても移植栽培と直播栽培があり、それぞれに直線植え、直線播き、乱雑植え、散播がおこなわれている。面積的には散播の直播が最も多く、次いで乱雑植えが多く、直線植えはやや少ない（JICA 2000）。

栽培灌漑においても概してコメの収量が低い原因としては、稲作技術のほか、収量の低い品種の栽培、降水量の不足、旱魃、土壌肥沃度の低下、雑草や病虫害、鳥の被害、水利権争いによる水不足などがある。優良品種の改良、種子の開発とタイムリーで安定した供給、灌漑設備の普及・改修、水管理等の灌漑技術や知識の向上、機械化の推進による農作業の軽減と効率化、灌漑・農業組織の運営能力向上、クレジット制度の普及、農家経営の改善などが必要とされている。また収穫後のロスも 10～20%に達すると言われており、貯蔵、乾燥、精コメ、加工、流通、仲買人との交渉、マーケット情報へのアクセス、道路や通信網等のインフラ整備などの改善が必要である。さらに、土地相続や所有の公平な権利、水利権に関する改善も必要である。農民の中には、地元で仲買業者を兼業とするものも増えており、小規模仲買業者に対する支援もあわせて必要とされている。

3. 農業開発政策および稲作振興政策

タンザニアにおける農業開発は、植民地経済からの脱却という歴史的観点からも重要であったし、その後一貫して経済成長の核であるとともに貧困削減の鍵であると考えられてきた。しかし、前述のように、1980年代における大旱魃や農産品の国際価格の低迷などにより、農産品輸出は低迷し、恒常的に食料輸入が必要になっている。1970年代は総合農村開発（Integrated Rural Development）アプローチが重視され、1983年には、「タンザニアの農業政策」(Agricultural Policy of Tanzania)、および「タンザニア国家食料戦略」(Tanzania National Food Strategy) が策定され、食料自給を通じて国家経済の自立を達成するための農業戦略を

定めた。しかし、同時に1975年から約10年間は、ウジャマー政策により中央政府の土地管理規制が厳しかった期間でもある¹³⁴。

1980年代半ばからは構造調整政策のもと、国家財政の緊縮、農業セクターへの補助金削減が進められ、輸入の自由化とともに農産物流通および農産物価格の国家管理が廃止された。これは政府より民間に任せたほうが中央政府の財政を圧迫しない、民間資本のほうが効率的な農産物流通と高い生産者価格を達成できるという政策判断による。6大輸出農産品のうち、サイザル麻と紅茶は大プランテーションで栽培されている。しかし、その他のコーヒー、綿、タバコ、カシューナッツは、ほとんどが小規模農家で栽培されているため、生産性向上の技術や貯蔵・流通などの改善が十分におこなわれて来たとは言い難い(池野 2010)。また政府の補助金を受けていた各種の共同組合などに代わって、民間の仲買業者や買付者などが増加したため、小規模農民にとっては農業投入財の入手や農産物の価格交渉が困難になるなど、生産の低迷につながっている。

2000年には、世銀の主導により貧困削減戦略書 (PRSP) が作成され、大きな政策転換が図られた。2001年には農村開発戦略 (Rural Development Strategy)、2002年には農業セクター開発戦略 (Agricultural Development Strategy : ASDS)、2003年には農業セクター開発プログラム (ASDP) (7年間計画で実施は2006～2013年) が次々と策定され、農村の貧困対策、食料の自給率の向上が進められるようになった。2009年には、大統領が「*Kiloma Kwanza* : まず農業から」(緑の革命による社会経済的変革、貧困削減、農業の近代化、灌漑開発など) を発表し農業・農村開発の重要性が認識されるようになった。

ASDPは、1990年代から始められてきたドナー間の協調によるセクター・ワイド・アプローチ (Sector Wide Approach: SWAPs) の適用が本格化し、採用されることになったものである。ASDPは、農業の生産性・収益向上、貧困削減、個人レベルの食料の安全保障の実現を目標とする国家政策であり、バスケット基金 (Basket Fund) を設置して開始された。国際援助機関は、特定のセクター基金より一般財政支援のほうが望ましいと考えていたが、同基金は経過措置として採用された。

農業・食料保障・協同組合省 (以下「農業省」) を中心に、畜産開発・水産省、産業・貿易・マーケティング省 (以下「マーケティング省」)、水・灌漑省、首相府地上自治庁の5省庁が農業セクター関連省庁 (Agricultural Sector Lead Ministries: ASLMs) を形成し、ASDPの実施を担っている。2010年7月現在、ASDPバスケット基金に拠出しているのは、世銀、IFAD、

¹³⁴ タンザニアは1961年の独立以来、以下のような国家3か年および5か年計画の下、国家政策を実施してきた。第1次国家3か年計画 (1961年～1964年)、第1次国家5か年計画 (1964年～1969年)、第2次国家5か年計画 (1969年～1974年)、第3次国家5か年計画 (1976年～1981年)、第4次国家5か年計画 (1981年～1986年)、国家3か年計画 (RPF) (1996/97～1998/99)。

Irish Aid, 日本 (JICA) の4機関である。2009/10タンザニア年度のASDP予算は、総計US\$105.6m (約95億円) であり、そのうち政府予算は約20億円で、残りをドナーが拠出した¹³⁵。

ASDPの実施にあたり、地方分権化に沿って、国家レベル支援 (予算の約25%)、県または現場レベルの事業実施 (予算の約75%で社会的課題にジェンダーも含まれる)、社会的課題・共通課題 (予算の約5%でジェンダー、HIVエイズ等) という3つのサブプログラムに対して予算が配分された (表A.4)。JICAは、ASDP策定および実施に協力し、中央レベルでは政策支援やASDPの枠組みに対する支援、地方レベルではASDPに関わる地方人材の育成、現場レベルでは灌漑・稲作支援を通じたASDPの成果実現への貢献をした (TANRICE-1など)。特に、財政支援と、政策・ASDP枠組み支援、およびフィールドレベルでの技術協力を有機的に組み合わせて支援を進めた¹³⁶。

表 A.4 ASDP による開発アプローチ¹³⁷

サブ・プログラム (予算配分)	事業概要	事業内容
国家レベル支援 (約25%)	政策、法規則、組織の枠組みづくり	国家レベルの政策決定、ASDP運営等、調整/モニタリング・評価等
	研究、技術的アドバイス支援、研修	顧客重視型研究、県対象技術的支援等
	民間活性化、市場開発、農村金融	貿易戦略、品質規格整備、農村金融制度整備等
県または現場レベル 支援、事業実施 (約75%)	農業投資・事業実施	灌漑、水管理、畜産、収穫後処理等
	政策、法規則、組織の枠組みづくり	政策決定、農業普及・サービスの民営化、コミュニティ・エンパワメント等
	研究、技術的アドバイス支援、研修	生産者・農業サービス業者研修等
	民間活性化、市場開発、農村金融	市場開発、農村金融機関・サービスの充実等
	社会的課題、セクター共通課題	ジェンダー、HIV/AIDS等
民間活性化、市場開発、農村金融	貿易戦略、品質規格整備、農村金融制度整備等	
社会的課題・共通課題 (約5%)	ジェンダー、HIV/AIDS、土地法整備、地方分権、ガバナンス等	

出典： JICA タンザニア事務所作成資料。

ASDP は、特定の穀物についての生産性については言及してはいない。しかし、主要穀物としてコメはトウモロコシに次いで重要な位置を占める。また灌漑開発や農村インフラ整備、収穫後の処理の改善、市場開発、農村金融なども重視されている。稲作振興に関しては、ASDP に基づいた取組みのほか、2008 年のアフリカ開発会議 (TICAD IV) で発足した、サブサハラ・アフリカのコメ生産量の倍増を目標として推進中の「アフリカ稲作振興のため

¹³⁵ 日本の拠出は、貧困削減無償資金協力から 3.25 億円 (08/09 年度)、3.20 億円 (09/10 年度)、拠出している。

¹³⁶ JICA タンザニア事務所、(財) 国際開発センター作成、「タンザニア農業セクターにおける協力 (タンザニア・モデル) と教訓」に関するペーパーより。

¹³⁷ 県レベルで灌漑事業を進めるが、大規模灌漑事業は国家レベルで実施する場合もある。出典：ASDP Framework and Process Document Final Draft, ASDP Support through Basket Fund Government Programme Document, May 2006 に基づき JICA タンザニア事務所作成 (2010 年 7 月)。

の共同体イニシアティブ」(CARD イニシアティブ)に基づき、2009年には、「国別稲作振興戦略文書」(National Rice Development Strategy : NRDS)を策定し、10年間でコメ生産量を倍増する計画(2008年の90万トンから2018年までに約200万トンの生産量)を策定した。

A.3 タンザニアのジェンダーと開発

1. ジェンダーと開発の概況

1.1 教育

近年、タンザニアにおける初等教育における男子就学率は95.8%、女子は96%に達しており、男女間格差は縮小している(2009年)(URT 2010b:19)。しかし、全体としてみると、男性人口のうち初等教育終了率は49.4%、女性は50%で、中等教育では22.9%、16.2%でしかない(URT 2011b: 34, 35)。男女の就学年数の中間値は、6.5年、6.3年である(URT 2011b: 34, 35)。また、成人女性の識字率は72.2%、男性は82.1%であるが、45~49歳の女性の36%は教育を全く受けていない(URT 2011b: 34,37,38)。

1.2 保健・医療

不十分な食料事情や医療サービスへのアクセスの低さなどから、妊産婦死亡率は、出生10万件あたり454人と高く(URT 2011b: 265)、1歳未満乳児死亡率(1000件あたり60~63件)、1歳以上5歳未満幼児死亡率(1000件あたり34件)、生後から5歳以下幼児死亡率(1000件あたり92~94件)なども高い数値になっている(URT 2011b: 120, 121)。成人(15~49歳)のHIV/エイズ感染者は、男性は6.3%(2003/04)から4.7%(2007/08)へ、女性は7.7%(2003/04)から6.8%(2007/08)に減少しているが、総数は約100万人以上となる(URT 2010b:38)。特に農村部では情報が普及していないため、女性が差別を受けることが多いのみならず、感染した家族の介護負担が大きい。

女子割礼(Female Genital Cutting)は法律で禁止されているものの、伝統的行為者や医療従事者により依然として実施されている。実施率は1996年には18%だったが、2010年には15%と徐々に減少している。しかし、北部のマニアラでは70.8%、中央部のドドマでは63.8%と、依然高い数値である(URT 2011b: 296)。女子割礼は女性の生殖にかかわる健康のみならず、生涯にわたる健康に対しても大きな障害となっている。

1.3 婚姻・世帯の状況

タンザニアには、120~130にものぼるエスニックグループがおり、その慣習や価値観、女性の権利や役割も多様である。家庭やコミュニティでは、依然として民族的・伝統的な慣習が女性の状況改善の阻害要因となっている。一夫多妻制も存在しており、既婚女性の約

21%が一夫多妻である（URT 2011b: 92）。2004-05年の同数値は23%であったことから多少減少傾向にある（URT 2011b: 92）。都市部より農村地域において一夫多妻制が多く見られ、農村の約24%の女性が一夫多妻である（URT 2011b: 94）。ちなみにキリマンジャロ州では約5.1%が一夫多妻である（URT 2011a: 93）。また、女性世帯主世帯は全体の24.4%であり、農村24.8% 都市部23.4%と、農村地域の方が多少高い数値となっている（URT 2011b: 13）。世帯構成員数（中間値）は、5人（農村5.2人、都市部4.2人）であるが、農村では9人以上の世帯も10.5%ある（URT 2011b: 13）。全体の約31.3%の世帯には、18歳以下の孤児や片親の子ども、親類の子どもなどが同居している（URT 2011b: 13）。

1.4 労働および意思決定

タンザニア政府統計によると、タンザニアにおける15歳～49歳の労働力率（既婚者）は、男性は99.5%、女性は88.6%と高い（URT 2011b: 244）。しかし、男性の56%が現金で受給しているのに対して、女性は30%と低い。さらに、現金のみならず現物でも支払われない率が、男性28.1%、女性53.3%にのぼる（URT 2011b: 244,248）。また、女性自身の収入であっても、35.9%の女性しか自己決定できず、夫と一緒に決める女性が47.2%、夫のみが決定するのも16.6%である（URT 2011b: 244,245）。しかし、10%の女性は夫より収入が高く、73%は夫の方が高く、13%は夫婦でほぼ同じ程度である（URT 2011b: 244,245）。また、都市部では48%の女性が自分の収入については自分で決めるのに対して、農村部では28%となっている（URT 2011b: 245）。キリマンジャロ州では、女性が自分の収入について決める割合は44.8%である。最高はダルエスサラームで60%、最低はリンディ11%、ルクワ12%である。また、教育レベル、収入レベルが高いほうが、女性が自分の収入について自己決定できる割合は高い（URT 2011b: 245）。

他方で、男性の収入について、女性が決められるのは3%、一緒に決めるのは約50%、夫が決めるのは約45%である（URT 2011b: 247）。しかし、地域差があり、西部地域（タボラやキゴマ）では一緒に決めるのが71%に対して、北西部（ビクトリア湖地域）では夫のみが決めるのが65%と高い。また教育レベルや収入レベルが高いほうが、男性は自分の収入であっても妻と一緒に決める割合が高くなる（URT 2011b: 247）。初等教育を受けた男性は、35%のみが一緒に決めるとしているが、中等教育を受けた男性は58%が一緒に決めるとしている（URT 2011b: 247）。

女性自身の健康チェック、世帯の支出、家族や親族への訪問の意思決定についても同様の傾向が見られる。女性は自分自身の健康チェックについても、自分で決定するのは15.3%、夫と相談する45%、夫が決める38%である。家計については、女性が決定するのは6.9%、一緒に決定は31.9%、夫が決める57.7%であり、約6割は男性が決めている。家族・親族への訪問は、それぞれ9.1%、40.4%、48.9%となっている。これらは女性の回答であるが、男

性の回答でも、家計は自分が決定するという答えが57%、妻に相談するが36%となっている。また、自分の健康については自分で決めるのが66%となっている（URT 2011b: 249）。年齢、教育レベル、収入レベルが高いほうが、また都市部の方が農村部に比較して、女性が自己決定できる割合は高い（URT 2011b: 250）。

2. 「ジェンダーと開発」に関する政策

タンザニアでは、1967年のニエレレ大統領によるアリューシャ宣言において男女平等、女性の地位向上が謳われた。さらに、婚姻法（1971年）や雇用均等法（1975年）が施行され、法律的にはジェンダー平等体制の構築が進められてきた。1977年制定のタンザニア憲法では、ジェンダー平等と公正、社会・経済・政治への男女の参加の権利を保障している。さらに、タンザニア政府は、1979年国連総会で採択された「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（CEDAW）」の批准もおこなった（1981年）。また、2000年と2004年には、1977年憲法を修正し、議会や地方政府への女性の参加を謳っている。タンザニアの議会は国民議会の一院制で、議員定数は357となっている。このうち、有権者からの直接投票によって選出されるのが239議席、各政党の議席数に応じて選出される女性議員の特別枠が102議席¹³⁸、ザンジバル議会からの選出枠として5議席、司法長官（Attorney General）が1議席、大統領による任命枠が10議席となっており、議員の任期は5年である¹³⁹。

タンザニアにおいて、「ジェンダーと開発」および「ジェンダー主流化」は、比較的新しい概念である。しかし、近年、ジェンダー予算（Gender Budgeting）等の先駆的な取り組みも始まるなど、2000年以降のジェンダー主流化への取り組みの進展には目覚ましいものがある¹⁴⁰。ジェンダー平等を促進するため、1990年11月、ナショナルマシーナリーとして地域開発・女性課題・子ども省（Ministry of Community Development, Women's Affairs and Children : MCDWAC）が設立され、1992年には、WID政策（Policy on Women in Development in Tanzania）が発表された。同省は、2000年には、地方開発・ジェンダー・子ども省（Ministry of Community Development, Gender and Children : 以下「女性省」）に改編された。さらに、タンザニア出身のモンゲラ¹⁴¹（Ms. Gertrude Mongella、もとタンザニア国務大臣）が議長を務めた、1995年の第4回世界女性会議（北京）で採択された北京行動綱領を受けて、2000年には、すべての政策・プログラム・戦略におけるジェンダー主流化を促進するために、上記のWID政策を改編し、国家戦略として女性とジェンダー開発政策（Women and Gender Development Policy）

¹³⁸ 2010年時点では、国民議会の全274議席のうち37議席は大統領が任命する女性議員枠だった。

¹³⁹ JETRO: http://www.jetro.go.jp/jfile/report/07000914/tz_pol_eco.pdf（2013年11月15日） ザンジバルの議会も一院制で、議員定数は81となっている。このうち、有権者の直接投票による50議席、女性議員の特別枠として15議席、大統領による任命枠として10議席、地域監督官（Regional Commissioner）の5議席、司法長官の1議席によって構成されている。

¹⁴⁰ スワヒリ語で生物学的性別（Sex）は *Jinsi* であり、社会文化的性別（ジェンダー）は、*Jinsia* と表現されている。*Jinsia* は、第4回世界女性会議（1995年、北京）以降に作られた新語である。

¹⁴¹ http://en.wikipedia.org/wiki/Gertrude_Mongella（参照日2014年3月2日）。

を採択した。並行して、関連省庁や政府関係機関、地方政府においても、それぞれの組織でジェンダー主流化の推進を担当するジェンダー・デスクが設置された。さらに、国家政策や戦略におけるジェンダー主流化の推進を目的として、2005年には、国家ジェンダー開発戦略（National Strategy For Gender Development、以下 NSGD）が採択された¹⁴²。

こうした包括的な戦略や体制作りが進められてきたものの、ジェンダー政策の形成・実施の中核である女性省では、職員数も限られており、ジェンダーの他に「コミュニティ開発」や「子ども」といった複数のセクターを担当しているため、省としてのジェンダー主流化の促進能力には限界がある。こうした中、女性省が議長を務め、関係省庁のジェンダー担当官やジェンダー関係の活動家や NGO、学術機関、ドナーといった関係者により構成されている、マクロ政策のためのジェンダー主流化ワーキンググループ（GMWG-MP）が形成されている。また、UNFPA と UN Women が、それぞれ女性省への能力強化のための支援を行っている。さらに、こうした活動を支援するために、2007年からドナー間のネットワーク、Donor Partner For Gender が設立されている。Irish Aid が議長を務め（2010年）、12機関から構成されている。

3. 農業・稲作振興政策とジェンダー

タンザニアでは、全労働人口の75.3%は、農林業部門に従事しており（URT 2010b: 50-51）、農業生産における女性の貢献度は高く、女性は現金収入となる農業生産のみならず、自家消費用の食料生産にも従事している。タンザニアの農業では、全農業従事者のうちの63%を女性（15歳から59歳）が占めており、女性の農業生産への多大な貢献にも関わらず、女性の資源や土地所有は限られている。農業生産においては、多くの作業を女性が担当する伝統的な男女間の役割分担がおこなわれていることが多く、女性の労働負担に繋がっている。同時に、女性は水汲みや薪集め、家畜の世話などの世帯内における再生産労働や、コミュニティの共同作業など、長時間にわたる無償労働を担っている。

稲作においても女性が果たす役割は大きく、特に田植え、除草、収穫、収穫後の処理、流通等、ほとんどの過程において女性は重要な貢献をしている。また、女性は灌漑施設の維持管理（掃除や草取り）や水管理においても、重要な役割を担っている。しかし、灌漑用水への女性のアクセスは男性よりも低い¹⁴³。また、女性農民が参加できる農業研修や普及活動、および農業組合や水利組合などにおける意思決定過程への参画は限定的である。さ

¹⁴² NSGD の重点分野として、Institutional Framework, Decision-Making and Power, Legal and Human Rights, Education, Training, Economic Empowerment, Employment, General and Reproductive Health, HIV/AIDS, Food Security and Nutrition, Division of Labor, Information, Education and Communication, Appropriate Technology, Environmental Protection and Conservation, Access and Ownership of Resources, Gender Mainstreaming, Gender/Sex Disaggregated Data, Social Security, Community Participation, Customs and Traditions が含まれている。

¹⁴³ 灌漑された農地のうち、12%しか女性がアクセスできていないという統計がある（URT 2006）。

らに、女性が使いやすい農機具が容易に入手できない、女性に土地所有権がないため融資を受けられないなどの課題がみられる。こうした状況は、女性世帯主世帯に対してさらに不利な状況を生み出していると推察される。

農業セクター開発プログラム（ASDP）の枠組みの中で、ジェンダー課題は、①国家レベル支援（予算の約25%）、②県・現場レベルの事業実施（予算の約75%）、③社会的課題・共通課題（予算の約5%）、という3つのサブ・プログラムの全てに横断的にかかわる課題である。しかし、明示的にジェンダーが記載されているのは、②の社会的課題・セクター共通（ジェンダー、HIVエイズ等）と、③社会的・共通課題（ジェンダー、HIVエイズ、土地法整備、地方分権、ガバナンス）のみである（前述の表A.4）。

ジェンダーは、社会的・共通課題として、後回し、付け足しのように扱われがちであり、それは「③社会的・共通課題」の5%という予算の少なさからも明らかであり、具体的なジェンダー課題の解決のための本格的な取り組み実績はみられない。「②県や現場レベルの事業実施」におけるジェンダー主流化は、その大部分の予算が配分されている、県や現場レベルの事業実施体制や能力に大きく依存する。しかし、県レベルには、ジェンダー担当官の配置などはされておらず、その取り組み方は県や現場によって一貫性がない。ただし、現在、こうした県レベルでの実施を徹底するために、実施にあたってのガイドラインが作成されている。

「①国家レベル支援」に関連した動きとしては、中央レベルでジェンダー主流化を推進するために、2007年のASDPの第2回目のJoint Review Mission（JRM）の際に、ジェンダーとHIV/エイズの観点からのレビューがおこなわれたことが挙げられる。さらに、マクロ政策のためのジェンダー主流化ワーキンググループ（GMWG-MP）が、関係省庁を対象にジェンダー監査（Gender Audit）を行っており、2009年は農業分野が対象となった。そこでは、農業分野におけるジェンダー平等、ジェンダー主流化、女性のエンパワーメントの状況について、農業省の業務に関連したジェンダー評価調査がおこなわれた（URT 2009d）。

さらに、CARDイニシアティブのもとになった、TICAD IV 横浜行動計画における農業・農村開発における方針では、アフリカの食料増産および農業生産性向上のため、ジェンダーに配慮した農業関連教育・訓練を通じて農業専門家の増加に対する支援の必要性や、小規模農家、特に女性農家に対する新技術および投入資源の利用の促進を通じた農業ビジネスのバリュー・チェーン（Value Chain）への統合を加速化するためのクレジットの提供の拡大が明記されている。また、2009年の第2回CARD総会においても、CARDのジェンダーの視点も考慮した形での効果的な実施の必要が指摘されている。こうした中、本調査結果に基づいて、CARDにおけるジェンダー視点に立った取り組みの枠組みが作成されることが期

待されている。

タンザニア国別稲作振興戦略文書（NRDP）では、以下のようなジェンダー課題を明記している。タンザニアの農業および稲作において女性は重要な役割を果たしているが、労働過重の問題があり、多様な生産資源へのアクセスが男性より厳しい状況にあるため、それらの改善を図ると同時に、女性が使用しやすい農業技術や機械の開発が重要であるとしている。

【タンザニア国別稲作振興戦略文書におけるジェンダー】

2.4 Gender dimensions of rice production, processing and trading

A majority of Tanzanian farmers are women and make a significant contribution to food production and to the processing and marketing of foodstuffs. They form 60 - 80% of the agricultural labour force in the rural areas. Women play a major role in rice production in the country. They are involved in all aspects of rice value chain particularly planting, weeding, bird scaring, harvesting, processing and trading. It is observed that men are mostly involved in the land preparation. Both men and women are engaged in rice harvesting and threshing. Generally, the women in agriculture experience the following:

- Excessive workload due to farm work and household chores; and
- Difficulty in accessing the key factors of production – land, water, credit, capital and appropriate technologies. It is far easier for men to access these inputs

Therefore the introduction of mechanization technologies will take attention of gender issues to ensure that gender sensitive technologies are introduced so that women and the youth are not left out.

(出典: The United Republic of Tanzania, Ministry of Agriculture Food Security and Cooperatives, *National Rice Development Strategy (Final Draft)*, May 2009. p11.)

A.4 ローアモシ灌漑地区の概況

1. キリマンジャロ州の概況

タンザニア国キリマンジャロ州は、タンザニアの北東部に位置し、北はケニアと国境を接し、南はタンガ州、西はアルーシャ州、南西はマニアラ州に接している。アフリカ大陸最高峰のキリマンジャロ山（標高 5,895m）の南にはパレ山脈が南北に続いている。キリマンジャロ山の標高 1800m より高い地域には、キリマンジャロ国立公園、狩猟禁止区、森林涵養地がある。パレ山の北側にはムコマジ禁猟区、南側にはニュンバ・ヤ・ムング・ダムとマサイ・ステップがあり、インド洋に続くパンガニ川流域（Pangani Water Basin）が続いている。

キリマンジャロ州の面積は、13,209 km²である（国土面積の 1.4%）。州全体の耕作地は、195,000ha であり（全州面積の約 15%）、1980 年当時、その約 28,000ha（州耕作地の 14%）

が灌漑されていた。当時としては、国全体の灌漑率（1.4%）より高かった¹⁴⁴。キリマンジャロ山麓には多くの湧泉があり、斜面を流れる河川も30本以上あるが途中で潜伏してしまうものが多い。

キリマンジャロ州の人口は、1980年当時、約87万8500人であったが、2002年には約138万人、2012年には164万人に達した（URT 2013b:103）（表A.5）。州の人口の52%は、女性である。また州人口の76%、女性人口の76%が農村地域に居住している。行政区分として、キリマンジャロ州は、モシ県（モシ・ルーラル）、ハイ県、ロンボ県、ムワンガ県、サメ県の5県（District）からなる。なお、2011年11月時点で、州都モシ市（Moshi Municipal）を除くと、モシ県には、31Ward, 145 Villagesが存在した。Wardごとに、開発を計画実施するための委員会（Ward Development Committee : WDC）が設置されている。WDCは、各村長と政府の各セクターのオフィサーで構成されている。さらに、Wardの下に、村落議会（Village Assembly）および村落評議会（Village Council）が設置されている。村役場には、村長、村落事務局長（Village Executive Officer）、会計役などが常勤している。村落評議会は、いくつかの委員会（committee）の代表などで構成される。委員会には、財務計画委員会、安全委員会、村落開発委員会などが設置されている（本論第2章図2.5）。委員会の議長には女性を指名し、委員会のメンバーの半数は原則として女性にするという政府の規則があるが、実際にはあまり守られていない。一つの村の人口は、約1500~3000人であり、モシ市近郊の村の人口は増加している。

州都モシ市（Moshi）の人口は、1980年当時は、約7万4千人であったが、2002年には約14万5千人、2012年には18万4千人となり、約20年間で2.5倍に増加した（URT 2013b:115）（表A.5）。モシには、標高800~1800mの高地でコーヒーとバナナの昆作¹⁴⁵をしていたチャガ人と、ケニアとの間の平原を遊牧して移動していたマサイ人が多く住んでいる。モシ県は、その気候を生かしたコーヒーや紅茶の栽培が盛んで、コーヒーは、1900年ごろからチャガ人によって栽培が始められた¹⁴⁶。モシ県およびその周辺は、キリマンジャロ・コーヒーなどによって経済的にも相対的に富裕で教育水準も高かった。

¹⁴⁴ タンザニアの面積は、約94万5千km²、そのうち4万1千km²（約4%）が耕地（1980年）。灌漑地は58,000haであり、耕作地の1.4%だった。（出典：JICA 1980: 4-6）

¹⁴⁵ コーヒーとバナナの昆作農園、あるいは農法は、「キハンバ」と呼ばれている。

¹⁴⁶ キリマンジャロから灌漑水路を引いて生産を安定させ、1932年には「キリマンジャロ原住民共同組合連合会」という協同組合を結成してコーヒーの品質の維持に努めた。その結果、モシ周辺はキリマンジャロ・コーヒーの産地となり、コーヒーおよびその関連産業はモシの重要な産業となった。出典：吉田1990。

表 A.5 キリマンジャロ州、モシ県、モシ市の人口 (単位：人)

	全人口			農村部の人口			都市部の人口		
	合計	男性	女性	合計	男性	女性	合計	男性	女性
キリマンジャロ州	1,640,087	793,140	846,947	1,242,712	602,597	640,115	397,375	190,543	206,832
モシ県(モシ・ルーラル)	466,737	225,767	240,970	450,429	218,042	232,387	16,308	7,725	8,583
モシ市	184,292	89,174	95,118	0	0	0	184,292	89,174	95,118

出典： 2012 年人口センサス。(URT 2013b: 103, 111, 115)。

2. ローアモシ灌漑地区の概況

ローアモシ灌漑地区 (Lower Moshi Irrigation Scheme, LMIS) は、ケニア国境に近いキリマンジャロ州モシ県の州都であるモシ市から約 20km ほど南東の地域に位置する。日本政府および JICA の支援により灌漑用水を利用したコメの改良品種 (1980 年代当初は IR54、現在は IR64) の生産が促進されてきた。

キリマンジャロ州では、湿度や疾病を避けて、多くの住民は高地に居住していた。しかし、人口増加、遺産相続 (男子に相続する慣習) の困難などにより、低地への入植が徐々に進んできた。既に 1950 年代に高地の Uru などローアモシの Mabogini 村への入植が始まっていた。さらに、1960~70 年代のウジャマー政策によって、低地のウジャマー村への入植が奨励された。

1980 年当時、バナナやコーヒー栽培をしていた高地のほうが低地に比べると収入が高く、高地の一人当たり年間総収入は約 894 タンザニアシリングであり、低地の約 444 タンザニアシリングの約 2 倍あった (JICA 1980: 5)¹⁴⁷。というのは、標高 800m 以下の低地では、高温、干ばつ、洪水、塩類集積土、水不足、マラリア、住血吸虫病などがあったため、チャガ人の多くは高地に住み続けながら、低地に農地を所有し、雨季の間だけメイズなどを耕作して山地に運んでいた。しかし、人口増加により高地での土地不足が生じたため、徐々に低地に移住する人々が増加した。

一世帯当たりの平均農地面積は、1.2ha で、ほとんどが小規模の個人所有農地だった。主要産物として、メイズ、豆、綿花が栽培され、副作物や換金作物としては、シコクビエ、ソルガム、ヒマワリ、ピーナッツ、ゴマ、サツマイモ、キャッサバ、タマネギ、キャベツ、タバコなどが栽培されていた。雨季には全耕作地のうち、約 9 割でメイズが栽培され、そのうち約 15%は灌漑設備を持っていた。乾季にはバナナ、メイズ、豆などが栽培されていた。メイズの単位当たり収量は、雨季で灌漑の場合 1.76 トン/ha、天水で 0.92 トン/ha、乾季

¹⁴⁷ 当時の換算レートは、1 ドル=8.18 タンザニアシリング=約 250 円 (JICA 1980: 69)。

で灌漑の場合は、1.76 トン/ha だった。

稲作は、マボギニ、マンダカ、ラウヤカティ、チェケレニの農民が始めたばかりだったが、農業用水が十分でないこともあり小面積にとどまっておろ、ほとんどが自家消費用だった。雨季に作付されていたに過ぎず、灌漑による単位当たり収量は、1.4 トン/ha (モミ) 程度だった。家畜飼育もおこなわれており、牛 (25,490 頭)、羊 (9,750 頭)、ヤギ (26,820 頭) などが放牧されていたが、放牧地の野草にはほとんど滋養分がないため、繁殖率は低かった (JICA 1980:19)。家禽もおこなわれていたがほとんどが自家消費用程度だった。農業生産資材を調達するために融資制度も政府により提供されていたが、一般に肥料や農薬の使用量は少なく、種子は農民自身の生産物から得たものが利用されていた。

1970 年代、キリマンジャロの低地には、17 ヲ所のウジャマー村があり、そのうち 5 つがローアモシ地区にあった。チェケレニ、キオム、マンガリア、マクユニ、ウチラである。ウジャマー村は、共同耕作地を持っており、村民は共同耕作地で作業を行い、収益を分配していた (JICA 1980:7)。しかし、1980 年ころになると、チェケレニを除き、ウジャマー活動は低調になってきていた (JICA 1980: 7)。

タンザニアのすべての土地の所有権は政府にあった。そのため、ローアモシ灌漑開発事業において、土地収用に関する補償は必要ないとされた (JICA 1980:61)。ローアモシでは、土地台帳はなく、区画整理により平均 15%の土地が、水路や道路などの施設用地として使用されるために、農民が土地損失を負担することが計画された。実施計画書では、「区画整理を実施するには、関係農民の大多数の合意が必要になる」としている (JICA 1980:47)。

JICA は、1970 年代から、ローアモシにおいて、稲作振興のための有償、無償、技術協力を実施してきた。これは、ウジャマー政策を進める当時の国家開発計画に基づいて、食料の自給と安定的供給、および農民の生活向上を目的として実施されたものである。JICA は、主にラウ川、ヌジョロ川水系を利用して、ラウ川の右岸に水田 1100ha と畑地 1200ha に対する灌漑施設を建設し、圃場整備をおこなった (ローアモシ農業開発プロジェクト 1984-87)。圃場の対象となったのは、マボギニ (Mabogini)、ラウ (Rau)、チェケレニ (Chekereni)、オリア (Oria) の 4 村だった。灌漑施設建設工事は、1984 から開始され、1987 年に完成し、タンザニア政府に引き渡された (表 A.6)。

表 A.6 ローアモシ灌漑地区の圃場 (単位：ha)

灌漑地区	水田		畑地	
	雨季	(乾季)	メイズ	その他
マボギニ (アッパー・マボギニとローア・マボギニ)	470	350	415	70
ラウヤカティ、チェケレニ、オリ ア	630	450	635	80
小計	1,100	800	1,050	150
合計	1,100		1,200	

注) ①畑地その他 (70) は Usagara Farm という個人のサトウキビ畑で水利権を有していた。その後、水田に変換した。②畑地その他 (80) は、ウジャマー村所有のパイロットファームで、その中の水田 18.9ha で新種のイネの試験をおこない、その結果、IR54 が採用された。

出典：KADP1988 パンフレット。

また、水田作 2 期作分 (1100ha+800ha) から収穫されるコメを対象とする大規模な収穫後処理施設 (ライスセンター) ¹⁴⁸を無償資金協力で、チェケレニ村に建設した¹⁴⁹。ライスセンターには、精コメ所 (荷受施設、乾燥施設、精コメ施設、計量・袋詰め施設、副産物処理施設)、多目的倉庫、運搬用車両、運営・管理用付帯施設などが設置された。当初は、国営にするという計画の下に建設されたものの、1986 年以降の構造調整政策により民営化が進められたため民間会社に委託という経営方式に転換を余儀なくされた。

チェケレニ村には、キリマンジャロ州農業開発センター (KADC) が建設され、灌漑施設建設に伴い、「キリマンジャロ農業開発計画 (KADP) (1986-93 年) (技協)」を通じて、農民に対して、新種のイネ (IR54) の栽培技術普及・研修が実施された。1993 年に、同案件が終了したのちは、ローアモシに関しては個別専門家による支援 (営農や農民組織分野など) が継続された。

その後、ローアモシの経験を踏まえ、技術協力案件として全国レベルにおける普及・研修が展開されるようになった。ちなみに、1994 年以降の技術協力案件は、「キリマンジャロ農業技術者訓練センター」(KATC フェーズ 1：1994～2001 年)、「キリマンジャロ農業技術者訓練センター」(KATC フェーズ 2：2001～2006 年)、「タンザニア灌漑農業技術普及支援体制強化計画」(TANRICE-1：2007～2012 年) である。2012 年からは、「コメ振興支援計画プロジェクト」(TANRICE-2: 2012-2018) が実施されている。

¹⁴⁸正式名称は、The Post-Harvest Facilities in Kilimanjaro Region で、The Kilimanjaro Paddy Hulling Company LTD が運営会社となっている。

¹⁴⁹ JICA 「キリマンジャロ州収穫後処理施設整備計画」(1987-88)。

ローアモシ灌漑地区 (LMIS) の対象となった4村の総人口は、1987年当時、約2万人 (約2,800世帯) であり、プロットの登録者は、約2,200人だった。妻と夫がそれぞれ登録することも可能であり、女性世帯主世帯の登録もあった。また、従来所有していた土地面積に応じてプロットが配分されたため、1~6プロットを有する者が大半であったが、中には7プロット以上所有する大土地所有者もいた。スキーム内の圃場区画は、1プロット0.3ha (30a: 100mx30m) で、用排水分離型であり、個別使用が可能である。3次水路を同じにする20~30haを1ブロックとしている。

チェケレニ村には、1960年代に既に洪水で土地を失った農民が入植し (Lerise 2005:22)、さらに1970年代に政府により入植が促進されたウジャマー村でもあったため、比較的均等にプロットが分配された。しかし、伝統的リーダーの承認を得て土地所有権した者と、新たにウジャマーで入植してきた者との間に土地をめぐる確執が生じ、1974年の土地法とそれ以前の慣習法の双方が未だ有効であるため、政府も的確な判断ができないままになっている。また灌漑地区でのプロット配分が地方行政の介入によっておこなわれた結果、土地を失った者もいた。

その後2007年時点では、灌漑地区の登録者が減少し、1,863名だった (表A.7)。しかし、登録者のうち村内居住者は、約半数の940人 (男性697人、女性243人) を占めるに過ぎなかった。土地所有者は、元来山地でコーヒーやバナナの昆作をしていた農民であり、低地を嫌って、高地に家屋や田畑を所有したまま、低地にも土地を所有するという伝統があることと、村外者である地方政府の役人やその他の資産を有する外部の者がスキーム内のプロットの配分を受けたためと推測される。

表 A.7 ローアモシ灌漑地区 (LMIS) における灌漑稲作地の状況

地区	灌漑地区の登録者 (人)		うち村内居住者 (人) (2007年)	灌漑地区水田面積 (ha)	プロット数 (1plot=0.3ha)	一登録者当たりのプロット面積 (ha) (2007年)
	1996年 ()内は女性世帯数	2007年 ()内は女性世帯				
マボギニ	647 (20)	786	276	472.97	1,639	0.6
ラウ	260 (25)	332	297	283.83	980	0.85
チェケレニ	905 (172)	548	332	243.45 *	840	0.4
オリア	430 (20)	197	35	103.32	280	0.5
合計	2242 (237)	1863 (387)	940	1,103.57	3,787	0.59

注) *のうち、18.9haはパイロット・ファーム用。
出典: KADP (1996) 作成資料および Kissawike 2008。

灌漑地区においては、特に上流のマボギニおよびラウにおいて、稲作の市場指向化が進み、資本蓄積ができた大規模農家は他の農家のプロットも購入・賃耕し、労働者を雇用して効率化を図ると同時に、農業機械やクレジットも活用することができるようになり、さらに大きな収益を得ている。JICA の無償資金協力で建設されたチェケレニ村の大規模なライスセンターを有効活用しているのもこのような大規模農家である。また、技術指導や普及の成果として、単収量は当初の平均 2t/ha から 6t/ha の収量に増加した。

灌漑地区では、当初、水田 1100ha について 2 期作と、年間で 1,100ha と 800ha の合計 1,900ha の水田耕作が可能であるという計画を立てていた。しかし、ヌジョロ川（および水源）およびラウ川上流では、在来耕法による灌漑農業がおこなわれており、すでに稲作地があった（Upper Mabogini、Kololeni 約 100ha や Mandaka 約 360ha）。その地域においても伝統的水利権があると農民が主張し、水稻 2 期作が開始され、その他の周辺の農民も水稻耕作を始めたため極端な水不足が発生した。さらに、ヌジョロ川の伝統的水利権は、元来マボギニ村にあったことから、上流のマボギニ村において優先的に水が使われ、灌漑組合がこれらの問題を調整することが困難になった。その結果、地区内の全体のコメの総収穫高は、1990 年をピークに増減を繰り返している（表 A.8、および図 A.2、図 A.3）。また、1995 年には、大洪水があったため総収穫高および灌漑面積が減少した。主食であるメイズを栽培するための畑地 1200ha（主に雨季における排水利用）にも、近年の旱魃によりほとんど水が来なくなり、主食の大部分を占めるメイズの安定的な生産も影響を受けている¹⁵⁰。

表 A.8 ローアモシ灌漑地区（LMIS）における灌漑作付面積、平均収穫高、総収穫高の推移

年	灌漑面積 Total Irrigated Plots (ha)	平均収穫高 (ton/year)	総収穫高 Total Paddy Yield (ton)
1987	922.98	6.7	6183.36
1988	1322.51	6.34	8384.71
1989	1452.47	5.94	7974.06
1990	1525.47	6.52	9943.06
1991	1173.22	6.84	8024.82
1992	909.97	7.83	7125.06
1993	1036.54	6.13	6357.20
1994	652.12	6.05	3945.33
1995	468.02	6.15	2878.32
1996	834.16	6.55	5463.75
1997	810.28	7.00	5671.56
1998	1207.44	6.50	7848.36
1999	1090.00	6.50	7085.00
2000	1004.36	6.50	5738.92
2001	1008.91	6.50	6557.92
2002	1018.71	6.50	6621.62
2003	875.61	6.50	5691.47
2004	709.14	6.50	4609.41
2005	562.00	7.00	3934.00
2006	784.33	7.00	5490.31
2007	1086.79	7.00	7607.50
2008	490.00	4.80	2352.00

出典： Lower Moshi Irrigation Office のデータ。

¹⁵⁰ プロジェクト対象地域は、標高約 700m で、年間降水量は 1972 年から 81 年にかけては、最大 917 ミリから最小 434 ミリまでの幅があった。安定的なトウモロコシの生産に必要とされている降水量は、約 700 ミリと言われている。（農業総合研究所 1993：9-10）。

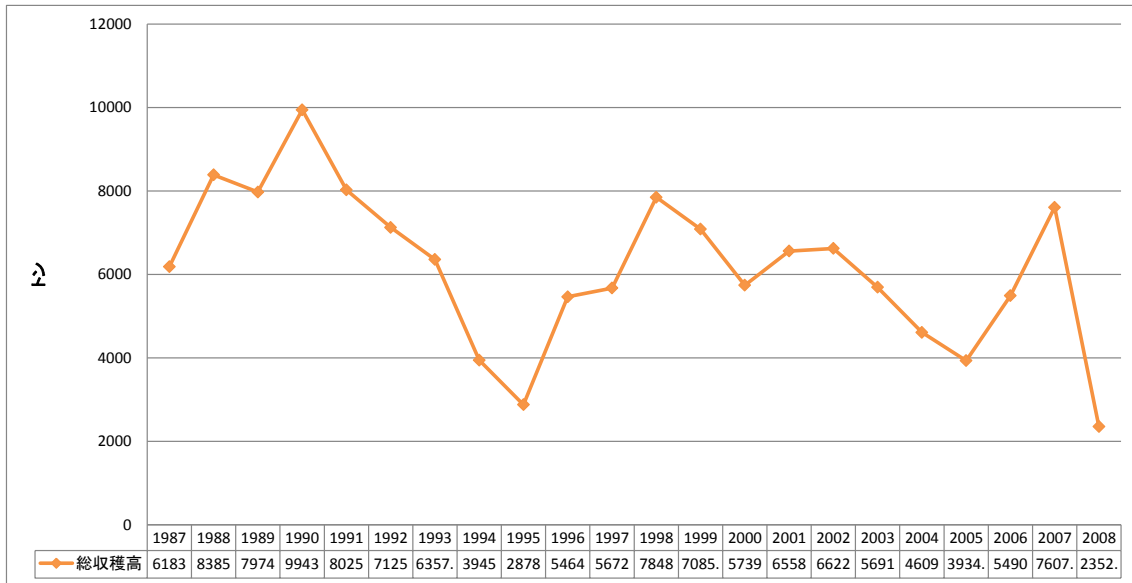


図 A.2 ローアモシ灌漑地区 (LMIS) におけるモミの総収穫高の推移

出典： Lower Moshi Irrigation Office のデータから筆者作成。

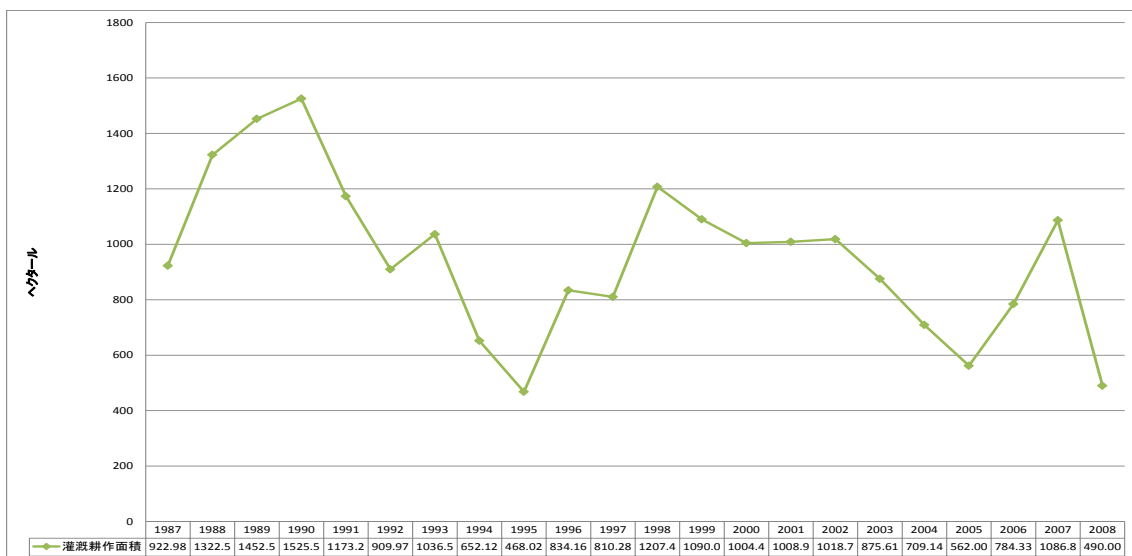


図 A.3 ローアモシ灌漑地区における灌漑面積の推移

出典： Lower Moshi Irrigation Office のデータから筆者作成。

ローアモシ灌漑地区 (LMIS) では、1980 年代に、村ごとに水利用者組合 (Water Users Assemblies) が形成され、それを取りまとめる中央の組合があった。しかし、この組合は村落評議会の一部として形成されたため、村落評議会と水利組合の間に意見の対立が生じ、効果的な運営ができなかった。その後、ローアモシ灌漑地区の発足に伴い、KADP の指導のもとに 1987 年に水利用者組合 (Water Users Association : WUA) が形成され、村落評議会から独立して運営されるようになった。スキーム内の 4 つの村ごとに小委員会 (Sub-Committee)

が設置され、その代表から WUA の議長、副議長、書記などが選出された。この WUA は、水・天然資源省から正式な水利権を得るために、1993 年には、CHAWAMPU（コメ生産者組合：Rice Growers Cooperative Society）として登録された。農民はそのもとに、水利用者グループ（Water Users Group）を組織することになり、組合を通じて政府に水使用料を支払ってきた。その後、CHAWAMPU は、適正かつ民主的には運営されず、特に 1997～98 年にかけて財政運営上の問題があったため、メンバーの信用を失墜した。2010 年には、1,863 人（男性 1,476 人、女性 387 人：21%）のスキームの登録者のなかで、CHAWAMPU のメンバーになっていたのは、約 3 分の 1 の 639 人（男性 540 人、女性 99 人：15.5%）だった。しかもコメ栽培の大半を担っている女性農民は、委員会のメンバーにいなかった。また、組合のメンバーでなくても灌漑用水を生活水などに使用する者が多いが、組合費（水使用料を含む）は払っていない。しかし、灌漑の維持管理（掃除や草取り）は、女性も含めて村落全員が参加するようになっていた。さらに、2007 年には、CHAWAMPU から水利用者グループが分離して、ローアモシ灌漑組合（LOMIA: Lower Moshi Irrigation Association）が形成された。

当初は、雨季作（1-6 月）と乾季作（7-12 月）の年 2 期作が計画されていたが、水不足のため（当初の約半分しか利用できていない）、当初計画されていた 2 期作（合計 1,900ha）ではなく、1988 年から約 500ha ずつを灌漑するという 3 期作が導入された（合計 1,500ha）。その後、さらに 395ha ずつに作付面積が減少された（合計 1,185ha）。つまり、同一のロットでの年 2 期作ではなく、作期ごとに灌漑実施地区を移動するローテーション方式がとられている。したがって、実質的にはほぼ年 1 期作となっている。

さらに水の割当てや配分が変更され、現在、チェケレニやオリアなどの下流の村においては水を得ることが困難になっている。また肥料等の投入財の価格上昇、構造調整政策以降の組合に対する政府の補助金の削減などにより、小規模農家にとってのコメ生産は、それほど大きな収入にはつながらなくなっている。チェケレニとオリアの農家の 35%は、他人に耕作権を貸与したり、コメを生産せず水田でメイズを栽培するようになった。小規模農家は、コメだけで生計を立てることができず、収入源の多様化を図っている（表 A.9 にチェケレニ村の女性の営農状況を示した）。

しかし、スキームの副次的効果として、新種のコメの灌漑栽培は収益率が高いということが認識されるようになったため、スキーム外部の水田の面積が増加しており、ヌジョロ川上流のみならず、ラウ川流域やミワレニ地域、さらにヒメ川流域においても、約 1000～2000ha 以上の水田が灌漑され、より高い収量を得るようになってきている。民間の精米所（rice mill）の数も増加し、キリマンジャロ州全体としてのコメ増産に大きく貢献している。しかし、そのような地域の農民組織が正式な水料金を政府に納めているわけではないため、

LOMIA の組合メンバーは不公平感を持っている。

したがって、灌漑がおこなわれ、適切な水管理や栽培技術が向上すれば、コメの収量が 3 倍以上になるということが技術的には証明されたものの、地方政府およびコミュニティのガバナンス能力不足や農民自身の組織化、組合の維持管理・運営能力の課題などにより、LMIS 内の村内、LMIS 内の村の間、さらに LMIS の中と外においてさまざまな社会分化が進んでいるのではないかと考えられる。

表 A.9 チェケレニ村の女性の稲作状況（マワラ地区での借地による稲作）

稲作の栽培作業	作業者、作業にかかる人数、日数	合計経費 (Tsh.)
借地料 (Renting)	3エーカー(1.2ha)、1作期	750,000
草刈り(Grass Cleaning)	自身、男性労働者(2人x6日)	10,000
防除剤の購入(Herbicide)	購入	33,000
防除(Herbicide)	男性労働者(1人x1日)	10,000
畦畔の掃除 (Cleaning the Alleys)	女性労働者(2人x2日)	30,000
代かき(Puddling by Power Tiller)	男性労働者(2人x2週間、但し毎日ではない)	300,000
畦畔の修復(Repair the Alleys)	男性労働者(2人x2週間、但し毎日ではない)	70,000
田植え(Transplanting)	女性労働者(3人x2週間)(カヘ地区から)	240,000
除草剤の購入(Herbicide: post)	購入	19,200
除草(Herbicide)	男性労働者(1人x1日)	12,000
肥料代(Fertilizer)	Urea(3袋)と SA(3袋)	309,000
肥料の運搬(Transport fertilizer to field)	男性労働者(3人x1日)(カヘ地区から自転車で作る)	6,000
施肥(Spry fertilizer)	男性労働者(2人x1日)	11,000
除草(First Weeding by Herbicide)	自身	0
除草(Second Weeding)	女性労働者(2人x3日)	40,000
肥料の購入(Second Fertilizer)	Urea(1袋)と SA(1袋)	166,000
肥料の運搬(Transporting Fertilizer)	男性労働者(1人)	3,000
施肥(Fertilizer Application)	男性労働者(1人)	6,000
病害虫防除剤の購入 (Insecticide/Pesticide)	購入	26,400
病害虫防除作業(Pesticide spraying)	男性労働者(1人)	10,000
肥料(Fertilizer)	Urea(1袋)	126,000
肥料の運搬(Transporting Fertilizer)	男性労働者(1人x1日)	2,000
施肥(Fertilizer Application)	男性労働者(1人x1日)	6,000
鳥追い(Bird Scaring)	男性労働者(1人x30日)(1エーカーあたり Tsh.80,000)	240,000
収穫(Harvesting)	男女の労働者(6~8人、女性の方が多)(1袋あたり5,000Tsh)(Tsh. 5000x30日x3エーカー)	450,000
袋詰め(Paddy filling in bags)	男性労働者.(2,000Tshx30袋x3 エーカー)	180,000
トラックによる運搬(Truck Transporting of Paddy)	1袋あたり2,500Tsh.(30 袋x3 エーカー)	225,000
乾燥(Drying)	1袋あたり500Tsh, 男性労働者.(500Tsh.x30袋x3 エーカー)	45,000
モミ袋の購入費(Bags)	購入費 1000Tshx25~30 袋/エーカー (=25,000~30,000Tsh x3 acre)	90,000
精米費用(Milling Charges)	1袋あたり1500Tsh.(1500Tsh.x30袋x3エーカー)	135,000
精米労働(Milling Labour)	1袋あたり150Tsh. 男性労働者(1日) (150Tsh.x30袋x3エーカー)	135,000
合計(Total)		3,685,600

注) 被面談者は、チェケレニに圃場を所有しているが、灌漑用水が来ないためローアモシ灌漑地区の南の田越灌漑地のマワラ地区で借地をしてイネ栽培をしている。

出典：2011年11月24日チェケレニ村における面談調査データから筆者作成。

資料 B タンザニアの主なできごとに関する年表

年	タンザニアのできごと	土地関連のできごと	ローアモシ灌漑地区でのできごと	日本・JICAの協力 (農業・灌漑関連)
1860年代		1865 Indian Succession Act (欧州出身者及びキリスト教者に対する相続法。制定法)		
1870年代		1870 Hindu Wills Act(ヒンドゥー教徒に対する相続法。制定法)		
1880年代	1885 ドイツ東アフリカ会社(ドイツはその後60年間支配) 1886 ドイツがタンガニーカ(本土)、イギリスがザンジバルを分割協定。			
1890年代	1890 タンガニーカは正式にドイツの植民地となる。	1895 帝国条例(Imperial Decree)により、ドイツは全ての土地を、王領地(Crown Land)と制定。		
1900年代～	1905 マジマジの反乱。ドイツによるタンザニア中央鉄道の着工(～1914 キゴマ) 第1次世界大戦終了(1918)以降、 タンガニーカはイギリスの委任統治領 になる。	1923 土地条例(Land Ordinance)(イギリスによる最初の土地立法) 1928 土地条例改正(Native Communityが慣習法に基づき土地を使用・占有することを認めた)	1905 マボギニに鉄道 1911 モシ市まで鉄道 1930 TPC(Tanganyika Planting Company)が、サイザル会社として設立され、1932年にサトウキビ会社に変更。	
1945	1945 イギリスの保護領となる(その後16年間支配)			(第二次世界大戦終了)
1948		「土地条例細則」(Land Regulations)		
1958		植民地政府は、土地立法の導入を考慮(フリーホールドを検討)。		
1959			Forestry Departmentは植民地政府のもと、森林伐採をして、英国に木材を輸送。植民地からの独立が迫り、Forestry Departmentはスタッフに賃金を支払えなくなったため、Upper MaboginiのNjoro森林周辺の土地をスタッフに分配した	
61	イギリスから独立、3カ年開発計画(61-64)			
62	ジュリウス・ニエレレ(Julius Kambarage Myerere)大統領に就任(～85)(TANUの党首、少数民族のザナキ人、1999年10月没)	ニエレレが、4月にウジャマー演説を行った。タンガニーカ政府により、土地保有制度改革案の発表(リースホルドの採用、開発条件の厳格化)。		

63	<p>伝統的首長(リーダー)制度の廃止 (隣国ケニアの独立:12月) 地域慣習法令(Local Customary Law No.4 Order)により、土地の長子相続を認めた(長男は3分の1、娘は10分の1~20分の1を相続)</p>	<p>「自由保有改変・政府賃借権法(Freehold Titles <Convention> and Government Leases Act) 1963」、および「占有権(土地開発条件)法(Right of Occupancy <Development Conditions> Act 1963)の成立により、フリーホールドは消滅。</p>	
64	<p>タンザニア連合共和国の成立、第1次5カ年計画(64-69)(政府主導による国営化政策)</p>		
65		<p>「土地保有(入植村)法(Land Tenure <Village Settlement> Act 1965」、および「農村入植行政法(Rural Settlement Commission Act) 1965」の成立。農村入植行政官に入植村の土地占有権を付与し、開発計画を作成していく(多くは失敗)。</p>	
67	<p>2月: アリューシャ宣言の採択 (ウジャマ―社会主義体制の導入、男女平等、女性の地位向上などを明言)</p>		
68		<p>ニユンバヤ・ムング・ダムと貯水池の完成(ハレ発電所)、洪水で43家族がチエケレニに入植。</p>	
69		<p>「政府賃借権(占有権に改変)法(Government Leasholds <Convention to Rights of Occupancy> Act)の成立 (これにより1963年の自由保有改変・政府賃借権法は廃棄された)(リースホールドは占有権に転換された。全ての土保有は、占有権による土地保有ということに一元化された。)</p>	<p>チエケレニがウジャマ―村になることが決定。</p>
1970			<p>タンザニア国より日本政府に対してキリンマンジャロ州総合開発計画の要請</p>
71	<p>婚姻法(Marriage Act No.5)の制定。</p>	<p>チエケレニでウジャマ―村への入植開始(最初は約40人)。チエケレニ村は、共同農場及び独自に4kmの灌漑用水を作った。低価格のためサイザル工場は廃止。</p>	

72			ニエレレ大統領がチケレニを訪問(6月)。ラウ川からの灌漑水路の建設に支援することを約束した。水路は建設されたが、水がラウ川に戻ってしまうので、共同農場では十分な用水は確保できなかった。キリマンジャロ国際空港の開港。	
74	第一次オイルショック、国家的食料不足、水利用法(監理及び調整)の制定			JICAキリマンジャロ地域総合開発計画(KIDP)調査開始(74~77)
75	第3次5か年計画。雇用機会均等法の制定。	ウジャマー村法 (Ujamaa Villages Act No.21 of 1975) (通称Villagization Act)	ローアモシでは大干ばつで、食糧不足と飢饉。	
77	タンザニア革命党(GCM)の誕生。憲法制定(ジェンダー平等と公正、社会、経済、政治への女性の傘下の権利の保障)(1984,2000,2004年に改正)。 <small>[東アフリカ共同体(EAC)の解体]</small>			10月 JICAキリマンジャロ地域総合開発計画(KIDP)報告書完成
78	タンザニア・ウガンダ戦争。輸出用の換金作物の実質価格の低落。	改訂ウジャマー村法(戸主に土地を配分するとされたため、女性の土地所有に不利になった)		(技協1)JICAキリマンジャロ農業開発センター計画(KADC)(78-86)
79	第二次オイルショック		大きな洪水被害。	12月JICAキリマンジャロ農業開発計画実施調査(F/S)開始(79~80)、KADCの建設開始
1980	経済的に困難な10年、外貨となる一次産品の国際価格の低迷。			3月 キリマンジャロ農業開発計画実施調査(F/S)終了、KADCの完成
81	オイルショックの影響などもあり、80年代を通じて、経済が衰退化した。	Land Reform Commission の設置。	大きな旱魃。	(一般無償)キリマンジャロ農業開発センター(KADC)が完成(20億円)。トライアルファーム(10ha)の開始。ローアモシ農業開発計画に33億円の円借款。キリマンジャロ送電線網に16億円の円借款決定。
82	82-84 構造調整計画策定。女性と開発政策(Women in Development Policy)		旱魃。	ローアモシ灌漑計画円借款の締結(33億円)
83	83~85 周辺国で大干ばつ			パイロットファーム(100ha)の完成。(天皇陛下(皇太子の時期)のタンザニアキリマンジャロ訪問)
84	生活必需品や医療水の不足など。		ウジャマー村の共同農場の閉鎖。(ローアモシ灌漑地区へ日本政府が直接支援した期間:84~93)	(有償)ローアモシ灌漑計画(水田1100、畑地1200ha)施工開始(加藤氏赴任)

85	5月:ムウニ大統領就任(~95)。タンザニア政府による国連女性差別撤廃条約(CEDAW)の批准。[第1回世界女性会議:ナイロビ]	村落評議会の下に水利利用者委員会(Water Users Assemblies)(中央と村ごと)が形成された。ローアモシに一部電気が供給された。	電力供給案件への協力(有償) KADCにも電気が配線された。
86	世銀・IMF勧告を受け入れた、構造調整政策の導入(貿易制限の緩和、緊縮財政、公共部門の縮小、自由市場化の促進、等)。	経済の自由化が進み、ウジャマ政策と逆行した。	(技協2)JICAキリマンジャロ農業開発計画(KADP)(86-93)、トラクター供与(2KR)
87		水利者組織(Water Users Association:WUA)、中央WUAが設立されて強化された。	(有償)ローアモシ灌漑計画(水田1100、畑地1200ha)竣工(completion)(ムウニ大統領が参列)
88		年3回のローテーションの導入(500ha×3作)。単収が6t/haに。	トラクターのスペアパーツの供与
89		Ujamaa村のPilot Farmの採算が合わなくなって、賃金制が廃止された。収穫の25%は村に、残りは農民に分配された(in kind)。	(一般無償)キリマンジャロ穀収穫後処理施設完成(Rice Center in Chekereni)(5億5千万円)
1990	地域開発・女性・子ども省の設置 [東西冷戦の終結。南アではネルソン・マンデラが解放された]	洪水被害	(一般無償)Ndungu灌漑計画:水田680ha 竣工。ムウニ大統領が参列。
91		大統領土地諮問委員会の設置(イッサ・シブジが委員長に任命される)	
92	複数政党制の導入(憲法改正)。タンザニアWID政策の採択。	11月:大統領土地諮問委員会の報告書(シブジ報告書)の提出。	
93		CHAWAMPU(コメ生産者組合)設立(WUAが改編された)。チケレニ村は、政府から99年間の村土地使用許可を正式に承認された。トラクター管理がKADCからCHAWAMPUに移管された。	第1回東京アフリカ会議 TICAD I(Tokyo)
94	地方選挙。[南アフリカでアパルトヘイトの廃止]	圃場の耕作可能面積が当初の3分の1になった。	(技協3)JICAキリマンジャロ農業技術者訓練センター(KATC1)(1994.07-2001.07) 全国展開
95	国政選挙。ムカパ大統領(~2005)、選挙法(女性の議席確保)。市民法(Citizenship Act)(18歳以上の男女に婚姻を認めた)。第4回北京女性会議でモンゲラが議長になった。	国家土地政策(National Land Policy 1995)(氏族の土地に関しては慣習法を適用することを認めた)	チケレニとラウで大洪水。ムカパ大統領がローアモシを訪問

96	構造調整政策の継続(農産物価格、農産物流通の国有管理の廃止、補助金の削減、民間資本の活用、国営企業の民営化など)。南アフリカからの投資の増大など。	(Ndungu灌漑地区では住民組合に灌漑施設の維持管理を委譲。10年間、機能しなくなった)
97	貧困撲滅戦略の策定。	
98	性的暴力法(特別法)(刑法で女性の性器切除FGMの禁止)	TICAD II (Tokyo)
99	地方選挙。 タンザニア開発ビジョン2015。 ニエレレの死去。	「Land Law Act 1999」, 「Village Land Act 1999」の成立(女性にも男性と同等に土地相続・所有を認めた)(ウジャマア時代の村落共有地を新規登録して、地方政府が管理)
2000	国政選挙。 債務削減のための 貧困削減戦略文書 (PRSP)により、基礎教育、保健、農村開発などが見直される。地域開発・ジェンダー・子ども省に改称。女性とジェンダー国家開発政策。HIVエイズ国家政策。[国連ミレニアム開発目標の設定:~2015]	ローアモシにおいて水不足が深刻になる。
1	初等教育の無償化。[東アフリカ共同体の再結成]	(技協4)キリマンジャロ農業技術者訓練センター(KATC2)(2001.10-2006.09)、「全国灌漑マスタープラン調査」(2001-04)
2	「性的暴力法」(Sexual Offences <Sexual Provisions> Act: SOSPA)(FGMの禁止=成人女性の18%)、「地域慣習法」(Local Customary Law)(寡婦は相続権なし、子どもの性別による不平等な相続)。[アフリカ連合AUの発足]	KATC2のもとでジェンダーへの取り組みが開始される。
3	農業セクター開発プログラム (Agricultural Sector Development Programme:ASDP)(7年計画で実施は2006-13)	TICAD III (Tokyo)
4	地方選挙。	改正土地法1999 -男女の土地所有の平等の権利、及び夫婦の共同名義の承認。

5	<p>国政選挙。 ジャカヤ・キクウェテ大統領就任。 7月: 第2次PRS「成長と貧困削減のための国家戦略」(MKUKUTA)(農業重視)</p>		
6	<p>タンザニア共同支援戦略 (JAST: Joint Assistance Strategy for Tanzania) (19ドナー)</p>		
7	<p>(HIV感染者は推定で140万人)(妊産婦死亡率は10万出生対578人と高い)</p>	<p>8月にキクウェテ大統領がNdunguを訪問。ローアモシには来なかった。しかし、水争いをやめるように忠告した。勧告を受けて11月にLOMIA(ローアモシ灌漑組合)の設立(CHAWAMPUから灌漑部分が独立し、さらに地区外2村を含む流域組織になった)</p>	<p>(技協5) JICAタンザニア灌漑農業技術普及支援体制強化計画(TANRICE-1)(2007-2012) DADP 灌漑事業ガイドライン策定・訓練プロジェクト。第5次貧困削減支援貸付。</p>
8	<p>キクウェテ大統領がAUの総会議長に就任(2008.01~2009.02)。</p>	<p>ローアモシにおいて水争いが深刻になる。</p>	<p>TICAD IV (横浜市): CARD イニシアティブ(アフリカ稲作振興共同体: Coalition for African Rice Development)の開始。10年間でアフリカのコメ倍増計画。灌漑開発10万ヘクタールの目標。農業セクター開発プログラム(ASDP)事業実施監視能力強化計画。第6次貧困削減支援貸付。</p>
9	<p>地方選挙。 農業開発政策 (Kiloma Kwanza: 農業第一) 国家コメ開発戦略(2018年までに196万トン生産目標)。地方政府法(Local Government Act 2009)の成立。</p>	<p>チケレニに共同水栓が政府により設置されたが、機能しなかった。 (7月 Ndungu灌漑地区では、UWAMASNDUという灌漑組織ができた)</p>	<p>「よりよい県農業開発計画作りと事業実施体制作り支援プロジェクト」(2009-2012)。 第7次貧困削減支援貸付。</p>
2010	<p>国政選挙。 第3次 PRSP 策定済/HIPC: 国家貧困削減戦略(MKUKUTA II)(2010/11年度から5年間)経済成長と貧困削減を目標。</p>	<p>LOMIAからチケレニとオリアが実質的に脱退。水利が使用できなくなった。水利をめぐり、ラウ取水口に爆弾がしかけられたが未遂で終わった。</p>	<p>県農業開発計画(DADP)灌漑事業推進のための能力強化計画プロジェクトの開始(2010~2014)。 第8次貧困削減支援貸付。</p>
11	<p>第1次5か年開発計画(FYDP-I: 2011/12~2015/16年度)(インフラおよび人的資源の強化を通じて生産・貿易構造の変革を促進)</p>	<p>チケレニ村の教会に深井戸(84m)の共同水栓が設置される(有料)。</p>	<p>ASDP 事業実施監視能力強化計画プロジェクトフェーズ2。</p>

12	国勢調査(人口センサス)	地下水掘削(チケレニとオリアに1カ所ずつ)が政府によりおこなわれたが、機能していない。	6月: TANRICE-1の終了 12月: JICAコメ振興支援計画プロジェクト(TANRICE-2)の開始(2012-2018)
13		1月: 政府は、国内外の投資家による土地取得面積の上限を発表。	6月: TICAD V(横浜市)
14	地方選挙		マボギニ村長の改選予定。
15	国政選挙(新大統領が選出される予定)		

出典 : Kissawike 2008, Lerise 2005, TAWLA 2012, 池田 2010, 外務省 2009, 吉田 1997 などから筆者作成。

7. Since when he has been living here?
8. Final education :① <input type="checkbox"/> No education, ② <input type="checkbox"/> Primary (7yrs) ③ <input type="checkbox"/> Ordinary Level(4yrs) ④ <input type="checkbox"/> Higher Secondary (A-Level) (2yrs), ⑤ <input type="checkbox"/> College (1yr, 2yrs, 3yrs), ⑦ <input type="checkbox"/> University(3 yrs, 4yrs, 5yrs), ⑧ <input type="checkbox"/> Others()
9. Ethnicity:① <input type="checkbox"/> Chaga, ② <input type="checkbox"/> Pare, ③ <input type="checkbox"/> Sambaa, ④ <input type="checkbox"/> Others ()
10. Religion: ① <input type="checkbox"/> Christian, ② <input type="checkbox"/> Muslim, ③ <input type="checkbox"/> Others ()

Family Construction

12. How many sons and daughters do you have? _____
13. How many family members living with you now? _____
14. Who are they? (Name, relation, age, occupation, etc.)

F-2 Female Land Owners : Property and Land

1. Do you have your own savings? ①Yes ②No ③I don't know
 If yes, how did you get the savings?
 ①selling paddy, ②selling upland crops, ③agriculture labor,
 ④selling vegetables, ⑤selling food(what? _____),
 ⑥selling other items (what? _____), ⑧gift from children,
 ⑨other means (_____)
2. Do you have a bank account of your own?
 ①Yes ②No ③I don't know
 If yes, which bank do you use? _____
 If yes, can you withdraw money with your own decision?
 ①Yes ②No (what to do? _____) ③I don't know
3. Have you used loans? ①Yes ②No ③I don't know
 If yes, from which organization did you get the loans? _____
 How much did you borrow last time? _____
 What was the purpose of the loan? buy the agricultural land, buy the house,
buy food, buy agriculture input, school fees, medical fees,
others (what? _____)

Agricultural land holding

			Yourself	Husband
Paddy	LMIS (Plots)	Own		
		Renting		
		Lend		
	Outside of LMIS (Acres)	Own		
		Renting		
		Lend		
Upland Crops (Acres)		Own		
		Renting		
		Lend		
Orchard/Forest (Acres)		Own		
Coffee, Bananas (Acres)		Own		
Others :		Own		

Paddy Plots in LMIS

Plot Number	Meter	Area (m ²)	How did you/husband obtain? (Choose from the below)*	How far, or how many hours?
(1) Your Plots				

(2) Your husband's Plots				

*Choose from the list below:

- ①inherited from own father ②inherited from own mother
- ③inherited from own families/relatives (ex. Grandparents, specify who?)
- ④inherited from late spouse, ⑤inherited from spouse's family/relatives
- ⑥given/transferred by spouse while he/she is alive
- ⑦given/transferred by someone (specify who?),
- ⑧purchased by own with savings, ⑨purchased by own with loans,
- ⑩others (specify?)

1. How did you and your family come to live in this area? _____
2. What were you doing before cultivating the plots in LMIS? _____
3. If you are lending your plots to other farmers, why? _____
5. How was the lending fee (or in kind) is decided? _____
6. If it is in kind, why did you decide to do so? _____
7. How did you select the farmer to lend your plot? _____
8. Have you ever been asked to lower the lending fee by your farmer?
 - ①Yes ②No ③I don't know
 If yes, what did you do? _____
9. When and how do you collect the lending fee (in kind?) _____
10. Do you think the lending fee is cheap or expensive?
 ①Yes ②No ③I don't know _____
11. Problems: Any problems with your renter? _____
12. Problems: What are the problems you face in cultivation of paddy?
 (Ex. cows grazing, water control, getting seeds, fertilizer, pesticide, tractors, price of agricultural input, marketing, etc.) _____
13. Problems: What are the problems you face with other farmers, if any? _____
14. How do you think about growing beans and vegetables on the alleys? _____

Registration and Inheritance

1. Are your plots registered under your name? ①Yes, ②No ③I don't know
 If yes, where do you register? (Village Council, LOMIA, District Office, others ?) _____
 If no, why? _____
2. If you inherited from your father/mother, did you get the same amount of plots with your brothers and sisters? ①Yes ②No ③I don't know
 If no, why? _____
3. When you inherited the plots, did you face any problems?
 ①Yes ②No ③I don't know
 If yes, what kind of problems? _____
4. If you own the plots, does it make any difference in your position in your household?
 ①Yes ②No ③I don't know
 If yes, what are the differences? _____
5. Do you think it is important for you to have your own plots?
 ①Yes ②No ③It does not matter, ④I don't know
 If yes, why? _____
6. If you own the plots, is it easier for you to participate in CHAWAMPU or LOMIA meetings and activities? ①Yes ②No ③I don't know
 If yes, why? _____
7. Can you decide how to spend the income you gained from your plots by yourself?
 ①Yes ②No ③I don't know

If yes, on what things do you spend your income?

If no, who decide how to spend the income?

8. Do you have secret plots of your own? ①Yes ②No ③I don't know

If yes, how many plots and where? _____

Why do you need secret plots? _____

What will happen if your husband/family find out? _____

What do you do with the money you get from secret plots? _____

9. If you become a widow, do you have to return/transfer you plots to someone?

①Yes ②No ③I don't know

If yes, to whom? _____

Land Ownership custom

1. What is the traditional way of inheriting the land in your family/ethnic groups? _____

2. Do you know any old saying about women (or men) holding the land? _____

3. Do you think women should inherit the land ?

①Yes ②No ③It does not matter, ④I don't know Why? _____

4. Do you think women should inherit the same amount of land with men?

①Yes ②No ③It does not matter, ④I don't know Why? _____

5. If you have land, who will inherit your land? To whom will you give your land? _____

6. Do you give your land to your daughters? ①Yes ②No ③I don't know

7. What kind of problems do you face if you do not own the land in your name?

9. What does it mean for you to own your own land? What does land mean to you? _____

10. Do you know any land act/law regarding the inheritance and ownership of land for women and men? ①Yes, ②No, ③others (_____)

If yes, what do you know? And what do you think about the law?

F-3 Female Land Owners : Water Issues

Are you a member of LOMIA? ① Yes, ②No, ③I don't know

If you are a member of LOMIA, please answer the following questions.

[Membership]

1. When did you become a member of LOMIA?

Month: _____ Year: _____

2. Why did you become a member of LOMIA? _____

3. Are you an active member of LOMIA?

① Yes, ②No, ③I don't know Why? _____

[Attending the LOMIA Block Meetings]

1. Have you attended LOMIA Block meetings?

① Yes, ②No, ③I don't know

2. Do you have difficulties in attending the meetings? Yes, No

If yes, what are the reasons?

My husband does not allow me to attend, I am too busy

I feel shy to attend the meeting, It is not interesting to attend the meeting

I don't understand what is being discussed at the meeting

I don't speak good Swahili, I feel too young, My relatives are there,

Others (_____)

3. How many times have you attended the Block meetings this year? _____

4. When did you attend the Block meetings? (Check as many as you want)

beginning of the season, end of the season, any time meeting is called,

any others (_____)

5. Did you find the Block meetings useful ?

①Yes (why _____) ②

No (why? _____)

6. How do you know when and where the Block meetings are held? _____

7. Did you speak at the Block meetings?

- ① Yes (what did you say? _____)
 ② No (why? _____)
 ③ I don't know
8. If you speak out, do you feel that your opinion is well listened by others?
 ① Yes, ② No, ③ I don't know
9. Do you think the meeting is dominated by a certain group of people?
 ① Yes, ② No, ③ I don't know
10. Do you think the meeting is dominated by male members?
 ① Yes, ② No, ③ I don't know
11. Do you think many women are speaking out at the meetings?
 ① Yes, ② No, ③ I don't know
12. Do you know the total number of your Block LOMIA?
 And do you know how many women are members of your Block LOMIA?
 Total number: _____ Number of females: _____
13. Do you think it is important for women to attend the LOMIA Block meetings?
 ① Yes, ② No, ③ I don't know
 If yes, why do you think it is important? _____
14. Any suggestions for LOMIA Block meetings? _____

[LOMIA Fees and Water Fees]

1. How much do you pay for LOMIA fee in total for one season?
 Tsh. _____ for (_____ Plots)
2. Do you know how much is your water fee, out of LOMIA fee?
 Tsh. _____ for (_____ Plots)
3. Do you think the water fee is cheap or expensive?
 ① cheap, ② expensive, ③ I don't know
4. To whom do you pay for the LOMIA fee? _____
5. Do you think all farmers using water should pay for the water fee?
 ① Yes, ② No, ③ I don't know
6. How do you think about farmers not paying water fee _____
7. Do you think LOMIA is managing the money and work very well?
 ① Yes, ② No, ③ I don't know

[Rules and Regulations]

1. Do you know the rules and regulations of LOMIA?
 ① Yes, ② No, ③ I don't know
2. What do you know about the rules and regulations? _____
3. Do you have any suggestions for the rules of LOMIA _____

[LOMIA Village Sub-Committee Members]

1. Are you a member of the LOMIA village sub-committee?
 Yes, No, I don't know
2. If yes, what is your function in the LOMIA village sub-committee?
 Chairperson, Vice Chairperson, Secretary, Treasurer
3. Why do you think you were selected? (or did you volunteer yourself, then why?) _____
4. Do you think the LOMIA village sub-committee is working well?
 ① Yes, ② No, ③ I don't know
 If yes, why? _____
 If no, why? _____
5. Do you know if there are any women in your LOMIA village sub-committee? _____
6. Any suggestions for your LOMIA village sub-committee? _____

[Central LOMIA]

1. Do you know there is a Central LOMIA? ① Yes, ② No, ③ I don't know
2. Do you think the Central LOMIA is doing a good job? ① Yes, ② No, ③ I don't know
3. Do you know if there are any women in Central LOMIA? _____
4. Any suggestions to the Central LOMIA? _____

[Water Distribution]

1. Do you get sufficient water to grow paddy in your plots?
 ① Yes, ② No, ③ I don't know
- 2-1. How many times do you cultivate paddy?
 once a year, twice a year, once every two years, once every three years,
 None for the past three years, Others
- 2-2 How many times do you cultivate maize in the plot?
 once a year, twice a year, once every two years, once every three years,
 None for the past three years, Others
3. Do you follow the water distribution schedule made by LOMIA and LMIS Office?
 ① Yes, ② No, ③ I don't know
 1. If yes, how often do you get irrigation water? _____
 2. If no, what are the reasons? _____
4. Are there any problems with water distribution schedule? _____
5. Do women or widows get less water than men? Why? _____
6. Do you have any suggestions for water distribution schedule? _____

[Water Conflicts]

1. Are you aware that there have been water conflicts in LMIS?
 ① Yes, ② No, ③ I don't know
2. What do you know about the water conflicts? _____
3. What do you think are the causes for water conflicts? _____
4. Do you think that the upper-stream has customary rights for using as much as water they want? ① Yes, ② No, ③ I don't know
5. Do you think that the down-stream people also have rights to get water ?
 ① Yes, ② No, ③ I don't know
6. Who has the priority rights for getting irrigation water? _____
7. Do you think women farmers or widows get less water than male farmers?
 ① Yes, ② No, ③ I don't know
8. Do you think all the farmers in LMIS should get equal amount of irrigation water?
 ① Yes, ② No, ③ I don't know
9. When the LMIS project came, what do you think was the agreement among people and government on using water? _____
10. What do you think to be done to solve the water conflict problems? _____
11. Do you have any suggestions for solving the problems? _____

[Canal Cleaning in LMIS]

1. Have you participated in cleaning the canals?
 ① Yes, ② No, ③ I don't know
If no, did you have to pay to someone? Or did you send someone else? _____
If yes, please answer the following questions: (Or if you sent someone else, please answer for that person)
2. How many days per season do you clean the canal? _____
3. When did you participate last time? _____
4. Which canal did you clean? _____
5. Did you clean the canal with a group? _____
6. More women participate than men? _____

	Main Person (LOMIA, farmer, laborer)	Men	Women
Main Canal			
Secondary Canal			
Tertiary Canal			
Water Course			
Farm Roars			
Others(

7. Who participate most? _____
8. Did you pay for any money for canal cleaning and maintenance to anyone? _____
9. Do you think the money for canal cleaning and maintenance is expensive?
 ① Yes, ② No, ③ I don't know

F-4 Female Land Owners : Livelihood

1. What is your household's major source of income? _____
2. How much is your household's annual income ? _____
3. Can you decide how to spend the income you gained from paddy labor?
 ① Yes ② No ③ I don't know
 If yes, on what things do you spend your income?
 If no, who decide how to spend the income?
4. Do you get any financial assistance from your family/relatives?
5. Do you conduct any business or income-generating activities apart from your agriculture work? _____
6. Do you do it by yourself or with group? _____
7. Paddy in LMIS: When was the last season? _____

1	Your plot (or renting) area (m)	m, m ²
2	How many bags of Paddy did you get ?	Bags
3	How many bags did you sell ? <input type="checkbox"/> Paddy, <input type="checkbox"/> Milling	Bags
4	How much was one bag? Total amount?	()Tsh x ()Bags = Tsh in total
5	How many bags of Paddy did you keep for your own household?	
6	How much did you pay for renting?	
7	How much was your production cost? (Agr. input, laborers, etc.)	

(How many kilograms is one bag? Paddy () Milled ()

8. Maize : When was the last season? _____

1	Your plot(or renting) area (m)	m, m ²
2	How many bags of Maize did you get ?	Bags
3	How many bags did you sell ? <input type="checkbox"/> Maize Grain, <input type="checkbox"/> Milling	Bags
4	How much was one bag? Total amount?	()Tsh x ()Bags = Tsh in total
5	How many bags of Maize did you keep for your own household?	
6	How much did you pay for renting?	
7	How much was your production cost? (Agr. input, laborers, etc.)	

(How many kilograms is one bag ? Grain () Milled ()

9. In your household, who make decisions on expenditure? (✓ or ✓✓)

		Husband	Yourself	Others
1	Food			
2	Housing (<input type="checkbox"/> Rent, <input type="checkbox"/> Own <input type="checkbox"/> Others)			
3	Energy (water, Electricity, etc.)			
4	Household utensils			
5	Clothes			
6	Medical care			
7	Transportation			

8	Education			
9	Entertainment			
10	Beautification			
11	Pocket money			
12	Social money (wedding, etc)			
13	Telephone			
14	Emergency			
15	Others (tax, etc.)			

10. At your household, who does the housework?

		Husband	Yourself	Others
1	Cooking			
2	Washing clothes			
3	Cleaning the house			
4	Fetching water			
5	Fetching firewood			
6	Caring for children			
7	Caring for the sick			
8	Grinding			
9	House construction/repair			
10	Security			
11	Controlling household money			

Energy

11. How do you get water in your household?

Drinking water: Washing water: Others (cattles, gardens, etc.): _____

If you have to pay, how much(per week, month?) _____

12. Do you get electricity?

① Yes ② No ③ I don't know

If yes, how much do you pay per month? _____

If no, what do you use for lighting? kerosene, candle, others (

13. What energy do you use for cooking? firewood, gas, electricity, others(

Food Intake

14. How many meals do you have a day? Once, Twice, Three times

15. How often do you eat rice per week? Once, Twice, Three times, More

16. How often do you eat meat per week? Once, Twice, Three times, More

Medical and Hygiene

13. Where did your wife deliver your children?

Home, village clinic, hospital, others(

14. Who attended your wife's delivery of babies?

traditional birth attendant, midwife in the community, Nurse, Doctor,

others(

15. Do you have toilets for your own household? ① Yes ② No ③ I don't know

16. What do you do if you get sick? _____

Livelihood

17. How do you want to improve your household income? _____

18. What are the main problems you face in your family? _____

19. How do you think you can solve these problems? _____

20. What is your dream for the future? _____

F-5 Female Land Owners : Marriage

1. Who decided about your marriage? _____

2. Did you have to pay or give anything to your husband side when you got married? _____

3. Did your husband side pay or give anything to you when you got married? _____
4. Who decided the number of children in your household ? _____
 - How many children did your husband want? _____
 - How many children did you want? _____
 - How many children did your family/relatives want? _____
5. Do you use any family planning methods?
 - ① Yes, ② No, ③ I don't know What do you use? _____
6. Are there any taboos in sexual activities?
 - ① Yes, ② No, ③ I don't know If yes, what are the taboos? _____
7. Have you experienced any mistreatment from your husband?
 - ① Yes, ② No, ③ I don't know What kind? _____
8. Have you faced problems with violence from your family members?
 - ① Yes, ② No, ③ I don't know What did you do? _____
9. What will you (or woman) do, if she gets any mistreatment or family violence? _____
10. Can you divorce your husband from your side, if you wish?
 - ① Yes, ② No, ③ I don't know If no, why? _____
11. If you get divorced, can you get your children's custody ?
 - ① Yes, ② No, ③ I don't know
12. If you get divorced, can you get any properties?
 - ① Yes, ② No, ③ I don't know If yes, what can you get? _____
13. Do you know any marriage (divorce) law? Do you think it is a good law? _____
14. If you get divorced, where are you going to live? _____
15. If you get divorced, can you get re-married easily with other person?
 - ① Yes, ② No, ③ I don't know Why? _____
16. If you husband gets divorced, can he get re-married easily with other person?
 - ① Yes, ② No, ③ I don't know Why? _____
17. If a woman finds out that she has HIV/AIDS, is it easy for her to tell her husband?
 - ① Yes, ② No, ③ I don't know Why? _____
18. If a man finds out that he has HIV/AIDS, is it easy for him to tell his wife?
 - ① Yes, ② No, ③ I don't know Why? _____
19. Do you know anyone who got HIV/AIDS in your community?
 - ① Yes, ② No, ③ I don't know
20. Is there any difference in stigma between a man and woman?
 - ① Yes, ② No, ③ I don't know If yes, how is it different? _____
 - If women get more stigma, why? _____
21. What would people say if someone got HIV/AIDS? _____
22. What are the most difficult things about your relationship with your husband? _____
23. What are the good things about your relationship with your husband? _____
24. What do you think about the ideal husband and wife's relationship? _____

資料 C.2 生活状況に関する質問票

(2012 年)

Day	Month	Interviewer:
-----	-------	--------------

(1) Name:	(2) 1. Male 2. Female
(3) Birth place:	(4) Birth year: Age:
(5) Residence : Sub-village:() Village: () Ward: () Phone: ()	
(6) Occupation: 1. Farmer (⇒ 1.Owner, 2.Renting, 3.Laborer. 4.Others:()), 2. Business, 3.Others:()	
(7) Marital status: 1.single, 2.married, 3.separated, 4.divorced, 5.widowed	
(8) Education : 1.No education, 2.Primary (7yrs) , 3.Ordinary Level(4yrs) 4.Higher Secondary (A-Level) (2yrs), 5.College (1yr, 2yrs, 3yrs), 6.University(3 yrs, 4yrs, 5yrs), 7.Others()	
(9)Ethnicity: 1.Chaga, 2.Pare, 3.Sambaa, 4.Others ()	
(10)Religion: 1.Christian, 2.Muslim、 3.Others ()	
(11) Occupation of your spouse, if married: 1.Farmer 2. Business 3.Others:()	

(12)How many children do you have? 1.Sons (), 2.Daughters ()

(13)How many persons are living in your household? ()

Relationship	Age	Relationship	Age
Myself			

(14) What is your household's major source of income?

1.Agriculture, 2.Business, 3.Employment, 4.Others ()

(15) What is your annual income? ()

(16) Who decide to spend your income?

1.Yourself, 2. Your spouse, 3. Your parents, 4.Others ()

(17) Do you have your own savings? (17.1) 1. Yes, 2.No, 3.I don't know

(17.2) If yes, how much do you have for your savings?

1. Less than Tsh10,000, 2. Between10,000~50,000, 3. Between 50,000~ 100,000,
4. Between 100,000~150,000, 5. Between 150,000~200,000 6.More than 200,000Tsh

(18) Do you have a bank account of your own? (18.1) 1. Yes, 2.No, 3.I don't know

(18.2) If yes, can you withdraw money by your decision? 1. Yes, 2.No, 3.I don't know

- (18.3) If yes, how much do you have in your bank account?
1. Less than Tsh100,000. 2. Between 100,000~150,000.
3. Between 150,000~200,000. 4. More than 200,000Tsh
- (19) Have you ever used loans/credit? (19.1) 1. Yes 2. No 3. I don't know
 (19.2) If yes, from which organization did you get the loans? (_____)
 (19.3) How many times did you get loans? 1. Once, 2. Twice, 3. More than 3 times
 (19.4) How much loan did you get last time? _____
 (19.5) What was the purpose of the loan? 1. Food, 2. Agriculture input/renting,
3. School fees, 4. Medical fees, 5. Build (repair) house, 6. Others (_____)
- (20) Do you give loans to other people? (20.1) 1. Yes 2. No 3. I don't know
 (20.2) If yes, how much loans did you give last time? (_____)
- (21) Do you get financial assistance from your family? (21.1) 1. Yes, 2. No, 3. I don't know
 (21.2) If yes, how much assistance do you get? (_____)
 (21.3) From whom did you get assistance?
1. Parents, 2. Brothers/sisters, 3. Others(_____)
- (22) Your residence: (22.1) 1. Own, 2. Renting(rooms, house), 3. Others (_____)
 (22.2) Rooms (living & bedrooms): 1. One, 2. Two, 3. Three, 4. Four, 5. More than five
 (22.3) Walls: 1. Cement, 2. Wood, 3. Mud, 4. Others(_____)
 (22.4) Roofs: 1. Iron sheet, 2. Grass, 3. Others(_____)
 (22.5) Floors: 1. Cement, 2. Wood, 3. Mud, 4. Others(_____)
 (22.6) Properties: 1. Radio 2. Radio Cassette 3. T.V. 4. Bicycle 5. Motorcycle
6. Refregerator 7. Sewing machine 8. Tractor, 9. Others (_____)
- (23) Your food intake:
 (23.1) How many meals do you take a day? 1. Once, 2. Twice, 3. Three, 4. Others (_____)
 (23.2) Eating meat per week: 1. Once, 2. Twice, 3. Three times, 4. Others (_____)
 (23.3) Eating rice per week: 1. Once, 2. Twice, 3. Three times, 4. Others (_____)

(24) Household food per week How much do you spend for your household food ?

		Tsh.			Tsh.
1	Maize		9	Fruits	
2	Banana		10	Cooking Oil	
3	Potato		11	Salt	
4	Rice		12	Sugar	
5	Meat		13	Tea Leaves	
6	Fish		14		
7	Beans		15		
8	Vegetables			Total per week	(_____)

Comments:

(25) Agricultural land/work (LMIS means only UM, LM, Rau, Chekereni & Oria)

		Yourself		Your Spouse	
		Block No.	meters	Block No.	meters
Paddy in LMIS	Own (circle <input type="checkbox"/> if lending)				
	Renting				
	Laboring				
Paddy outside of LMIS	Own (circle <input type="checkbox"/> if lending)	Location	acres	Location	acres
	Renting				
	Laboring				
Upland crops <input type="checkbox"/> maize <input type="checkbox"/> Others (_____)	Own (circle <input type="checkbox"/> if lending)				
	Renting				
	Laboring				
Orchard, Forest					
Coffee, Banana					
Others					

Comments:

(26) Yield: (26.1) Crops: 1. Paddy, 2. Maize

(26.2) Location: 1. LMIS, 2. Others (_____)

(26.3) The last season you sold? _____ ~ _____ 2011, 2012, (_____)

1	Plots, or Fields <input type="checkbox"/> Own, <input type="checkbox"/> Renting, <input type="checkbox"/> others	(_____) <input type="checkbox"/> meters <input type="checkbox"/> acres
2	How many bags did you get?	Bags
3	How many bags did you sell? <input type="checkbox"/> Grain(Paddy or Maize), <input type="checkbox"/> Milled	Bags
4	How much did you sell for one bag?	(_____)Tsh x (_____)Bag
5	How many bags did you keep?	
6	How much was your production cost? (agriculture input, labor fees, etc.)	
7	If renting, how much is renting?	
8	How many kg is one bag?	Paddy (_____ kg), Milled (_____ kg)

(27) **Household Expenditure** How much is the living cost of your household?

	Items	Expenditure	
1	Food		<input type="checkbox"/> day <input type="checkbox"/> week <input type="checkbox"/> month <input type="checkbox"/> year
2	Housing		<input type="checkbox"/> day <input type="checkbox"/> week <input type="checkbox"/> month <input type="checkbox"/> year
3	Drinking Water: <input type="checkbox"/> own pipe, <input type="checkbox"/> own well, <input type="checkbox"/> neighbor, <input type="checkbox"/> communal, <input type="checkbox"/> others ()		<input type="checkbox"/> day <input type="checkbox"/> week <input type="checkbox"/> month <input type="checkbox"/> year
4	Fuel for cooking <input type="checkbox"/> firewood, <input type="checkbox"/> charcoal, <input type="checkbox"/> gas, <input type="checkbox"/> others()		<input type="checkbox"/> day <input type="checkbox"/> week <input type="checkbox"/> month <input type="checkbox"/> year
5	Electricity: <input type="checkbox"/> TANESCO, <input type="checkbox"/> solar, <input type="checkbox"/> others()		<input type="checkbox"/> day <input type="checkbox"/> week <input type="checkbox"/> month <input type="checkbox"/> year
6	Household utensils		<input type="checkbox"/> day <input type="checkbox"/> week <input type="checkbox"/> month <input type="checkbox"/> year
7	Clothes (School uniforms, plain clothes)		<input type="checkbox"/> day <input type="checkbox"/> week <input type="checkbox"/> month <input type="checkbox"/> year
8	Medical care		<input type="checkbox"/> day <input type="checkbox"/> week <input type="checkbox"/> month <input type="checkbox"/> year
9	Transportation		<input type="checkbox"/> day <input type="checkbox"/> week <input type="checkbox"/> month <input type="checkbox"/> year
10	Education (School tuition, hostel, pocket money, etc.)		<input type="checkbox"/> day <input type="checkbox"/> week <input type="checkbox"/> month <input type="checkbox"/> year
11	Entertainment (visitors, alcohol, cigarette, etc.)		<input type="checkbox"/> day <input type="checkbox"/> week <input type="checkbox"/> month <input type="checkbox"/> year
12	Beautification		<input type="checkbox"/> day <input type="checkbox"/> week <input type="checkbox"/> month <input type="checkbox"/> year
13	Social money (wedding, funeral, sending off, etc.)		<input type="checkbox"/> day <input type="checkbox"/> week <input type="checkbox"/> month <input type="checkbox"/> year
14	Telephone		<input type="checkbox"/> day <input type="checkbox"/> week <input type="checkbox"/> month <input type="checkbox"/> year
15	Repayment (borrow, loans)		<input type="checkbox"/> day <input type="checkbox"/> week <input type="checkbox"/> month <input type="checkbox"/> year
16	Others ()		<input type="checkbox"/> day <input type="checkbox"/> week <input type="checkbox"/> month <input type="checkbox"/> year

(28) Any comment on livelihood management (conflicts, problems, etc.)?

(29) What is your future plans to improve your economic status?

資料 C.3 土地権に関する質問票

(2013 年)

Day	Month	Interviewer:
-----	-------	--------------

(1)Name:	(2) <input type="checkbox"/> 1. Male <input type="checkbox"/> 2. Female
(3)Birth place:	(4.1)Birth year: (4.2)Age:
(5)Residence : 5.1 Sub-village:() 5.2 Village: () 5.3 Ward: () 5.4 Phone: ()	
(6)Occupation: <input type="checkbox"/> 1 Farmer, <input type="checkbox"/> 2 Business, <input type="checkbox"/> 3 Others:	
(7) Marital: <input type="checkbox"/> 1.single, <input type="checkbox"/> 2. married, <input type="checkbox"/> 3. separated, <input type="checkbox"/> 4. divorced, <input type="checkbox"/> 5. widowed	
(8) Education : <input type="checkbox"/> 1. No education, <input type="checkbox"/> 2. Primary (7yrs) , <input type="checkbox"/> 3. Ordinary Level(4yrs) <input type="checkbox"/> 4. Higher Secondary (A-Level) (2yrs), <input type="checkbox"/> 5. College (1yr, 2yrs, 3yrs), <input type="checkbox"/> 6. University(3 yrs, 4yrs, 5yrs), <input type="checkbox"/> 7. Others()	
(9)Ethnicity: <input type="checkbox"/> 1. Chaga, <input type="checkbox"/> 2. Pare, <input type="checkbox"/> 3. Sambia, <input type="checkbox"/> 4. Others ()	
(10)Religion: <input type="checkbox"/> 1. Christian, <input type="checkbox"/> 2. Muslim, <input type="checkbox"/> 3. Others ()	
(11) Occupation of your spouse, if married: <input type="checkbox"/> 1.Farmer <input type="checkbox"/> 2. Business <input type="checkbox"/> 3.Others:()	

(12) Your plot in LMIS:

	(12.1) Block No.	(12.2) Plot No.	(12.3) Meters	(12.4) <u>Year</u> obtained	(12.5) How did you get? (from ①~⑭)
1.					
2.					
3.					
4.					
5.					

Choose from here:

①Given/allocated by the village, ②Given/allocated by the government, ③Given/allocated by other authorities, ④Inherited from my father, ⑤Inherited from my mother ⑥Inherited from my spouse (husband, wife), ⑦Inherited from other members of families/relatives: by whom? _____ ⑧Given by separation/divorce from spouse(husband, wife), ⑨Given by spouse while alive, ⑩Given/transferred by someone: by whom? ⑪Purchased with own money, ⑫Purchased with spouse money, and given to me ⑬Purchased with loans, ⑭Others: _____

(14) In case you got your plot by the village/government/authorities:

14.1. Did you own the land before the LMIS developed?

①Yes, ②No, ③I don't know

14.2. How did you get the land before LMIS?

14.2 How many ha of land did you have before the LMIS? _____
14.3. How many ha of plots did you get allocated after the LMIS? _____
14.4. Any problems you faced with the reallocation of plots under LMIS?

(15) If you inherited your plot:

15.1. How/Who decided that you can inherit the plot? _____

15.2. Was there a will from someone?

①Yes, ②No, ③I don't know

15.3. If Yes, who wrote the will? _____

15.4 Were you satisfied with the plot you inherited?

①Yes, ②No, ③I don't know

15.5 If No, why? _____

15.6. If you inherited among several wives, were you satisfied with you plot?

①Yes, ②No, ③I don't know

15.7 If No, why? _____

15.8. If you inherited together with your brothers and sisters, were you satisfied with your plot? ①Yes, ②No, ③I don't know

15.8 If No, why? _____

15.10 . Did you face any problems when you inherited your plot, and now? _____

(16) In case you bought the plot from someone:

16.1 From whom did you buy the plot? Name: _____

16.2 Sex of that person: ①Male ②Female

16.3 Your relationship with that person?

①Family/Relative, ②Friend, ③Neighbor, ④Village,

⑤ Others: _____

16.4 Why did the plot owner (he/she) want to sell the plot to you?

①to go back to hometown, ②to move to other cities/villages/areas,

②already living far away and could not continue farming,

③needed money for school fees, ④needed money to buy food/things for living,

⑥needed money to pay back the loans/credit, ⑦Others: _____

16.5 . Why did you want to buy the plot? (purpose)

①to cultivate paddy, ②to cultivate maize, ③to cultivate vegetables,

④Other reasons: _____

16.6 How much did you pay to buy the plot?

Amount: Tsh. _____ Plot No: _____ Meters: _____

16.7 How much did the owner want to sell the plot? _____

16.8 How did you get the money to buy the plot? _____

16.9 . Do you have a receipt/certificate of the land purchase?
①Yes, ②No, ③I don't know

16.10 If Yes, under whose name? _____

(17) Your status with the plot:

①Officially registered with village office as owner (can sell if I want)

②Not officially registered, but I am the head of the family

③Responsible for cultivating, but cannot sell with my own decision

③Others: _____

18.1 Any income /economic changes after you owned the plot?
①Increased a lot, ②A little increased, ③Same as before,
④ A little worsened, ⑤Much worsened, ⑥I don't know, ⑦ Others:

If your income was increased,

18.2 How much increase (per season or year) ? _____

18.3 How many bags of paddy or maize increased?

18.4 For what kind of things did you spend the income? _____

18.5 . If your income got worse, why? _____

18.6 Any other economic changes?

19.1 Your relationships changed after you owned the plot?
①Yes, ②No, ③I don't know

19.2 Relationship with your spouse has changed after you owned a plot?
①Yes, ②No, ③I don't know

19.3 How did it change?
①Improved a lot, ②A little improved, ③Same as before,
④ A little worsened, ⑤Much worsened, ⑥I don't know, ⑦ Others: _____

19.4 Why your relationship with your spouse changed after you owned a plot??

19.5 Your relationship with other family members changed after you owned a plot?
①Yes, ②No, ③I don't know

19.6 How did it change? And with whom? _____
①Improved a lot, ②A little improved, ③Same as before,
④ A little worsened, ⑤Much worsened, ⑥I don't know, ⑦ Others: _____

19.7 Why your relation with family members changed after you owned a plot?

19.8 Your relationship with your neighbors and friends changed after you owned a plot?
①Improved a lot, ②A little improved, ③Same as before,
④ A little worsened, ⑤Much worsened, ⑥I don't know,⑦ Others: _____

19.9 Why your relation with neighbors and friends changed after you owned a plot?
 Or what did they say after you got the plot? _____

19.10 Any other changes in your life after you owned the plot?_____

20.1 Do you pay LOMIA fee as an owner of the plot?
①Yes, ②No, ③I don't know

20.2 If Yes, how much do you pay per season? _____

20.3 If Yes, do you get the receipt under your name?
①Yes, ②No, (whose name? _____), ③I don't know

20.4 Are you registered yourself as a member of LOMIA?
①Yes, ②No, ③I don't know

21.1. Are you happy about owning your land? ①Yes, ②No, ③I don't know

21.2 If Yes, why? _____

21.3 If Not happy, why? _____

21.4 Do/did you face land conflicts? ①Yes, ②No, ③I don't know

21.5 What kind of land conflict do you have, or ever had before?

21.6 How did you try to solve the conflict?

21.7 What do you want to do with your land in the future?

21.8 To whom you will give your plot in the future?
①sons, ②daughters, ③I don't know, ④Others: _____

21.9 Why you want to give your plot to that person?

21.9 Are you going to write a will to give your land in the future?
①Yes, ②No, ③I don't know

21.10 Any other comments you want to make on your plot/land ?